

立命館八十五年史資料集
第四集

一九八八年三月

立命館史編纂委員会

立命館創始百二十年
學園創立九十周年
記念出版
學園史料集

立命館八十五年史資料集
第四集

一九八八年二月

立命館史編纂委員會

凡 例

一、『立命館八十五年史資料集・第四集』は「学園課題・施策に関する資料―その二」として、『第三集』に続き、立命館理事會・(学内)理事會・大学・大学協議會・臨時調査委員會・企画委員會・長期計画委員會等の学園課題・施策に関する一九七五年十月から一九八二年三月までの主要な文書を収録した。

二、引続き、学園課題・施策に関する資料―その三(一九八二年四月―一九八四年十二月)に大学声明・訴えに関する資料を加えて『第五集』を發刊する予定である。

三、資料番号は第三集に続く通り番号とした。

四、資料の収録にあたっては、なるべく原資料の体裁を保つよう努めたが、次の点を配慮した。

- 1 表題について、編者が注記したもの、および資料の年月日、機関名を付記した部分は「 」で示した。
- 2 原資料が横書のものであっても、すべて縦組みとし、その旨を☆印で示した。なお資料中の年月日等の数字については、そのまま漢字に直した。
- 3 漢字は常用漢字表・人名漢字表に改められるものはそれにより、また略字、俗字等は正字に改めた。用語、仮名づかい、送りかな、句読点等は原文のままとした。
- 4 資料の収録にさいし、編者が抜粋・省略したものおよび注記を付したものはすべて「 」で示した。すなわち「抜粋」「省略」「注・・・」等である。なお「 」で示しているのは原文のものである。

5 原文において明らかに誤記、誤字とみとめられるものは編者が訂正した。また疑義ある場合(ママ)を付し、誤用と思われるものは「 」で補い、脱字等は□で示した。出典は必要に応じて、その資料の末尾に「 」で掲げた。

立命館八十五年史資料集・第四集

学園課題・施策に関する資料―その二

目次

六八六 立命館大学の現状と課題 ————— 一九七五(昭五〇)・一〇・二二 立命館(学内)理事会……………1

六八七 立命館大学の現状と課題(その二) — 立命館大学発展のための

当面の重点施策 ————— 一九七六(昭五二)・一・二二 立命館(学内)理事会……………23

六八八 一九七五年度全学協議会確認 ————— 一九七六(昭五二)・一・二四 全学協議会……………42

六八九 「衣笠一拠点」実現の長期計画について―討議資料・一九七五

年度長期計画委員会答申 ————— 一九七六(昭五二)・四・二四 立命館(学内)理事会……………53

六九〇 二部教学の新しい展望―七五年度全学協議会確認にもとづく二

部教学の抜本的改善にむけて ————— 一九七六(昭五二)・一〇・八 立命館大学……………56

六九一 長期計画委員会の答申をうけて〔衣笠一拠点の早期実現をめざ

す全体計画について〕 ————— 一九七六(昭五二)・二二・一〇 立命館(学内)理事会……………69

六九二 立命館高等学校・中学校長期計画について ————— 一九七七(昭五二)・二 高中長期計画特別委員会……………73

六九三 新しい二部教学の実現のために―二部二講時制・二拠点の具体

的方策 ————— 一九七七(昭五二)・一〇・一 立命館大学……………95

六九四 第五次長期計画委員会の中間答申をうけて〔新三号館建設の提

唱と全体計画の見直し〕 ————— 一九七七(昭五二)・一〇・三 立命館(学内)理事会……………110

六九五	学園から暴力をなくすための確認	〔二九七七(昭五二)・一二・一九	学園振興懇談会)	……	114
六九六	人文科学研究所の現状と課題	〔二九七八(昭五三)・一・二四	大学協議会)	……	115
六九七	「末川会館」の建設について	一九七八(昭五三)・八・二五	立命館大学(学内)理事会	……	121
六九八	「立命館高等学校・中学校長期計画について」(答申)に対する(学内)理事会の見解	一九七八(昭五三)・九・二〇	(学内)理事会	……	127
六九九	『学問の自由と大学の自治』(討議資料)	一九七九(昭五四)・五・二四	立命館大学	……	128
七〇〇	立命館大学大学院改善要綱	一九七九(昭五四)・六	大学院委員会	……	137
七〇一	修学館の研究施設の整備・改善について	一九七九(昭五四)・九・七	(学内)理事会	……	147
七〇二	八〇年代の学園政策確立のために―立命館大学の現状と課題―	〔二九七九(昭五四)・一〇・二二	(学内)理事会)	……	157
七〇三	ふたたび学園政策と課題について	〔二九七九(昭五四)・一一・二二	立命館(学内)理事会	……	184
七〇四	学費問題をめぐる全学討議の到達点と今後の課題―八〇年代学園政策の確立のために―	〔二九八〇(昭五五)・一・一六	立命館(学内)理事会	……	192
七〇五	一九七九年度全学協議会確認	〔二九八〇(昭五五)・一・二一	全学協議会)	……	206
七〇六	修学館の研究施設の整備・改善および学部共通書庫の在り方について	一九八〇(昭五五)・三・五	(学内)理事会	……	226
七〇七	『公費助成推進のための白書』―私学危機を解決し国民のための教育・研究を進展させるために〔抜粋〕	一九八〇(昭五五)・七	公費助成推進のための立命館大学	……	227
七〇八	職員定数の検討について	〔二九八〇(昭五五)・一〇・二二	(学内)理事会)	……	232
七〇九	今日の情勢とわが学園の課題	〔二九八〇(昭五五)・一一・二七	立命館(学内)理事会	……	235
			全学連絡協議会	……	227

七二〇	学園〔学舎〕管理政策の確立のために	〔一九八〇（昭五五）・一二・三（学内）理事会〕	242
七二一	OD問題と大学院教学	〔一九八一（昭五六）・六・六 大学協議会〕	249
七二二	事務体制の整備について	一九八二（昭五七）・一・八（学内）理事会	256
七二三	本学における図書業務機械化計画委員会の答申について	一九八二（昭五七）・一・八（学内）理事会	264
七二四	推薦入学試験制度について	一九八二（昭五七）・一・二七 理事会（学内）	272
七二五	〔学園規模（学部、学生数、教職員数）について〕—第三次長期計画に関する答申〔一〕	一九八二（昭五七）・三・三二 八〇・八一年度長期計画委員会	277
七二六	二部教学の抜本的改革について—第三次長期計画に関する答申〔一〕	一九八二（昭五七）・三・三二 八〇・八一年度長期計画委員会	307
七二七	研究体制・条件、施設・設備、研究事務機構等研究活動の保障について—第三次長期計画に関する答申〔三〕	一九八二（昭五七）・三・三二 八〇・八一年度長期計画委員会	323
七二八	学部教学の改善・充実について—第三次長期計画に関する答申〔追一—1〕	一九八二（昭五七）・三・三二 八〇・八一年度長期計画委員会	343
七二九	学生の国際交流の制度化について—第三次長期計画に関する答申〔追一—2〕	一九八二（昭五七）・三・三二 八〇・八一年度長期計画委員会	351
七二〇	大学院教学の改善・充実について—第三次長期計画に関する答申〔追二〕	一九八二（昭五七）・三・三二 八〇・八一年度長期計画委員会	358
七二一	高中教学の改善・充実について—第三次長期計画に関する答申〔追三〕	一九八二（昭五七）・三・三二 八〇・八一年度長期計画委員会	366
七二二	図書館のあり方について—第三次長期計画に関する答申〔追四〕	一九八二（昭五七）・三・三二 八〇・八一年度長期計画委員会	368

七二三	厚生政策（生協の位置づけと役割を含む）について―第三次長期計画に関する答申〔追五〕	一九八二（昭五七）	・	三・三二	八〇・八一年度長期計画委員会	……	378
七二四	スポーツ政策について―第三次長期計画に関する答申〔追六〕	一九八二（昭五七）	・	三・三二	八〇・八一年度長期計画委員会	……	385
七二五	学園の民主的な体制・組織の整備について―第三次長期計画に関する答申〔追七〕	一九八二（昭五七）	・	三・三二	八〇・八一年度長期計画委員会	……	391

立命館 学園課題・施策に関する資料―その二

(一九七五年十月～一九八二年三月)

六八六 立命館大学の現状と課題

一九七五(昭五〇)・一〇・二一 立命館(学内) 理事会

はじめに

立命館大学は、一九七一年の中央教育審議会答申による大学再編成の方向に抗しつつ、私学危機が深化するなかで、それを克服する基本的方向である公費助成運動に積極的に取り組み、相対的低学費を堅持しつつ、一九七三年度全学協議会確認事項にもとづく教育・研究の民主的発展に努力してまいりました。しかしながら、政府の貧しい文教政策と不況とインフレの同時進行のもとで、私学の危機は極度に深化し、本学の教育・研究をささえる財政は重大な危機に直面させられています。

理事会は、公費助成運動によるその基本的解決の方向の強化を確認しつつも、本学の到達した民主的教育・研究を維持し、発展させるためには、財政破綻の進行を当面阻止する努力をさけることができず、やむをえざる措置として、一九七六年度新入生の学費と入学検定料の改定の必要性和その具体的改定案を一月三日と二一日の学園振興懇談会に提示しました。

学費問題は私学危機の集中的表現であり、それはとくに学生の生活苦に拍車をかけ、教育の機会均等に重大な侵害を与えるものであります。この問題を根本的に解決するためには、本学の全構成パートの英知と力を結集し、共同して私学危機の根源に迫る運動を展開すると同時に、本学のあらゆる面にわたる、より一層の民主化を実現していく以外にありません。

そのための討議資料として、ここに「立命館大学の現状と課題」を提出し、全学の討議の素材といたします。

一、私学危機について

私学の危機は、単に私学だけの危機ではなく、日本の全高等教育、教育全

体の危機の私学におけるあらわれであり、日本全体の経済的・政治的・文化的危機の一環であります。

世界的な不況のなかで、昨年来日本でも戦後最大の不況が進行しています。それは十数年続いた高度経済成長政策の破綻の結果であり、エネルギー危機や食糧危機をとめない、不況のもとでのインフレーション、公共料金の値上げといった事態が進行しています。そのもとで国民の生活と経営は根底からおびやかされています。勤労者の実質賃金の低下や失業問題、農民の兼業収入の減少や経営の破綻、中小企業の倒産、地方財政の危機とともに、学生の就職難も極めて深刻なものになっています。

また政治的には、公職選挙法の改正や小選挙区制の問題など議会制民主主義の形が化やファシズムの危険といった問題があります。

さらに、こうした経済的・政治的危機が、国民の文化的危機とからみあつて進行しています。とくに教育の分野では青少年の非行と学力低下が表裏一体となつて進行しており、高等教育を担当する大学においても教育の危機が深く進行しています。

私学の危機はこのような国民的危機の一環であります。それは現在、私学財政の危機を基盤にしながら大学自治にたいする政府の介入、教育・研究の低下など、私学の財政・体制・内容の全面にわたる危機としてあらわれています。

そしてこの危機は、国民にとっては学ぶ権利を保障する教育の機会均等の原則の破綻であり、教職員にとっては教育・研究・労働・生活条件の破綻であり、学生にとっては内容豊富で水準の高い教育を受け、学ぶ権利の破壊を意味します。

以上のような私学危機の根源は、政府の貧困で反動的な文教政策と不況のもとでのインフレーション政策にあるのであり、その根本的解決は、国民の教育を受ける権利を保障する大幅で民主的な公費助成の獲得、国民のための私学づくり運動以外にはありません。

二、公費助成について

私学危機とその集中的あらわれである学費問題を真に解決する道は、大幅で民主的な公費助成を獲得する運動以外にありません。

現在、わが国では同一年齢層の青年の三人に一人は大学に進学しています。またその大学生の八割は私立大学に学んでいます。こうして今日では大学進学はほとんどの青年の希望となっています。憲法と教育基本法は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」（憲法第二十六条）、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって教育上差別されない。」（教育基本法第三条）と規定し、大学教育をうけるにふさわしい能力をもつものは、だれでも平等に大学教育をうける権利をもち、経済的条件によって差別されてはならないことを規定しています。

ところが現実には、不況とインフレのもとでの国民生活の困難のなかで、経済的条件から進学をあきらめざるをえない層がふえており、国民の教育を受ける権利が侵害されています。

こうして、私学にたいする公費助成を要求する運動は、公教育・公共負担の原則を追求し、国民の教育をうける権利を保障する国民的意義をもった運動であります。

△1V 公費助成運動の成果

私学にたいする公費助成を獲得する運動は、昭和四〇年前後からの私立大学の学費値上げとそれに反対する運動のなかから急速にもりあがってきました。この運動の圧力のもとに、政府も昭和四五年から五カ年計画で私学の経常費の二分の一の補助を達成するという計画にふみきらざるをえなくなり、助成額は昭和四五年の一三二億円から五カ年計画の最終年である昭和四九年には六四〇億円にまで増加し、またこの年には運動の高まりのなかで、助成金としては異例の補正予算七〇億円を獲得しました。しかしながらこれを含めても、私大の経常費のわずか一七％にしかなっていません。

ん。けれども昭和五〇年には一、〇〇七億円の助成予算を組ませ、さらに昭和五一年の文部省の概算要求では一、五五一億円と、政府各省の予算要求が対前年比一五％増におさえられたなかで、私学助成については五四％増の予算要求をせざるをえない状況にさせています。本学の場合をとってみても、経常費助成額は昭和四五年の八、六〇〇万円（経常支出の四・五％）から、昭和四九年度の五・二億円（経常支出の一三・五％）に増加し、さらには昭和五〇年度の予算では七億円（経常支出の一六・二％）が見込まれるにいたっています。学生一人当りでは、昭和四五年の四、三〇〇円から昭和四九年度の二・六万円、五〇年度予算では三・五万円が見込まれています。

このようにして、公費助成運動の現在までの成果は当初の目標からすればまだまだ不十分なものでありますが、それでもその増加率は相当高いものであり、われわれはこれまでの運動の成果に確信をもち、今後、この運動を全国的な運動として飛躍的に発展させるために全力をつくさなければなりません。

△2V 本学における公費助成への取り組み

本学を構成する各パートはそれぞれ独自の立場から公費助成運動に取り組み、それぞれ全国でもっとも高い水準の運動を展開しています。全学連に結集する学生の運動、全院協を中心とする院生の運動、大学生協連を通ずる生協の運動とならんで、教職員組合は日教組私学部を中心とする署名活動や昨年結成された京都私立大学教職員組合公費助成推進会議によって運動をすすめています。教授会はずでに昭和三八年から国庫負担に関する関西連絡協議会によって運動を展開してきましたが、昨年一月には国庫助成に関する全国私立大学教授会連合が結成され、運動は全国的な規模にまで広がっています。大学も私大連盟や全私学連合として運動を展開するとともに、一昨年からは京滋地区にある二七私立大学のすべてを結集した京滋地区私立大学学長懇談会によって、毎月の例会や各政党との懇談会、中央請願行動、文部大臣への要請などに参加し、公費助成運動に取り組んでいます。

本学における運動でとくに重要なのは、昭和四五年の全学協議会確認事項にもとづく「公費助成推進のための全学連絡協議会」と「学部連絡協議会」の結成であります。全学連絡協議会は理事会・教授会・教職員組合・院生協議会・一・二部学友会・生活協同組合という学内の全構成パートによってつくられており、各パートはそれぞれの立場から独自の運動をすすめるとともに、要求の一致にもとづいて持続的に統一した行動をとっています。昭和四八年の学費問題を契機にして活動が強化され、署名活動や中央請願行動、府・市当局への要請、パンフレットやビラの配布、講演会や学習会・シンポジウムの開催など多面的な活動を行なってきました。事務局を総務課におき、毎週土曜日に定例会議を開き、事務局ニュースを発行しています。学部連絡協議会は各学部教授会・事務室・学部自治会の三者で構成され、学部段階で統一した運動を展開する中心的組織であります。現場に根ざした広範な運動をすすめるためには学部連絡協議会の活動を強化する必要があります。

一九七三年度の全学協議会確認事項では、大学機関が日常的業務として恒常的に公費助成運動に取り組むことが確認されています。そのために総務課がその担当課とされ、全学連絡協議会の事務局も強化され、その他の部課も日常業務のなかに公費助成をどう位置づけるかという見地から、とくに地方自治体への要求整理などに取り組んできました。今後この点はなお強化していく必要があります。また、公費助成運動を国民運動として展開していくためには、わたくしたちの最も身近かな国民層である父母や校友にまず働きかける必要があります。その意味で父母への署名要請や父母との懇談会の開催、全国に一〇万人以上いる校友への署名要請などの活動も今後さらに強化する必要があります。

△3▽ 当面する情勢と課題

本年の七月四日「私立大学振興助成法」が、ほとんど審議らしい審議がなされないまま自民党単独で強行成立させられました。この法律には、学生や父母負担に対する軽減規定がほとんどみられず、経常費助成については年次計画を明示せず、また「その二分の一以内を補助することができる」

となつていて、国の助成義務が骨抜きにされており、さらに、傾斜配分と私学の統制に法的根拠をあたえるものになっていきます。そうした意味でわたくしたちが要求してきた大幅で民主的な公費助成制度とはかけはなれたものであります。

政府は、この助成制度を通じて、若干の助成とひきかえに私学への統制を強化し、中教審路線にもとづく大学の再編成を行なおうとしています。わたくしたちは、国民の教育を受ける権利と教育の機会均等を保障し、国民のための私学づくり運動の主要な環として、公費助成運動に取り組みたいと思います。

とくに、高度経済成長政策の破綻による経済危機・財政危機が深化するなかで、困難な情勢があるだけにこの運動を全国的運動として展開していく必要があります。

当面、わたくしたちは、全学連絡協議会で確認されている次の六項目の実現をめざし、来年度予算での大幅助成の獲得と自治体への要求運動などを重点課題として取り組むことにしています。

- 1 私立大学における父母・学生の学費負担を軽減するため、授業料に対して年間一〇万円の直接補助を実現すること。
- 2 学費を値上げしなくてもすむように、私立大学の経常費に対して、早期に二分の一を補助すること。
- 3 奨学金の国公私立間の格差を是正し、奨学金の増額および採用人員の拡大をはかること。
- 4 左記の事項について特別の助成を行なうこと。
 - (1) 夜間大学設置に対しての特別助成。
 - (2) 教育・研究施設・設備の充実をはかる特別助成。
 - (3) 身体障害者の勉学を保障する施設・設備の充実をはかる特別助成。
- 5 経常費助成方式を民主的に改善すること。
 - (1) 助成分配結果を公開すること。
 - (2) 学費を安くおさえている大学に多くの助成金を配分する助成方式をとること。

6 私立大学の自主性を尊重する公正で民主的な配分機関を確立すること。

三、相対的低学費の堅持について

本学では、戦後一貫して相対的低学費が維持されてきました。このことが「庶民の大学・立命館」として社会的にも評価され、またそれが、相対的に低所得の勤労者の子弟の本学への入学を保障することによって、教学および財政の民主化を促進する客観的な基礎をつくってきました。

△1▽ 相対的低学費の意義

1 相対的低学費は、国民の教育を受ける権利・教育の機会均等の原則を、個別大学の限界内ではあれ、最大限に追求しようとする政策であります。公費助成運動は、この同じ原則を私学全体について実現しようとするものでありますから、同じ原則の二つのちがったあらわれとみなすことができます。

2 相対的低学費の追求は、学費を大学の教育・研究以外には使わないということ、また学生・院生・教職員の要求にもとづいて、全学的観点から、できるだけ効果的な財政運用をめざすということ、これらを通じて財政の民主化を実現する原動力になりました。

3 このような財政の民主化は、学園全体の民主化なしには実現できなかつたものであり、本学における相対的低学費の維持は、本学の体制上の民主化と不可分の関係にあります。

4 相対的低学費は教育の機会均等と国民の教育要求にこたえる観点から追求すべきものであり、内容豊富で水準の高い教育・研究という教学内容の問題を抜きにして、単に額だけの問題として考えることはできません。本学は相対的低学費を堅持しつつ、教学内容の改善を最大限に追求してきました。現在はこれまでの到達点をふまえて新しい教学を創造すべき段階にきています。

5 本学における相対的低学費の堅持は、社会的にも大きな影響を及ぼし、入学辞退者の納付金問題、経営主義的観点からの学費値上げの抑制、公

費助成運動の促進などに大きな役割を果たしてきました。

△2▽ 相対的低学費の堅持

1 相対的低学費を維持しえた要因は、大学運営の民主化のなかで財政の民主化を実現させてきたこと、六学部からなる一定規模の総合大学としての確立と、勤労者のための大学教育としての二部改革を行なうことによつて、施設や人的条件の有効な利用をはかつてきたことにありますが、付随的には多数の受験生の集中による入学検定料収入の増大が、相対的低学費の維持に財政的に貢献しています。この点も本学の相対的に民主的な達成が生み出した一つの成果であります。

2 しかしながら、本学の相対的低学費を支えている一つの要因として、大学の民主的あり方の追求という観点から、かなり問題である点もあります。それは教職員の教育・研究・労働条件の低位と学生の教育要求を不十分にしか保障しえていないという形で矛盾がしわ寄せされて存在するということです。この点は、今後全学の努力で克服していくべき重要な課題であります。

3 現在、不況とインフレの同時進行のなかで、従来の学費額をそのまま維持できず、学費の改訂を提起せざるをえない事態になっています。しかし、相対的低学費の原則は教育の機会均等の見地からあくまでも堅持されなければなりません。

4 今後、相対的低学費を維持していくためには、衣笠一拠点化のなかで総合大学のもつ長所を全面的に發揮すること、財政の民主化をさらに一層すすめる学生・院生・教職員の要求にもとづいた財政運営を行なうこと、なかんずく理事会をはじめ、全教職員・学生・院生が、相対的低学費の意義を深く理解し、その立場に立って、学園の全面にわたる民主化を徹底させていくことが重要であります。

△3▽ 相対的低学費は、あくまでも相対的に、個別大学次元で行なえる努力であつて、おのずから限界を持っており、教育の機会均等を完全に実現するには民主的で大幅な公費助成獲得の運動との結合をはからなければなりません。

四、学生・院生・教職員の実態について

以上のべてきたように、このきびしい「私学危機」の全般的な深化のもとで本学が国民的要請にもとづく教育・研究を守り発展させるためには、まずなによりも学生・院生・教職員の実態を全面的に正しくとらえ、そのうえにたった施策でなければならぬことはいうまでもありません。その際、これらの実態は、それぞれの教育現場における日常的接触や各事務組織における具体的な諸問題をとおしてとらえられることが重要であるばかりでなく、さらに学生・院生・教職員の教育・研究・生活上のさまざまな要求をめぐって全面的に把握されなければならないと考えます。したがって、これら学生実態の全面的な把握については、今後さらに全学の討議のなかで相互にかつ十分な認識をつくりあげることが必要ですが、ここでは主として今年度実施してきた教学実態調査、学生生活実態調査等を中心にしながら、以下に主要な点を指摘しておきます。

△1V 学生の学習実態の特徴点

本学における学生の学習実態に関して注目すべきことは次のとおりです。

(1) 小集団教育を軸とした学生の自主的学習活動の前進とその実態

このことは、各学部におけるプロゼミ、二回生講読、三・四回生演習等における学生の出席状況がつねに八五％の出席率を維持し、各クラスにおける授業の参加状況も六三％の学生がそれぞれに本学における小集団教育の意義および目的にそって参加していることにみることができま
す。さらにこれらは、単に授業のなかだけではなく、学部学生共同研究室や図書館の利用状況、セミナーハウスの利用状況、さらには、サブ・ゼミその他の研究活動に伴う活発な教室利用状況などからみても十分に
みとめることができます。(今年七月に開所した宇多野セミナーハウス
では、この二カ月間で延べ三、六〇〇クラス(またはサークル)の利用
実態をみていますし、学部学生共同研究室の利用は全体の五二％の学生
が主として小集団教育授業の準備やサブ・ゼミのために利用しています。)
しかし、このような実態のなかでも他方クラス学生のなかには、小集

団教育でのそれぞれの授業の内容や目的がつかめずに「よくわからない」とする消極的部分が約三六％あることも見逃すことのできない問題です。これらの主要な理由は「授業の内容に興味がない」とするものや「討論や報告が苦手」とするものもありますが、これらについてもさらにクラス学生とよく話し合った授業方法の改善や授業内容、テキスト等の改善とあいまって検討すべき課題であると考えます。とくに、三・四回生演習においては、この間「二年制ゼミ」の実現に向けて一定の改善をおこなってきていますが、学生のなかにはいまだ「基礎的な学力の不足」
についていけないとする部分や、「テーマ研究の方法がつかめない」として困難性を訴えているものも相当みられ、これらは各学部における演習内容や指導の改善、ゼミ・オリエンテーションの充実とあわせて、さらに学部カリキュラムの体系化や履修の系統性の検討など今後の課題となります。

(2) 専門科目、一般教育科目等の学習実態について

専門科目や一般教育科目等の講義改善については、七三年度全学協確認事項の実践として、この間、講義要項の改善や講義レジュメの作成など一定の取り組みを行ってきました。その結果、学生の出席状況の全体を通じて六一％の学生が「二分の一以上」の出席を保っています。しかし一方では高年次になるにしたがって出席が低下していること、さらにその傾向は一般教育科目において顕著であることなどは重視しなければならぬと考えます。

専門科目の出席状況 (1/2以上出席者の比率)		
1 回 生	77.5%	
2 回 生	57.1%	
3 回生以上	52.2%	

一般教育科目の 出席状況 (1/2以上出席者の比率)		
1 回 生	40.2%	
2 回 生	23.5%	
3 回生以上	19.9%	

これら諸科目に対する学生の毎年度の履修選択が「時間割の都合のよいもの」という基準によって行なわれる実態がまだ多く残されていること(このことは高年次になるにしたがって高くなる)をみれば、これらに対する学生の積極的、意識的学習態度の涵養の諸施策が必要であり、それは同時に学部カリキュラム履修の系統化や集約化の課題につながる問題といえます。とくに、一般教育科目における大教室講義が学生の積極的な学習意欲を阻害している点を重視し、さらに今後の改善の課題にしたいと考えます。

(3) 外国語教育の実態について

本学における外国語教育の実態については、七三年度全学協確認事項の実践として全面的な実態調査が行なわれ、その把握と分析が進められました。ここではとくに「大学教育としての外国語教育」についての学生の学習意欲のバラツキや、そのことを反映した学習活動の不十分さが出されています。また、それぞれの学部で行なわれている授業の内容、テキスト、授業方法等について、また第二外国語などについてもさまざまな問題が出されています。これらについても今後さらに学生との話し合いを深め、内容をつめていきたいと考えます。

(4) 保健体育について

本学における保健体育については、今年度から小集団教育の一環としての保健体育教育を、さらに集団主義的観点からの授業内容として深めることを重視し、従来の「六種目ローテーション」を改革して、「三種目ローテーション」を実施してきました。ここにおける実態はさらにこれらの経過をふまえて総括したいと考えています。

(5) 教職課程について

本学における学生の教職課程の学習実態は、近年とくにその受講者が増大し、五〇年度における学生の教職課程履修届は一回生において三三%、三回生において二六%をしめ、またさらに教育実習受講者は五〇年度において九七三名をみるにいたっています。このことは本学の学生がいかに多く将来教職に就くことを希望しているかということを示すものであり、わが国の教員養成制度の改革ともあいまってさらに努力すべき課題で

す。

(6) 二部教学における学生の学習実態について

二部学生の学習実態については、今日の勤労学生をとりまく労働・生活条件のもとでの困難性がその学習実態に反映しています。これらは毎日の登下校の状況や、授業の出席状況、小集団教育や外国語の授業における準備学習の不足、外国語や体育実技における再履修者の状況、さらには卒業者の状況などに顕著にあらわれています。そしてこのような状況について二部学生の多くは「勤務等の都合」や「通学条件の困難性」のもとでの時間的余裕の不足が最大の原因であることを訴えています。

しかし、二部学生の学習実態のなかには、このような困難性があるにもかかわらず、小集団教育でのクラス活動や、専門科目等の受講実態において、勤労学生にふさわしい積極的な実態をしめしており、今後の二部教学の改善についてはこれらの積極面に基礎をおいた「二講時制」の課題や、学部教学のカリキュラム改善をさらにすすめる必要があると考えています。

△2▽ 学生の厚生・生活・課外活動、就職活動の実態について

1 本学学生の生活実態の特徴

(1) 本学学生の生活実態をみる場合、一部学生においては、その七二%がいわゆる「自宅外通学者」であるということが大きい特徴です。これはこの数年来の本学への入学志願者の全国的な増大の結果であり、このことはまた本学が平和と民主主義の教学理念のもとに、相対的低学費の政策をとりながら、教育の機会均等の保障に一定の役割を果たしてきた結果であるといえます。

しかし、また、そのことは、本学学生の父母層が、他大学と比較して相対的に低い所得者が多く、このような父母の困難な経済状況のもとで、学生の学費と生活が負担されている状況をしめています。

したがって、本学の学生の多くは、その生活費の不足部分をアルバイトや奨学金によって補いながら生活を維持しています。

学生のアルバイトの就労状況では、その約九一%が何らかのアルバイトを行なっており、そのうちの約四八%は年間恒常的にアルバイト

に従事しています。

また、このような状況のもとで奨学金の受給を希望するものは、本学学生の六一%にもなり、これに対する日本育英会の受給率は希望者の六一・五%しか充たされていない状況です。

- (2) 二部学生の生活実態では、本学の二部学生の約六〇%は定職を有する勤労学生であり、またこれに恒常的なアルバイトを加えると約八二%が昼間勤労に従事しながら二部に学んでいます。したがって二部学生の多くは自立性をもち、学費や生活費を自ら負担しているものが五五%をしめています。このような実態から、二部学生の場合には、不況と高物価・インフレのもとにおける経済的危機が直接的に労働条件や生活条件を悪化させ、勉学条件にも大きく影響し、困難の度をましています。

2 学生実態と厚生政策

- (1) このような学生実態をふまえ、また、その社会的条件をみるなかで、大学としても積極的な厚生政策をたて、これを推進することが重要な課題であります。この場合、その基本的な視点は、①政府によるインフレと不況の政策は、学生生活の破壊を促進していることの認識にたち、②学生厚生は、本学の教学を支え、発展させるためのもつとも重要な柱であり、③とくに現在の状況では教育の機会均等の保障がなによりも重大な問題であり、④したがって、このような観点から、その問題解決は、個別学園内において処理するべきものもありますが、基本的には公費助成運動として国・地方自治体に向けられねばならないと考えます。

(2) 個々の問題では、

① 住居の問題

京都府・市に対する四項目の請願運動をすすめ、七つの下宿確保策、下宿開拓と交通の増発の要求。

② 生活費問題

日本育英会奨学生の増員要求（現状は、年々若干の増加をしめし

てきており、また私立大学に対する別枠制度などできています。が、諸外国に比してわが国ではまだまだ国家財政にしめる割合が低く、また、本学学生の奨学金受給の要求も多くありますので、今後さらに補充採用に努力したいと思えます。）

また、さらに地方自治体の奨学生拡大要求、学内学資貸与制度の充実、大学院奨学制度の改善、条件のよいアルバイトの開拓、生活援助金制度の充実などを推進したいと考えています。

③ 生活協同組合に対する助成について

学生生活における学費と生活費の割合は、その実態がしめすことく年々後者の方が増大しています。それだけに、本学学生の生活協同組合に対する依存度も高まり、食堂や書籍部の利用は他大学に比して高い利用率をしめています。したがって生活協同組合の充実・強化はなによりも必要であり、これに対する助成をさらに強めなければならぬと思います。

④ 学生の健康管理体制の充実

学生の健康問題については、その勉学・生活の状況からも重要な問題であり、健康管理にむけての体制をさらに強化します。

⑤ 通学条件確保の問題

学生の勉学・生活条件にとって、通学にもなう交通問題は、学生の住居・下宿問題ともあわせて重要な問題です。とりわけ二部学生にとっては、この問題がその学習・勉学条件に大きな影響をもたらしている実態があり、交通行政の改善への要求とともに、大学としても一定の施策を講じる必要があると考えています。

3 学生の課外活動について

- (1) 学生の課外活動は、学生の集团的共同作業によって、正課で得た学習の成果を補い、これを見がくことによつて、自主的で創造的な人格の形成に寄与するものです。この意味で、課外活動は本学教学を支えるべき活動であり、したがってまたそれはなによりも全学生に基礎をおく民主的な活動でなければなりません。

(2) 本学における学生の課外活動の特徴は、①自治会活動、クラス活動、寮活動、各サークル(学術・学芸・体育)活動における集団化が大きく前進しています。②また、これらの諸活動の発展は、日常における教室の使用状況の活発化、セミナーハウスの利用の増大にみるクラス活動の増大、サークル・寮所属学生の卒業率の上昇、学会活動やゼミナール運動の進展、新入生歓迎行事や学園祭のとりくみ、立看板やポスターにあらわれている特徴などがありますし、③なによりもこれらの諸活動を保障する民主主義の徹底と暴力の否定を全学の力量で守ってきているところにあります。

(3) また、この成果を維持し、さらに発展させるためには、そのひとつの重要な要素として、大学は民主的な手続きを経てまとめられた諸要求を正しくうけとめ、大学の諸施策に反映させねばなりません。

4 学生の就職実態と本学のとりくみについて

(1) 大学における学生の就職問題は、本学の教育のもので育った学生は、実社会に送り出すという意味で本学教学の課題であり、また、学生は、学生生活でえた能力と適性に応じた進路のなかで、大学教育の成果を社会に還元させる意味をもっています。

この意味で、本学における就職業務では、具体的には、就職に関する情報、資料の収集と提供、就職にかなう助言と指導、就職の斡旋、求人の開拓およびアフターケアなどを行ない、就職の機会均等の保障のための諸活動を行なっています。

(2) 逐年、就職業務は上記の目的にそつて一定の充実をきてきていますが、とくに最近の政府の経済政策のもとで、学生の就職難というあらたな問題が提起されています。昨年においてすでにみられてきた内定取消や自宅待機にひきつづいて、本年度においては求人数の減少と採用予定人員の減少が、とくにいわゆる大企業を中心に顕著にあらわれ、さらには会社訪問の義務づけや「指定校制度」の復活による大学間の格差づけ、二部・女子学生への圧迫などがあらわれてきています。

(3) このような現状のもとで、本学としては、各関係団体などと団結し

て政府に対し、学生の就職の保障を要求するとともに、就職業務体制をよりいっそう強化し、就職相談・助言および指導の強化、求人開拓の強化、情報・資料の収集・提供の強化を行なっています。

△3▽ 大学院生の実態とその特徴点

本学における大学院は、民主的研究者養成機関として、学部教学を基礎としながらその前進をはかってきました。この間、各研究科におけるカリキュラムの改善をはじめ、共同指導体制や論文指導体制の強化、また院生の研究活動に必要な図書費の増額、共同研究会補助金の増額、研究室の整備、奨学金の増額等、諸条件の整備について一定の改善を行なってきました。

このようななかで、本学大学院生の研究活動は、それぞれの研究科を基礎とした集団的な共同研究活動を中心にしながら、さらには各研究科間にわたる共同研究や学習活動、大学間にわたる研究会や学会への参加、また学部学生の研究会への寄与など、それぞれに活発な活動が進められてきました。

しかし、一方では、これを支える研究条件の不備や、研究・生活条件を確保するための不安、アルバイトによる研究活動の阻害、就職や将来の進路に対する不安など、大学院生はさまざまな問題や悩みをもっていることも否定できません。

今後は、これらの現状と院生の研究・生活にかかわる諸要求をふまえ、全学的な討議を進めながら、基本的な本学における大学院政策を確立し、これにともなう諸施策を整備していく必要があると考えます。

△4▽ 教職員の教育・研究・労働・生活実態の特徴点

1 大学における教員の役割は、学問研究の成果に依拠して学生の教育にあたると同時に、ひろく学会活動や社会的諸活動に参加し、国民的要望にこたえる学術・文化の発展に寄与するところにあります。

大学教育の場における職員の役割は、それぞれの業務を通して教員・学生・院生が行なう教育・研究活動を支えるための行政上の運営をすすめるものです。そして、その実態のなから教学改善への提案や調整を

行ない、有効な執行がなされる責任を負っています。

本学が取り組んできた小集団教育を軸とする学部教学全般の改善は、他大学にみられない成果をあげており、現在はこれまでの到達点をふまえて新しい教学を創造すべき段階に達しています。このような教学改善の新しい段階を切り拓いてゆくうえで教職員の負担過重が大きな阻害要因になっています。この問題を全学の方で克服することが当面の重要な課題になっています。

教員の研究体制については、個人研究、学部での共同研究、人文科学研究所等を通ずる学部をこえた共同研究、ならびに学外との交流、学会活動等、悪条件にもかかわらず、教員の研究活動は最近とくに活発になっています。今後は本学の特徴を生かした新しい共同研究体制を確立し、悪条件を克服して、国民の要望にこたえる創造的研究活動を展開していく必要があります。

2 教職員の教育・研究・労働・生活条件

教職員の実態はきわめて多面的であり、また本学の歴史的に形成された民主的体制と共同化への努力が、他大学とはことなる条件をつくりだしていますが、教職員の実態にはきわめてきびしいものがあります。数字的指標だけでは全面的に実態を示すことはできませんが、一つの指標として他大学との比較の数字を出してみますと、

(1) 教員一人当り学生数は、国立大学平均が八・〇人、私立大学平均が三一・三人であるのに対して、関西三大学平均は五・二人、立命館大学は七・三人であります。また職員一人当り学生数は、関西三大学平均が五六人であるのに対して、立命館大学は七九人となっており、本学では教職員の負担が多くなっています。

(2) 研究図書費では、教員一人当り年間図書費（個人研究費を含む）は、関西三大学平均が三二・二万円（二二・六万円―四〇・九万円）であるのに対して、立命館では二二・〇万円であります。

(3) 賃金水準の比較は、給与体系のちがいがから、きわめて困難でありませんが、たとえば過去三カ年の本俸改定率をみてみますと、昭和四八年

度に関西三大学平均が一五・三%のときに立命館は一五・〇%、昭和四九年度に関西三大学が二八・八%であったときに立命館は二二・二%、昭和五〇年度に関西一大学（他は未定）が一九・〇%であったときに立命館は一八・〇%でありました。

3 教職員の要求について

(1) 教員の教育・研究条件の改善

本学教員の教育・研究実態は、さきにもべてきたように多大学との比較においても、またその内容においても改善しなければならぬ諸問題が多くあります。そのなかでも、とくに授業時間減の問題と、研究条件としての図書費の増額、学外研究員の増大等が強い要求として提起されてきています。

(2) 職員の労働条件の改善

職員もまた、他大学との比較においても相対的に少ない定員と、とりわけ二拠点体制の困難のなかで、多くの学生をかかえ、かつ、二部教学を支えながらそれぞれの業務にあたっていますが、そのような実態から必然的に超過時間の増大、時差出勤等によってその労働が過重され、職場の集団化や民主化を不十分ならしめる要因となっています。

このような状況のなかから、職場会議の時間内保障・研修の保障・休暇の保障等の要求が出されています。

(3) 賃金の面では、基本的な本俸の改定をはじめとして家族手当や諸手当の改善、また、福利厚生面では、退職金・住宅資金貸付制度の改善などが要求されています。

五、教学総括について

△1▽ 本学がすすめてきた教学改善の歩み（一九七三年度に至る）

1 本学は戦後一貫して「平和と民主主義」にもとづく新しい大学の創造をめざして、教職員・学生・院生が一体となって努力をかさねてきました。その歩みのなかで、一九六〇年に、学園の民主化、長期計画策定を

含む学園運営体制の強化、学園振興懇談会の設置、二部改革をはじめとする「新十二月原則」の全学的確認は、教学と経営との統一、全学的立場にたつての教学改善の出発点となつたという点で大きな意義をもつものでした。

2 一九六一年に入り、国民教育の目標と内容が、より具体的に提起されました。すなわち、国民教育の目標は憲法と教育基本法にそつた教育であり、「現代の社会的現実の中にあつて、歴史的展望をもち、いかなる場合にも希望を失わず、創造的人間、力強く生き抜くための知力・実行力・体力をもつた人間、人間を疎外する諸条件に屈従するのではなく、これを積極的に変えようをする人間」の創造をめざす教育であること。これを積極的に変えようとする人間」の創造をめざす教育であること。教育・研究の具体的方向は、教育・研究の社会的現実からの遊離による形式化を克服し、将来に生きる学生の諸要求にこたえ、現代の問題は何かを意識すること、また教育・研究の分断化にたいして、これを総合化するために教育・研究の共同化を図るべきこと（現代化・総合化・共同化）、という内容のものでした。

3 さらに一九六三、六四年において「学園振興基本要綱」が策定され、それをめぐる全学協議会において、(1)今日の大学の危機は教育・研究の危機としてとらえるべきこと、(2)危機克服の方法として、教学の「現代化・総合化・共同化」にたつての、カリキュラム、学部・学科・専攻、大学院制度の再検討、一般教育の検討を軸にした教学の体系的施策、小集団教育の確立、二部教学の改革などが確認されました。

4 一九六〇年代後半より七〇年代にかけて政府・文部省の反動的な文教政策がおしすすめられ、また「大学紛争」がひきおこされるなかで、本学は、総長選挙規程の改正、学部長公選制の実現などの学園民主化の前進とともに、教学改革をおし進めました。そのさい教学改革に当たつてかかげた教学上の基本課題と重点任務はつぎの諸点です。

(イ) 基本課題

① 本学教学の実態の十分な把握と、実態をふまえた教学改善の計画的推進。

② 本学教学の充実を阻んでいる責任が根本的に国の政策にあることを明らかにして、国に正しい大学政策・私学政策を行なわせる努力をつよめること。

③ 本学の戦後の伝統を正しく評価し、発展的に継承することに努めること。

(ロ) 重点任務

① 実態把握にたつた小集団教育の改善。

② 全教科・カリキュラム全体の改善。

③ 教科打合せ会議・共同研究会など教員の共同化の推進。

④ 教学諸条件の重点的改善。すなわち、(a)一拠点の早期実現。(b)教学施設・設備、学生厚生施策・施設の改善充実。(c)教職員の過重負担の緩和・解消。(d)学部規模の検討。

⑤ 既存学内諸機関の民主的運用、五者会談の学部協議会への制度的強化。

⑥ 大学自治擁護と公費助成運動の推進。

5 以上の点をふまえて、一九七〇年度以降つぎの諸分野にわたつて教学改善をすすめました。

(1) 学部教学内容の改善

① 一回生小集団の到達目標の確立と教材の整備。

② 二回生小集団の位置づけ、あり方の検討の推進。

③ 二年制ゼミ完全実施にむけての諸条件などの討議。

④ 基礎学力の養成のための、カリキュラム内容の整備および授業方法改善の努力、および各教科内容の現代化の追求。

⑤ 二部小集団教育、人文・基礎工両学科の改革にむけての検討。

(2) 教学条件の改善

① 小集団クラス補助金制度の新設と増額。

② 理工学部における低回生実験用器具の改善と卒業実験用機器装置の充実。

③ 学部基本棟施設構想の確立と学部学生センター、自習室等の設置

と改善。

(4) 図書館利用時間の延長、試験期の日曜開館の実施。

(3) 大学院教学の改善

① 修士・博士課程の新・増設。

② 論文指導体制の強化をふくめての各研究科カリキュラムの改正。

③ 奨学金、図書費の増額、共同研究会補助金制度の創設。

④ 院生研究室の整備。

(4) 教職員の教育・研究・労働条件の改善

① 五カ年計画による教職員の定員増とそれによる持時間数および超過労働の改善。

② 研究用図書費の増額、個人研究費の創設、小集団担当者補助金の新設。

△2▽ 一九七三年度全学協確認事項の実践

1 小集団教育

(1) 二年制ゼミの完全実施にむけて、当面一・五年ゼミの充実と四回生一〇月以降の論文指導の制度化。そのための教室確保と担当教員の手当の支給。

(2) 小集団教育体系における二回生講読の改善をめざしての、テキスト選定の共同化、担当者会議の定例化、学生との協議会の設置。

(3) 基本図書を備えた学部学生共同研究室の開設。

(4) 小集団クラス補助金の増額。

2 大教室講義

(1) ノート講義についてのレジュメ・資料の配布などによる一年間全体の講義の体系的明確化。学期末のまとめ講義の実施。

(2) 出席状況などの実態分析と、その対策として講義内容・方法の改善、カリキュラムの再検討。

3 外国語教育

(1) 外国語教育の目的と到達目標の明確化。

(2) テキスト採択の共同化と統一テキストへの志向。

(3) 外国語教育についての実態調査とそれにもとづく改善点の明確化。

(4) 非常勤講師との交流の強化・定例化。

(5) 非常勤講師委嘱の共同化。

4 二部教学

(1) 第二次二部改革の柱としての“二講時制”実施にむけての討議の推進。

(2) 人文学科・基礎工学科の改革案の討議の推進。

(3) 二部教学の責任体制の一定の前進。

5 大学院

(1) 指導体制の充実・強化における一定の前進。

(2) 大学院図書費の増額と、研究科間の格差の是正。

(3) 一専攻当り一人の学会参加交通費補助金の支給。

(4) 院生研究室設備の改善。

(5) 本学奨学金の増額。

6 教学施設

(1) 衣笠周辺校地(二〇〇〇坪)の確保。

(2) 宇多野セミナーハウスの開設。

(3) 理工新館の着工。

(4) 以学館二号のホール化。

(5) 志学館の建設。

△3▽ 今後の取組みの重点

1 大学における教育と研究の関連

教学上の課題について考えていく場合、大学における教育と研究の関連をどのようにとらえるべきかが重要な問題であります。

本来、教育は学問研究の成果に依拠して進められるべきものであることとはいうまでもありませんが、大学においては、他の教育・研究機関とは異なり、学問とその研究を發展させる力量をもった人間の育成という教育課題をになうという機関としての性格から、そこでの教育が必然的に研究活動と密着し、ある場合には、その一部を形成さえしているとい

うことができるでありましょう。

この点をふまえつつ、今日の段階において、大学における教育と研究の関連をより深く明確にとらえることが重要ですが、その際の視点はつぎの諸点です。すなわち(1)今日政府がすすめている「教育と研究と管理の分断」という中教審構想にもとづく文教・大学政策にたいして、教育と研究は本来統一されるべきものであるとする視点の確立。(2)今日、とくに私学において研究条件がきわめて困難かつ危機的状況におかれていることの認識。(3)同時に、研究の深化・発展がそのまま無媒介に教育の発展につながるとする「研究Ⅱ教育直結論」の克服。以上、教育と研究のもつそれぞれの独自性と相互関連性、また教員と学生・院生のかかわりについての認識を深めなければならないということです。

以上の視点にたつて、私学危機は一つには、学生の勉学条件の悪化となつてあらわれており、その勉学条件の改善をめざし、その教育要求にこたえて教育を進めていかねばならないこと。および今日の私学危機が大学教員の研究諸条件に及ぼしつつある危機的状況の早急な克服によつて研究水準を高めることが、教育機関であるとともに研究機関としての大学の社会的使命からきわめて重要であること。そしてこれら二つの課題は切りはなしがたく密接に結び付いていることの観点にたたねばならないということです。

2 学部教学の重点的課題

今後の重点課題の柱はつぎの三点におかれるべきであると考えます。

- (1) 基礎学力の養成。
- (2) 自主的・集团的学習のより一層の前進。
- (3) 教学内容の現代的課題の追求。

3 教学改善の当面の課題

各教学諸分野の教学内容・条件の改善の課題については、今後、各学部・二部協議会・五者会談・学振懇などの討議をつうじて、より一層深めていかねばなりません。とりあえず、教学改善の当面の課題をつぎに列挙し、全学の討議の素材にしたいと思います。

(1) 小集団教育

- ① ゼミ二年制の完全実施にむけての体制・条件等の討議。
- ② 二回生小集団教育の位置づけ・到達目標の明確化による改善。

(2) 専門科目教育

- ① 基礎学力の養成に視点をおいたカリキュラム体系の再編、およびカリキュラムの系統化・集約化。
- ② 大教室講義における授業方法の一層の改善。

(3) 一般教育

- ① 設置科目の種類、回生配当、三系列均等履修制、単一科目の内容の検討。

(4) 外国語教育

- ① 外国語教育の追求すべき目的を授業実践のなかでより具体的に追求していくために、当面授業方法の改善を課題とする。すなわち、
 - a 外国語能力をできるだけ総合的に高めるための具体的な授業方法の検討。教室における音声の強化など学生の希望をくみ入れた授業展開の工夫。
 - b 学生の自主的積極的学習態度をひきだし、活気ある教室を創造すること。
 - c 後期および二回生の「落ち込み」を解消するための積極的対策。
 - d 二部学生の実態にふさわしい教材と授業方法の追求。

- ② 教材、到達目標について
 - a 年間および二年間における到達目標の設定とかがわつて教材の選定とその運用。
 - b 視聴覚教室・外国語自習室などの施設・設備の確保とその効果的運営の検討。

(5) 保健体育教育

- ① 小集団教育の一貫としての保健体育教育を集団主義教育の観点から、より一層充実させるため、出席時間つみあげの単位認定制度、選択コース、女子体育実技クラスの再検討。

- ② 体育施設・設備の整備・充実。
- ③ 二部二講時制における体育実技のありかた、条件の追求。
- ④ 「保健体育概論」の抜本的改訂。
- ⑥ 教職課程教育
 - ① 将来教員として要求される学力の向上のため、隔年開講科目の毎年度開講体制の確立、新しい教職専門科目の設置と開講など、カリキュラム充実の検討。
 - ② 教職科目一学部専門科目にわたつてのカリキュラム上における履修科目の系統性の追求。
 - ③ 教職科目「同和教育」および教職課程における同和教育の改善。
 - ④ 教育実習の内容の充実。実習の適正かつ円滑な実施のための条件の追求。
- 4 二部教学

全学の教学改善の課題のなかで、とりわけ二部教学の改革はもつとも重要な課題ですが、当面の課題としては、

 - (1) 外国語教育の二年間一貫教育の体系化、保健体育教育の改善、共通専門科目の整理・再編など、当面実施しうるところからの改善の検討。
 - (2) 二講時制の具体案の全学的検討の推進。
 - (3) 人文学科・基礎工学科の改革案の検討。
 - (4) 衣笠一拠点時における二部基本施設、その他教学諸条件の検討。
- 5 大学院教学
 - (1) 共同指導体制・複数指導制をふくめた共同指導体制の充実。
 - (2) 共同化・共同研究の推進。
 - (3) 博士課程未設置専攻の同課程実現条件の追求。
- 6 教学条件
 - (1) 衣笠校地の拡大の努力。
 - (2) 衣笠一拠点実現にむけての学部基本棟の建設。
 - (3) 研究室棟の拡充・改善。
 - (4) 学習用図書館としての図書館の充実。

- (5) 固定教室制の検討と追求。
 - (6) 学生共同研究室の総括にもとづいての改善。
 - (7) 小集団クラス補助金の増額。
 - (8) 女子寮の建設と寮の統廃合。
 - (9) 学生会館の完成。
 - (10) 第二体育館の建設。
- 7 教職員の教育・研究・労働条件の改善
- すくなくとも現状における“落ち込み”をなくし、他私大なみの水準にまで回復することをめざす。
- (1) 教員・職員の前次計画による定員増（五カ年計画）。
 - (2) 研究用図書費の増額（二カ年計画）。
 - (3) 研究旅費の増額（二カ年計画）。
 - (4) 学外研究員のわくの拡大と研究費の改善（二カ年計画）。
 - (5) 共同研究体制確立のための方策の追求。
 - (6) 教職員の生活・厚生条件の改善。

六、事務体制の民主化について

△▽ 一九七三年度全学協確認事項の実践

全学協確認事項においては、大学における教育・研究がたんに教員の活動のみによって成り立っているものではなく、職員が日常的業務において学生と接触することからえられる直接的な学生要求の把握、あるいは勉学・生活条件の全面にわたる実態把握から教学改善の積極的な提案がなされるという重要な側面があることを確認し、今日、本学では、職員が大学自治の構成員として大学運営に組織的に参加しており、しかも部課長制度の一定の民主化を実現しているという段階にあります。①学生と日常的に接触しながら業務を遂行する条件をもたない部課では、学生とのコミュニケーションが充分でなく、直接に責任を負う事務体制となっていないこと、②職員は教員と仕事の分野が異なっても、対等の協力関係をもつて大

学業務を遂行しなければならぬが、この点で大学業務の遂行についての提案と、その執行責任が直接問われる体制が確立していないことなど、現実には民主化が充分には遂行されていない面があることが指摘され、いくつかの改善策が打ち出されています。

これをふまえて、その後事務体制の民主化・集団化の見地からとりくまれた事務体制整備の主なものは次のとおりであります。

- 1 公費助成を大学の業務として進めるための担当課を総務課とし、また公費助成推進のための全学連絡協議会の事務局を強化したこと。
- 2 学生実態を総合的にとらえる体制を整備するため、教育学部と学生部を中心とする協議体制を強化し、実態調査の一定の前進をはかったこと。
- 3 厚生・健康問題を総合的に進める体制の整備のため、厚生課を新設し、診療所の事務体制を整備したこと。
- 4 施設・設備の維持管理体制を総合化するため、施設課を新設し、管理課との共同化をはかったこと。
- 5 学部事務体制と教育学部の整備をはかったこと。
- 6 課題解決と職員の質的向上をめざして、全学と部課別の研修会を設定したこと。

△2▽ 今後の課題

引き続きとりくむべき重点課題としては、次のものがあります。

- 1 職場の一層の民主化・集団化をすすめるため、部課長会議の役割と任務を明確にし、職場会議の充実を基礎として事務体制を強化すること。
- 2 衣笠一拠点化のなかで、二拠点による事務体制上の重複を早期に解決し、合理的人員配置を行なうこと。
- 3 前記の部課改革を、内容あるものにする。
- 4 実施にうつしてきた教務事務の機械化を正しく評価し、新しい教務事務のあり方を追求して、要員配置をすること。
- 5 一拠点実現における二部の事務体制の整備の問題としては次のものがあります。

(1) 関連部課体制での時差または担当者制。

- (2) 二講時終了後の窓口時間。
- (3) 二部事務室の勤務年限。

- 6 一拠点時における研究体制、図書館体制の検討とそれに照応した事務体制の整備。
- 7 職員研修を充実すること。

七、衣笠一拠点の早期民主的实现

△1▽ 衣笠一拠点実現の意義

現在、本学は広小路と衣笠の二学舎にキャンパスが分れていますが、このことよって日常の教育・研究活動や学生の自治活動・課外活動が分断され、大学全体の管理運営における困難、さらには人員配置と施設設備の重複による財政上の負担が増大しています。このような分断状態を克服して、総合大学として現代にふさわしい教育・研究を創造するためには、学園の全機構がひとつに結集し、総合的な機能を果たすことがどうしても必要であります。

衣笠一拠点実現の意義は、なによりも本学における教育・研究の民主的発展の到達点をふまえて、さらにいつそう教育・研究の内容・体制・条件にわたる改善をはかり、本学を学部・学科を基礎とし、一・二部、大学院を含んだ総合大学として確立することにあります。

この点において、本学の一拠点計画は、最近いくつかの大学でみられる学舎移転や中教審路線の具体化としてつくられた筑波大学などは全くちがったものであります。筑波大学では新設を契機として教育と研究が分断され、学部・学科が解体され、大学の管理運営にたいする国や外部からの統制が強化されています。本学ではこれと反対に、教育と研究と管理を統一し、学部・学科を基礎とした総合大学を、学生・院生・教職員の要求にもとづき、全学の民主的討議を通じて実現しようとするものであるからであります。

また、衣笠一拠点化は、本学を総合大学として確立することによって、

教学の改善、施設・設備の整備、体制の民主化をより一層すすめ、相対的低学費のもとでの財政をもっとも有効ならしめる基本的条件を設定することでもあります。

〈2〉一拠点問題の取り組みの経過

衣笠一拠点の実現は、すでに昭和三八年の「学園振興基本要綱」において、その志向がうたわれ、昭和四〇年には経済・経営の両学部が、ついで昭和四五年には産業社会学部が衣笠に移転しました。さらに、昭和四五年度の全学協議会では、衣笠一拠点の早期民主的实现をはかることが確認されました。この間、昭和四二年には中央図書館、昭和四四年には体育館、昭和四八年には学生会館、昭和四九年には志学館が建設され、一拠点計画のなかでの教学改善や課外活動の充実に重要な役割を果たしてきました。

〈3〉衣笠一拠点化の新しい段階

昭和五〇年度以降、衣笠一拠点化は新しい段階にはいったということができます。一拠点計画を具体化するうえでもっとも重要なのは土地問題の解決ですが、五〇年度に衣笠周辺で二〇〇〇坪の校地を確保することができました。これによって衣笠一拠点計画はきわめて具体的なイメージを描いて構想しうる段階にはいったということができます。また、学生の自主的・集団的研究の場としての宇多野セミナーハウス（土地七〇〇坪、建物二〇〇坪、二億円、二四〇人使用可能）を、衣笠学舎に近い宇多野ユースホステル前の閑静な場所に確保することができました。さらに、一拠点を進める上での当面の重点施設である理工新館（約一〇〇〇坪、予算四・五億円）を、理工学部の数棟棟跡に、五〇年七月から着工しています。これらのことは一拠点計画をすすめる上で重要な転機となりうるものであります。

しかし、衣笠一拠点の実現は、これからがまさに本番であり、学内理事会は、昭和四九年度長期計画委員会の「衣笠一拠点実現に関する第三次中間答申」をふまえて、文学部・法学部二部を中心とした衣笠移転の年次計画を現在作成中であり、早急に全学の討議に付したいと考えています。全学の各パートが一拠点問題について論議をつくし、学生・院生・教職員

の要求にもとづいた衣笠一拠点化を早期に実現していく必要があるとおもいます。

八、財政の実態

はじめに

本学財政は「学問研究を支えるもの」という原則を歴史的に確立してきており、財政民主化を主要な柱として推進されてきました。とりわけ、財政民主化を一層前進させるための方策として、七〇年度・七三年度全学協議会において確認された諸原則は、重要な意義をもっており、その具体化の努力をしてきましたが、次にもう一度列記した上で、財政の現状を明らかにしていきたいと思えます。

- (1) 予算編成過程の民主化。すなわち予算編成方針の全学討議と予算要求の早期化による予算折衝の重視として具体化。
 - (2) 予算執行過程の民主化。
 - (3) 財政計画の民主的で柔軟性のある運用。
 - (4) 財政公開の原則に基づく、全学の財政実態について共通認識をもつことの重要性から、年四回、そのうち三回は文書をもって具体的かつわかりやすく報告する（学園通信特別号の発行などとして具体化）。
 - (5) 学内の教授会、部課など、それぞれの諸機関が財政について責任を有することを確認して、「財政は理事会まかせ」の消極的態度を克服し、その責任を果たしていく。
 - (6) 建設勘定については、従来、経常勘定と明確に区分して二本建を貫いてきたことの意義を確認しつつ、建設勘定の民主化を当面の衣笠一拠点の民主的实现の過程のなかで進める。
- なお、経常・建設勘定に厳密に区分している理由は、経常勘定は日常的教育・研究を支えるに必要な経費の勘定で、建設勘定は建物建設、土地買収、およびその維持管理というような臨時的かつ一時的に多額の費用を要するものの勘定であるところにあります。

したがって、例えば昭和四十九年度の決算の公開をみて、経常・建設の繰越金の合計が六億九千万円もあるとみる人がありますが、性質の異なるものを合計することは意味のないことで、誤った理解となります。

以下、まず経常勘定から説明をしていきたいと思います。

経常勘定

△1▽ 昭和四十九年度決算から五十一年度へのおし

1 四十九年度における財政実態

すでに学園通信特別号で公開しているところですが収入合計は四十三億三千万円、支出合計三十八億八千万円で、その差四億四千二百万円が次年度への繰越金となります。

しかし、単年度の収支で見ると、上記収入合計には前年度繰越金三億二千二百万円、建設からの繰入れ二千三百万円を含みますので、これを差し引くと、単年度収入額は三十九億八千万円となります。したがって、これと支出合計との差引きが単年度の収支を示すものですが九千七百万円の残となっています。

四十九年度の支出の増大からすれば、当然赤字になることであつたのですが、わずかではあつても残を生じたのは、入学検定期収入が大幅にふえたからです。すでに明らかのように、五十年の入試では予算の六万名を大きく上廻る九万名以上の志願者数となり、その増収額が、四十九年度収入でありますので、四十九年度の支出増大を支えたのであります。このことは、志願者数が前年度までの実績六万名余であつたならば四十九年度は赤字となつたことを示すとともに、変動性の強い検定期収入に支えられたという、不安定な財政状態を示すものとして重要です。例えば昭和四十八年度の人件費総額二十二億一千八百万円に対し、昭和四十九年度のそれは二十九億六千二百万円に増大せざるをえませんでしたが（しかも充分なものではありません）、このような物価高騰による経費の増大は著しいものですが、収入の増加がこれにみあわず、結局検定期収入の増によりまかなわれたというのであります。

なお、昭和四十九年度の決算をみて「四億の黒字を出していなから学

校当局は赤字だといっている」とみる向きもありますが、四億四千二百万円の繰越金は事実ですし、そのとおり発表もしています。にもかかわらず、財政状態は現状維持すらできないという危険なものであるといっているのであつて、それは上記のような財政内容の把握の上になつて、五十年以降の財政状況を判断していることをつけ加えておきます。

2 五十年度の収支見込みにみる財政状況

四十九年度の財政状態から五十年度の財政がひきつづき一層きびしいものになることが予想されます。現時点では、収支ともに未確定のもの（検定期、補助金収入、人件費等の支出）と、はっきりみこめるものがあります。これらを含めて試算すると、収支は次のとおりになります。

単年度収入計四十一億一千三百万円に対し、支出合計は四十四億八千万円であり、単年度の収支では三億六千八百万円の赤字となります。ただし、四十九年度決算でみたとおり、繰越金等がありますので、収入合計額が四十六億一千三百万円となるため、前記支出をまかない、約一億円を次年度へ繰り越すことができるみとおしです。その主要な要因は、支出において人件費が主として四十九年度より五億九千三百万円の増となるのに対して、収入においては、学費、補助金収入の増、検定期収入などの減、差し引きで一億二千八百万円の増という状況の中にあります。すなわち、経費は大きく増加していくのに対しこれを支えるだけの収入をみこみえない状況です。

3 五十一年度以降の試算

(1) 試算の前提

すでに教学総括、学生・教職員の実態などで明らかにしているように、今日の文教政策、インフレと不況の経済政策のもとで、研究・教育・学習諸活動は、大きな困難に直面しています。こうした困難な問題を明らかにし、それをきりひらいていかねばならないわけですが、そのためには大きな財源を必要とします。しかしここではまず、現状での試算を行ない、その上でさらに必要とする経費を考えてみるとい

表 1 収入増の主なもの

	51年度	52年度
学費収入	1億2400万円	1億8800万円
検定料収入	50年度と同額	50年度と同額
補助金収入	1億2500万円	1億8300万円

その他の収入では若干の減額となります。

表 2 支出増の主なもの

	51年度	52年度
人件費	5億2400万円	7億円
経費設備	6600万円	1億100万円

う順ですすめていきたいと思えます。そこで、第一の試算の前提をいけば次のとおりです。

- ① 収入では学生数を前年度と同数、検定料収入では志願者数を六万名、補助金では前年度の二〇%増を見込みます。
 - ② 支出では、教職員定員を五十年と同数、給与改善は一五%相当額、経費設備支出は五十年執行見込みの上になつて、費目により一〇%〜一五%増を見込みます。
- 以上の前提のもとで試算した結果、次のような収支の状況をよみてることができる。

(2) 収入

単年度収入計、五十一年度四十三億一千三百万円、五十二年四十四億八千二百万円、各々前年度に比し二億円、三億六千九百万円の増となります。(表1) (収入合計、五十一年度は繰越金・繰入金を含めて四十六億一千三百万円、五十二年は繰入金を含め四十七億五百万円となる)

(3) 支出

支出合計では、五十一年度五十億五千百万円、五十二年五十九億二千四百万円、各々前年度に比し、五億七千万円、八億七千三百万円の増となりますが、支出増の主なものは表2のとおりです。

(4) 収支

以上の試算の結果、五十一年度は六億一千四百万円、五十二年は十二億一千九百万円の支出超過がみこまれる状況にあります。すなわち現状維持のみでこれほどの支出超過が見込まれるという重大な事態であるということです。

このような財政状況を打開するため、抜本的には、さらに大幅な公費助成の獲得に努力するとともに、当面、学費引上げによる収入の増加をはからざるをえないわけであります。

4 課題実現のための財政的裏づけ

本学財政の原則として、「相対的低学費の堅持」が確認されてきています。その意味については、はじめにのべられているところですが、その原則にそう財政努力は財政の民主化としてすすめられてきています。とりわけ、教職員、学生の要求にもとづく予算の編成と執行において努力していますが、現状は教育・研究、学習活動をすすめる上で、多くの問題がでてきています。とくにその中心的な問題点を明らかにし、課題を設定し、困難をきりひらく全学一致の力をつくりだすことが要請されています。くわしくは教学総括と課題でのべられていますので、それらをおし進める重点的なものの財政的裏づけの検討を提起したいと思えます。

(1) 教育・研究条件にかかわるもの

教育・研究条件の改善に共通する中心的な問題は、教職員の定員の増加であると考えます。

もう一つは、教育・研究をすすめる図書資料費等の充実であり、学生の小集団諸活動などの一層の前進をはかる条件の設定であります。すなわち、図書費、研究旅費、留学費、小集団補助金、学友会補助金

等であります。

- (2) 学生、教職員の厚生条件にかかわるもの
 学生、教職員の生活実態の上にてたてば、
 厚生諸施策の改善は、一層切実なものとな
 っています。退職金問題、学資貸与、生活
 協同組合に対する助成などが重要となつて
 います。

- (3) 以上の重点課題を前進させるためには、
 およそ表3のような金額が必要であると考
 えられます。

表 3 諸課題実現のための試算

	51年度	52年度
人件費	1億1700万円	1億6900万円
物件費	5,690万円	8,330万円
合計	1億7390万円	2億5230万円

5 まとめ

△1Vの3、五十一年度以降の試算でみたように、現状維持で五十一年度六億円、五十二年で十二億円の支出超過の事態であります。さらに、その現状の中にあるきびしい問題点を改善するに要する額が五十一年度一億七千万円、五十二年二億五千万円余であることが明らかとなりました。この五十一、五十二年にわたつての所要額をまかなうためには、今後、公費助成運動、財政努力をすすめていかなければなりません。これら諸課題をやりきるため、当面後出のとおり学費額の改定を提起せざるをえません。

なお、この改定額によれば、その増収額は、五十年において一億二千九百九十万円、五十一年度七億四千二百九十万円、五十二年十一億一千百三十万円となり、収支は、五十一年度七千六百九十万円の残、五十二年度は二億八千八百万円の不足という状況となります。すでに、前のべたように、五十二年の不足は公費助成運動と財政努力のなかで解決をはかつていかねばならないものです。

建設勘定

△1V 建設勘定の総括

学園財政は、昭和三十八年第一次長期計画策定以来、建設勘定と経常勘定を明確に区分し、そのことによつて教育・研究の発展のための条件整備を、長期的展望にたつてすすめてきました。

建設勘定の財源は、学費中の維持拡充費と寄付金を主たるものとし、施設設備の維持と拡充にあててきました。今日、衣笠一拠点早期実現をめざす上で、きわめて困難な多くの問題をかかえながらも着実に推進しつつあるのは、以上の財源を償還財源として一定の借入金と学債募集を行ない資金確保をなし得た結果であります。しかも寄付学債はすべて任意なものです。またできるだけ相対的低学費を維持するため公費助成運動を積極的に展開してきました。同時に予算の重点化をはかるなかで、極力支出の節減につとめ、新たな建設によつて不要となつた資産を売却する等、合理的運用につとめてきました。このようにして、昭和三十九年以来、一貫して物価の上昇があつたにもかかわらず、十二年間維持拡充費の引上げを行なわずにきました。しかし、今日、インフレと不況というきわめて深刻な経済状況のもとで、経常勘定と同様、建設勘定においても大きな困難に直面してきています。すなわち、一拠点のみとおしについて困難な問題をもつていけばかりでなく、施設・設備の維持管理にもこと欠く事態にたち至つております。

次に昭和三十八年度以来の長期計画事業および維持管理の遂行を、財政上まとめて、問題点を明らかにしたいと思います。

- (1) 建設事業は五十四億円で支出総額の四三・八%。借入金返済額は六十五億円と同じく五二・五%。維持修繕・整備等はわずかに六億円で五・一%にすぎません。

- (2) 以上に対する収入では、維持拡充費収入が三十八億円で三〇%、寄付金・資産売却収入等を含めると五十七億円で四六・七%にあたります。当然不足額は借入金でまかない、その額は六十一億円で五〇%弱であり、四十九年度末借入残高は十六億円となっております。

附表 1

建設勘定（昭和38年度長計以降49年度までの収支合計）

収入総額		124億4000万	支出総額		124億4000万
自主財源	維持拡充費	38億3400万	事業費	土地買収	13億7300万
	寄付	6億8500万		建物	34億2700万
	資産売却	12億7800万		施設設備整理	6億4200万
小計		57億9700万	小計		54億4200万
借入金	学債	20億2000万	借入金返済	負債償還元金	51億6600万
	財団	20億9700万		(学債、財団、銀行他)	
	銀行	20億1100万		負債償還利子	13億6200万
	公庫	5400万		(同上)	
小計		61億8200万	小計		65億2800万
他	経常より繰入	4億6100万	他	経常への繰出	2億2100万
				50年度への繰越	2億4900万
小計		4億6100万	小計		4億7000万

49年度借入残高（38年度期首5億9100万+借入61億8200万-元金返済51億6600万=16億700万円）

(3) これまでの負債償還額が、五十年年度の事業を含めて維持拡充費収入を上廻るに至った点、今後年々増加する施設・設備と、老朽化する旧施設・設備の維持改善がきわめて困難になっている点、そして今後の一拠点実現のためには資産売却収入と大幅な寄付金の増収によらねばならない事態にあることが重要な問題点となっています。

△2▽ 五十年年度以降の事業とみとし

五十年年度は、事業費十四億円を含む二十億円の予算で現在進行中です。すでに衣笠での二千坪の校地買収と、セミナーハウスは実現し、理工新館についても建設中であることは了知されているところです。

附表 2 建設勘定負債残高表

	49年度末	50年度末
① 学債	650,740,000円	676,450,000円
② 財団借入金	903,820,000円	1,609,560,000円
③ 住宅金融公庫借入金	50,503,464円	50,127,000円
計	1,605,063,464円	2,336,137,000円

五十一年度以降の建設財政については、すでに前項でのべたように、維持拡充費収入が負債償還の財源ですので、今後の建設の財源の主要なものは、資産の売却収入とならざるをえません。すなわち、建設に必要な資金の大部分を借り入れ、資産売却によって返済をしていくという方法となります。ここで重要な役割をもってくるのが私学振興財団からの長期の借入れです。もちろん「財団」でも、いつでも、いくらでもということはありません、またあくまでも借入金ですから返済可能な範囲のものでなければなりません。したがって、一拠点の実現については、一層民主的財政の運用、すなわち財政力量にふさわしい事業の推進に努めねばなりません。同時に私学の基本施設の貸付に対する利子補給・金利の引下げ、さらに施設にたいする補助金などの実現に積極的にとりこんでいく必要があります。

△3▽ 建設勘定の課題と維持拡充費の引上げについて

すでにみてきたように、過去十二年間の建設勘定、維持拡充費収入は、一拠点にむけての建設と同時に、旧施設、新たに建設された施設の維持管理にも当てられてきていますが、その額はきわめてわずかなものにならず、その強化は緊急を要する事態となっております。すなわち、維持拡充費は、この課題の解決にむけて考えられねばならない時点にきております。このことは次の諸点で明らかにしておきます。

(1) 一拠点建設事業と維持費

① 土地建物等の充実過程については、附表3に示すとおりです。土地は、昭和三十八年に比し一三四%、建物では一七一%に増加し、教育

・研究の基本的条件整備が進みました。今後一拠点が実現していくなかで、なお一定の増加があると思ななければなりません。

② このような施設・設備の充実に対して、これを維持するための維持費は、**附表4**に示すように過去五年間で一・五億円に過ぎずきわめて不十分で、施設・設備の効果を充分にあげうる条件を整えていない実状です。これを一定の計画的維持業務を遂行するには、同表の五十一年度以降の欄に示す金額が必要となります。

③ さらに一拠点を完成する上で、附随して起こる建設事業も多々あり、その費用をまかなうには、現状維持拡充費はさらに大きく不足するところが考えられます。

④ 以上の点で、すくなくとも必要な維持費の一定額を補う必要があり、維持拡充費の引上げを提起するに至ったものです。

(2) 一拠点事業の実現のために

① 一拠点計画の概要については、すでに、別の「衣笠一拠点実現のために」のパンフレットで発表し、全学の討議に付されようとしていますが、その実現のための財政措置は非常に困難です。その最大の理由はいうまでもなく、土地・建物の高騰にあります。建築単価の値上りについては**附表5**に示すとおりで、昭和三十八年に比べ五十年は実に三・二倍となり、とくに四十六年以降がはげしく、二・三倍となっています。

② このような状況の中で、一拠点を実現するための財政計画はとりわけ重要です。その内容は、これまでと変わりませんが、**㉑**資産売却収入、**㉒**財団からの長期資金の借入あるいは銀行借入、**㉓**学債募集、**㉔**寄付金、などであります。このなかでとくに、財団からの借入れの努力と国の施設に対する補助金獲得の運動をさらに強めることが重要で、同時に寄付金募集の運動をさらに大きなものとする必要があります。

③ 以上のように、全施設・設備を維持管理し充実するための財源確保の努力をしなければなりません。同時に一拠点計画を実現する財政努力もすすめ、全体として施設・設備の充実をはかる建設勘定としな

ればなりません。

學費改定案

入学検定料

	現 行	改 定 案
大学1・2部	8,000	10,000
大 学 院	8,000	10,000

大 学 院

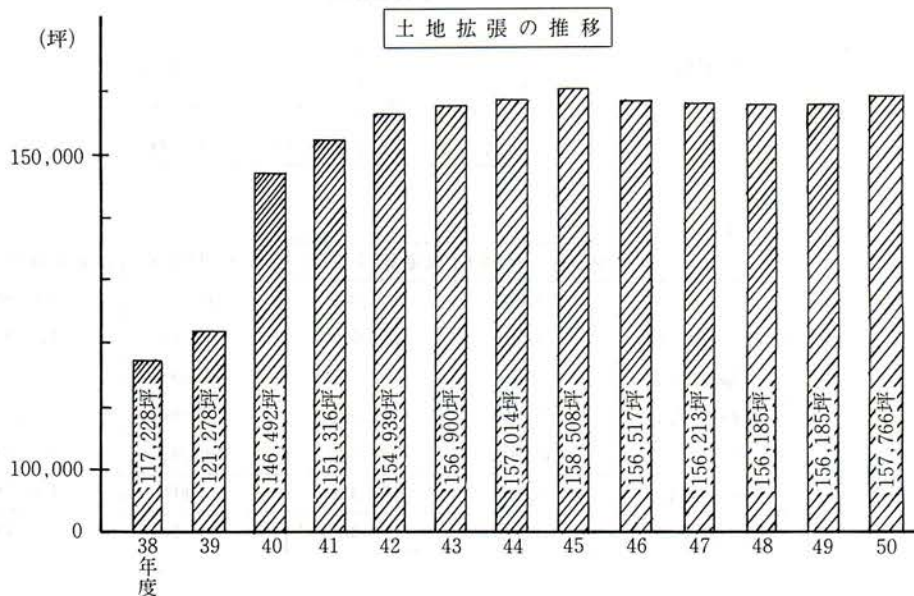
	現 行(文科系)	改定案(文科系)	現 行(理工系)	改定案(理工系)
入 学 金	70,000	100,000	70,000	100,000
授 業 料	70,000	120,000	85,000	148,000
実験実習費	—	—	17,000	27,000
維持拡充費	17,000	27,000	27,000	37,000
合 計	157,000	247,000	199,000	312,000
比 率	100%	157.3%	100%	156.7%
謝 恩 基 金	400	400	400	400

大学1・2部

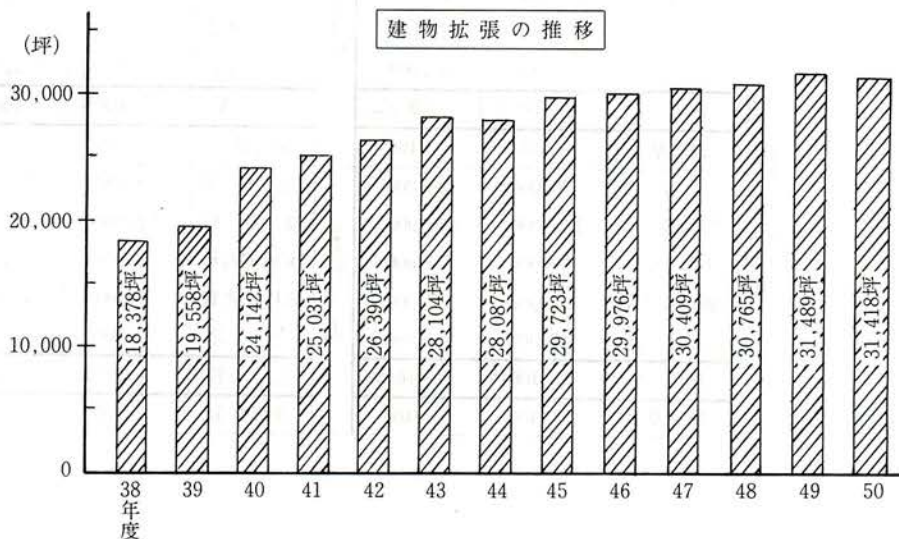
	現 行	改 定 案		現 行	改 定 案		
1部文科系学部	入 学 金	70,000	100,000	2部文科系学部	入 学 金	30,000	50,000
	授 業 料	100,000	170,000		授 業 料	50,000	85,000
	維持拡充費	17,000	27,000		維持拡充費	5,000	8,000
	合 計	187,000	297,000		合 計	85,000	143,000
	比 率	100%	158.8%		比 率	100%	168.2%
謝恩基金	400	400	謝恩基金	400	400		
1部理工学部	入 学 金	70,000	100,000	2部理工学部	入 学 金	30,000	50,000
	授 業 料	135,000	236,000		授 業 料	52,000	90,000
	実験実習料	15,000	25,000		実験実習料	8,000	13,000
	維持拡充費	27,000	37,000		維持拡充費	7,500	12,000
	合 計	247,000	398,000		合 計	97,500	165,000
比 率	100%	161%	比 率	100%	169.2%		
謝恩基金	400	400	謝恩基金	400	400		

附表3

〔注・グラフ1・昭和四五～五二年度経常勘定収支実態、グラフ2・昭和五〇年度一〇大学学費比較表、グラフ3・一部分系、初年度納付額推移比較表
 (関西四私学、関東一私学)、附表4・昭和四六～五五年度維持拡充費関係資料、附表5・建築費推移(省略(資料集・第六集に収録))



38年度を基準とした伸率	100%	103	125	129	132	134	134	135	134	133	133	133	135
貴船70,577坪を除いた場合	100%	109	163	173	181	185	185	188	184	184	184	184	187



38年度を基準とした伸率	100%	106	131	136	144	153	153	162	163	166	167	171	171
45年度を基準とした伸率	62	66	81	84	89	95	95	100%	101	102	104	106	106

六八七 立命館大学の現状と課題（その二）——立命館大学発展のための当面の重点施策

一九七六（昭五二）・一・二二 立命館（学内）理事会

はじめに

一九七五年一〇月三日と二二日の学園振興懇談会において、理事会は学費改定の提案を行いましたが、同時に「立命館大学の現状と課題」（一九七五・一〇・二二）を発表し、全学的討議を訴えてきました。その後三カ月にわたり、理事会、一・二部学友会、大学院生協議会、教職員組合、生活協同組合（オプザーバー参加）の間で、現在までのところ九回の学園振興懇談会と各学部での五者会談、二部懇談会・学部懇談会、大学院懇談会、部課交渉、教授会・部課での討議、クラス・ゼミでの討議がなされ、真剣ではげしい討論が展開されてきました。

立命館（学内）理事会は、このような全学での討議の経過をふまえ、そこで明らかになった問題点と到達点を、現在の時点で集約し、また、各学部学生大会で集約された学生の要求をうけとめて、当面の重点施策を次の通り提示します。

とくに今回の学費討議において重要なことは、

第一に、学費問題を根本的に解決する基本方向は、本学の全構成パートの英知と力を結集して、私学危機の根源に迫る運動を展開すると同時に、本学のあらゆる面にわたりより一層の民主化を実現する以外にないことが基本的に確認されたこと。

第二に、あらゆる問題がクラス・ゼミを中心として討議され、私学危機が各クラスや個々の学生の教学実態や生活実態のなかに、具体的にどうあらわれているかが話し合われ、要求が出され、教職員と学生の統一した力によって、私学危機を克服し、教学上の矛盾を解決するための議論がなされたことでありま

す。この点は民主的手続きの上からも、討議の拡がりの点からも、本学における民主化の新しい到達段階を示すものといえます。

第三に、本学における教学改善は、学生実態の正確な把握にもとづき、学生の要求を基礎として政策化され、実施されなければならないことが再確認されたことであります。

第四に、このような学生の教育を受ける権利を保障し、その要求にこたえる仕事に、教職員は自からの権利を守ると同じように主体的にとりくみ、それぞれの責任を明確にしなければならないことが確認されたことであります。

一、公費助成運動の前進と新しい教学の創造

この間における全学をあげての学費問題への取り組みによって達成された新しい到達段階は、次の二点に集約することができます。

△1▽ 公費助成運動の前進

学費問題に集中的にあらわれている私学の危機は、単に私学だけの危機ではなく、日本の全高等教育、教育全体の危機の私学におけるあらわれであり、それは現在進行しつつある国民的危機、つまり日本全体の経済的・政治的・文化的危機の一環であります。そしてその根源は政府の貧困で反動的な文教政策と不況のもとでのインフレーション政策にあり、その根本的解決は、国民の教育を受ける権利を保障する大幅で民主的な公費助成の獲得、国民のための私学づくり運動以外にはありません。また、本学が戦後一貫して追求してきた相対的低学費は、教育の機会均等の原則を個別大学の限界内においても、最大限に追求しようとしたものであって、この原則はあくまでも堅持されなければなりません。そのためには、従来から確認されてきている財政の民主化をさらに一層すすめて、学生・院生・教職員の要求にもとづいた財政運用を行わなければなりません。

これらの基本的諸課題は学費討議を通じて、教職員・学生・院生の全体によって基本的に承認され、学費問題に取り組む基本的視点と全学の統一の基礎が確立されました。そして、財政民主化の点でも、公費助成運動の

展開においても大きな成果をあげています。すなわち、財政民主化の新しい到達点としては、学内の諸機関がそれぞれの機関として、財政についても責任を有することを再確認し、一人ひとりの教職員が各クラスで学生とともに学費問題・財政問題を率直に話し合い、財政問題が財政公開の形式のみでなく、内容面でも全学のものになりつつあることであります。

また、公費助成運動における前進面は、

第一に、本年度は「公費助成推進のための全学連絡協議会」の活動と並んで、とくに「学部連絡協議会」の活動が強化され、学部を基盤とした学習会、署名活動、ターミナル宣伝が行なわれたこと。

第二に、一月二日の京都私学デーにはクラス討議をふまえて多数の学生・院生・教職員が参加し、さらに一月四日の中央私学デーには、クラスやサークルの代表として学生が参加し、公費助成連絡会議として最大規模の二六五名という大代表団が、京都代表団に結集して行動したこと、さらに二月一七日の中央派遣といったように、クラスやサークルでの運動が大きく前進してきております。

しかしながら、われわれの「学費値上げをしないで済む大幅助成」の要求にもかかわらず、五一年度予算の政府案は一二九〇億円（前年比二八・一％増）と、文部省概算要求一五五一億円をも大幅に下回るものであり、国立大学の授業料を現行の三・六万円から九・六万円へ値上げすることとなり、受益者負担原則をおしつけてきています。われわれはこれにたいして、さらに運動を強化し、大幅で民主的な公費助成を全国民的な運動によって獲得していかなければなりません。

△2V 新しい教学創造の課題

1 学友会は「当面する緊急三項目要求」の第二項において、「民主的社會常識や社会に通用する専門能力を」という要求をきっかけ、「大学教育のなかで、①民主的市民としての当然の権利、社会常識を身につけること②社会に出てからも通用する専門的知識、学力、技能を身につけることができるカリキュラムの改善、特別講座の開講が必要である。」としています。この問題提起は、現在の時点においてとくに重要な意義をもつて

います。

すでに学振懇でのきびしい討議のなかで確認されたように、今日、一九七〇年代の後半にあたって、民主的社會を形成していく主体をどのようにならしていかかという課題が大きく大学に課されています。すなわち七〇年代後半にあたっての新しい大学像・学生像と新しい教学をどのように創造していくかという課題であります。社會の進歩と発展に寄与できる民主的知識人の養成という課題は、現代社會における矛盾の深化と反動的な文教政策の進捗と、政治的・経済的・文化的危機のなかで、民主的働き手としての確信と実践的能力にうらやみつけられた社會人をつくりだすことが、まさに大学の課題であるという視点でとらえねばなりません。

一九六〇年代の高度経済成長を経て、一九七〇年代の後半にはいった現在、基本的人權の軽視、国民主權、民主主義に対する国家主義的傾向という動きがつまりつつあるなかで、われわれは大学の自治を担うそれぞれが主権者であるという認識にたつて、人權の教育・研究を全学に貫徹していくこと、また歴史的・社会的な正しいものの見方を身につけていくことが、ますます重要になっていきます。そのような意味で、民主的な市民としての世界観・労働観・權利意識を身につけ、力量ある社會人としての専門的学力・技術を養うという観点から提起している学生の要求は積極的な意味をもっているものと考えます。

本學は、戦後一貫して憲法と教育基本法にもとづく「平和と民主主義」の教育・研究を教學の基本理念として教學改善に努力してきました。そして教育・研究の具体的方向としては、「教育・研究の社会的現実からの遊離による形式化を克服し、将来に生きる学生の諸要求にこたえ、現代の問題は何かを意識すること、また教育・研究の分断化にたいして、これを総合化するために、教育・研究の共同化を図るべきこと」が重要であるとして、いわゆる教育・研究の「現代化・総合化・共同化」を追求してきました。この課題を現在の時点で再び現実合った形で提起することが求められています。

現在、本学では教学改善の三つの柱として、

① 基礎学力の養成

② 自主的・集団的学習のより一層の前進

③ 教学内容の現代的課題の追求

が設定されており、またカリキュラムの全面的再検討が要請されています。その場合再検討の視点は以上に述べた見地からなされるべきであり、最も重要なことは学生の実態と要求をふまえてカリキュラムの再編成や教学内容の検討を行なうこととあります。学問の体系性と系統性はもちろん重要ですが、それを受けとるのは学生であり、そこでの統一性を重視しなければなりません。そして、現在学生によって提起されている具体的な科目設置の要求は、その開設の可能性や条件の検討の結果を本年三月中に提示しますが、それは以上のような観点からの教学改善の第一歩として考えていきたいと思えます。

2 二部教学の問題は現在の私学危機を集中的に表現しており、その意味では二部教学の改善は単に二部だけの問題ではなく全学で取り組むべき重要課題であります。とくに七〇年代後半に向けての新しい学生像と大先輩の形成、新しい教学創造の課題は、二部においてこそ最も必要とされているのであり、その意味でも、全学の力で二部教学を守り発展させていかなければなりません。その場合、二部協議会は二部教学の責任機関としての固有の責任を自覚し、課題を鮮明にして主体的に取り組まねばなりません。各学部教授会も「二部まかせ」にせず、また理事会も二部協委員長からの問題提起を受け、積極的に二部の問題に取り組んでいかなければなりません。

3 同様のことは、一般教育・外国語・保健体育・教職課程といった全学にまたがる教学パートについてもあてはまります。とくに、一般教育を小集団教育の改善とやらんで教学改善の中心的課題として設定しますが、その場合にも以上のような新しい教学を創造する立場からの検討でなければなりません。

4 大学院教学については「民主的研究者養成」という理念が確立されて

いますが、以上のような視点からすれば、学部教学との関連を鮮明にしていくことができます。

二、教学改善のための当面の重点施策

— 諸要求とかがわつて —

学生会の「当面する緊急三項目要求」の第一項は、「小集団教育を軸とする教学全体の発展」となっています。ここでは、本学における四年間の小集団教育の保障が、学生の、講義のなかでの問題意識の交流と総合、学生間の集団化・民主化の基礎単位としての役割を基本的に果たしてきたものとして評価し、「現在の課題は、語学、体育も含めた小集団教育を、各回生ごとの到達目標・理念に即して、系統的に履修できるように現実化し、小集団の中でとらえた学生の要求にそくした、カリキュラム全体の改革の展望を明確化することです。」と述べています。

大学としても、現在における教学改善の重点課題が、依然として小集団教育を軸とする学部教学全般の改善にあると考えています。

これらをふまえて、当面つぎのような重点施策を行ないます。もちろん、具体的な改善策は各学部毎に取り組まれていますので、ここではその共通点について述べることにあります。

△1 小集団教育

1 低回生（一・二回生）小集団教育

(1) 一・二回生時の小集団教育を一括して低回生小集団教育としてとらえ、そのそれぞれの到達目標と相互の関連を明確化する必要があります。その場合、とくに二回生小集団教育の到達目標と位置づけを明確化することが重要であります。

(2) さらに、小集団教育だけを自己完結にとらえるのではなく、一般教育や専門教育などの大教室講義との関連性を追求しなければなりません。

(3) 学生の要求にもある統一テキストの作成に関しては、現在、各学部

の事情を反映しつつ、統一テキストの作成、共通教材の作成、テキスト群の選定といった三つの形態で到達目標にしたがった内容の充実がはかられていますので、この方向をさらに強化したいと考えます。

(4) これらの教科研究を通じて、また担当者会議等による教員の共同化をすすめます。とくに一回生と二回生の担当者間のひきつぎを強化する必要があります。

(5) 小集団教育が生き生きしたものであるためには、それが学生の教学実態と教学要求とをふまえたものでなければなりません。そのためにはクラスにおける直接の実態把握とともに回生別協議会による学生との協議体制を強化する必要があります。

2 三・四回生演習

(1) 演習は小集団教育体系の集約点でもあり、大教室講義をふくむ大学教育全体の集約点でもあるという位置づけから、各学部での取り組みの経過と独自性を生かしつつ、二年制ゼミの完全実施に向けて、四回生後期の論文指導を強化します。

(2) ゼミ・オリエンテーションを充実します。また、ゼミのクラス編成の際、学生の志望理由を主たる基準にします。

(3) ゼミを生き生きとしたものにするためには、やはりゼミ連と担当教員との協議の体制を強化することが必要であります。

3 学生の自主的・集団的学習活動の保障

(1) 小集団教育補助金を現在の一万五〇〇〇円から二万円に増額するとともに、それが有効に使われるように、その運用を改善し、その一部を従来から要求の強いインゼミなどへの参加援助費としても使用できるようにしたいと考えています。

(2) 学部学生共同研究室は、昭和四九年に設置されて以来二年を経過し、学生の自主的・集団的学習活動の発展に一定の重要な役割を果たすようになっていきます。運営上種々の問題点もありますが、二年間の総括の上になつて、問題点を整理し、その充実をはかる必要があります。

(3) 図書費の増額等によって、図書館の充実をはかります。

(4) サブゼミ・自主ゼミ等の学生の自主的・集団的活動の時間的・場所的条件の整備のため可能なかぎり努力しますが、そのためには課外活動との調整や施設条件の整備がどうしても必要です。

△2▽ 専門教育

(1) 小集団教育の充実・発展のなかで、現在、学生の教学実態をふまえ、基礎学力の養成に視点をいたカリキュラム体系の再編成、カリキュラムの系統化・集約化、要卒単位数の再検討が強く要請されており、各学部ともそれに取り組んできています。また、最近カリキュラムの再編成の行なわれた学部や学科においては、その内実化に努めます。

(2) いわゆるノート講義について、一年間全体の講義の体系性を明確にする意味でのレジュメの問題は、基本的には「講義概要」の充実とその有効な活用をはかることによつて解決したいと思ひます。

(3) 各回生毎の履修ガイダンスを、強化していきます。

(4) 大教室講義の方法の改善のため、質疑応答の方式、マイクの利用や黑板の使用方法等についての工夫をこらさす必要があります。

(5) 外国語の文献や資料による専門科目の学習を行ない、あわせてとくに三回生時における語学力を維持向上させることを目的として、従来からも開設されている外国書講読を充実強化し、学生諸君の積極的な受講をすすめたいと思ひます。

△3▽ 一般教育

本学における教学改善の重要課題として、はじめて一般教育の問題が本格的に取り上げられたのは、昭和三九年の「全学協確認事項」においてであります。そこでは、小集団教育としてのプロゼミの設置とならんで、一般教育の改善が大学教育改善の中心的環として位置づけられていました。

一般教育改善の課題としては「①高校までの教育の実態を把握すること。

②一般教育三系列間及び系列内各科目の相互関連がなく、これがバラバラであるという現状にかんがみ、これを総合化し、各学部の性格に応じて具体的に配列し、講義内容・方法においても、その相互の関連性を明確にする。③一般教育と専門教育の分離については、各学部の性格に応じ、これ

を有機的に関連させることが必要である。」とされました。そして「科学的・総合的世界観をあたえる一般教育」と「学問を深く追求する実践的・応用的専門教育」を両翼として、小集団教育における自主的・集团的学習の、より一層の発展が必要であるとされたのであります。

こうした理念を具体化するために、昭和四〇年度には、一般教育の教育内容について継続的に検討するための機関として、「一般教育研究センター」が設けられ（昭和四三年度に「一般教育センター」に改組）、また昭和四一年度からは、一般教育と専門科目とを有機的に関連をもたせつつ、一般教育科目を四年間にわたって配当するいわゆる「相互くさび型」方式が実施されました。

しかしながら、政府の文教政策においては、昭和四六年の中教審答申、昭和四七年の文部省令改訂にみられるように、一般教育をなしくずし的に圧迫し、縮少してゆく方向が打ち出されています。これにたいして本学においては、新制総合大学にふさわしい一般教育のあり方を一貫して追求するなかで、一般教育を重視する立場を堅持してきています。

このような一般教育重視の立場と、一般教育改善の一定の成果にもかかわらず、今日、本学における一般教育の内容と体制と条件は決して満足すべき状態にあるとはいえず、昨年度に実施した学生のアンケート調査の結果からみても、一般教育は最も多くの問題をかかえています。

このような学生実態をふまえて、現在の教学改善に取り組む場合、一般教育の問題は昭和三九年時点におけるように小集団教育と並んで学部教学改善の最重要課題として設定する必要があります。そして、一般教育の問題を、現在各学部で取り組まれているカリキュラム体系再編成の重要な一環として位置づけることが必要であります。

1 抜本的再検討の視点

次のような点が検討課題となります。

- (1) 現在の高校教育と受験競争のなかで形成せられた新入生の実態を正確に把握し、学生のもつ問題意識とそのなかからでてくる教学要求に応えるものが必要であります。

- (2) 現在の文教政策は一般教育軽視の方向にあります。本学においては科学的・総合的世界観をあたえる一般教育を大学教育の重要な一環として位置づける立場を堅持しています。しかしその場合、三系列均等履修制ということだけでその目的が達成されるかどうかについては問題もあり、現在の時点で根本的な検討を必要とします。

- (3) 現在開設されている科目が、一般教育相互の関連、一般教育科目と専門科目との相互関連のなかで、果たして適当であるかどうかについて再検討する必要があります。また、同一科目内における講義内容の多様化についても問題が提起されていますので、その可否について検討する必要があります。

- (4) 一般教育と専門教育との間のいわゆる「相互くさび型」方式についても、その理念と現実の間にはギャップもあり、一〇年間の経験を総括すべき時点にきていると考えられます。また、現在の一般教育科目の回生配当についても検討する必要があります。

- (5) 総合大学としての特色を生かす観点から、他学部開講の専門科目を一般教育として認定しうるのではないかという意見についても検討する必要があります。

以上のような検討課題は、いずれも大学教育の基本にかかわるものであり、戦後の大学制度における一般教育の位置づけにかかわる大問題でもあります。したがってこの問題の検討は一般教育センターだけで行なえるものではなく、各学部の教学改善の中心課題として設定し、カリキュラム改訂の一環として位置づけ、全学の力を結集して解決すべきものと考えます。その検討の結果を昭和五一年九月末までに全学に提起していきたいと思えます。

2 当面の改善策

上記の抜本的検討と並んで、当面の改善策として、次のような施策を行ないます。

- (1) 科目または系列毎の担当者会議を行ない、これまでの蓄積や経験を交流し、教科研究の推進によって教学内容の一層の充実をはかる。

- (2) 非常勤講師との交流の強化。
- (3) 各科目についての内容検討をすすめ、各科目間の系統性について一層明確化し、学生の発達段階に即して、実態に応じた回生配当を検討する。

(4) 新入生に対して、一般教育の意義、目的についてのガイダンスを徹底する。

(5) 『一般教育の学び方』に書かれていた内容を、各学部の『学習要項』と『講義概要』により充実した形で掲載し、一般教育の重要性を周知徹底させる。

(6) 大教室講義としてなされている一般教育科目の改善のための施策を行なう。試験における出題等も検討する。

(7) 一般教育センターの責任体制を強化するとともに、各学部が一般教育の問題を教学改善の中心課題としてとりくむ体制を強化する。

△4▽ 外国語教育

外国語科連絡協議会（外連協）は本学における外国語教育をより一層充実し改善するため、外国語教育にかかわる諸問題を、自らの課題として今日まで継続的に検討してきたし、また現在でもその作業をすすめてきていますが、外国語教育の改善を求める学生の強い要求に応え、現時点でまわっている改善の具体策を以下に提示します。

(1) 外国語学習の意義・目的の徹底と到達目標の明確化

学生会は「当面する緊急三項目要求」のなかで「語学の改善要求」として、つぎの三点をあげています。

① 語学に興味をもてるように、大学での語学の意義を明確化し、多面的な解説を含めた授業にせよ。

② 第二外国語の内容は、文法的解説をていねいに行ない、基礎を重視した授業を行なえ。

③ 第二外国語ⅡとⅢの内容上の事実上の重複という事態から、Ⅲについては、必修を再検討すること。

ということがあります。右の①②については、かたよりのない能力

を無理のない形で習得させるために、外国語学習の意義・目的を徹底させ、到達目標を明確にするために、つぎのような改善を図りたいと考えます。

① 大学における外国語教育の意義・目的を周知徹底させるため、『講義概要』に外国語教育の位置づけと目的を記載し、また教材や授業の進め方、年間テーマ、到達目標などをできるだけ詳しく記述し、学生の積極的な学習の動機づけともなりうるように、『講義概要』をより充実させる。

② 二部では英語四コマ（一・二回生二年間）の立体的運営をはかる。すなわち、第一コマでは基礎学力の充実、第二コマでは比較的やさしい教材の読解、第三・四コマではより進んだ内容の読解と言語使用を授業展開の基本にする。また各コマの性格に応じた教材の選定を行なう。

③ 第二外国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの内容区分をそれぞれの到達目標とかわつてさらに明確にし、初級の授業をていねいに行ない、Ⅲの授業が円滑に進むよう配慮する。またそのためには、場合によっては教科内容を若干変更することもありうる。（例えば、Ⅰの接続法、指示代名詞などをⅢへまわし、また逆にⅠの最終部分でやさしい講義を行ない、Ⅲへのつなぎとする。これは、授業の進行によっては春休みの課題ともなり、休暇中の基礎知識の低下を防ぐこともできる。）

④ 第二外国語Ⅲの必修を再検討することという要求にたいしては、外国語教育の一般教育としての目的から必修を廃止することには問題があると考えます。しかしⅢにたいする学生の不満を解消するために、第二外国語Ⅲの学習目的・意義・到達目標をさらに明確にすることが必要であると考えます。

(2) 多角的な授業方法の展開と教材

① 授業方法については、小集団横断クラスのメリットを基礎として、それぞれの教室現場でもっともふさわしい方法をとるよう常に配慮します。例えば、

- a 教室の中で授業から遊離した学生を生み出さないように、例えば、chorus reading や dialogue のより一層の導入。
 - b 視聴覚面の強化。テープ、レコードなどを利用した hearing-recitation・dictation あるいはスライドの使用などの工夫。
 - c スピーチや日記・手紙などによる自己表現の作業の導入。
 - d 時には全学生に訳文を提出させることにより、現在失われがちな文章による厳密な表現能力の必要を覚らせる。
 - e 英語などでは速読と精読の併用。
 - f 例えば、英字新聞やその他の教材を随時使用することによる多面的な文章理解力の養成。
 - g 使用教材の作家や作品、それに関連した事柄の有機的な解説。
 - h 第二外国語初級の再履修クラスでは問題中心のやり方を試みる。
 - i 座席指定制も考慮し、集団の中における個人の存在と責任を明確にし、教員と学生、学生同士の結びつきを強める。
 - ① 教材によってはグループ学習の方法の可能なかぎりの追求。
 - ② 条件の許すかぎり第二外国語の初級Ⅰ・Ⅱの同一教員による担当。それによりⅠ・Ⅱの不必要な重複をさける。
 - ③ 授業方法の経験の交流と蓄積のための、教科研究会の組織的な企画と討議資料発行の強化を図る。
 - ④ 学年末のまとめの授業やアンケート調査などによって教材についての学生の意見・希望を聞き、次年度のテキスト選定に反映させる。
 - ⑤ 担当クラスの学習歴を把握し、指導上の参考にするため学年間の引き継ぎを緊密に行なう。
- (3) 上級回生時の外国語学力の強化
- ① 上級英語の内容を学生の要望をいれて充実し、学部教学との関連のなかで現代化の要請に応え、それとともに、条件の許すかぎりできるだけ三・四回生が受講しやすい時間帯におくように配慮する。
- ② 外国語講読との関連を重視し、その強化のために働きかける。
- ③ 一・二回生時に学生の自主的自発的学習意欲の喚起につとめると

もに、恒常的な課外学習の重要性を自覚させるよう努力する。

(4) 外国語との接触の場の拡大

- ① 最も有効な手段である視聴覚教室の、テープによる課外プログラムは衣笠一提点の実現をまたねばならないが、現在の時点においても学生の外国語学習の便宜をはかるために、各学部の学生共同研究室に外国語関係の図書を備える。

- ② 図書館委員会をつうじて図書館に外国語関係の図書（とりわけ参考書類）の購入拡大を要請する。

(5) カリキュラムの改正など

- ① 基礎工学科のドイツ語（随意）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにグレードをもうけ、それぞれ一・二・三の各回生に配当する。

- ② 理工学部で、学生の強い希望に応じて、新しくフランス語を第二外国語として開講する。

- ③ 文学部でフランス語教員一名を増員する。

△5▽ 保健体育教育

(1) 保健体育教育の内容上の改革

本学における体育実技は、プロゼミ・講読・外国語とならんで本学の小集団教育の一環として位置づけるなかで、昭和四四年度より横断クラス制、二カ年履修制を採用し、一定の前進をみつつあります。例えば、(a) 集団主義教育の観点から、集団的に取り組むチームスポーツを主教材として大胆にとりいれ、また部分的ではあるが、グループ学習を推し進めてきました。(b) スポーツ教材による獲得目標の明確化に関連して、「六種目四半期ローテーション方式」から「三種目半期ローテーション方式」に改めたこと。(c) クラス担当者の半期交替制から通年担当に改めたことなどがあげられます。

しかし、このような改善の努力にもかかわらず、「獲得目標がわからない」という学生の意見にひそむ授業の現状の実態があり、学生の興味本位、出席義務感等の問題意識と、教員の意図とのへだたりという実態があります。その第一は、出席時間をつみあげて一定の時間数に達し

えすれば学習内容は不問にされやすい制度的欠陥であり、その第二はまさにこの制度を甘受し、「身体を動かしさえすればよい」という授業展開をしてきた指導・教授の欠陥です。具体的獲得目標の明示による目的意識化、学習意欲の喚起、教育内容の体系化と授業の計画性なくして、出席を「評価点数」化することは、「出席稼ぎ」の傾向を助長させるにすぎません。

しかし、(1)学習資料配布等による学習内容・授業計画の明示、(2)授業記録による自己点検と集団的取り組み、(3)学生自身による出席の自己管理化等の、いくつかの大胆な試みと改善がなされており、そのような方向で内容改革を行なうことが重要です。すなわち、

- ① 個々の種目を、単元として整理構成し、資料等の配布によって単元の目標を明確化する。
- ② 体育実技における予・復習のあり方を検討し学習の客観化をはかり、積極的に視覚教育方法(スライド等の使用)を採用する。
- ③ 評価は、学習した能力をこそ対象とするものであり、すでに「学力格差」のある技能を画一的基準ではかることを改めていき客観化する。

(2) 制度的改革

以下の三点にわたる制度的改革は何よりも、体育実技の一・五年必修制を堅持するとともに、すべての学生の「スポーツの権利主体」にふさわしい基礎学力を保障し、全学の小集団教育の充実と固く結合して、「目的意識的な、科学的な、感動のある」体育授業の創造を推進するための不可欠な改革であり、それらは不可分のものであると考えます。

① 三群方式による三種目ローテーション履修制。

改革は現行の三種目ローテーション履修を継承し、これを学生の要求を考慮しつつ、運動学的に整理・精選し、(a)バレーボール(基幹種目)、(b)バスケット、ソフトボール(広)、サッカー、ハンドボール(衣)、(c)卓球、テニスの三群で構成する。履修は上記三群三種目を一・五年で行ない、群毎に半期の評価とし、単位評定については別途に定める。評価は当面、開講時間数の三分の二以上の出席を原則的に

必要条件とするが、「点数化」はしない。ただし病欠、長期出張、公的活動等については十分に配慮し、単位認定の実質化をはかる。

また単位不認定者は、同一種目でなく、同一群内の種目を再履修するものとする。ただし、三群の一カ年履修はこれを認めない。これは、再履修クラスを単に救済的補完物として取り扱うのではなく、学力の充実の見地から当然である。

② 時間つみあげ方式→選択コース制の廃止。

前項にかかわって、時間つみあげ方式を全廃する。したがって、時間認定を行なっている現行の「選択コース」(例えば球技教室、行事、体育会活動)を廃止する。ただし、次の二つの原則が遵守されることを前提にして、単位認定を伴う代替科目の設置を考慮する。(a)一つの群として、内容的ユニットあるものに構成する。(b)教員の労働条件を考慮し、これを担当時間数とともに、必要な条件を十分に備えることとする。とくに、この代替科目は二部学生に重点的に開講する。また二部については、「二講時制」実施にさいして、いわゆる「所定時間外コース」を検討したい。

また、体育会に所属する学生が自からの技能を小集団教育クラスのなかで確認し、より豊かな指導性を発揮していくことは、学習目標の重要な一つであり、その学力を柔軟に評価していく。学生会行事やスポーツ大会については、十全な指導・援助・協力のなかで、その充実・強化がなされることが望ましい。

③ 女子体育クラスの男女共学横断クラス制への移行。

男女の性差、女子の生理的特性、これに規定された一定の技能的格差は事実であるが、これを固定的・絶対的障害とすることは誤りである。むしろ、このような特性を認めつつ、より集団的に克服し、男女両性の身体運動のあり方を具体的に認識することこそ、今日必要とされている。もちろん、横断クラスによる男女共学制は、なによりも男子学生の理解と協力を不可欠とするが、同時に、ルールの修正、運動量の適正化、あるいは授業展開の特殊な段階における女子学生固有の

重点的指導によって実現されよう。また体育実践上にあられる学生の実態を緻密に正確にとらえ、それにふさわしい改善が必要である。しかし、より本質的には「女子体育クラスの廃止」の視点ではなく、小集団クラス男女共学制の充実の観点こそ、堅持されねばならない。

以上に述べた制度的改革案にたいして、校友会から、①体育実技は授業中心であるべきだが、選択コース廃止にすぐ結びつくのか、理由を明示せよ、②時間つみあげ方式でさえ体育実技再履修者が多くでいる実態に即して、時間つみあげ方式廃止を再検討せよ、などの要求が出されています。大学としては校友会・女子学生会等と十分に話し合つて、合意のできたところから改革に着手していきたいと考えています。

(3) なお、「保健体育概論」の抜本的改訂、一部二講時制時における体育実技のあり方・条件の追求、体育施設・設備の整備・充実を課外体育との関係も重視しながら行なっています。

△6▽ 教職課程教育

「教員養成は大学で行なう」という理念、それにもとづく民主的な学校教員の資格者を育成するという本学の教職課程教育のめざすところが、日々の実践のなかにおいて現実にその実を十分にあげ得ていないということ、またその内容が乏しいものになっているという実態があることが、根本的かつ重大な問題です。そして、このことは、日々の授業の場における学生の出席状況、学習の意欲などにもあらわれる学習実態の一面からも明らかです。また教育実習の場においても多様な問題があります。一言でいえば、教職課程教育が、学生の勉学意欲をかきたて、自主的自発的な学習を活性化し、社会的に要請される学校教員としての人格的資質を基礎とした上に獲得せられるべき専門的知識や技能について、少なくとも、それらの基礎的知識・技能にかんして、すべての教職課程を履修している学生にとって必要なものを修得していく上で、十分貢献しえていないということであり、これは、放置しえない大きな問題であるといわねばなりません。

この問題について、教職課程委員会を中心に、教職課程教育を直接間接

に担当し、これを支えるべき教職課程教室およびその他の学内諸機関は、それぞれ日常の業務をつうじてその問題の根源を明らかにし、改善すべく努めてきました。

教職課程においては、従来その教学の対象となる学生が必ずしも系統的・組織的に把握されていませんでした。したがって教職課程における学生の実態の把握は、(教)関係科目の講義に受講登録している状況、出席している学生の受講状況、教育実習履修学生にみられる実態、個別に教員のところに来談する学生との面接をつうじて得られる実態の認識などをもとにして、集約されたものにたよりがちでした。その方法上の不十分さを補うため、昭和五〇年度から、在学中の全回生を対象に、教職課程履修意志をもつ学生に「教職課程履修届」を提出させ、これを教職課程受講中の学生の状況を把握する資料の一つとして活用することにしました。したがって、一応本年度からは、この届提出者をもって、教職課程教育における直接指導対象とする学生をつかみ、学生実態把握のための基礎資料の整備をすすめています。

しかしながら、最初に述べたような大きな問題が、今日までの取り組みにおいて根本的に改善せられていないことは明らかです。早急に効果的な改善方策をたて実効をあげていくための諸課題は多く存在し、その一つ一つの取り組みは、教職課程教育に直接責任をもつ機関はもとよりのこと、ひろく全学的なかかわりのなかで、関係者の個別的努力とともに、それを基礎とした集団的取り組みがすすめられねばなりません。そして、その取り組みは、民主的な教学理念のめざすところに向かう視点にたち、学生実態を含む教学実践の場の実状、諸条件の十分な把握への努力とともになされなければ、実をあげることは期待できません。

以下、教職課程教育の諸課題を明確にするとともに、当面の改善方向を示し、それぞれの問題の本質と意図にしたがい可及的すみやかに実施に移したいと考えます。

(1) 教職課程の課題

① カリキュラム充実の検討。各科目の授業、開講体制、現代教育の要

請に応える新教職科目設置などを含めた検討。ひろく教員養成の視点にたった(固有専門科目も含めた)履修科目の系統性の追求。

② 二部二講時制にかんする時間割素案の検討。二部の教職課程履修学生の学習条件を、二講時制のなかで便宜主義におちいらず、いかに充実して確保していくかの追求。

③ 一拠点時における諸条件の改善を生かした教職課程教学の全面的検討と改善の具体的方策の樹立。

④ ③とのかかわりにおいて現在検討中のものとして、全学部で教職課程履修学生を主な対象とし、教職課程教学ないし教員となる志望の学生の諸問題について、教員が学生と直接面談し、個別にきめのこまかい相談指導などに応じられる体制を確立するための「教員養成センター」(仮称)を新文学部棟内に設置する構想がある。これの運営体制を含めての具体化の検討と推進。

⑤ (教)「同和教育」および教職課程における同和教育の改善の検討。
⑥ 教育実習の内容の充実と実習の適正かつ円滑な実施のための条件の追求。

⑦ 教職課程履修学生数の増加への対応体制も含めた、教職課程関係機関における人的物的条件改善の追求。

⑧ 事務体制の充実強化。各学部事務室、教務課などの有機的関連と独自の責任体制としての一層の充実・強化の追求。

(2) 教職課程教学の当面の改善の方向

① 授業(講義)について

①a 現行カリキュラムに設置されている科目の内容について、それぞれの科目の位置づけと基本的に要請される事項の検討。また教授法の改善、学生の勉学意欲を真に啓発するための工夫などを含めて十分検討し、その結果を日常の授業にいかすことをめざす。また授業の場における学生実態の把握につとめるため、従来なされてきた教職関係科目担当者間の取り組みのあり方を再検討する。その上にて、担当者会議を強化するとともに非常勤講師懇談会を充実させ、

専任・非常勤教員の連携の緊密化をはかるなかで、授業(講義)内容の充実と、それらが学生の勉学に結実することをめざしてその改善に努める。

①b 受講登録者数の過大となりがちなる必修科目については、分割開講化をめざすが、当面、五一年度は、科目の種類と広小路学舎との関連も考え、衣笠学舎における「社会科教育法」を一コマ増し、二コマ開講する。

①c 衣笠学舎における(教)科目の五講時開講あるいは土曜日の四講時開講などには、学生の勉学意欲を高め、また自治活動・課外活動をさかんならしめる観点よりみて問題がある。このような実状を生んできた諸要因を分析検討し、A B開講の場合における受講登録者の一方クラスへの大きな偏りの生じることのある問題を含めて、早急にその改善の条件を追求し、五一年度には改善できるところについては、実施をはかっていく。

①d 選択科目の受講学生数の増加をはかるため、講義内容、開講時間帯などについて検討し、その改善につとめつつ、ガイダンスなどをうじて学生にたいし受講を勧める。

② 教育実習について

②a 必要な数の実習校を確保し、実習が適正かつ円滑に行ない得るよう、個別大学として努力するとともに、京都地区の他大学(教職課程をおく二七の大学・短大)とともに組織(京都地区大学教職課程協議会)をつうじて努め、さらに関西四大学(本学、同志社大、関西大、関学大)の教職課程機関とも定期的に協議会をもち、年々の現場の教育界の状況の変化に敏速に対応しうる体制を一段と強化していく。

②b 実習のガイダンス、特別講義、評価などについては、毎年内容・方法について改善をはかってきているが、さらにこの点についても努めていく。(その一例として実習特別講義は、受講条件を改善するため、従来全学部合併であったものを、五〇年度は二分割開講に

改めたが、五一年度はさらに改善をはかるため、四分制開講に努力する。)とくに実習の改善のためには、学生、現場の実習校の教員、その他関係機関の声を十分聞き、それを改善に生かしていくことに努める。

③ 実習校実習の実施および実習中の大学からの教員の出張指導などについては、教職課程教室教員はもとより各学部教員を含めての協力体制の強化をはかりつつ、その充実をめざす。

④ 教職課程履修学生のためのオリエンテーション、ガイダンスについて

① 教職課程教学にかんする理解と認識を深め自覚的に学生がこの方面の勉学に取り組み、また将来の進路選定の展望をもつためにも資しうるよう、オリエンテーション、ガイダンスなどの時期と方法を検討し、その内容の強化をはかる。

② 教職課程受講者が具体的に将来教員になろうと志望している実態にかんがみて、大学の就職指導の一環にくみ入れた指導(教員採用試験指導、情報の提供など)を実施する。

△7V 二部教学の当面の改善点と二講時制の実現に向けて

今日の私学危機の深化のもとで、とりわけ二部教学は重大な局面にたたされています。

それは、不況とインフレーション、公共料金等のいっせいで大幅値上げといった事態のなかで、広範な国民の生活と経営は深刻な打撃をうけ、そのもとの勤労者の生活と諸権利は破壊されてきています。

このような勤労者を対象とする本学の二部教学にとつては、そのことがただちに教学の実態に反映し、登・下校時の問題や、出席状況の不規則、学習や課外活動における時間不足、身体の疲労、精神的不安定など二部学生(以下、二部生)の勉学・生活条件に深刻な影響をあたえています。

しかし、このようななかにあつて、勤労学生を中心とする二部学生の大(以下、二部生)教育への要求は、その諸条件が困難であればあるだけに、きびしいものとなつていきます。そのことは、これらの勤労学生の実態と要求にもとづい

た二部教学の抜本的改善を行なう必要と、そのなかでの小集団教育を軸とした教学内容の刷新、二部学生の学問的意欲を正しく成長させる人文学科や基礎工学科のカリキュラムの改善、また二部学生の自主的な学習条件を保障するための諸施設・設備等の改善、文化・スポーツ活動のための条件保障、さらには、二部学生が同時に勤労者として日々の社会活動の実践のなかにあるという立場からの、これらの諸活動に必要な専門知識や民主的社会常識を養うための学力への要求、就職への要求等多くの諸問題が提起されてきています。

大学は、このような二部教学をとりまく諸状況と、そのなかからだされてきている全学からの問題提起を正しくうけとめ、昭和三八年二部改革を全面的に総括することによって、現在第二次の新たな二部改革を抜本的に行なうべき時期に到達していると考えます。その中心的課題は、四九年六月に全学に提起した「二部二講時制」の実施であり、また、本学の衣笠一拠点実現に伴う一・二部教学の集中化とそのもとにおける新しい二部教学の要請に応える総合大学としての体制および諸条件の整備・確立にあります。

したがって、この推進に向けて、二部教学の当面の改善点として、二部教学の実態と学生・教職員の諸要求にもとづいて次のような課題を実現しなければならぬと考えます。

(1) 当面の改善点

① 入学試験の改善

本学の二部教学の理念、勤労学生の実態に即して、さらに勤労学生に開かれた大学教育の場(以下、二部生)にふさわしい入学試験のあり方、出題内容等を検討し、改善します。

② 共通専門科目の改訂

二部における共通専門科目は、昭和三八年の二部改革において、二部学生が同時に勤労者としてかかわっている社会的な実践活動のなかからだされてくる学問的要求、すなわち学問の現代化・総合化を共同して進めるといふ理念のもとにカリキュラム化されたものであります。

これをさらに全学の教学改善の柱である各学部のカリキュラムの改善とその体系化、大講義科目の改善、さらには一般教育科目の改善・充実の課題ともあわせて、二部協議会が提起（昭和五〇・二二・八）した共通専門科目の改善を一般教育科目の履修制度ともあわせて改善します。

③ 外国語教育、体育教育の改善

二部学生の実態にみられる特徴は、さきへのべた勤労学生をとりまく諸状況のもとでの学習活動時間の不足に大きくあらわれています。とりわけ、予習や復習等が必要な外国語の学習においては、このことが重大な障害となっています。また、学生の二部入学までのブランクといった入学後の学習実態のバラツキなど、二部における外国語教育は大きな困難をかかえています。このようななかで当面改善すべきものとして、正常クラス授業における「二カ年、四コマの立体的履修」化、再履修クラスの改善、教材・テキストの選定など一定の改善を行なっていきたいと考えます。

また保健体育教育については、保健体育教室が提起している「三群方式三種目ローテーション」、「時間つみあげ方式」選択コースの廃止、「男女共学制」などを基調としながら、さらに二部学生の実態に即した代替科目の設置や、所定時間外コースなどの弾力的な履修方法を検討していきます。

④ 一・二回生小集団教育の改善・充実と授業時間割の改善、自主的・集团的学習条件の保障

小集団教育の充実、本学の教学の中軸として重要な環をなしていることはあらためていうまでもありません。とくに、二部においては、二部学生の社会的実態と、その勉強・生活条件のもとで、二部教学における小集団教育が名実ともにその重要性をましていることを重視し、その改善・充実におよぶ一層の努力が必要です。当面、一・二回生小集団教育の内容・方法をさらに改善するとともに、その時間割上の配置を改善したいと考えます。すなわち、小集団教育授業におけ

る二講時制を実施することによって、小集団教育を中心とした学生の自主的・集团的学習活動の条件をととのえ、あわせて課外の諸活動や学園生活上の時間的余裕をつくりだし、またそのための条件として図書館の利用条件や学部学生共同研究室、課外における教室の利用条件など、なお一層の整備を行ないたいと思います。

⑤ 交通問題の取り組みと一拠点問題の推進

昭和四五年の全学協議会において確認された衣笠一拠点実現の課題は、今日私学危機が全面的に深化するなかで、本学が平和と民主主義の教学理念のもとで真に国民的要請にこたえる教育・研究を守り発展させる体制と条件を一・二部・大学院を含めた総合大学化のなかで整えようとするのが学園の基本施策です。

すでに、四五年の学面館建設にともなう産業社会学部移転、四九年度の志学館建設にともなう小集団教育施設の充実、五〇年度における理工学部新館建設と理工学部の整備がすすめられてきましたが、学内理事会としては、さらに五一年度における文学部棟の着工、五二年度中における文学部と二部四学部の同時移転を計画しています。現在の狭隘な広小路学舎の施設・条件のもとでは教学諸条件を改善することが困難であり、もつとも矛盾の多い二部教学の内容・体制・条件を抜本的に改善するためには早期に二部を一拠点化する必要があるからです。

しかし、一方では二部が衣笠キャンパスに移転することによって、二部学生の通学条件に大きな影響があらわれてくることもまた十分考えられます。学内理事会では、このような事態に対処するため、現在、通学問題検討小委員会にその対策の検討を諮問し、その答申にもとづいて近く学生の通学問題についての施策を明らかにします。

⑥ 二部教学を守り、発展させるための二部責任体制の強化

以上のような二部教学を改善・充実し、本学二部を真に勤労者を対象とする大学教育の場として確立するためにも、これを支えすすめる二部の責任体制の強化がなによりも重要です。

本学における二部教学の基本的な責任は、各学部の教授会がもつものであることはいまでもありませんが、また同時に二部教学という相対的に独自の課題をもち、二部学生の実態と要求を日常的に把握し、これにねざした教学の施策をすすめるためには、二部協議会を中心とした体制が十分でなければなりません。このためには、二部協議会自体の体制強化として、各学部教授会から選出される二部協議員の人数・任期、また各教学機関とのかかわり方などもあらためて検討し、また、このような二部協議会を支える各学部教授会や全学的教学機関がつねに二部協議会からの提起をうけとめ、主体的かつ積極的にこれに取り組み体制を整備します。

さらに、二部協議会とともに二部事務室をはじめとする各関連の事務組織の役割と任務も重要であり、二部学生の実態に即した業務の内容、体制などの改善をすすめるために関連部課間の協議体制を強化します。

(2) 二講時制の具体案の作成

二部における二講時制の実施は、今日の二部教学の現状と課題にてらして、また学生の勉学条件の改善のうえからも二部教学改善施策のめつとも中心をなすものです。このことの成否はまさに本学における二部教学のあり方を左右するものであり、また、それは単に二部教学のみの問題にとどまらず、一部教学をも包括する本学の教学上の重要な課題です。したがって二部二講時制は全学の英知を結集して実現しなければなりません。そしていまこれに向けてもつとも急がれているのは、各学部における二部二講時制の具体案の作成とこれの全学的検討・討議であり、ひきつづいてこれをすすめるために全学の力を集中してとりくみたいと思います。

(3) 人文学科、基礎工学科カリキュラムの改善

文学部人文学科のカリキュラム改善については、すでに人文学科を文学、史学、哲学・思想、風土の四コース制として確立し、それぞれのコースのカリキュラム案を全学に提起しています。また、理工学部基礎工

学科においてもこれを「情報」と「材料」に分けた二系列のカリキュラムを提起しましたので、早急に全学の討議をすすめたいと考えます。

(4) 衣笠一拠点時における二部基本施設、その他の教学諸条件の整備

さきへのべたように、二部の衣笠一拠点実現は現実的な問題となっています。二部の衣笠移転に際しては、現在の二部における諸条件を改善することを基本的な前提として、この場合の二部教学の基本施設、学生施設、体育・スポーツ活動の施設、さらには学生の厚生・生活条件の諸条件の諸施設を確保し、また二部学生の登・下校時における通学条件についても一定の通学パスを運行したいと考えています。

△8V 学友会の「当面する緊急三項目要求」の第二項目「民主的社會常識や社會に通用する専門的能力」について

民主的市民としての当然の権利意識を身につける上で、民主主義・基本的人権・国民主権の問題を基本にすえる必要のあること、社會に出てからも通用する専門的知識・学力・技能を身につけるといふことのもつ意義、またそれが各学部独自の問題としてばかりでなく全学共通の問題として重要性をもつということは、きわめて重要な意義をもつものと考えます。これらの課題を具体的にどのような形で実現していくかということについては、今後、各学部および全学的に検討をすすめる、今年度中には一定の結論を見出したいと考えます。

(1) 「憲法」を全学部必修化すること

今日、高校段階までの憲法学習の実態にはさまざまな問題があります。またとくに問題なのは、政府・与党や中教審の構想・路線にみられる現憲法の改悪・空洞化という動きです。本学は戦後一貫して憲法・教育基本法の路線にたち、平和と民主主義を守ることを基本方針としてきましたし、このような状況のなかで、この基本理念を日常的教育・研究のなかで徹底させていく努力をかさねてきました。一般教育「法学」（四單位）のなかに「日本国憲法」（二單位）を含めていること、また教職科目「同和教育」やプロゼミ等における同和教育・部落問題の取り組みはいづれも民主主義と基本的人権についての正しい豊かな認識を身につけ

させるという観点から行なわれてきているものです。今後とも、各教科目の現代的課題を追求するなかで、憲法の基本理念である平和と民主主義と国民主権、基本的人権、学問・思想・信条の自由などの意義やその具体的あり方などについてより一層追求し、またプロゼミ等においてこれらの問題についての認識を深めるような運営をはかる必要があると考えます。

なお「憲法」の必修化については、その学部共通専門科目としての設置やあるいは他学部受講の問題を含めて、憲法担当教員の条件上の問題が大きな問題になりますので、今後、そのための条件をどのようにしていくかということに意識的に取り組んでいく必要があります。

(2) 公務員労働等の問題での「自治体論」「公務労働論」「労働組合論」等の開講

これは社会に出て公務労働などにつくに当たっての正しい労働観を身につけるためのものとして要求されているのですが、すでに社会科学系学部ではこれとかかわりのある科目が各学部カリキュラム体系のなかで設置されています（法学部―「労働法」「法政特講」、経済学部・経営学部―「労働問題」「労働組合論」「労働法」、公企業論、産業社会学部―「労働関係論」「社会法」「特講―公務労働論」等）。現在、各学部で基礎学力の養成に視点をいたりカリキュラムの再編・集約化の検討が行なわれていますが、学部教学の体系化のなかで、また学生の教学実態をふまえて、特講の活用や、他学部受講の問題もふくめて検討を急ぎ、三月中には開講方針等について一定の方向を見出したいと考えます。

(3) 小学校教員養成課程の設置の検討

本学は全国の一般大学のなかで、民主的な教員養成機関としての役割を大きく果たしてきていることは周知の事実であります。しかし、今日、教職課程教学の内容・体制・条件や教育実習の点においてなお多くの課題をかかえていることは、すでに述べたとおりです。

本学の学生が在学中に小学校教員資格を取得する道は、昭和四八年度以降毎年一回実施されてきている「小学校教員資格認定試験」（五〇年

度は、全国五カ所の国立教員養成系大学で実施されました。関西では大阪教育大学）に合格することに限られています。この試験の実施は、毎年度そのつど「官報」で公示されることになっており、本学では、そのつど各学部において掲示してきました。五一年度以降も、実施されることと公示された時に、掲示により知らせます。また教職課程教室では、教員が受験希望学生に個別に相談に応じています。

大学の卒業と同時に、卒業と所定の単位修得により免許状取得資格が認められるためには、その大学の学部（または学科、専攻）が、小学校教員養成の課程として認められたものでなければならぬことになって
います*。

*「教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請要領」（四三年七月）の「具備すべき要件等」として「小学校または幼稚園の教諭の免許状にかかる申請にあつては、初等教育または幼児教育に関する学部・学科等（専攻）についてでなければならぬものであること」となっている。また新たに学部・学科を増設する場合付属学校の設置が必要となっている。ただし、上記申請要領によると「付属の教育実習校がない場合には、代用教育実習学校をおかなければならないものであること。この場合、その目的を達成するために必要な契約をしたものでなければならぬものであること」となっている。

したがって、そのような学部（または学科・専攻）を設置しなければ認められませんが、本学においてそれを設置するか否かということは、その条件とともに、小学校教員養成はすぐれて文部省の「目的大学化」という方向で行なわれていることから、一般総合大学としての本学の教育学上の基本方針にかかわる問題であり、安易に考えるのがむしろかたが現状です。今後、他の一般大学における実情等を調査した上で慎重に検討すべきであると考えます。ただし、本学において、とくに最近小学校教員の志望者が多くなっているという状況のなかでは、志望学生にたいする適切な助言・指導を十分に行なっていくことが必要であると考え

- ます。
- (4) 「司書講座」「税理士講座」「社会福祉実務講座」等の資格の取得できる講座の設置

この種の講座等については、例えば経営学部には「経理実務講座」これはすぐに資格がとれるわけではない）などがありますが、資格を取得することはかなりむずかしく、またそのための講座の開設も困難な諸問題があります。しかし、これらの講座については、従来やられてきたものの総括にたつて、マイナスを克服しつつ強化していきたいと考えます。また「就職講座」などでもできることもあるので、三月末までに検討していきます。

- (5) 「婦人問題」の特別講座の設置

これは(1)(2)と同じ視点で考えていく問題であると考えます。したがって、ただちに学部のカリキュラムにくみ入れるということはさらに検討を必要としますが、当面人文科学研究所主催の「土曜講座」の一環にくみ入れて開講していくことも考えられるので、検討をすすめたいと考えます。

△9▽ 大学院教学の改善

現在、大学院制度のあり方に深くかわる改革があいついで実施に移されていますが、この大学院制度の改革は、去る昭和四十七年三月に文部大臣が大学設置審議会に諮問し、四十九年三月に最終答申が出された「大学院および学位制度の改善について」にもりこまれていた大学院制度改革の構想を実現しようとするものであり、さらに言えば、昭和四十六年六月の中教審答申における大学多様化の路線の具体化の一環としてすすめられているものです。

こうした方向にたいして、真の大学院の改革のために当面なすべきことは、学部と大学院の分離でもなく、修士課程と博士課程の分離でもなければ、また独立大学院の設置でもなく、まず現在の大学院にたいする人的・物的な研究諸条件の整備・充実であり、大学院間の格差の解消であり、さらに大学院学生の研究・生活条件と将来保障の強化でなければなりません。

そして、当面する問題を、教職員や院生・学生の民主的討議をつうじ、全学の力を結集することによって解決していくことでなければならぬと考えます。

すでに一九七三年度全学協において、「立命館大学における大学院の理念と位置づけは、学部教学を基礎とした、国民的立場に立った民主的研究者養成の機関であるが、このような理念と位置づけが、教学実態の把握と院生の要求にもとづいて具体化がはからねばならないこと」が確認されました。その後、今日にいたるまで、指導体制、共同化・共同研究、院生の研究・生活条件などにおいて一定の改善がみられましたが、なお、大学院教学の改善すべき点として、次のようなことがらをあげることができります。

- (1) 「民主的研究者養成」機関としての本学の大学院と大学院生の位置づけの明確化
- (2) 共同化・共同研究の推進
- (3) 共同指導体制（複数指導制を含む）の充実
- (4) 博士課程未設置専攻の同課程実現条件の追求
- (5) 院生の学習・研究条件の改善、研究室・図書費の改善
- (6) 院生の厚生援助の充実、学内学費貸与・学内奨学金の充実

△10▽ 学部学生定員の適正化

一九七三年度全学協において、「今後の、小集団教育を軸とする教学の一層の充実、学部教授会の適正規模の検討のなかで、学部学生定員の縮小を、衣笠一拠点「完了時を目的に検討する」ことが確認されましたが、衣笠一拠点化の新しい段階にはいった今日の時点において、公費助成運動の展望とも関連させて、学部学生定員の適正化の問題を、長期計画委員会の課題として設定し、その条件等を慎重に検討していきたいと考えます。

△11▽ 教職員の教育・研究・労働条件の改善

今日の私学危機は、一つには、学生の勉学条件の悪化となつてあらわれていると同時に、教職員の教育・研究・労働条件のきびしさとしてあらわ

れており、とくにこのような私学危機が大学教員の研究諸条件に及ぼしつつある危機的状況の早急な克服によって研究・教育水準を高めることが、教育機関であるとともに研究機関としての大学の社会的使命からきわめて重要であります。大学は、さきの「現状と課題」においてのべた実態把握のうえにすくなくとも現状における「落ち込み」をなくし、当面他私大なみの水準にまで回復することをめざして、次のような改善を行なうていきます。

- (1) 教員の年次計画による定員増。(五カ年計画)
- (2) 研究用図書費の増額。(二カ年計画)
- (3) 研究旅費の増額。(二カ年計画)
- (4) 学外研究員のわくの拡大と研究費の改善。(二カ年計画)
- (5) 共同研究体制確立のための方策の追求。
- (6) 教職員の生活・厚生条件の改善。

三、学生生活の実態と学生厚生・就職問題について

1 食生活のきりつめや、アルバイトの増加、日本育英会奨学金の受給希望者の増大、生活協同組合の利用と要求の増大などにみられる学生生活実態は、今日のわが国の国民生活全般をおおう不況とインフレの同時進行のもとで、本学に学ぶ学生の生活実態のうえにも破壊がすすんでいることを如実にしめています。またこのような学生の生活実態は同時に学生の勉強条件に大きな影響をおよぼし、出席不良や学習不足にもむすびついています。

このようにみてくるとき、大学における学生・院生の厚生問題は、単にそれぞれの学生への生活援助の問題にとどまらず、まさに教学の問題としてとらえることが重要であり、この意味で厚生政策は、本学の教学を支え、これを一層発展させる重要な柱であります。

今回の学費問題をめぐる全学の討議のなかで、一・二部学友会を中心として与えられた「当面する緊急三項目要求」のなかに「学生の生活と健康を

守る」要求があげられ、生活協同組合への大学としての施策の充実、学生の健康管理にかかわる諸施策の実施、寮建設などの要求が大きくかけられていることを十分に受けとめる必要があると考えます。したがって大学としては当面、この「緊急三項目要求」にこたえた施策を、後記「六、教学生・厚生条件の整備」のなかに提起しますが、同時にひきつづき次の諸点については重点的に取り組みたいと考えます。

- ① 下宿確保、各種奨学金制度の拡大・充実、アルバイトに関する諸条件の充実等について、他大学やその他関係機関とも協力し、国、京都府・市、その他に対して強力な運動をすすめる。
- ② 学資貸与制度、生活援助金制度をさらに改善・充実する。
- ③ 大学における生活協同組合を本学の厚生政策のなかに明確に位置づけると同時に、両者間の有機的な共同化をすすめるための体制を整備する。
- ④ 厚生課と学友会その他関係諸パートとの間において、厚生実態、厚生問題についての日常的な意思疎通を行なう体制を整備する。
- 2 大学における就職問題は、本学における教学の成果を学生の就職を通して社会に生かしていくという意味をもつという点で、大学教学の重要な一環であるといえます。また、同時に、本学に学ぶ学生のほとんどは卒業とともに就職し、社会に出てゆくという現実的な問題としても、大学における就職問題は重視されねばなりません。とくに、近年のいわゆる「高度成長」の破綻からくる企業危機や、不況とインフレによる地方自治体等の財政困難は、学生の就職活動を大幅に圧迫し、求人数の減少、採用数の削減などが顕著にあらわれています。

このような就職問題は、すぐれてわが国の政治的・経済的・社会的政策にもとづく影響としてあらわれるものであり、ひとり個別大学の努力や、個々の学生の努力のみによつてただちに解決されるものではないだけに、基本的には、今日の私学危機の根源と同質のものとしてとらえ、これを解決してゆく全学的な課題としてみる必要があります。

しかし、同時に、このようななかにあつても前途に確信をもち、有為な社会人として巣立ってゆく学生の教育と、具体的な就職問題に際しての力

量ある学生の養成は欠くことのできない緊急の課題といえます。このような観点から、当面、次のような施策を実施したいと考えます。

- (1) 就職委員会を中心として、小集団教育担当者をふくめた全学的な就職問題の取り組みの強化。部課長会議における各関連部課の取り組み、校友会組織とのタイアップ。
- (2) 就職ガイダンスの早期化とその内容の充実、三回生時における就職ガイダンス、準備活動の指導。業種別ガイダンスの充実。
- (3) 求人開拓（とりわけ地方企業の求人開拓）、資料の収集・整備と就職指導の強化、会社訪問記録、入社試験報告書の収集・整備、学生の権利を守る立場にたつたリクルート情報の提供、就職相談室の設置。
- (4) 求人揭示の改善。
- (5) 学生実態把握の強化。
 - ① アンケートの充実。② 学生との交流強化。③ 学生の実態把握と指導強化に資する「模擬テスト」の検討。
- (6) 就職課と校友会その他関係パートナーとの間において就職問題に関する日常的な相談機関の設置。

四、事務体制の一層の整備・強化とその民主化

今日の大学教育が、私学危機のきびしさのなかにあつて、なお学生の勉学・生活にかかわる多面的な要求に応え、より内容豊かな教学を創造・発展させるためには、それぞれの学部教学に直接の責任をもつ教授会の強化と、これを支える各事務組織の役割と任務がますます重要となつてきています。この間、学園振興懇談会や校友会と各部課交渉をつうじてこのことの重要性が指摘されてきたのは、今日の大学教育の課題をすすめるためには事務組織の主體的な力量に期するものが非常に大きくなつてゐることをしめしているといえます。

このような意味からも、さらに大学における事務の役割りと責任を明確にし、職場のなお一層の民主化と集団化をすすめる必要があると考えます。そ

のためにはなによりもこれらの事務組織を指導する部課長会議の機能の強化、各職場での職場会議の確立と充実を基礎として、全学の事務体制をさらに強化したいと考えていますが、当面、取り組むべき重点課題は次のとおりです。

- (1) 教務事務における機械化を七三年度全学協議会確認にもとづいて正しく位置づけ、これを全学の事務体制の民主化と集団化に寄与させながら、同時に学部教学の発展に対応した新しい教務事務のあり方を追求し、合理的な人員配置をすすめる。

- (2) 大学における教育・研究・厚生施策上の諸課題をつねに学生の勉学・生活実態にねざしてすすめるために、学生実態、教学実態の全学的、総合的な把握が重要であり、これが今後さらに日常的に集中される体制を確立する。

- (3) 学園における環境整備は、学生の勉学・生活上に憩いと潤いを与え、それが教育・研究に反映するものである点を重視し、施設課、管理課の共同化を強化しながらさらに総合的な施設・設備の維持管理を行なう。

- (4) 二部教学を支える事務体制は、単に二部事務室のみではなく大学の事務組織の全分野にかかわつてゐる。したがつて、総合的な二部事務体制の再検討は本学の一拠点実現時を目標としつつも、当面、予定されている文学部と二部全学部の移転時における体制を次のように検討する。

- ① 学生課、厚生課、就職課、体育課、診療所（保健センター）、会計課などの関連部課の二部事務体制の改善―二講時制に対応した窓口・執務時間、担当者制、時差体制など。

- ② 図書館における平日開館時間の再検討と「日曜日開館」の検討。

- ③ 二部事務室体制の強化―職員の勤務年限など。

- (5) これまでに実施してきた、事務を通じた公費助成活動を一層強化し、さらに厚生・保健問題の総合化、教学事務の整備等のための部課改革をより内容あるものとする。

また、大学全体の研究活動の発展に即応した新しい研究・図書館事務のあり方とその体制の整備を検討する。

- (6) 職員の研修を一層充実する。

以上、これらの事務体制の整備については、当面、五一年度、五二年度にかけて改善しうる部分から取り組みますが、さらに一層の充実をはかるためには、現在の二拠点による事務の重複や分断を早期に克服し、一拠点による集中化によってさらに抜本的な体制の再検討と合理的な配置を行なうことが必要であることはいまでもありません。

五、衣笠一拠点の早期民主的实现

衣笠一拠点についての討議資料は現在作成中ですが、移転の年次計画についての学内理事会の基本的考え方は次のとおりです。

- 1 文学部棟の建設と修学館の増築は昭和五一年度着工を目標とする。
- 2 文学部と二部全学部の移転を昭和五二年途中に行なう。
- 3 文学部と二部全学部の移転に引き続き、法産社棟の建設に着手する。
- 4 なお、この年次計画は、毎年度予算編成の際、資金調達を含め慎重に検討しながら進める。
- 5 建設事業の総額は七七億円（内訳、建物五四億円、土地買収一六億円、その他整備六・八億円）。財源は学生納付金、寄付金、資産売却、財団借入、銀行借入、学債。

六、教学・厚生条件の整備

学友会の「当面する緊急三項目要求」における第三項の要求は、本学の学生実態が、多く地方出身の学生、下宿学生であり、また、経済的にも他大に比して相対的に低所得層からのものであり、また本学の物理的な諸条件のうえからも、本学学生が日常的な学生生活のうえにおいてゆとりのあるものになっていないことを訴え、本学の厚生施策および環境整備・改善のための要求が提起されてきていますが、これらについて、当面次のとおり実現していきたいと考えます。

△1V 学生の生活と健康をまもるために

(1) 生活協同組合について

本学の生活協同組合に関する要求は、生活協同組合を学生・教職員の「総合厚生センター」として位置づけ、その方向にそった施設の拡充を最大限に行なえとされています。大学がこれらの要求をうけとめその実現に向けて検討をすすめるためには、大学としての総合的な厚生政策のうえにたつて、本学における生活協同組合の位置づけを明確にし、これを全学的なものにしていくことが必要であります。基本的には、本学における生活協同組合は、①大学を構成する実質的な一つのパートであり、大学自治を支えるもののひとつであるとともに、②本学と密接に関連して学生・教職員の厚生・生活上の諸施策の主要な担い手であると考えます。

以上のような基本点にたつて、今後その具体化をはからねばなりません。そのためには、(イ)それを全学的なものとするための大学機関の討議の推進、(ロ)生活協同組合と大学との「窓口」の明確化とくに厚生課との関係を明確にすること、(ハ)「大学と生活協同組合との基本的契約」の改定を検討し、その関係をさらに整備すること、(ニ)日常的な大学と生活協同組合との協議の体制（学友会、教職員組合をふくめて）の検討、をすすめていきたいと考えます。

しかし、当面する要求には

- ① 生活協同組合の諸施設のなかでは、食堂部門の施設の改善が早急にとりかかるべき問題としてありますが、食堂施設は、食堂に加えて、厨房の施設、これに伴う水・光熱の設備、排水・下水の処理施設等、建物の構造にも及ぶ問題をもっていますので、基本的には衣笠一拠点計画の推進のなかでとりくみたいと考えます。ただし一拠点計画の年次移行に伴って必要となる施設の増設については可能なかぎりの工夫を行なっていくきます。

② 書籍部、購買部についても、現在の施設は狭隘であり、学生の利用上も不十分であるので、一拠点実現までの暫定的措置として、衣笠における書籍部、購買部を改善する仮設施設の建設を五一年度において

予算化し実施したいと考えます。

(2) 学生・教職員の保健管理について

学生・教職員の生活と健康を守るうえで、以上のような厚生政策と並んで健康管理の問題は大学における教学上の主要な問題であります。しかし、これらに関する実態では、本学診療所の利用状況の低さ、毎年度実施している定期健康診断の受検率の低さ（とくに二・三回生において低率）など、学生・教職員の保健管理上いくつかの改善すべき問題が提起をされてきています。

本学の診療所の現状は、その体制（専任医師三名、（教授一名、助教二名）、事務職員二名、看護婦一〇名）において必ずしも他大学に比して大きく劣っているものではありませんし、また、この体制のもとで学生・教職員の健康管理面では積極的な取り組みを行ってきたといえます。このような取り組みを基礎として、今後はさらに次のように改善していきたいと思えます。

① 診療所の保健センターとしての確立

現在、五一年度からの改革案が出されていますが、そこでは、現在の診療所を「保健センター」として改組し、教学担当常務理事を中心とした全学的な体制のもとで、学生・教職員・生協職員の健康管理についての基本的な政策を確立しながら、具体的には①健康診断の充実と事後措置、②健康についての助言指導、③精神衛生相談、④伝染病予防、環境衛生の指導、⑤保健管理の調査研究等の諸業務を実施することになっています。

② 定期健康診断の完全実施について

とくに、従来受診率の低い二・三回生についての対策を強め、実施方法、体制、条件などをさらに各関係部課との協力のもとで、「義務的受検診」の方向で改善したいと考えています。

③ 学生健康保険制度について

本学における学生健康保険制度の検討は、従来からすでに実施されている他大学の実態などを調査しながら一定の検討をすすめてきまし

たが、その実態には種々の問題点も多く、本学においてこれを直ちにとり入れるかどうかは、さらに十分な全学的討議と検討が必要であります。学生・教職員の保健管理の面から積極的に取り組みます。

(3) 女子寮の建設と寮の統廃合について

女子寮の建設と寮の統廃合の問題については、すでに七三年度全学協議会の確認事項以来その実現へ向けて検討していますが、具体化のためには、さらに一拠点計画における土地問題とも関連してきますのでさらにひきつづいて検討いたします。

△2▽ キャンパスの整備といこいの場の保障

(1) 以学館前および六号館前の整備については、五一年度において可能なかぎり実施します。ただし、以学館前を「野外音楽場としても活用」しうるようにすることは、その立地条件、学生の交通路、附近住宅との関係などから問題点も多く、これを直ちに実現することは困難です。

(2) キャンパスにおける並木、ベンチ、水飲み場の増設については、五一年度において可能なかぎり実現します。

(3) 屋上を開放し、ベンチや灰皿を設置することについては、危険予防を行ないつつ、当面、学面館屋上の開放にひきつづいて、志学館屋上についても開放し、必要に応じてベンチ・灰皿をおきます。

△3▽ 勉学・スポーツ活動のための条件整備

(1) 衣笠水室町にある土地二、〇〇〇坪については、五一年度において整備し、これを正課・課外体育をふくめた第二グラウンドとして使用しうるようにします。その他の体育諸施設の整備についても、保健体育教室、学友会各関係パート、学生課等との関係諸機関とも協議し、その改善をはかります。

また、各主要学舎におけるウォータ・クーラーの設置については、五一年度において実現します。

(2) 各学舎におけるクーラー設置の要求は、これを全面的に実現するためには相当な財政力量が必要です。したがって、当面は、図書館を中心として、実現する方向で五一年度予算のなかで検討します。

(3) 学部学生センターを談話室として改善することについては、ひきつづいて可能な部分から実施します。

(4) その他、「現状と課題」においてかかっている教育条件の整備および学生の諸要求にかかわるものについても、その実現の方向でとりくみます。

六八八 一九七五年度 全学協議会確認

(一九七六(昭五二)・一・二四 全学協議会)

はじめに

〔1〕立命館大学は、一九七一年の中央教育審議会答申による大学再編成の方向に抗しつつ、私学危機が深化するなかで、それを克服する基本的方向である公費助成運動と国民のための私学づくりの運動に積極的に取り組み、相対的低学費を堅持しつつ、一九七三年度全学協議会確認事項にもとづく教育・研究の民主的発展に努力してきた。しかしながら、政府の貧しい文教政策と、不況とインフレの同時進行のもとで、私学の危機は極度に深化し、本学の教育研究をささえる財政は重大な危機に直面させられている。

理事会は、公費助成運動によるその基本的解決の方向の強化を確認しつつも、本学の到達した民主的教育・研究を維持し、発展させるためには、本学財政に主要な責任を有するものとして、財政破綻の進行を当面阻止する努力をしなければならず、そのため、やむをえざる措置として、一九七六年度の入学検定料と新入生からの学費改定案を、「学費等の提起の期限と民主化について」の七三年度全学協議会確認をふまえて、一〇月三日と二二日の学園振興懇談会に提示した。そして同時に「立命館大学の現状と課題」を発表して学費問題の全学的討議を訴えてきた。

〔2〕この理事会の提案にたいして、

1. 一・二部学友会、大学院生協議会、教職員組合、生活協同組合は、今日の私学危機が政府の反動的文教政策とインフレ政策に起因しており、学費値上げによつてはこれを根本的に解決することができないばかりか、教育の機会均等と学生生活の破綻につながるがゆえに、学費値上げには原則として反対するという立場を表明した。七三年度学費闘争の到達点である、

「一定の民主化を実現してきた立命館大学においては、学費問題を個別学園内部の問題として展開するのではなく、真に私学危機の全面的解決をめ

「必ず闘争として発展させなければならない」という見地をふまえ、「学費値上げ反対」の立場を堅持しつつ、個別立命館の学費値上げそれ自体を撤回させることのみを闘争目標にしては、今回の学費問題を正しく解決することはできないことを明らかにした。そして、今期学費闘争においては、

- ①中教審・私財法路線による私学の差別的再編成と大学教育への支配・介入に反対し、私学危機の根本的打開をめざす全大学人の共同闘争を展開すること、②七三年度全学協議会確認事項の実践過程をきびしく批判し、学生・院生・教職員の教学改革要求をつきつけて、高等教育機関たるにふさわしい大学、真に学びがいのある大学の創造をめざしてたたかうこと、を基本目標に設定して、全面的闘争を展開した。

2. 一・二部学友会は、すでに七五年一〇月の学生大会において学費闘争の基本方針を決定し、学費値上げ提起以前に、緊急国庫補助獲得の取り組みを中心に大きな運動をもちあげていた。

学費値上げ提起にたいしては、理事会・教授会・各機関が学生の深刻な実態、すなわち私学危機の立命館における具体的あらわれを明確に把握してはならず、したがって、私学危機の打開へ努力するといえながら、実際には危機の内容を十分につかみえずそれへの有効な具体的対策が不十分であることを批判した。そして、学内理事会の説明文書「立命館大学の現状と課題」には、現状と課題はあるが、展望と方針がないことを、大学の責任として追及してきた。また、教育を受けるものの当然の権利として学費の改善要求をはじめとする切実な要求を大学につきつけてきた。それによって、理事会と教授会の姿勢を一層民主化し、大学の努力を最善ならしめ、なおかつ実現不可能な要求については、全大学人が共同して政府にたいして要求していくなかで解決していく必要性が明らかとなった。すなわち、

より一層の学園民主化と対政府闘争が統一してすすめられてこそ、要求実現の展望が開けるのであり、学生はその先頭にたつ必要があると主張した。

[3] 理事会の学費改定の提起以来三カ月以上にわたり、クラス・ゼミ・自治委員会・学友会代議員大会・学生大会・研究科での討議、教授会、部課での討議をふまえて、一〇回の学園振興懇談会をはじめ各学部五者会談、学科

・専攻懇談会、二部懇談会・学部懇談会、大学院懇談会・研究科懇談会さらには部課交渉などが行なわれてきた。この過程で、学費問題をめぐって、私学危機の具体的あらわれ、その原因、根本的解決方向について、真剣ではげしい討論が展開され、次のような点で前進がみられた。それは

第一に、学費問題を根本的に解決する基本方向は大学の全構成パートの英知と力を結集して、私学危機の根源に迫る運動を展開すると同時に、本学のあらゆる面にわたるより一層の民主化を実現する以外にないことが基本的に確認されたこと。

第二に、あらゆる問題がクラス・ゼミを中心として討議され、私学危機が各クラスや個々の学生の学費実態や生活実態のなかに、具体的にどうあらわれているかが話し合われ、教職員と学生の統一した力によって、私学危機を克服し、学費上の矛盾を解決するための議論と要求がだされたことである。この点は民主的手続きの上からも、討議の拡がりの点からも、本学における民主化の新しい到達段階を示すものである。

第三に、本学における教学改革の課題が、学生実態の正確な把握にもとづき、学生の要求を基礎として政策化されなければならないことが再確認されたことである。

第四に、このような学生の教育を受ける権利を保障し、その要求にこたえる仕事に、教職員は自からの権利を守るのと同じように主体的にとりくみ、それぞれの責任を明確にしなければならないことが確認されたことである。

[4] こうした新しい前進をもたらした背景にはこれまでの学園民主化運動によって蓄積されてきた立命館大学の次のような到達点がある。

① 憲法と教育基本法にのっとり、学問の自由と大学の自治をまもり、一貫して暴力を否定してきたこと。

② 学生・教職員の自主的・民主的諸活動を尊重しこれを保障してきたこと。

③ 総長・学部長選挙への学生参加、全学協議会・学園振興懇談会・五者会談等の協議機関の設置、学友会交渉権の明確化など、民主的諸制度の確立のもとで、大学の全構成員の総意によって大学運営が行なわれてきたこと。

④ 相対的低学費を堅持し、財政の民主化を行ない、学生・教職員の要求に

もづく財政運用を行なってきたこと。

- ⑤ 授業料の先取りの廃止、推薦入学制の廃止など教育・研究の機関としての原則を貫いてきたこと。
- ⑥ 学生の自主的諸活動および集团的学習活動を保障する条件の整備・改善を行なってきたこと。

⑦ 小集団教育を軸とする教学全般の改善を推進してきたこと。

⑧ 二部教学を、勤労者のための大学教育としてすすめてきたこと。

⑨ セミナー・ハウス、寮、生協、下宿、アルバイトなど厚生条件の一定の整備・改善を行なってきたこと。

これらの歴史的到達点は、今日の反動的文教政策のもとの私学危機の深まりと、暴力による大学自治の侵害が進行するなかでは、学問・研究の創造的發展にとつて、きわめて積極的な意義をもつものである。

全学の構成員はこれらの到達点に確信をもつとともに、大学自治の侵害をゆるさず、学園の民主化を一層発展させる責務をもっている。

[5] これらをつまみまえて、本全学協議会においては理事会、一・二部学友会、大学院生協議会、教職員組合、生活協同組合（オブザーバー参加）の間で、一致点についての確認をとりかわすことができた。

全学を構成する一人ひとりが、この確認を主体的に受けとめ、ただちに実行に移すことが必要であると考ええる。

一 私学危機の根源に迫る運動と新しい大学づくり

〔1〕 私学危機の根源に迫る運動の前進

学費問題に集中的にあらわれている私学の危機は単に私学だけの危機ではなく、日本の全高等教育、教育全体の危機の私学におけるあらわれであり、それは現在進行しつつある国民的危機、つまり日本全体の経済的・政治的・文化的危機の一環である。そしてその根源は、政府の貧困で反動的な文教政策と不況のもとのインフレーション政策にあり、その根本的解決は、国民の教育を受ける権利を保障する大幅で民主的な公費助成の獲得、

国民のための私学づくり運動以外にはありえない。また、本学が戦後一貫して追求してきた相対的低学費は、教育の機会均等の原則を、個別大学の限界内においても最大限に追求しようとしたものであつて、この原則はあくまでも堅持されなければならない。そのためには、従来から確認されてきている財政の民主化をさらに一層すすめて、学生・院生・教職員の要求にもとづいた財政運用を行なわなければならない。

これらの基本的諸課題は学費問題討議を通じて、理事会・教職員・学生・院生の全体によつて基本的に承認され、学費問題に取り組み基本的視点と全学の統一の基礎が確立されてきた。そして、財政民主化の点でも、公費助成運動の展開においても大きな成果をあげている。すなわち、財政民主化の新しい到達点としては、学内の諸機関がそれぞれの機関として、財政についても責任を有することを再確認し一人ひとりの教職員が各クラスで学生とともに学費問題・財政問題を率直に話し合い、財政問題が財政公開の形式のみでなく、内容面でも全学のものになりつつあることである。

また、公費助成運動における前進面は、

第一に、本年度は「公費助成推進のための全学連絡協議会」の活動と並んで、とくに「学部連絡協議会」の活動が強化され、学部を基礎とした学習会、署名活動、ターミナル宣伝が行なわれたこと。

第二に、十一月二日の京都私学デーにはクラス討議をふまえて多数の学生・院生・教職員が参加し、さらに十一月四日の中央私学デーにはクラスやサークルの代表として学生が参加し、公費助成連絡協議会として最大規模の二六五名という大代表団が京都代表団に結集して行動したこと、さらに二月一七日の中央派遣といったように、クラスやサークルでの運動が大きく前進していることである。

しかしながら、われわれの大幅で民主的な公費助成の要求にもかかわらず、五一年度予算政府案は、二二九〇億円（前年比二八・一%増）と、文部省概算要求一五五一億円をも大幅に下回るものであり、国立大学の授業料を現行の三万六千円から九万六千円へ値上げすることとならんで、「受益者負担原則」をおしつけてきている。われわれはこれにたいしてさらに

運動を強化し、大幅で民主的な公費助成を全国的な運動によって獲得し
ていかなければならない。

〔2〕 新しい大学づくりの課題

1 理事会による学費改定の提起と「立命館大学の現状と課題」にたいし
ては、それが学生・教職員の実態と要求の全面的・総合的把握にもとづ
いて提起されていないこと、今日の立命館大学の民主化の到達段階をふ
まえ、七三年度全学協議会確認事項の実践過程の総括のうえにたつてい
ないこと、本学の現段階における中心課題の設定が不明確であり課題解
決の具体的政策が出されていないこと、などのきびしい批判が学生およ
び教職員から出された。学生はこれらの批判にもとづき、クラス・ゼミ
での民主的討議を基礎とした教学改善の要求を、私学危機の根源にたい
する運動の強化と関連させながら、七五年一月と七六年一月の学生大
会において集約し、理事会や教授会等の大学諸機関に提起した。

一部学友会の「緊急三項目要求」、二部学友会の「緊急六項目要求」、
大学院生協議会の「当面の二項目要求」は、本学の歴史的到達段階をふ
まえ、民主的組織原則にもとづく運動の拡がりのなかから出されたもの
であると同時に、七三年度全学協議会確認事項の基礎のうえに、今日の
新しい情勢のもとでの学生の実態にもとづいて打ちだされたものであり、
そのなかから七〇年代後半の新しい大学づくりの課題が提起されてきた。
2 学友会は「当面する緊急三項目要求」の第二項において、「民主的社
会常識や社会に通用する専門的能力を」という要求をきっかけ、「大学教
育のなかで、①民主的市民としての当然の権利、社会常識を身につける。
②社会に出てからも通用する専門的知識・学力技術を身につけることが
できるカリキュラムの改善、特別講座の開講が必要である」としている。
この問題提起は、現在の時点においてとくに重要な意義をもっている。
今日、七〇年代の後半にあたって、民主的社會を形成していく主体を
どのように養成していくべきかという課題が大きく大学に課されている。
すなわち七〇年代後半にあたっての新しい大学像・学生像をどのように
創造していくかということである。社会の進歩と発展に寄与できる人間

の養成という課題は、現代社会における矛盾の深化と反動的な文教政策
の進行と、政治的・経済的・文化的危機のなかで、民主的働き手として
の確信と実践的能力にうらづけられた社会人をつくりだすことが、まさ
に大学の課題であるという視点でとらえねばならない。

一九六〇年代の「高度経済成長」政策とその破綻の過程で、現在、人
間性の危機と文化的・道徳的退廃が進行し、基本的人権、国民主権およ
び民主主義を軽視する国家主義的傾向がますますつある。このような
なかで、われわれが主権者であるという認識にたつて人権の教育・研究
を全学に貫徹していくこと、また、歴史的・社会的な正しいものの見方
を身につけていくことは、ますます重要になっていく。そのような意味
で、民主的な市民としての世界観・労働観・権利意識を身につけ、力量
ある社会人としての専門的学力・技術を養うという観点から提起してい
る学生の要求は積極的な意味をもっている。これは現代における新しい
学生像・大学像の方向を指し示すものであり、同時にその課題と責任を
担う新しい教職員像の形成を要求するものである。

3 二部教学の問題は現在の私学危機を集中的に表現しており、その意味
では二部教学の改善は単に二部だけの問題ではなく、全学で取り組むべ
き重要課題である。とくに七〇年代後半に向けての新しい学生像と大学
像の形成、新しい教学創造の課題は、二部においてこそ最も必要とされ
ているのであり、その意味でも全学の力で二部教学を守り発展させてい
かなければならない。

4 一般教育・外国語・保健体育・教職課程といった全学にまたがる教学
機関について、その相対的おくれと教学改善の課題が確認された。とく
に、一般教育を小集団教育の改善とならんで教学改善の中心的課題とし
て設定するが、その場合にも以上のような新しい教学を創造する立場か
らの検討でなければならない。

5 大学院教学については「民主的研究者養成」という理念が確立されて
いるが、新しい大学づくりの観点から、学部教学との関連を鮮明にした
大学院の位置づけと、新しい研究者像の一層の明確化が必要である。

二 教学改善のための当面の重点施策

一九七〇年代後半の新しい大学づくりの第一歩として、次の重点施策を行なう。そのさい、この教学改善のもつ意義を全学の構成員、とりわけ教職員が十分に認識し、これをすすめる各機関の責任を明確にし、学生・院生・教職員の実態とその要求をふまえて行なう必要がある。

(一) 教学内容の改善

[1] 小集団教育

1 一・二回生(低回生)小集団教育

- (1) 一・二回生小集団教育を一括して「低回生小集団教育」としてとらえ、それぞれの到達目標と相互関連をさらに明確化する。とくに、二回生小集団教育の位置づけと到達目標を明確化する。
- (2) 小集団教育と一般教育や専門教育との関連を追求する。
- (3) それぞれの到達目標と学生の要求を反映したテキストの選定、および各学部の実情を反映しつつテキスト群の選定、共通教材の作成、統一テキストの作成の方向を強化する。
- (4) 教科研究、担当者会議などによる教員の共同化の推進。一回生と二回生クラスの各担当者間のひきつぎの強化。
- (5) クラスにおける直接の学生実態把握とともに、回生別協議会などによる学生との協議体制の強化。

2 三・四回生演習

- (1) 大学教育における演習の意義をふまえ、各学部でのとりくみの経過と独自性を生かしつつ、二年制ゼミの完全実施に向けて、四回生後期の論文指導を強化する。
- (2) ゼミ・オリエンテーション、ガイダンスの充実、クラス編成に際しては学生の志望理由を主たる基準にする。
- (3) 自治会・ゼミ連などと担当教員との協議の体制を強化する。

3 学生の自主的・集団的学習活動の保障

- (1) 小集団教育補助金の増額(二万五千元→二万円)と運用の改善。

(2) 学部学生共同研究室の充実。

(3) 図書費の増額等による学習図書館としての図書館の充実。

(4) サブ・ゼミ等学生の自主的・集団的学習活動のための時間的・場所的条件の整備への努力。

[2] 専門教育

1 小集団教育の充実・発展のなかで、学生の教学実態、要求をふまえ基礎学力の養成に視点をいたカリキュラム体系の再編成、カリキュラムの系統化・集約化をすすめるとともに、要卒単位数の再検討。最近、カリキュラムの再編が行なわれた学部や学科においてはその内実化。

2 「講義概要」の充実。

3 各回生毎のガイダンスの充実。

4 大教室講義における講義方法、教室条件などの改善。

5 外国語の文献や資料による専門科目の学習を行ない、あわせて上級回生時における語学力の維持向上のための「外国語講読」の充実強化。

[3] 一般教育・外国語教育・保健体育教育・教職課程教育

それぞれの教学をすすめる機関の主體的なとりくみが不十分であった点を総括し、出席状況、再履修状況など、学生の教学実態を十分にふまえて講義内容や方法を改善する。

1 一般教育

一般教育の改善を小集団教育とならぶ学部教学改善の最重点課題として設定し、学部のカリキュラム体系再編成の重要な一環として位置づけ、次のような視点のもとに抜本的再検討を行なう。

(1) 現在の後期中等教育の現状と学生実態を正確に把握し、学生のもつ問題意識と教学要求にこたえる。

(2) 一般教育軽視の文教政策にたいして、一般教育を科学的・総合的世界観を身につける大学教育の重要な一環として位置づけ、現行カリキュラムについての抜本的な検討を行なう。

(3) 一般教育科目相互の関連、一般教育と専門科目との相互関連のな

かで開設科目の再検討。

(4) 一般教育科目と専門科目との間のいわゆる「相互くさび型」方式の総括と回生配当についての検討。

以上の観点からの検討を、一般教育センターだけでなく、各学部の教学改善としてすすめ、その検討結果を七六年九月末までに全学に提示するが、当面次の改善策を行なう。

① 科目または系列毎に担当者会議や教科研究の推進による教学内容の一層の充実。

② 非常勤講師との交流の強化。

③ 一般教育の意義・目的についてのガイダンスの充実と徹底。

④ 「学習要項」「講義概要」による一般教育の重要性の周知徹底。

⑤ 講義方法、試験出題内容等についての検討。

⑥ 一般教育センターの責任体制の強化、各学部における取り組みの強化。

2 外国語教育

(1) 大学における外国語学習の意義・目的の徹底とその到達目標の明確化

① 「講義概要」に外国語教育の意義・目的とあわせて、年間テーマ、授業の進め方、教材、授業の到達目標を記述し、充実する。

② 二部の英語四コマ（一、二回生）の立体的運営。

③ 第二外国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの内容区分、到達目標の明確化、それぞれの段階に応じた授業方法の改善。

④ 第二外国語Ⅲの充実。

(2) 多角的な授業方法の展開

① 小集団教育横断クラス制のメリットを生かす授業方法をとる。

② 授業方法の経験交流と蓄積のための教科研究会の充実強化。

③ 学生の教学実態をふまえ、教材についての学生の意見・希望を聞き、次年度のテキスト選定に反映させる。

④ クラス担当者の学年間のひきつぎの強化。

(3) 上級回生の外国語学力の強化

① 上級英語の内容と時間割配置の工夫。

② 外国書講読との関連の強化。

③ 自主的学習意欲を喚起し課外学習の重要性の自覚をうながす模擬テストをふくめた学習指導の検討。

(4) 外国語との接触の場の拡大

衣笠一拠点時における視聴覚教室の実現にむけて引きつぎ検討を進めるとともに、当面、図書館、学部学生共同研究室に外国語関係の図書を備える。

(5) カリキュラムの改訂など

理工学部一部における第二外国語（フランス語）の増設と、基礎工学科における（随意）ドイツ語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの系統化。

3 保健体育教育

保健体育教室が七五年二月に提起した保健体育教育の改革についてはその理念、位置づけをさらに明確にしながら、学生のもつ体育・スポーツ要求を正しく把握し、課外体育との関連をふまえて、内容上の改革を推進する。保健体育教育の制度的改革については、

(1) 三群方式による三種目ローテーション履修制の七六年度から実施。

(2) 「時間つみあげ方式・選択コース制」および「女子体育クラスの男女共学横断クラス制への移行」については、引きつぎ学生諸パースとも協議し、七六年度中にその結論をうる。

(3) 「保健体育概論」の抜本的改訂、二部二講時制における体育実技のあり方・条件の追求、体育施設・設備の整備充実を課外体育との関連を重視しながら行なう。

4 教職課程教育

「教員養成は大学で行なう」という理念と、民主的な教員を育成するという教職課程教育の目的を追求し、さらに学生の教員志望の増大と教学要求にこたえるためには、本学における教職課程の教育のあり方、内容、体制について抜本的な改善が必要である。

(1) 教職課程の課題

- ① カリキュラム充実化の検討。
- ② 二部二講時制に関する時間割素案の検討。
- ③ 一拠点時における諸条件の改善を生かした教職課程教学の全面的検討と具体的方策の樹立。
- ④ 教職課程履修者に対する指導体制の整備と強化。
- ⑤ 教育実習の内容充実と、実習の適正かつ円滑な実施のための諸条件の追求。
- ⑥ 教職課程履修学生数の増加への対応体制もふくめた、教職課程関係機関における人的・物的条件の改善の追求。
- ⑦ 理工学部基礎工学科における「技術科」の教科課程増設の検討。
- ⑧ 小学校教員養成課程設置についての調査・検討。
- (2) 教職課程教学の当面の改善策を次のとおり行なう。
- ① 授業（講義）の内容検討と改善、学生の教学実態の把握と教職関係科目教員の共同化、担当者会議の強化、非常勤講師との交流強化。
- ② 大講義科目の分割開講化の推進、受講者数の適正化と五講時間講の改善、選択科目のカリキュラム改善。
- ③ 教育実習にあたっての諸条件の整備・確保、教育実習にむけてのガイダンス、特別講義、その他指導の強化。
- ④ 教職課程履修学生のためのオリエンテーション、ガイダンスの強化、教員志望の学生に対する就職指導（教員採用受験指導、情報提供など）。

(二) 一部学友会の「当面する緊急三項目要求」の第二項「民主的社会的常識や社会に通用する専門的能力を」について

新しい大学づくりと教学改善のなかで、現代における民主主義・基本的人権・国民主権についての認識をより一層深める意義と、社会にひろく通用する専門的知識・学力・技術を身につける意義をふまえ、この視点から学部教学の充実と努めるとともに、学生の要求にある具体的な課題につい

ても、その実現の方向での検討をすすめ、七六年三月中にその検討の結果を全学に提示する。

(1) 「憲法」の全学部必修化について

要求の趣旨および視点を、一般教育「法学」、教職科目「同和教育」、各学部の小集団教育などを中心として、全学の教育のなかに生かすつ憲法学習の充実をめざす。「憲法」の全学部必修化については、各学部教学のなかでの位置づけや、カリキュラムのあり方、およびその条件などを検討し、追求する。

(2) 「自治体論」、「公務労働論」、「労働組合論」等の開講について

現代社会の要請にこたえうる実践的能力を養い、正しい労働観を身につけるものとしてだされてきた要求である点をうけとめ、各学部の教学改善のなかで追求する。

(3) 小学校教員養成課程の設置の検討

本学における教職課程は、民主的な教員の養成機関として現在まで重要な役割を果たしてきた。今日小学校教員の志望者が増大し、課程設置の要求があるなかで、学生に対する指導、援助をつよめるとともに、課程設置に関する必要な調査・検討を行ないその調査結果を七六年七月中に明らかにする。

(4) 実務講座（資格の取得できる講座をふくむ）などの設置について

これらの要求の趣旨およびその必要性を認識し、現在各学部で実施されているものの総括と「就職講座」との関連もふまえながら、実施の方向で七六年三月末までに検討する。

(5) 「婦人問題」の特別講座の設置について

「婦人問題」の特別講座の設置については、学部カリキュラムに組み入れることはさらに検討を必要とするが、当面、人文科学研究所主催土曜講座の企画をふくめて、実施の方向で検討する。

(三) 二部教学の改善・強化について

本学は、一九六三年二部改革以来、勤労者を対象とする大学教育という教学理念をかがげ、その教学内容・体制・条件の改善を一貫して追求して

きた。にもかかわらず、大学の取り組みが、今日における二部軽視の文教政策のなかで、勤労学生の実態からでてくる教学改革の要求に十分こたえうるものにはなっていないことが確認され、七三年度全学協議会確認事項の実践がもとめられるとともに、現在、小集団教育を軸とする教学内容の改善、勉学、生活条件の一層の改善、これを主体的にすすめる責任体制の強化をふくめた、二部教学の抜本的改革が要請されている。二部学友会が提起した「緊急六項目要求」および二部協議会が提起した当面の改善施策を推進しつつ、二講時制、衣笠一拠点を実現する。

- (1) 小集団教育、とくに一・二回生小集団教育の系統性の検討と、内容の充実およびその条件の改善。
- (2) 人文学科、基礎工学科のカリキュラムの改善と充実。
- (3) 共通専門科目の整理と改訂。
- (4) 外国語教育、保健体育の改善。
- (5) 二部責任体制の一層の強化。
- (6) 二部協議会の機能強化と学部教授会との関係の緊密化。
- (7) 二部事務室の体制強化と職員の勤務年限の検討。
- (8) 関連部課の二部に対する独自の責任の明確化と体制強化の検討、関連部課長会議の運用。
- (9) 勤労学生確保の諸施策の推進。
- (10) 自治体、企業にたいする広報・募集活動の実施。
- (11) 定時制、職業課程等の出身者をふくめ、勤労学生確保と本学二部教学にふさわしい入試制度の検討。
- (12) 定職斡旋の充実。
- (13) 二講時制の具体案の作成と提起。
- (14) 一拠点移行にともなう二部の教学諸条件の整備をすすめるとともに、交通対策の提示を七六年三月中に行なう。
- (15) 二部二講時制問題と二部教学の改善方向を七六年四月までに作成し、新入生をふくめてわかりやすく説明する。
- (16) 二部教学の抜本的改革の方向を七六年九月中に提示する。

四 大学院教学の改善

今日、政府・文部省によって大学院制度の根本にかかわる「改革」が相ついで全面的にすすめられている。

これは基本的に教育と研究の分断、大学の多様化、大学院制度の再編成を内容とする、中教審路線にそった「改革」である。これにたいして、本学では、学部教学を基礎とした国民的立場にたつ民主的研究者の養成機関という、大学院の基本理念が確立されている。この理念の具体化のために、学部教学の実態をふまえて、大学院教学の改善を一層すすめなければならぬ。

〔1〕 教学内容の改善

- (1) 民主的研究者養成という理念からみると、とくに文学研究科、理工学研究科は、院生の教学実態と要求にこたえうる指導体制・教学諸条件などにおいて立ちおくれしている点が見られる。これらの研究科の指導体制および教学諸条件などの一層の改善の方向を明確にする。
 - (2) 博士課程未設置専攻は、その設置に最大の努力をほらう。(文学研究科では五一年度から調査委員会をもうけその条件を追求する。土木専攻博士課程は七八年度を目標に設置すべく努力する。数学専攻大学院の設置については七六年度中にそのための条件と方針を明確にする。)
 - (3) 院生にたいする指導責任を明確にした上で、各研究科・専攻の実態に即した共同指導体制を一層充実する。
 - (4) 各研究科、大学院委員会全体で、就職問題にとりくむ体制を検討し強化する。
- 〔2〕 共同研究を充実させる諸条件の改善
- (1) 図書費の増額と研究科間格差の一層の是正。
 - (2) 共同研究補助費の増額。
 - (3) 学会旅費のあり方の検討と改善。
 - (4) 全研究科、とりわけ文学研究科、理工学研究科の研究室条件の改善。
 - (5) 学内奨学金の充実。
- 以上の点をふまえて、各研究科政策と大学院政策を七六年四月に提示

(五) 厚生・就職問題について

し、全学の討議を深める。

今日、国民生活全般をおおう不況とインフレの同時進行のもとで、学生の生活破壊と深刻な就職難は、学生生活に大きな不安をあたえている。この事態は教学にもかかわる問題としてとらえる必要があり、全学の積極的な取り組みと、大学としての系統的な厚生・就職政策の確立が急がれる。当面、学友会の緊急要求にそって次の施策を重点的に実施する。

〔1〕 厚生問題について

(1) 下宿の確保、各種奨学金制度の拡大・充実、アルバイトに関する諸条件の充実。

(2) 学貸与制度、生活援助金制度の改善・充実。(五千元→一万元)

(3) 厚生問題についての厚生課と学友会関係各パートとの協議の体制の整備。

〔2〕 就職問題について

(1) 就職委員会を中心として、小集団教育担当者をふくめた全学的な就職問題への取り組みの強化、部課長会議における各関連部課の取り組み、校友会組織とのタイアップ。

(2) 就職ガイダンスの早期化とその内容の充実、三回生時における就職ガイダンス、準備活動の指導、業種別ガイダンスの充実。

(3) 求人開拓(とりわけ地方企業の求人開拓)、資料の収集・整備と就職指導の強化、会社訪問記録、入社試験報告書の収集・整備、学生の権利を守る立場にたった情報の提供、就職相談室の設置。

(4) 求人揭示の改善。

(5) 学生実態把握の強化。

①アンケート調査の充実。②学生との交流強化。③学生の実態把握と指導強化に資する「模擬テスト」の検討。

(6) 就職課と学友会その他関係パートとの間において就職問題に関する日常的な懇談機関の設置。

〔3〕 保健管理について

(1) 診療所を保健センターとして確立し、全学の健康管理についての基本的な政策をたて、①健康診断の充実と事後措置、②健康についての助言指導、③精神衛生相談、④伝染病予防、環境衛生の指導、⑤保健管理の調査研究等の諸業務を実施する。

(2) 定期健康診断の重要性を周知徹底させ、その完全実施をめざして対策をつよめる。

(3) 学生健康保険制度については、ひきつづき検討を行ない、学生の保健管理の面から積極的に取り組む。

〔4〕 生活協同組合について

学生・院生・教職員の生活破壊が社会的にも深刻なものとなって進行している今日、生活を守る自主的な運動体としての生活協同組合の役割は一層重要なものとなってきている。

本学における生活協同組合の果している重要な役割については従来から全学的に明確にしていることであるが、この立場を一層発展させることが強く要請されているという観点から、次の諸点を確認した。

(1) 本学における生協が、大学を構成する事実上の「一パート」であり、大学の自治を支えるもののひとつであるとする位置づけを明確にするこ

と。

(2) 本学と密接に関連して、学生・院生・教職員の厚生・生活上の諸施策の主要な担い手としての役割を明確にすること。

(3) 以上の位置づけと役割の明確化という基本点にたつて、今後その具体化をはかるとともに、厚生施策の一層の充実のために、

① それを全学的なものとするための大学諸機関の討議の推進、

② 生協と大学との「窓口」の整理、とくに大学厚生課との関係の明確化、

③ 大学と生協の基本的な関係を明確にする文書上の整備(契約など)、

④ 日常的な大学と生協との協議の体制(学友会、院生協、教職組をふくむ全学的な方向で)の検討、

をすすめる。

(4) 当面する要求については、

① 衣笠書籍部・購買部の利用条件向上のため、一拠点実現までの暫定的措置として仮設施設を七六年四月にむけて建設する。

② その他の施設改善についても、ひきつづき検討をすすめる。

(六) 教学・厚生諸条件の整備

(1) 女子寮の建設と寮の統廃合について

実現に向けてひきつづき検討する。

(2) キャンパスの整備といこの場の保障

① 以学館前および六号館前の整備については、七六年度において可能なかぎり実施する。

② キャンパス内の並木、ベンチ、水飲み場の増設については、七六年度において実現する。

③ 志学館屋上を開放し、必要に応じてベンチ、灰皿をおく。

(3) 勉学・スポーツ活動のための条件整備

① 衣笠氷室町の土地二〇〇坪を七六年度において整備し、正課・課外体育の第二グラウンドとする。その他の体育諸施設についても可能なかぎり改善する。

② 図書館にクーラーを設置する方向で、七六年度予算で検討する。

③ 主要な学舎についてウォータ・クーラーを七六年度において設置する。

④ 学部学生センターを談話室としてひきつづき改善する。

(七) 学部学生定員の検討について

一九七三年度全学協議会において、「今後の、小集団教育を軸とする学の一層の充実、学部教授会の適正規模の検討のなかで、学部学生定員の縮小を「衣笠一拠点」完了時を目的に検討する」ことが確認されたが、衣笠一拠点化の新しい段階にはいった今日の時点において、公費助成運動の展望とも関連させて、学部学生定員の適正化の問題を、七六年度長期計画委員会の課題として設定し、その条件等を慎重に検討する。

(八) 衣笠一拠点の早期民主的実現

衣笠一拠点計画については、七〇年代後半における新しい大学づくりの視野をもふくめて、早期かつ民主的に推進する。大学は、一拠点実現の年次計画について全学の討議をすすめるとともに、七六年四月に長期計画委員会第三次答申にもとづいた、一拠点パンフを全学に配布する。

三 新しい教学を支える教職員

(1) 立命館教学の到達段階をふまえた前進の方向と新しい大学づくりの諸課題が明らかにされた。

立命館大学に学ぶ学生が、民主的社會常識と専門的・技術的能力を十分に身につけて卒業し、現代の激動する社會で民主的働き手として生きていく自信と確信をもてるように、学部教学の「現代化・総合化・共同化」をさらに追求し、学生の実態と要求をふまえたカリキュラムの再編を行ない教学の充実をはからねばならない。

新しい大学づくりは、教職員の主体的実践によつてはじめて実現される。教職員は、学生の身近にいる労働者として、その将来像になりうる自覚・規律・力量を要求されている。教職員自身が働くものとしての生活と権利を守り、社会的常識にかなうしかたで労働し、学生の学習権を守り発展させ、職場のすみずみまで人権と民主主義を貫徹し新しい大学づくりをすすめる専門的・技術的能力をみがきあげていかなければならない。

学生は、教職員の教育・研究・労働の日々の実践のさまざまな場面を通して、働くものとしての生き方を考え、人格を形成していくのである。

(2) 新たに確認された諸課題を適切かつ適時に実現していくためには、学内の民主的諸制度の活用と整備をはからねばならない。

新しい大学づくりの課題にこたえる責任機関としての、教授会や教学諸機関の役割はますます重要になっていく。とりわけ全学にまたがる教学諸機関の責任体制を再確立して、諸課題に積極的に取り組むことが緊急に必要である。それぞれの機関はその固有の責任と機能を果たすとともに、当面

する課題を鮮明にし、それらを全学にたいして大胆に提起していくことが必要である。

さらに、また職員職場の民主化と自主的・集团的体制の確立が急務とされる。七三年度全学協議会確認事項の実践過程の総括と、立命館教学の現在の到達点のきびしい点検のなかで、つぎの諸点が重要な問題として確認された。

- ① 学生・教職員の実態を系統的・全学的に把握する体制を確立する。
- ② 部課長会議の機能をさらに強化するとともに全学的課題と職場課題を正しく結びつけて、職場会議の充実をはかる。
- ③ 教務事務機械化による、学部事務室を中心とする教務事務機関の諸問題についての総括を、七六年三月までに行ない、合理的な人員配置計画を作成する。
- ④ 二部事務室の体制強化と二部関連職場の責任体制の強化を行ないつつ、二部教学の新しい発展と衣笠一拠点の早期実現をすすめる。
- ⑤ 学園の当面する重点課題についての事務組織の力量を強化し、事務段階における集中点を明らかにし、これをすすめる体制の整備・強化をはかる。
- ③ 今日私学危機は、教職員の教育・研究・労働・生活条件のきびしさとしても現われている。私学危機が大学教員の研究諸条件に及ぼしつつある危機的状況の早急な克服によって、本学の研究・教育水準を高めることが、教育・研究機関である大学の社会的使命からきわめて重要である。理事会は、新しい大学づくりをすすめる教学改革の諸課題を確認することによって、それを具体的に実現していくうえで、新しく要求される教職員の教育・研究・労働・生活の諸条件を改善していく責任を負う。教職員の実態の正しい把握と、教職員組合の諸要求を積極的に受けとめつつ、少くとも諸条件の現状における「落ち込み」をなくし、他私大なみの水準にまで回復することをめざして、当面、つぎの改善を行なう。
- ① 教職員の年次計画による定員増（五年計画）。
- ② 研究図書費の増額（二年計画）。

四 立命館大学の一層の発展のために

- ③ 研究旅費の増額（二年計画）。
- ④ 学外研究員のわくの拡大と研究費の改善（二年計画）。
- ⑤ 共同研究体制の確立のための方策の追求。
- ⑥ 教職員の生活・厚生条件の改善。

本学は、戦後一貫して、憲法と教育基本法にもとづく平和と民主主義の教育・研究を、教学の基本理念として教学改革をすすめてきた。

今回の学費値上げをめぐる全学的取り組みのなかで本学の民主化の現在までの到達段階をふまえて、私学危機を根本的に解決する大幅で民主的な公費助成の獲得運動と、国民のための私学づくりの運動を進展させつつ、七〇年代後半の新しい教学創造の課題を達成しなければならぬことが確認された。教学に直接の責任を負う大学諸機関は、学生・院生の教学改革要求と国民の教育要求に積極的にこたえる立場から、それぞれの任務と責任を明確にして、ここに確認した諸課題を日常的に遂行していかねばならない。

私学危機の克服と国民のための私学づくりに向けて本学の全構成員は、この確認事項の具体化を、学園のすべての場において日常不断に追求し、学びがいがあり働きがいのある大学にしていくことが必要である。

われわれは、本学の教学理念と現在まで進めてきた教学改革の努力に確信をもち、私学をめぐるきびしい情勢のもとで、立命館大学における七〇年代後半の新しい大学づくりの課題に、全学の英知の力を結集して取り組む決意である。

一九七六年一月二四日

立 命 館 総 長

立命館大学学友会中央常任委員長

立命館大学大学院生協議会執行委員長

立命館教職員組合執行委員長

（オブザーバー参加）立命館大学生活協同組合理事長

六八九 「衣笠一拠点」実現の長期計画について―討議資料

・一九七五年度長期計画委員会答申 ☆

(一九七六(昭五二)・四・一四 立命館(学内)理事会)

ま え が き

「衣笠一拠点」実現のための長期計画での文学部棟、修学館増築、二部全学部同時移転についての諮問が、総長より長期計画委員会に対しておこなわれ、四月七日長期計画委員会の答申がなされました。学内理事会は答申内容について慎重に検討した結果、答申の趣旨と考え方を尊重し、学内理事会としてこの答申を長期計画討議のための素材として、全学各機関、各パートの討議に付することとしました。

衣笠を中心とする一拠点実現の長期計画は、早急にしかも徹底した民主的討議と全学構成員の意見の一致のうえに決定されることが重要であることはいうまでもありません。各機関、各パートにおかれましては、ここに提起した答申内容について集中的に討議をすすめられるよう要請する次第です。

一九七六年四月一四日

立命館(学内)理事会

昭和五一年四月七日

総長 細野武男 殿

長期計画委員会委員長 奥田修三

本年度長期計画委員会は、次のような第二回中間まとめを行いましたので、小委員会、小委員長会議、総会の討議記録もそえて、提出いたします。

昭和五〇年度長期計画委員会第二回まとめ

1. 本年度長期計画委員会は昨年一月一三日付「中間まとめ」を総長に提出しました。そこでは教学基本施設、二部問題、研究体制、厚生・体育の四小委員会での検討内容をまとめるとともに、とくに年次計画について、①文学部棟の建設を先にする、②修学館増築は法産社棟の建設よりさきにするべきではないか、③文学部移転と同時に二部全学部移転がのぞましい、という考え方を明らかにしました。

理事会では、この答申を検討審議されました結果、年次計画を答申の方向に推進することを明らかにされ、七六年度中、文学部棟及び修学館増築着工、七七年度中、文学部および二部全学部移転を実現する方針を決定されました。

2. 長期計画委員会は五一年一月以降、①文学部棟の具体化、②修学館増築の具体化(図書館をふくむ)、③文学部および二部全学部移転のための暫定条件の整備、の三つの課題を設定し、各小委員会、小委員長会議などで検討をおこなってきました。

以下その内容概要についてのべます。

3. 文学部棟について

(1) Cブロック、旧一号館の位置、約二〇〇坪という前提のうえで具体的検討を教学基本施設小委員会が文学部調査委員会、文学部三役と協力して行ってきました。

(2) 文学部基本施設として必要な諸施設(小教室、ゼミ教室、中教室、大教室、学部行政施設、学生自治関係施設、地理、心理学科はじめ九専攻共研、各科院生共研、書庫閲覧室、学芸員課程実習・展示室)を収容しうるものとして、予定敷地に技術上可能な床面積を検討して、地階をふくめ五階建総床面積七三八七㎡(二三二坪)の建物を建設する。

(3) 各階に配置された上記施設は資料(第四案図面)及び小委員会記録に示されている如くであるが、一九七〇年以来追求されてきた理念にもとづく

現文学部施設と対比して、その方向を具体的に前進させるものとなつてい

- (4) この文学部棟には食堂その他の厚生施設を配置する余裕はないし、院生教室は社会科学系院生との連けいにも資するので、修学館に設けることにした。また、修学館棟とのブリッジ結合は、法的にも、実観上からも、しないこととする。

- (5) 以上の内容は文学部棟「第四案」といわれるべきものであるが、これについては文学部教授会での一定の検討も経てきている。

4. 研究室棟及び図書館について

(A) 研究室棟—修学館増築について

- (1) 研究体制（社会科学系学部共同研究室の共同化などをふくむ）について前年度の答申内容の全学討議がまだ集約されていない段階であるので、研究体制委員会では現状を基礎に検討した。

(2) 修学館一階は大学院関係と人文研諸施設をいれること。

(3) 個人研究室必要数（現定員と増員分および名誉教授若干）二五六一二五七室の確保及び共同研究室の書庫不足に対応すること。

(4) 将来の教員・学生の図書利用、研究体制のあり方と関連して研究室と図書館との結びつきをつよめる構造を求めること。

(5) 上記諸点から修学館増築分について、既設計画による西方に延長（八スパン）、ともに中央部北側に凸出部分をつくる（三スパン分）という構造を考へたい。（延長部分の一—三階は南側に張出し、床面積の拡大をはかるといふ案、既設計画そのまま西方に延長する、という二案に対して）突出部分を除いた増築分は地階をいれて六階建四一〇m²（二—四三坪）となる。

(6) この修学館には食堂等厚生施設などは設けない。

(7) 上記突出部分を図書館棟に架橋建物で結ぶ。

(B) 図書館整備について

一 拠点完成時に要請される閲覧室、自習室その他をふくめ一、五〇〇席

確保のため、現在の図書館の建物一、二、三階を通して、それに充用する。そのため学而館との間の書庫の増築、三スパン（五・四m×三）幅で図書館棟と修学館棟をつなぎ、事務室をそこにもつてくる。

5. 文学部及び二部全学部移転にともなう暫定施設整備について

(A) 二部施設

学而館を二部基本施設とする前の暫定施設であるが、現在の広小路を中心とする二部施設と比較して低下を来たしめないようにする。

研究施設と学生施設との分離は原則であるが、暫定的に効果的な施設利用をつぎのように考へた。

(1) 事務室はじめ二部行政施設及び学生自治施設は増築される修学館の一階及び三号館二階に設ける（この場合講師控室不足一室分の検討を要する）。二部文学部の学生自治施設は、かねてより学生諸君の要求もあり、文学部棟に入れる。

(2) 学生課外サークル・ボックスはサークルの実態を明らかにしたうえで修学館増築部分の地階各室を充用する。

(3) 体育施設については、夜間照明の改善・新設を行えば、既存施設で広小路の場合より改善される。二講時制にともなう学生のスポーツ要求増大に対応するため第二体育館の具体化を可及的速かにはかる必要がある。

(B) 厚生施設

(1) 食堂

文学部棟及び修学館の中には食堂施設をつくらない。以学館地下食堂の増席（南側に仮設の張出しによる増席）を考へるが、その際には排水浄化問題を検討する必要がある。

(2) 診療所

文学部棟建設に先立って診療所の移転を行わねばならぬ。三号館一階に暫定施設をつくる。対象学生数が増大するため診療所の主体は衣笠に移す必要がある。レントゲン設備の衣笠移動を考へ、現診療所の一八六m²（五六坪）に対し、二四五m²（七四坪）を確保する。とくに女子学生

の増加があるので、それを考慮した施設にする必要がある。

(C) 体育施設

文学部移転により一部の場合、課外体育活動への影響があるが、氷室グランドの整備により暫定条件を高める。

(D) 受付および管理センター

鍵の管理、防災施設の集中監視などの業務であるが、センターを暫定的に四号館東の電気室を増坪改造して設ける。そのため「受付」機能の若干の低下という問題がある。

(E) 学生部関係施設

文学部及び二部移転により設備が不足するので、暫定的には学而館での拡大を考える必要がある。その際、産業社会学部施設との関連があるので今後さらに検討が必要である。

6. 本年度長期計画委員会は、とくに後半期では当面する具体的問題として、文学部棟、修学館棟（図書館をふくむ）および文学部・二部全学部移転の条件設定という三点を審議してきて、上記のように内容をまとめました。

年度当初設定した課題のうち、法産社棟の内容確定、外国語教育施設（とくに視聴覚教室）の問題、研究事務体制、理事会を中心とした管理体制の問題などを未討議として残しました。

なお、財政・施設委員会は、財政計画の基本がすでに与えられているので、本年度は独自の小委員会をもたず、学部基本施設小委員会との合同で討議を行いました。

さらに、全体配置計画―教学（学生部関係施設）、厚生（診療所、生協施設など）、体育施設、本部施設などの全体配置計画―については、これまでの長計委、理事会での検討で一定程度明らかにされているものもありますが、現時点において、それをさらに確認あるいは修正する必要がありますし、未確定の諸問題の検討がなされねばなりません。

この点、本年度長計委として、そうした長期計画の検討が不十分であったと考えますので、次年度長期計画委員会の重点課題とする必要があります。

資料Ⅰ 文学部棟について

以下の報告は昨年度長期計画委員会の「第三次中間答申」を受けて、本年度長期計画委員会が討議してきたものである。その概要については「七五年度長期計画委員会第二回まとめ」本文の中で述べられているので、ここでは、とくに文学部棟について配慮さるべき諸点を列記しておきたい。

1. 書庫について

文学部の書物は、すでに七一年に、助手制度廃止の問題と関連して、全学的な討議を経た上で、集中方式をとることにした。清心館二階の文学部書庫は、そのようにして成立した。しかし、清心館は最初からそのように設計されていなかったため、現状では書庫を作ったとはいえ、二ないし三箇所に書物を分散収蔵せざるをえず、これが研究、教育上、大きな障害となっていることはいうまでもない。文学部棟建設にあたっては、この障害を抜本的に取り除くこととする。したがって書庫は現有冊数九万八〇〇冊を一箇所に集中し、効率的に利用と管理ができるよう設計することとし、スペースとしては、今後一〇年間の増加分を合わせて、ほぼ一二万冊を収容できるだけのものをとることとする。

書架の配置については、専攻間の関連づけに地域性を加味して、研究の共同化に資するよう工夫する。なお書庫には定期刊行物の閲覧、資料のコピーが可能なコーナー分のスペースをとり、書庫管理の体制を効率あるものとする（専任職員の適正配置を含む）。

2. 共同研究室

共同研究室については、学生同志の、学生と教員との、教員同志の共同化の場として文学部教学にとって果たす役割は大きいので、今後も現状より劣悪化しない条件を整える。そしてさらに、小集団教育の充実と発展を図る見地から、ゼミナール、卒業論文指導、共同研究会、学生の自主的学習、サブ

以上

ゼミ等の場としての条件を設定することとする。とくに地理学共研、心理学共研については実習、実験、資料保存の条件を整備する。配置については隣接専攻との関連、地域性を考慮して共同化を促進する条件ならしめる。

なお、二部学生諸君も共同に利用することはいうまでもない。

3. 教職課程研究室

教職課程研究室については、文学部棟に設けられるが、最近教職課程受講生が社会科学系諸学部にも急増しつつある現状にかんがみ全学的に利用できるスペースと位置を考慮して一階に設ける。

4. 学芸員課程実習・展示室

ここには、貴重な考古学的資料が収められる。それを活用しての実物教育、考古学実習、学芸員課程実習が行なえるよう配慮する。

5. 大、中、小教室の確保

文学部教学の特性上、大、中、小教室のバランスのとれた確保はとくに重要である。広小路キャンパスでの現状が非常に不十分であるので、これの抜本的改善を施設面から保障する。しかし、建坪面積の関係上、大教室については、一つしかとれないので、衣笠学舎の全体的な利用との関連において確保を図っていく。

6. 行政施設、学生施設についても、もちろん現状より改善されたものとする。

7. なお、大体の見取図を描けば、次のとおりである。正確な設計は、設置されるであろう建設委員会の検討に委ねられる。

以上

〔注・添付資料—文学部棟計画案、修学館増築計画図、二部基本施設（修学館仮施設）計画案—省略〕

六九〇 二部教学の新しい展望—七五年度全学協議会確認にもとづく二部教学の抜本的改善にむけて

一九七六（昭五二）・一〇・八 立命館大学

はじめに

本学は、一、二部を擁する総合大学として発展してきた。

本学の二部教学は、そのなかで、一九六三年二部改革以来、「勤労者を対象とする大学教育」の確立という基本理念のもとに、教学内容の改革、体制・条件の改善等一貫して全学的な努力を行なってきた。

このような本学の二部教学に対するとりくみは、今日のわが国の高等教育機関における二部教学が一般的に困難になつていくなかにおいて、とくに積極的な役割を果してきたといえよう。

にもかかわらず、一九七五年全学協議会においては、本学のこれらの努力が働きつつ学ぶ勤労学生の教学への要請にいまなお十分に応えうるものとはなつていないことが指摘され、小集団教育を軸とする教学内容の改善・充実、勉強・生活条件の改善、これを主体的にすすめる責任体制の強化をふくめた二部教学の抜本的な改革が要請され、また、同時に、二部学友会が提起した「緊急六項目要求」および二部協議会が提起した当面の改善施策を推進しつつ、二講時制、衣笠一拠点の民主的实现が確認された。

この要請と確認のうえにたつて、本学における二部教学の全面的な総括と今後の七〇年代後半における大学教育の果すべき課題——すなわち、「新しい大画像」の視点からの二部教学の新しい展望にもとづく改革を集約し、ここに提起しようとするものである。

I 二部教学の一般的状況と本学二部教学の基本的課題

(1) 今日、わが国の高等教育機関における二部教育は、四年制大学教育課程において約一三万、短期大学におけるものを含めて約二〇万名におよぶ学生を対象としてなされてきている。

しかしながら、これらの二部教育の現状は、わが国の二部教育がその本来の目的としてきた勤労者に対する大学教育の機会を保障するものとしては万全たりにえていないばかりか、むしろ年々衰微する傾向さえ示している。

その要因として考えられることは、第一に、わが国の大学における二部教育の多くが私学によって行われてきたという特徴のもとで、とりわけ戦後のわが国の大学教育全般が貧困かつ安上がりの文教政策にゆがめられ、本来の二部教育が破壊されてきたこと。第二は、高度成長政策とその破綻によって、わが国の勤労者をふくむ国民の労働と生活の条件がますます劣悪化し、勤労学生の勉学・生活条件を大きく圧迫してきたこと。そして第三に、二部教育を大きく担っている私学における教職員の教育・研究・労働の諸条件が劣悪化していることである。このような二部教学全般の状況のなかで、「わが国第三次の抜本的な教育改革を構想する」としたいいわゆる中教審答申にもとづく文教路線は、ますます「経済成長政策に奉仕する人づくり」としての選別と差別の教育体制を強化し、大学における二部教育の危機的状況に目をつむるのみか、具体的な施策を通じて「二部切り捨て」の方向を露骨にしめてきている。

(2) しかし、このようななかにあつても国民の多くは、現代の社会が急激に変動するなかでその労働と社会生活がいよいよ困難になり、またきびしさをもちがゆえに、その生起する社会的、文化的事象や自然の諸現象を真正面からとらえ、それらを自らの労働と生活の糧として学ぶことの必要と意欲をもとうとしている。七五年全学協議会における「二部学友会の主張する『民主的社会常識や社会に通用する専門的能力』の要求と、「①民主的市民としての当然の権利、社会常識を身につける。②社会に出てからも通用する専門知識・学力技術を身につけることができるカリキュラムの改善、特別講座の開設が必要

である。」とする問題提起にせめられる新しい大学づくりの課題は、まさにこのような一九七〇年代後半にたくましく生きようとする二部勤労学生の意欲と要求であることをしつかりとうけとめ、それに依拠しながら本学の二部教学を全学の力で守り発展させることがもつとも重要であることはいうまでもない。

(3) このようにみてくるとき、ここに提起しようとしている本学の二部教学改善の基本的課題は、第一に、「中教審」路線にみられる「勤労者を対象とする大学教育」切りすての文教政策に抗して、真に日本国憲法と教育基本法にせめられた国民の教育への権利——すなわち勤労学生の教育への権利と要求を守るものとしての二部教学をしつかりと堅持することであり、第二には、①社会進歩と国民の要請——勤労者の学問・研究・教育への要請を積極的に行うこと、②「昭和三八年二部対策要綱」とそれ以後の二部教学改善において深められてきた理念と現実の到達点をふまえ、③激動する七〇年代後半の社会が提起する課題に応えるものとして、「勤労者を対象とする大学教育」の新たな発展段階をきりひろくことである。第三には、同時にこのような二部教学を守り、発展させる全学の体制を抜本的に整え、その責任体制をいっそう強化するとともに、二部教学の諸条件を十分に整備することであると考える。

II 本学二部教学のあゆみと到達点・その現状

一、一九六三年二部改革の意義と二部教学充実へのとりくみ

一九六三年二部改革は、わが国の大学教育における二部教育がさきにもものべた戦後の大学教育のマスプロ化と、貧困な文教政策のもとで次第にゆがめられようとしているなかで、二部教学が本来になうべき勤労者の教育への権利の保障と、その研究・教育への要請に応えるべき二部教学の確立をめざして策定された。その改革の基本的な柱は、第一に、私学への矛盾がとりわけ二部に集中されようとしているとき、この矛盾を抜本的にたちきること。第二には、真に働きながら学ぼうとする勤労者に対する大学教育の場を確保するとともに、「勤労者を対象とした大学教育」としての二部教学を確立する。第三には、その教

学を通じて研究・教育の現代化、総合化、共同化をすすめる、全学の研究・教育に反映させることにおかれ、また、同時に、従来学部毎におかれていた二部教学の責任を統合して新しく二部協議会を設置し、二部教学にかかわる全学的な責任機関として確立するとともに、その事務組織も整備し、二部教学を支える体制とその条件が全学の協力のもとにすすめられた。

(1) 勤労者を対象とする大学教育の場の保障と勤労学生確保のとりくみ

この二部改革によって、まず第一にとりくまれたのは、「勤労者を対象とする大学教育」の場の保障と勤労学生確保のとりくみである。それは、それまであった「二部廻し」を廃止するとともに、転部制度を全廃し、一部への進学希望者が二部に廻って入学するという客観的条件を排除し、勤労学生のための場を確保したことである。また、勤労学生確保のとりくみは、ただ単に場の確保のみにとどまらず、今日おかれている勤労者の条件を考え、大学進学への条件をきりひろく有職者優遇措置など二部入試制度の改善、一定の募集・広報活動などにもとりくんで、今日においては、二部学生五三〇〇名のうち、その大半が現に勤労しつつある学生を迎えることをなしている。これは、他の大学の二部と比較して、その擁する学生数においても、かつまた、その中にしめる勤労学生の比率においても、本学が「勤労者を対象とする大学教育」としてのすぐれた到達度をもってきたものといえよう。しかし、今日における現状では、依然として困難さを増している勤労者の労働・生活条件のもとで、勤労者の入学者の減少傾向があらわれてきており、これらに対しては、勤労学生確保の観点を再度整理しながら、それに適応した独自の入試制度を早急に改善するとともに、さらに積極的な広報、募集活動をひろげなければならないと考えている。

(2) 二部教学カリキュラムの抜本的改革、内容改善のとりくみ

六三年二部改革の第二の柱は、二部教学カリキュラムの抜本的改革と内容改善のとりくみであった。それまでの二部教学は、それぞれの学部において、一部教学におけるカリキュラムと同一のものを二部においても行なうというものであり、したがって、カリキュラムの点においても、またそれぞれの内容に

おいても、とくに二部教学のもつ課題に十分に応えうるものとはなっていない。したがって六三年二部改革は、これらの各学部の二部教学を「勤労者を対象とする大学教育」確立の視点から、カリキュラムの抜本的な再編成を行うとともに、その改革の基本的視点を、①現代的課題と現代的視点を追求し、実践的知識を把握する。②学問の専門化と総合化の有機的結合をはかる。③教科目と履修方法の集中化・簡素化をはかる。ことにおいて、抜本的な改革を行ない、二部教学としての独自のカリキュラムを再編して今日に至っている。それらの主要な点は、(イ)二部教学における一般教科目の整理と学習の集中化、(ロ)外国語科目の二部における適合した学習と集中化、(ハ)勤労学生のもつ現代的課題に應える共通専門科目の設置、(ニ)同じく、勤労学生としての「現代的課題と現代的視点を追求し、実践的知識を把握させる」方向での各学部専門教育としての専門科目カリキュラムの整理、学科・専攻の統合と新しい学科の設置(人文学科・基礎工学科)などがこれである。また、これらのカリキュラムは、六三年改革以降今日までのあゆみのなかで、教員の共同研究体制の発展と二部学生の問題提起と要求にもとづきながら、さまざまな改善が行われてきた。

それらは、(a)一般教育の小クラス授業からプロゼミ化への充実、二回生講読の内容改善、三・四回生ゼミ(法・経済・経営学部での必修制、文学部における三回生講読と四回生演習、理工学部における三回生講読と四回生卒業演習)の改善、変則二講時制授業による内容充実など小集団教育を軸とした改善、(b)学部専門科目の体系的整理と内容改善、(c)文学部人文学科、理工学部基礎工学科における履修体系の整理とコース制などである。

(3) 二部教学を支える体制、諸条件の改善のとりくみ

① 二部責任体制の整備と強化へのとりくみ

六三年二部改革の第三の柱は、二部教学を支える責任体制の整備と教学諸条件改善のとりくみであった。それまでの二部教学は、いわゆる学部たて割のもとで、各学部教授会がそれぞれに二部についても教学責任をもっていたが、日常的には相対的に多数をしめる一部教学に対する運営にその重点が向けられ、

ともすれば、二部教学が軽視されるという弱点が生じた。このことから、本学が真に二部教学を「勤労者を対象とする大学教育」として確立するためには、さきへのべた(1)、(2)の改革と改善をすすめるとともに、これを支え推進する責任体制の整備がなによりも重要であることが指摘され、基本的な教学責任は各学部教授会を基礎としておきながら、直接に二部教学に責任をもつ機関として新たに二部協議会(各学部から選出された二部協議員によって構成)を設置し、各学部教授会と協力して二部教学にかかわる教学責任を果してきた。

また、事務体制においても、従来各学部事務室に分散していた二部体制を集中し、それ自体が二部協議会を支え、二部教学の執行にあたる責任をもつ事務組織として二部事務室を編成するとともに、学生部、図書館、保健センター、体育課、会計課、管理課などの関連の事務諸組織においても二部体制を強化し、執務時間の延長、業務の改善等一定の前進を実現してきている。

② 二部学生の勉学、生活条件に対する改善のとりくみ

二部教学を守り発展させるためには、以上のような大学としての基本的な改革にあわせて、現に学びつつある二部学生の勉学と生活条件に対する改善施策が同時に必要な条件となることはいままでもない。昼間勤務に従事し、夜間において勉学にいそしむ二部学生にとつて、第一に時間的制約からくる学習上、また課外活動上の困難性、第二に、身体、健康上の問題、第三に、経済上の問題が主要な条件上の問題としてあることを重視し、六三年二部改革以来のあゆみのなかで、これらの改善に可能なかぎりの措置を講じてきた。

とりわけ、時間的制約のもとで困難性をもつ二部学生の学習条件改善については、とくに小集団教育の場における指導の強化と、学生相互が集团的、自主的に行なう学習活動への援助を重視し、サブ・ゼミ・アワーの保障、教室の確保、学生共同研究室や学生センターの設置・充実、自習室の確保、図書館の時間延長などを行なってきた。また、同時に、厚生・生活条件にかかわるものについても、これらに対応する関連事務組織の業務体制の改善、二部学生の実態に則した業務内容の改善などにとりこんできた。

二、二部教学の現状

以上のように、本学では六三年二部改革以来、今日に至るあゆみのなかで、「二部対策要綱」がしめす理念と基本方針を堅持しながら二部教学の諸施策をすすめてきたが、冒頭にのべたように、今日の二部教学をとりまく情勢はますますきびさを増している。このことは、本学の二部に学ぶ勤労学生の勉学・生活条件にみる実態とその要求のなかに端的に示されている。

(1) 二部学生の学習実態と要求

昼間勤務し、夜間において学習にはげむ二部学生の学習活動にとつて、それを阻害している最大の要因は、時間的制約からくる諸問題であろう。すでに、現行三講時制のもとにおける受講状況のなかで第一限の受講が十分にならざる条件をもっている学生は全体の四三%にすぎず、大半の学生は第一限の受講を十分に行なっていない状況を示している。また、同時に、勤労学生のもつ肉体的・精神的疲労や、帰宅交通事情等によつて第三限の受講をも不十分としている状況がしめされ、これらを通じて、二部学生の受講状況は、全体として二分の一以下となっている学生が六〇―七〇%以上をしめる実態となつてあらわれている。(このような実態は、それぞれの学部の専門教育課程に入ろうとする上級回生時にすすむにしたがつて顕著となつている。)また、同時に、大学における学習にあたって欠くことのできない学生の自主的な研究活動や学習活動においても不十分な状況をしめしている。小集団教育における準備学習の十分、図書館や学部共同研究室の利用の実態、単位履修の実態などのなかにこれらはしめされている。さらに、本学のもつ二拠点の弊害はとりわけ二部教学の矛盾に大きくあらわれ、二部学生のもつ困難性に対して必要な教員の適切な指導援助や、学生相互間の交流、図書、設備等学習条件の不十分さなどにあらわれている。

このような現状のもとで、入学当初の勤労学生として学ぼうとする熱意と期待をもちながらも、いわば「卒業に必要な単位をいかにとるか」といういわゆ

る「単位主義」の傾向に流されがちとなり、真に勤労学生として学びとうとする中味を十分に把握することのできないまま卒業してゆくという実態もあることは否定できない。

しかし、このようななかにあつても、二部学生の多くには自主的かつ積極的な学習活動が展開されてきており、二回生講読や三・四回生演習の学習実態アンケート調査でも、困難ではあるが学習に努力しているとしているものが全体の六〇%をしめている。また、これらの努力は、二部学生の課外教室利用の実態や学部学生共同研究室の利用状況にもしめされ、二部学生の要求としてこれらの施設、条件の保障とともに、これらを通じて、今日の勤労者としておかれている実社会において真に役立つ専門的知識や技量、民主的な社会的常識の獲得を基本的な要求としている。

(2) 二部学生の厚生、生活実態と要求

今日の二部学生の大学生活を中心とした厚生・生活実態の特徴は、主要には、①通学問題、②居住問題、③健康問題にあらわれているとみてよい。この特徴は、本学の二部学生が、さきにも述べたとおり、全体として八〇%の現に勤労しつつある学生によつてしめられているという積極面のなかであらわされているものであり、本学二部がこの勤労者を中心とした二部教学を維持するかぎり、これらの課題は今後も重視されるべきものとなることはいうまでもない。

① 通学問題

今日の都市交通行政を中心とする交通事情の変化は、二部勤労学生の勉学にとつて、これを阻害している要因の一つとしてけつして軽視できない実態をもたらせている。二部協議会が把握している二部学生の通学所要時間実態でも、所要時間「三〇分―一時間以内」六三・二%、「一時間三〇分―二五%」、「約二時間」九・五%という状況をしめし、このことは同時に授業に対する出席の不十分さにつながっている。このような実態のもとで、本学においてはこの二部学生の通学問題についてはとくに重視し、二部教学改善施策の重要な柱としてこの間いくつかの問題提起を行ない、また、学生の要求にもこのことが顕著にだされてきている。われわれはこれらの問題については、今後もお学生の

要求と実態を可能なかぎり把握し、あとにのべる「衣笠一拠点―二部全学部移転」にあわせて、現に通学している二部学生の実態とそれぞれの要求に即した通学問題の施策をさらに検討し、具体的措置をとる。(なお、この問題については、今後別途に提起してゆく。)

② 居住(下宿)問題

本学の二部学生は、そのほとんどが勤労学生であるという条件とあいまって、一部学生に比して自宅通学者のしめる率は高い(五二%)。

しかし、他の四八%は自宅外通学者であり、二部学生にとつても下宿等の問題は重大である。一般的に学生の下宿事情は、最近の下宿企業化の傾向を反映してやや好転してきているとはいへ、二部学生にとつては、その帰宅時間の関係や、経済的条件などからやはり深刻な問題となつていく。われわれは、二部学生の通学問題の改善施策ともあわせて、この下宿問題についても積極的にとりくみ、また学寮の増設についても、今後の一拠点計画のなかで検討すべき課題としたい。

③ 二部学生の健康問題

働きながら学ぶ学生にとつて、健康問題はただ単に身体の問題にとどまらず、その学習上の問題にとつてもきわめて重要な問題となつていく。二部学生の就学上の困難性の要因として、身体の疲労や、罹病によるものがかなりみられることは、軽視できないものである。このことから、学生の諸要求のなかに、二部学生に対する健康管理上の施策や指導の要請、治療の充実、スポーツ活動条件の保障など数多くの要求がだされてきている。このような要請のもとで大学としても保健センターの確立による健康管理の強化、治療体制の改善、スポーツ活動に対する条件改善など一定の改善を行なつてきており、これらは今後の学内諸体制と施設条件の整備をすすめていくなかでさらに改善・充実する方針である。

Ⅲ 当面する二部教学改善の重点課題

七〇年代後半の激動する社会とそこで進行する政治・経済・文化の全面にわ

たる危機の深化は、大学に、その危機にたちむかう民主的働き手として、「科学的確信と実践的能力をもつ社会人」、「民主的な市民としての世界観、労働観、権利意識を身につけ専門的学力も実務的技能的力量もかねそなえた社会人」の養成を求めている。われわれが提起しようとする二部教学の新たな改革は、一面で、このような社会の歴史的發展そのもの提起する課題に積極的に対応するものであり、社会の發展そのものによって位置づけられたものである。

したがって、当面する教学改革は、部分的な手なおしに終ることができず、文字どおり、新しい二部教学を創造するための抜本的なものにならざるをえない。

それは、他面で、今日まですすめてきた二部教学の改善の到達点に立って、明確になっている問題点を克服するものであるとともに、勤労学生のもつ諸特質——たとえば、「働きつつ学び、学びつつ働く」という条件に規定された①現代社会に生起する諸問題への関心の深さと問題意識の強さ、②多面的な学習意欲の旺盛さと専門的知識への要求のつよさをあわせもつ特徴、③集団労働の訓練による規律性と責任感のつよさ、などを積極的に生かす教学の内容と方法の發展を実現するものでなければならない。

換言すれば、当面の二部教学改善は立命館大学がかかげてきた教学改善の三重点課題、①基礎学力の充実、②自主的集团的学習の一層の前進、③研究、教育内容の現代化・総合化を全面的に深い相互関連をもって新たな高い段階で実現しようとするものである。

より具体的には次のような内容をもっている。

立命館大学の教学体系の特徴でもあり、優位性でもあるのは、いうまでもなく、小集団教育を軸とする点にある。それは、①自主的・集团的学習を發展させ保障し、②科学的認識を深め科学的方法を身につけ、③全教学体系で獲得する知識と学習を総合する場である。三重点課題の全面的な高度の実現は、小集団教育を全教学体系の軸として一層發展させることを中心の一つとする以外には不可能である。各学部ではかられているサブゼミ・アワーの保障や、「固定教室制」の追及を含むプロ・ゼミから高回生演習にいたる改善と充実も、外国語教育の四コマ立体化方式も、保健体育教育の三群三種目半期認定制や男女

混合クラスの提起も、ひとしく小集団教育を教学体系の軸として、基礎学力と科学的認識を深め総合する場として發展させ、そこでの自主的・集团的学習を發展させるための具体的措置である。

だが、教学改善の三重点課題の高度の実現も小集団教育を軸とする教学体系の發展も、小集団教育そのものの發展だけでは不可能である。一般教育も専門教育も含めた大教室講義の内容・方法の一層の改善と發展、カリキュラムの系統化と結合してこそはじめて成果あるものとなる。固有専門科目のカリキュラム改訂は、この観点とねらいに立った措置である。大局的にみて一般教育を含む大教室講義の改善やカリキュラムの改訂は相対的に立ちおくれた分野であった。とくに、勤労学生の諸特質を積極的にいかす講義の内容、方法の改善は、なお、多くの創意と実践をつみあげて發展させらるべき分野となっている。カリキュラムの改訂は、単なる技術的措置ではなく、一層の系統的履修を保障するためのものであるとともに、教育・研究内容における現代的課題の追求と講義方法の改善に創意をもつて真剣にとりくむ決意をこめたものである。

これらの改革は、一定の条件が整備されてこそ、真に成果あるものとなる。その一つは、教員の研究条件の整備である。小集団教育においても、大教室講義においても、教育内容を現代的課題にこたえるものとして發展させるには、研究の創造的發展とそれを保障する条件の整備が不可欠である。勿論、われわれは研究の發展が即時的に教育の發展となるという立場に立つものではない。教育の現代的發展は、創造的研究の成果をふまえた教育方法の独自の發展が必要である。

同時に、学生の学習条件の整備と結合しなかり、新しい二部教学の創造は成功するものではない。勤労学生の学習条件はきびしい。大学以外での自学自習の時間的保障をほとんどとまない。二講時制は、一つには、自学自習の条件を可能なかぎり保障するための改革である。

一拠点実現は、一、二部を含む総合大学の実をあげるために不可欠なものとなっている。

一、二部教学の抜本的改善と充実の課題について

全学的なカリキュラムの改善

① 一般教育

本学では、一般教育を自然、人文、社会の各分野にわたる総合的かつ多面的な学問の視点と理解力を養い、専門教育とあいまって、批判的かつ創造的な知性をもつ統一・全人的な人間形成をめざすものと位置づけて重視し、一般教育の現代化・総合化をはかつてきた。特に勤労者を対象とする二部教学においては、学生の多数が現に勤労しており、そこからくる現代的課題への強い関心にこたえることよって、一般教育の目的を実現する積極的な条件があり、このことは、一部学生に比べて一般教育の講義への出席状況がよいことや、一般教育に対する肯定的な評価が比較的多いという実態にもあらわれている。しかしまた他方では勉学条件のきびしいこともあって、学生の一人ひとりの日常的な労働に密着しすぎた狭い傾向や、講義内容が広く浅くなりがちなために興味深まらないとか、「高校のくりかえし」といった批判、あるいは大教室講義になじめないといった実態も示されている。

このような学生実態をふまえて、七五年度全学協確認で提起された新しい大学習づくり、二部教学創造の課題を実現していくためには、学生の生活・勉学実態・問題意識をさらに深く把握し、一般教育軽視の文教政策にたいして、学生が民主的な市民としての科学的で総合的な世界観、労働観、権利意識を身につけ、力量ある社会人として成長しよう、一般教育カリキュラムと科目内容の現代化・総合化をはかることが必要である。そのためには講義内容の充実・改善をはかるとともに、三系列三科目均等履修の現行方式を固定的なものとして、小集団教育を軸とする二部教学の改革と結合して、系統的な学部教学体系を作りうるように、一般教育カリキュラムのあり方、一般、共通専門、固有専門の各科目の相互関連を検討してきた。また、まえにのべた教員の共同研究体制の発展はその内容を深めつつ、現在、この観点から、以下にのべる改革内容を検討しているが、今後の全学討議によってさらに具体化したいと考える。

(イ) 講義内容、大教室講義の改善

(1) 可能な科目にサブ・テーマをつけ、講義のポイントを明確にする。それによってさらに深く学べるようにし、自主的学習をしやすくする。

(2) 将来、教員増員のなかで開講科目数の拡大又は分割講義によって大講義の解消をめざす。

(3) また、学部教学の必要と可能性によっては分割講義の講義内容をかえ、同系統の科目を積み重ねて学習しようような検討も行なう。

(4) 大教室講義の改善を、これまですすめてきたレジュメ配布、まとめ講義などとともに、マイク、黒板等の教室条件の改善を含めて実現する。

(ロ) カリキュラム改訂

(1) 三系列(分野)にわたる三六単位を必修とする基本原則を堅持しながら、すでにのべたような観点から、三系列三科目均等履修の現行方式を固定的なものとして、一定の弾力的な履修方法をとり入れ、当面、必要最小限度で「代替」を認める。

(2) 小集団教育を専門教育の柱の一つとして系統化をはかるため、法・文・経済・経営四学部の一回生小クラスを専門科目とする。

但し、一回生小集団教育が一般教育と専門教育にわたる総合の場であり、科学的・論理的思考の方法を身につける場であることを考慮し、自系列科目に関しては二科目を必修とし、残る一科目の履修方法については、さらに各学部教学との関連で検討する。

(ハ) タスキガケ配当の実施

専門科目を一回生に配当し、小集団教育の充実とあいまって専門教育を系統化するとともに、一般教育を一回生から三・四回生にわたる履修に改める。

(ニ) 一般教育「特殊講義」の設置

学部教学上、必要があれば、学生の現代的関心とかわわって、各系列(分野)一科目について総合的科目として、一般教育「特殊講義」をおくことを考える。

(ホ) 以上の改革を推進するためには、一般教育センター、二部協議会、各学部教授会の相互の関係をいっそう強化するとともに、担当者会議、教科研究会など、担当者の共同化、研究の発展、そのための体制・条件を可能なかぎり

かつてゆく。また、今後の一般教育改革のための全学的体制については、一般教育センターの提起にこたえて努力する。

② 外国語教育の改善

本学では外国語教育の目的として、(イ)外国語使用能力を総合的に発展させる (ロ)言語と思考の密接な関係、母国語と外国語の共通性と異質性、思考や文化における人間としての共通性と民族的異質性等の認識を深めるとともに、自国の言語や思想、文化に対する自覚を高める (ハ)学問の基礎である厳密な論理的思考力を高める (ニ)外国の言語や思想、文化を学び、諸国民との連帯を深め、広く人類の文化遺産を正しく継承していく、を掲げてきた。この目的の実現のために、外国語科連絡協議会を中心として、これまで授業方法等の改善、専任率の向上、クラス定員の適正化など一定の努力が行われてきた。

それにもかかわらず、以上の目的を二部外国語教育において達成するには、なお、二部固有の困難な条件がある。それは、(1)二部学生の大半が勤労学生であり、きびしい勤労条件等もあつて、予習、復習時間や講義への出席にかなり制約を受けている点と、(2)基礎学力が不十分で、講義についてゆけず、そのため、学習意欲を喪失する学生が比較的多いという点である。(2)に対しては、まず入学後、基礎学力のおちこみをなくし、これを高めれば、かなりの解決が期待できるとして、二学年にわたる四コマの通常クラスの授業を立体的に編成し、まず一回生時の一コマを基礎学力の充実に置くこととしてこれを専任教員が担当する。(これはすでに七六年度から各学部で実施されている)

この場合の基礎学力とは、語学上の語彙・文法・読解力・表現力等の基礎的知識の充実と、大学教育をうけるための思考力や感性の養成等を内容としており、この基礎学力の調整と充実により、学生の意欲、関心の喚起を期待している。今後、この成果をふまえて、上記の四目的の実現の方向で、第二、三、四の各コマについても、学生の実態と要求をふまえながら引き続き具体化を検討する。

また、(1)に関しては、教員が二講時制の条件を生かして、一層きめこまかな

指導をおこなうことにより、学生の積極的な意欲や自主的な学習と相まって、問題を解決してゆく展望がひらかれることを期待している。

しかし、勤務の都合等によって、受講者のうち三〇%が定期試験を棄権するという現実からみて、すぐに再履修者数が激減することはただちには望めない。二講時制にむけての再履修者クラスのあり方が、二部外国語教育を検討する中で大きな問題とされ、これに対してはつぎのような方針が提示されている。

(1) 再履修クラスを設置して指導する。ただし、(2)再履修者を出席不良による不合格者と成績不良者に分け、成績不良による再履修者には、各学部において個別指導し、一年計画の指導とテストによる評価を行なうこともある。(3)他学部受講についても検討する。(4)英会話、英作文等の科目による代替もありうる。

随意外国語においては、現行のカリキュラムを改めて、学習内容・履修条件を考慮しつつ、回生配当による系統的な学習をすすめる方向で検討中である。

③ 保健体育教育の改善

(1) 保健体育教育は、七五年二月に「保健体育教育の総括と展望」と題する改革案を提示し、本学における保健体育教育の到達目標を明らかにしてきた。

すなわち、保健体育教育のもつとも深刻な矛盾は、なによりも体育実技に集中的に現われているとし、その改善・充実のためには単なる便宜的な方法や、部分的な手直しにとどまらず、教学理念、内容、方法、制度、条件を一貫性のある原理、原則にたつて、まさに「現代化、総合化、共同化」にむけて検討することが必要である。

それは、いわば「大学における保健体育教育とは何か」という「体育学論」に帰着せざるを得ない根本問題であるが、国民的要求と課題の現代化の視点に立つならば、保健体育教育の固有の任務を「スポーツの権利主体」にふさわしい基礎学力の養成と考える。したがって、「スポーツの権利主体」の形成には、単に運動技能にとどまらず、(イ)人間の身体および身体運動の法則性の認識、

(ロ) 運動技術の認識と習熟を中軸にスポーツの文化特性を認識することが必要である。また、そのことの基礎学力については、①運動技術の獲得、②スポーツの組織性、集団性の獲得、③スポーツの歴史性、社会性の認識を学習することにある。

したがって、これらの到達目標を保健体育教育の基本的なねらいとし、それらへの具体的アプローチを追求するために、(A) 三群三種目半期認定制、(B) 時間積上げ方式および選択コースの廃止、(C) 女子体育クラスの男女横断クラス制への移行、を主要な課題として内容の改善を推進してきた。とくに、体育実技では、(A)、(B)を七六年度から具体的に実施するなかで、つぎのような点で大きな成果が得られてきている。それは、

(イ) 学習資料配布等による学習内容・学習計画の明確化がはかられてきている。

(ロ) 学習記録等による学生の学習成果の自己点検と計画的・集団的学習態度の前進によって、クラスの集団化が質的に高まってきている。

(ハ) 指導カードの利用などによる学生実態の正確な把握によって、個々の学生にみあったきまかな指導がおこなわれてきている。

(ニ) これらとかわかって、再履修者の大幅な減少傾向がすでにみられてきている。

なお、(C)についてはさらに学生実態を明らかにしながら、実施の方向で検討をすすめている。

(2) 次にこの改革をいっそう内実あるものとしていくためには、体育の施設・設備の充実がきわめて重要であり、これらは、衣笠一拠点計画のなかで充実していくが、その場合

(イ) 現存諸施設・設備の有効利用のための改修

(ロ) 第二体育館の建設

(ハ) 氷室グラウンドの整備

(ニ) 照明設備の増・改設(最低で平均四〇ルクスが必要)

などの必要は、全学的にも確認されてきており、それらの実現については早急に検討・策定する。

これらの課題の克服ならびに整備にともなう、現在広小路学舎でおこなわれているような体育実技の施設・設備条件の劣悪さが大幅に改善されることになり、正課体育ばかりでなく、課外の活動にもいっそう有利な条件が切り開かれてゆくことになる。

(3) この施設・設備の改善と改革全体をいっそう有効にいくために、時間割上の改善が必要である。保健体育教育では、二講時制に立脚しながら、

(イ) 技術習得と小集団教育の充実をめざした一回生実技の通年化。

(ロ) 学生の理解度に合わせた講義の二回生後期配当と講義内容の改善。

をすすめるが、このことは三群三種目半期認定制における集団的な学習成果を継続的に蓄積してゆくことが可能となり、また条件的には冬期厳寒時の中での実技時間が半減され、技術習得のうえでも大きな改善となるであろう。

また、二講時制下における再履修などの休暇利用については、全学的討議とあわせて、保健体育でも実施する用意がある。

④ 共通専門科目

社会・人文系の共通専門科目は、六三年度の二部改革の際、現代社会における主要なテーマを総合的に把握することによって、①日常の労働と生活の中で、学部ちがいをこえて勤労学生がひとしくもつであろう現代的な問題関心にしたえ、かつ②専門教育科目、一般教育科目および小集団教育系列の科目の全体の連関を指し示し、そのことを通じて、学生が総合的な学習をつづけていく視野や態度を身につける役割をもつものとして設置された。そして、その後の経験をふまえて一九七五年度に抜本的改革をおこない、先の二つの目的を維持しつつ、さらに関係各学部における「専門への導入となる基礎的科目」と「専門的内容を総合的に把握し、それをさらに展開してゆく機縁となる科目」とに整理・集約して、すでに七六年度一回生から改訂を実施してきた。なお、理工学部においても新カリキュラムへの移行にともなうコース間にまたがる共通専門科目を新たに設置することになっている。

また、「二講時制」によるこの新カリキュラムの検討によって受講条件の改善をはかる。さらに改訂にともなう新たに生じると予測される問題(例えば、

法・文の三回生と経・経営の一回生が同一講義を開くことからおこる理解度の差)も、系統的履修についての指導と先のような条件をいかに担当者の努力(説明を詳しく、質疑応答の時間をとる等)によって克服をはかる。

なお、共通専門科目は、その性格上、担当者に従来の自己の研究分野を超える研究を要請する場合が多く、これにともなう担当者の条件改善とともに、担当者の範囲を拡大しつつ、教科研究を一層推進する。

⑤ 教職課程

本学における教職課程の理念は、将来教職にたずさわろうとするために必要な教職に関する知識と技能を身につけるとともに、それぞれの学部における専門分野の知識を十分に生かした豊かな教育実践をなす教員の養成にある。

したがって、二部教学においてもこの理念と課題はいささかもゆるがせにするものではないことはいうまでもない。しかし、二講時制の提唱以来、「二講時四年」というワク内で、この本学の教学理念と体制をふまえて教職課程をいかに保障してゆくか―すなわち、一つは免許取得の保障と、いま一つは教職科目の二講時制時間割内開講の問題を中心に各機関とも協議を重ね検討が行われてきた。

第一の問題の免許取得の保障については、それぞれの学生の専攻する学問分野にかかわった一教科の免許を取得することを保障しうること。(学部によっては、二教科以上の課程があり、従来から学生の単位取得によっては、二教科の教員免許を取得することが可能ではあったが、これはあくまでもその学部の教学範囲が、二教科以上の課程をもつことのできる学部の領域の問題を示すものであって、それぞれの学生にとっては、あくまでも自己の専攻する学問分野に十分根ざした教科の免許を取得し、将来の教職活動に従事することが、むしろ積極的な意義をもつものといえよう。)

第二の問題の教職課程にかかわる諸科目の二講時制時間割内における問題についても、現在までの検討結果から、このことは保障しうるし、またそのことが学部カリキュラムと総合して組まれている教職課程の意義からも積極性をもつものと考ええる。しかし、実際には、卒業と同時に免許状を取得しようとする

ものにとっては、全体の履修状況がきわめて窮屈とならざるをえないので、十分な計画性をもった履修が必要となる。

二、二部教学の改革と二講時制の実施について

(1) 二部教学における二講時制への提起は、すでに一九七四年七月立命館学内理事会として「二部教学改革への提起―二部『二講時制』をめぐって―」で全学に行われ、その後、二部協議会からも「二部教学の新しい発展のために―二講時制検討の中間まとめ」(一九七五・一)、同「二部教学の新しい創造をめざして」等によって再三全学的に問題提起が行われ、ほぼ今日ではその意義について全学の合意がとられてきた。

二部教学におけるこの二講時制の提唱の意義は、今日の二部教学をとりまく一般的な情勢と、とりわけここに学ぶ二部勤労学生の勉学・生活実態のなかで、真に勤労学生にこたえる二部教学をいかに守りつつ、しかもそのなかで教学内容を充実したものととしてゆくのかという基本的な視点から、すでに一九六八年二部教学改革総括から全学的に論じられてきたものである。

(2) この二講時制の提唱は、たしかに二部学生の登校・下校の条件からみて、午後五時三〇分から午後九時四〇分に終る現行三講時を、午後六時から九時一〇分に終る二講時にあらためようとするものであるが、これは、ただ単にこのような実態に即応する物理的条件のみでとらえるのではなく、今日の二部学生の学問要求に應える教学の内容と体制を整備・充実することに最大の目的をもっている。

① 二講時制と自主的集团的学習の保障

二講時制の積極的意義の第一は、二講時において行われる各授業の充実である。これは現行一講時八〇分授業が九〇分授業で行われることによって、本学がとくに重視してきている小集団教育の充実(このことはすでに三・四回生演習における変則二講時制実施に引きつづいて、一・二回生小集団クラス授業も変則二講時制で実施し、その結果、クラス学生の出席率の向上、学生の時間的ゆとりがその時間の前後の自発的な学習をうながし、教員と学生のつながりが

いっそう緊密化し、学習内容を豊かにすることができているという成果がだされてきている。)をはじめ、一般教育、専門教育などの講義についてもさきにしたがった具体的な手だてを加えながら内実化をはかろうとするものである。

② 二講時制と二部学生の課外活動の発展

また大学教育にとって、重視されねばならないのは、学生の課外活動の問題である。大学教育は、それぞれのカリキュラムに編成されている教科の学習だけにあるのではなく、それらの学習を通じて学生が自主的に研究活動を行ったり、また、学芸・体育の諸活動、クラスにおける活動、自治会活動など多面的な課外活動に積極的に参加することによって、豊かな人間を形成してゆくことにある。

そのためにも、現行三講時下における二部学生の課外活動の困難な条件を二講時によって大きくくりひらき、さらに充実した課外活動が發展することを期しているものである。また、このことは同時に、二部学生の厚生・生活上の諸条件についても改善される条件となるものである。

(3) 二講時制は、以上のような意義から、今日の二部教学改善の大きな条件と内容をつくりだそうとするものであるが、一方で二講時による授業枠の縮小から、学生の科目選択幅の狭隘、教職科目受講などいくつかの危惧がだされていることも否定できない。

したがって、二講時制の実施にあたっては、これらの諸問題についてもさらに全学の十分な討議と検討によってより内容的に整理を行ってゆくが、学生の勉学、生活実態をふまえて現在全学的に討議を行っている点についてふれておく。

① 変則三講時

二講時制下においても、勤労学生の条件を加味すれば、たとえば土曜日を有効に活用して、変則三講時とすることが考えられる。しかし、これも個々の学生によって条件がちがうこともあり、画一的なものとしておくことは問題があり、したがって、ここにおくものの対象が特定されるが、全体としては一定の緩和となろう。

② 休暇利用

二講時制にかかわらず、二部学生にとっての夏期や春期の休暇中における学習活動は勤労と学習という二部学生の通常の条件からみれば、とくに積極的に考える必要がある。二部学生の要求のなかにも「図書館の休暇中開館」や休暇中における教室貸出しなどがあり、この点での自主的な活動がすでにできている。

二講時制下においても、この点の利用を積極的にとらえ、課外における講座などのほかにこの期間におけるたとえば、特殊講義の集中開講など単位取得もなしうる科目の開講を教職員の条件をふまえて検討している。

③ 追・再試験制度

本学においては、現在卒業回生のみ再試験制度があるが、追試験制度は制度としてはない。しかしながら、二講時制下のもとの枠の縮小、選択幅の狭隘に加えて二部学生のもつ独自の実態(例えば、出張、勤務などにより客観的に受験不可能となるなど)をふまえて再試験制度の拡大(たとえば三科目一二年位まで)や、一定の基準をもった追試験制度の問題をも検討する。

三、二部責任体制の整備と強化

(1) 二部協議会

① 二部二講時制の完全実施や衣笠一拠点の早期・民主的実現をなして、新しい二部教学を創造するという諸課題を具体的に推進してゆく責任は、基本的には理事会、大学協議会、各学部教授会にあることはいうまでもないが、その主体的な責任は二部協議会にある。したがって、本学が二部教学を真に「勤労者を対象とする大学教育」の理念にもとづいて二部教学の現実と課題に即して実体化し、それを常に全学の教学課題の中に正しく位置づけて各機関に提起をしてゆくためには、なによりもまずその主体となるべき二部協議会がしっかりと確立し、体制が整備・強化されねばならない。

② 二部協議会には、現在、二部三役(委員長、主事、学生主事)と調査委員長と事務長で構成する「四役会議」をはじめとして、教務主任会議、学生委員会、調査委員会が設置されており、またこの他に学部教学の特徴から文学

部・理工学部において専任教員を加えた系列会議、教室会議がおかれている。

③ しかし、これらの諸機関がそれぞれの責任にもとづいて固有の機能を果たすためには、まず、二部協議会内部で、それらの諸機関が有効適切に働いていなければならないことは言うまでもない。同時に、二部協議会は問題を主体的に提起し、各学部教授会をはじめ、その他の学内諸機関へ反映・展開してゆくとともに、そこでの討議を十分に受けとめる積極的努力が絶えず続けられねばならない。そのためには、理事会における委員長、教代会議における主事、調査委員長、学部教授会における教務主任、二部協議員、部課長会議における二部事務長などの果すべき役割はきわめて重要である。とりわけ新しい二部教学の創造のためには、二部協議会が先頭に立って努力しなければならないことはいうまでもないがその課題の多様性と重要性からみて、とくに全学の力を結集する必要がある。

④ ①～③までの責任を遂行するにあたって、昭和三十八年度二部改革の基本方向にそって二部協議員を選出し、教学改革のための教科研究を進め、一定の成果をあげてきた。

しかし、二拠点下の現状のもとで、学生のますます多様化する教学要求に應えるには種々の困難が生じている。この困難を克服してゆく条件および体制上の改善については全学をあげてとりくまねばならない。

⑤ なお、二部協議会がその機能を十分に発揮するためには、二部事務室や関連部課との連絡が日常的に密接になされ、必要資料の提出や問題提起も十分に行なわれねばならないが、このことについては次に述べる。

(2) 事務体制

日常的に二部学生ともっとも密接な関係をもっている二部事務室については、窓口を中心とした開かれた事務室として一層の体制強化をはかるとともに、常に機敏に対応できる態勢を維持し、またその中から生起する学生実態を的確につかみ、それを政策化して二部協議会へ提起するといふとよりくみを強めてゆく必要がある。また、そのために事務室全体の力量の強化、継承性の確保が必要で、現行の「三年以上四年以内」となっている職員の勤務年限の実質運用や

「四年間勤務」の検討も今後の重要な課題である。

二部事務室以外の二部関連諸部課のうち、学生の勉学、生活、厚生や課外活動と最も関係の深い体育課、学生課、厚生課についての窓口開設時間はいずれも二部事務室と同様（九時三〇分）とすることが必要であるし、とくに学生、厚生両課については、夜間の責任体制を強化するために二部独自の体制を検討する必要がある。さらに図書館についても、二部学生の実態に応じ、衣笠における日常の開館時間や休暇中の開館時間、さらに学生諸君から強く求められている日曜開館の全面的な実施の体制などについて検討する必要があると考えている。その他、保健センターの充実による学生の日常的な健康管理の確保、就職課における二部学生の就職活動を強化する。また、夜間における学舎管理の改善など二部学生に直接関係する事務機構全般について、責任体制の強化にためねばならない。

四、衣笠一拠点の民主的実現と二部全学部の移転

衣笠一拠点のための長期計画をさきに理事会が全学に提起し、七五年全学協議会において、七〇年代後半における新しい大学づくりの展望をふくめて早期にかつ民主的に推進することが確認された。

とくに、二部教学にとつての衣笠一拠点は、三八年二部改革以来、二部教学の発展を期した全学の努力が傾注されたにもかかわらず、ひとつには、本学の二拠点分断の弊害を大きくうけ、二部体制の不十分、学部教学の分断化、施設・条件の劣悪化を余儀なくさせ、二部教学の発展・充実を阻害してきた要因を抜本的にとりのぞく課題である。

このような観点から、本学の衣笠一拠点長期計画のなかで、とくに二部教学の一拠点化を重視し、検討が行われてきているが、二部教学にとつての衣笠一拠点の基本課題は、施設・設備、条件を集中し、二部学生の勉学・生活条件を整えらるとともに、なによりも、総合大学としての機能を十分に活用し、勤労学生が大学教育に求める教学内容の充実と発展を期そうとするものである。

二講時制の完全実施はたしかに大きな時間的ゆとりを与え、夜間三―四時間

に集約される二部学生の学園生活にとつては、学習の面だけでなく、自主的な課外活動の面でも、厚生の中でも、積極的な効果を持つであろう。しかし、そうは言っても、もしも施設条件の改善がともなわなければ、この効果も半減してしまう。本学は長年にわたつて広小路と衣笠の二つのキャンパスにわかれている。そのため教学上の分断現象が生じてきている。その上にいろいろ不便と無駄があり、すでに過去何年にもわたつて、広くて環境の良い衣笠へ全学を移転する方向で努力してきた。一九七五年度に提起された二年先の二部全学部同時移転計画は、二講時制の長所を最大限に發揮するための物質的な保障となるであろう。その場合、施設条件の改善という点では、二部教学の充実という教学面からの機能および二部学生の勉学、生活条件や活動上の機能、責任体制の機能を総合して、その条件となる諸施設を機能的に配置する必要がある。たとえば、責任機関としての二部協議会に必要な施設、二部事務室、図書館、診療所や生協食堂などの厚生諸施設、学生会、自治会、学会学生委員会、女子学生会、学生共同研究室、学生センター、談話室などの学生諸施設を、二部学生が最も利用しやすいように場所の確保と諸施設の配置を考えねばならない。また、夜間の学園生活および課外活動を快適にするため、照明施設についても十分な配慮が必要である。そのために、これらの諸施設のなかで、可能なかぎりの施設を総合的に配置する「二部基本施設」の構想を総合大学の教学上の利点を考慮しながら衣笠一拠点計画のなかでこれに引きつづいて明らかにする。

このような学園の環境整備に加えて、小集団教育を中心としたクラスづくりのための施設利用や運営の配慮も必要である。このためには、学生の自主的・集团的クラスづくりのためにも、また学生の自主活動を育てるうえでも、クラス授業のための教室使用の固定化が大切である。さらに、二部学生に利用しやすいように、図書館の設備条件、運営の改善がはからなければならない。もちろん、こうした努力は、現在の広小路と衣笠の二拠点のもとでもできる限りつづけられているが、衣笠一拠点の実現は、施設面だけをとりあげても、これまでとは違った新しい改善の条件をもたらすことは明らかである。

一九七六年八月に着工された新文学部棟の建設および修学館増築の完工によつて、一九七七年度中に二部法学部・経済学部・経営学部・文学部が衣笠に移

転する。二部の五学部が衣笠にまとまることになれば、総合大学としての力量を發揮できるだけでなく、衣笠キャンパスの新しい環境、施設条件によつて、学園生活には新しい展望がひらけてくることになるであろう。ただし、一拠点が完了するまでは、二部全学部の利用する過渡的な施設と、とくに二部学生の課外活動を保障する学生会館の増設などが必要であり、それはすでに「学園通信」において提示している。

なお、それまでは、新たに一・二部法学部間の分離が生じることになるが、広小路での法学部の経験とその到達点をひきつづき衣笠において維持する努力をばらうとともに、長期にわたつた一・二部分断現象の克服をめざす経済・経営学部の新しいとりくみのなかにこれを十分に生かすことによつて、過渡期においても、一・二部全学部を含む総合大学の中でのより充実した二部教学の創造に全学をあげて努力しなければならない。

六九一 長期計画委員会の答申をうけて〔衣笠一拠点の早期実現をめざす全体計画について〕 ☆

〔一九七六（昭五一）・一一・一〇 立命館（学内）理事会〕

長期計画委員会の答申をうけて

五一年度長期計画委員会は二月九日「衣笠一拠点の早期実現をめざす全体計画」を答申された。学内理事会は、この間精力的に討議を重ねられ答申を寄せられた長計委員会に対して心から敬意を表するものである。

答申の冒頭にものべられているように、五二年度中に文学部及び二部全学部の移転がおこなわれると、衣笠一拠点は大幅の段階に入ることになる。法学部の一、二部分断、一部法学部だけが広小路キャンパスに残存するという形で、これまでとちがった二拠点状況が生まれる。これはこれまで以上に教学上、財政上早期一拠点を要請する事態である。したがって文学部及び二部全学部の移転後には、一部法学部をできるかぎり早期に移転させ、一拠点を現実とさせることが、衣笠一拠点を問題の当面するもつとも中心課題となると考える。学内理事会はこの観点にたつて長期計画委員会答申を、財政問題もふくめて、慎重に検討した。学内理事会は答申の内容を基本的に了とするが、「二部教学基本施設」として提案されている新棟の建設については、つぎのような根拠から法学部移転後の第三次長計のなかで検討することとしたい。

- (1) 法学部の移転を可能にするためには、すでに文学部棟・修学館増築にひきつづいて建設することがきめられている学生会館第二期工事はもちろん、少なくとも本部棟、法学部棟、第二体育館等の建設をしなければならぬ。別に示した財政説明によってあきらかなように、現在の本学の財政力量からすれば、法学部移転の時期は、もつとも早くしても昭和五六年四月から衣笠学舎で開講ということにならざるをえない。これとても、すでに各年度の年間運用可能財政規模をこえた建設となり、財政計画に、資産売却など不確定要因が入っているので確定できない。したがって、法学部移転ま

でに最小限必要な建物以外に新棟をたてるということは、一拠点早期実現の時期をおくらせることにならざるをえない。

- (2) 答申では、修学館内の暫定施設を内容とする二部基本施設を一つの建物に集中することを新棟建設の根拠としている。しかし、学部学生共同研究室のあり方については、二部全学部移転後の経験をふまえて確定していかねばならない問題がふくまれている。学部学生共同研究室のあり方として、各学部一・二部共用が望ましいということになれば、それ以外の二部基本施設は一定の増改築をほどこして現三号館にほぼ収容できるものと考えられる。また、暫定施設のように二部法・経・営三学部学生共研をまとめる方が二部教学を前進させるうえで、のぞましいということになれば、新棟建設が必要になるが、それまでの間は現三号館と学而館の一階（学生部跡）をふくめて暫定施設に収容されているだけの施設を配置できる。

- (3) 答申では衣笠における教室不足も新棟建設の理由の一つになっているが、教室不足問題についてはつぎのように考える。

1. 文学部と二部全学部移転後、法学部が移転するまでの期間の教室不足については、現有施設のなかで最小限準備できる。

したがって教室問題は、有機的利用を検討しながら、法学部棟に収容する計画をたてる。

2. なお、一拠点実現時の教室問題の前提として、一部六学部の総合大としてのカリキュラム問題や学生定員問題など具体的に検討しなければならぬ問題がのこされている。二部二講制の具体化のうえにたつて、これらの諸問題の検討を少なくとも法棟建設の具体化までにはおこなわねばならない。

- (4) 以上の理由によつて、法棟建設以前に新棟建設は考えない。

なお、つくくわえれば、答申で考えられている新棟は二部基本施設と若干の教室とで六〇〇坪程度のものであるが、これとひきかえに、現三号館三五〇坪をとりこわすことになるので差引き二五〇坪の増にしかならない。法学部移転によつて一拠点が実現してもなおのこされる問題は多い。周辺の建物との関連における新棟立地問題もふくめて、第三次計画として相当

規模の本格的な建物を検討するのが至当と考える。

昭和五十一年二月一日

立命館（学内）理事会

II 本年度長期計画委員会の討議経過

1. 五〇年度長期計画委員会第二回まとめ（昭五一・四・七）——1. 文学部棟の具体化 2. 修学館増築の具体化 3. 文学部及び二部移転のための暫定条件の整備——をひきつぎ、残された課題検討と全体計画の明確化を本年度の課題とした。

2. 検討をすすめるにあたって、理事会と連携しつつ、中間まとめを全学討議に付し、それを基礎にさらに検討するという形態をとった。

昭五一・六・一九 第二（研究体制）小委員会「一拠点完成時における修学館を中心とした研究体制——社会科学系四学部の場合——」（共同研究室のあり方、修学館内の施設配置）。

昭五一・七・五 第一（教学基本施設）小委員会「一拠点完成時における学生共同研究室及び小集団クラス固定教室制についての問題提起」（一、二部共同利用による学生共研の充実方法、社会科学系四学部の固定教室制）。

3. 九月二十九日に文学部及び二部移転後の教室使用状況及び学生課外活動の施設状況の検討の結果、「学生会館第二期工事早期着工について」の答申をおこなった。

4. 九月一〇月の間全体計画確定の討議を重ねたが、その討議のカナメは二部教学基本施設をどこに整備するかであったが、二部協議会の二部教学改善のための文書との関係で検討がおくれ、十一月四日付「衣笠一拠点総合計画における学部教学基本施設について」を検討し、更にその後の討議で、一拠点時における全体計画について長期計画委員会はつぎのように提起する。

5. なお、財政計画の討議をすすめ、以下の諸施設の年次計画を今後確立する。

III 学部教学基本施設について

1. 教学基本施設について

(a) 衣笠一拠点総合計画における学部教学基本施設の考え方については、四七年長計委答申による提起を「小集団教育を軸とする教学充実」の視

昭和五十一年二月九日
総長 細野武男 殿

長期計画委員会 委員長 奥田修三

衣笠一拠点の早期実現をめざす全体計画について

I 一拠点早期実現の現時点での意味

文学部棟および修学館増築が着工され、昭和五二年度中に文学部および二部全学部移転が完了すれば、一拠点実現への大きな段階を画することになる。それゆえ、新たに生じる法学部一、二部の分断を速かに回復し、一部六学部、二部五学部が同一キャンパスで新しい教育・研究を展開するため、法学部のひきつづく早期移転を実現する必要がある。また、そのための本部棟その他諸施設の建設整備が実施されなければならない。これらは財政計画とその実施に結びついたものでなければならぬし、理事会の討議と各学部、部課、学内各パートとの十分な検討を重ねて、現実性をもった実施計画をつくる必要がある。

上記、一拠点実現は衣笠での新たな発展のための第三次計画樹立の基礎をつくるものとなる。

点から、さらに整理して具体的施設を策定した。

- (b) 固定教室制については、社会科学系四学部では、小集団授業（一回生の場合、語学四コマ、プロゼミーコマ、サブゼミーコマ―二回生の場合、語学三コマ、講読一コマ、サブゼミーコマ―三回生ゼミとサブゼミーコマ）を同一教室で行う条件をつくることとし、この教室の備品等については今後検討することにした。また、文学部及び理工学部の場合には今後検討する。

- (c) 学生共同研究室は学部によりその位置づけと実態が異なるところがあるが、一定の充実をはかる（討議室の拡張、図書資料の充実など）。二部の学生共同研究室については、一、二部共用として、それぞれの学舎内に配置することがのぞましいが、学部による実態と位置づけのちがいがあるので、二部移転後の実態を検討して結論を出すことにした。

2. 法・産社棟について

- (a) 昭和四八年六月の第一次長期計画委員会答申で一拠点時の学部教学基本施設配置に関して、ブロック構想（Aブロック―以学・志学館中心―経済・経営学部、Bブロック―グランド西―法産社棟―法・産社学部、Cブロック―キャンパス西部―文・理工学部）が立てられ、その後の各年度長期計画委員会で検討されてきたが、本年度理工新館の完成、文学部棟着工によるCブロック整備のうえにたち、さらに二部教学基本施設の配置検討をふまえて、B、Cブロックの検討を行った。

- (b) 二部教学基本施設に関して、二講時制時間割案の作成により、二部の小集団授業は学而館に集中することが不可能であることが明らかとなってきたし、一、二部教学の結びつきをつよめる方向での学生共同研究室の一、二部共用の考え方が出されてきて、従来の学而館を二部教学基本施設とする構想を再検討した。

- (c) 法・産社棟案では、学而館は昼間は文学部及び理工学部が主として使用するとされてきたが、七号館新設、文学部棟建設の現段階で、衣笠各学舎における教室使用状況の検討の結果、一部については中教室若干（四〔五室〕）の不足をみるが、学而館の文学部・理工学部による全面使用を

必要としないことが明らかになった。

- (d) 法・産社棟は中央グランド西側に建設するものであるが、立地条件（五号館の移転必要）、グランドの削減、建物規模の巨大性からみて、必ずしも適当でない。

- (e) 一拠点を早期に実現する五一年以降の具体的な財政計画とその実施よりみて、法産社棟の建設は財政力量をこえるものであることが明らかになつてきた。

- (f) 将来の学部学生定員削減問題との関連も考える必要がある。

3. 学部教学基本施設についての新しい提案

- 上記の検討から衣笠における学部教学基本施設の全体配置をつぎのように提案する。

- (a) 二部教学基本施設は、文学部棟、学而館及び理工棟に近接して集中的に配置するため、現三号館付近の位置に若干の教室を含めた新棟を建設し、二部行政・学生・自治施設を収容し、施設の改善をはかる。

- (b) 法学部教学基本施設としてグランド西側に新棟（法棟）を建設する。
- (c) 産業社会学部教学基本施設は学而館を中心として、施設の改善をはかる。

- (d) 経済・経営学部教学基本施設は以学・志学館を中心とした現施設を基本として、その改善・整備等は法学部移転後の計画（第三次計画）のなかで立てていく。

- (e) 文学部教学基本施設については、新棟が建設されるが、教室不足問題は全体のなかで検討する。

- (f) 理工学部教学基本施設は、七号館が建設されたが、五号館問題、実験施設の整備、小集団授業にかかわる教室問題が残されているので、今後検討する。

- (g) 外国語教育施設として、(1)文学部棟および法学部棟の小教室に一定の設備（テーブコダの内蔵、暗幕、防音など）をおこなうとともに、既存学舎小教室についてもその設備をそなえるようにすることがのぞましい。(2)中央視聴覚センターについては、なお、ひきつづき、検討を必要

とする。

IV 研究体制・施設について

1. 修学館を中心とする研究体制に関して、社会科学系四学部共同研究室の機能と体制については、現段階において、

(a) 文献・資料の収集・探索・利用については、各学部での選書と学部間の調整の方法、共通分野での共同選書室の設置、和洋雑誌コーナーの設置など考える。なお、図書の分類別収蔵はひきつづき検討する。

(b) 共同研究室は、組織としては統合するが、共同事務室と各学部共同研究室とに分かれ、執務する体制をとる。両者の職務分担については今後の検討にまつ。

(c) 大学院図書は院生の共研室の利用に支障のないようにしつつ、学部共に統合する。

などが合意されている。

2. 修学館内の各施設配置についての最終案は未定である。現在討議を行っているので、改めて提起するが、つぎの内容などが検討されている。

一階 大学院教室、院生研究室、人文研諸施設をおく。

二・五階 理工学部専門教員をのぞく五学部の個人研究室を配置する。

二・五階の中央突出部は書庫とし、それに隣接して社会科学系各学部共同研究室をおく。

地階 地階の利用については人文研書庫・院生協議会室を設ける

ほか、教職員厚生施設をふくむ諸施設を設けること等を検討する。

V 図書館施設について

1. 本館と学而館との予定空間部分に書庫を増設するとともに、修学館突出部（ヘソ部分）にブリッジ建物を建設して事務室をその部分に移し、現本館の一、二、三階に約一、六〇〇席をもつ学習図書館として拡大整備する。

2. 図書館利用の形態・方法について改善を加える。

VI 学生課外活動施設、体育施設について

1. 学生課外活動施設については学生会館第二期工事早期着工について、すでに答申を行い、その充実計画が明らかにされている。

2. 第二体育館の建設については、正課体育を中心とした一定の構想と規模が検討されているが（二階 二、八〇〇㎡）、課外体育活動の面からと、学生集会設備の面からとの検討を加える必要がある。建設位置及び規模内容の検討を早急につめる。

VII 厚生施設について

1. 保健センターは、下記の本部棟内に必要施設をつくる。

2. 生協施設

(a) 五二年度に学而館及び以学館食堂の増席が行われるが、一揆点時の食堂施設は、以学館、学而館及び法学部棟の三カ所に設置する。

(b) 書籍、購買関係、コープ施設、本部施設は、本部棟地階に設置する。

(c) これら生協各施設の具体的配置については、生協理事会と協議しつつ確定していく。

VIII 本部施設について

1. 本部棟は、図書館東、志学館北の空地に、南北にやや長い長方形の建物（地下一階、地上四階 約五、八〇〇㎡）を建設する。

2. 本部棟には理事会、評議員会、教学部、総務部、財務部、学生部、保健センター、校友会関係室、会議室を収容し、地階には電気・機械施設および生協施設を収容する。

IX 保安施設・駐車場・緑化環境整備等について

これらの事項については、これまで検討されてきた方向をさらに具体化する。

X 財政計画と年次計画について

最初にのべた一拠点を早期実現する観点で財政計画と年次計画を引きつづいて理事会の検討と連繫しながら長期計画委員会として明らかにしていく。

以上

六九二 立命館高等学校・中学校長期計画について ☆

一九七七（昭五二）・二 高中長期計画特別委員会

目次

- I 高校の長期計画を考えるにあたって
 - 1. 「高中長期計画」のとりくみの経過
 - 2. 高校の歴史の概要
 - 3. 高中教学をとりまく情勢
 - (1) 中教審路線・文教政策の進行と受験体制の深化
 - (2) 国民教育要求の高まり——進学率の向上
 - (3) 経済政策の破綻・不況と国民生活の危機的状况
 - (4) 私学危機の深まりと公費助成運動の前進
 - (5) 生徒の成長発達について憂慮される状況
- II 高中教学の理念と特色
 - 1. 教学理念について
 - 2. 教育方針と特色
- III 中学・高校教育の現状と諸問題
 - 1. 運営体制の改善と教学条件の整備
 - (1) 学校運営の民主化について
 - (2) 教育計画の基礎的条件の安定と充実
 - (3) 北大路拠点の施設設備の整備充実
 - 2. 一貫教育推進の体制づくり
 - (1) 進学制度の改革——学内入試制度の改革を中心として
 - (2) 学園総合教育研究会設置——共同研究体制の推進
 - 3. 具体的教育実践のとりくみ
 - (1) カリキュラム編成の特徴
 - (2) 教科学習指導について
 - (3) 生活指導について

(4) クラブ活動について

(5) 進路指導について

(6) 人権教育の推進

IV 高中教学の改革について——（今後の課題）

1. 学園を一貫した総合教育をすすめる課題

(1) 生徒の真の成長発達をめざす総合教育

(2) 学園における高中教学のあり方について

(3) 一貫した理念に基づく総合教育の具体的推進

2. 高校三原則・男女共学制実現の課題

(1) 高校三原則と私学

(2) 男女共学制と本校教学

(3) 男女共学の基本構想

3. 中学校教学の役割

(1) 憲法と私立中学校

(2) 本校における基本的視点

(3) 当面の課題（各論での重複課題を省く）

4. 基本施設・設備の改善の課題

(1) 高中校施設・設備改善の根本的課題

(2) 諸施設・設備の現状と問題点

(3) 今後の教学上の要求にそつた施設・設備の改善

V 結び

以上

立命館高等学校・中学校長期計画について

高中長期計画特別委員会

I 高中校の長期計画を考ふるに当つて

1. 「高中長期計画」のとりくみの経過

(1) 立命館中学・高等学校は、創立以来七一年の歴史を経て、現在の規模と内容に発展した。この間、屢々、根本的な改革を行ない、特に、戦後の学制改革以降、民主教育の推進をめざしたとりくみによって、今日の中高一体化の校風を確立し、一定の社会的評価をうけるに至つた。

(2) しかし、教育の内外をめぐる実状をふまえて、今後の教学の前進をとげるためには、基本的な問題を含む諸問題の解決が必要となつてゐる。

例えば、戦後の全面発達を指向した学校づくりに際して、それまでのスポーツ廃止にたつた狭隘な校地（専用グラウンドをもたぬ校地）や、男子単学制をそのまま、継承しなければならなかつたが、今日の状況では、放置できない問題となつてきている。

また、戦前に学園の財政的見地から数校の中等学校が併設されていたのを、整理統廃合してきたなかで、人事政策や財政の面に少なからぬ影響を与えてきたことも見逃がせない。

(3) これまで、高中問題は、一九六〇（昭三五）年、「学園振興に関する臨時調査委員会」答申でとりあげられたが、当時の状況では、将来のよりの発展につながる政策として、まず、北大路キャンパスを拠点とした教学の充実を最大限実現させることが必要だと考えられた。幸い、京都教育大学移転跡地に近く、これの獲得の可能性があつたからであるが、府の要求が激しく起り府へ返還となつた。ただし、鴨沂高校と併用の条件で、現紫野グラウンド使用が実現できたことで、一応、既定の方針通り、北大路中心の教学体制と条件整備をすすめた。

(4) 一九六五（昭四〇）年、学園の企画委員会により、「立命館高校・中

学のあり方についての答申」が出されるにおよんで、高中校から、一定の総括にたった「企画委員会答申に対する意見」が提出され、総合学園として、高中教学の位置づけを、より明らかにしつつ、学園共通の理解を得ることの必要性が痛感された。

(5) 一九七〇（昭四五）年、学園長期計画委員会設置に当り、高中校からも委員が選出されたが、この委員会では、大学一拠点問題を中心的課題にとりくんでおり、高中問題は、独自に「高中長期計画委員会」を構成して検討されてきた。高中長期計画案は、こうして一九七四年五月までに、第三次にわたって答申案が出され、教員会議、高中審議会で検討されたが、学園長計委員会の審議は得られていない。

(6) 一昨年来、学園長計委員会において、一拠点早期実現をめざし具体的日程の審議もつめられてくるなかで、学内理事会でも、高中長期計画案を全学的な視野からとらえて学園長期計画の中で実現をはかる必要があると判断し、これを検討し、まとめるための特別委員会が構成された。高中長計特別委員会は、教学と施設・財政の二部会で検討し総括的審議をすすめた。

2. 高中校の歴史の概要

(1) 戦前の教育

立命館大学（京都法政学校）より五年遅れて一九〇五（明三八）年、大学の付属校として設置された。当時の教育普及に積極的に対応して発展したが、公立校整備と不況の時代に入り、次第に国策順応に走り、国家主義・軍国主義的教育へと傾斜した。また、複線型・多様化の学制にそって、中学校・商業・工業、夜間中・商校などを併置することによって、学園財政を支える方針で、中等教育は拡大していった。

(2) 戦後の教育 第一期（一九四五～一九五四）

憲法・教育基本法にそった、教育の民主化をめざして、体制整備がすすめられた。拡大していた戦前の規模から、神山学舎閉校（一九五二・四）により、高中校一本化を図り、校長一元化の実施など体制づくりが

進んだ。

然し、縮小化のなかで、教員体制や財政の上で、極めて厳しい事態を迎えることになった。

(3) 第二期（一九五五～一九六一）

学内進学率の低下をめぐる生徒学力について論議が深められるなかで、一九五五年の大学推薦制廃止を含めて、学力向上のための努力が続けた。一九六〇年頃の学園振興運動のなかで、高中教学振興の基本的立場を明らかにすると共に、北大路キャンパス中心の整備をめざす第一次適正規模の設定をみた。

また、生徒急増期にあつたが、拡張政策はとらず、更に、高校全入運動の意義を正しくとらえて、進学をうたう進学校の傾向を排除し（当時洛星中高が開校した）、全面的発達をめざす教育に努力することを確認した。高中審議会（一九六〇・一〇）が設置され、継続的に高中問題が審議されることとなった。この頃、「学テ」「勤評」をめぐるとりくみもあつた。

(4) 第三期（一九六二～一九七〇）

この時期に、総合学園における一貫教育の推進、教学体制の民主化と、教学条件の整備のうえで、飛躍的な改革が実現していった。

- ・学内入試制度改革と学園総合教育研究会の発足（一九六三年）。
- ・校舎大改修、南校舎建設、講堂兼体育館等増改修、図書館増築、プール建設等（一九六二～一九七〇年）。

- ・高中運営規程確立、（校長任期補職制確立等）（一九六七年）。

- ・第二次適正規模策定、定時制高校廃止（一九六八年）等。

この一方で、読書指導強化、中学卒業レポート制や評価法の改訂（一九七二・四）などが実施され、体制・条件と内容の全面的分野で改善のとりくみが進んだ。

特に、クラス生徒数などキメ細かな基準設定と実現の見通しが確立した。

(5) その後のとりくみ

北大路を拠点とした条件の改善と教学内実化をめざし、細かな詰めをすすめ、教育実践の上で、新たな分野をきりひらいてきた。

人権教育の強化と徹底、カリキュラム検討と高校特論実施（一九七五・四）や、視聴覚教育、生徒活動の整備充実などにとりくんでいる。

3. 高中教学をとりまく情勢

(1) 中教審路線・文教政策の進行と受験体制の深化

民主教育の発足以後、文教政策の上で反動化が着々と進められている。任命教育委員制、教科書検定、指導要領官報告示等学校教育の国家統制が強められ、人確法・主任制度など教職員の分断化と管理体制強化の中で、中教審答申にそつた教育改造をすすめている。これによって、産業構造にそつた労働力と人的資源配置に見あう教育制度がしかれ、いわゆる「期待される人間像」を軸とした複線型・多様化の教育が仕上げられつつある。

既に、高校多様化は深刻な進学競争を生みだしているが、こうした文教政策によって、大学入試を頂点とした進学のあらはは高校から中・小学校、幼児教育へと波及し、エリート学級による能力別編成教育がすすみ、進学塾の流行等「脱学校」現象等を生んでいる。

学力のつまづきの増や非行が問題となり、学校教育の荒廃化が見立ってきている。こうした状況にもか、わらず、高校教育の多様化にともない、益々、受験体制を中心とした教育の体制は、深められていく傾向にある。

(2) 国民教育要求の高まり——進学率の向上——

民主国家の主権者としての自覚が、国民の教育要求を高めるのは当然だが、科学技術の発展に即した教育要求のほかに、社会問題の深刻さ、生活の不安の中で、将来への期待をこめてより高く優れた教育に望みを託する傾向もつよはたらき、進学率は上昇してきている。

高校進学率は、昭和二五年—四二・五%に対し、昭和五〇年—九一・

九%となった。これは五年間ごとに約一〇%ずつ伸びたことになり、高校合格率が九八%であることを考えると、中学生の殆どが、高校進学を希望しているとみてよい。また、昭和五〇年度では男子より女子の方が約二%上まわっている。高校教育は、まさに義務教育化したといえる。

大学・短大への進学率も、昭和三五年—一〇・三%から、昭和五〇年—三八・四%となり、戦前の中学進学率をこえる状況で上昇している。

今後の教育人口の予測は、中学卒業生の見込みでいえば、昭和五〇年では四、七七九千人に対し、昭和六〇年見込みで六、〇〇四千人、昭和六五年見込みでは六、二一〇千人と増加が予想されているが、それに見合う高校および大学教育機関の整備・充実こそ、重大な国民教育の課題であるといえよう。

(3) 経済政策の破綻・不況と国民生活の危機的状況

高度成長政策は、都市集中化、過疎・過密問題、交通・住宅・食料問題、公害問題を生み出し、自然と人間の正常なサイクルを狂わし、環境汚染をひきおこしている。

「所得倍増」「豊かな社会」をうたったこの政策は、逆に、高物価とインフレを進行させ、中小企業や零細な農・漁業、伝統産業を圧迫し、国民の間に貧富の格差を抜け、勤労者の生活を脅かしている。

さらに、大量宣伝・大量消費をあふり、俗悪文化の氾濫によって、青少年の育つていく生活環境が荒廃化しつつあり、豊かな情緒、人間としての連帯感や基本的人権を大切にするといった人間的内容が薄れ、それが家庭の生活にも反映してきている。このような事態は、即座に、青少年の教育に深刻な問題をなげかけている。

(4) 私学危機の深まりと公費助成運動の創造

教育の危機的状況の中で、その矛盾は私学において顕著にあらわれ、私学の危機をもたらししている。文教政策の上では、私学に中教審路線の先導的役割を果たさせつ、大学を含めた私学教育への国家統制を強めようという意図が明白である。（私学振興法の成立過程等でも明らかである。）

これに対し、私学の教育を守り、私学の教育条件を確保し、父母の負担を軽減させて、教育の機会均等という憲法を私学にも行きとどかせると共に、今後一層の努力が必要である。

(5) 生徒の成長・発達について憂慮される状況

成長過程にある子供の能力・発達をめぐって、上記のような諸々の状況がもたらす影響は深刻なものと予想されるが、一般に、能力・発達の上の危機的状況についてのべるなら、次の様である。

(ア) 基礎的な生活習慣の欠如——遊びの喪失、「手の働き」や集団活動の弱化。

(イ) 子どもの現実感覚の衰弱——(三本足の鶏を描く大学生、米と稲がつながらぬ等)。

(ウ) 学習意欲の喪失と学習に対する拒絶反応の増——(学力低下)。

(エ) 生き甲斐や生きる喜びの喪失。

(オ) 非行・自殺の増加とその低学年移行化。

このほか、多くの問題が全国の教育実践で報告されている。

一見順当に学力を身につけているように見えても、それが、学校軽視や塾通いの結果から、多分に内面的な歪みをもっている場合もある。このような状況に対抗して、学校教育を確かなものにしていくための課題は大きい。

II 高中教学の理念と特色

1. 教学理念について

(1) 本校は総合学園の一環として、学園を貫く教学理念にそつた教学をすすめている。すなわち、憲法・教育基本法に基づく、平和と民主々義の教育を推進することであり、そのために総合学園としての有利な条件

を生かし、自由で清新な教育をすすめる、真実の人間を育成することを目的として掲げている。

真実の人間とは、①生きる希望をもち、②労働する意欲と力をもち、③文化的遺産を継承発展させる、という基礎教養を確かに身につけ、自主的で集团的行動力とマナーをそなえていることを要求している。いいかえるなら、「豊かな教養にうらづけされた高い学力と人間性をもつ健全やかな青年の育成」をめざしている。

(2) そのために、科学的認識を育て、集団主義教育をすめつ、生徒の自主性をのばし、内につつま可能性をひき出して意欲をほりおこし、いわゆる知・徳・体の全般にわたり、全面的発達を可能にするような教育を実践的創造的にすすめるよう努力している。

2. 教育方針と特色

(1) 学校運営体制の民主化

中高一体となつて教学の実をあげるために、校長一本化で任期三年の補職制をとつており、教員会議を最も重視して、中高打合会の執行責任によつて、民主的な運営に努力している。また、総合学園として教学を一貫したものにすするため、高中審議会を置いている。

(2) 中・高・大一貫教育の推進

(ア) (学内進学制度の確立)

受験中心の学習・つめこみ授業をさけ、基礎学力の充実はかるため、中学から高校へは学内推薦入学制を、高校から立命館大学へは、学内入試制度を実施している。

(イ) (共同研究体制の推進)

学園総合教育研究会の設置——高中教育の実践的集団研究の充実。

(3) 教育内容の主要な実践

(ア) カリキュラムの自主編成(中学読書指導、高一英語小集団、高校特論等)。

(イ) 読書指導を軸とした自主的自発的学習(中学卒業レポート、高校特

論等)。

- (ウ) 生徒会活動、クラブ活動等自主活動の保障・奨励。
- (エ) 進路指導(中高大の協力の中で実施)。
- (オ) 人権教育(同和教育を軸とした人権教育の推進)。
- (4) PTA活動の中高一本体制と民主的運営、父母との提携。
- (5) 学園総合の財政方針(独立採算制の排除、相対的独自性をもって努力する)。
- (6) 公費助成運動の推進(四者連絡協、中高公助連の結成、その推進)。

Ⅲ 中学・高校教育の現状と諸問題

北大路キャンパスを拠点として一貫教育を推進する方針が確立した昭和三八年頃から今日までの約一四年間の努力によって、教育の充実と向上をめざすとくみは大きく前進した。その主要な内容は次の通りである。

1. 運営体制の改善と教育条件の整備

(1) 学校運営の民主化について——実態に即した体制の民主化をすすめてきた結果として、他に例のない独自の面も定着してきている。

①(中高一体の運営)：校長一人制(中・高兼務)、全教員の中高兼任制をとり、図書部・保健部などの校務分掌は中高一本化ですすめている。

これによって、中高間の教育内容の一貫性が強化されつ、あり、さらに今後の問題として、中高別の教務・生活指導部一本化の可能性の追求や、年度毎の中高授業担当者ローテーションの強化などが考えられている。

②(総合学園としての運営)：校長理事が理事会メンバーに参加するが、その他に、高中審議会、学園総合教育研究会等が設けられている。

高中審議会については、高中教学の重要事項(教学の基本方針、機構・組織・制度・人事等)を全学的視野にたつて審議するための、総

長諮問機関として一定の効果をあげているが、なお、学園全体の教学に生かすために努力することが必要であると考えられている。

- ③(校長任期補職制)：校長は補職制として三年任期で交代している。これにより、教育実践の課題と密着した学校管理体制をすすめたいと考えており、校長は中・高両副校長および事務長で構成する中高打合会の集団指導体制の中心となり、教学の責任をになうという点で、校長人事のあり方に、中高教育の大きな連帯的責任感を生みだしている。教育計画の基礎的条件の安定と充実——中学・高校としての適正規模にそつて、教育条件整備も一定の前進をとげてきた。

(2) ①(生徒数)：中高生徒数の適正規模としては次の通りである。

中学一クラス生徒数四三名 一学年四クラス 計五一六名
 適正規模 高校一クラス生徒数四五名 一学年六クラス 計八一〇名
 中高合計 三〇クラス 一、三二六名

として、現在実施しており、これに対して、志願者・入学者もほぼ安定してきている。

参考

昭和四〇年頃までは、中学一年生のクラス数は二、六クラス、高校一年生では五、九クラスと、毎年毎の志願者、入学者の変動が大きく、一クラス生徒数も五〇名前後と今から比較すれば、甚だ劣悪な条件にあったが、適正規模を定めて以後、それを実現する努力により、最近は中高とも安定してきている。ただし、他府県よりの志願者について、合格者の歩止まりの極めて薄い実状を克服していく必要がある。

②(教員定数)：生徒数の安定によって教員定員とその充足の方針も確実なものとなり、着実にすすめられた結果、今年度(昭五一年度)で、定員五七名が充足された。

教員一人当たり持時間の平均は一六・六時間(日・R、道徳を除く)であり、これは、一六時間以内にするという課題をみたしていないし、

他私学や公立高校と比べて若干多い。さらに、教科教育や同和教育、生徒クラブ活動の指導等からみて、今後教員定員増についての検討が必要となることは明らかである。

〔資料〕 教員現数

教 科	教員数
国 語	8
社 会	8
数 学	10
理科・技	11
保健体育	6
芸 術	4
英 語	10
計	57

(3) 北大路拠点の施設・設備の整備充実――

北大路キャンパスを中心とした教育施設・設備は可能な限りの改善を進めてきたが、なお、教育要求に充分には応じきれていない。

昭和三八年の旧校舍全面改築以来、南校舎（特別教室）新築、講堂・体育館改修、図書館増築、プール竣工など、狭隘な校地をフルに生かした改善の措置を実行し、これによって、教学の充実を大きく保障してきた。しかしながら、当初から制限をうけたキャンパス内の施設で無理があり、グラウンド問題（高中専用グラウンドをもたず、府紫野グラウンドの借用で鴨浜高と交互に共用）と共に、現実の教育実践上の要求にどうこたえていくかが重要な問題となっている。

2. 一貫教育推進の体制づくり

(1) 進学制度の改革――学内入試制度の改革を中心として――

大学入試を頂点とする受験体制に禍いされず、安定した学習と学校生活を保障するために進学制度が改革され、一定の効果をあげている。

① 立命館大学学内入試制度

高校三年間の全教科成績による内申点と総合判定される五教科学内入試は、それ以前の本校（または他高校の現状）に比して本校での学

習をかなり質的に安定したものにしていく。

今後、この入試問題レベルが、本校で生徒に要求する学力の到達目標を示めすことになると思われる。こうした点を生かして、中高での到達度評価の研究と、入試問題の委員会との十分な連携をもつことが望ましい。

② 高校学内進学推薦制実施

中学からの学内進学者を入試によって排除するのではなく、その長所を生かして伸ばし、一貫教育として責任をもつという決意をこめて推薦制度を実施した。このため、中三で卒業レポート制などが実施できているが、中学卒業時期での学力到達目標を明らかにして、安易ムードにおち入らないような配慮で、おちこぼれをなくするための学習でのつまずきの発見とその指導について、創意を生かした集団的などとりくみが、重要な問題である。

③ 中学一般入試の改革

義務教育段階での小学校教育に少しでも入試による歪みをおこさぬために、また、全面的発達から考えて中学入試科目を小学校全教科（体育・芸術実技を含む）制を実施している。

同様の趣旨で、公立中学校から高校一般入試での全九教科試験の実施を要望されているが、教員体制（出題と短期間採点の可能な体制）の見通しがつかず、実施にふみ切れないでいる。

以上のような進学諸制度を真に生かした教育実践をつみあげて、独自の教育をつくりあげていくことが最も大切な課題である。

(2) 学園総合教育研究会活動――共同研究体制の推進――

総合教育の諸問題と教科教育の研究を組織的にすすめる、中・高・大と見通しをもった総合学園としての高中教育を発展させるために、中高と大学の幹事・委員および中高全教職員の参加による集団的教育研究にとりくんでおり、この総合研活動は、高中校における共同研究体制を推進する軸となっている。

活動の実態については、マンネリ化を指摘する声も多く、今後の活

動として次の諸点を重視すべきである。

- ① 日常の授業の教材を素材として、教科研究をつみあげていくこと。
- ② いま設定させている研究課題を、教職員全体が自覚的に、具体的研究としてすすめていくこと。(課題設定の状況把握と、課題の重要性について、教師集団としての共通理解を深めることも重要である。)
- ③ 公立や全国の教育運動および民間教育研究との交流や参加により、その成果を実践研究の上に生かしていくこと。
- ④ 学園全体の中に、高中教学の問題点を積極的に提起していくこと等。

3. 具体的教育実践のとりくみ

(1) カリキュラム編成の特徴

本校では、高校は普通科のみ設置しているが、総合性の主旨を生かし、高校多様化の批判にたつて、進路別コース制や能力別編成は行なっていない。

中・高を見通したカリキュラムは考えるが、六ヶ年を五ヶ年に短縮して受験指導にあてるような型での一貫編成は行なわず、基礎学力として一定の共通の教科学習を中心におき、高校三年において、初めて、理系的選択を設けている。

中学での特設道徳を読書指導とH・Rにあて、高一英語の小集団(約三〇名)編成、高三の特別講座設置などは、目立った特徴といえる。

今後の問題としてこれらの特徴を生かし、自主的自発的学習活動を育て真の学力の発達をめざす総合教育をめざすカリキュラムを再編成することである。いま教育課程審議会―文部省のすすめている学習指導要領の改訂に対して、どのように本校の方針をもちこんでいくかは、当面する重要な課題である。

(2) 教科学習指導について

① 生徒の学力

中・高を通して総合的にみたま在学生の学力は、学内入試内申点の平均点の向上などに見られるように、一〇余年の間で大きく向上してい

ると考えてよい。

また、一定の社会的評価に基づいて、中高ともに、新入生の学力も質的に向上してきた。(左記資料参照)

全体としての学力の向上のあとが見えるとしても、現実の個々の生徒の中には、学習上のつまずきで、自信喪失や意欲をなくしておちこばれる者もあり、現在最も重要な課題は、生徒のすべてに確かな学力を身につけさせることにある。

将来の社会生活に生きる基礎教養と、学問・研究にとりくむ基礎学力をおさえ、自らの進路をひらいていける真の学力を全生徒に学びとらせるための教科指導体制を確立し、充実した授業で生徒・父母の期待する学力の一層の向上を期している。

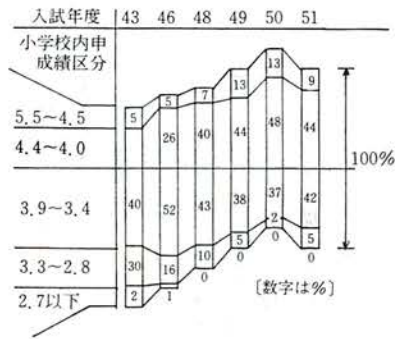
資料	高校三ヶ年の学力を考える	高校生三ヶ年総合成績
	資料として、三ヶ年在学成績の五教科平均点を加算した、学内入試内申点がある。	(学内入試・内申点)
	その各年度の平均点を比較すると右表のようになり、徐々に向上をみせている。	
	但し、*印(49年以降)は7教科を5教科に直したものである。	

<()は入試年度> 卒業年度	500点 総合成績
昭. 38(39)	232.1点
42(43)	277.7点
47(48)	294.5点
49(50)	* (304) 312.0点
50(51)	* (312) 322.0点
51(52)	* () 330.0点

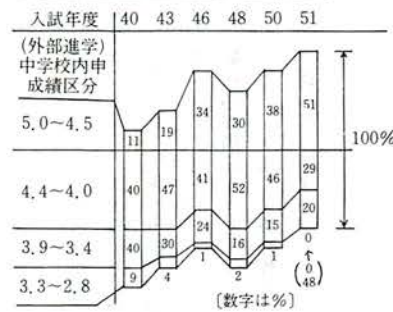
△資料▽

①表は、小学校から送られた学籍簿により作成した。最近では全教科入試制で、分布はほぼ安定し、いわゆるエリート集団化をおさえた形である。②表では、最上位クラスが増加している。

① 中学新入生の出身小学校成績



② 高校新入生の出身中学校(内申)成績



② 読書指導の充実

- ・ 客観テストの弊害としてあらわれる思考力、表現力の低下を克服するとともに、教科書教材をはなれて、日常授業を発展させることによって学習意欲をひきたすために、読書指導を充実させる努力をつづけてきた。
- ・ 中学生徒各クラス選出の図書委員と図書部教員の指導で、希望図書選定と図書館利用への要求をくみあげつ、読書実態調査、図書の推薦、図書館だより発行や、読書会の主催などを実施している。
- ・ 一方、日常の授業の中で、各教科の可能な限りでの読書とレポートの課題を計画的にすすめて、「読み、考え、自らまとめて書く」活動を強化してきた。
- ・ また、中学では、隔週毎に、「読書指導」の時間をおき、学級ごとの指導が実施されており、集団読書用文庫も徐々に準備されてきている。こうしたとりくみにより、本校の生徒の図書館利用は、順に増加し、

生徒の力も一定の高まりは見せているが、まだまだ系統化されておらず、今後は、授業とのかかわり、H・R等での実践を含めて、六年間を見とおした指導計画の確立が大切となつてきている。

③ 中学卒業レポート制の実施

昭和四七年度から実施した中学卒業レポート制は、前記の読書指導をふまえて、自らの選んだテーマに基づき、自発的主体的な学習態度と能力をひきたすためのとりくみとして、中学三年生に課せられ、ほぼ一年間にわたり、中高全教員の指導参加ですすめられてきている。

現在では、中学入学と共に、これを意識して準備をすすめる生徒もあり、中学教育の一つの総合的学習と研究の能力を発揮させる場として充実をはかっていきたいと考えており、そのために、もう一度、平素の「読書指導」や授業の中で抱いた関心や探究心を発展させつ、自らのテーマをつかんでいくような日常の学習とのかかわりの問題を工夫し、いっそう積極的にとりくむように運びたいと考えている。

④ 高校三年・特論の実施

・ 昨年度(昭和五〇年度)より実施している高校三年生での特論も、やがて高等専門教育に進む者として学問するための基本となる深い探究心や、総合的な理解力、豊かな人間的感動や表現の発露を促すことをめざした実践であり、中学卒業レポートや読書指導とともに、自主的・主体的学習活動の能力を高め、ひいては、本大学でのプロ・ゼミ等ゼミナールの系列化などのねらう教育的効果につながるものであると位置づけてとりくまれているものである。

・ まず、各教科毎に、ほぼ二講座が担当教員の自主的テーマにより提示され、生徒の選択で受講している。文・理共通講座九、文系講座六が開始されて以降日も浅く、高校三年の時期にあつて、生徒全員をまきこんでいくような魅力のある内容にしていくための課題は多い。特に、修得単位が文系四、理系二という違いや、担当教員の研究条件および生徒の特論の理解の不充分さ等、特論内容の充実のための問題解決は、これからの実践にかかっている。

⑤ 高校一年での英語小集団授業

学習でのつまづきをみると、英語での落ちこみが目立ち、日本語と違った言語構造と日常性の少ない言葉としての教科のむずかしさがはつきりしてきた。さらに、現実に大学進学では決定的な問題となることもからみ、英語での自信喪失は、中等教育でのつまづきに直接つながってくのが実状である。

その対策として、昭和四三年から、高校一年生の時期に、二クラス九〇名を三講座(約三〇名ずつ)にわけ、リーダー、文法の他に副読本(例えば Jane Eyre など)を用い、耳と口からの教育を強化しつつ、多読をすすめ、言語感と読解力をつけるような授業としてすすめてきた。さらに、小集団の中の学習集団の確立をねらった実践なども生まれ、全体の学習活動に生かされることを期待している。

ただ、実施して一〇年近く、この間で当初ほどの切実な問題としてはとらえられることも少なくなっており、小集団を生かす新たな創造的なとりくみによって、発展させていく必要がある。

⑥ 評価法の改善、その他

学習の効果をあげるためには、成績の評価に当って、生徒自身が自己の学習の到達度を知り、徒らに自信を失なうことなく、今後の努力目標をつかみとれることが大切である。こうした点から、従来の五段階相対評価は問題であるとして、本校では学内においては、中・高ともに絶対評価によってきた。さらに、中学校では、観点別評価を充実し、よりキメ細かな内容の指示による評定を実施してきたが、今回の京都府教委による到達度評価の提起を足がかりに、中高一貫した評価法の研究・実施をめざしとりくんでいる。

一方、学内の諸テストにおいても、〇×式や□内記号記入等客観テストに対して、可能な限り記述方式や文章解答(時には論文方式)を導入し、思考過程をもとらえるよう努力している。

テストも直接責任をもつものとしての内容・形式ともに創意を生かし、評定によって生徒が何をのばし、どこを補うかを知り、意欲をひきだ

すことのできるものにしていく必要があると考えている。

⑦ 教科指導上の諸問題について

以上のようなとりくみをふまえて、今後いつそう学力の充実をはかるために、教科共通の問題として、次のような諸点について、具体的に努力すべきであると考えられる。

- (ア) 生徒の学力の実態把握をすすめる。―各教科ごとに、生徒がどんな点に弱いのかを正しくつかむため、学力診断テストを実施するなどの方法で、学力の実態をつかむことが必要である。
 - (イ) 基礎学力を正しくおさえ、教材の精選をはかる。
 - (ウ) 学習を組織していく筋道を明らかにし、学習集団の確立をはかる。
 - (エ) つまづきの発見と、おちこぼれをなくする方法の研究。
 - (オ) 教科指導と生活指導のかかわりを追求し、統一的指導体制の確立。
- (3) 生活指導について

生徒をとりまく状況は一般に厳しく、文化と生活の面での頹廢化の影響は無視できない。

本校では、早くから補導部体制を生徒指導部体制に改組し、生徒実態を固定的・概念的にとらえることなく、生活実態を掘りおこして自己変革を迫るための指導体制の確立をめざしてきた。

① 生徒会を中心とした自主的生活集団の確立

学校生活の主体者としての自覚にたつて、生徒集団による自治活動を育成し、これを軸として、生徒の学校づくりへの要求をくみあげるために、「学内協議会」をおいている。

歴史的にも、昭和二三年、末川総長再任運動に積極性を示めし、全国にも例のない総長選挙への投票権をもつ生徒会であり、昭和三八年頃には、北大路キャンパス整備などの要求を出し、高中長期計画第一次案ともいふべき北大路中心の整備充実をす、めるのに貢献し、また、学費改訂に当って確認事項をかわすなど、積極的な活動を示めてきたが、近年はかなり弱体化している。三無主義が問題にされて久しいが、生徒の中の真意は、つねに本質的に厳しさを求める声はつよい。一方、年と共に

に連帯性に欠け、友人への信頼感を失った生活になってきているように思われる。

今後、H・R活動の中で、集団化をつよめ、仲間としての生き方を大切に、自主的な学校生活の集団的秩序を高め、生活内容を深めあうことが重要である。

② 生徒に主体的な生き方を考えさせるとりくみ

(7) 文化講座……現代の問題や古典的文化にふれるなかで、自らの生き方や学問にとりくむ姿勢についても考えさせるために、中学高校生に応じたテーマで文化講座をもっている。また、高校文化祭中の行事として十数講座を同時に実施、生徒の選択により参加させ、行事は特色としてひきつがれている。

(1) 討論集会……日常のH・R討議の枠外で問題別に討論をすすめ、

高校生討論集会（府下春季討論集会等）につなぐとりくみも試みられている。近年はや、低調だが、前記高校生春討のとりくみはつないでいる。（参加は数名〜数十名という範囲である。）

これに対して、中学では、秋十一月頃に、クラス予備討論をふまえて、全校的（父母もまじえて）にとりくんでいる。

(ウ) 構内諸行事……生徒の多面的な能力を一つ一つ引きだしていくことと、学校生活のリズムを生き生きとさせるために、様々な行事をくみこみ、成功させることは重要である。こうした行事は、校地グラウンドや施設の不備不足の面、中高別行事実施の困難さ（授業への配慮、時間表、教員体制の問題など）から支障も多いが、春、夏の休暇利用をも含めて、できるだけ実施している。

特別教育活動としての諸行事は、つとめて生徒の創意を生かし、集団としての活動に重点をおいて実施している。したがって、生徒自身の手で企画運営されることが望ましいが、中学生は勿論、高校にあっても、かなり教師の積極的な助言指導と点検が必要である。

行事検討委員会の結論を中心に討議した結果、昭和四十七年以降高校の修学旅行を廃止した（中学は実施）が、それにかわる臨地教育

旅行も生徒と合意に至らぬまま立ち消えとなっている。諸行事を総合的な教育計画として充実させることが必要である。

③ ホーム・ルーム活動について

生徒会活動の基本単位であると共に、学校生活・学習活動の基本集団としての学級活動は、生徒の意欲にか、わる基本的活動である。それ故に、学級での「クラスづくり」を掘りおこしていくホーム・ルーム活動がなければ、教育効果を十分に期待することはできない。ホーム・ルーム活動の不活発を克服するために、オリエンテーションから始まるH・R年間指導計画の骨組みを確立し、リクリエーションや、合同H・R、クラス交流など変化に富んだ創造的活動を準備する必要がある。そのために必要な施設を含めた諸条件を整えることは急がねばならない。（学校校内の制約で実施できないものが多い実態である。）

(4) クラブ活動について

① 身心ともに発達段階にある青少年の育成に当って、自由清新にみちた自主的なクラブ活動を保障することは、極めて大切なことである。本校においても、学習活動とクラブ活動は車の車輪に譬えて重視している。しかしながら、文部省のいうクラブ必修制は、現実の諸条件を無視した点など多くの側面から実施上の疑点がある。

本校としては、高校では全員加入制はとらず、従来通りで奨励しており、中学生に対しては、既存クラブに全員を吸収させる方向で、生徒の自主性を生かして勧誘し、残った生徒（どうしても既存クラブに関心のない生徒）を特別活動部で学校指導による多様な集団活動を行なわせている。

② クラブ活動の現状

クラブ活動への参加状況は左表の通りである。中学では特活部二三名（文化系に入れてある）を含めて一〇〇％参加であり、高校では約五〇％で、昭和四五年当時、中学九〇・三％（五三五名中 四八三名）、高校六九・四％（八二四名中五七三名）に比して、中学は当然のびたが、高校では年々減少の傾向にある。

四月の新入生の加入時は、もっと多いが、夏休み前後で急減し、年間ほぼ左表の通りである。

クラブ活動に興味関心を持ちながらも入部しない理由としては、(ア)帰宅がおそくなる。(イ)勉強の時間(塾参加も含めて)がとれない。(ウ)自分の好きなクラブがない。などが主なものである。
退部するものの理由も、ほぼこれと同じで、学習との両立に挫折感をもつ者、身心の疲れにたえられぬ者、塾等にいくため等が大半だが、中には、活動のあり方に問題を感じている者もある。現在活動しているものの中にも同質の悩みをもっている生徒が多いと考えてよい。

〔参考〕クラブ・同好会参加状況

	中 学	高 校
文化系	(含特活) 11部 187人	11部 140人
	13部 340人	(含応援団) 20部 261人
合 計	24部 (100%) 527人	31部 (50%) 401人
	在生 籍徒 数	527人

(51年9月現在)

③ 体育系クラブ活動の諸問題

(ア) クラブ・ミーティングについては：クラブ活動の中で悩みをとりあげ、部員全体の課題としてとりくみ、生活にけじめをつけるよう指導を徹底すること。

(イ) 活動の条件の改善について

(1) 練習場の問題：一応、各クラブの活動の場は確保しているが、狭い土地に無理をした改修設備で多くの制約をうけ活動上基本的な不十分さをもっている。その実情をまとめると下表の通りである。

クラブ活動条件の実状について

第二グラウンド	北 大 路 キ ャ ン パ ス							活動の場所		
	プール	道場	小体育館	屋上	校舎内廊下	ピロティ	校庭コート		講堂・体育館	
相 庭 撲 球	水 泳	柔道、空手	卓 球	応援団(南)	雨天時各部基本動作	剣 道 (雨天時は各部準備運動)	バレー	バスケット フェンシング	高 校	
庭 球	水 泳	柔 道	卓 球	テニス他			バレー	バスケット	中 学	
部員だけで、毎年五〇名前後のため、高校テニス部は御所コートなどへいくが、尚不十分である。	コート二面に対し、中学	大学水泳部も利用(水泳利用可)。	狭隘で危険性あり。	コンクリート柱があり、	換気不十分。(四Fのため窓はあけられない)	トレーニンングに利用。太鼓・吹奏への民家より苦情。	硬式野球、テニス、スキー、陸上の他にも、トレーニンングの場として利用。	ピロティのコンクリート床に、ビニール製上敷をしいているが、バネがなく危険である。	二面、狭い校庭内で、常に人に踏まれ凸凹が激しい。	講堂改装で天上が低く、充分な活動はできない。コートは一面で、広さも充分でない。

衣笠グラウンド	衣笠 体育館	柘野		上賀茂グラウンド	紫野グラウンド
		グラウンド	球場		
(サッカー)	(バスケット)	陸上	硬式野球	サッカー ホッケー 陸上	軟式野球 ラグビー
(サッカー等)				ホッケー	野球・陸上 サッカー
				利用、土砂流出などでつねに整備が必要。大学の練習まちで、おそくなる。	鴨浜高校とわけて週の半分を使用(隔日)、あとは鴨川堤・衣笠などへ行く。
スクール・バスの不便さ					

*スクール・バス利用は高校授業終了とすまわく合わず、時間待ちの無駄が多い。また、満員でのれないときもある。柘野球場で、定まった時間にすぐ交替して練習に入れないことも多い。

(ii) 顧問は専任教員(五七名)中五四名を必要とし、事実上年令をとわず総員参加であり、専門の技術指導を含むコーチの充実の対策に迫られている。ただし、教育的な視点を十分に理解したコーチの人選や、コーチ手当制の問題など、現実には解決しなければならぬ問題が多く、直ちには実現がのぞめぬだけに、現行の顧問のあり方を十分に検討していくことが大切である。

(5) 進路指導について

① 生徒の進路状況

総合学園の一貫教育の特色を理解して進学してくる本校の生徒は、すべて、入学時から大学進学をめざしており、当然のことながら、立命館大学を志望しているが、近年、急速に他大学志望者も増えており、その状況は、下表の通りである。

総合大学の中の学内進学制度をもった高校としては、国公立大学への進学率は大きい。これは、学内入試に際して他大学受験も認めることで、「進路は生徒自らが決めるもの」という考え方で、指導をつらぬいているからである。

高校生進路状況 (人数)

卒業年次	45	46	47	48	49	50
進路区分						
(卒業生数)人	252	249	274	255	292	255
立命館大学	196	184	211	188	229	189
国公立大学	3	2	9	17	24	29
他私立大学	41	38	25	25	19	14
各種学校	2	5	2	2	0	1
家事・就職	7	7	7	5	5	2
浪人	3	13	20	18	15	20

② 進路指導方針

学園をあげて教育の民主化と現代化にとりくんでいる内容を理解させ、大学に学ぶことの意義を考えさせ、学問・研究に取りくむ気構えをもたせることにとつとめていく。そのために、学校での学習活動と生活にしっかりととりくみ、基礎学力を修得することの大切さを明らかにしていくことに努力している。

要するに、本校の進路指導は、根本的な「生き方」を考えさせつつ、自らの進路を自らの力で決定させたい、と考えてす、めている。今後一層この趣旨を生かし、希望と意欲をもって進学するよう具体的な内容の充実と、一貫した指導体制の強化をはかる必要があると考えている。

特に学内進学者に対しては、学園教学の特色に誇りをもち、積極的に「学園づくりに参加する学生として進学してほしい」と考え、進路指導を充実したい。

③ 今後の指導体制について

(ア) 「生き方」を支える基礎教養の充実をはかる。

社会についての関心、平和と民主主義の理解、正しい労働観および人権意識の確立、(それらをテーマとしたH・R活動の展開をはかる)。

(イ) 新しい学力補充の指導……業者テストにはしらず、自らの責任もてる学力指導を行なう。それに必要な指導資料の整備。

(ウ) 学内入試制度の理解の徹底をはかる。……現在の大学教育改革の中で、立命館大学のとりくみを理解させ、自信と誇りをもっているようなガイダンスの充実をはかる。また、いわゆる進学受験校におちこまず全体として安定した学校教育へのとりくみのなかで、個性をのばし、各方面に進路を見出していけるといふ特色を十分に理解させる。

△参考▽—具体的な進路指導の内容(主なもの)

中学二年 進学ガイダンス(生徒、父母別に高校進学について)

高校二年 進学ガイダンス
「進路の指針」パンフ配布、文系、理系など大きな区分で進路を考えさせる。

(生徒)
子供の相談にどう対処するかを中心に懇談する。

高校三年 進学ガイダンス
学内進学を軸に、具体的な説明。
△五月実施

父母進学懇談会
総長、教学担当理事、教学部長、校長、高校教務部長による学内進学制度の全面的な説明会。△五月実施

学部ガイダンス
各学部主事による学部教学の特色について。
(六、七月)

学内入試合格者ガイダンス

合格を機会に、二、三月の余暇を生かし、大学進学の決意をかため、有効な読書などの利用を含めた積極的な生活を促すため。(二月)

(6) 人権教育の推進

① 同和教育のとりくみ

民主教育の重要な内容として、人権意識を確立させる教育の大切なことはいままでもない。現実の社会・生活の中に根づく残る差別と偏見のうちでも、未解放部落への差別は歴史も深く、極めて深刻なものであり、本校としても、徹底して差別を許さず差別をなくしていく人間として教育する姿勢でとりくむ必要がある。

本校でのこれまでのとりくみは、一九六〇年頃に、教務・生活指導両部に同和教育担当がおかれ、教職員の間と同和教育研究会がもたれたが、一九七四年から校務分掌の中に、同和教育推進委員三名をおき、全校に同和教育をすすめる態勢をとって、学内研究会企画、他研究会との交流、他校訪問等に当たってきた。

同和教育推進のための今後の問題としては、

- (a) 同和地区出身生徒の把握と具体的指導。
- (b) 全学年を通した同和教育計画の設定と実施。
- (c) 校内同和教育研究会の充実と実践交流の活発化。
- (d) 同和教育推進委員会の強化・委員の活動条件の保障。

② 身体障害者教育のとりくみ

本校の条件で、一般生徒と共に行動できることを条件として受けられている。入試に当たっては、何等特別措置はとっていないが、合格と共に本人と家族から直接に前記の方針を理解してもらっている。

現在、重度の難聴者三名、軽度のサリドマイド障害者一名が在校し

ている。難聴者は入学以後進行した者などもあり、状況によって補聴用アンブを設ける準備をしているが、専門の指導者の意見をきいて研究している。

昨年、本学大学生の教育実習で全盲の学生（英文科、四回生女子）の実習指導を試みた。慎重に関係者の打合わせの上での実施であっただけに、本人の努力もみのり、予想以上に好成績を得た。とりわけ、本校生徒に深い感銘をあたえたことは今後の教育に多くの可能性を示めしていると思われる。

③ 民族差別に対するとりくみ

本校であられる具体的差別事象として、最も可能性の多いものであり、指導実践例も多い。

中学生では友人間での差別的言動による問題が多いが、高校生では、将来の進路の見通しの暗さからくる悩みや、異性友達との交際をめぐる差別意識などの他に、本国名の呼称についての悩みなど、深刻なものとなってくる。

本来、民族教育は民族学校でこそ正しく行なわれるものと考えているが、その選択は、本人と家族の判断にまつものとして、本校では一般入学として受け入れている。

また、本国名（本名）の使用が正しいと考えているが、あくまで本人と家族の納得・了解の上で自発的に呼称させるよう指導していくのが、この時期の生徒にとっては妥当だと考えている。

IV 高中教学の改革について——（今後の課題）——

高校・中学校が、めざしてきた教学の到達点をふまえ、新たな状況にこたえて今後の教学の発展を期するためには、次のような教学全般にわたる、学校づくりの諸課題にとりくむ必要がある。

1. 学園を一貫した総合教育をすすめる課題

(1) 生徒の真の成長・発達をめざす総合教育

教育をとりまく一般状況は、進学競争と学校荒廃化や、著しい地域変貌と環境汚染等の中で、子供の成長・発達についていびつな現象が広がっているという深刻な事態にあることは1に記した通りであるが、このことは、本校の教学を考えるうえでも、何より大切なことと思われる。

いま、青少年の学力と非行が大きな問題となっているが、確かな学力を身につけさせ、希望にみちて生きようとする青少年を育成するために、つまずきやおちこぼれをなくする課題は、本校でも最も重要なものである。

こうした状況の中で、総合学園としての有利な条件を生かして、中・高・大と一貫した指導によって、生徒の能力をひきだし、その発達を保障する教育をすすめることが必要である。

今日の状況の中で、青少年の真の成長を期するためには、「青少年にはたらきかける様々の教育的影響が、互いに関連しあうなかで、どのように発達していくか」という筋道を追求しながら、総合的な視野からの教育計画をもって、少年期から青年期まで一貫した指導体制を確立しなければならない。

それには、「入試のため」に合理化されてきている子供の生活にあって、失なわれている人間的な生活経験と感動をよみがえらせるために、学校教育の中で、学習、生活習慣、人間交流、遊び、諸活動を通して、子供の中に芽生えてくる新しい要求と現実のぶつかりあいを大切にし、その中から真の成長を可能にするような教育計画を準備するよう努力すべきである。

(2) 学園における高中教学のあり方について

生徒の真の発達をめざす学園一貫の教学を確立することにより、大学における学内出身者が、大学教育を推進するうえで、よくその意義をうけとめて主要な役割をにない、意欲的な学生生活をすすめてくれることが期待される。

これまでも、そのような学生を育成することを課題としてきたし、戦後三〇年近い歩みを見ても、確かに一定の前進はある。しかし、大学教育の中で、内部進学者について明らかな問題点が幾つか指摘されている。その主なものを挙げると、①内部進学者同志でグループをつくり、一般進学者の中にとびこまない者が多い。②内部進学者ということに劣等感をもっているのではないか。③クラスやゼミでの活動で消極的なものが多い。④大学や社会に対する甘さが見られる。などがあり、重要な指摘であると考え、今後の教育をすすめるうえで、十分に検討していくべき課題である。

一方、学内進学者の声としても、「学生、教職員をとわず立高出身という特別視される」雰囲気を感じている者も多い。学内進学者が体育会系の部活動参加者の約一割を占め、京都市出身者としては更に高率を示めているといわれているが、学内進学者については更になぜ、全学生の実態に即して、学生実態の科学的総合的把握を行なうなかで、内部進学者の特徴をとらえ、適切な指導の見直しをもつことが大切である。

中・高の間でも、かつて、高校生中の内部進学者の目立った否定的側面が論議されたが、同じ高校生に対して、学内・学外と区別した考え方が生徒を分断する根源となつてることが明らかとなり、このような問題のたて方を廃した。現在では、具体的な事実について、中・高それぞれの問題として検討し、中・高一体の指導の実をあげるよう協力する態勢をとっているが、中・高と大学の間でも、そういう姿勢で、一貫した教学を前進させるため、共同化をすすめるべきである。学内進学者が、立命館大学での諸活動で積極的に参加する力と意欲をもつことを目標において、自主性をもち、入学当初から希望と自覚をもつてとりくむような教育の実現に努力すべきであり、そのために、教育の内容のいっそうの充実を図りつつ、立命館学園の教学の特色（その先進的実践）を十分に生かし、積極的な指導体制を確立させたい。

(3)

一貫した理念に基づく総合教育の具体的推進

これまで、本校でとりくんできた具体的な教育の内容はⅢでのべたが、現状で、それぞれが抱えている問題点を追求し、打開をはかるに当って、「生徒の真の発達をめざす学園一貫の総合教育をすすめる」という課題をふまえて、次のような諸問題を検討し、充実させることが重要である。

① 全面発達をめざす総合教育としてのカリキュラムの自主編成

学校生活の内容を豊かにして、そこでの多面的な触れ合いを通して、自らの発展の芽を出し成長することをねらって、教科教育（授業〈実技・実験・実習・特論を含む学習活動〉）のみならず、学級・学年活動（H・R、アッセンブリー、等）や日常の遊び時間、リクリエーションをも含めて、学校生活全体を見とおした効果的な学校教育計画の確立をはかること。その際に、

(i) 平和と民主主義について、国民として大切な内容を充実していくこと。

◇ 民主的社会的の形成者として必要な基礎能力、および、社会で仕事をするために大切な労働力と正しい労働観を身につけさせていく。

◇ 過去の戦争の事実と惨禍を、はっきり教えていく。

◇ 人間としての尊さを自覚させ、基本的人権をしっかりと理解させていく。

(ii) 確かな学力を、すべての生徒のものにしていく。

教科の系統性と子供の認識のすじ道をおさえ、しっかりと基礎学力を身につけたうえで、これを自ら発展させていく。ように努力しつつ学力向上をはかり、専門の学問・研究にとりくむ自発的・自主的な学習態度と能力を育てる。

(iii) 教師・生徒の集団的なかわりの中で、個人のもつ可能性がどのように引きだされ高められていくか、また、そのために、どのような秩序・マナーを確立させることが必要かを教えていく。

② 学園総合教育研究会活動の推進
 などについて、根気よく実践していく必要がある。

われわれが創意を集めた実践も、今日の受験体制等の影響をつねに受けていることを考え、日々新たな気構えで実践研究により充実・改善をはからなければせっかくの試みも生徒・学生にうけとめられず、いつのまにか受験体制に傾斜していくといった状況になりかねない。

総合教育をみのりのあるものにするためにはいつそう学園総合教育研究会の活動を積極的にすすめることが必要であり、そういう役割を果たすものとしての、「総合研」活動の改革が必要である。

特に、教育実践の面で、中学・高校と大学とが交流を活発にし、相互に実態と問題を出しあいながら、研究をすすめる、共通の課題を中等教育と高等教育の両面から追求してこそ一貫した教育の内容を生み出すことが可能となる。(例えば、学習への興味と意欲をひきだし、自主的自発的学習の力を育成するため、中・高で読書指導充実、中卒レポート、高校特論などの実践が試みられているが、大学でのプロゼミやゼミナールの系列化、等の意図する教育とどうつながるか、といった課題はⅢにのべたように数多い。また、高校までに教科教育として要求される基礎学力は、どんなものかについて、中・高での日常の教案を土台にして検討される際、大学教育からの視点も加えて、正当な到達目標の設定ができれば、学内入試の内容も、これに拠って、到達度を評定するものとして、いつそう生きたものとなるであろう。)

こうした意味から、「総合研」のあり方を、もう一度総合学園の教学の中に位置づけ、その役割をになうに適した構想(総合教育研究センター等)で、再編することにより、研究活動の輪を強化することが望ましい。

③ 学内進学制度を生かした指導体制の充実

現行の制度を維持していくなかで、実践的課題に即応して、修正

していくことが必要である。特に、高校で到達度評価を設定したとき、これまでの内申点でよいかとか、英語足切り点などが考えられる。それと共に、学内進学制度の意義について、十分な理解を徹底させ、これを生かす努力が、何より大切であり、とくに、高校生自身が、そのことを理解し、安易感に陥らず、これによって、自主的主体的な本来の学習と、学校諸活動にとりくむよう、いつそう指導を充実させることが必要である。

進路指導のあり方は、総合教育か、受験教育かを端的に示めずものといえる。広く、「生き方」としてとらえながら、中・高を充実した生活として経験させつつ、自らの進路を選択してけるように指導するなかで、そうした学校生活を持ち得た立命館教学に誇りをもって進学していくことを期待したい。

近年、国立大への進学者も増加してきているが、大学に入るためのつめこみでなく、大学での学問・研究に生かせる学力を学校の中で身につけることによって、大学入試にも役立つのが真の学力の筈である。コンピューター導入に傾く入学問題の限界等も加わって、そうした真の学力判定が難しくなる一般入試に対し、落ちついた中・高教育にとりくみ、真の学力をのぼすことによって、学内入試を正当に評価し、自信をもって選択することに役立つであろう。

2. 高校三原則・男女共学制実現の課題

(1) 高校三原則と私学

戦後の民主教育発足に当って確立された高校三原則は、現在では京都において、その形をとどめているだけであり、それ故に、三原則のもつ意義は大きい。

しかし、私学は、当初から三原則の枠外におかれ、いわゆるノー・サポーターノー・コントロールの方針をとり、いわば、公立の補完的役割を果たしてきた。

一方で、文教政策の改変に際して、私学に先導的試行をもちこみ、

私学の特色として、高校多様化を奨励してきたといえる。このため、かえって、私学教育の民主化の運動は高まり、教育運動の上に、すぐれた実践を生みだし、実質的に、国民のための公教育を支えており、京都の高校生の約四五%を占めている。

高校三原則のうち（地域制）・（総合制）については、（地域制と本校教学）

地域制の主要な枠組としての学区制の問題は、当面、本校独自では考えることができないにしても、教育内容に地域の問題をとり入れることによって、生き生きとした教育を創造し、地域交流などで生徒の居住地域での生活と連帯した教育内容を考えていくことは大切である。今後、文教政策全体の方の中で、私学教育の位置づけを追求していくことによって、新たな課題を生むであろうが、その時に対処して、たえず検討する必要がある。

（総合制と本校教学）

現実の改変された教育制度と教育課程の中で、これまでいわれている総合制の意義が論議されてきている。本校では普通科のみ設置し、コース別や、能力編成はしない方針であるが、今後もこの方向をとりつつ、新指導要領に対応し、全面発達をめざすなかで、新たな総合制という視点をもって、カリキュラム編成に努力しなければならぬと考えている。

(2) 男女共学制と本校教学

高校三原則のなかで、男女共学制は、本校独自に実現しうる課題である。本校でも早くから論議されながら、男子校としての永い歴史の間で形成された教育体制と諸条件および府民の印象など、克服すべき課題が多く、現在に至っている。しかし、この間既に、昭三八年頃には、男女共学をめざし、北大路校舎改築に当って女子便所を設置するなど、男女共学制への移行の必要性については、一致した認識となっており、教員会議でも確認されている。

本校の生徒については、入学当初（特に中学一年生）では、「男子

校なのでよい」と考えている者が多いが、中三になると共学を望む声の方が多く、高校二、三年では圧倒的に共学賛成となる。

父母にとつても、最近では共学を当然と考えている者が多く、そうした人の多くは、本校を志望させていないと思われる。

男子校として、指導のしやすさ等長所もあるが、何としても、日常生活での人間構成としての不自然さが生みだす生徒の状況の中では、人間としての成長の上で、見のがせないものがある。それは、例えば、生徒の日誌・感想や、日常会話の中等で女性観の著しい歪みをもった表現としてあらわれるし、また、女性への関心も異常に強調されてくる。

社会を構成する女性の認識、学校生活を共に推進する中で女性の自然なあり方などに欠けていることから、民主的社会をになう中で、「人権・差別の解消」をめざす教育の内容としての婦人問題の理解と認識を深めあうためには、男女構成の集団学習が大切であるというように、日常の教育活動や教材の分野での男子単学制のもつ制限と発想の偏りなども多い。

小学校六年（又は中学まで九年間）を、男女共学で育ってきた生徒が、人間形成上大切な少年から青年への発育期を、男子のみの学校ですごす不自然さは大きく、生徒に非現実的な想像の中で女性像をえがく傾向も強い。

立命館大学が、共学であり、志望者も少なくないのに、女性にとつては、中・高・大と学内一貫の教育をうける道が閉ざされていることに対して、公立の小・中学校側からの要望として男女共学実現が、古くから強く主張されている向もある。

こうした状況から判断して、男女共学制実施は、できるだけ早期に実現させるべきであると考えられる。

もとより、共学制を実施することは、逆に、これまで以上に、新たな指導体制と力量を必要とし、課題もふえるのは当然である。したがって、充分な検討と準備が必要であることはいうまでもない。こう

(3) した体制・条件の整備の目途がつく限り、早期実現が望ましい。
男女共学の基本構想

① 男女共学制の実施に当たっても、基本的には、中学・高校の学校規模を拡大しないで、ほぼ、現在の規模のもので考えていくのが適當である。

中学四三名、高校四五名のクラス定員で、中学一学年四クラス（四×三〇二二クラス）で五一六名、高校一学年六クラス（六×三〇一八クラス）で八一〇名 総生徒数 一、三二六名を目標として、更に検討をつめる。

② 男女の構成比は、ほぼ二（男）：一（女）とするが、入学に際しては男女別の基準など特別の措置はとらない。そのため比率が変動しても差支えない。（同志社高校が、その方式をとっており、一クラス四六名中女子八〜九名という年もある。）但し、各クラスには均等を構成をとる。

③ 教育課程では、男女同一課程の履修を原則とし、女子のための特別教科は最小限とする。したがって、少なくとも、保健体育、技術・家庭において、女子の履修科目設定が必要である。

④ 共学制実施に当って必要な設備・条件は、北大路キャンパスでは、最小限のもので、整備することはできない。

必要な施設―

（最小限のものとして）
家庭科用特別教室二教室以上、女子更衣室、女子クラブ・ボックス、女子休養室、等

⑤ 男女共学制実施に当たっての検討すべき諸問題

(ア) 教員体制の整備、女子教員の一定数の確保が必要となる。

今後の一〇年近くの間、毎年平均三三名程の定年退職者が予定されているが、この間に、充実していく好機がある。

(イ) 女子用諸設備の整備のための用地確保。

(ウ) 学内進学に伴う若干の措置（特に、文学部への志望者増による影響を考慮して対策を考えていくこと）。

3. 中学校の役割

(1) 憲法と私立中学校

① 私立中学校を含めた戦後の六・三制学校体系は、義務教育として三〇年間にわたって深く根をおろし、その社会的役割を果たしてきた。
② 京都府においても二〇%の生徒が私立中学校に学んでいるが、これらの私立中学校は、憲法による国民の教育権、教育の自由に基づく義務教育無償という点では、ほとんど保障されていない。

（参考）

（本校における昭和五十一年度の中学生一人当りの補助額）
（学校運営費補助）は、わずか二万円弱にすぎない。

③ 社会的な役割をにない、現実の国民教育の中に長い歴史とともに定着してきた私立中学校の存廃にかかわる論議は、性急には進められないべきでなく、わが国全体の教育の、いつその民主化と整備とにかかわって、抜本的な改革が志向されるべきである。

(2) 本校における基本的視点

① 憲法・教育基本法の趣旨にそって、教育を強化充実しつつ、それにもとづく本学の教育理念の中等教育への具体化にいつそう努めるべきである。

② 当面、社会的に高まってきている大学進学要求の向上とともに、進学競争によるゆがみを極力排除しつつ、高校教育と相まって、大学における学習の発展の基礎的学力を涵養するよう努力しなければならぬ。

（参考）

高校への学内入試の廃止（昭和四二年）。
読書教育のカリキュラム化（昭和四二年）。

入試科目の全科目（家庭科を除く）実施（昭和四六年）。
全科目を重視したカリキュラムと評価法の改訂（昭和四

七年。

クラブ全員活動制実施（昭和四七年）。

卒業レポート制度実施（昭和四七年）。

「考え、確かめ、発表し、まとめる授業」の実現。

(3) 当面の課題（各論での重複課題を省く）

現在「大学へ進み易いであろう。」という甘さから、安易な生活に流される弱点をもつ者もいる中で、学校ぐるみの指導体制が必要となっている。「全人教育」「基礎学力の向上と発展的な自学自習能力の育成」をめざしつつ、早い時期からの意欲の掘りおこしと系統的な指導が重要である。

(ア) 中学高校六ヶ年を見通した上での、各教科、各部での中学三年間における統計的指導計画の確立。

(イ) 道徳教育と読書教育とを区別し、前者での「正しい労働観」を身につけることや、「考え、行動する」指導、後者での教科学習との連携の強化。

〔参考〕
 中学で、特設道徳の時間を利用し、読書指導に一時間をあてており、これを軸として学級、学年での読書指導をすすめている。

(ウ) 卒業レポート制と教科学習、読書指導との関連の強化。

(エ) クラブ活動における意欲的、自律的生徒集団の育成および、中高六ヶ年を通じたクラブ活動、顧問のあり方の研究。

(オ) 教育実践を通して、公費助成への一般の理解と大幅助成の実現。

4. 基本施設・設備改善の課題

(1) 高中学校施設・設備改善の根本的課題

戦前の高中学校は、学園財政を支えるという経営方針と、極端な軍国主義教育により、狭隘な校地に、多様な中等学校を併置して、劣悪な教育条件の改善は甚だ不十分であった。グラウンドを確保するかわりに、スポーツを全廃し加茂川を利用した軍事教練を強化し、校庭が狭

隘となるや、玉砂利を敷いて、修練道場とするなどがその例であった。

戦後、高中一本化の中で、神山学舎跡をグラウンドとして利用しながら、日常教育に欠かせない専用グラウンドを求めたが、学大跡の現紫野グラウンドを鴨浜高と併用する条件を得て、漸く、戦後の民主教育をすすめる拠点として、北大路を中心とした施設・設備の充実・改善に着手することができた。このときは、戦後の教育改革から既に五年を経た昭和三八年であった。

以後、今日まで、北大路キャンパスにおいて必要、かつ可能な限りでの主要な教育施設・設備を、ほぼ完成したが、前述のような歴史的に不十分な条件をそのまま引ついでた改革であっただけに、専用グラウンドの欠如や校地不足など根本的な欠陥は、今後の状況に即しての全人教育の発展を期するうえで、あらためて、重大な支障となつてきている。

(2) 諸施設・設備の現状と問題点

① 校地が狭隘：現校地約三、〇〇〇坪に約一、三三〇名程の生徒を収容しているが、生徒の学校日常生活での遊び場、のびのびと身体を動かす場を確保できていないため、室内にこもり、身体的・精神的発達の上に悪影響があるものと断ぜざるを得ない。このことは、第二グラウンド、紫野グラウンド等が、いずれも現校地から離れているため、休憩時等も全く利用できない状況とも大いに関連がある。

第二グラウンド六三〇坪、紫野グラウンド（京都府四、八九〇坪）

校内グラウンド部分 六九〇坪

② 学校教育環境としての不適性

現校地は、交通に便利な利点はあるが、それ以上に、教育環境として問題が多く、年々悪化している。ターミナル化し、校門脇から飲食店が並びはじめてきているが、地下鉄完成と共に、俗悪化は一層激化することが予想される。

また、交通量の増加で、交通事故、騒音、大気汚染等の障害は、日常的に増えてきており、一方で、密集した周辺住宅に対する騒音

等の害を考慮して、音楽の授業、クラブ活動、学校行事等を制限せざるを得ない実態にある。

③ 施設・設備の欠陥の顕在化

(7) 改装施設であるため、十分に活用できる条件をもっていなかったことから、利用が進むにつれて不都合を生じているものが多い。講堂を改装した体育館は、スペースも狭く、天井も低く、限定された内容でしか利用できない。それは、講堂としても急なアセンブリーなどに椅子を整備することができず、利用できないなど兼用の欠陥として別の問題も起きている。

普通教室を改修した理科教室は「無いよりはまし」だが実験に充分な広さはない。

(4) 紫野グラウンドが鴨浜高校と兼用のため、週の半分は利用できない実情があるが、学校から往復一〇分間という条件も含めると、正常な教育カリキュラムによる授業計画がくめていないことは重大である。雨天体操場もない中で現体育館のみでは、雨天時には、一、二のクラスしか実技は行なえない。

(5) 既存設備の配置の不適合も、日常教育活動の上で不便さを生みだして教育効果を失わせている。特別教室、視聴覚関係設備、図書館の配置、教員室と管理棟、生徒会各室の配置などについて、教職員、生徒の両面からみて、もっと密接なかわりを考慮する必要がある。雨天時には校庭を傘をさして授業に往復する姿も解消したい。

(6) 施設・設備の老朽化も目立つが、根本的な修理の容易でないものが多い。水道管腐蝕による汚濁、校舎の雨漏り、電気配線の管理のむずかしさなどは、年と共に危険性を加わえ、管理上の大きな問題となりつつある。

④ 基本設備の欠如

(7) 中高専用グラウンドを保有していないこと。
正課体育授業、クラブ活動が充分にできない、ということと共に、生徒にとっては、学校生活の場としての活動の空間をもっていない

点が、重大な欠点でもある。自らが、ボールを投げ、走りまわる場を失ない、友人のクラブ活動の姿を目のあたりにすることも、特定のクラブを除いては殆んどない。こうした場で友人とのふれあいも十分に湧きおこることは少ないであろう。

(4) 中教室、合併教室がないこと

一学年単位の集会・講演会などに利用できる場がない。これは、PTA活動や教研活動も含めて、必要性は大きい。

(5) 教学上の新たな要求にそって必要となつていく施設・設備も多い。図書館拡大要求と、設備改善要望（冷房設備などを含めて）。

理科教室の増設、社会科標本資料室、国社共同教室改修、工芸科教室・技術教室増設、L.L教室、学校教材園設置の検討。

体育館増設、格技場（剣道場）要求、球技各コート増設（テニス、バレー、バスケット等）。

小会議室、面談指導室の必要性。
自転車置場の増設。

これらについては、現在地では見込みのつかないものが大半である。

(3) 今後の教学上の要求にそつた施設・設備の改善

① 生徒の学校生活の現状と、教育実践の諸課題から考えて、現キャンパスでの行づまりを打開し、新しい要求を実現させる校地確保が、まず、大切であると考えられる。

しかし、例えば専用グラウンドに適した土地の獲得については、北大路を中心に五分以内の適当なところで、紫野グラウンドに相当する空地で入手可能なものは全くないことが明らかとなつてきている。グラウンド以外は、現校地を離れて設置しても利用価値がない。

② 現状勢の中で積極的に教育をすすめるためには、生徒の心身の解放の中で、自らの意欲をひきたし、集団のマナーを確立させるにふさわしい生き生きとした教育の場を準備する必要がある。さらに男女共学への移行を目指したときに必要最小限のものを設置することを考えた

とき、この際抜本的に中高移転の可能な適地を選んで、校地の確保に積極的具体的にふみ切るべきである。

③ 現有校地は所有地一一、八七一㎡、借地一六、一五五㎡、計二八、〇二六㎡であるが、現在の学校規模を維持する方針で、当面移転に必要と考えられる校地は約四〇、〇〇〇㎡である。その根拠は、現在規模（中学五〇〇名、高校八〇〇名とみて）での設置基準等に準ずる校地総計は八〇、五〇〇㎡となること、および、公立学校の充足実態の平均地が約五〇%充足の実情にある（特に新設高校は乙訓校五一・一八%等となっている。）ことより、ほぼ四〇、〇〇〇㎡とおいた。充足度最大校は同志社高九五・九七%

④ 移転については、現在の課題推進にそつた教育活動を保証すると共に、さらに今後の充実発展をめざす教育要求を考え、将来の校地拡張の見込みのある土地であることも充分考慮しておかぬと、現状の行づまりを近い将来再び招くことになりかねない。

しかし、学園の現状から考えても、つねに総合学園としての視点をもち、可能で妥当なものは大学と共用し、できるだけ有効に活動できることが望ましい。

このような見地からみて、実現可能な場所として、また通学その他の諸条件について、将来明るい見通しのもてる教育環境としての適地としては、現在学園総合グラウンドのある柵野に隣接した土地を他にないと考えよう。

V 結び

1. 深刻な進学競争とともに学校荒廃化がすすみ、環境汚染と地域の荒廃化の深まり、不況と生活破壊の進行、文化道德の頹廢化の蔓延しているなどの今日の状況に対して、青少年の育成を真に保障するものとしての学校教育のあり方が問われている。

こうしたなかで進められている中教審路線の教育改革は、教育問題の本

質をとらえ国民の願いにそつた学校教育の確立をはかる施策であるとはいえないものがある。それ故にこそ、われわれの学園において、中・高・大と一貫した指導体制の利点を生かし、子供のもつ能力をひき出し、真の発達を保障する教育を実践的に創造することが、私学の教学にとつても最大の任務であらう。

2. このような考えにたつて、立命館中学校・高等学校の新たな教学発展をめざす改革の課題を、七〇余年の校史をふまえて、明らかにしてきたが、この課題にとりくみ成果を充分に發揮するために何より重要なことは、教育活動の基盤としての学校教育活動の場の確保である。

現状では、中学生・高校生が、学校生活を豊かに楽しく、主体的にとりくめるだけの余地をもっていない。例えば、僅かの休憩時の中学生の遊び場や、クラスの生徒とくつろいで歓談したり、腰をすえて生徒の悩みにこたえていく面談の場など、生徒の生活の中でのフレ合う場でさえ保障されていない。そのうえ、地下鉄乗り入れによつて予想される（現に少しづつ繁華街化してきているが……）ターミナル化で、学校環境は急速に悪化することを見過して、この際、時期を失なわず移転可能な校地を確保することが急務であると考えられる。

3. 学校移転に必要な校地は、専用グラウンドを含めて、四〇、〇〇〇㎡余が必要となるが、さらに将来の教育の役割を考えると、将来に拡張の余裕のある場所であることが望ましい。また、校地の確保については、教育への効果を高めると共に、学園財政力量を考慮して、充分な年次計画をたてる必要がある。こうした計画は、一方で現在最大の課題としてとりくまれている衣笠一拠点計画とかかわつて、学園の長期計画としての視点をもつてす、められるべきであろうと考える。そのための一定の困難さもあるが、逆に資産の運用と施設の共用について、幅のある考え方をもち、すすめることができる。

4. 学校移転と共に、男女共学制を実現すべきである。男女共学制は、今日では、最も自然な教育のあり方として広く理解されており、その実現のために十分に教育計画をつめ、条件を整備する必要がある。ただし、共学制を実現するに当たっても、学校規模は、ほぼ現状をかえないものと考ええる。

5. 以上の諸点を総合し、移転候補地としては、柀野グラウンドに隣接した土地を入手する以外にないと考える。柀野は、大学用地と共に、相互利用も考えられ、上賀茂グラウンドも生きてくる。また、将来についても、交通は便となり、環境も適切であるし、さらに発展の余地も残されている。

まず、約二〇、〇〇〇㎡程を入手し、専用グラウンドとして整備し、スクール・バスの利用（鴨浜高校その他の実例を参考に）を検討し、クラブ活動にとどまらず、正課体育授業等を含めた利用に努力すべきである。

6. 財政措置の可能なような財政構造の改正を行ない、建設勘定の中で高中長期計画を可能なものにする必要がある。（ただし、この点については、既に五二年度高中財政の検討の中で、基本的な改革にふみ切つてあるので、それをうけついで検討することになる。）

7. 施設・設備・環境の整備に終らぬよう、十分に教学内容を充実・発展させるための課題の追求に全力をあげ、高中長期計画の一層の具体化をはかる必要がある。

以上

六九三 新しい二部教学の実現のために——二部二講時制・一拠点の具体的方策 ☆

一九七七（昭五二）・一〇・一 立命館大学

はじめに

いま、私たち立命館大学の構成員は、二部二講時制・衣笠一拠点の実施について最終的な全学的合意をつくりあげるべき重大な時点に立っています。今次の全学的討議は、新しい二部教学の創造にむけて二講時制を成功させるか否かを決定するものです。

理事会（学内）は、一九七八年四月より実施を予定している二部二講時制の実施方策をここに全学に提起します。この実施方策は、二部協議会を中心として各学部教授会の民主的討議の歴史的積み上げによってねりあげられたものであり、一九七五年秋以来数次にわたつて組織された全学討議のなかで出された要求と意見、学友会・自治会によつて組織的にねりあげられた要求に、積極的にこたえる内容ともなっています。全学的合意の形成のために積極的な討議を期待します。

新しい事業をはじめるとき、私たちは、ためらい、おそれ、疑問を感じるものです。事実にもとづく民主的討議によつて全学の英知を結集してこそ、私たちはためらいや疑問をなくし、問題点を解決して、確信をもつて新たな改革にとり組むことができます。この討論によつて、全体として民主的教學の前進と発展の方策であることが明確になったならば、大胆に積極的に前進すべきであると考へます。すべての消極性を克服して全学の力で新しい教學の創造にとりくみましょう。

第一章 二部二講時制・衣笠一拠点化の意義

(1) 政治・経済・文化の全面にわたる危機の深化のもとで、大学人は、生活

の面でも勉強・研究の面でも、深刻な困難に直面しています。とくに、働きつつ学ぶ勤労学生には、労働条件の劣悪化などによって、大学に毎日通学することや、みんなで集まって学習し合うことさえ困難になっています。

それだけに、新しい大学教育、二部教育の創造は切実な課題となっています。なぜなら、激化する危機にたちむかいそれを克服できる科学的確信と実践的能力をもつ、民主的な働き手、「民主的な市民としての世界観・労働観・権利意識」と、「専門的学力・技術」をかねそなえた「力量ある社会人」（七五年全学協確認）を育てることは国民的教育をめざす大学の責務だからです。

(2) 立命館大学は、この大学共通の責務を果たすために一環して努力を重ねて、新しい大学教育、二部教育を創造しうる現実的基礎をつくりだしてきています。一九六三年の画期的な二部改革、すなわち、①「二部まわし」を廃止し、働きつつ学ぶ青年に大学の門をひらく措置をとり、②二部教育独自の課題にこたえる二部独自のカリキュラムを編成し、③二部教育に責任をもつ二部協議会と二部事務室を設置するなどの改革措置は、勤労者を対象とする大学教育の創造への重要な第一歩をふみだしたものでした。それ以来、十数年にわたってつみあげてきた二部教育の改善、とくに、④一回生から四回生までの小集団教育体系の拡充とそれを軸とする教学の改善、⑤サブゼミアワーと「固定教室」の保障、⑥学生センター（談話室）と学生共同研究室の設置、⑦自習室の確保と図書館の時間延長など、の教学と教育条件の改革は、⑧基礎学力の充実、⑨自主的・集団的学習の前進、⑩教学内容の国民的立場に立った現代化・総合化という教学改善の三重点課題で重要な一定の到達点をうみだし、新しい二部教育創造のたしかな出発点、土台となりうるものをきづいています。

(3) 二講時制と衣笠一拠点化にもとづく教学改革は、この到達点を基礎に、新しい二部教育を実際に創造することを目指したものであり、六三年の二部改革以来の画期的な改革となるものです。この改革は現代の課題にこたえて勤労者を対象とする大学教育の新たな発展をめざすものであり、本学の経験と実践によって創造されるものであり、中教審路線と対決する民主的教學をつくりだすものです。

この創造的教學改革は、課題の重大さから、従来の改革の単純な延長だけで

は不可能です。現在の到達点をふまえ、働きつつ学ぶ勤労学生のすぐれた特質（①現代的諸問題への関心と問題意識のつよき、②多面的学習意欲と専門知識への要求のつよき、③規律性と責任感のつよき）を積極的にいかしねりあげる観点から、問題点を克服し、新しい教育の内容と方法を創造することが必要です。

激動する現代社会は理論的にも実践的にも新たに多面的な解明を必要とする諸問題をつぎつぎに提起してきています。この現代的な課題にこたえるためには、基礎的理論、専門的知識を体系的に身につけるとともに、それを基礎に新たに生起する諸問題に主体的にとりくみ、創造的に解明する応用力、判断力、行動力が必要です。

このような教学課題を解決するうえで最も重要なことの一つは、学生自身が教育創造の一方の担い手として、主体的自発的に学習し、集団的な学習と討議によって科学的認識の論理的思考力を深めたかめることです。立命館大学が一貫して発展させてきた小集団教育体系は、自主的学習をつよめるうえで重要な成果をうみだしています。しかし現状に甘んずることはできません。私たちは、いつそう小集団教育体系を発展させ自主的・集団的学習をつよめなければなりません。これが教学改革の第一の柱です。

現代が求めているものは、より質の高い科学的理論と技術的能力を身につけることです。このためには小集団教育だけでは不十分です。また小集団教育の発展それ自体も小集団教育そのものの内容・方法の改善だけでは達成できません。どうしても小集団教育の改善とカリキュラムの体系化・系統的履修の強化が結合されなければなりません。ここに本学の教学改善の当面の環があります。

新しい教育創造の一つの基礎は、個々の講義の内容と方法を現代の課題にこたえて、専門性と総合性を統一したものに、学生の要求と条件にこたえうるものに改革することにあります。しかし、それが個別的な努力にとどまっていたら大学教育全体の改革と学生の系統的履修を保障することはできません。教員の主体的な教学改善の努力を基礎にした教員集団の協力・共同によって、教学内容の有機的連関をふかめることと結合してカリキュラムをいつそう体系化してこそ、それは保障されるものです。当面の教学改革のいま一つの柱がカリキュ

ラムの体系化におかれているのはこのためです。

(4) 二部教学の改革は、小集団教育の改善とカリキュラムの体系化にとどまることはできません。労働条件の劣悪化と三講時制のもつ諸困難が自主的で集団的な学習にも系統的履修にも障害となつていからず。

きびしい労働条件のもとで勉学する勤労学生は、通常、大学以外では自主的学習の条件を時間的にも場所の点でも保障されていません。労働条件の抜本的な改善という社会的保障なしにはこの事態は根本的に解決されませんが、この解決に至る時点で個別大学の枠内であろうと、学内で自主的・集団的学習の条件を可能なかぎり保障することは勤労学生にとって特別に重要な意義をもつています。

だが、現行三講時制(午後五時三〇分一講時開始、八〇分講義、五分休み、午後九時四〇分三講時終了)ではこの条件を十分に保障することができません。それは、①大半の勤労学生が一講時にまにあわず、また、三講時の途中で下校しなければならぬ者がすくなくない、②一部に比べて講義時間が一〇分短く、五分間の休み、九時四〇分の終了で自主的活動の時間がない、という状況にあるからです。このような条件は、自主的・集団的学習が保障されないだけでなく、教学内容の充実を困難にし、大教室講義をじっくり受講して系統的履修をつよめることをさまたげています。このまま三講時制を継続すれば、カリキュラムの体系化も、教学の内容・方法の改革も、また、自主的・集団的学習と系統的履修の強化もともなわなるところから真に実りあるものとはならないでしょう。

二講時制(通常、午後六時一講時開始、九〇分講義、一五分休み、午後九時一五分二講時終了、土曜日は変則三講時制)への移行は、これらの障害を克服して、①可能なかぎり二講時全体の受講と系統的履修および自主的学習時間を保障し、講義時間の延長で教学内容を充実する物質条件をととのえるところと、②このような教学改善を基礎とした自主的・集団的学習や活動の新しい展開の条件を一定保障します。この二講時制とサブゼミナール・固定教室制の確保が結びつけば、自主的・集団的学習にとって重要な条件改善となるでしょう。それは、現行三講時制の制約された条件のもとで実施されている小集団教育の

変則二講時制でさえ、サブゼミナール・固定教室制の保障とあいまって、重要な成果をあげている経験によつても立証されています。

このように、二講時制は新しい二部教学の創造にとつてどうしても必要な措置なのです。

(5) 新しい二部教学の創造は、学生の自主的・集団的な勉学努力と教職員の教学努力の結合によつてのみ可能です。とくに各教員の主体的なとりくみが教員集団全体の共同のとりくみに結合していくことが必要です。この学生・教職員それぞれおよび相互の交流、集団的討議、協力と共同は、大学全体が二拠点に分断され、①日常の教学や学生・院生の諸活動、教職員の研究活動などが二分されて総合大学としての機能が阻害され、②学生・院生・教職員のそれぞれの間の日常の交流を困難にしている事態の克服によつてこそ、十全に保障されます。二拠点分断による大学の管理・運営の困難、機能の分散、財政上の無駄などを解消することも、本学における学生の勉学条件や教職員の研究・労働条件を改善し、教学の創造を保障する不可欠の条件です。

二講時制と衣笠一拠点化は、本来相対的に独立したものです。しかし、二講時制にもとづく教学改革は総合大学の民主的力量全体に支えられないかぎり不可能です。衣笠一拠点化はまさに本学を総合大学として発展させるものであり、衣笠一拠点化による、①科学の研究・学習の発展に不可欠な総合大学としての機能強化、②全学における集団化・共同化の発展、③勉学条件、研究・労働条件の改善と結びつけてこそ、二部改革は真に内容あるものとなることができます。

(6) 二部二講時制と衣笠一拠点化は、教学と教学条件の重要な改革ですが、同時に履修上に若干の困難さをうみだします。問題点の一つは、受講機会の減少です。私たちは、それを系統履修の強化で積極的に克服するようつとめるとともに、可能なかぎりの履修機会の保障策としてあらたに夏期集中講制度と土曜日変則三講時制を提起するものです。私たちはこれらの制度を単に単位をろえを保障するものにとどめず、二部教学の豊かな発展を保障する措置として積極的にいかすことにしています。

(7) ここに提起する施策は二部教学の新たな創造を実現する当面の施策であ

り、出発点です。二部二講時制・衣笠一拠点化は個別大学の枠内での改革であり、当然一定の限界をもっています。私学危機克服の運動を進展させ、社会的・文化的危機と対決して研究・教育を自主的・民主的に前進させることとかたく結合しなければ、この改革が真に内容あるものが多いものにならないことをしっかりとみすえておかねばなりません。

学生の教学要求にたらしてみようと、なおいくつかの課題が残されています。とくに、ここに提起する教学改革の成功を保障するためにも、研究・教育・労働条件の整備・改善、教学事務体制の強化が不可欠ですが、これらの具体化のためにはなお検討すべき課題が残されています。

しかし、この施策がいくつかの課題を残してはいても、それが新しい二部教学創造にむけて現実にもふみだされる重要な第一歩であることは明確な事実であります。

私たちは、全学の英知を結集して、二講時制・衣笠一拠点のものでいっその教学改革を追求するものです。

第二章 二講時制のもとでの新しい二部教学

第一節 新しい二部教学創造の基本的な方向

新しい二部教学の創造は、①基礎学力の充実、②自主的・集団的学習のいっその前進、③研究・教育内容の現代化・総合化の三重点課題を新たな高度の段階で達成することを基本としなければなりません。より具体的には、次の三つの柱にしたがって教学を改革していく必要があります。第一の柱は小集団教育体系を充実し発展させることです。第二の柱は通常の設置科目の内容・方法の改革とカリキュラムの体系化をはかることです。第三の柱は、第一と第二の柱の改革を基礎としつつ、それと結合して現代社会や科学研究の発展が提起する多様な理論問題と学生の多面的学習要求にこたえるための措置に創造的にとりくむことです。この三つの柱は総合的に有機的に結合して追求されなければなりません。

本章では、第二節で主として第一の柱と第二の柱にそつた改革を述べていま

す。その内容は五二年度改正の学則に具体化されているものです。第三節では主として第三の柱にそつた新たな施策を述べています。

第二節 カリキュラムの体系化と系統履修の保障

(1) 今度の教学改革においては、小集団教育体系を充実するために、①一般教育の自系列科目の分割講義であった一回生小クラスをプロゼミとして専門科目に移して、全回生にわたる一貫した小集団教育体系の基礎にすえ、②これと結びつけて、自主的・集団的学習を保障するためサブゼミアワー（理工学部ではアッセンブリアワー）と固定教室制（一つのクラスが専門小集団教育、外国語教育、サブゼミで定まった教室を使用できる制度）を確保しました。これは単に制度のうえでの整備と条件保障にとどまるものではなく、小集団教育の内容的充実と各回生小集団教育の間の体系的連関の確保に接近するための措置です。

(2) これまで二部では、一方で一般教育科目三系列九科目を一回生で同時受講できる反面、他方で専門科目については一回生では受講できず、二・三回生で基礎的科目と展開的科目を同時に受講する状態でした。そのため内容的連関をつかみえないまま、異なった多種類の科目を同時受講することによって、学習が分散しがちであり、専門科目の系統履修が弱まり、内的関連を無視して単位だけをそろえるという傾向を助長する点がありました。

今度のカリキュラム改革では、一般教育の受講を一・二回生で各系列一〜二科目に限定することと結合して、専門科目では低回生に基礎的科目、高回生に展開的科目を体系的に配置して、全体として系統的履修を強化することを基本的内容の一つとしています。専門科目の系統的学習を柱として、それとの有機的関連と問題関心に即して一般教育科目を計画的に学習することが保障されています。

専門科目の系統履修の強化は、小集団教育の内容的充実を保障します。したがって、専門科目の大教室講義の系統化は、教学体系の改善の当面の環となっています。系統履修がたとえ制度的に保障されても、学生の自主的計画的学習ががつよめられなければ意味がありません。低回生時で基礎的理論をしっかりと学

習しながら、問題意識を深め、それにそって自主的に学習を系統だてていく必要があります。

大教室講義の改善の一環として、学生の理解を深めるために、まとめ講義を実施し、講義概要を拡充しその活用をすすめる、テキストを用いない講義で必要な場合には、レジュメの配布をおこないます。

(3) 一般教育では、①可能な科目にサブ・テーマをつけ、講義のポイントをあきらかにする、②自系列について二科目必修とし(理工をのぞく)、一科目は専門科目で代替する、などの改善を行います。③なお、一般教育科目特殊講義を開講して、内容の多様化・豊富化をはかります。

(4) 外国語教育では、①一回生時の一コマを基礎学力の充実のためにおいて、専任教員が担当し、②これを基礎に二年間にわたる四コマを立体的に編成するようにします。この改革を通じて、外国語教育の四目的(①外国語使用能力の総合的発展、②言語と思考の関係、言語・思想・文化における人間としての共通性と民族的異質性などについて認識を深める、③論理的思考力をたかめる、④広く人類の文化遺産を正しく継承する)の実現を追求します。

再履修については、④再履修クラスをおくほか、⑤前年度出席要件をみたしている再履修者は特別措置クラスに編成し各学部で個別指導し、一年計画の指導とテストによる評価をおこなう、⑥他学部受講を認める、など再履修しやすい条件を保障します。

(5) 保健体育では、①三群三種目半期認定制を五一年度から実施し、②時間つみあげ方式および選択コース制を廃止し、③さらに五三年度より技術修得と小集団教育の充実をめざして一回生実技を通年化し、④講義を二回生後期に配当しテキストを改訂して内容を体系化するなどの充実・改善をおこないました。これによって、「スポーツの権利主体」の形成とそれにふさわしい基礎学力(①運動技術の獲得、②スポーツの組織性・集団性の獲得、③スポーツの歴史性・社会性の認識を内容とする)の養成を実現するよう努力します。

(6) 大学教育の基本は、学部教学であり、したがって当面の改革もまた学部教学の体系化を基本としています。これを基礎に多くの学生の要求である教職免許の取得を保障します。教職免許取得には困難な条件があり、学生のきびし

い自主的努力が求められるものですが、今度の改革では夏期集中開講、土曜寥則三講時制などを含めて四か年での取得の条件を保障します。

〔法学部〕

(1) 一般教育科目について、①従来の三系列三科目必修制を改め、社会科学系列の必修を二科目とし(三・二・三方式)、残り一科目は共通専門科目または法政特講などで代替することができるようにし、②同時に「法学」と「政治学」の科目を廃止しました。③そして一回生配当専門科目として「憲法」、「民法Ⅰ」、「政治史」の三科目をおきました。これは、学生諸君の多様な実態の中で系統的な学習を保障し、専門性と総合性を併せて追求するカリキュラム体系へと一歩近づいたこととなります。さらにこの関係では、法学部が提起してきた一般教育科目三系列二科目必修制(二・二・二方式)の全学的討議が必要ですし、来年度から実施される受講枠拡大措置もそれに資するものだと法学部では考えています。また、これとの関係で五二年度三回生から三回生終了時に演習四単位を認定することができるようになりました。

(2) 他方、一回生「法学小クラス」を実態に合せて「基礎演習」にし、四年間を通じて小集団教育体系を確立しました。それらの小集団教育を充実させるために、暫定施設の中で法学部学生共同研究室を設置します。さらに自主的・集団的学習の前進のために、講義概要の文献解題を充実し、「小集団教育の手びき」を作成しますが、これらの措置とあいまって、サブゼミ・アワーの主体的活用などが期待されます。

〔経済学部〕

経済学部のカリキュラム改訂で重視されているのは、四か年にわたり学力が確かな形で身につくよう、基礎的↓展開的↓応用的(総合的)なものへと系統的に学習できる構成にすることです。

(1) これまで、一回生の経済学の授業は、小クラスの経済学しかなかったものが、新学則では「経済原論Ⅰ」「同Ⅱ」の二つとも受講できるようにになりました。この二科目は、小集団科目の「研究入門」と補充しあって、ゆるぎのない経済理論の基礎知識を与えます。この改訂により、一回生ではマルクス経済学、近代経済学の双方に触れることになり、両経済学の比較検討の素地

がつくられます。したがって、従来あった、「経済学小クラス」と「二回生講読」との連関がはっきりしないとの問題指摘にも応えうると考えます。

(2) 二回生には、「講読」のほか、経済学各領域の基礎的科目五つがおかれています。その中の一つ「日本経済論」は勤労学生の現実的関心に応える基礎科目として、新しく二回生配当におろしたものです。

(3) 三・四回生には、小集団科目である「演習」をはじめ、経済学部門を中心に経営学・法学部門にわたる多数の科目が設置されています。これらの受講は学生の選択にゆだねられています。低回生の二年間における基礎科目の学習によって、それぞれの問題意識に応じて系統的に選択のできる素地は十分できあがっているはずで。

(4) 一・二回生配当の七科目の他に、三・四回生配当のうち四つの科目が基礎的科目に指定されています。どの領域を専攻する人も履修することが望ましいものとして、時間割上も、これらはやさしい時間におかれています。

そのほか、新しい科目として「国民所得論」（従来、経済学特殊講義として開講）「地域経済論」の二つができ、回生配当については、「日本経済史」を二回生から三回生へ、また経営学部門の科目をいずれも三回生へ変更しました。また演習の単位はこれまで八単位を一括して認定していましたが三回生演習四単位および四回生演習四単位を分離して認定することとします。

〔経営学部〕

経営学部では、一・二回生時において基礎的科目を系統的につみあげ学習ができるようにすることおよび従来のカリキュラムの問題点を中心に、カリキュラムの抜本的な改革をおこないました。

(1) 旧カリキュラムで経営学部門として一括されていた諸科目を、経営学系列、会計学系列、経済学系列の三系列に整備し、系統的履修を促進するようにしました。経営学系列、会計学系列は経営学部カリキュラムの軸であり、経済学系列は経営・会計両系列を基礎づけ肉づける関係にあります。

(2) 従来、一回生で「経済学小クラス」のみと、二回生では「経営経済論」（旧称「経営学総論」）と「経営史」、「経営管理論」また「簿記論」と「会計学」を混合して受講していた状態をあらため、一回生に「経営経済論」および「簿

記論」を配当し、二回生に経営学系列で「経営史」、「経営管理論」を、会計学系列で「会計学」を、経済学系列で「経済原論Ⅰ」「同Ⅱ」を配当し、基礎的科目の系統的つみあげ履修を保障しました。これらの科目は全学生が履修できるようにしています。そして、一・二回生の基礎的科目の学習が三・四回生での各系列の展開的科目の履修に結びつくようにカリキュラムを体系化しました。

(3) もう一つの大きな改訂は、経営学、産業論、会計学、商学の各系列別特殊講義制度（四科目ないし二科目のローテーション開講であったため四年に一回しか受講できない科目があった）を廃止して、特講科目におかれていた「中小企業論」、「現代産業論」などを毎年開講科目とし、その他の科目を二科目ペアで隔年に開講することにしたことです。これによって、受講したい科目があっても受講できない状態をなくして、学習の機会を保障することができます。

〔文学部〕

(1) 四コース制カリキュラムの実施

従来の三系列制カリキュラムは文化論系列の小集団教育に集中的にあらわれていたように、その系統性に不十分な点がありました。そこでこれを歴史・文学・哲学思想・風土の四コース制にし、人文学科の教学理念をふまえた専門的な学問体系にみあった小集団教育の系統化を徹底させました。

(2) 一般教育科目の改善

従来の三系列三科目必修制を改め、人文科学系列の必修を二科目八単位として（二・三・三方式）、残り一科目四単位は専門の境界領域を扱う新設の学科共通科目などによる代替履修とし、専門に局限されない広い人文科学の視野を養い、あわせて選択幅の拡大をはかりました。

(3) 固有専門科目の構成変更と教学改善

従来の基礎・特修・必修の三科目に区別され、体系性に欠けていた固有専門科目の構成を改め、各コース別に完結的な教学体系が形成されるよう整理・再編成しました。①コース別に一回生配当の概論をおき人文学科の諸分野における専門的な学問体系の全体像を習得する道を開きました。②新たに基

礎的・専門的な科目を補充して特修科目とし、③学際的で境界領域を扱うものを学科共通科目として構成しました。

(イ) コース別の教学プランに基づいて編成された特修科目のなかに、基礎学力の充実・教学体系の整備を目的として、コースに応じて「史料講読」「作品講読」「宗教学概論」「社会学概論」「地図実習」をおきました。この特徴をふまえながら、全体の特修科目は、必修の小集団教育科目、学問を総合的・体系的に説く概論部門、基礎学力の養成を目的とする基礎部門、特殊専門的な内容をもつ特殊講義部門などの異なった性格の科目の組み合わせから成っています。

人文学科各コース教学の軸となっているのは小集団教育ですが、これには代替履修を認めず、学生の自主的・集团的学習の場としてサブゼミ・アワーを設置しています。この小集団教育の展開と関連をもたせながらコース別に諸科目が配置されています。一回生「研究入門」には「概論」が、二回生「基礎演習」には専門的研究への導入をはかるのに対応した「概論」、「概説」、「西洋哲学思想史」、「日本の地域と文化」などが配置してあります。さらに基礎学力を養成するための「講読」、「実習」や、哲学思想コースには「宗教学概論」、「社会学概論」など展開的・外延的な科目をおきました。三回生「講読演習」では特殊・専門的研究、四回生では論文作成を目標とした卒業「演習」に対応する「特殊講義」が用意されています。

(ロ) 学科共通科目は学際的内容をもつとともに、学生が専門に局限されない広い視野を養い、人文科学の多面的探究・総合的把握をおこなうために、主体的で自由な選択に委ねることにしました。その科目としては、日本・東洋・西洋それぞれの「文化論」、日本・東洋の「思想史」、「社会心理学」、「教育原理」、「教育心理学」、「英会話」、「英作文」があります。

(4) 教職科目の履修について

文学部では教育職員免許状の取得希望者は多く、二講時制の時間割のもとでも、一回生の時から計画的な履修をすることにより、コースにみあった一教科の免許状が取得できるようになっています。なお文学部では、国語科・英語科・社会科学の三教科に関する教職科目が開講されています。

〔理工学部〕

理工学部基礎工学科の現行カリキュラムは、現代化・総合化の基本理念の上になつて、専門分化のはげしい現代工学の基礎的部分を、「情報」、「材料」という二つの柱をよりどころとして、総合的に学ぶことを意図しています。しかしながら、「情報」、「材料」の両者を並列で同時に学ぶという現行カリキュラムの実施の過程で、学問体系としての専門性と学習上の系統性の強化が強く望まれてきています。新カリキュラムでは、カリキュラム自体を「情報コース」、「材料コース」の二つに分けコースとしての性格を明確にした、新設科目を含む科目設定と回生配当を考え、そのなかで、総合化の基本理念にたちつつも、その理念のよりいっそうの発展をはかり、総合性と真に結合した専門性を追求する系統的なカリキュラム体系の確立を目指しています。

新カリキュラムでは、数学や物理学、化学などの専門基礎科目を一回生で学ぶことは従来と変わりませんが、「情報コース」小集団としては「数学」を、「材料コース」小集団としては「物理学」を設定すると共に、現行の二回生小集団「理工学基礎演習」を代えて「科学技術論」をおき、その基盤ともなる「科学史」を一回生に新設します。現行の三、四回生小集団「講読」と「卒業演習」は、その内容を四回生で集中的に実施する方がより効果的であると考え、「基礎工学卒業演習」として二コマ八単位を四回生におきます。また、前期のみで四単位の分離認定を考えています。三回生小集団としては、工学における設計という概念を重視して、各コース別に設計法を新設します。

専門的な学問内容を高めるためには、広範囲な基盤を必要とする自然科学系の学問の場合、小集団科目に対して専門科目の講義が横断的に結びついた役割を果すことがとりわけ重要です。この点に関連しては、たとえば「情報コース」では「計測システム工学」や「制御工学」などの新設により、計測と制御にかかわる専門性の強化がはかられ、また「材料コース」では「材料工学」系の科目内容の改訂と合わせて「材料科学」系の科目の新設を行ない、基礎科学的な基本原理や方法の学習の上になつて工学への具体的な展開と応用を学ぶこととなります。また、両コース共通に、あるいはコース別に設置される「特殊講義」は、必ずしも固定的な内容のものだけに限りませんが、他の専門諸科目と相

互に補充しつつ専門的な力量を高めるために役立つものと考えています。

なお、三回生終了時までには一定の単位数以上を履修済の学生は、小集団科目、実験、演習等を除いて、他コースの専門科目を八単位まで受講を認め単位認定をします。ただし、コースとしての履修上の系統性を乱さないために、要卒単位としては認めません。

第三節 二講時制 二部教学発展のための諸施策

一 拠点・二講時制は、勤労学生の労働・生活条件の実態により適した新しい二部教学の制度的枠組と物質的条件を保障すること、そしてそのもとの教学改善をもつた新しい二部教学を創造することをめざしています。このような抜本的改革をもつた新しい二部教学を創造することをめざしています。このような抜本的改革を促進するための施策として、①特講制度、②夏期集中開講制度、③土曜変則三講時制、④小集団科目での救済措置と一般教育科目の他学部受講制度を実施します。これらの施策は、カリキュラムの体系的改訂を中心とする教
学内容の改善の実をあげてゆくうえで、積極的役割をはたすとともに、あわせて二講時制の新しい条件に即応して、受講の枠や自主的選択の幅をひろげる補完的施策の役割をはたすものです。

(1) 特講制度の新設・活用

1. 特講制度の意義

(イ) 新しい二部教学の創造があくまで通常の設置科目の内容・方法の改革と、カリキュラムの体系化を基本とすることはすでにくりかえし指摘してきました。しかしそれは通常の設置科目とカリキュラムの改正がすべてであること
を意味しません。

激動する現代社会が提起する新しい理論問題の解明や、不断に発展する科学研究の到達点を身につけることは、基礎理論、専門的知識をしつかりふまえてこそ可能となるものですが、同時にこれらの現代的な問題や到達点を直接に解明し、理論展開をはかる講義の受講と結合することも必要です。また、現代的諸問題の解明には学際的研究を求めものがすくなく、通常の設置科目だけでカバーできないものも含まれています。また、科学研究の発展

によって方法のみなおしや理論展開の再検討を必要とする分野も含まれて
います。これらの必要を解決し、教学内容を豊かに発展させることを意図して
特講制度を新設し活用することになります。これによって、現代社会の要請と
学生の多面的学習要求にこたえることと、専門性と総合性を統一することを
追求します。このような特講制度の運用は「新しい二部教学の創造」に一つ
の重要な手づくりだすでしょう。

(ロ) この特講制度は、学生の「選択幅・受講枠拡大」の要求に積極的にこたえ
るものでもあります。この要求は、一面では非系統的な要卒単位かせぎとい
う消極的學生実態の反映です。生活・労働・学習条件のきびしさがこの消極
的態度をつよめる傾向をうみだしています。しかし同時に、他面では、この
要求は、職場の実態、身近な社会動態にもとづく自発的積極的動機によつて
多様な科目を自由に選択し、ゆとりをもつてじっくり学びたいという積極的
側面をもっています。したがってこの要求には積極的にこたえる必要があり
ます。そのための措置として、夏期集中開講制度、土曜変則三講時制と結合
して、特講として多様な科目を開講します。この特講の開設は学生の積極的
学習をうながす契機ともなります。たとえば、夏期集中開講で特講を受講し
た学生が、現代的課題に正面からとりくんだ理論的展開にふれて通常の設置
科目に関心をふかめたり、すでに特定系列の諸科目に意欲をもやす学生が、
特講の受講で総合的視点を獲得することも含まれるでしょう。

(ハ) 立命館大学では、現代的課題にとりくむ特講科目を多様に開設できる基礎
をもっています。それは、二部共通専門科目の経験、一部各学部や二部の若
干の学部での固有専門科目特講の経験、各学部レベル、全学レベルでの研究
・教育の進展や、学外との広い交流に支えられた通常設置科目の内容の現代
化・総合化の発展などです。

一 拠点化による日常的交流のつよまりなど総合大学のメリットはこの基礎
をいっそう強固なものとし、特講制度を内容豊かに発展させる物質的保障と
なります。

2. 特講実施上の具体的措置

(イ) 一般教育科目特講を新設し、現代的課題その他についての適切な共通テ

マ、方法論上の問題などをとりあげます。

- (ロ) 五一年学則改正で設置された共通専門科目特講として、学部内・学部間の共同研究の成果、あるいは各学部で従来開講されてきた固有専門科目の特講、一部の専門科目特講のうち、共通専門科目の理念と経緯に照らして適切なものを開講します。

(イ) 固有専門科目特講が未設置の学部ではこれを新設します。

(二) 開講方法—これらの特講科目を次のような方法で開講します。

- a. 共通専門科目特講、一般教育科目特講については夏期集中開講を基本とします。(但し、昭和五三年度は、現一回生の空きコマ対策として、共通専門科目特講一科目を土曜日の一般教育配当講時のうちの二マスに開講。固有専門科目特講は通常時間割内のほか、複数科目を開講する場合には夏期集中開講期間にも開講します。

b. 共通専門科目特講・一般教育科目特講は合わせて毎年二—三科目を開設します。当面三年間、年二科目を二学部が共同または個別に輪番で分担します。なお、三年間に一—二回、外連協で一科目を担当するようにします。

(ホ) 単位認定のよみかえについて

共通専門科目特講を一般教育科目特講・固有専門科目特講へと単位よみかえすることがあります。このほか、三者間の各方向へのよみかえを一定の枠内で認めることもあります。具体的な方法は、当該年度開講科目の内容を検討したうえで各学部でこれを決定します。

(2) 夏期集中開講制度の新設

1. 受講枠拡大の必要性と役割

先に述べたように二講時制への移行は、時間的制約から大学進学を断念している勤労者に対する条件の改善、講義時間の延長、自主的・集団的学習の時間的余裕など、新しい二部教学の創造に不可欠な条件を保障しますが、その反面、受講枠を狭めるところから(現行三講時では四年間で総マス数は六四マスですが、二講時制になると、四八マスになります)、学生の選択幅が制約され、余裕マスが減少するという問題が生じます。この問題は教職免許取得志望者の場合特に深刻です。

そこで二講時制移行を契機に、教学の改善、内容豊かで系統的履修が可能なカリキュラムの改訂および実施と平行して、受講枠の拡大措置を講ずる必要があります。具体的には、①夏期集中開講制度、②土曜変則三講時制を実施しますが、これらの措置はそれぞれに年一マスの受講枠拡大をもたらしますから、四年間の総マス数は五六マスとなります。これらの施策は選択幅や余裕マスの点で二講時制を補完する役割を果たすと同時に、二部教学をさらにいっそう発展させ、内容豊かなものにしてゆくうえで積極的なものでなくてはなりません。

2. 開講期間

夏期休暇期間は、二部勤労学生にとって自主的学習・自主的諸活動に集中にとりくむなど、多様な活動が可能な期間として重要ですし、教職員にとっても研究や研修あるいは休養のための期間として重要な位置を占めています。受講枠拡大のための夏期休暇利用の期間はこれらの事情を十分考慮して決められる必要があります。「衣笠移転・二講時制実施にともなう過渡的措置に関するアンケート」結果では、二講時制実施の段階で、夏期休暇集中講義が行なわれた場合にも出席できると答えている学生は全体で八三・二%です。

休暇利用の方法としては一日二講時で二四講時分(四単位もの一般科目の平均年間授業数を勘案して)とし、これを学生の学習条件、教員負担等を考慮して休暇の前期と後期に二分して、集中講義として開講します。具体的には、前期七月中旬の六日間と後期九月上旬の六日間の計一二日間とします。(但し、体育実技については、代替種目を設置する場合はこの期間以外の適当な時期に実施します。)なおこの場合、試験は前期試験時に実施します。

3. 開講科目

二部カリキュラム全体にわたることを原則とします。

(イ) 固有専門科目

a. 通常時間割開講科目のうち一科目を開講します。但し、隔年開講科目を含みますが、他学部との合併開講科目は除きます。

b. 条件が整う場合には当該分野で定評のある人を講師として(非常勤講師の委嘱を含む)特講科目を開講し、内容を豊かなものにします。

c. 夏期集中開講の固有専門科目(特講・通常の設置科目を含めて)の他学

部受講およびその共通専門科目・一般教育科目への単位よみかえを認める場合があります。具体的には当該学部と開講学部との協議を経てこれを決定します。

(ロ) 共通専門科目、一般教育科目

共通専門科目、一般教育科目の特講合わせて二、三科目を毎年開講します。(昭和五三年度は、理工学部の移行措置との関係もあり「政治学」または「社会学」、「哲学」または「文学」によみかえうるものを含めます。

(イ) 英語

再履修特別措置クラスによる通年指導の枠内で、一定講時の夏期・冬期集中指導をおこないます。

(二) 体育講義、体育実技

a. 再履修クラスを対象に開講します(但し、受講資格、受講人員には一定の制限をもうけます)。

b. 四回生以上の実技は宿泊等による代替種目を実施します(たとえば水泳等)。

c. bを受講できない者については年度後半に別の措置を考えます(たとえばスキー)。

(ホ) 教職科目

教科専門科目のうちの一科目を開講します。

(ハ) 夏期集中開講科目の受講登録は、年度はじめに実施します。

(3) 土曜変則三講時制の実施

1. 職場における完全週休二日制・隔週週休二日制・毎土曜半日勤務制の一定の広がりが見られる現状では、土曜日に授業開始時間を繰りあげた変則三講時制を実施することが可能ですし、二部勤労学生のおかれた厳しい勉学条件の中では、あらゆる可能性を利用して二講時二部教学の実をあげてゆくことが必要です。このような二講時制を補充する施策として、土曜変則三講時制を実施します。

今年六月に実施されたアンケート調査の結果によれば、全学部集計で回答者総数二、二四六名中、一、四六八名(内、無職、短期アルバイト五二六名、

すなわち約六五%が土曜日四時以降の受講が可能です。同じアンケート調査によれば、第一講時目の要卒科目開講の要求はかなり高いのですが、全学生の受講は不可能でし、また、これらの科目は通常時間割枠内での系統的履修が基本ですから、一定の経験をふまえ検討を加えたうえでなければ要卒科目の開講は困難です。

2. 開講科目

第一講時に配置する科目は、二講時制実施によって厳しい履修が強いられる教職課程科目のなかから、教職専門科目のうちの一科目、全学部合併クラスによる随意外国語の一科目(当面、理工学部を除く)、英語再履修クラスとします。

3. 時制

土曜変則三講時の授業開始、終了時間については、教学上重要な意義をもつ学生の自主的なサークル活動などの時間を集中的に確保することとのかかわりで考える必要があります。二講時制の条件のもとでは、土曜日の放課後がこれに適した時間帯です。従って、土曜変則三講時の時間設定は午後八時四〇分授業終了となるように、午後四時〇〇分に授業を開始し、第一講時の授業時間は八五分、第二・第三講時の授業時間は九〇分、また中間の二回の休息時間も五〜一〇分とすることを検討します。(一講時 四・〇〇〜五・二五、二講時 五・三〇〜七・〇〇、三講時 七・一〇〜八・四〇)。

(4) 小集団科目での救済措置と一般教育科目の他学部受講

1. 今年四月の二部協議会文書で、小集団科目の追試験に触れていますが、追試験を一律に実施することは難点が多いので、それを含みつつ、やむをえぬ理由で受験できなかった者にたいする小集団科目での救済措置を講ずることとします。この措置は過渡的ではなく恒常的性格のものです。

(イ) 適用科目―学習や出席の状況が把握できる小集団科目に限定し、具体的には、プロゼミ、講読、英語、随意外国語、外国書講読、体育実技とする。なお、理工学部においては一回生数学、物理学等の小集団科目および出席をとる小クラス科目をも対象とします。

(ロ) 該当者―病氣、事故、忌引、勤務上の都合、就職試験など、やむをえぬ

理由によってレポートを提出できなかったり、期末試験等が受験できなかった者。

(イ) 手続—該当者は当該科目の試験終了後、あるいはレポート提出期限経過後一週間以内に証明書を付して事務室に届け出る。

(ニ) 成績評価—担当者が、日常の学習、出席状況に照して成績評価の対象になりうる（出席が二／三以上）と判定したときは、担当者の判断により、日常点・レポート・試験のいずれかの方法で成績評価します。

2. 一般教育科目の他学部受講については、これを認めることを原則にします。この措置によって一般教育科目はもちろん、全教科にわたり希望する科目の受講がかなりしやすくなります。

第四節 二講時制への移行のための過渡的措置

二講時制を実施する際、旧学則・三講時制のもとで履修してきた現二・三回生が、五三年度からは二講時制の時間制によって履修しなければならなくなることから、一定の困難がうまれます。その解決のために、今年四月の二部協議会文書でも明らかにしたように、次のような過渡的措置をとります。以下の(1)～(4)は四月文書で既定の通りですが、(5)の再試験についてはその後実施方法についての討議を重ね、具体案を得たものです。

- (1) 二講時制を予定した新学則を五三年度新入生から実施し、ひずみをなくします。
- (2) 一般教育について、五三年度四回生以上で同系列二科目以上習得する必要がある者については、その科目を登録すれば卒業に必要な単位をみたとすとき、他学部開講の一般教育科目の受講をみとめます。
- (3) 共通専門科目について、五三年度四回生以上で二科目以上習得する必要がある者については、その科目を登録すれば卒業に必要な単位をみとす場合、固有専門科目による代替履修をみとめます。
- (4) 五三年度より新学則によって開講されますので、新設科目の旧学則者への単位認定および旧学則科目との読みかえをおこないます。なお文学部は、その科目を登録すれば卒業に必要な単位をみたとすときは、特定の科目について

担当者と講義内容が異なる場合、同一科目であっても再履修をみとめます。

(5) 再試験の枠を拡大し、現在卒業回生にのみ実施している再試験を、当面、三回生終了時点でも実施するとともに、四回生再試験の拡大をおこないます。

(イ) 三回生再試験の実施

a. 対象—現二・三回生を対象として、それぞれ三回生終了時に再試をおこないます（理工学部について五三年度も旧学則が適用されているので、現一・二・三回生の三回生終了時）。

b. 時期—現行の卒業回生再試と同時（三月二十五日頃。後期試験の成績報告期限や事務処理、担当者の委嘱期間等との関係で、これ以外の日程は困難）。

c. 再試枠—二科目八単位以内（教職に関する必修専門科目一科目を含めることができる）。

d. 受験資格—三回生までの取得単位（演習及び随意外国語をのぞく）が再試科目と既修科目を合わせて七二単位以上、一〇四単位以下の者。

(ロ) 四回生再試枠の拡大：四回生以上の卒業該当回生は、現在要卒単位に不足するのが二科目八単位以下である場合、その不合格科目（および他に教職科目一科目四単位まで）について再試験を受験できますが、現二・三回生（理工学部は一・二・三回生）の四回生終了時に限って、教職科目の有無にかかわらず三科目二二単位以内で再試験を受験できるものとします。

第五節 新しい二部教学の創造に必要な教学努力と勉学努力

以上であきらかなように、カリキュラムの体系的改訂、さらには特講制度の新設などによって、二部教学は内容面での体系的性と系統性の整備をはかるなかで、専門性を深めつつ総合性をひろげ、また現代性を強める方向に新しい前進をとげる可能性をもつこととなります。他方、夏期集中開講制度や土曜変則三講時制を伴う二講時制への移行によって、学生の計画的・系統的履修と多面的学習に必要な条件の整備がはかられ、自主的・集団的な学習や活動の新しい展望が開かれます。

こうして、一拠点・二講時制は二部教学の新しい創造を切りひらく現実的

能力をもちたすわけですが、それが二部教学の質的に新しい到達点をめざす改革であるだけに、やはり高められた水準での教職員の教学努力と学生諸君の勉学努力の展開が必要とされます。

教職員の側では、とくに共同研究会や各種の担当者会議などの質を新しい教学内容の改善に見合うだけのものにしてゆくために、恒常的な努力がはらわれることが肝要です。また学生諸君の側でも、ともすれば従来の三講時制の枠なかでみられた非系統的な単位そろえではなく、新しい二部教学の一方の主體的にない手として系統的で自主的な学習を大いに発展させるための努力が望まれます。とくに系統的履修は学生諸君が一回生から自覚的に計画的に基礎科目の学習をきっちりつみあげることなしには無意味なものとなります。このような教職員・学生双方の日常不断の努力の積重ねのうえでこそ、教室や回生別懇談会その他の場での両者の効果的な結びつきが期待できます。

第三章 勤労学生確保のための措置

(1) 勤労者を対象とする二部教学を抜本的創造的に発展させ改善する場合、勤労学生を確保することは重要な意義をもっています。

経済危機・社会的諸困難の深まりは、労働条件の劣悪化、就職機会の減少など、勤労学生の大学における学習を困難にし、勤労学生の減少傾向をうみだしています。社会経済の構造的転換期において、勤労者が科学的理論を身につけることはきわめて重要な意味があります。経済的・社会的危機にたちむかっている個人の生活を守り人間的に成長するためにも、社会進歩の方向で危機を克服するためにも、勤労者が働きつつ学ぶこと、労働と科学的理論の学習を結合して勤労者が全面発達に接近することは、不可欠の条件となっているからです。それだけに、勤労学生の減少を放置せず、勤労学生を積極的に確保することは、二部教学の発展にとって重要な意義をもっています。

(2) 勤労学生確保のためには、三つの面での努力が必要です。①勤労学生を対象とする本学の二部教学を広く宣伝して、勤労者を多数受験させること、②入試制度を改善すること。③働きつつ学ぶことの積極的意義をあきらかにし、

勤労学生比率を高めるための努力、がそれです。

新しい二部教学を創造することそれ自身が勤労者を確保する重要な条件であることも重視する必要があります。二講時制にもとづく教学改革は、勤労学生を確保するためにも是非発展させなければなりません。

さらにすすんで勤労者を対象とする大学教育を教学内容、体制、条件の全面にわたってさらに系統的に追求する必要があります。その一環として、勤労者を高校新卒者や高卒後数年の卒にとられない広い範囲でむかえ入れることも含めて、勤労者確保の措置をさらに多面的に検討していかねばなりません。

(3) 以上の展望をふまえて、従来の学生募集に加えて当面、次の措置をとります。

(イ) たとえば校友会の機関紙や、各地の父母懇談会で、二部教学の理念や実情が十分に理解されるよう努力をしてきましたが、その努力を今後いっそう強化し、父母・校友等を通じて勤労学生の確保に努めます。

(ロ) 従来のように、高校の進学指導教員だけでなく、今後は進路指導教員とも交流をふかめます。

(ハ) 二部で学ぶなかで、定職を希望する学生への就職あっせんなどの援助を強めます。

第四章 新しい二部教学を保障する条件整備と責任体制

第一節 交通・下宿問題等の解決方策

(1) 登校時通学バスの運行

二部学生の通勤・通学条件の確保は基本的には公営都市交通行政の課題です。二部四学部部の衣笠移転に伴って生じるであろう通学上の問題に関しても、交通行政当局への要請行動をおこなってきましたし、今後は一層強化しなければなりません。しかし、広小路での就学を予定して入学した在学生については、過渡的暫定的に、大学独自としても一定の通学バスを運行し、始業時までに登校できる学生を少しでも増やす努力をおこないます。具体的には、二度にわたる実態調査の結果をふまえて次のとおりとします。

① 利用対象者は、登校時通学バスの趣旨からして、昭和五二年度までの入学者のうち、勤務先の位置、勤務終了時刻等からみて通学条件が悪化するとみられる者に限定し、あらかじめ乗車証と、市バス料金を基準とする回数券を発行します。

② コースは、Aコース（御池大橋西詰五・三〇発―掘川御池―掘川北大路―衣笠）、Bコース（京都駅八条口五・三〇発―西大路七条―西院―衣笠）の二コースとします。なお、③によって同一コースで二台運行することになれば、発車を五分繰りあげ、一号車五時二五分発、二号車五時三〇分発とします。

③ 運行台数は、最終的には、今秋に予備登録をおこなった結果をみて決行します。

(2) 下校時通学バスの運行

終講直後の下校には市バスの利用が充分に可能です。しかし二講時制のメリットを生かし、学生の自主的・集团的学習やサークル活動を可能なきり保障するために、恒常的に、午後一〇時頃発車の通学バスを運行することとします（現行のナイト・コースは廃止）。

① 全ての二部学生が利用しうるものであり、現行と同様、回数券（料金は市バスを基準とする）方式によって乗車することとします。

② コースは、Cコース（衣笠―烏丸車庫―出町―三条京阪近辺）、Dコース（衣笠―西院―西大路七条―京都駅八条口）の二コースとします。

③ 運行台数は、当面は各コース一台としますが、利用実態、都市交通の動向等により、固定的なものとは考えません。かりに乗車人数がきわめて少数であるような場合には、財政の民主的運用をはかる観点から、廃止することもありえます。

(3) 車輛の置場の確保

自転車、バイクによる通学者が約一、〇〇〇名、自動車による者は四〇〇名にのぼるものと予測されます。このうち、自転車は現存の置場に十分収容可能で、バイクは、授業および近隣民家への騒音を避けるため、体育館周辺に収容することとします。自動車によって通学するものための駐車場を確保す

ることは本学の条件から極めて困難です。したがって、これらの諸君は、都市交通機関による通学への転換を考えていただく必要があります。ただし、時に試験期には自動車で登校せざるをえない学生も皆無ではないでしょうから、事情によっては校内に限って臨時の駐車場を確保することを検討しています。

(4) 衣笠周辺の下宿開拓

一九七八年から一部文学部と二部の移転にともない、あらたに衣笠周辺に下宿を求める学生は一、〇〇〇名を越すものと予測しています。現在、すでに数百室は確保していますので、希望者は今年度中にでも移転は可能です。不足する室数については、卒業生に対して後輩への下宿引つぎを働きかけるとか、現在の下宿提供者と懇談会を開くなどして、現在の下宿が引続いて提供されるよう努力する一方、新聞折込み広告、校友会の機関紙上での協力の訴え、校友のうち一定の層への直接の依頼、在京他大学との下宿の「交換」の検討など、新たな開拓をはかっています。その他に、自治体に対しては、学生下宿建設への補助や下宿提供者への減税の請願を行なうなど、間接的な下宿開拓を試みてきましたが、まだ実現されるに至っておらず、今後も働きかけが必要です。

なお、懸案の女子寮建設については一定の解決をみつめています。また、下宿移転に必要な経費に窮する学生に対しては、学生生活援助金を三万円まで貸付けることにします。ただしこの措置は、今年一〇月から明年四月末までの期間に限りまします。

(5) 衣笠移転個別相談窓口の開設

衣笠移転にあたって、下宿、交通経路、勤務先などの変更を迫られる、ないしはそれを計画する学生が出てくるでしょう。すでに学生部主催の説明会を開きました。今後はそれらの相互に関連する諸問題について、個別に相談にのる窓口を厚生課に開設することとします。（一〇月中旬から、毎週水曜日五時―七時）

第二節 衣笠一拠点における二部関連施設

衣笠学舎における二部の基本施設（行政施設、学生共同研究室、学生談話室、学生会、自治会室等）については、本年度長期計画委員会において目下具体的

検討がすすめられており、その答申をまつて全学的な討議検討にはいることになりませんが、当面は暫定施設を利用することになります。

基本施設以外の教室、その他の施設については、本年夏に完成した文学部棟を含め衣笠学舎の諸施設を一部と共用します。

基本施設の暫定施設については、昨年五月二〇日付「学園通信——衣笠を中心とする一拠点計画とその実現をめざして——」において、二部教学に必要とする諸施設の配置、利用計画が示され、二部各学部においてもクラス討議を行いました。その後のクラス討議の集約や、二部協議会、理事会（学内）などにおける検討、二部懇談会、学園振興懇談会での協議によって、修学館増築部分の地階・一階に二部基本施設の暫定施設を配置することが次のとおり確認されております。この施設の配置は、①学生談話室をもつともよく利用する教学施設との関連で利用しやすい場所におき、②これに接続して二部行政施設、学生自治会、学友会施設、学生共同研究室などを配置し、③学生相互の交流、自主的活動を保障するという理念にもとづくものです。この理念は当然今後建設される二部基本施設にいかされなければなりません。

1. 二部基本施設の暫定的配置について

(1) 行政施設——二部協議会委員長室、教員控室、二部事務室等の行政施設は、修学館増築部分一階に配置します。また、衣笠学舎における法学部教員の研究施設についても必要と考えられるスペースを暫定的に修学館内に確保する予定です。

(2) 学生関係施設

(イ) 学生共同研究室——法・経・営三学部の学生共同研究室については、修学館増築部分地階に設置します。

ただし、文学部については文学部棟に設置される各専攻共同研究室を教員・院生・一部学生と共用します。

(ロ) 学生センター・談話室——二部学生センター・談話室として修学館増築部分一階に二部事務室と隣接して設置します。

(ハ) 二部学友会、女子学生会、法・経・営三学部学生会学生委員会は修学館増築部分地階に、法・経・営三学部自治会室は同一階に学生談話室に

隣接して設置します。また、文学部自治会室、人文学会室については文学部棟に設置します。

2. その他の二部教学施設について

(1) 教室——小教室約三〇室、ゼミ教室二五室、中・大教室一六―一八室が必要と考えられますが、小教室については学而館、文棟を中心に、ゼミ教室については志学館、学而館、文棟を中心に、中・大教室については衣笠学舎におけるほとんどの建物の教室にまたがって使用する予定です。

また、理工学部基礎工学科のカリキュラム改訂によって新たに必要と考えられる実験室の新増設についても検討をすすめています。

(2) 体育施設——衣笠体育館をはじめ現在設けられている施設に、照明設備を完備して使用する予定です。

(3) 課外活動諸パートボックス：学生会館第二期増築工事を完工させその中に配置するとともに、若干のパートについては修学館増築部分地階などに暫定的に収容することを検討しています。

(4) その他全学的施設

(イ) 図書館——三階未完成部分を完成させて学生閲覧室の増設をはかります。

(ロ) 食堂——以学館大食堂の増築および学而館食堂の改装によって約二五〇席を増席します。また、現在建設中の学生会館内には喫茶コーナーを設置する予定です。

(ハ) その他——保健センターの充実・増床や道路整備、照明灯の増設などによって環境改善をおこなうとともに食堂以外の生協施設についても改善をはかります。

二部全学部移転当初の諸施設については以上のとおりですが、さきにも述べたとおり二部基本施設の建設については早急に全学の討議に付する必要がある。またそれは、この暫定施設を利用するなかでそれを更に発展させるものでなければならぬと考えております。

第三節 法学部の分離期の施策

五三年度からの二部全学部の移転にともない、法学部は一定期間、一部と二

部が場所的に分離されることとなります。二部教学のもつ特質を生かしながら、立命館大学の力量で現実的に可能な方法によって一・二部を含む全学部が結集する総合大学を衣笠に実現するためには、法学部の分離移転は避けることのできない過渡的な一段階です。法学部の一・二部分離にともなう特殊な困難を克服することは、法学部の研究・教育の発展にとつて不可欠であるばかりでなく、一拠点を実現し立命館大学のすぐれた教学を一層前進させるためにも必要です。十数年にわたって、二拠点分断のもとで教学発展に努力してきた経済・経営両学部の教訓に学び、クラス討議や学部懇談会において明らかにされた学生諸君の要求と意見にこたえて、分離期の具体的施策をここに提起します。

(1) 自主的・集团的学習の発展のために、学生と教員の接触・交流を確保する措置をとります。

学生と教員の交流は、小集団教育を充実させ、講義内容の理解を深め、自主的・集团的学習の方法を会得する機会です。

この交流を確保するために、①サブゼミ・アワーのクラスによる自主的運営、固定教室制や学生共研の積極的活用をはかるとともに、②修学館内に、法学部二部協議員用研究室、若干の教員個人研究室、共同研究室などを設置します。これは、法学部教員の衣笠における研究・教育活動を保障する最低限の条件であり、同時に学生との交流の場所的条件を保障することにもなりません。さらに、③二部事務室内に、法学部教員の出講一覧表、修学館研究室配置図を掲示し、学生から教員への連絡用ボックスを設置します。

(2) 現在と同一条件の学生共同研究室を設置します。

四九年度に設置された法学部の一・二部共用の学生共研は、小集団教育に不可欠の施設になっています。衣笠の修学館地階に暫定的に設置される新しい法学部学生共研についても、図書資料など広小路と同一の条件を確保します。新学生共研の管理・運営に関しては、学生共研運営委員会などの関係機関で早急に検討をすすめる必要があります。

(3) 衣笠図書館の法学・政治学関係図書を充実します。

法学部学生がよく利用する書籍(記念論文集、講座ものを含む)、講義の参考文献として必要な書籍、大学紀要・学会誌その他の雑誌(利用度の高い

ものはバック・ナンバーを購入し、その他で重要なものは今後継続的に購入する)など、当三、〇〇〇冊を拡充します。

法学・政治学関係の図書について、当面、広小路図書館分の目録を作成し、衣笠図書館に設置します。さらに、衣笠・広小路両図書館を結んで、図書貸出しやコピー・サービスの往復便を保障します。二部法学部学生が利用しやすい運用方法について、今後も検討をすすめます。なお、広小路図書館の法文文献コーナーと同じものを、当面、衣笠図書館内に設置します。

第四節 二部責任体制強化の基本方向と具体策

二部協議会には、二部三役(委員長・主事・学生主事)と調査委員長、事務長で構成する四役会議をはじめ、教務主任会議・調査委員会・学生委員会が設置されています。一拠点・二講時制への取組みのなかで調査委員会では委員の責任分担を明確にし、また五二年度からは教務主任会議のために独自の時間帯を設定するなど、一定の改善をはかりました。上記の諸課題をやりとげるためには、二部協議会のいっそうの機能強化が必要ですが、諸会議・諸委員会が定例化されている現在の段階では、諸機関内部の責任分担や、執行責任と調査・審議責任の明確化をふまえつつ、諸機関および二部協議会全体の機能が有効に発揮されるような運営が必要になっています。また、各学部教授会での恒常的な取組みを強めるとともに、全学にまたがる問題が多いところから、理事会をはじめ、各学部教授会・外国語科連絡協議会・一般教育センター・その他関連諸機関に問題を提起し、全学的に問題に取り組む体制を強めることが重要です。二部学生にもっとも身近な二部事務室は、たえず開かれた事務室として、学生の勉学・生活上の問題についての援助・協力・相談に努めなければならないことは勿論、その中から生起する学生の実態をつかみ、要求や問題を整理して二部協議会や全学の関係機関に提起してゆく必要があります。そのためには、常に機敏に対応できる窓口や事務室全体としての体制を整えるとともに力量の強化や事務継承性の確保が重要な課題となります。

広小路学舎事務室では昨年来の討議によって集団化・共同化を一層すすめて、事務室全体の力量を高めるため、従来からの三パート制を教務・学生の二パー

卜制に改めました。また、事務の継承性をより十分なものとするため、従来ほとんど三年で交代していたのを「三年以上四年以内」となっている現行の職員勤務年限の実質的な運用をはかつてゆく必要があると確認しております。

二部事務室以外の二部関連部課のうち、特に学生の課外活動や生活・厚生問題など二部学生に直接深いかわりをもつ学生課・厚生課については、かねてからの学生要求にこたえて、明年四月を目途に二部専任の事務室を新たに設置し、二部事務室と同様午後九時三〇分まで窓口を開設します。

図書館は勤労学生の実態を考慮して、従来、試験期における日曜日開館を実施してきましたが、さらに、明年度からこれを開講時に拡大して実施します。

また、平日の開館についても講義終了後の一定時間までの開館を検討しなければなりません。したがって、今後学生の利用実態と一拠点完成時の新たな条件のなかで検討をふかめますが、当面の体制では実施困難ですので午後九時までの開館とします。

就職課における就職指導体制の強化や保健センターにおける夜間診察・健康相談体制の強化をはかります。

また、二部教学をささえ発展させる観点から、修学館の教員個人研究室と二部事務室との連絡機構の整備、その他研究事務体制の改善をはかります。

六九四 第五次長期計画委員会の間回答申をうけて〔新二号

館建設の提唱と全体計画の見直し〕 ☆

〔一九七七（昭五二）・一〇・三 立命館（学内）理事会〕

五二年度長期計画委員会は、一〇月三日、「新しい立命館教学を創造するための一拠点早期実現にむけて」を答申された。学内理事会は、この春以来、精力的に討議を重ねられ、課題の緊急性にあわせて中間答申を寄せられた長期計画委員会に対して、心から敬意を表するものである。

今回の中間答申の特徴は、答申の副題に示されているように、一拠点早期実現のために、最優先の課題として新三号館の建設を提起され、これにとまなつて全体計画の見直しがおこなわれている点にある。

学内理事会は、答申にのべられている新三号館の必要性についての根拠を認め、その最優先建設を了とするものである。しかし、依然として、一部法学部を早期に移転させ、一拠点を実現することが中心課題であるのはいまうでもない。

学内理事会は、この観点から答申にも提案されている併行建設についても、具体的に検討をおこない、法学部の早期移転の実現に努力するものである。

昭和五二年一〇月三日

立命館（学内）理事会

昭和五二年一〇月一日

総長 細野武男 殿

長期計画委員会

委員長

関 弥三郎

新しい立命館教学を創造するための

一 拠点早期実現に向けて

— 新三号館建設の提唱と全体計画の見直し —

1. はじめに

本年度長計委員会は理事会より、五一年度長計委員会から引き継いだ重要課題である、(1)法学部棟、(2)新三号館、(3)修学館における共同研究室のあり方、(4)新体育館、(5)本部棟、(6)学生定員について、の諮問を受けました。以来、長計委員会は第一(教学基本施設)、第二(研究体制)、第三(体育、厚生施設、定員)の三つの小委員会に分けて諮問された課題の検討を重ねてきましたが、最近、基本的な諸点について結論を得ました。今後はそれを基礎にして関係諸機関、諸パートの意見、要望をふまえて細部の討議を進め、関連する問題の検討に入ることになりますので、今までに得られた結論を報告します。

2. 全体計画見なおしの視点

本年九月、衣笠キャンパス内に新文学部棟および修学館増築部分が竣工し、一拠点実現のための施設条件の整備に一定の前進を見ました。しかし、法学部および本部機構の移転のためには、なおかなりの施設の建設・整備の必要が見こまれます。いうまでもなくそれらの施設の種類・内容・規模などは、八〇年代以降をも見通した新しい立命館教学の創造に向けての衣笠一拠点早期実現のための物的条件を保障するものとして構想されなければなりません。すなわち、小集団教育を軸とする教学の到達点ならびに学生・院生・教職員の多様な諸実態をふまえ、その積極面を一層発展させるための条件づくりが一拠点計画遂行の中で追求されることとなります。確かな基礎学力と現代的課題に迫りうる豊かな専門的能力とは、講義・ゼミなどと自主的・集团的学習との相互関係の中で培われ、また、民主的社會常識は大学構成員相互間の直接的な教学施設と並んで学生の自主的・集团的諸活動を広げ深めることのできる施設条件の整備が重視されなければなりません。このことは二部二講

時制の目ざすもの内実化を図ることであります。また、学生、院生、教職員がゆとりを持ち、学園生活を生き生きとしたものにするためには環境の整備も重要なことであります。さらに、一拠点の過渡期と二部二講時がもたらす教職員の研究条件、労働条件の低下を最小限にとどめ、将来の向上を図るための施設・設備も欠かせません。もともと諸施設の建設にあたっては、用地面積・地形・建築関係法規ならびに学園財政などからの制約にきびしいものがあり、思うにまかせない面も少くありません。しかし、現状下でのあらゆる可能性を追求し、最大限に障害を克服して一拠点を早期に実現し、一・二部を含む総合大学としてのメリットを十分に發揮できるようにすることが今日の重点課題であります。この実現のためには、全学の英知と力量の結集が必要であり、徹底した民主的討議がその基礎をなすものと考えられます。本委員会は、以上の考え方に基づいて一拠点全体計画の見直しを行なった結果、法学部移転時までの過渡期における諸矛盾の克服や、将来における教学施設の整備も一応検討した上で、以下のような施設建設が必要であると考えました。

3. 新三号館について

昭和五二年四月より一部文学部と二部全学部が衣笠学舎で開講されることになり、残る法学部の早期移転をはかる段階に入ってきました。しかし、法学部の衣笠移転を実現するための前提条件となる建設課題は、新三号館、新体育館、本部棟、法学部棟、修学館中央突出部など多く残されています。これらの建設を法学部の早期移転と教学の発展にとって障害とならないように、合理的に進めて行くにはどうすべきかを検討した結果、最優先的に現三号館の北側に新三号館を建設すべきであるとの結論に達しました。その理由は次のようです。

(a) 文学部を含めた一部五学部の衣笠開講にともない、修学館内に仮設された教室を入れても、なお教室事情はきわめてきびしい状況にあります。すなわち、二部二講時制の実施と体育施設の条件から生ずる体育実技時間割の固定化、ならびに小集団教育活動におけるサブゼミの場所的保障にとも

なう各学部基幹時間割の固定化があるため、大・中教室の割当を含めて時間割作成上の困難が増加しており、学生の課外の教室利用などにも制約を与えています。また、専任教員の研究・教育条件や非常勤講師の確保条件は時間割編成との関連がとくに深いので、一定のゆとりをもった教室数の確保が必要です。この点から至急教室をふやす必要があります。

(b) 二講時制という新しい教学体制を確立して二部教学の発展をはからんとする課題に取り組んでいる二部にとつては、修学館内の暫定的な二部教学諸施設から恒久的施設へ集中することが必要ですが、現三号館や学而館にはそれだけのスペースがありません。更に、

(c) 衣笠一拠点実現後の学舎の適正配置、教育環境の整備の観点から考えるとき、新三号館は衣笠キャンパス特に産社、文理工プロックの中央に位置し、教学機能においても環境整備の点でも重要な役割を果たすから、新三号館の建設は単に過渡期における教室事情の緩和策としてのみ考えるべきではありません。

以上のことから新三号館は、二部教学基本施設（二部行政施設、二部学生関係施設―二部系サークルボックスを含む）、二部基礎工学科情報系実験室と教室（大教室一―二、中教室四―五、小教室六―七）およびその他の付帯施設を収容する建物を構想しています。

新三号館の建設により、二部教学の中心機能が集中、充実し、学生の諸活動と二部事務室機能との有機的結合がはかられることとなります。そして、文学部、産業社会学部、理工学部の講義、小集団教育および課外利用上の教室不足を補い、ひいては経済学部、経営学部の以学館、志学館の教室利用にゆとりをもたらし、更に他学部同様、文学部系サークルボックスを文学部棟内に収容することが可能になるなど、二部およびこれら学部の教学の発展に資するところがきわめて大きいと言えます。

なお、現三号館は建築空間の有効な活用が困難であり、他方、環境整備の点から空地を確保する必要上、将来的には撤去するのが望ましいでしょう。そのために新三号館を最大可能規模で建設して、現三号館の施設を収容する余地を確保しておくことが必要です。

4. 新体育館について

法学部が移転し、衣笠一拠点が完成した時点において、学部のカリキュラムに混乱を与えることなく現行体育カリキュラムをスムーズに実施し、課外体育活動を保障し、またクラスのスポート活動にも利用でき、更に体育担当教員の教室会議や共同研究の時間を確保するためには、衣笠体育館の改修やグラウンド整備を進めるとともに、体育施設の総面積を拡大することが必要です。そして多人数の集会場を確保することも望ましいので、法学部移転までに新体育館を建設しなければなりません。

新体育館はバスケットコート、バドミントンコートなど、および、その他の付帯設備を収容する建物であつて、教会跡敷地の西端に建設することになります。そしてこれを機会に体育施設を全学的に利用しやすくするよう管理運営規定の再検討をおこなうことが必要です。

新体育館の建設によつて、正課および課外体育の条件は広小路学舎当時に比べて飛躍的に向上し、それは特に劣悪な条件の下にあつた二部体育にとつて著しいと言えます。

5. 本部棟について

本部棟は学内行政の諸部課を集中して本部機能を高め、また多目的に活用し得る会議室をできるだけ多くもつことを狙いとして検討しました。その結果、本部棟には総長室および法人役員関係施設、総務部、財務部、教学部および学生部と会議室、応接室、その他の施設、設備を収容し、校友会館要求にこたえるものとして校友会用の会議室を用意します。そして地下に生協施設（購売部、書籍部）と電気室を設け、志学館北の空地に法学部移転までに建設するものとします。

学生部については、新三号館が衣笠キャンパスの中央にあることから学生課、厚生課をそこに収容し、スペースの関係から就職課のみ本部棟に置く案も考えられましたが、学生部の分断は好ましくないので三課とも本部棟に入れることになりました。これに関連して学生生活諸実態の把握について、学部・二部事務室、その他教学諸機関との関係を明らかにし、有機的、効果的

に行い得るような体制の確立を検討する必要があるでしょう。また、一拠点実現後における衣笠キャンパスは多数の学生・院生と広範囲にわたる諸施設を擁することになるので、教室などの施設の使用・管理の方法についてもあらためて検討が必要となるでしょう。

保健センターは本部棟に収容することが可能ですが、その時は本部棟の規模から二階に配置されますので利用上の問題があり、また会議室を大幅に減らさねばなりませんので、当面現三号館に存置して拡充をはかることにします。

また、将来の教職員、校友施設については白雲荘の維持・改築などを含んで検討をおこないます。

6. 法学部棟、修学館中央突出部などについて

法学部棟は五号館をそのままにして中央グラウンド西側に建設するものとして、その構造の討議を進めています。特に大ホールについては、その利用のイメージと法学部棟内に設置することの適否を含めて検討することが必要です。

修学館中央突出部は社会科学系四学部共同研究室、書庫などに予定されており、これが完成してそこへ修学館東側の共同研究室、書庫を移転し、その跡を個人研究室に改造して初めて法学部教員の移転が可能になるのですから、法学部移転時に中央突出部と東側の個室化の工事が完了していることが必要です。そして、中央突出部は図書館とブリッジで接続され、それによって、修学館と図書館との有機的結合が可能になり、教員の研究条件が改善されます。

本部棟が完成し、そこへ学生部が入りますと、学面館において産業社会学部の学生関係施設の集中化、小教室の増設などが可能になり、新三号館の建設とあいまって産業社会学部の教学施設条件が向上することになります。また学面館一階北側出入口を新設することなどによって、学生の流れを改善することも可能になります。

法学部移転後の第三期長期計画の課題である以学館の改装とその周辺の整

備および四号館・五号館の取り扱いについても、今後検討を深めて行く必要があります。

駐車場（自転車、バイク）、教職員厚生施設などについては引き続き検討して行く必要があります。

7. 建設順序と時期について

3. で述べたように新三号館の建設は緊急の課題であり、早期に行うべきです。また、一部五学部と二部が衣笠にある以上、学内行政を円滑に行い、一拠点推進の体制強化を図るために本部を早く衣笠に移すことが必要ですから、新三号館について本部棟の建設を行うべきであると考えます。そして新体育館、法学部棟、修学館中央突出部およびこれらに関連ある施設設備の建設はすべて法学部移転前に完成していなければなりません。法学部の早期移転を実現するために、これらの建設は財政計画ならびにその実施と建設規模との関係から併行建設も含めて実現可能なものより着手することが必要です。以上の建設課題の実現に必要な全学の合意と協力を得るために、法学部移転の時期についての現段階における理事会の見通しを早急に示されることを期待します。

六九五 学園から暴力をなくすための確認 ☆

〔一九七七（昭五二）・一二・一九 学園振興懇談会〕

学問の研究・教育の自由と民主主義を守り、大学の社会的使命を果たすために――

1. 大学は、学問の研究と教育をとおして人類の幸福と社会の進歩に貢献することを社会的使命としています。

大学の自治は、自由な研究と教育をとおして真理が追求され、人権を守り真実を尊ぶ豊かな人間が形成されることを期待して、国民が大学に負託した重要な保障であります。同時に大学自治は、この大学の社会的使命に対する国民の期待と信頼に支えられつつ、大学構成員自らが幾多の闘いを経て歴史につくりあげてきたものであります。

立命館大学は、この大学の使命と自治の歴史をふまえ、憲法と教育基本法の精神にもとづき、大学における研究と教育の自由、思想・信条、集会・結社の自由を尊重し、全学の意思形成を保障する民主的の制度を確立してきました。

立命館大学は、一九六九年以降の「大学紛争」のなかで、暴力がいかに研究と教育を破壊し人間を荒廃させるものであるかを、全学構成員の日夜をわかつた努力と多大な犠牲を払って学んだのであります。わたくしたちは、この貴重な教訓を生かして暴力・破壊行為を許さず、大学運営のより民主的ルールを確立し、研究・教育の自由を守り発展させてきました。

2. しかし残念ながら、昨年「立命狭山共闘」などを名乗った一部の者が、授業・業務妨害、器物破壊をおこなったばかりでなく、延べ七〇名を超える学生・教職員に対して暴力をふるいました。大学は、各学部教授会声明、大学声明などをおとして、その誤りを指摘し、暴力・破壊行為をおこなった者に

は面接指導などあらゆる手段をつくって反省をもとめてきました。

一部・二部学友会は、全学部学生大会で「学園からの暴力一掃」を決定し、三〇〇を超える圧倒的なクラス、ゼミナール、サークルで決議をあげ、これらの暴力・破壊行為を厳しく批判し、その責任を追求してきました。

大学院生協議会は、大学の自治と学問・研究の自由を破壊する一切の暴力を否定し、これを糾弾する態度を表明しました。

教職員組合は学生の学習権を守り、教職員の働く権利を守る立場から、すべての職場で暴力一掃の決議をおこない、抗議行動を展開しました。

しかるに、これら一連の暴力・破壊行為をおこなった一部の者は、全学の厳しい批判と誠意ある努力にもかかわらず、本年に入っても暴力・破壊行為をくり返し、そのことを公然と肯定さえしています。とくに、一月二六日には「立命三里塚闘争実行委員会」の名のもとに、ヘルメット・角材・竹竿などで武装した他大学の学生らを大学構内に誘導して、暴力・破壊行為をおこない、「武闘訓練」を強行するにいたっております。

3. これは立命館大学がこれまで全学構成員の努力で歴史的につみあげてきた大学自治の貴重な成果を踏みにじる暴挙であります。同時に今日の学生・教職員の学び、働き、研究する自由と権利を侵し、大学の正常な運営を妨げ、国民の期待する真の大学づくりを根底から破壊するものです。このような暴力をふるって、それを公言さえする個人・集団は、人類の幸福と社会の進歩のための研究・教育を生命とする大学とは、絶対にあいられないものであることはいうまでもありません。

全学構成員は、民主主義にもとづき学園から暴力を一掃することを自らの課題とし、全学の意思に高めるとともに、自らの手で自治を確立する努力を課さねなければなりません。それでこそ大学は国民の信頼に応え、研究・教育の発展という社会に対する責任を果たすことができるのであります。そのために、わたくしたちは立命館大学の構成員がつかさねてきた歴史的成果の上に立って、学問の場にふさわしい道義と自主的で民主的な規律を全学に共通のものとして確立する必要があります。

4. わたくしたちは、この間大学における暴力・破壊行為とその正常な解決について、クラス、ゼミナール、職場、教授会、各学部学生大会、各学部五者会談、学振懇などにおいて真剣に展開された議論と要求をふまえ、右の基本的な認識と精神のうえに立つて、理事会、教授会、二部協議会、一部・二部学友会、大学院生協議会、教職員組合、生活協同組合の名において、次の事項を学園振興懇談会の場で確認するものです。

- (1) 基本的人権を蹂躪し、大学の自治と学問の自由を破壊する一切の暴力―身体に対する暴力、授業・研究・業務に対する妨害、教授会・理事会・全学協議会などの会議に対する妨害、施設の占拠と器物の破損など―に対して、大学は毅然とした態度で対処すること。
- (2) 右の暴力・破壊行為が発生した場合には、事実を全学に知らせるとともに、すみやかに調査し、加害者の氏名が判明すれば公表する。また必要と判断した場合、大学として告発する。
- (3) 大学は公認・非公認を問わず、右の暴力・破壊行為をおこなった団体との交渉には一切応じない。
- (4) 学内・学外の者を問わず、ヘルメット・角材・鉄パイプなどを所持しての構内立入、集会、デモ等は、一切認めない。

一九七七年二月一九日

- 立命館(学内) 理事会
- 立命館大学各学部教授会
- 二部協議会
- 一部学友会
- 二部学友会
- 院生協議会
- 立命館教職員組合
- 立命館大学生生活協同組合

六九六 人文科学研究所の現状と課題 ☆

(一九七八(昭五三)・一・一四 大学協議会)

1. 一九七二年、当時の戸木田所長によって「人文科学研究所の課題と展望」が公にされており、以後、公式のまとめはされていない。そこで提起された問題には、この五年間に一定の解決あるいは改善がおこなわれた事項と、なおのこされている事項とがある。

A. 一定の解決、改善がおこなわれた事項

- (1) 課題別研究会の改編
 - 一三あつた研究会を、活動の実態に即し、また研究者と研究課題の重複を整理して、つぎの一〇の研究会に改編した。

- 明治大正思想史研究会 黒人文化研究会
- 三〇年代文学研究会 現代経済研究会
- 方法論研究会 社会主義的所有研究会
- 労働問題研究会 自治体問題研究会
- 企業経営研究会 技術論研究会

(2) 図書費の増額

一九六七年から一九七一年まで一三〇万円に据えおかれていた図書費が漸次増額され、一九七七年度五五二万円までになった。

(3) 研究叢書、紀要の刊行

研究叢書は有斐閣と契約し、毎年一冊の予定で、二冊の刊行をおこない、第三集以降の計画が進行中である。

紀要は、一九七二年〇冊、一九七三年〇冊、一九七四年一冊、一九七五年一冊、一九七六年二冊を発行した。また、一九七七年はすでに二冊(保健体育特集を含む)が発行されており、刊行が漸次順調となった。これらの研究叢書、紀要は、いずれも課題別研究会の研究成果にもとずいて編集され、あらたに保健体育教室の共同研究の成果も紀要として刊行された。

- (4) 一九七四年から職員一名が増員され、主として文献資料の収集にあたることとなった。
- (5) 一九七四年から基礎文献資料室が設置され、基礎文献資料の系統的な収集がはじまった。
- (6) 一九七三年から複写室が開設され、ゼロックスによる文献複写業務が開された。
- (7) 一九七六年六月に立命館土曜講座三〇周年記念行事をおこない、また月刊の「土曜講座だより」（既刊一五号）が刊行された。さらに記念事業の一環として「総合戦後史年表」の増補新版および「土曜講座三〇年」が作成、刊行された。

B. なおのこされた事項

- (1) 学部所属教員二名（研究・文献資料担当）を人文科学研究所の専任教員として出向させる問題は、まったく未着手のままである。
- (2) 人文科学研究所委員会の提起したテーマによる総合研究会は、しばしば計画されたが、期待されたように進展していない。
- (3) 部落問題研究室は、文献・資料をかなり収集し、研究室員の研究業績も出現しているが、多くは個人研究にとどまって、研究室としての組織的な取りくみにはなっていない。
- (4) 二部共通専門科目等の教科研究会は、種々の事情で不活発である。
- (5) 職員は、なお一名の増員が実現していない。

2. 一九七二年のまとめ「課題と展望」以後、わが学園の教学および教学諸条件のおもな推移を、人文科学研究所の課題との関係で概観すると、つぎのごとくいえるであろう。

「衣笠一拠点計画」の進行により、教育・研究条件、施設がかなり改善され、文学部校舎新築、修学館増築、図書館整備が実現し、さらに法学部棟はじめ諸施設の建設が予定されてきた。また、小集団教育を軸とする教学改善の全学的な体制化が一応実現した。教職員も逐年増員され、懸案の図書費・研究費等の増額もある程度実現された。公費助成運動の前進を背景として実

現されたこれらの教学条件の一定の改善の上に立って、現在とくに強く要請されているのは「教学内容の質的改善」（一九七五年全学協議会確認）を、学生の実態に即した現代化によって達成することである。

急激に変化しつつある現代社会の提起する諸問題に対応し、これを学問的に解明するために、共同研究と総合研究が必要なることは自明であり、他大学の研究機関もおおむねその方向に進みつつある実情にある。文・法学部の衣笠移転、修学館増築にともなう共同研究室体制の再検討は、立命館大学の学的力量を真に総合大学にふさわしいものとして現実化することを目標としている。教職員定数についても一層の充実を旨とする増員計画が進行中である。以上のような情勢の中で、人文科学研究所が、共同研究・総合研究の推進によって、教学内容の現代化、質的改善にはたす役割は、前にもまして増大し、かつ現実的なものとなった。

3. 以上のような経過と情勢に関連して、人文科学研究所は、当面、つぎのような課題に直面している。

- (1) 教学の質的向上の推進力として研究活動を意識的に強化する。
- (2) 「衣笠一拠点計画」の完成にともない、総合大学としての研究力量を十分に発揮できるように配慮して、研究活動に取りくむ。
- (3) 課題別研究会は、在来の研究会をひきつづき発展させるとともに、研究の終了した研究会を解散し、新しい研究会の組織化につとめる。その際、研究課題と研究参加者の重複をなるべくさけるように配慮する。

総合研究会は、既往の経験にかんがみ、研究テーマの設定の仕方に注意し、広く研究者の参加をえられるように工夫する。同時に、欠くことのできない幹事役として適当な研究者を選び、その活動条件の保障に努力する。

実態調査は、この助成制度を教員間に周知せしめると同時に、調査結果についての報告・発表を促進する。

文部省科学研究費補助金については、申請件数をさらに増加させるように教員に対するはたらきかけを強化する。

以上のいずれからも研究助成をえがたい事情にある教員に対して、独自の

助成をおこなうことの妥当性と可能性について検討する。

(4) 以上の助成を受けたものの研究成果、調査結果の報告を義務化し、紀要、研究叢書、学会誌、その他への発表を促進する。

(5) 当面、一九七二年の「課題と展望」に提起された専任研究員二名の配置を期し、さらに教員増員計画と関連して、全学の理解と支持に立った研究体制の実現につとめる。

(6) 文・法学部の移転と上述の研究計画推進、基礎文献資料センターの充実にともなう事務量の増加により、一九七二年提起の未達成分に加えさらに一名、計二名の職員の増員を実現する。

(7) 従来の人文科学研究所委員会はかならずしも現時点での課題にふさわしい構成となっていない。できるだけ他役職との兼務をさけ、委員会出席時間を保障し、研究所の活動に参加できるように配慮が必要である。

(8) 図書・資料の増加、研究会活動の活発化にともない、人文科学研究所の現有施設がすでに狭隘となっている。新しい情勢に即して、研究活動をさらに推進していくためにも、研究所の施設を拡充する必要がある。

〔参考〕

人文科学研究所の基本的在り方と当面する方針 ☆

一九七二・一二・四 人文科学研究所委員会

社会進歩をめざす国民的課題にこたえ、学問研究と教育の「現代化・共同化・総合化」をどのようにすすめるか、との点に本学の当面する中心的課題がある。

人文科学研究所は、この基本目標を柱として、一拠点計画の実現をみとおしつつ、文科系五学部を基礎とする全学共同研究体制を推進し、確立する役割をになっている。そのために、現在の到達点のうえにたつて、当面次のように人文科学研究所の基本的な在り方と活動方針を設定する。

I 人文科学研究所の基本的在り方

(1) 人文科学研究所は、文科系五学部（大学院を含む）を基礎とした全学的共同研究を推進する母体となる。

(2) 人文科学研究所は、文科系五学部の教員の研究活動に協力する基礎文献資料センターをおく。

(3) 人文科学研究所は、他の大学、諸研究所との研究交流および本学の研究成果を広く社会に問う窓口となる。

II 共同研究を推進する母体としての人文科学研究所

(1) 人文科学研究所を、学部から完全に独立した独自の課題にもとづく研究機関として性格づけずに、学部を基礎とした全学的な共同研究を推進する母体として位置づけるのは、次の理由による。

1. 国立大学方式の独立した機関としての研究所は、全学的に広く共同研究の清新な学風を推進する機関としては必ずしも適切ではない。

2. 学部とは独立した独自の課題を追求する研究機関をもっている私立大学もあるが、その実情はかならずしも全学的支持を拡げているとはいえず、むしろその機能は停滞の傾向がみられる。

3. 本学人文科学研究所の自主的な課題別共同研究会は、共同研究の条件上の困難さにもかかわらず、他の私立大学にはまだ展開し得ていないユニークな共同研究体制として、不十分にしろ軌道にのりはじめており、一定の成果を蓄積してきている。したがってこの方向を、より計画的に組織的に発展させることが、本学のばあい、学部をこえた共同研究にとつて、当面もつとも効果的だと判断される。

(2) 共同研究の諸体制について

全学的な共同研究をになう中心的な主体として、当面、自主的な課題別共同研究会および部落問題研究室を位置づけ、総合研究会、自主的な二部共通専門科目共同研究会、夏季実態調査とあわせて、その運営体制を強化しつつ、共同研究を積極的に発展させる。

(3) 自主的な課題別共同研究会

1. 現在、研究所に登録されている課題別共同研究会はつぎのとおりである。
 - 社会主義的所有研究会 明治大正思想史研究会
 - 現代経済研究会 現代文芸批評研究会
 - 労働問題研究会 朝鮮問題研究会
 2. 「現代化・共同化・総合化」の視点からみれば、現在登録されている課題別共同研究会は、その相互連関においていさおう体系だっており、課題別共同研究会の数は、研究所の力量からしても、さしあたりあと一、二の研究会を組織するにとどめざるをえない。
 - なお、現在登録されている二、三の共同研究会については、共同研究の今後の拡がりを考慮し、研究所としては次のことを希望する。
 - a 現代経済研究会については、その名称を、たとえば現代資本主義研究会と改称し、法学、政治学関係の研究者の参加を期待しうるよう配慮する。
 - b 明治大正思想史研究会は、その名称を、たとえば明治大正昭和思想史研究会、近代日本思想史研究会に改称し、その対象範囲を拡げてゆく配慮をもとめる。
 - c 朝鮮問題研究会については、研究会の体制について再検討をもとめるとともにその名称を、たとえばアジア問題研究会と改称し、その対象範囲を方向としてアジア全域にひろげることが希望する。
 3. これら研究会にたいする研究所委員会としての希望は、もちろん各研究会が自主的に決定されている当面の研究計画にたいして云々しようとするものではない。ただ研究所としては、その現在および将来にわたる現実的力量からして、課題別共同研究会の数を制限なくふやしていくことは不可能であり、全学の共同研究体制の組織化という観点から現在の研究会の相互連関をも考慮し、以上を提起する。
 3. 課題別共同研究会には、代表者、運営委員をおき当面の研究課題、研究計画の提出をもとめているが、研究所委員会との連携のもとに、当面、つぎの方向で研究会の運営体制を強化する必要がある。
 - a 運営委員は複数とし、任期一年とする。
- (5) **部落問題研究室**
 1. 当面の研究課題は、できるだけ焦点をしばって提起し、三年位の目標で、当該の課題についての研究成果が集約されるよう運営する。
 - c 研究会の図書費、研究費は、現在の大学の力量からして、きわめて不十分である。その増額を理事会にもとめることはもちろんだが、各学部共同研究室の図書・資料の有効利用とあわせて、当面の研究課題に即した重点的な図書・資料の蒐集計画の提出をもとめる。
 - d 研究会の開催にあたっては、報告の要旨、討論の論点、資料などが、欠席の研究会メンバーに配布される体制を研究所として確立する。
 - e 当面の研究課題にもとづく各研究会の研究成果は、「人文科学研究所紀要」に特集号として集録することとし、あわせて出版社をつうじて研究所名で図書として出版することも検討する。
 4. 新たに、例えば、都市問題研究会、公害問題研究会といった、理工学研究所とも連携しうるような課題を掲げた研究会の登録を期待する。なお既存の研究会については、当面の研究課題の終了の都度、新たな研究課題で研究会を存続するか、それとも一応解散するか、各研究会の希望をも尊重しながら、研究所委員会としてチェックすることにした。
 - (4) **総合研究会**
 1. 研究所委員会の責任のもとに、各学部共同研究室の研究活動、人文科学研究所の自主的な課題別共同研究会、部落問題研究室、二部共通専門科目の教科研究会などの活動を基礎にして、総合研究を推進するために、総合研究会を企画し、推進する。
 2. 総合研究会の共通テーマは、研究所編「戦後史年表」の成果のうえにたち、「戦後日本における政治・経済・社会・文化の諸特徴と展望——歴史的・国際的諸関係との関連において」を継続する。
 3. 研究所編「戦後史年表」の増補、改訂の作業は、今後とも継続する。
 4. 必要と条件に応じて、文部省の科学研究費補助金および大学機関からの研究費を獲得して、上の共通テーマに包摂される研究課題についての機関研究を組織する。

1. 部落問題研究室は、歴史、行政（人権を含む）、社会問題、労働問題、産業問題、教育の部門をおき研究室代表、各部門代表、研究所委員会代表でもって構成する代表者会議によって運営されているが、この体制は継続する。

2. 部落問題研究室の年間研究計画、系統的な資料蒐集計画の一層の具体化をはかる。

3. 部落問題研究室は、グループ研究と全体の研究会を主催するとともに、教職科目「同和教育」の教科研究会、部落問題についての土曜講座をふくむ学内の啓蒙的な講座・講演会へ参加する。

(6) 夏季実態調査

1. 夏季実態調査は、主に社会的な要求に直接こたえるような課題を掲げて実施されてきており、その一層の充実が期待される。

2. 夏季実態調査は、原則としては、学部間の共同研究として組織されることを希望するが、学部レベルでの共同研究の資金的な裏づけがないことに鑑み、一学部内の共同研究として組織される場合も、研究所委員会として認めることを考慮する。

3. 実態調査の結果について、適宜中間報告をもとめ最終報告の何らかの形態での集約を確実に求めるようにする。

(7) 二部共通専門科目「教科」研究会

1. 現在、自主的な二部共通専門科目の研究会としては、「現代史」研究会、「現代国家論」研究会が登録されている。

2. 人文科学研究所は、かかる自主的な「教科」研究会にたいして独自の予算措置はとりえないが、運営にあたっての協力体制をいっそう強化するとともに新たな「教科」研究会の登録を期待する。

Ⅲ 人文科学研究所におく基礎文献資料センター

(1) 1. 修学館棟建設小委員会の「答申」は、人文科学研究所に文献資料センターの附設を提起しているが、研究所委員会としても、人文科学研究所の中に、文科系五学部の教員の研究活動に協力する基礎文献資料センターを置

くことが望ましいと考える。

2. もちろん人文科学研究所に基礎文献資料センターを附設するという問題は、総合図書館の今後の構想とも関係するので、全学的な討議を必要とする。しかし基礎文献資料センターの附設は、研究所として、より広範な共同研究を組織してゆく土台ともなるし、また、研究所の諸研究会に直接参加されていない教員の個人研究に協力しようという点からも、研究所に附設することが望ましいと考える。

3. ただ、人文科学研究所の現実的力量からして、学部共同研究室、図書館などと連携しつつ、当面は社会科学系の研究活動に資する基礎文献資料の蒐集、管理、情報提供を中心的活動とせざるをえないであろうし、人文科学系列の基礎文献資料の蒐集、管理、情報提供に関してどのようにするか、これは今後の課題となる。

(2)

基礎文献資料センターは、以下の機能を果たすことになる。

1. 本来、蒐集すべき基礎文献資料としては、政府刊行物、年鑑、統計、大学刊行物を中心とする逐刊物、地方資料（自治体、商工会議所等）、労働組合関係刊行物、二次文献、その他重要な雑資料などが考えられるが、基礎文献資料センターとして、学部共同研究室、図書館とも蒐集、管理の分担調整をしながら具体的に上記のうちどのような種類のものを、どの範囲で集めるかをセンターの完成時を想定して、確定する必要がある。また仮りに確定したとしても、その実際の蒐集は、年次計画にもとづいて、種類および範囲を段階的に拡大していくことにならざるをえないであろう。

2. 上の完成時の蒐集計画を確定するために次の準備作業を早急に開始する。
a 各学部共同研究室、図書館の未登録、未整理の文献資料を集結し、必要ものを整理・保管する。

b 各学部共同研究室、図書館で現に受け入れている政府刊行物、年鑑、統計、定期刊行物（大学関係）、地方資料、労働組合刊行物を調査する。

c 現在、学内に存在する社会科学関係の二次文献を調査し複写をもふくめて蒐集する。人文科学研究所の各共同研究に関連する文献目録を学部共同研究室、図書館の協力をえて作成する。

d 上の準備作業ともあわせて、基礎文献資料センターの蒐集・管理・情報提供の仕事を具体的に確定する。

e 上の確定のためにも、また将来にわたっても、人文科学研究所を中心に、学部共同研究室、図書館との間に、連絡会議をもつていく必要がある。

3. 基礎文献資料センターは、経済資料協議会、在関西私立大学研究機関(社会科学系)懇談会などの事業に積極的に参加するとともに、これらの機関に加盟する他大学・研究所との資料の相互利用の窓口となる。(在関西私立大懇では、文献資料の相互利用、複写サービスについて、すでに具体的な申し合わせを行なっている。)

4. 基礎文献資料センターの必要人員については、現在これを確定することは困難だが、当面、前出した準備作業をすすめるための人員として一名を確保する。

5. 基礎文献資料センターのスペースとして、修学館地階東側の一角を確保する。

6. 海外との資料交流について、調査検討し実施を計る必要がある。

IV 研究交流および研究成果の集約、土曜講座

人文科学研究所は、単に学内における共同研究の推進のみならず、社会に開かれた大学としての本学の社会的役割を重視し、研究交流および研究成果の集約、土曜講座について、より積極的な姿勢でとりくむ。

(1) 研究所の課題別共同研究会には、各研究会の承認がある場合、他大学・研究所からの参加を認める。

(2) 共同研究の成果を問うものとして「人文科学研究所紀要」を位置づけ、課題別共同研究会、部落問題研究室、総合研究会、夏期実態調査の研究成果を集録する。更に具体的な措置として「紀要」の発行の定期化を確立し、年二回発行を三回発行にする。

(3) 上の研究成果を、出版社を通じて、研究所名で図書として出版することを考慮する。

(4) 「研究所報」は共同研究の組織化および文献情報サービスの機能を果たすものとして位置づけ、年二回発行を四回発行とする。

(5) 文科系五学部における個人研究、共同研究の成果を基礎に、理工学研究所保健体育教室、外連協とも連携して、土曜講座の企画を抜本的に充実する。当面、具体的な措置として、連続講座(たとえば社会思想史)の企画をもちこむことを検討する。

V 研究所の体制について

一 拠点を構想しつつ最低限要求される以上のような研究所の機能を果たすためには、研究所の体制をつぎの諸点にわたり強化する必要がある。

(1) 研究所委員会および運営委員会の強化をはかり、責任体制を確立する。

(共同研究、文献資料センター、「紀要」、図書の出版など。)

(2) 共同研究の推進、文献資料センターの設置、整備のためには、文科系五学部の教員のなかから二、三名の人文科学研究所への出向体制をとる。そのために持時間数を二コマ程度におさえた研究所専任教員(学部所属)を、二年任期でおく。

(3) 文科系五学部では、金曜日四時限の時間割をあげ、共同研究の時間帯として確定し、その合理的な運用をはかる。

(4) 研究所事務局の体制強化がどうしても必要であり、当面、文献資料センターの準備作業に一名、従来からの仕事の充実、とくに研究事務の強化のために一名の増員を要求する。

(5) 研究所の図書予算を実質一〇年前の水準まで復元する。既存のテーマ別に購入された図書資料(たとえばワイマール研究、家業研究)の補充、統計、年鑑の補充など。

(6) 基礎文献資料センターの文献資料蒐集のための予算は別個に要求する。

(7) 研究所の共同研究、文献資料センターの資料利用、各学部の研究活動を保障するものとして、修学館内に印刷センターの一環をなす複写施設を設置を要求する。その位置は、人文科学研究所または文献資料センターに近接することが望ましい。

(8) 全学的な各段階における共同研究体制を推進、調整する機関として、各学部共同研究室、図書館、人文科学研究所の代表者会議、同事務連絡会議を設ける。

以上

六九七 「末川会館」の建設について ☆

一九七八(昭五三)・八・二五 立命館大学(学内) 理事会

本学名誉総長故末川博先生が逝去されてから一年半の月日を数えました。末川先生記念事業については、すでに立命館大学「末川会館建設準備委員会」(後藤靖委員長)を設け、同会館の建設のあり方について検討を重ねて参りました。その結果は昨年七月の理事会と評議員会に提出され、さらに本年二月二十五日の先生の一周忌に概要が公表されました。また同会館の完成までの期間、「末川会館準備室」(将来の会館メモリアル・ホールの核となる展示室と若干の会議室を含む)を衣笠学舎の隣接地に設け、同室の管理運営に関する内規(本年五月)も定めました。

学内理事会は、同会館の建設に関する具体的方針を早急に策定し、学内外の広範な支持と援助のもとにその実現にむけて今後とも努力いたします。まず学内的には、いままでの検討をふまえて、同会館の建設が本学の教学の一層の発展のうえでどのような役割をになうかを明確にすること、ならびに一摸点計画事業との係わりを明確にすることを通して学内の積極的な合意を作りあげることが必要と判断いたしました。総長は、本年度の長期計画委員会(濱崎正規委員長)に上記の点を明確にされるよう諮問いたしました。

本年七月に同委員会から答申を受けました。同委員会が本諮問の討議を積極的に行なわれたことに謝意を表するものです。学内理事会は長期計画委員会の答申をふまえて、同会館を立命館学園に設置することは本学園の平和と民主主義の教学を一層発展させるうえで必要であり、また末川先生の研究・教育活動の業績を継承発展させることが、わが国学界および社会において要請されていると判断いたしました。したがって、学内理事会は下記のように計画を策定しましたので、全学の建設的な討議を要請します。

I 会館の名称、建設場所、建設規模

名称	「末川会館」
場所	衣笠学舎に近接する本学用地（将来用地確保）
面積	建設面積 約五〇〇㎡ 建設延面積 約二、六〇〇㎡（B階―四階）
建築費（概算）	三億六〇〇〇万円

II 計画

- (1) 募金を含む資金調達と用地確保のための一定期間を設け、工部法学部移転、一拠点完成後速やかに着工することが現実的と考えます。
- (2) その一定期間中に「建設実行委員会」（現在の「建設準備委員会」を継承および一部改組）の中に「募金委員会」（仮称）を新たに設置して、積極的な募金活動を行います。なお、募金目標額については「募金委員会」において検討します。
- (3) 学内には、一拠点計画に係わる長期計画の一環をなす特別事業として取り組みます。

III 学内の合意を作り出すための基本的視点

長期計画委員会の答申（一九七八・七）内容を諒承して全文掲載します。

△III―Ⅰ▽ 「末川会館」建設の意義とその性格

(1) 視点

「末川会館」の建設につきましては、すでに昭和五二年七月に、理事会および評議員会においてその構想が提起されております（別紙、参考資料1）。さらに立命館大学「末川会館」建設準備委員会も、昭和五三年二月に、「末川先生記念事業の概要」をまとめ、記念事業の趣旨、「末川会館」の構想等についての概要を提案しています（別紙、参考資料2）。

本長期計画委員会としては、以上のようなこれまでの討議の経過をふまえ、さらに「末川会館」建設の事業を、本学園の長期計画を策定し推進する見地から検討しました。

(2) 「末川会館」建設の積極的意義

1. 故末川博先生は、学問の研究、教育活動をはじめ、民主的諸活動において極めて広くかつ深い足跡を残されました。とくに、戦後の先生の諸活動の中心は立命館学園であり、本学園の教学に画期的な発展をもたらす中心となり、いままなお全国の教育・研究界に大きな影響を与えており、さらに先生の諸活動は国際的な広がりをもって進められて来ました。末川先生の逝去に際し、学内は勿論、学外の多くの人のびとから、故末川博先生の業績を永く記念し、先生の精神を生かし、継承し、発展させる方策を立てる必要があるとの意見が多数寄せられております。

本長期計画委員会は、現在のが国の社会的情勢のなかで、末川先生の遺徳を偲ぶだけでなく、積極的に先生の研究・教育活動の業績を継承し発展させ、先生の民主的諸運動を分散させずに集約し、引つぎ、展開させることは、極めて重要でありかつ学界および社会が強く要請するものであると考えます。

2. このような、たんなる「記念」ではなく、先生の広範な諸活動を「継承し発展させる」事業として、(イ)先生の業績を散逸させないことと、(ロ)諸分野の学問の研究に開かれており、かつ民主的な運動にも広く開放された研究的・文化的な施設を提供することを目的とした会館を建設し、諸活動の場として提供することが最も有効であり適切であると考えます。このような施設は、一面では、記念館的な性格をもつとともに、他面では、研究会・会議あるいは会合等のための施設としての性格をもつことになりまます。

3. また、この事業は、立命館学園およびその関係者はもちろん、広範な学界および民主的的人士・団体等の支持と援助によって進められるべきものでありますが、立命館学園こそがその事業の推進力となり、とくに立命館大学の関係者がその中心となって遂行する必要があると思われまます。

(3) 「末川会館」建設と立命館学園の教学の発展

1. 全学園的な研究的・文化的施設としての意義
「末川会館」を立命館学園に設置して、戦後、末川先生を中心に確立

されてきた平和と民主主義の教学を継承し発展させるための施設の条件を整備し、国民の立場に立つ学問的・文化的・民主的諸活動の場とする。ことは、本学園の教学を充実し発展させるために、本学園の各構成員にとつて、極めて必要であり、また大きな意義をもつと考えられます。すなわち、

- ① 教員においては、とくに学会・研究会等、学外との研究交流を推進し深めることができ、また学内においてもそれぞれの学問領域を超えた交流等の諸活動の施設としての利用に有効であること。
 - ② 職員については、その業務を充実するための研修の場を提供するとともに、学内外における文化的諸活動の施設として利用することができること。
 - ③ 大学院生は、会館で開催される学術研究会等に参加して自己の研究を展開する資とすることができること。
 - ④ 本会館は、その趣旨から、特別の場合を除いて学生の利用はできないが、本学園に学ぶ学生・生徒にとつては、メモリアル・ホール等の展示品を通して、自主的・自発的な学習活動の資とすることができ、また教員の研究活動あるいは職員の研修活動の進展によって、学部教学の充実と発展を期待できること。
 - ⑤ 高・中教職員の教学諸活動の場が確保でき、また大学教職員との文化的交流も緊密となりうること。
 - ⑥ 校友はこの会館の利用によって学園とのつながりを密接にし、その諸活動の場を確保できること。いわゆる校友会館として設けられるものではないから、校友の要請を完全に充たすものとはなりえないが、会館によってかなりな部分を充たすことができよう。
2. 会館の研究的性格と学内の関係他機関との関連
- 会館の研究的性格に関連のある学内機関としては、人文科学・理工両研究所、各学部共同研究室、付属図書館等がありますが、会館はこれらの学内研究諸機関との連携を保持するとともに、その活動上での混乱を避けるよう留意する必要があります。

3. 国内および国際的学会の利用

会館は、たんに研究会の利用にとどまらず、各分野の研究成果を発表し、討論し、学問的交流を行なうための場所を提供するものであり、本学園に高い学術研究の水準を導入して学内の活発な研究・教育活動を発展させる資となるものでありますから、積極的に学会の開催を誘致するとともに、それに必要な諸施設（とくに大会議室等では、最近の技術的な開発の進展を十分に取り入れた内部設備の完備）を十分に整えておくことが必要であると考えます。

以上の観点にたつならば、本会館は立命館学園の教学発展の歴史をふまえ、今日に到達しえた本学園の力量を結集して、将来に向つての発展をなしてあげていくために必要な施設であると考えます。

△Ⅲ—二▽ 会館建設の具体的方針

(1) 衣笠一拠点化の長期計画との関連

以上のような意義と性格を有する会館の建設については、①立命館学園の長期計画の一環をなす特別事業とすること、②会館の名称は、その趣旨からして「末川会館」とすること、③会館の建設の時期は早期に建設すること、ただしこの場合、現在進行中の長期計画第二期計画の遂行を阻害させないこと、④会館の場所については、衣笠キャンパスに近接する、それに相応しい環境の地とすることが必要であろうと考えられます。

(2) 会館の主要な施設

会館の施設としましては、その性格から、①記念館的な施設 ②研究・会合のための施設、③その他の関連する施設が必要であると思われませんが、その概略は以下の通りであります。

①記念館的な施設としては、(イ)メモリアル・ホール（末川先生の学問的・社会的諸活動のパネル、諸業績・遺品等の常設的な公開展示室とし、休憩等も可能にすることが望ましい）、(ロ)保管庫（室）（末川先生の遺品、書蹟、書簡等の整理保管）。

②研究・会合のための施設としては、(イ)主として各種の会合に使用するた

めの会議室、(ロ)学内・学外の共同的・総合的研究を促進するための研究会室、(ハ)国際的および全国的な学会等を開催するための大会議室。

③その他の関連する必要な施設と設備としては、(イ)食堂とその付属施設、(ロ)宿泊のための施設(浴室を含めて)、(ハ)談話のためのロビー、(ニ)館長室と事務室(事務室用の倉庫を含む)、(ホ)食堂・宿泊施設のための管理室と物品倉庫、(ヘ)エレベーター、(ト)全館冷暖房の設備、(チ)駐車場、(リ)庭園等の環境の整備。

大略して以上のような諸施設・設備が考えられますが、これらの施設は、開かれた会議・会合の施設として広く学外者の利用にも供されるものであります。

(3) 財政措置

会館の財政としては、①会館建設資金の調達および、②会館建設後の維持管理費を確保する必要があります。

① 建設資金は、恐らく数億円を要するものと思われませんが、財源としては、本学園の長期計画資金からの支出と、会館建設のための一般からの募金が考えられます。とくに一般からの募金については、長期計画資金からの支出とのかねあいで、早急に募金の目標額を定め、募金を推進する組織(たとえば実行委員会のようなもの)を確立して活動を開始する必要があります。と考えます。

② 維持管理費は、本学園の経常的な財政措置と、会館施設の利用による使用料の収入によらねばならぬものと思われれます。

△Ⅲ—三▽ 会館の管理と運営

(1) 管理・運営の基本方針

① 会館の管理・運営は、本学園から独立した財団法人とすることも考えられますが、本学園の教学発展の長期計画の一環として位置づける以上、本学園の付置施設として、「学校法人立命館」が会館の管理責任を負うのが適当であろうと考えます。

② 会館の目的にそう有効かつ適切な管理・運営を遂行するために、「末

川会館管理運営規則(仮称)」を定める必要があります(別紙、参考資料3)。

③ 管理体制については、会館長および事務組織等を確立するほか、会館の管理運営委員会を置いて衆知を集めた民主的管理運営の体制を確立する必要があります。同時に、会館設立の目的にそう有効かつ適切な運営を是から発展させるために、学外からの利用者の意見を積極的に吸収し、具体化する方策を十分に配慮する必要があると思われれます。

④ また、事務組織については、会館が学内外の研究その他の諸活動を組織するものではなく、諸活動の場を提供するものであるため、その人員は必要最小限にとどめるべきだと考えます。

(2) 会館の運営について

会館は、学内外の学術研究の発展に広く開放されるものですが、さらに校友や民主的諸団体の会議や会合にも開放されるべきもので、(イ)その主な利用者は、本学園の教員・職員・大学院生および生協職員等の本学園関係者と、校友、学外の研究者、会館への寄金者、学術団体および民主的諸団体等であり、(ロ)各種施設の使用料等や使用料における学内と学外の別、(ハ)また食堂と宿泊施設その他の管理と運営の方法についても専門家の意見を十分に聴取しておく必要があると考えます。

〔参考資料1〕

末川会館(仮称)建設構想案に関する件

昭和五二年七月三二日 評議員会提出

(1) 設立趣旨

・故末川先生の学問研究をはじめ教育活動・民主諸運動に果たされた業績を

永く記念し、その偉大な精神を本学の研究・教育の発展に活かすばかりでなく、広く社会に対しても開かれた施設・組織として全国の研究者・運動家の利用に供せられるものとする。また校友と故末川先生とのつながり、本学とのつながりを長く維持するものとして、校友会活動のためにも供されるものとする。

・立命館の全教職員、学生、校友ばかりでなく全国の志を同じくする人々の広い協力と支持に支えられた記念事業の一環として位置づける。

・本学の将来の研究・教育の展望のなかで、一拠点計画の全体との関連で計画を実施する。

(2) 末川会館の内容

A案 「末川研究所」構想

目的…全関西、ひいては全国的な研究・教育の諸活動や諸運動を組織する。

広く社会に開かれた研究所として、本学の教学と対外的な諸研究活動をつなぐオルガナイザーとしての機能を果たすもの。例えば「教育」研究所、「民主主義」研究所など。

内容…諸学会・研究活動の事務・活動のセンターとしての機能を持つものの収容、施設の提供。

のの収容、施設の提供。

- ・研究所の記念事業として行なう出版・講座などの計画の実施。
- ・学内外の研究者の会合・研究のための施設及びサービス提供。
- ・国際学術交流のための施設、サービスの提供。
- ・以上の活動を支える宿泊施設ほか。

B案 「施設センター」構想

目的…立命館大学の全学的な研究活動をはじめ、学外研究会、学会活動のための施設を集中したもの。さらに校友会活動の中心としての施設を収容する。

内容…京大の薬友会館（校友会施設および研究会施設）や早稲田・大隈会館（校友会施設および研究会施設）を想定してモデルを考えることができる。即ち、研究会・学会会場、講演会会場、校友の親睦のための施設、宿泊施設などを集中的に備える。

C案

A・Bの両案の検討の結果、A・Bを折衷して、両者の機能を兼ね備えたものをC案として採択し、できればC案を軸として、今後の計画実現をはかることが望ましいものと考ええる。C案によって構想される収容施設

(i) 末川先生を記念する施設

遺品、パネル等の展示室……メモリアルホール
書齋、書籍の保存と展示……メモリアルホール など

これは一般市民や校友が常時自由に入場できるように配慮が必要である。（なお、展示内容について調査研究の要あり）

(ii) 大会議室(一)

学会総会、研究会、講演会場、また同窓会支部総会、懇親会、さらには校友の結婚披露宴なども開催できるようなもの、二〇〇名収容、可動式机・椅子の用意。

(iii) 中会議室(一又は二)

(ii)の機能を果たす約半分程度の規模のもの。

(iv) 小会議室(教室)

研究会、校友会等の会合のためのもの、和室も望ましい。（教職員の利用の便をも考慮する）

校友会の親睦室・ロビーの役目を持つもの。

(v) 事務局・BOXなどの施設

学会・研究会などの事務局としての施設—場合によっては研究のための施設（図書など）。

校友会の事務局など。

(vi) 喫茶・食堂

(v)の活動を支えるばかりでなく、教職員食堂としても有用。

(vii) 宿泊施設

全国レベルの研究会活動、国際学術交流のための外国研究者の宿泊、教職員のための施設、校友の便宜のため、是非とも望ましい。

(VII) 管理人の施設、事務室

(3) 会館建設に当たつて考慮さるべき事項

(i) 人文研との関係

人文研は立命館大学の人文・社会科学の研究の総合組織として、本研究所以は別個に存在意義を持つものであるが、次の考慮を必要とする。

・学内の研究会活動と学外・全国的諸研究活動とをつなぐという本研究所の機能からみて人文研との連携の重要性。

・広く社会に開かれた研究所としての本会館の目的に沿い、例えば、土曜講座などは、本会館で開催することも考えられる。

(ii) 校友会館との関係

一 拠点構想のなかで具体化される「校友会館」の機能を本会館が持つことができる。故に校友が利用できるような施設と配慮が必要である。

(iii) 建設場所をめぐる問題

一 拠点との関係、立命館教学と対外的活動との連携、校友と本学を結びつけるという機能等からみて衣笠校地内、あるいはその周辺に設置することが必要である。(但し、市民や学外者の利用の状況、衣笠の交通の便、広小路の何らかのモニユメントを残したいという希望などの配慮から広小路の跡地の一部(有心館、体育館跡)の利用も考えられてよいのではないかという意見あり)

(4) 会館の管理運営について

大学の施設として大学の管理の下におくか別組織の財団法人制度をとるかは、別途慎重に検討されねばならない。いずれにせよ、他大学の例やこれまでの経験を広く調査し、検討する機会と時間が必要である。食堂の経営についても同様。なお管理人等の選出に当たつては、本学教職員の退職後の配慮ともかかわつて考慮さるべし。

(5) 計画実現のプロセス

会館の実現については、次の三案が考えられる。

(i) 直ちに計画を樹立・着工し、一挙に完成させる。資金は私学振興財団等の借入金金をこれにあて、募金等で返済するという財政措置を考え

る。この場合は、既存の校地内で建設することになるから、例えばグランド東の道路沿いなどが候補地となる。(現在の共同研究室では狭きに失する)

(ii) 年次計画をたて二期又は三期にわたつて順次建設を実現する。財政的措置は(i)に準ずる。

(iii) 一定期間後に一挙に完工することとし、計画規模等は募金状況に応じて伸縮し得るものとする。

(iv) いづれの案をとるにせよ、完成(全部又は一部の)までの期間、末川記念室部分を中心に展示公開を必要がある。この際は、

① 図書館三階部分に展示室を設ける。

② 現存「共同研究室」に最小限手を加えて展示公開。

③ 更に②に加えて会議室・宿泊施設等を備える……等の過渡的措置が必要である。

(v) 末川会館を余りにも貧弱な施設から発足させることは、かえつて世間の誤解を生むおそれもあり、既述のごとき施設に対する全学の要望の強さを考慮するとき、さらに現校地外に用地を求めることが建築規制等の公的制限のため極めて困難な現状にあること等を考えあわせ、(i) (あるいはそれに準ずる(ii)) で計画を実現すること。(従つて(iv)の①を考慮する)が望ましいのではないか。なお、収容施設の最小限を見込んだ構想は、別紙仮設計図のごときものとなる。

(6) 資金計画

(i) 募金 ①一時募金 ②維持会費

(ii) 借入金

[注・参考資料2、末川先生記念事業の概要(昭和五三年二月二五日立命館大学「末川会館」建設準備委員会)、同3、他大学の記念館の管理運営規定数種(省略)]

六九八 「立命館高等学校・中学校長期計画について」

(答申) に対する(学内)理事会の見解 ☆

一九七八(昭五三)・九・二〇 (学内)理事会

1. 昨年二月学内理事会は、高中長期計画特別委員会から表記の答申を受けた。本答申は、学園の長期計画委員会において一拠点実現の具体的日程が詰められる中で、「高中長期計画特別委員会」を設置し、高中長期計画案について全学的視野からの検討とまとめを諮問したのに対し、答申されたものである。上記特別委員会が、高中長期計画にかかる従来の審議経過をふまえ、高中教育改革のための積極的な方向づけを含む本答申を作成されたことに対し、学内理事会として深く謝意を表す。
2. 学内理事会は、この答申をうけて一九七七年度において討議を行ったが、大学の一拠点実現を当面の中心的課題として設定し、高中長期計画については、なお慎重に検討すべき問題が存すると考え、一九七七年度の長期計画委員会に検討を付託した。一九七七年度の長期計画委員会からは「全学的討議が必要であり、そこに示されている重点課題(グラントの確保、男女共学、校舎移転など)について検討を重ねる必要がある」という答申が行われ、本年度の長期計画委員会に引継がれている。
3. 高中長期計画特別委員会の本答申について、学内理事会は改めて検討し、学内理事会としての見解、および高中教育改革のための当面の方針を以下各項のとおり明らかにする。
 - (1) 本答申には、学園における高中教学の理念と特色、高中教育の現状と諸問題、高中教学改革のための諸課題、そして改革のための具体的な方策が示され、今後、高中教学の改革を図るための基本的文書となるものと考えられる。
 - なお、本答申では改革のための諸課題が多面的かつ重層的に述べられているが、その特徴的な方策は男女共学制および校野グラント隣接地への学

校移転にあるものと思料する。

(2) 学内理事会は、大学の一拠点実現後の課題として、校野への移転による高中教学の改革を展望し、学園の財政的力量の許す範囲で、当該地域における用地の確保に今後とも努力する。

男女共学制等の教学改革のための基本的諸問題については、今後引き続き高中審議会、高中教員会議はもとより関係諸機関において討議が深められることを期待する。

(3) 第一段階として、校野における高中専用グラントの用地確保、整備等を行なうものとし、その具体的な計画は、高中審議会の議を経て、学内理事会において漸進的に策定する。

(4) 校野への学校移転が現実の課題となる過程で、学園として年次のな財政計画を立てるとともに、高中財政としても独自の検討と努力を追求するものとする。

(5) 上記のように校野への移転による高中教学改革の長期的展望に立ちつつ、当面、本答申を基点として、現在地における高中教学そのものの改善を進めるとともに、総合教育研究会、生徒の進路など、大学と高中との関係についても相互理解と相互批判に基づく改善を行なう。

4. 本答申の叙述には、今後さらに検討し、高中教学の適正、円滑な改革を志向するため補正すべき諸点が残されているが、しかし、これまでの教学改革の努力を含む高中の現状、また、その将来展望を理解する上で重要な資料と思われるので、学園の関係諸機関に配布する。

学内理事会としては、高中の教学改革問題に関し、学園全体において建設的な討議が行なわれることを要請する。

以上

〔注・資料六九二「立命館高等学校・中学校長期計画について」参照〕

六九九 『学問の自由と大学の自治』 〈討議資料〉 ☆

一九七九（昭五四）・五・一四 立命館大学

はじめに

立命館大学は、戦後一貫して平和と民主主義の教学理念のもとに、憲法と教育基本法の精神を尊重して全学が一体となってその教学を守り発展させる努力を行ってきました。平和は万人の願いであり、民主主義はすべての人間が基本的人権を実現していくうえで不可欠のものです。平和が破壊され、民主主義が奪われるとき、そこには思想や良心や結社の自由はなく、人間の権利と幸福は根底からふみにじられてしまいます。

立命館大学が平和と民主主義をその教学理念としているのは、平和と民主主義こそが人間の尊厳を保障するものであり、また真の学問の研究・教育を発展させる条件であると考えるからです。そしてまた、学問の研究・教育は平和と民主主義の発展に寄与するものでなければなりません。

いま、新人生諸君にたいして、大学が「学問の自由と大学の自治」について問題を提起し、注意を喚起しようとするのは、今日、国内的にも国際的にも平和と民主主義をめぐって、さまざまな憂慮すべき事態があり、そのなかで学問の研究と教育の自由が圧迫されてきているからです。学問の研究と教育の自由が保障されるためには、全国家的・全社会的に真の平和と民主主義が保たなければならないませんが、同時にまた大学の自治が存在しなければなりません。大学の自治は、大学を構成する教職員、大学院生、学生がそれぞれの立場で研究・教育を行い、広く国民の要請に応えるための学問を創造していくうえで不可欠のものです。戦前にくらべて戦後の日本では、大学の自治はあきらかに強化されましたが、しかしその大学の自治も、今日では大学の外からだけでなく、多くの大学でみられるように大学の内部からもおびやかされています。大学の自治が破壊されるとき、学問の自由は存在しません。

諸君の一人一人が大学の自治の担い手であり、国民的要請に応える学問の創

造者であり、そして平和と民主主義の発展に寄与する知識人として成長しなければなりません。それは諸君が社会から付託された責務でもあります。立命館大学は、諸君がそうした人間として自らを形成していくための研究と教育を積極的に推進したいと考えています。

この文章は、以上の趣旨を新人生諸君によく理解してもらうために、本学がこれまでに集積してきた大学自治の取り組みの成果と教訓を整理し、討議資料として作成したものです。

一九七九年五月

立命館大学

第一章 学問の自由と大学

第一節 学問と学問の自由

(1) 学問と自由

学問というのは、人間や社会や自然をとらえ、その本質を見出し、発展の法則を認識するための人間の創造的な精神的生産活動にほかなりません。そして学問の目的は、自分自身を知的に成長させることによって人間としての権利と幸福をより深く追求し、また国民全体の基本的な人権を保障する社会体制の建設、さらには人類全体の幸福に寄与することにあります。

ところで、学問は、どのような研究領域であっても、つねにそれ以前の学問的遺産を前提とし、それを批判的にのりこえることよってのみ発展します。だが、同時にまた、それは歴史と社会の発展段階に制約されることも事実です。なぜなら、学問の対象は過去や現在の生きた諸個人や社会や自然にほかならないからです。すぐれた学問的遺産は、それぞれの時代において何が真理であるかをより深く追求しようとしたものです。それゆえに、わたしたちは、すぐれた学問的遺産を尊重し、それを批判的にのりこえる努力を怠ってはなりません。

学問は、すでに述べたように、真理をめざしての精神的な創造活動ですが、ひとりよがりの独断（ドグマ）によって学問は成りたちません。また、時の権威や権力によって一定の方向を強要される場合にも、学問の発展はありません。なぜなら、学問は、ほんらい自由な認識活動を通じて、より普遍性をもつ理論を創造する営みであり、ほんらい批判的な性格をもつものだからです。

歴史の示すとおり、学問が、しばしば、その時々々の支配階級、支配権力からの統制・干渉・弾圧をうけ、また宗教的迫害をうけたのは、学問が本質的にもっている批判的な性格のためです。そして、それらの弾圧や迫害は真の学問的認識を阻害し、その発展をはばんできました。

学問的認識にとって不可欠なものは、事物を研究し認識することの自由です。その自由というのは、(イ)真理の前には人びとは平等であること、(ロ)思想・良心の自由、言論・出版その他の表現の自由、(ハ)学問をする人びとの間での自由な相互批判が十分に保障されるということです。これらの自由を個人的にせよ、組織的にせよ、また権力的にせよ、暴力によって封殺することは、学問そのものを破壊するものであり、絶対に許してはなりません。

(2) 学問するものの社会的責任

学問は、本来、それが自由であることを要求しているものであるだけに、学問をする人びとにはその自由が保障されなければなりません。だが、さきに述べましたように、学問がほんらい批判的な性格をもっているために、研究・教育の自由はつねに時の権威や権力によっておびやかされる危険性をもっていることを忘れてはなりません。学問の自由は、学問する者が自ら守り、たたかいていくなすべきものです。そしてその成果が国民の要請に応え、人間社会の進歩・発展と人類の幸福に寄与する内容をもちうる時、はじめて学問の自由もまた国民によって支えられるといえます。

学問するものは、みずからの研究や学習の成果が社会と人類にいかなる意味をもつかということに常に真剣な関心を寄せなければなりません。例えば、現代の社会では、戦争・公害・経済不況・政治汚職・教育・文化問題など、社会的な諸問題が山積しています。これらの諸現象の相互連関性と本質をどのよう

に把握し、どのように打開していくかということが、今日学問するものに課せられた大きな任務のひとつといえます。いいかえると、学問するものは、社会の進歩・発展と人類の幸福にとって解決をせまられた現代的な諸問題を自らの課題として設定し、それを打開するための方法を科学的に提示していく社会的責任を負わされています。本学では、このことを学問の「現代化」といっていますが、ここに、現代の学問と学問するものの大きな特徴があるわけですが、さらにいま一つ大事なことは、学問の「総合化・共同化」ということです。

近年の人文・社会・自然諸科学と科学技術の発達はいちじるしく、専門分野の細分化もはなはだしくなりました。このことは、各学部のカリキュラムをみてもわかると思います。専門分野の細分化現象は、諸科学の精密化と発展をもたらしたことはいまでもありません。しかしながら、このことは、それぞれ細分化された専門科目が孤立、閉鎖状態にあつていいということではありません。今日の学問が、それにふさわしい現代的な諸課題にとりくむにあつては細分化された専門分野の研究が「総合化」されねばならず、そのためにはとりわけ境界領域・学際領域などでの一層の研究の「共同化」が要求されているからです。例えば、公害問題を取り上げてみても、それは科学技術だけの問題ではなく、医療問題や法的保障問題、さらにはそれがなぜ発生するかを社会科学にとらえ直す必要性を生みだしています。したがって、今日の学問は、多様な研究領域の総合化・共同化なしには発展しないし、国民的要請に真に応えることにはならない状況にあるといつていいでしょう。

立命館大学が、平和と民主主義を守り発展させるために、学問の「現代化・総合化・共同化」の必要性を強調しているのは以上の理由からです。

第二節 大学の使命

(1) 大学の社会的使命

真理の探究をめざして組織的・集中的に学問・研究が行われる主要な場が大学です。また、大学は、学問の歴史的遺産を継承し、学問の批判的創造をすすめるとともに、その成果を社会に還元し、学生の「学びたい要求」にこたえて

学生を教育する使命をもっています。大学がこの学問の研究・教育という使命を果すためには、さきに述べたように、大学構成員全体の共同の努力と自由な相互批判と対話が保障されなければなりません。

大学の主要な構成員は、教員と職員および大学院生、学生のことです。これらの構成員は、それぞれに相対的な独自の役割をもっています。

教員は、学問上の遺産を批判的に継承し、それを創造的に発展させる役割をもつとともに、その成果のうえに立つて学生を教育する直接的な責任を負っています。したがって、研究者たる教員はさきのべた学問の「現代化・総合化・共同化」に努力し、その成果を教育に反映させ学生に総合的な能力を身につけさせるよう努力しなければならないことはいまでもありません。さらに教員は、大学運営の諸機関の業務にたずさわる責任を負っています。

職員は、その日常的な大学の管理運営・業務を通じて研究と教育に深いかわりをもっています。職員は学生との日常的な接触を通じて学生の勉学や生活の実態、さらにさまざまな教育要求を的確にとらえ、それを教員の研究・教育活動に反映させ、さらには複雑で多岐にわたる日常的な業務を効率的に遂行することに於て大学における研究・教育活動を充実させる役割をになっています。

大学院生は、「民主的研究者」として養成されつつある者であり、深い学習に於て次代の新しい研究や科学技術の創造者として成長することが期待されているものです。

学生は、学問研究の方法・成果を批判的に学習し、「民主的社会的常識と社会に通用する専門的能力」をもつ知識人としての社会の進歩・発展のない手となる訓練を受ける大学の構成員です。

教員が研究・教育の自由をもつと同じく、院生・学生は学習・研究の自由と教育を受ける権利をもっています。教職員・院生・学生は、それぞれの立場において相互に建設的な批判を交流させ、相互のふれあいを通じて研究・教育の自由と権利を守り全学の力量で発展させ、国民的要請に応える学問創造に努めなければなりません。これこそが大学の使命です。

立命館大学が構成員のそれぞれに対して最大限の自由を保障し、民主的に組

織された自治組織の活動の自由を保障してきたのは、大学における研究・教育の発展をかちとり、大学の使命を果そうとする考え方からです。立命館大学における自治と自由の保障の歩みについては、のちに第二章第二節で述べる通りです。

(2) 大学がその社会的使命を果すにあたって

学問するものの社会的使命が、今日きわめて重要な意味をもって問われています。さきに述べたような国内における政治・経済・社会の全般にわたる困難な諸問題が存在し、国際的にも戦争や経済的緊張関係が深刻な様相を呈している状況の中では、学問するものの社会的責任は重大であるといわねばなりません。と同時に、研究と教育の場である大学の社会的使命もこれまでより以上に重いことを自覚する必要があります。

大学が今日その社会的使命を果すためには、特に次の三つのことがらを指摘しておく必要があります。第一に、水準の高い研究と密度の濃い教育を創造することに即していえば、研究と教育を正しく結びつけることが必要です。しかし、今日わが国の大学をとりかこむ情勢はますますきびしく、たとえば中央教育審議会答申や「放送大学」などにみられる研究と教育をきりはなす構想が具体化されてきており、それに対する批判的で正しい対応が求められています。第二に大学の構成員は、第二章で詳しく述べるように、国民の真理を知る権利―国民の教育を受ける権利―の立場から国民によって大学に与えられた学問の自由を守り、発展させる責務があります。第三に大学における学問・研究の成果を積極的に社会に還元することに即していえば、地域社会との結びつきを多面的に追求することも大切です。立命館大学が三〇年以上にわたって開設してきた「土曜講座」（人文科学研究所主催）はその一環をなすものです。

第三節 大学の現状と課題

(1) 大学の現状

大学は、その理念をたかくかけその使命を達成することをめざす教職員と

学生の真剣な共同努力によって、発展してきました。とくに、その歴史がしめすように、学問の自由と教育を統制し、大学の自治を抑圧しようとする不当な支配や、さまざまな干渉に対して、これを守りぬく不断の努力なしには、大学は発展できませんでした。大学の現状は、この大学人の研究・教育と大学の自治を進展させる共同努力と支配体制側の大学への干渉・統制とのきびしい対抗の歴史がうみだしたもののなのです。

戦後の大学の重要な特徴の一つは、少数のエリートのための教育の場ではなくなり、「国民にひらかれた大学」という方向に発展してきたことです。今日では、すでに、同じ世代の青年の四〇%が大学で学んでいます。この発展方向は、国民の大学教育に対する切実な要求と多くの困難をのりこえてそれに積極的にこたえようとする大学人の努力によってつくりだされたものです。社会進歩のためにも人間の全面発達のためにも、学問の研究の成果や科学的な物の見方・考え方を国民が修得し身につけることは必要不可欠のものなのです。国民にひらかれた大学は、そのために、大きな役割を果たします。

私立大学は国民にひらかれた大学づくりのなかで重要な役割を果たしてきました。今日、大学生の約八〇%が私立大学に学び、それぞれの私立大学は、独自の教學理念をにかけて研究・教育を進展させてきています。

わが立命館大学は、戦後一貫して、平和と民主主義の理念にもとづく研究・教育の発展の上でも、また大学の自治を制度的に発展させる上でも、一定の先進的な役割を果たしてきました。後述するように、小集団教育を軸とするすぐれた教学体系を創造的に発展させてきたことや、全国の大学にさきがけて全学的な協議会をもうけ、大学の全構成員が参加する自治と民主的運営の機構を整備充実させてきたことなどは、本学が誇るべき重要な成果であります。今日の大学、とりわけ私立大学は多くの問題に直面しています。そのなかでも主要な問題の一つは、不十分な文教政策によってもたらされている大学の財政的基盤の脆弱さです。

戦後、政府は大学が国民にひらかれた大衆化された大学として発展するために必要な保障を十分に与えてきませんでした。とくに、国民の教育を受ける権利を保障する大学教育になつてきた私立大学に対して、とうぜんなすべき財政

的保障をしてきませんでした。そのために私立大学の財政は高い学費や多額の寄付に依拠せざるをえない状況になり、このことは、学生の勉学・生活条件を極端に圧迫しつづけてきました。またそれにもかかわらず、教職員の研究・教育条件、労働条件は、充分には改善されませんでした。これは、社会と国民のための教育と研究を社会全体の公共の費用で保障するという当然の責任を、政府が果さなかつた結果です。

政府に公教育・公負担の責任を果させ、私立大学の研究・教育の発展を保障させるために、全国の私立大学の教職員と学生は理事会とともに運動をすすめ、今日では、一定の助成金の交付を獲得しています。しかし、その助成額は国民の要求に応える研究・教育の発展を保障するにはなお不十分であり、助成金配分制度の民主化も、なお今後の課題としてのこされています。わが立命館大学が全国にさきがけて全学あげた公費助成運動をくりひろげ、先進的役割を果たしてきたことは、私たちの誇りとするところなのです。

今日の大学教育が直面しているいま一つの問題は、学生が本来もっている能力と素質を十分に展開させられないまま、大学に入学してきている事実もあることです。

学問は、さきにも指摘したように、事物に対する客観的・法則的認識であり、論理的なものです。学問を学び研究するには、人間・社会・自然に対する鋭い問題意識と、それらの問題に学ぶ者同志が協力して積極的・能動的にとりくむ姿勢と論理的・体系的な思考能力が必要です。そのような能力は、ほんらい誰れもが、身につけ発達させることができるものです。入学してくる学生諸君は、これまでの学校教育で与えられた豊富な知識やそれぞれの発達段階でうけてきた訓練などで、このような論理的・体系的な思考能力や姿勢を、たとえ萌芽的にであれ、実際にはもっています。ただ十分に引きだされ伸ばされつめられていないのです。

また新入生の多くが経験してきた、いわゆる受験競争は、ほんらい個人と個人が対等平等の立場で協力しあうものであるべき人間関係をも阻害してきています。

立命館大学では、このような学生の状況をふまえて、学生が論理的・体系的

思考能力を養い、ともに考え、集团的に学習し研究することができるよう、一九六四年（昭和三十九年）以来、小集団教育を軸とする新しい教学体系を創造し発展させてきました。この小集団教育は、このような大学における学問のしかた、方法を修得させるとともに、大学において学ぶべき学問の相互の関連や体系性を把握し、また、それぞれの学生がもっている問題意識やもののみかた・考え方を相互に交流させ、総合的な判断力や能力を集団によって培うものとして発展し、これまでに、学生諸君の活発な自主的・集团的学習活動をうみだしてきました。これは、さきにもふれたように、わが立命館大学の誇るべき教学上の成果の一つであります。小集団教育をいっそう充実・発展させるためには、教職員の努力もさることながら、学生諸君がこの教学体系での学習にとりくむことを豊かに形成してゆく自らの権利としてうけとめ、積極的にそこに参加していく姿勢が必要であります。

(2) 今後の課題

大学は、大学に課せられた社会的使命を一層深く自覚し、それを果していく努力を構成員の一人一人がつみ重ねていく責務を負っています。そのためには、第一に、全学構成員が力を結集して大学の自治と自由を守り、さらに水準の高い研究と密度の濃い教育を創造していくことが今日の立命館大学の教学上の課題であり、そのことよつてはじめて立命館大学の社会的使命が果されるといえます。

水準の高い研究というのは、学問が本来もっている批判的で創造的な性格を発揮し、そのことを通じて国民の切実な要求に応えていくということです。そして、密度の濃い教育というのは、これからの社会を担う学生諸君が基本的人権及び民主主義の理念を堅持し、民主的な市民としての正しい世界観・労働観・権利意識を身につけ、力量ある社会人としての専門的学力・技術を身につけさせることです。

第二には、何よりもまず学問の自由とは何か、大学の自治をいかにして守り発展させるかを探究し、その実現に全力を傾注しなければなりません。このことが平和と民主主義を守り強めるわけです。立命館大学においては、さまざま

な民主的機構を全学構成員の長い間にわたる努力によつて形成してきましたが、それを一層内実化する努力を怠ってはなりません。

第三には、いまいった新しい教学を創造・発展させ大学の自治を進めていくためにも、財政的基礎をより強めていかなければなりません。そのためには、立命館大学をもふくめた全私立大学に対する公費助成運動をより強める必要があります。立命館大学は、相対的低学費を堅持し、財政の全面的公開を進めてきました。それは、憲法や教育基本法にいう教育の機会均等と国民の学ぶ権利という精神に応えた教学を実現しようとする努力の現われであり、学生諸君の勉学・生活条件を少しでも良くしようとする努力にほかなりません。この方針を堅持し発展させるうえで、何よりも公費助成の大幅な増額が必要です。そのことが、立命館大学のより質の高い教学創造の重要な物的条件のひとつです。

第二章 大学の自治

第一節 大学自治の歴史

真理を知る権利は、国民の基本的権利のひとつであり、真理は万人のものであります。学問の自由とその裏付けとしての大学の自治は、国民の真理を知る権利—国民の教育をうける権利—の重要な一部分をなすものです。

学問の自由とは、時の権威や権力にとつて具合の悪い事実や思想であっても、真理は真理として研究し、公表し、教育しうる自由のことであり、また、それを学びうる自由のことであつて、この自由は、「思想及び良心の自由」「信教の自由」「集会・結社及び言論・出版その他一切の表現の自由」とともに、国民が多年にわたつて努力し獲得し確立した基本的権利のひとつであります。

このように、学問の自由と大学の自治は、大学人の恣意的な特権としてあるものではなく、それは時の権威や権力の介入・干渉を排除して社会の進歩と人類の幸福のために、真理を徹底的に全面的に追求する権利として、国民から信託されたものであります。したがつて、大学人は、学問の自由を守り、大学の自治を發展させる社会的責任を負っているといわなければなりません。

大学における研究と教育は人間の実践的活動であることからして、学問の自由に対する抑圧は、歴史的にはなによりも国家権力による大学への人事干渉や著書・論文などに対する発禁処分を含む研究活動への介入としておこなわれてきました。それゆえ、学問の自由に対する抑圧、大学への権力的介入に対する抵抗は、研究・教育に直接の責任をもつ教授会の自治を確立する運動として発展し、「大学自治」教授会自治」という考えを生み出してきました。

しかし、戦前の日本においては、学問の自由と大学の自治は基本的に確立され保障されていたということはできません。

日本の大学は、ヨーロッパの大学と異なり、国家権力により創立・育成されてきた帝国大学を典型として発達してきました。明治政府が帝国大学に与えた存立の目的は、「国家ノ須要ニ応ズル學術技芸」の研究・教授であり、この規定が私立大学を含めてすべての大学に拡大適用されてきたからです。したがって、明治憲法とそのもとの諸法令は、学問の自由を保障していなかったし、大学の自治を認めたものとはいえません。天皇制への批判は禁止され、たとえば、滝川事件にみられるように、言論・集会・出版・結社の自由はいちじるしく抑圧され、少なからぬ学者が大学を追放され、投獄さえされました。このような戦前の日本においても、学問の進歩と自由を求めて大学の自治を要求するたたかいが続けられ、幾つかの大学においては、「教授会自治」が慣行的に認められることになりました。学問の自由をはじめ、民主的権利がいちじるしく抑圧されていた明治憲法下の大学でも、大学の自治が大学の生命として求められてきたのです。しかし、ファシズムへの道へつき進むなかで、学問の自由も大学の自治も壊滅せざるをえませんでした。

敗戦によって、明治憲法体制の解体と社会の民主的諸改革が進められ、日本国憲法と教育基本法が制定されました。そして、憲法第二三条は、戦前の大学自治をめぐるたたかいをふまえつつ、基本的人権のひとつとして、「学問の自由」の保障を明文化しました。大学の自治は憲法のこの規定に基礎づけられ、国公立大学の学長・教員に関する人事権は、教育公務員特例法によって、大学機関に委ねられることになり、多くの大学で大学民主化の運動がすすめられました。

しかし、国家権力や外部勢力による大学自治に対する直接・間接の介入や干渉はあとをたつたわけではありませんでした。たとえば、朝鮮戦争の前夜、こんにちの新制大学制度が発足した一九四九年から五〇年にかけて、アメリカ占領軍総司令部から派遣されたイールズ氏が、日本各地の大学で講演を行ない、一定の思想・信条をもつ教授とその同調者の追放（レッド・パージ）を強く求めた事件、警察官が密かに大学に立ち入り、教員や学生たちの言動を偵察した事件（東大ボボロ事件、一九五二年）などがあり、最近でも暴力学生の犯罪行為を口実に、大学に断わりなく、警察官が学内に立ち入る事例が少なくありません。

また、大学の自治と民主的運営を否定し、国家による統制を強めようとする「大学管理法（案）」を制定する試みが幾度となくくりかえされてきましたし、文部省が財政上のしめつけをテコとして、国立大学の人事や教学方針に干渉するなど、学問の自由と大学の自治を脅やかす事例が、少なからず報告されています。

しかし、これらの介入や干渉に対して戦前と大きく異なる点は、学生自治会や教職員組合ならびに教授会連合などの諸組織が抗議にたちあがり、日本學術会議もまた「学問・思想の自由委員会」を常置し、政府の危険な文教政策に対して批判と抗議を行うなど、学問の自由と大学の自治を守り、これを一層発展させるために、大きな運動が展開されてきたことです。

六〇年代末、大学問題は大きな社会問題となりました。日本の大学は六〇年代に急増しましたが、政府の貧困な文教予算のために、そのほとんどは私立大学によるもので、私立大学はマンモス化し、「マスプロ教育」が一般化し、また「産学共同」さらには「産軍学共同」をめざした大学再編成の研究・教育の国家統制の動きが強まり、大学の危機が進行しました。

このような状況のもとで、多くの大学において大学民主化斗争が展開されましたが、いわゆる「全共闘運動」によって事態はきわめて複雑な様相を呈しました。

六八年から六九年にかけて「全共闘運動」を指導した学生集団は、大学が国民のための学問研究を創造し、次代をになう民主的な人間の形成に寄与してき

ている事実をみず、大学を「労働力商品を再生産する教育工場」と一面的に規定し、大学の役割と大学自治の全面否定にたつて「大学解体」を叫び、「教授会」論を展開し、学舎の封鎖・占拠、教育・研究施設の破壊を行い、彼らの理論と行動に反対する学生・教職員に対し暴力的攻撃を加え、自治組織を破壊し、大学を無法地帯化しました。「戦後民主主義は虚妄である」とか「思想闘争を武力で解決する」などといい、民主的ルールや民主的諸組織を無視した彼等の行動は、大学自治を内部から掘りくずし、国家権力による大学介入への道をひらくという反動的役割を果たしたというべきでありましょう。いくつかの大学においては、学生自治組織が今なお破壊されたまま再建されず、そのことが大学の真に自主的かつ民主的な発展をさまたげる状況を生んでいます。

しかし、この時期、これまで積み上げられてきた大学の民主化のとりくみをふまえて、学生自治会・教職員組合と教授会との民主化のための共同闘争が激しく展開され、その過程において、大学の自治を「教授会自治」としてとらえることの限界が鋭く指摘され、大学の管理・運営の民主化を求める諸運動のなかから、本学のように、大学自治を、大学を構成する教員・職員・大学院生・学生など組織された「全構成員による自治」として明確化し、「国民のための大学づくり」をめざすとりくみが進みはじめました。

このような「全構成員の自治による大学自治」という大学自治の新しい理念は、以上のような歴史的経過のなかで形成されたものであつて、大学における民主主義が新しい発展段階に到達したことを示すものであります。現代社会の諸矛盾を反映して、大学のあり方についてもさまざまな見解が存在し、改善すべき諸課題が多くありますが、歴史的教訓に学びながら、「全構成員による大学自治」を真に民主的な、たしかなものに築きあげ、大学の社会的使命を果たすことが、いま全大人に強く求められているのです。

第二節 全構成員の自治としての大学自治

これまでくりかえし述べてきたように、大学は真理の探究を通じて社会的現実を正しく科学的に批判し、現代に生きる国民の課題をあきらかにし、その未

来を創造するものでなければなりません。

そのような批判的性格をもつ学問の場としての大学は、社会と人類の発展のために、社会を批判する力としての役割を国民全体に対してになつていといえます。それ故に、大学は常に時の政府や外部勢力による干渉や統制にさらされる危険性のあることも事実です。

大学は、それら外部からの不当な介入をはねのけ相対的に自由な場として存在しなければ、学問の自由を守ることができないし、大学の使命は失われることとなります。大学の自治は、大学がそうした使命をはたす上で必要欠くべからざるものとして、国民全体から信託されたものであり、民主的な国民的、社会的諸運動によつて支えられているものといえます。

大学構成員は、そのような認識の上になつて大学の自治を不断の努力によつて守り育てる決意が必要です。そのためには、大学が自由な思考にもとづく相互批判の場、学問的対話の場として活気にみちていることが必要です。大学の自治とは、そうした大学を、構成員自ら不断に形成していく保障として存在するものであり、同時にまた、それは、教員・職員・院生・学生がそれぞれの立場から研究教育の創造活動に積極的に参加することによる内からの努力によつて形成されるものです。

ここで、とくに指摘しておきたいことは、大学自治の形成における学生の役割についてです。学生は、学問研究の方法・成果を批判的に学習し、それを継承発展させるものとして教育を受ける権利をもち、かつ自ら学ぶものとして研究の自由が保障されなければならないことは言うまでもありません。立命館大学では、このような観点から、学生を大学自治の重要な担い手として位置づけ、総長選挙や学部長選挙への学生の参加を積極的に進めてきました。また、全員加盟制の学友会・学部自治会を基礎とした学生の自治を尊重し、大学の管理運営の面にも組織された学生の意志が充分反映するような民主的体制と諸機構を創つてきました。

言うまでもなく、学生自治組織の基礎であり運動の出発点となるのはクラスです。クラスでは学生が日常的な活動を行なうなからカリキュラムの内容にかかわる問題や、教学・厚生面の施設の改善などについて要求が出され、クラ

スの代表を通して自治会、学友会へ集約されます。このようにしてまとめられた学生の声や要求は、問題の性格や種類に応じて五者会談（学部協議会）や全学協議会・学振懇（学園振興懇談会）の場で討議されます。

学部五者会談は、教授会・自治会の代表を主構成メンバーとして学部の教学改善にかかわる問題を協議し、全学協議会・学振懇では学園全体にかかわる重要事項について全学の意志を確認する場として、理事会・教授会・教職員組合・学友会・院生協議会および生活協同組合（オプザバー）などの代表による協議がなされます。

このような体制は、本学が戦後における教職員・学生の民主的な諸運動の発展を基礎に歴史的に築き上げたもので、組織された教職員・学生の力こそ大自治の担い手であることを確信しているからです。

もとより、教員・職員・院生・学生はそれぞれ相対的な独自性をもっていきます。時にはたがいの主張がぶつかり合うことも生じます。しかし、大切なことは、それぞれのパートの民主的な討議の結果を尊重しつつも、その違いについて問題の所在を明らかにし、より深い共通の認識を得ることと、全体の合意が得られたものについては、執行機関は責任をもってそれを推進することにあります。本学が他大学に先がけて実施した小集団教育の実践や、現在進められている衣笠一拠点計画もこうした全学の確認に従って実施してきたものです。

しかし、制度としての民主的な機構が、多数の意見を反映してどれだけ実質的な機能をはたすかということは、基本的には、その構成員ひとりひとりがどれほど大自治のいない手としての自覚をもち、集団としての意志決定にどう主体的にかかわっていくかにかかっています。そしてそれは、学生にあっては学ぶ権利の意識を日常的な学習活動、サークル活動のなかでしっかりと身につけることから始まると考えます。

先にも述べたように、その意味でクラスという場における活動が非常に重要です。そこでは、日常的に相互交流が行われ、そのなかで共通の問題意識を育てることができるとし、意見の違いが生じた場合も、率直な討論を通じてその問題に対する認識を深め合う条件をもっているからです。自らの主張と要求を全体の討議のなかで確かめ、それを組織的に集約しながらクラス全体、

学部全体そして全学のものへと高める努力こそ大切です。

大学の自治を守る上でもうひとつ重要なことは、民主的な手続きの重視ということです。大学の各構成員の自主的活動を相互に尊重し保障するために学内における民主的なルールが確立されています。教室や学生会議室・ホールなどの使用に際して、あらかじめ教室使用届や集会届などを必要とすることもお互いの権利を認め、尊重し、相互調整するためにほかなりません。とりわけ、集会の自由は、学問の自由、大学の自治を発展させる上で不可欠の条件であるだけに、会場使用などについては厳しくお互いにルールを守ることが大切です。

方法・手続きとしての民主主義は、民主的制度を実質化してゆくうえでの前提条件です。それが無視され、あるいは著しく制限されるときは、制度そのものが無いに等しいことになり、構成員の自主性・積極性は失われ、集団としてのすぐれた力も発揮できないこととなります。このことは多くの大学が「大紛争」のなかで学んだ教訓です。

立命館大学は、学生諸君が学生自治組織の構成員として、その活動に民主的な手続きを尊重しつつ積極的に参加されることを期待するものです。

第三節 大学自治と暴力問題

近年、大学内における暴力行為が大学の自治と学問の自由にかかわる重大な問題となってきました。

一定の政治的主張を背景として、意図的・継続的・集団的になされる大学構成員への攻撃および大学施設の破壊を特徴とするこのような「暴力行為」は、大学の自治・学問の自由と根本的に矛盾するものです。まず第一に暴力行為はその被害者となった大学構成員の基本的な人権（生命・身体の安全と思想・信条の自由）を侵害するものだという事です。かつての「大学紛争」の過程で、わが立命館大学でも一、〇〇〇名におよぶ重軽傷者が出ましたが、その後の後遺症も含めて、その人たちの受けた苦痛はどのようになってしまうものではないでしょうか。第二に、暴力行為は自由な学問・研究・教育を妨害するものです。学問的な立場の違いや政治的・思想的な見解の違いが、自由な討論

と理論的検討とによってではなく、腕力の強弱や集団の大小によって決着がつけられようとするところには、学問・研究・教育の発展はありえません。第三に、暴力行為は大学自治の根幹をなす民主的ルールと民主的諸組織そのものを破壊する行為です。さらに第四に、暴力行為は大学に対する社会の信頼を失なわせ、警察的取締まりに名を借りた大学への介入を時の政府に許すことになり
ます。

以上のことから明白なように、暴力行為は大学とは相容れず、学問・研究・教育の発展への努力を根底からくつがえすものといわなくてはなりません。

ところが、暴力行為を行なう集団のなかに自分たちの行為を「思想・信条の発現」とか、「階級闘争の実践」などと合理化しようとする主張があります。しかし、このような主張は、本来真理価値によって決せられるべき問題を物理的な力で解決しようとする点においても、また社会的にはとうてい認められようもない行為を「大学の自治」をかくれみのにして押し通そうとする点においても、まったくの誤りであるといわなければなりません。むしろ逆に、大学の構成員は、大学が外に対して自治を主張しうるためにも、大学の機能を理性および人間人格の全面的展開という人類普遍の基準に適合させるための、高度に自由で民主的な体制を確立しなければなりません。

本来あるべきでない暴力行為が大学において為された場合、大学は自らの自治と学問・研究・教育の自由をまもり、構成員の生命・身体の安全を確保する立場から最大限の努力を行わなければならず、また、その方法は、大学の使命と本質にふさわしく、批判と説得を基本とするものでなければなりません。加害者が学生であり、加害行為が明白なときは、そのものに対する教育的指導を通じて反省と謝罪とを迫り、再度暴力行為を行わない確約を求めます。加害者は自らの行為が被害者の人権の重大な侵害であり、大学の自治に対する破壊であることをさとるなら、被害者への謝罪をはじめとして、被害の回復のための責任ある行動を率先して行なうべきです。さらに、大学はまた、暴力行為によって大学の自治を破壊した者に対して、規則にてらしてその違反行為を処分することもあります。

以上のように、大学内の暴力行為に対しては、なによりもまず、大学自らの

力でこれを処理すべきですがしかし、実力的な強制機構をもたない今日の大学として、そのとりうる手段に限界があることも事実です。

暴力行為によって被害をうけた大学構成員が、加害者を告訴し、その処罰を求めることは、基本的にはその者の市民的な権利と自由に属することであり、何人もこれを否定することはできません。したがって、大学内でおこなわれたこのような行為に対して司法機関が必要かつ適正な措置をとることにたいしても、大学の自治を理由にこれを拒むことはできません。さらに、場合によっては、被害を受けた大学構成員の告訴は、被害者個人の市民的な権利の行使にとどまらず、暴力行為から学問の自由と大学の自治を守るという意義をもつこともあります。ただし、過去の経験が教えているように、このような場合警察はともすれば過剰な介入を行ないがちであり、したがってこれに対しては、十分な警戒をしなくてはならず、大学の全構成員の力でこれを許さない体制を組むことが必要です。

近年、大学自治に対する外部からの介入・侵害のほとんどが、大学を足場とした暴力行為など、大学自治を内部から危くする事態と結びついてなされていくことを考えれば、なおさらのこと、暴力行為に対しては毅然たる態度をとらなくてはなりません。そのためにも、全ての大学構成員が、大学の自治と学問の自由をさらに発展させるという基本的立場で、この問題についての討議と認識を深めていくことが重要だといえます。

以上

はじめに

一九七九年四月、本学大学院では新たに文学研究科史学専攻博士課程ならびに理工学研究科土木工学専攻博士課程が増設された。この文書は、この増設準備と設置認可の過程で院生協議会と意見交換しながら、各研究科、大学院委員会の討議を経て作成されたものである。

史学専攻博士課程および土木工学専攻博士課程の増設は、一九七五年度全学協議会確認事項にもとづき、その準備が当該研究科および大学院委員会においてすすめられてきた。だが、その過程で両専攻博士課程の新設は、「大学院設置基準」に形態上は制約されざるをえず、また新設専攻のみならず既設の研究科においても、学則改正・組織変更をおこなわざるをえないことが明らかとなった。この新たな事情のもとで、大学院各研究科、大学院委員会ならびに院生協議会は、「大学院設置基準」にかかわっての本学大学院の在り方、本学大学院の歴史的総括と内容充実の方向、学則改正の趣旨、歴史的に形成されてきた本学大学院の教学理念と学則上の表現との関連、それにかかわる具体的な申合せ事項などについて、さらに深く討議をつめるとともに、これを「立命館大学大学院改善要綱」として文書にのこす必要を認めた。

以上のような経過をもって作成されたこの「要綱」は、もちろん学則としての拘束力をもつものではないが、大学院委員会を中心として形成されてきた各教学機関の合意および院生協議会との相互の確認として尊重されるべきものと考ええる。しかし、院生協議会との間で不一致点を残しているのが、今後、院生協議会と大学院委員会との間で民主的に論議を深め、合意をつくりあげる努力をしていかなければならない。もちろん、大学院教学の実態はこの「要綱」だけで汲みつくせるものではない。この点では、教学の現場でこの「要綱」の精神が実践的に生かされることこそが、期待されているといわねばならない。

I 理 念

1. 立命館大学大学院の理念

立命館大学大学院の教学理念は、一九六三年から六五年にかけての全学的討議によって策定された「大学院問題対策に関するメモ」での規定を基本とし、その後の度重なる全学的諸機関での討議、とりわけ一九七二年の大学院各専攻課程の新増設をめぐる全学的討議、さらに一九七五年の「全学協議会確認事項」において深められ、確認されてきたところのものである。

「立命館大学における大学院の理念と位置づけは、学部教学を基礎として国民的立場に立った民主的研究者養成の機関である。」(一九七五年「全学協議会確認事項」)

という基本規定がそれである。

(イ) 「学部教学を基礎とする」という意味

これは、二つの内容からなっている。その一つは、憲法、教育基本法にもとづく「平和と民主主義」を教学理念の基本とし、その理念の実現のために現代における国民的課題と要請にこたえる教育・研究を創造し、そのために教育・研究の「現代化・総合化・共同化」の推進をめざすという基本的立場は、そのまま大学院の教学理念として生かされねばならない、ということである。その二は、学部教学が大学院教学によって阻害されるならず、学部教学の充実の上に大学院の研究・教育が作り上げられ、大学院の研究・教育の充実によって学部教学の一層の充実がすすめられねばならないということである。

(ロ) 「民主的研究者の養成」という意味

この点をもつとも明確に規定したのは、一九七二年七月の「大学院の将来計画にかかわる基本視点」(第五一四回大学協議会)である。それは、ほぼ次の三つの内容からなっている。

- ① 民主主義こそ学問を発展させる土壌であり、学問こそ民主主義の内容を豊かにすねものであることをしっかりと把握していること。
- ② つねに国民的課題とかわらせて自らの研究課題を考え、その研究のなかで自己の「社会的責任」を追求し、創造的研究と社会的実践を統一すること。

③ そのために、研究を進めるにあたっては広い視野をもち、諸科学とくに隣接科学に対する深い総合的知識をもつ必要がある、専門の枠をこえた共同研究・協力体制の創造を追求すること。

この三つの規定は、現時点でも継承されなければならない。

ところで、その後の各研究科懇談会や大学院懇談会で討議され、了解された「研究者」の概念を付け加えておく必要がある。「研究者」というのは大学教員だけを指すのではなく、諸研究機関や諸団体における調査・研究にたずさわる者、さらには人文科学とくに史学や文学などの領域でかなり多くみられるように、高等学校・中学校教員の場合でも教員であると同時に研究者として高い評価をうけている人達の存在を看過すべきではない。

(イ) 修士課程・博士課程の性格づけ

この点については、一九六五年の「大学院問題対策に関するメモ」が明らかにしたところのものであり、今日においても確認されているところである。すなわち、修士課程は、学部における一般的教養ならびに専門的学力の基礎の上になつて、より広い科学的視野のもとに専攻分野を研究し、精緻・深遠な学識と研究能力とを養う過程であり、また、博士課程は、科学的で独創的な研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、国民的要請にこたえる科学・技術の進展に寄与するとともに、専攻分野に関して研究を指導しうる能力を養う過程である、という規定である。

今日、大学院研究科の新・増設は、「大学院設置基準」(一九七四・六

・二〇)文部省令第二八号「七六・五・三二改正」および「大学院設置審査基準要項」(一九七四・九・二七、七五・九・二六改正)によって制約され、博士課程を設置しえない専攻においては修士課程を、博士課程においては前期課程と後期課程を設置せざるをえなくなった。制度上はこのような制約をうけるとしても、本学における修士課程および博士課程の前期課程と博士課程後期課程の性格づけに関しては、六五年以来の確認を継承する。

2. 「大学院問題懇談会」の中間報告(一九七八・八・二五)について

文部大臣の私的諮問機関である「大学院問題懇談会」は、一九七八年八月二五日「大学院の改善・充実について」という中間報告を提出した。それによれば、今後、修士課程は「社会的要請にこたえ得る明確な目的・内容を有する場合に認める」といい、「大学院設置基準」の「修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする」(第三条)という規定の「又は」以下にいちぢるしく傾斜した方向性を打出している。また、博士課程については、「修了者の進路に問題が多く、今後の需給動向も予測しがたいため」、その新設については「慎重な配慮が必要である」といい、「博士課程修了者が大学等における研究者としてのみならず、今後ますます複雑高度化する社会の諸分野で状況の変化に適切に対処し、新しい局面を切り開くことのできる人材として活躍することが期待される」としている。このことは、④博士課程新設のチェック志向、⑤博士課程の職業人養成化志向、⑥さらに大学院間の隔差づくりという、看過できない問題性をふくんでいるといわざるをえない。

しかも、博士課程についての性格変更(⑤)の要因の一つとされているものが修了者の需給動向という点にあることを見過してはならない。この「需給動向」は現在の需給関係を固定的にとらえ、わが国における学術体制の将来展望について根本的な検討を行っていない点で問題である。今日の大学院問題は、高等教育全体との関連のなかで検討していかなければならない問題である。(S

五一・五「立命館大学大学院の現状と課題」P. 11 (イ参照)

本学大学院の教學理念を実現していこうとするとき、われわれの前にはいまいったような動きが現実存在することを直視し、将来におけるわが国の學術体制をどのように構築するかという根本問題にまで迫っていかなければならぬ。

II 文学研究科および理工学研究科の博士課程新設について

一九七五年の「全学協議会確認事項」は、「博士課程未設置専攻は、その設置に最大の努力をばらう。(文学研究科では一九七六年度から調査委員会をもうけその条件を追求する。土木工学専攻博士課程は七八年度を目標に設置すべく努力する。数学専攻大学院の設置については七六年度中にそのための条件と方針を明確にする)」としている。この確認にもとづいて、各研究科、大学院委員会は協同して取りくみ、文学研究科史学専攻博士課程および理工学研究科土木工学専攻博士課程について一九七九年四月開設をみるにいたった。文学研究科英米文学専攻および心理学専攻博士課程と数学専攻大学院設置問題については、今後とも検討する。

1. 文学研究科史学専攻博士課程について

- (イ) 一九七五年「全学協議会確認」は、「民主的研究者養成という理念からみるとくに文学研究科、理工学研究科は、院生の教學実態と要求にこたえうる指導体制・教學諸条件などにおいて立ちおくれしている点がみられる。これらの研究科の指導体制および教學諸条件などの一層の改善の方向を明確にする。」と指摘した。一九七六年五月八日の「立命館大学大学院の現状と課題」(大学院委員会)は、この問題指摘に対する改善策を提起し、その後、文学研究科委員会でも改善のための努力をつみ重ねてきた。史学専攻博士課程の設置は、その努力のうえに立って実現されたものである。
- (ロ) 史学専攻博士課程のもつ積極的意味はつぎの点にある。

- ① 歴史学の動向にてらして、日本史、東洋史、西洋史の研究・教育の方向をそれぞれ地域史ないし世界的視野からとらえ直すという方法上の

転換をおこなう。

- ② 上の観点から、従来の日本史・東洋史・西洋史という分立的な修士課程を史学専攻として一体化し、それによって教員および院生の研究の共同化・総合化をおしすすめる体制をつくり、それぞれの専攻分野に新しい学問体系をつくり出す。

- ③ そのことによつて、学部学科学生にたいする教育内容の向上に寄与する。

- (イ) 史学専攻博士課程の設置過程で、それが(ロ)に述べた積極性をもつため、この積極性を学部学科および大学院他専攻についても具体化できないかということが真剣に討議された。例えば、日本文学専攻博士課程と東洋文学思想専攻博士課程および英米文学専攻修士課程の一体化についてである。しかしながら、この領域では歴史学と異なつてその研究方法上のちがいがあつて、学問的な意味からその一体化は現時点においては不可能という結論に達した。

2. 理工学研究科土木工学専攻博士課程について

- (イ) 理工学研究科各専攻にかんしても「七五全学協議会確認」において、その指導体制上の問題点が明確にされた。その指摘を正しくうけとめ、七六年五月の大学院委員会文書は、複数指導制の実質化と理工学研究科の研究グループへの院生の参加保障等の方針を提起した。この提起にこたえて理工学研究科委員会では、積極的な努力をつみ重ねてきた。土木工学専攻博士課程の設置は、そうした努力の上になつて実現されたものであり、これの実現によつて理工学研究科全体の一層の発展の基礎が固められたといふべきである。

- (ロ) 土木工学専攻博士課程のもつ積極的意味は、つぎの点にある。すなわち、
- ① 近年の土木事業の大規模化・量的拡大にともなつて生じてきた多くの諸問題、とりわけ安全性と経済性を科学的・技術的に解明する。

- ② これまでの技術の高度化が一面においては国民の生活を豊かにさせたものの、他面において技術と生活との間に歪みを生じさせた点もある。

今後、これらの問題を克服し、国民的要請にこたえる新しい土木工学の創造をめざす。

③ そのために理工学研究科各専攻課程との共同化・総合化の方向を追求する。

④ 以上の諸点の具体的追求によって、学部学科における教育内容のいつその向上に寄与する。

3. 文学研究科史学専攻および理工学研究科土木工学専攻博士課程新設に伴う他専攻課程の改組について

(4) 改組の方法

「両専攻博士課程の新設は、「大学院設置基準」に形態上は制約されざるをえず、新設専攻のみならず既設の博士課程をもつ研究科においても組織変更を行わざるをえない。すなわち、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、社会学研究科および文学研究科の西洋哲学・日本文学・東洋文学思想・地理学専攻、理工学研究科の物理学・応用化学・電気工学・機械工学専攻においては、従来の修士課程および博士課程を博士課程に統一し、それを博士課程前期課程と後期課程とする。但し、文学研究科西洋哲学専攻においては当分の間、博士課程前期課程は哲学専攻・後期課程は西洋哲学専攻、東洋文学思想専攻にあつては博士課程前期課程を東洋思想専攻・後期課程を東洋文学思想専攻とし、できるだけ早い時期に名称を後期課程の名称に統一できるよう努力する。

また、文学研究科英米文学専攻および心理学専攻については修士課程とし、できるだけ早い時期に博士課程の設置が可能となるよう努力する。

(ロ) 過渡措置について

上記の各研究科の改組にもなつて、次のような過渡的措置をとる。すなわち、現在修士課程に在籍する院生でさらに進学を希望する者は、所定の入学試験に合格したのち、一九七九年四月一日から新発足する博士課程後期課程へ入学させる。旧制度での博士課程在籍者は、旧学則により単位を修得させる。

4. 条文上の表示とその具体的運用について

文学研究科史学専攻博士課程および理工学研究科土木工学専攻博士課程の新設にともない、本学大学院学則は「大学院設置基準」に沿うことになったが、「理念」その他の個所で明らかにしたように、学則上の表示にとらわれることなく本学大学院の教學理念を堅持する。したがって、問題となる条項は具体的には、次のように実施する。

(1) 「大学院設置基準」規定と「本学学則」の相違点

相違点の根本的な個所は、「大学院設置基準」第三条・第四条の規定するところと、「本学学則」第二条の規定にある。「大学院設置基準」第三条は、「修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を養うことを目的とする」といい、第四条は「博士課程は専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」としている。この「大学院設置基準」の第三条・第四条を「本学学則」では第二条に一括した。その意図は本学がこれまでつくり上げてきた修士課程と博士課程についての基本理念を堅持しようとするところにある。

(参考)

「大学院設置基準」(昭和四九年六月二〇日 文部省令第二八号)

(修士課程)

第三条 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うことを目的とする。

2 修士課程の修業年限は、二年とする。

(博士課程)

第四条 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。

3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。

4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合には、おいては、同項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。

〔本大学大学院学則〕

第二条 本大学院に修士課程および博士課程を置く。

修士課程は、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に広い視野に立って、専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力とを養うものとする。博士課程は、独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うものとする。

(ロ) 「本学学則」第一〇条の適用について

この第一〇条は「大学院設置基準」第一七条に制約されたものである。この条項の後段「ただし」以下を本学でも適用するかどうかについては、院生の権利を保障する有利な条項であるから適用の可能性の道を聞くべきではないかという意見も大学院委員会において提起された。しかしながら、「大学院設置基準」第一七条の規定は、その第三条修士課程の目的条項および第四条博士課程の目的条項と切りはなして考えるべきものではなく、したがって「大学院設置基準」第一七条に制約されて挿入せざるをえなかった「本学学則」第一〇条の「ただし」以下は安易に適用すべきものではないという点で意見の一致をみた。

(参考)

〔本大学大学院学則〕

第一〇条 本大学院において博士の学位を得るためには、博士課程に五年(博士課程前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。)以上在学して、正規の授業を受け、所定の専門

科目中法学研究科、経済学研究科、経営学研究科及び社会学研究科にあつては四二単位以上、文学研究科にあつては三六単位以上、理工学研究科にあつては三〇単位以上を修得するとともに必要な研究指導を受けた上、独創的研究に基づく博士論文を提出し、かつその審査及び最終試験に合格しなければならぬ。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、三年(博士課程前期課程又は修士課程を修了した者)については、当該課程における二年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

(ハ) 「本学学則」第一三条について

在学年数にかんする本条の規定は、本学の旧規程第八条「修士の学位を得るためには、一年以上四年以内在学し」という条項と、第九条「博士の学位を得るためには、三年以上六年以内在学し」という条項に由来している。これについては改正を検討したが、各研究科懇談会および大学院懇談会でおお最終的合意に達していなかったため、旧規程を「学則」第一三条にそのまま盛りこまざるを得なかつたという経過をもっている。なお、この「学則」第一三条について、昭和五三年度第六回大学院委員会は次のような見解を議事録として証録している。「大学院委員会および各研究科委員会は、在学年限について博士課程前期課程又は修士課程にあつては三年、博士課程後期課程にあつては四年のもつメリットを考え、学則上は従来通りの四年・六年とするが、本「要綱」の内では、博士課程前期課程又は修士課程にあつては三年、博士課程後期課程にあつては四年として厳重に運用し、例外となる場合には、大学院委員会の承認を得るという点での意見の一致をみた。」

このような見解がまとめられた最大の理由は、基準の年限内において院生がそれぞれの課程の目的を達成すべきであり、また研究科委員会とりわけ指導教員もまたそれに向けて責任をもった指導を行うことが、研究科の進展にとって不可欠のことであるという考え方にもとづいている。

(参考)

〔本大学大学院学則〕

第二三条 本大学院における在学年数は、博士課程前期課程又は修士課程にあつては四年、博士課程後期課程にあつては六年を限度とする。

III 大学院教学内容の改善について

1. 指導体制について

「七五全学協確認」における大学院問題にかんする最大の問題点として指摘されたのは、指導体制についてである。七六年五月の大学院委員会文書（立命館大学院の現状と課題）は、それについての改善策を提起し、それにもとづいて各研究科および大学院委員会としては極力改善の努力をつみ重ね、一定の改善を実現してきた。しかし、なお具体的に考慮すべき問題は残されている。

(イ) 複数指導制

本学では、単独指導が学問研究の閉鎖性をもたらし、教員と院生との関係を個人的・閉鎖的なものにする危険性を避けるために、できるだけ複数指導制をとるよう努力してきた。複数指導制というのは、主たる指導教員（主ゼミあるいは論文指導）のほかに、院生の専攻分野に関係ある教員が参加し、複数の教員で院生の指導にあたるという制度である。そのねらいは、研究を指導していく上において、現在の学問の研究状況をできるだけ客観的にとらえ、それをのりこえる問題意識と方法を多面的・総合的に明らかにするところにある。もちろん、この複数指導制において中心的役割をになうのは主たる指導教員である。

複数指導制は、院生ばかりでなく教員相互間の研究の前進にとつてもかなり大きな役割を果たしてきた。けれども、今日なお克服すべきいくつかの問題がある。その第一は、複数指導に当るべき教員の側の条件—例えば内・外留、学部の間割、役職、持時間など—のために、時間割編成上、あるいは指導体制の確立の面で一定の困難を生じていること、第二は、主ゼミ設置にともなつて、論文指導は強化され、院生の執筆論文の水準はかなり高くなつたものの、逆に狭い「専門主義」の傾向がみられること、第三は、複数指導制における指導責任が不明確になりかねないといった状況が発生していることである。

ある。これらの諸課題については、各研究科においてその体制を整備するための条件を早急に検討すべきである。とくに、第一についてはいえば、大学協議会ですでに決定をみていふように、人文・社会系教員の持時間は院担当をふくめて一二時間とすることを尊重し、指導体制を確立すべきであろう。第二は院生自身の学間にたいする主体的努力に俟つたところが多く、第三については大学院委員会・各研究科委員会としてたえず留意しておくべきである。

(ロ) 共同指導体制

本学では、研究科委員会が全体として院生の研究に関心をもち、進路についても配慮するという方針をもつてきた。このことは今後さらに強められねばならない。そのためには、七六年五月の大学院委員会の提起を各研究科がより具体化することが必要である。すなわち、

① 教員の共同研究会への院生の参加

これは各研究科においてかなり前進してきているが、まだ十分とはいえない。院生のこうした研究会への参加は、かなり積極的に行なわれているものの、討論への参加は不十分である。さらに教員の参加が必ずしもよくないという問題も指摘しておかねばならない。なお人文・社会系学部にあつては共同研究会や人文科学研究所の諸研究会のために、従来から金曜日四講時以降をあてることにされてきているが、教員にはこの時間保障が必ずしも徹底しているとはいえず、そのために教員の出席が不十分である点については早急に検討されるべきである。

共同研究会は複数指導制を補充するものであるとともに、院生の狭い「専門主義」を克服して広い研究視野を養う場であるから、今後この研究会が十分に機能するよう各学部教授会、研究科委員会で検討する必要がある。

② 修士論文作成のあり方について

修論作成にさいしての共同研究会での報告・討論については、各研究科において積極的に押し進められているが、なお不十分な研究科ないし専攻がある。これについては、早急に検討し実施されるべきである。

③ 院生論文の学会誌への掲載について

修士論文や博士課程（後期）院生の論文を学会誌等へ掲載する道をひら

くことについては、各研究科でかなり努力している。

ここで学会誌というのは、本学各学会の機関誌だけを指すのではなく、全国的な専門学会の機関誌をもさしている。ただ、いずれの機関誌であれ、最初に公表される論文によってその人の学問的評価が決定されることも多いから、その発表の時期については慎重を期すべきであり、そのための指導はいつその綿密さが要請される。

④ 共同指導体制の拡大について

共同指導体制について補足しておくべきことは次の点である。本学においては、人文・社会・自然の諸学問領域にわたる研究科が設置されており、しかも今日の社会状況や研究状況が高度化し、複雑化しているのであるから、各研究科にまたがる独自の開講方式を検討すべきである。また、院生自身も自己の属する研究科ないし専攻に閉鎖的にとどこもらずに積極的に他研究科や専攻の教員の指導をうける方向を追求すべきである。具体的にいえば、例えば国家独占資本主義を研究しようとする場合、経済学的アプローチだけでなく現代の政治構造や法構造あるいは科学技術についての一定の知識をもつ必要があり、隣接諸科学への深い知識をもたずしては新しい国独資論を創造することは不可能である。このような観点からのカリキュラムの編成・指導体制の検討が必要であろう。

⑤ 人文科学・理工学研究科の共同研究会への院生の参加について

今日、両研究所の共同研究会への院生の参加は、ある程度までみられているが、さらに積極的な参加が望まれる。その参加のあり方は、共同研究会そのものの運営方針にかかわるものであるため共同研究会を構成している人達によって決定されざるをえない。しかし大学院委員会としては、修士課程及び博士課程前期課程の院生についてはオブザーバー、博士課程後期課程院生はメンバーとして研究会に参加させることが望ましく、その方向で努力する。また、研究会のメンバーとして参加している院生の論文について、その研究会が特集号として発刊する紀要への掲載の道をひらく。なお、現在、人文科学研究所及び理工学研究科においては、全学的な研究・教育の飛躍的發展のために研究所専任研究員制が発足した。人文科学研

究所専任研究員の主たる役割は総合的プロジェクト課題別研究の推進であり、理工学研究科専任研究員は理工学研究科の課題別研究の推進という役割を担っている。人文研総合プロジェクト研究・課題別研究と理工研の課題別研究会は今後の立命館大学における新しい研究体制の創造という点で重要な意味をもつと考えられる。

2. 院生の自主的努力について

大学院における研究指導は、学部学生に対する指導とおのずから異なっていることはいくまでもない。院生の場合にはすでに入学の時点において研究者として成長していくための一定の資質をそなえていることが前提となる。したがって、修士課程や博士課程の前期課程においては「専攻分野を研究する能力を養う」ための問題意識や研究方法に指導の力点がおかれ、博士課程後期課程のそれは「独創性」と「研究指導能力」の養成に力点がおかれたものとなる。

研究能力の養成や独創性は、指導とともに院生の自主的努力の結果獲得されることはいくまでもない。その意味で、大学院委員会および各研究科委員会としては、院生の自主的努力がいつそう強められることを期待する。その具体的あり方として、次の諸点をいつそう追求されたい。

(イ) 論文執筆などについて

修士論文ないし博士課程前期の修了論文については推敲を重ねて、できるだけ早い時期に雑誌掲載にまでもっていくことが望ましい。また、博士課程後期課程の三回生前期までに少くとも二〜三篇の論文を学会誌などに公表するよう志すことが望ましい。なお、学会での研究発表にも努力すべきである。

(ロ) 研究科・専攻間での共同研究の推進

今日、院生間の共同研究はかなり進んでいる。だが、その共同研究のテーマには、若干の研究科においては、時折ジャーナリズムでの脚光を浴びている「流行物」もみられ、これから研究者として成長していく上で必要とも思われないものも散見される。したがって、何を共同研究のテーマとするかについては、より一層の検討を望みたい。

(イ) 学外研究グループへの参加

この点については、院生協議会の調査をみても明らかのように、必ずしも十分ではない。学問研究の成果はとうぜんのこととして社会的評価にたえうるものでなければならず、その意味からしても、院生諸君の、学外研究グループへの積極的参加を要望したい。

(ニ) 外国文献の翻訳・紹介

わが国の諸科学が外国文献に依存しながら研究せざるをえない領域が多く、また翻訳によってより正確で深い理解を得られるばかりでなく、翻訳は社会的にも一定の業績として評価されているのが現状である。こうした諸点を考慮して外国文献の翻訳・紹介を志すことが望ましい。その場合、どのようなテキストを選ぶか、また出版についてどうするかなどの点も考え、指導教員と綿密な打合わせをする必要がある。適当であれば、学会誌にのせるように努力する。

(ホ) 在学年限について

大学院委員会としてのこの点についての考え方は、Ⅱ—4—(イ)において明らかにした。院生も自己を研究者として鍛え上げようとするためには、きびしい自己規律が必要であり、自らにきびしさを課することによってその成果をかちうるものであることを自覚し、修士課程もしくは博士課程前期課程二年、博士課程後期課程三年で修了または単位を修得するよう努力すべきである。

IV 院生の研究・生活条件について

1. 大学院の施設

大学院の施設問題については、これまで確認されてきたように、学部基本施設、教員研究施設と関連させて位置づける必要がある。この観点から社会科学系研究科は修学館に置き、研究科をこえた共同研究を奨励する趣旨から院生研究室は同フロア内に配置するという方針が実施されている。また、文学研究科と理工学研究科はそれぞれの学舎内に配置した。法学部が移転した場合、法

学研究科は修学館内に配置することとする。

なお、諸施設の改善については、一拠点のための建設計画の具体化の過程で徐々に実現されているところであるが、修学館については修学館共同事務体制や人文科学研究所の在り方が現在検討中であり、その一応の見通しの上に立つて院生協議会とも話し合う。

2. 大学院図書のあるり方と図書費

大学院図書費は年々充実されてきている。しかし、院生は自分の研究テーマに即した図書購入希望をもち、そこから研究科のあるべき姿に適合した図書購入ということからみれば、不適切と考えられる事態が生じかねない状況がみられる。大学院図書のあるべき姿ということからと、研究科委員会が全体として院生の研究に関心をもつという点、さらに図書費全体(院図書費と学部図書費)をより有効に生かしていくという点の三つの観点からみた場合、図書費は学部共同研究室図書費に統一し、その図書費の中で一定の割合(現行の院図書費を基準)を保障し、図書選定委員会に院生を参加させる方法を講ずべきであろう。このことよって大学院図書費のもつ相対的独自性の尊重とともに、大学院蔵書の適正化もはかられ、大学院図書の充実が一層前進すると考える。

3. 共同研究会補助金・学会参加交通費補助金

院生の自主的な共同研究を援助する目的で一九七一年から共同研究会補助金が設けられ、七四年からは学会出席後の研究会での報告を前提として、学会参加交通費補助金制度が設けられた。この制度は、他大学大学院にはみられないものである。この補助金は次第に増額され、専攻間のアンバランスも次第に是正されてきた。しかしながら、共同研究会補助金の使途については各研究科や専攻において必ずしも適切であるとはいえない点が多く、本制度の趣旨にそった院生の自覚的・自主的規律を要望する。

学会参加交通費補助金制度の趣旨は、院生の共同研究会を基盤とした「代表参加者」への援助ということであり、これを変更することはできない。院生の身分はあくまで学生身分である。そうだとすれば、共同研究会補助金、学会参加

交通費補助金は、学部学生のそれらの制度と無関係に論じることではできない。

4. 奨学金制度

院生がアルバイトや仕送りなしに研究に専念できるような条件を保障することは、本来は国のなすべきことである。しかるに、現在の日本育英会による奨学金の貸与は、現実の院生の研究・生活条件を保障するには程遠く、しかも全院生にゆきわたっていない。したがって、大学としても、学生・院生とともに、公費助成運動の一環として日本育英会奨学金の大幅な増額と全員への支給、国公立間の格差を正および返還制度の是正をめざして運動をすすめていかねればならない。

このような現実をふまえて、本学においては「日本育英会の奨学金をおぎなうもの」として立命館大学奨学金制度が設けられている。それは、奨学金貸与制度と学貸与制度の二種類からなっている。この学内奨学金は、民主的研究者の養成という本学大学院の位置づけにもとづいて設けられ、しかも貸与をうけた院生が教職についた場合にはその返還が免除されるなど、他大学とくらべたとき一定の先進性をもっている。

院生協議会は例年その増額を要求し、大学もそれに一定程度こたえてきた。しかしながら、この制度は学部学生にたいする貸与制度と無関係に論議すべきものではない。したがって、これをより充実させていくためには、上記の返還免除規定を廃し、被貸与者全員が一定期限内に返還する制度に改め、財源を次第に豊かにする方向を早急に確立すべきである。このことは被貸与者が後輩の院生の研究・生活条件についても一定の責任をもつということであり、そうした考え方こそが立命館大学大学院の全体としての発展に寄与することでもある。

V 入試制度について

1. 厳選主義

本学大学院では、指導責任の面から入試に際しては、民主的研究者としての将来性があるかどうかを選考基準として、いわゆる「厳選主義」を堅持すべき

た。この厳選主義は、いくつかの問題を派生させていることは否めない。例えば、厳選主義による院生数の少なさが共同研究・自治活動の障害の要因の一つをなし、また研究科内や専攻内での院生のきびしい学問的競争関係を日常的につくり出す上の障害の要因の一つをなしていると考えられる。しかしながら、共同研究・自治活動あるいは学問的競争心の問題は、院生数の少なさとそれをもたらしただけで厳選主義に直結させるべきではない。共同研究・学問的競争心あるいは自治活動は、それを学内においてどう組織化し、また他大学院生とどのような関係をもつかによって打開できるものである。

厳選主義の基本は、院生が研究者として大成しうるかどうかという資質にかかわるものであり、それを緩和することは本学大学院の基本理念にもふれる問題である。したがって、この厳選主義の積極的側面は今後とも堅持されるべきである。

2. 入試制度の改革について

(イ) 外国語二科目の試験について

各研究科の教学内容や研究動向、あるいは進学後の指導や将来の進路をみると、入試科目として外国語二科目を課することが追求されるべきである。ただし、これを実施する上で留意しておかねばならないのは、次のことである。本学大学院が「学部教学を基礎」とするものである以上、大学院入試に、外国語二か国語を課するためには、学部教学の課程で大学院進学を希望する者はそれに耐えうるだけの力をそなえるよう配慮しなければならず、学部教授会はそうした方向でのカリキュラム編成と指導を行わねばならないということである。

経済学研究科および経営学研究科においては、一九八〇年度の入試から外国語二か国語の実施にふみきり、他の人文・社会科学系の研究科においては早急に実施する方向でなお検討中である。

(ロ) 面接試験

修士課程または博士課程前期課程への入試は、従前の修士課程入試にきいて行われた面接試験をさらに厳格化する。このことは、前述〔I〕の1

(ハ)の大学院修士課程および博士課程前期課程の性格づけからすれば当然のことであり、そこでいう「専門的学力」とは、それぞれの院生が専攻しようとする領域にかかわる古典や研究状況についての相当程度の理解度をもっていることを意味している。面接試験は、この点を十分に把握できるようになされるべきである。

(イ) 修士課程又は博士課程前期課程から博士課程後期課程への進学についてこの点については厳重なチェックがなされるべきである。というのは、両課程はその性格を異にするからである。チェックのための具体的方式は、さしあたり以下の点を基準にして各研究科、専攻の事情を考慮して決定する。

- ① 学内からの進学者、学外からの進学者をとわず、将来研究者として独創的研究をおこない、研究指導能力をもちうるかどうかを判断するため、修士課程又は博士課程前期課程における院生の学習態度や修士論文について厳重に審査・審問する。
- ② 研究者たりうる基礎的な語学力があるかどうかを厳重に審査する。研究科・専攻によっては、学内外の進学希望者にたいして、もしくは学外からの進学希望者にたいして、外国語二か国語の試験をおこなう。
- ③ 研究者たりうる専門的な基礎学力があるかどうかを厳重に審査する。研究科・専攻によっては、学内外の進学希望者にたいして、もしくは学外からの進学希望者にたいして、専門科目一科目ないし二科目の試験をおこなう。
- ④ 進学希望者の可否は、各研究科委員会決定する。ただし、理工学研究科にあつては、学内・外の志望者を問わず、修士論文の審査、面接試験以外に外国語および専門科目の試験を行う。

VI 院生の就職問題

1. とりくみの体制

院生の就職問題は、今日いわゆるO・D、O・M問題として全国的にも深刻

な問題となっている。その根本の要因は、すでに述べたように国に学術体制の拡大再生産についての政策の貧しさにあり、それを変えさせるための幅広い運動が必要である。それにしても、当面の対策としては、就職問題を指導教員個人の努力にまかせず、各研究科委員会および大学院委員会として情報を収集し、学外への情報の提供など今後とも持続的に行う。その場合、大学のみならず、民主的研究者として研究・教育を持統できる研究所・調査機関その他学校など広い範囲の職場を開拓することが必要である。

2. O・D問題

今日では1に指摘した職場を確保することは容易ではない。博士課程後期課程修了と同時に就職ができるかどうかは主として社会的状況にもとづくものである。それゆえにO・D対策として各研究科および大学院委員会は次のような措置を講ずる。

- (イ) 就職開拓に努力する。
- (ロ) 非常勤講師の斡旋に努力する。
- (ハ) 研究指導は持続的に行う。
- (ニ) 博士課程後期課程に三年間在籍し、所定の単位を修得した者は、研究生とする。なお、「在学年限については、学則上は従来通り、博士課程前期課程又は修士課程にあつては四年、博士課程後期課程にあつては六年とするが、本「要綱」の内では前者にあつては三年、後者にあつては四年として厳重に運用し、例外となる場合には、大学院委員会の承認を得る。」(昭和五三年度第六回大学委員会議事録)
- (ホ) 博士課程後期課程に三年間在籍し、所定の単位を修得した後、引き続き研究生となるもの及び在籍の延長を認められた者については一年間に限り、研究室の使用は保障する。それ以降については、個々人の机、椅子、書架は保障しない。但し、図書、複写施設などの利用および研究会の出席は保障する。

O・D問題は、一立命館大学研究科のものではなく、社会的問題であり、わが国の学術体制の将来にかかわる問題である。したがって、大学院委員会と

しては、(イ)私大連盟、私大協会、国大協、学会協議等に対してたえず問題を提起し、問題の解決のために恒常的に努力する。(ロ)奨学金制度の改善、流動研究員制度の改善等の問題提起をそれぞれの機関に継続的に行う。

[注・一九七九・六・二三 大学協議会決定]

七〇一 修学館の研究施設の整備・改善について ☆

一九七九(昭五四)・九・七 (学内) 理事会

修学館を中心とする研究体制・研究施設等の整備・改善については、学内理事会は一九七九年度長計委員会に諮問し、同委員会は、本諮問事項の検討のための小委員会での検討および総会の討議を経て、一九七九年一月二十七日付で「修学館を中心とする研究体制・研究施設の設備・改善に関する答申」がなされた。

学内理事会は、本答申をなされた長計委員会に対し、深い敬意を表するものであるとともに、本答申が、本学の将来にわたる研究体制のあり方、およびそのための施設条件にかかわるきわめて重要な事項であるため慎重な検討をつけてきました。

その結果、学内理事会としては、教員の研究実態とその条件等や各研究機関、組織における諸問題等を洞察しながらも、一方で衣笠一揆点計画の到達点、また、そのなかにおける修学館施設の物理的な諸条件等を勘案し、本答申に盛り込まれている積極的な施策の提起を現時点において可能なかぎり実現させ、さらに将来に向けてこれを発展させるという立場から、以下にします当面の改善計画を策定しましたので全学の建設的な討議を要請するものです。

なお、学内理事会としては、当面の施策を実現しつつ、長計委員会答申に示めされる「第二修学館」問題をふくめた総合的な研究体制、条件および諸施設のあり方について引きつづき検討していきます。

一、修学館に収容する施設

修学館に収容する施設は、当面、以下の通りとします。

(1) 学部共同研究室及び外連協・一般教育センター共同研究室

学部共同研究室については、長計委員会答申(以下「答申」とする。)にあるとおり、法、経、営、産の社会科学系四学部の共同研究室(共同

研究室、図書・資料室、事務室」を現状配置を基準として別図の通り配置し、学部共同研究室の縦ての集中を図り、学部相互間もしくは、人文科学研究所、人文研基礎文献資料室、さらには地下書庫等との有機的な連係が図れるようにしたいと考えます。また、外連協共同研究室（一般教育センターをふくむ）は、上記の法学部共同研究室配置との関連上、別図の通り五階西側に配置したいと考えます。

(2) 教員個人研究室

教員個人研究室は、修学館北側突出部分の建設構想が変更されたことよって、現有施設のなかで十分に保障されるかという懸念がもたれましたが、別図に示すように同二階から五階にわたって合計二八二室を設置し、法・経・営・産・文学部の専門・外国語・一般教育・教職・保健体育各関係の専任教員および理工学部的一般教育・外国語・保健体育関係専任教員の個人研究室を配置し、その他、名誉教授室、国際交流研究員室等を設置します。

(3) 共同研究会室

教員の共同研究会活動を保障する一環として、共同研究会室の設置が望まれています。当面、修学館内には別図に示すとおり地階に四室を設置します。なお、この他に、各学部共同研究室をはじめ、中川会館会議室の利用、さらに将来的な末川記念会館の利用等も含めてその条件は大幅に改善されるものとなります。

(4) 学部共同書庫

従来、各学部共同研究室に併置されている図書・資料室は、すでに狭隘となつて指摘されてきましたが、当面、別図のように地階に「人文研書庫」に隣接して新設し、電動式書架を設備して約五万冊の収容能力をもたせ、現在、各学部共同研究室にある図書・資料等を選定して、ここに移すことよって学部共研における書庫の過密化を解消したいと考えます。なお、この際、同地下共同書庫に収容すべき図書・資料については、各学部で検討されることを要請しますが、たとえば全学的な利用に供しうる視点から、和・洋學術雑誌のバック・ナンバーを中

心としたものが考えられます。

(5) 人文科学研究所

人文科学研究所については、現行の研究所施設に加えて、一九七九年度から発足した専任研究員の研究室及び共同研究室を設置します。また、研究所独自の資料室、書庫の拡充を行い、各研究者の利用の便宜がはかれることになると考えます。

(6) 基礎文献資料室

基礎文献資料室は、答申で提案されている「改善のための具体的提案（その一）」の修学館共同体制への一環として、同答申にある「修学館共同資料室」の構想を具体化しようとするものです。

答申が提案している「修学館共同資料室」は、「政府刊行物・年鑑・年報・統計書・新聞縮刷版・製本ずみ学会誌・雑誌などをこれに集中し、共同の利用に供する。」として構想しており、たしかに「社会科学系四学部のみならず、文学部、理工学部、外連協その他全学の研究者による研究資料利用の便宜」となりうるばかりでなく、「図書文献資料を集中化し、共同化することよって計画的・系統的収集」を可能にし、「ダブリを最小限におさえ」、より多面的な資料の蒐集を行い、研究を発展させる条件を創造するという意味で、きわめて積極的な改善策であるといえます。

しかしながら、この「共同資料室」に集中される図書・資料類は、これまで各学部共同研究室で収集されてきた方式を一切廃止して「共同資料室」で取捨選択する方式をとるのか、それとも従来の方式をそのまま継続し、不要になったものをこの「共同資料室」に集中するのかわという問題があり、前者だとするならばその選書の方法や従来の方式との関連をどう調整するのかわという問題が残りますし、また、後者とするこの「共同資料室」の積極面は失われます。

また、答申は、この「共同資料室」の資料と「人文科学研究所が組織する共同研究・総合研究を中心とする必要図書資料」とをそれぞれ別置する方式を提案していますが、この場合、人文研の研究会のための図書

は一定の系統的な収集が行われているため別置が望ましいとしても、資料類までも別置する必要があるかどうかという検討の必要性が残ります。

したがって、学内理事会としては、これらの問題の検討を引きついで全学的に討議していくこととしつつ、当面、従来、人文科学研究所が提案してきた「基礎文献資料センター」と、答申が提案している「共同資料室」の構想を引き継ぎ、将来に発展させる条件として「基礎文献資料室」を設置し、主として政府刊行物、統計書、年鑑、年報等を収容し、各研究者の利用に供する機能として発足させたいと考えます。また、同時にこの資料室は、さきへのべた「学部共同書庫」の管理を併せてもちます。

(7) 大学院教学施設

本修学館に、法、経、営、社、文各大学院研究科の教学諸施設を整備します。すなわち、その内容は、次の通りとし、別図のように修学館一階に集中して配置します。

① 講義室・ゼミ室

法、経、営、社、文各研究科の講義・ゼミ室として合計八室を設置します。

② 院生共同研究室

本修学館に収容する院生共同研究室は、法、経、営、社の四研究科院生のもとし、合計一二室を設置します。

なお、この院生共同研究室は、一室にあたり五名の院生の共用を基準とします。

③ 大学院図書室

大学院図書室は、答申の提案にもあるように、将来的にはこれを解体して各学部共同研究室に統合していくことが望ましいと考えますが、この点については今後各関係機関で検討されることを要請し、その結論をうるまで、当面現行のまま残置します。

④ その他の大学院施設

以上の諸施設に加えて、院生談話室、院生協議会室を設置します。

(8) その他の施設について

① 修学館受付—現行のまま。

② 教職員組合関係施設及び教職員厚生施設

教職員組合関係施設及び教職員厚生施設については、まえへのべた人文研関係施設、教員共同研究室等の配置との関連で、修学館階階西に移動して設置したいと考えます。

二、修学館研究事務体制について

修学館研究事務体制については、答申は「改善のための具体的提案（その一）」において、現在の各学部共同研究室事務を統合し、組織的にも一本化して「修学館研究事務室」とすることが提起されており、学内理事会としてもこの提案のもつ視点と具体的な構想に積極的な評価をもつものです。

しかし、同答申は、この「修学館研究事務室」と人文研事務室とを全く別の事務組織としてそれぞれを独立化しています。このことは、各学部の共同研究室の機能と、人文研の機能上のちがいがいという点からみれば一応妥当性があるように思われます。しかしながら、人文研に新しく発足した専任研究員制度をみてもそれは各学部から全く独立したものではありません。また、人文研の総合研究会や課題別共同研究会も各学部の共同研究会と全く別個に存在するものではありません。研究内容上のこのような密接不可分の関係は、研究事務体制の上でも相互に密接な関連性をもたさなければならぬと考えます。

答申のしめす「研究事務の共同化、組織的統合、集団的力量」は、学部共研事務と人文研事務とを統合し、研究事務体制のあり方を日常的に討議することによってはじめて可能であると考えます。とくに、答申のいう「研究用基礎文献センター」構想の実現は、各学部共研事務と人文研事務との統合と、職員の合理的な配置によって可能となります。

しかし、この各学部共同研究室と人文研事務室との統合による「修学館研究事務室」は、以上にのべた意義についての合意と、既存のそれぞれの事務についての整理、今後の展望などについて慎重な討議が必要であり、

かつ、そのうえで適正な人員の配置を考えなければなりません。したがって、学内理事会としては、このような修学館研究事務体制全般については、今後さらに検討を継続することとし、当面、各学部共同研究室及び人文研事務室は現行のまま、新たに一―(6)で設置する「基礎文献資料室」に若干名の職員を配置し、人文科学研究所の管理のもとにおきたいと考えます。

以上

〔図面・省略〕

〔付〕

昭和五四年一月二七日

総長 天野和夫殿

昭和五三年度 長期計画委員会

委員長 濱崎正規

修学館を中心とする研究体制・研究施策の整備・改善に関する答申

はじめに

社会進歩をめざす国民的要請にこたえ、研究と教育の「現代化・総合化・共同化」を促進し、国民的課題にせまる清新で創造的な研究成果を数多く生み出すためには、研究方向・研究内容そのものについての検討とともに、研究体制・研究施設、研究条件についても、たえず検討を加え、その改善を志向していくことがきわめて重要である。

歴代の長期計画委員会は、このような見地から、一九七三年度長期計画委員会第二次答申以来、一拠点計画における研究体制、研究施設の整備改善の方向性について、全学に提起しつつ、その具体化のための作業を積み重ねてきた。

その検討の結果は、理工新館建設時点における理工研究施設の改善、文学部

移転に関連した清心館建設ならびに修学館増築、文学部・二部移転にともなう図書館閲覧室の拡張というように、逐次、具体化され、実施に移されてきた。

今日、一拠点化の実現は、学部としては法学部を残すのみという段階にいたっている。このような状況のもとにおいて、修学館を中心とする研究体制ならびに研究施設計画を具体的に確定することが、今、求められつつある。

本委員会は、このような認識にたちながら、これまでに積み上げられてきた考え方を基本的に継承しつつ、専門委員の協力を求めながら、修学館における研究体制の改善案をまとめるとともに、法学部の早期移転を念頭に、従来の施設計画案についても、現実的諸条件に照らして再検討を試みた。

本委員会が、とくに留意したことは、一拠点構想が具体化され、実施に移される過程において、当初のA、B、C、3ブロック構想（法・産棟構想）が修正され、新3号館と法棟建設にかわり、修学館周辺の環境諸条件（学生の流れを含む）に変化が生じた点である。この点から、これまで一貫して構想されてきた修学館中央部北側に、凸出して共同書庫部分を増築し、かつまた、それと図書館とをブリッジで結合し、そこに図書館事務室を収容するという案についても現実的諸条件ならびに将来展望の両面から、種々検討を加えた。

本委員会が、到達した主要な結論は次の通りである。

1. 法学部の研究施設（学部共同研究室、書庫、教員個人研究室、大学院生研究室）は、修学館に収容する。

2. 社会科学系四学部の学部共同研究室の機能の強化と学部間の連けいの強化ならびに書庫スペースの拡大のために、「修学館共同資料室」を修学館一階ならびに地階に新設するとともに、研究事務組織を「修学館研究事務室」として統合し、必要な職員を配置し、各学部共同研究室ならびに修学館全体の共同研究事務の推進にあてる。

3. 法学部の移転を実現した時点で、長期計画の新たな見直しを行う必要がある。このため、当面、修学館の施設改造は最小限にとどめる。

4. 法学部移転までに、中央図書館の増築・改造を完了する。

なお、本委員会が、一拠点化において果さねばならない検討課題として設定した諸点は次の通りである。

- (1) 法学部に関係した研究諸施設の確保
 - (2) 社会科学系学部ならびに人文科学研究所の書庫スペースの拡張と研究会室の増設
 - (3) 研究事務体制の充実・強化・再編成——とくに学部共同研究室、人文科学研究所の機能と事務体制の強化
 - (4) 外国語、一般教育、教職、保健体育関係教員の研究体制、研究施設の改善
 - (5) 大学院の研究体制、研究施設の整備
 - (6) 修学館と中央図書館との関係の整備(中央図書館の充実を含む)
 - (7) 修学館における研究諸施設・設備・居住条件の改善
- これらの諸課題の細部については、なお継続して検討を重ねる必要があるが、前記の通り、基本的諸点について結論をえたので、早急に全学の民主的討議を要請し、全学的の方針を確定することが大切と判断し、ここに本答申を提出する次第である。

I. 修学館を中心とした研究体制についての基本的考え方と改善の重点

1. 個人研究・共同研究・総合研究をとわず、研究の発展にとって重要なことは、なによりも研究者間ならびに研究者と研究事務担当者間の意見交換、相互理解、相互援助の機会と体制を可能な限り容易にする状況をつくり出すことであり、また研究手段、研究施設の利用の便宜を改善していくことである。
- したがって、文系五学部の共同研究室、個人研究室、大学院関係の研究室を、人文科学研究所とともに、可能な限り修学館に集中し、研究棟としての機能の強化をはかるという、従来からの方針を堅持すべきである。
2. 学部は、研究と教育の基本組織であり、学部共同研究室は、学部の研究センターとしての性格を有している。
- 学部共同研究室の機能の強化が必要であるが、その業務は多面的であり、かつまた学部間で重複している業務も少なくない。総合大学としての利点を有効に生かし、学部固有の機能を明確にしつつ、同時に学部間の連けい、

人文科学研究所との関係を整備充実するために、修学館における「共同化」を最大限に追求することが大切である。

3. 現行の組織体制では、研究棟としての修学館の状況と課題を、理事会ならびに関係諸機関が適確に把握することが困難である。

とくに、学部共同研究室の事務体制と指導体制に問題があり、現行の事務組織体制では、共同研究室の意見を集約し、理事会に反映させることがむずかしい。そのため、そのことが学部共同研究室の機能の充実・強化を阻害する要因のひとつとなっている。それ故、学部共同研究室を組織として統合し、職員を増員し、共同化・集団化をすすめるなら、業務の改善をはかることが急務である。

この点の改革を軸としつつ、修学館における組織体制を新たに作り上げる必要がある。

II. 改善のための具体的提案(その1)——社会科学系四学部の共同研究室体制

1. 一九七七年度長期計画委員会第二小委員会の提起

社会科学系四学部の学部共同研究室の現状と今後のあり方について、これまで多くの討議が長期計画委員会ならびに各教授会において積み重ねられてきた。

昨一九七七年度長期計画委員会第二小委員会は、七六年度の討議をふまえ、学部共同研究室の機能と職務について詳細な分析を行い、集団化・共同化が学部共同研究室の充実、機械化のために必要であることを強調し、

「①現在の分散的・分断的小規模方式では、個々に底上げしても(たとえ一人ずつ増員しても)けつして強化することにならない、②研究資料の収集のしかた、利用のしかたが、個人的努力では対応できない専門スタッフの働きを要する情勢になっていること、③分散して各個で行っている事務の共通部分を集団化することは、委員会方式による調整を事務組織として実体化することによって、確実なもの、持続的なものにする」ということ、④現在の体制では、重複したり、逆に脱落しがちな社会科学の全般に

わたるものや、「学際的」分野ないし基礎的な資料の、きちんとした整備が、集団化・共同化によって可能になる」ことを指摘し、「四学部共同研究室を一体として一つの組織とし、各学部共同研究室はそのブランチとする」こと、「書庫を一体化」し、「修学館中央部北側に増築する」ことなどを提起した。(付属参考資料1参照)

2. 本委員会の見解

本委員会は、学部共同研究室のあり方について、昨年度第二小委員会の指摘と基本的諸点において、ほぼ共通の認識にたつものであり、また「書庫の一体化」についても、研究の動向と、図書利用・管理の両面からみて、今後とも引続いて追求すべき課題であると考えるものである。

しかしながら、本学における当面の諸課題——法学部移転と衣笠キャンパス整備のための諸事業、事務体制の整備ならびに人文科学研究所・理工学研究所の専任研究員制度の試行的実施など——の大きさと、そこから生じてくる現実的諸条件ならびに各学部の諸見解を考慮するとき、「共同化」への第一歩をふみ出すことが何よりも重要であると判断する。

各学部に通じている諸課題にむかって、組織的・集团的とりくみを強め、ひとつひとつの課題を確実に処理していくなかで、諸経験が交流され、蓄積され、次の展望が、より一層明確な姿をとってあらわれてくるものと考えられる。

以上の考えから、本委員会は、次の二点を中心に「共同化」を行うべきであると考えられる。

(1) 「修学館共同資料室」の新設

(2) 四学部共同研究室の事務組織を統合し、「修学館研究事務室」とする。

3. 「修学館共同資料室」について

(1) 学部共通図書、たとえば、政府刊行物(白書類)、年鑑、年報、統計書、新聞縮刷版、製本ずみ学会誌・雑誌などをここに集中し、共同の利用に供する。

「修学館共同資料室」の設置によって、社会科学系四学部のみならず、文学部、理工学部、外連協その他、全学の研究者による研究資料利用の

便宜が改善されよう。

製本ずみ学会誌・雑誌の集中は、各学部所属する研究者がほぼ共通して利用するものを基本として行うので、その執行に際しては、各学部の意見を徴しつつ、かつ学部セクトに陥らないよう留意して実施することが大切である。

このような図書文献資料を集中化し、共同化することによって、計画的・系統的収集が可能になり、ダブリを必要最小限におさえることになる。余剰のダブリ分は、中央図書館に移し、学生の利用に供することもできよう。

(2) 各学部の書庫は、すでに満杯状況にあるが、上記の図書文献資料が約三分の一のスペースを占めているので、これを「修学館共同資料室」に移すことによって、(1)項の積極面とともに、各学部の書庫の狭隘状況を、当然、解消することができよう。

(3) 従来、上記の図書文献資料は、人文科学研究所の所管の下に「基礎文献資料センター」に收容することが妥当であると考えられてきたものであるが、専任研究員制度の導入を軸とした人文科学研究所の改革の方針と、その職務内容ならびにそれを支える事務組織の負担を考えると、人文科学研究所は、人文科学研究所が組織する共同研究・総合研究を中心に、それに必要な図書資料の収集・管理にあたり、その特徴を發揮することが適切ではないかと判断した。(付属参考資料2参照)

(4) 「修学館共同資料室」の運営は、「修学館研究事務室」(一階に配置)が行う。人文科学研究所、中央図書館との連けいを密にしつつ、その体制の確立に努力する必要がある。この種の図書文献資料の計画的・系統的収集・保管・利用サービスのために、専門的力量をもった職員を配置しないし、養成することが望ましい。

(5) 各学部ならびに人文科学研究所の意見を徴しながら、非売品の資料(自治体、会社、商工会議所など)やミニ・コミ資料などの系統的収集・保管・利用サービスについても、積極的に検討すべきであろう。

4. 「修学館研究事務室」について

- (1) 現在、各学部共同研究室の職員は、組織上、各学部事務室の所属となつており、多面的な業務に従事しているが、事務体制と指導体制に問題があるので、これを改め、社会科学系四学部の共同研究室の事務組織を統合し、一本化する。「修学館研究事務室」は、修学館一階に置き、事務長ならびに必要な職員を配置する。
- (2) 「修学館研究事務室」は、社会科学系四学部の各学部共同研究室ならびに「修学館共同資料室」の事務に責任をもち、定例の「職場会議」をひらき、経験を交流し、研究事務の改善にあたる。
- (3) 学部共同研究室の業務は多面的であり、個々の業務の系統的追求がむずかしい状況にある。また近年、とくに学部教員増、研究図書予算増にともない仕事量が増大し、その処理に追われ、研究関係業務についてのとりくみが弱体化しているばかりか、学部の研究図書・資料の計画的・系統的収集が困難となっている。
研究事務の共同化、組織的統合によって、集团的に力を集中してとりくむべき課題が明確となり、業務の共同処理と改善が可能になると期待される。
- (4) 各学部共同研究室は、現状をふまえ新しい業務編成に適合した人員を配置する。
- (5) 選書は、従来通り、各学部の教學理念にしたがつて行われるが、可能な限り、調整につとめることが望ましい。
- (6) 「修学館研究事務室」は、各学部の計画的、系統的選書・収書に役立つ出版情報の収集・紹介を組織的に行う。
- (7) 「修学館研究事務室」は、文献・図書・資料の相互利用、有効利用のために、月ごとの新着図書目録の作成、学部間の交換、配付などに積極的にとりくむ。
- (8) 対外レファレンス・サービス(学外の研究機関所蔵図書資料の借出しサービス、コピー・サービス、ならびに図書探索サービスなど)についても、中央図書館の業務と連けいを保ち、とりくむことが期待される。
- (8) なお、いうまでもないが、各学部共同研究室における業務は各教授会

の指導の下に行う。

5. 外連協、保健体育教室などについて

本委員会に対する諮問事項が「社会科学系四学部の研究体制について」であったこともあって、外連協、保健体育教室などの研究体制について、ほとんど討議することができなかった。今後、検討しなければならぬ。

(1) 「外連協体制について——とくに組織および研究体制について——」と題する討議資料が、各学部教授会の討議に付されているので、それらの討議をふまえ、適切な機関において検討する必要がある。

外連協の共同研究室の機能強化をはかりつつ、今後、文学部との共同化、人文科学研究所との関係などをより明らかにしていく必要がある。

(2) 体育教員の研究は、体育スポーツそのものに関する自然科学的・医学的研究と人文・社会科学の側面との研究に大別され、近年、後者の研究が前進しつつある。この後者の点を考えるならば、体育教員の個人研究室、共同研究室を修学館内に置き、他の研究者との交流・共同研究を強めることは、積極的意義がある。しかし、実技面の研究、体育課との関係を考えるならば、共同研究室を現行の如く、体育館もしくは第二体育館に置くことがベターといえよう。

体育関係の研究体制については、人文科学研究所との関係をふくめ、今後、引続いて検討を重ねる必要がある。

6. 大学院について

各学部大学院は、研究体制の一翼をになつてきている。学部共同研究会ならびに人文科学研究所の共同研究会などへの大学院生の積極的参加が望まれる。また、大学院生相互の学部をこえた交流を強め、大学院生自身が共同研究会を組織し、新鮮かつ創造的な研究成果を生み出していくことが重要である。

以上の点から、社会科学系大学院の諸施設は、修学館に集中し、共同化をすすめる。

「修学館共同資料室」の新設ならびに学部共同研究室の機能強化をめざした事務組織の再編によって、研究体制が充実強化されるので、現行の大

Ⅳ. 修学館における施設計画について

以上のような修学館を中心とする研究体制についての基本的な考え方とその改善施策を具体化するにあたって、その施設計画と整備もまた重要な課題である。

本委員会はこの施設計画の検討にあたって、すでに昭和五一年度、五二年度の長計委員会小委員会の検討をふまえ、また、さきにも述べたような本委員会としての検討、さらには本年度長計委員会に対する学内理事会の修学館凸出部増築についての再検討の要請（註）をふくめ、本委員会として次のように整理し、提案するものである。

（註）学内理事会の修学館凸出部増築案に対する再検討要請の主たる理由。

- ① 清心館（新文棟）の建設および現在進行している「新三号館」の建設、また将来に計画されている第二体育館の立地条件との関連などをふくんで、衣笠全キャンパスの全体的配置と学生の流れ、キャンパスの「ゆとり」などの確保上、凸出部の増築は好ましくないのではないか。
- ② 凸出部増築に伴なう各研究室、個人研究室等の改築、移動、浄化水槽の移動等技術上の諸問題と経費は、本学の一拠点計画の進行上軽視できない。
- ③ 全学の研究施設を修学館に集中するということについての「あり方」の再考と、将来構想の再検討との関連。

イ、法、経、営、産社各学部共同研究室（図書資料室、共同研究室、事務室）

ロ、一般教育センター、外国語科共同研究室（同じ）

ハ、教員個人研究室（法、経、営、産、文学部の専門担当教員、全学部の一般教育、外国語科、教職課程、保健体育科教員）

ニ、修学館研究事務室・修学館共同資料室・共同書庫

ホ、人文科学研究所（図書・資料室、書庫、共同研究室、会議室、所長室、

事務室、複写室）

ヘ、大学院教学施設（教室、院生共研室、院生会議室、談話室、院生協議会室）

ト、その他の施設

教職員厚生施設（会合室、休憩室、レクリエーション室等）

教職員組合施設（会議室、執務室、資料室、印刷室等）

2. 具体的な配置案について

(1) 共同研究室について

法、経、営、産社学部の共同研究室については、現状スペースのまま、二階から五階の各階に配置する。

一般教育センター、外国語科共同研究室については共用とし、現状スペースを基準として五階に配置する。

なお、以上の各学部共同研究室等を現状スペースとする場合、とくに書庫部分の狭隘が問題となるが、この不足分については、当面、修学館地下共同書庫を設置し、収容する。

保健体育教室共同研究室については、当面、現状のまま体育館内とし、将来的には第二体育館等の計画ともあわせて再検討する必要がある。

(2) 教員個人研究室について

教員個人研究室については、各学部共同研究室、一般教育・外国語科共同研究室の配置を中心に、二階から五階までの各フロアーに配置する。

なお、この場合の研究室数は総計で二八二室とし、上記一〜ハの教員に必要な二六四室、将来の増員分一二室、その他特任教授、名誉教授室、国際交流研究員室等六室とする。

(3) 修学館研究事務室、共同資料室、共同書庫について

修学館研究事務室は、共同資料室の機能とあわせ、修学館一階に併置する。

また、共同書庫については、地下部分に、人文研書庫との機能を併せて増築する。

(4) 人文科学研究所について

人文科学研究所は、現行施設を中心として、修学館東側一階に、所長室、専任研究員室、事務室、書庫、研究会室等を集中し、また、地下部分においても書庫、資料室、研究会室等を設置する。

(5) 大学院教学施設について

大学院教学施設は、法、文学研究科の授業・演習の使用をふくんで教室七室、法、経、営、社各研究科院生共研室二二室、(合計六〇名収容)、その他共同研究会・会議室、談話室、院生協議会室等を修学館一階西側部分に集中配置する。

なお、従来の「大学院図書室」は解体し、各学部共同研究室に吸収し、学部共研図書とも併せて院生の利用が行いやすいようにすることがのぞましいと考える。

(6) その他の施設について

現行修学館内には、研究施設の他に、「修学館受付」および教職員厚生設備の一部(休憩室等)、教職員組合施設が収容されているが、これらの施設についても当面は、修学館内におく。なお、この場合、「修学館受付」については現状のままとし、教職員組合施設等については、修学館地下西側に集中配置する。

3. 修学館研究施設と関連の深い他の施設について

以上の修学館における研究体制、諸施設と関連の深いものとして、本学の中央図書館との運営上の関連、施設・設備上の関連があるが、これらについては附属資料とする「中央図書館の施設計画試案」に詳細にのべる。

V. 今後の課題

以上のごとく、本委員会は、一揆点早期実現という政策課題とその内容をなすところの教育・研究改善の当面の諸課題の実現にむかって、全学の力を結集することが、現時点においてもっとも重要であると判断し、本答申(案)をまとめた。

将来の大学像を見通した、真に長期的なヴィジョンと、それを可能ならしめ

る諸条件(とくに財政)を考慮した計画案の提起は、衣笠全体計画の見直し作業にとりくむなかで、改めて検討しなければならない課題である。今後に残された主要課題は次の通りである。

1. 「共同書庫増築・ブリッジ構想」にこめられた課題の実現。とりわけ、共同書庫のあり方、増築規模、増築場所、建設時期の目途などを策定するという課題。

2. 個人研究、共同研究、総合研究のそれぞれの発展に見合うように、今後さらに研究施設を改善し、実現していく課題。ただし、この課題の抜本的改革は、修学館の増築が事実上物理的に限界づけられているので、「第二修学館」構想の問題としてとりあげるほかないであろう。

3. 研究棟としての性格・機能にふさわしい施設・設備を改善し、充実していく課題。

4. 修学館と中央図書館との有機的連けいを強化する課題。

以上

△附属参考資料▽〔省略〕

1. 一九七七年度長期計画委員会第二小委員会報告(一九七八・二・一)

△抜粋▽

2. 基礎文献資料センターの設置をめぐる(人文科学研究所の課題と展望

—一九七二・一〇・二〇)

3. 中央図書館の施設計画試案

七〇二 八〇年代の学園政策確立のために―立命館大学の現状と課題

〔一九七九（昭五四）・一〇・二二（学内）理事会〕

はじめに

一、立命館大学は、戦後一貫して「平和と民主主義」にもとづく新しい大学の創造をめざして、教職員、学生、院生が一体となって努力をかさねてきました。教職員、学生、院生の全学的合意にもとづく一九七五年度全学協議会確認は、立命館大学として「七〇年代後半にあたっての新しい大学像・学生像をどのように創造していくか」、その基本的課題と重点政策を指示した歴史的文書であり、大学はこの確認にもとづき、小集団教育を軸とする教学改善をさらに推進するとともに、衣笠一揆計画の早期民主的実現を最終段階まで達成してきました。

二、今日、私たちは一九七九年という八〇年代の前夜にあります。このときにあたり、本学としても、現時点での「新しい大学像」づくりの到達段階を確定するとともに、当面の解決すべき諸課題をあきらかにし、二十一世紀につながる八〇年代の学園政策を、全学の英知と力を結集し確立する必要があることは、いうまでもありません。

そのための討議資料として、ここに「八〇年代の学園政策のために―立命館大学の現状と課題―」を提出し、全学の討議の素材とします。

I 大学、とくに私立大学をめぐる情勢

八〇年代の学園政策を確立するというとき、私たちはなによりもまず、わが国の大学、とくに私立大学をめぐる情勢を、今日の政治・経済をめぐる一般的な情勢のなかで的確に把握しておく必要があります。

(一) 政治・経済をめぐる一般的な情勢

一、日本経済は、大規模な雇用調整と「減量経営」によって、今後の長期的不況からぬけ得る見とおしをつかんだものと判断され、景気の局面は一定のうわみきをみせるようになってきました。しかしながら、他方に、エネルギー危機、財政危機、インフレーションの高進、設備過剰など、経済的難問が国際的にも国内的にもいぜんとして累積しており、八〇年代の日本経済は、景気の局面は交替したとしても、もはやかつての「高度成長」を期待することはできず、全体としては「低成長」にとどまり、不安定な動揺をづけざるをえないものと思われます。

二、もちろん、予想されるこのような経済動向にたいして、政府や財界は、積極的に政策上の手だてをすすめてきています。すなわち、低操業にたえうる企業体質の実現、一般消費税にみられる増税措置、福祉政策の抑制、産業構造の転換と防衛生産の拡大、資本輸出と「太平洋経済圏」構想、いわゆる「総合安保体制」の展開ともむすびついており、国民の民主主義的権利の抑制につながる危険が強まっています。

(二) 大学、とくに私立大学をめぐる情勢

このような政治・経済情勢のもとで、政府による八〇年代の大学政策は、次のように展開されようとしています。

一、その際、まず確認しておく必要があるのは、一九七一年六月の中教審答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」で展開された高等教育改革構想の三つの基本的な柱が、八〇年代においても継承されてきていることです。

① 第一に、学校教育体系の多様化、大学の「多様化」「種別化」の名による画一化傾向はさらに促進されようとしています。大学の「多様化」「種別化」は、戦後教育の「平等主義」への批判であり、人間能力の多用性を保障するものだと主張されてきましたが、逆に大学入試にみる激しい競争は、画一的な価値基準のもとでの大学の序列化をすすめる結果となりました。国立統一入試の実施は、その傾向に一層の拍車をかけてきています。

② 第二に、「開かれた大学」の名による「産学共同」の強化と大学自治規制の方向が、一段と強められようとしていることである。その具体化として、教授会の廃止、副学長制の新設、学外者によって構成された参与会の設置、人事委員会による教員選考、学部制の廃止と学系・学群制の新設、学生の自治活動の抑制など、いわゆる「筑波大学」構想が拡大されつつあります。また、一九七七年五月、科学技術会議の答申「長期的展望に立つた総合的科學技術政策の基本について」は、社会開発分野の重要性を強調するなど、国民的要求の部分的吸収を試みながら、その基本は、原子力・宇宙海洋開発、情報処理などを重点として「官・学・民の有機的連携の強化」をはかろうとしています。

③ 第三に、高等教育をより有利な職業選択のための研修とみる「教育投資論」の考え方、「受益者負担」によって、学費の父母負担をますます増大させようとしています。そのことはたとえば、私学費との均衡を名目とした国公立学費のあいづく引き上げや、「私学助成」抑制の大平発言に具体的にみることができま

二、しかし、政府による八〇年代の大学政策には、中教審答申による高等教育構想を基本的に引きつぎながらも、今日の政治経済情勢と高等教育にたいする国民的要求運動の発展を反映した一定の軌道修正もまたみられます。その新たな修正の方向は、一九七六年三月の高等教育懇談会による報告書「大学再編の前期計画」（七六年一八年）、七九年六月の文部省大学設置審議会の「後期高等教育計画」などによって示されています。それは、第三次全国総合開発計画（三全総）の「定住圏構想」「田園都市構想」によっても裏うちされ、次のような政策方向をとっています。

- ① 政令都市における大学および学部の新増設、学部定員増の抑制。
- ② 関西学術研究都市構想、大学の地方分散化。
- ③ 大学の「量的拡充」から「質的充実」をうたつたので、私大水増し入学の一・三倍以下への規制、地方国立大学の整備、文・社会科学系学部の増設。
- ④ 国民の生涯教育の要求をとりこんだ放送大学の開設とその官僚的統制、各種専修学校の重視による高卒後教育の多用化、流動化。

この「後期教育計画」は、高等教育にたいする国民的要求を反映した面もあ

りますが、全体としては中教審路線を引きつぎながら、中央による地方の再編をめざす三全総の一環として、大学教育にたいする官僚的統制を強化しようとするものだというべきでしょう。

三、このような高等教育計画の新たな展開にたいして私立大学、とりわけ大都市の大手私学においても、一定の対応をみせています。たとえば、

- ① 都心から郊外へのキャンパスの大規模移転。
 - ② 学生定員の見直し（文部省定員の充実、いわゆる「水増し入学」の是正）。
 - ③ 勤労者を対象とした二部大学教育の規模縮小。
 - ④ インフレ高進にともなう学費の連続値上げ傾向。
- 立命館大学としては、こうした他の私立大学の動向についても、その積極面、消極面を正しく評価しながら、八〇年代の学園政策をうちたてる必要があります。

四、また、今日の私立大学をめぐる情勢として、赤字国債と公共料金の引き上げによるインフレの高進、一般消費税をはじめとする増税計画、「減量経営」による賃金抑制と雇用不安の拡大など、国民の生活が全体としてますますびしくなつてきており、したがってまた、学生生活も新たな困難に直面していることを直視しなければなりません。他方に、さきにあげた八〇年代の高等教育政策のもとで、国家財政の破たん、私学助成「限界」論を名目とした私学予算の抑制、インフレの高進にともなう物価の高騰が、私学の教育と研究をおびやかす、学生、父母の生活困難とあわせて、私学危機をいっそう深化させようとしています。

II 「国民のための私学づくり」と本学の到達点

以上にみるような学園をとりまく情勢、すなわち政治・経済情勢や中教審答申を踏襲する文部省の高等教育政策、私学における教育・研究や学生生活の一般的な諸困難のなかで、「国民のための私学づくり」をめざしてきた本学としては、八〇年代の学園政策を確立するにあたり、今日の私学危機、私学における教育と研究の危機、学生生活の困難を抜本的に解決するには、その基本的認

識として七五年全学協確認が示す、次の二つの点を確認しておかねばなりません。

① 第一は、「私学の危機は単に私学だけの危機ではなく、日本の全高等教育、教育全体の危機の私学におけるあらわれであり、それは現在進行しつつある国民的危機、つまり日本全体の経済的・政治的・文化的危機の一環である。そして、その根源は、政府の貧困で反動的な文教政策と不況のもとでのインフレーション政策にあり、その根本的解決は、国民の教育をうける権利を保障する大幅で民主的な公費助成の獲得、国民のための私学づくり運動以外にはありえない」（七五全学協確認）こと。

② 第二は、今日の私学危機の根本的な解決のためには、このように文教政策の民主的転換が要求されるとしても、個別大学の限界内においても、国民のための私学づくり、および公費助成運動を教職員、学生、院生など全学の構成員をもって前進させること。

本学ではこの二つの基本的認識のうえにたつて、国民のための私学づくりをすすめてきました。以下、まずその到達点をささげたいので、八〇年代の学園政策を確定していくことにしましょう。

(一) 本学における「国民のための私学づくり」をめざす基本政策

周知のように本学では「国民のための私学づくり」をめざす基本政策として次の三つの柱をかかげてきました。

一、第一に、憲法と教育基本法にもとづく平和と民主主義を教学の基本理念としました。

二、第二に、平和と民主主義の教学理念は、国民的要請にこたえる教学という理念として具体化され、

- ① 大学教育の機会均等を追求すること。
 - ② 勤労者に大学教育の場を保障すること。
 - ③ 平和と民主主義を基礎とした国民的課題を志向する教育内容の展開―研究・教育における「現代化・総合化・共同化」を追求すること。
- などを基本方針としてきました。

三、以上の教学上の基本理念、基本方針を推進するにあたっては、教員、職員、院生、学生など大学の全構成員を大学自治の担い手として位置づけ、民主的体制を強化し、全学の合意にもとづき、その具体化をはかってきました。一九七五年度全学協議会確認の内容は、その時点における学園の歴史的な到達段階を具体的に示す指標であるといつてよいでしょう。

(二) 「国民のための私学づくり」と学園の到達点

七五年全学協議会確認から今日にいたる学園の到達点としては、およそ以下の点を確認することができます。

一、教学改善について

① 学生、教職員の実態と要求を系統的・全学的に把握し、教学改善の課題を政策化し、これを実現する努力をつみかさねてきたこと。また「学生・教職員の実態を系統的・全学的に把握する体制を確立する」（七五年全学協確認）についても、一定の前進をみることができました。

② 七五年度全学協議会確認は、国民的要請にこたえる教学の基本目標として、「民主的社会常識と専門的・技術的能力を十分に身につけて卒業し、現代の激動する社会に生きていく自信と確信をもつよう」な学生を育成するとしていました。本学では七五年度以降、この基本目標と全学協確認の具体的課題にしたがつて、一・二回生「低回生小集団教育」、三・四回生演習など各小集団教育の位置づけと到達目標をあらためてあきららかにし、小集団教育との関連で一般教育、専門教育をはじめとする全教学の改善をすすめてきましたが、その成果とともにまた多くの課題ものこされています。

一九六三年以来、約一五年間にわたる歴史をもつ本学の小集団教育は、自主的・集団的な学習の発展という点で、全国的にもみるべき到達点をもっています。また、小集団教育との関連で、専門教育や一般教育についても「現代化・総合化・共同化」の観点から一定の改善がすすめられ、外国語教育についても七五全学協確認にそつて、外国語教員の増員、教科研究会の強化、テキスト教材等の改善、上級英語の強化、第二外国語のカリキュラムの改善などがすすめられてきました。しかしながら、小集団教育と他教科の教育との不均衡発展の

傾向、大講義における出席状況の問題、留年の増大、就職状況の偏り（公務員・教員には強いが、巨大企業・総合商社、マスコミへの進出が弱い）などに象徴されるような教学上の課題がまだ多くのこざれています。

③ 今日における二部軽視の文教政策のなかで、本学は一九六三年二部改革以来一貫して「勤労者を対象とする大学教育」を守るという立場を堅持し、教学の改善に努力してきました。この基本方針のもとで本学では、六九年度以降、勤労者確保のための入試優遇措置を、七八年度より二部二講時制を実施してきましたし、さらに八〇年度からは二部推薦入学制度を実施することをきめています。しかしながら、このような教学改善の努力にもかかわらず、変転する社会経済情勢や二部学生の層としての変化など、二部教学をめぐる諸条件は、率直にいつてますます困難な様相をみせ、二部教学の実態をさらに深く検討せねばならない状況にたたされています。「勤労者を対象とする大学教育」という方針を基本的には堅持しつつ、八〇年代にむけて二部教学の改革をどうようにすすめるかが、改めて問われています。

二、総合大学としての基礎の確立

① 七五年度全学協議会確認は、「衣笠一拠点計画については、七〇年代後半における新しい大学づくりの視野をもふくめて、早期かつ民主的に実現する」としています。この確認は、「早期民主的实现」をめざす全学の合意にささえられて、着実に実現されてきました。本年九月には、新・中川会館（本部棟）が完成し、学園本部の衣笠移転がすすみ、新・研心館（二部基本棟）も完成しました。こうして、一九六八年にはじまった「衣笠一拠点計画」はいよいよ最終段階にはいり、あとは一九八一年四月を目標とした法学部棟の建設と法学部の移転をのこすのみとなりました。この点では、「衣笠一拠点の早期・民主的实现」の確認にもとづき、法学部移転を予定どおりに実現する課題がのこざれています。

② 一拠点計画の実現がすすむとともに、教員の研究と教育、職員の教学事務、学生諸君の自主的・集団的学習活動、自治活動をすすめるうえで、総合大学としてのメリットを生かすための基盤がますます拡大してきました。間近にせまってきた法学部の移転をも考慮し、研究・教育、教学事務、自主的・集団的学習

活動など学園の全分野にわたって、総合大学としてのメリットを十二分に發揮するにはどうするか。これは八〇年代の学園政策をつらぬく重要な柱でなければならぬと考えます。

三、学園の民主的体制の強化

① 周知のように立命館大学が、戦後、民主的学園として急速な発展をとげたのは、一言でいえば、「民主的諸制度の確立のもとで、大学の全構成員の総意によって大学運営がおこなわれてきたこと」（七五年度全学協議会確認）によるというてよいかと思います。七五年度全学協議会確認以来、学園の民主的体制はさらに前進し、教学の改善、暴力一掃のとりくみを軸として、理事会、教授会、教職員組合、学友会、各学部自治会、院生協議会、生協理事会と組合など、全構成員による大学自治は一段と充実してきました。

② 学園の民主的体制の強化は、教学と財政の統一という基本的な視点から財政の民主化がすすんだ点にもみることができまます。たとえば、全学生にたいする「学園通信」による予算および決算の報告、財政説明が制度化されたこと。

四、相対的低学費と公費助成

① 七五全学協会は、「私学危機を根本的に解決する大幅で民主的な公費助成の獲得運動と、国民のための私学づくり運動を發展させ」つつ、「相対的低学費」を堅持することを確認しています。本学では、この確認にもとづき、七六年度の学費改定以来、今日まで学費をすえおいてきました。過去四年間にわたり学費をすえおいてきた大学は、私大連盟傘下では本学をふくめてわずかに四大学にすぎず、しかも現在、本学の学費は私大連盟傘下大学の平均六〇％という低い水準にあります。これは、わが学園の民主的力量をあらわすものといわなければなりません。

② このような相対的低学費が維持されてきた重要な条件の一つが公費助成の獲得にあることはいまでもありません。本学では、公費助成の獲得運動で早くから先進的役割を果たしてきましたが、七五年度全学協議会確認以後、学園の全構成員（学生、教職員、理事会、生協）による公費助成運動をめぐる連帯は、一段と強化されました。主に前進した点は、公費助成の獲得運動とあわせて財政の民主化がすすめられたこと、全学によるこの運動が持続的・恒常的な

運動に発展したこと、対政府だけでなく自治体にむけての要求運動が展開されるようになったこと、などをあげることができます。しかしながら今日、私学助成の「曲がり角」といわれるような状況が作りだされていることも、また否定できません。国民の「学ぶ権利」をまもり、民主的で大幅な公費助成の獲得にむけて、これまでの経験と教訓を総括しながら、公費助成運動をどのように新しい段階に引き上げるかが、当面する重要な課題となっております。

Ⅲ 八〇年代における学園の基本政策と基本的課題

(一) 八〇年代における学園の基本政策

すでにみたように本学では、「国民のための私学づくり」をめざす学園の基本政策として、平和と民主主義の教学理念、国民的要請にこたえる教学、大学の全構成員による自治と民主的体制の強化など、三つの柱をたててきました。

私たちは、八〇年代をむかえる現段階にあって、この三つの柱を基本的に堅持しながら、学園の基本政策を次のように補強して確定したいと考えます。

一、憲法と教育基本法にもとづく平和と民主主義の教学理念の堅持。

二、国民的要請にこたえる教学という理念にかんしては、これまでの基本方針を再確認しながら次に補強したいと思えます。

① 大学教育の機会均等を追求すること。

② 勤労者に大学教育の場を保障すること。

③ 平和と民主主義を基軸とした国民的課題を志向する研究・教育の展開―研究・教育における「現代化・総合化・共同化」を追求すること。社会に通用する専門的学力と民主的社會常識をもった、すなわち今日の学生にふさわしい十分な基礎学力をもった学生を、本学の教育をつうじて育てること。

いわゆる「現代化・総合化・共同化」とは、社会進歩をになう国民的利益の立場から、現代的課題に大胆にとりくむこと、そのためには異なった学園領域の総合化が必要であり、総合化は教員の研究・教育における共同化・集団化によってささえられなければならないということです。

この本学において歴史的に形成されてきた「現代化・総合化・共同化」の方

向は、もちろん八〇年代においていつそう積極的に推進されねばなりません。しかし、それと同時に、国民的課題を志向する教育・研究の展開というとき、とりわけ今日の学生の現状と要求にたして、八〇年代における本学の高等教育をつうじてどのような学生を育てるかがあらためて問われねばならないと思えます。

この点では、七五年全学協の確認が、学生諸君にたいして、「社会に通用する専門的・技術的能力と民主的社會常識」をもちうる教育をすすめることと強調している点を、八〇年代における学園の基本政策として組みこむことが重要だと考えます。なぜなら、高度に分業が発展した現代社会においては、諸分野の職業を遂行する専門的力量と、自らの職業のもつ社会的な意味やモラルを生き生きと感得できる基礎的力量の形成が重視されなければならないからです。そのさい、今日の社会の状況と青年・学生の現状にたして、また本学の平和と民主主義の教学理念にたして、学生諸君にたいし基本的人権と平和・民主主義を守り発展させる主体としての主権者、自主的で主体的な探究精神にみちた知性の持ち主、国民的教養の創造的な担い手たりうるような教育がすすめられるべきであると考えます。また「社会に通用する」というとき、その社会はひろく国際化された社会であることをも念頭に入れておく必要があるでしょう。

また各学部は、以上の基本的観点をとおさえた上でそれぞれ専門的・技術的能力の養成においてその特色を評価されるような学部教育をつくり出す必要があります。

④ 全国的であるとともに、地域にも根をおろした大学を志向すること。戦後、立命館大学は全国各地から学生諸君が集まり、研究・教育の両面においてその声価は全国に知られるようになりました。

八〇年代をつうじて、全国的な声価をさらに高めるようにするとともに、衣笠周辺、京都・近畿圏など地域にもしつかり根をおろした大学として、研究・教育上の成果をあげるように努力します。これは、大学の地方分散、国立地方大学の「質的充実」をめざす文教政策にたいして、本学として主体的に対応しようとするものです。

⑤ 私学危機が、多様で複雑な形態をとって深刻化するもとで、公費助成運動

と「国民のための私学づくり」運動に積極的にとりくみ、相対的低学費を堅持する必要がある。

三、研究・教育の国内的・国際的交流の強化

本学では一九六八年以来、すでにふれてきたように研究・教育の「現代化・総合化・共同化」をすすめてきました。しかしこれまでのところ、このアピールは学園の範囲内にかぎられてきた傾向があります。八〇年代をむかえるにあたり、本学がわが国における私学の雄としての地位を固めるには、学園の主体的力量を強めながら研究・教育の「現代化・総合化・共同化」の方向を、国内的にも国際的にも積極的に追求していく必要があります。

四、全構成員による大学自治の堅持と民主的体制の効率的強化

全構成員による大学自治と民主的諸体制の強化こそ、戦後における本学の発展をささえた基本的な支柱であり、このことは引きつづき八〇年代の学園の基本政策として、確認しておく必要があります。ただそのさい、ここでは今日の段階をふまえて次の二つの点を課題として強調しておきたいと思えます。

- ① 学生、教職員にたいする系統的な実態把握の体制を強めるとともに、民主的討議をすすめるための基礎資料の整理・分析体制を確立すること。
- ② 本学における民主的体制（研究・教育に責任を負う教授会、大学機関、職員職場の民主化と自主的・集团的体制、五者会談、学振懇、全学協など各級協議機関）の運用を工夫し、諸課題の全学的合意による民主的かつ効率的な解決を促進すること。

(二) 八〇年代における学園の基本的課題

今日の情勢、学園の到達点、学生、教職員の実態をふまえ、総合大学としての一層の発展を展望するとき、八〇年代における学園の基本的課題としては、以下のことが設定されねばならないと考えます。

一、学生予算定員の削減

一九七五年度全学協議会確認は、「学部学生定員の検討について」として、次のように述べています。「一九七三年度全学協議会において、今後の小集団

教育を軸とする教学の一層の充実、学部教授会の適正規模の検討のなかで、学部学生定員の縮小を衣笠一揆点完了時を目標に検討することが確認されたが、衣笠一揆点化の新しい段階に入った今日の時点において、公費助成運動の展望とも関連させて、学部学生定員の適正化を、七六年度長期計画委員会の課題として設定し、その条件等を慎重に検討する」。

このように学生定員の削減は、過去二次にわたる全学協議会がその検討を示してきた課題であります。今日、全学の構成員の努力と協力によって「衣笠一揆点の早期民主的实现」が最終段階に入り、八〇年代の新しい学園政策を全学的合意で確立するにあたり、教学改善のもっとも重要な環として、ここに学生定員の計画的な削減を積極的に提案したいと考えます。

- ① 八〇年代にむけての本学の教学を改善する重要な環をなす施策として、学生予算定員を、計画的に削減していきます。現在、本学の教職員一人あたり学生数は三五・三人（十大私学平均二四・一人）ですが、これを改善することが、一段高い研究・教育水準の創造とゆとりある学園づくりにとつて、緊急の課題となっております。この課題は、政府の「高等教育計画」が「水増し」入学の是正をうたい、また他私学においても予算定員の削減傾向がみられることから、実現がせまられています。

- ② 学生予算定員を以下の計画をもって段階的に削減していきます。

a 第一段階（一九八〇年度新入生から実施）

法・経・営・産社の四学部 現行六六〇→六〇〇名

文学部 〃 六一〇→六〇〇名

理工学部 〃 七五〇→六九〇名

第一段階の学生定員の削減は、主としてクラスの学生数減にあてる。

b 第二段階（一九八三年度新入生から実施）

法・経・営・産社・文学部 六〇〇→五五〇名

理工学部 六九〇→五〇〇名

第二段階の学生定員の削減は、主としてクラス数の削減にあてる。

c 二部の学生予算定員について

勤労学生の確保と入試制度の改善、二講時制の総括と低回生小集団教育の

指導充実とあわせて、二部の実態をふまえて学生予算定員の削減を具体化します。

③ 二次にわたる計画的な学生予算定員の削減は、八年後には一部だけで約三〇〇〇名、ほぼ一学部に相当する学生数の減少となります。これは研究・教育の基本的条件を改善するとともに、キャンパス生活全体にかなりのゆとりを生み出すことになるでしょう。学生数削減の意義・効果としては、(a)クラス学生数の削減による小集団教育の充実、(b)大講義の改善、(c)クラス数減による教員の講義準備時間、研究時間の保障、(d)自主的・集团的学習活動の場の保障、学生共同研究室、談話室、図書館、体育活動、生協の利用条件の改善、その他キャンパス生活全体にゆとりを生み出すこと、などをあげることができます。

二、一・二部各学部における教学体系・教育内容・教育方法の再検討と改善

① 一・二部各学部は、七五年度全学協議会確認にもとづく教学改善の諸結果を全面的に総括し、その積極面と消極面とをあらためて見直してまいりました。また、この総括のうえにたつて、積極面をさらにのばし、消極面を克服することを基本として、学生諸君の社会的進路の拡大をも視野に入れ、「社会に通用する専門的・技術的能力と民主的・社会的常識」を基本内容とする基礎学力の向上をはかるための教学改善の具体的課題をあらかじめ示しています（別項で詳述する）。教学改善の具体的課題にむけて各学部教授会をはじめ大学諸機関のとりくみを強めるようにします。

② 教学改善の具体的課題の策定にあたっては、とくに衣笠一拠点計画の完成にともなう総合大学としてのメリットを生かしたカリキュラムの改定、たとえば一般教育特講の開設、他学部受講の可能性を検討するようにします。

③ 二部については、「勤労者を対象とする大学教育」の実を高めるために、推薦入学制度の実施に引きつづき、入試制度の全般的検討をすすめ、二部独自の入試制度の実現をはかるとともに、二講時制実施後の教学実態を全面的に総括し、教学改善にむけてとりくむようにします。

④ 以上の教学改善の諸課題を実現するうえで必要、かつ不可欠の条件として、学生数の全体的な削減、クラス学生数の削減、クラス数減を実施します。それとかわって必要な教員定数増をはかります。

三、研究政策上の課題

① 八〇年代における新しい大学づくりをめざして、研究と教育の「現代化・総合化・共同化」の理念を再確認しつつ、研究と教育の統一の今日的必要性をあらためて強調する必要があります。今日の大衆化した大学で研究と教育の双方にきびしく責任を負い、その新たな統一を模索することはきわめて困難な仕事であり、教員の苦悩はこの一点にあるといっても過言ではありません。高い研究水準と密度の濃い教育の創造にむけて、個々の教員の一層の努力もさることながら、とくに研究・教育における集団化・共同化を追求し、大学としても研究・教育の組織と運営のあり方、研究条件の整備にかんして積極的にとりくむ必要があります。

② 研究政策上の課題はのちに別項でしめしますが、その重点課題としては、可能なかぎり教員の研究時間保障の具体的な措置を講ずるとともに、人文・理工学研究所、学部共同研究室などにおける共同研究体制の強化、研究事務体制の整備・強化をすすめます。学生定員の削減は、このような研究政策上の課題を実現するためにも必要です。また、研究施設条件の整備・改善のために、当面、修学館（研究室棟）の改修、末川記念会館の建設をすすめます。なお、将来計画として、第二修学館の建設および理工学部研究施設の整備を検討する予定です。

四、入学試験制度改善の課題

勤労学生の確保を主眼とする二部入試制度の抜本的な検討をすすめます。また、一部入試制度についても、本学で勉学する真にふさわしい素質と能力をもった学生を確保する観点から、その改革を検討することにします。

五、学園規模の検討

すでにあげた二次にわたる学生予算定員の削減を計画的に実現していきますが、本学の将来における学園規模については、長期計画委員会において検討することにします。

六、事務体制の強化

① 学園本部が移転し、衣笠一拠点化が最終段階に入った今日、事務体制についてその総括とあわせて、一拠点完成時を見とおした本部、施設管理、就職

課、研究事務などの再編・強化を学園の重点課題として設定する必要がある。この課題についてはのちほど別項でふれることにします。

② 上記の検討と合わせて職員の数についても検討を行なう必要があります。
七、衣笠キャンパスの整備と校地確保の計画的推進

① 学園に必要な校地を確保し、空間的ゆとりをもたせ、研究・教育の施設の諸条件をさらに整備し（以学館改修、末川記念会館の建設、第二修学館構想など）、学園の将来展望をきりひろくために校地確保を計画的に推進することを、八〇年代学園政策の重点課題として設定します。この課題については別項で述べることになります。

② 校地確保にあたっては、衣笠周辺一体における中心校地および柘野周辺部の拡充に重点をおきます。あわせて衣笠キャンパスの全体的な整備および緑化を計画的にすすめることにします。

八、教学と財政の統一—学費問題と公費助成運動—

① 本学としてとりくむべき八〇年代の教学上の重点課題は、以上に見るよう学生予算削減をはじめとしてきわめて多岐にわたっています。しかるに他方、インフレーションの高進やエネルギー問題などによる物価の高騰、人件費・物件費の自然増は必至であり、さらに学生定員削減にともなう収入減がこれに加重されます。その結果、本学の教学と財政の不均衡も急速に拡大せざるをえません。

予測されるかかる学園財政状況にたつて、教学と財政の均衡・統一をはかるために、本学としては学生生活実態の慎重な検討のうえにたつて、相対的低学費の原則を堅持しつつ明年度からの学費引き上げを提起せざるをえません。
 ② このさい、私学の公費助成が曲がり角にさしかかった状況のもとで、これまでの公費助成運動の経験と教訓を全面的に総括し、公費助成運動を新しい段階に引き上げるために全学的なとりくみを一段と強めねばなりません。

IV 教学の具体的な改善施策

本学教学の諸課題についての具体的な改善施策にあたっては、七五全学協で

昭和54年10月1日現在

学生数一覽

学部	一 部						二 部					
	1	2	3	4	5以上	計	1	2	3	4	5以上	計
法 学 部	649	683	659	660	303	2,954	277	258	280	292	189	1,296
経 済 学 部	660	693	631	638	164	2,786	274	262	282	290	95	1,203
経 営 学 部	701	698	665	644	132	2,840	288	281	278	249	101	1,197
産 業 社 会 学 部	697	658	656	607	142	2,760						
文 学 部	605	660	608	593	165	2,631	185	149	153	171	64	722
理 工 学 部	663	598	664	793	116	2,834	75	83	79	91	45	373
合 計	3,975	3,990	3,883	3,935	1,022	16,805	1,099	1,033	1,072	1,093	494	4,791

大学院学生数 155名

法学研究科 8名	社会学研究科 13名
経済学研究科 11名	文学研究科 73名
経営学研究科 7名	理工学研究科 43名

確認された「新しい大学づくりの課題」を基本的な観点として、八〇年代に向けての民主的社會を形成していく主体を養成するために、①民主的・社会的常識や社會に通用する専門的学力・技術を養う課題、②そのために必要な基礎学

力養成の課題、③総合大学のメリットを生かした研究・教育の現代化・総合化・共同化と、学生の「学びたい」要求、「学びがいのある大学教育」への要求を実現する課題、を基本的な柱とすすめなければならぬと考えます。

(二) 民主的・社会的常識や社会に通用する専門的学力・技術を養う課題と学部教学の改善について

七五全学協確認以来、この課題は、学部教学の全体系にわたるものとしてそれぞれ追究され、実践されてきました。

あらためていうまでもなく、この課題は、八〇年代を展望する新しい大学づくりのなかで民主的社會を形成していく主体の養成の課題として確認され、今日の経済的、社会的、文化的状況のもとにおかれている学生にたいし基本的人權を尊重し、正しい科学的認識を身につけ、民主的な市民としての世界観、労働観、権利意識をもった力量ある社会人としての専門的学力、技術を養う大学教育のあり方を指向したものです。

このような考え方のもとに、各学部教学においては、小集団教育の充実をはじめとして、専門教育の改善、種々の実務講座の実施、また、この課題のもとにおける一般教育、外国語教育、保健体育教育、教職課程教育の改善がとりくまれ、そのなかから次のような課題がみちびき出されてきています。

一、小集団教育を軸とする学部教学の発展・充実

一、一九六三年以来、約一五年間のあゆみをもつ本学の小集団教育は、当時のマスプロ教育の弊害を克服し、高校教育から大学教育への導入をはかるという目的からさらにこれを発展させ、今日では、学部を中心とする教学の「現代化・総合化・共同化」をすすめる研究・教育の充実への基軸として位置づけられてきました。

すなわち、「小集団教育を軸とする」ということは、単に「プロゼミ」等の小集団教育授業を充実するということだけでなく、このなかでだされてくる学生の学問的関心や問題意識のなかに現代における研究・教育の課題をとらえ、これをそれぞれの学問の分野において国民的要請にこたえる研究と教育に発展させるという基本的な意義をもっています。また、このことは、ひとり教員の

研究・教育の発展にとどまらず、学生が、小集団教育を軸として自らの「学ぶ要求」にねざす自主的・集团的学習活動を発展させていくという意義を有しています。

今日、この小集団教育を中心として、学生が展開している広範な自主的・集团的学習活動（サブ・ゼミ、自主ゼミ、ゼミナール大会、学術系サークルの活発化等）の実態は、このことを如実にしめしており、本学教学の大きな特徴をなしています。

二、しかし、このような到達点にある本学の小集団教育は、現状ではなおいくつかの改善すべき問題点をもっています。その主な点は、

① 最近の学生の後期中等教育段階を経ての大学進学の実態、そのなかであらわれてくる大学教育への目的意識や要求の変化、最近の社会・文化状況とくに「情報化社会」といわれる状況のもとでの学生のもつ多様な知識や関心をふまえ、これを学問的にいかに高めていくか、またその体系をいかに構成していくかという問題。

② 学生が自ら学び成長する力ともなるべき基礎学力と専門的力量的養成に向けて、その授業内容と方法を再検討し、その到達目標を明確にし、具体化していく問題。

③ 「小集団教育を軸とする」学部教学のとりくみのなかで、ともすれば「小集団中心」の弊害がみられる点を是正し、学部教育としての専門教育、一般教育、外国語教育等との均衡のとれた教学として発展させていく問題。

④ 正課として的小集団教育を基盤として、学生が自主的・集团的に行なうさまざまな学習・研究活動（サブ・ゼミ、自主ゼミ、サークル活動等）と学部教学との関連を重視し、学部としてこれに積極的に関わっていく問題。また、その方法や諸条件の整備の問題。

⑤ 小集団教育をさらに充実・発展させるための教員の教育条件改善の問題。

現在、各学部教員は、一部において一・二回生小集団、三・四回生演習、二部において一・二回生小集団もしくは三・四回生演習と、合計で三、四クラスを担当し、これにそれぞれの専門科目を担当しています。それに加えて、それぞれのクラスの学生人員は現行では五五名（二部では六〇名）のほり、①、

②の問題を中心としたキメのこまかい指導や密度の高い授業を展開するには、これらの条件が極端となっております。この現状を打開し改善していくことが必要です。

三、したがって、これらを改善していく施策の基本的な点は、以下の諸点を、重点的にすすめねばならないと考えます。

① についてのひとつも基本的な施策は、学生の実態把握です。学生実態の把握は、それぞれの教育現場における教職員および機関の把握の重要性とともに、これらを総合的に把握し、施策化していく全学的体制の確立が急務です。

また、これらの実態把握がゆだねに各教学機関および個々の教育現場に反映されていくという日常的な体制の確立が必要です。

② 基礎学力養成の課題については、現在の学生の実態や問題意識、技能を基礎として、学生の学びたいとする意欲を引きだし、それにふさわしい教育の内容・方法の充実と体制を学生数減の条件や一拠点の実現下における諸施設の条件を積極的に生かし、具体的な施策を教職員、学生が創意をもち寄ってつくりあげていくことが必要です。

③ 各学部の教学実態をみるなかで、小集団クラスの出席状況は七〇〜八〇%が恒常化しているのに比して、他の一般的な講義科目は一〇〜三〇%と低い状況にあります。このような状況からみても学生の学習実態のなかに「小集団教育中心」の傾向がみられます。

したがって、このような実態と、各教科における「小集団教育を軸とする学部教学の充実」の観点からのそれぞれの到達点と問題点を再整理し、その授業内容や方法、学習指導等について改善するとともに、学部のカリキュラム体系の整理とこれにもとづく教員の共同化ははかられていく必要があります。

④ 学生が行なっている「サブ・ゼミ」や「自主ゼミ」は、本学の小集団教育の成果として重視すべきであり、そのための条件を整えていくことが必要です。

施設面での条件整備としては、学生共同研究室の拡充・整備とともに、小教室の使用法の改善や諸会議室の活用等総合的に検討します。

さらに、これらのサブ・ゼミや自主ゼミにおける学生実態のなかには、施設・設備の整備とともに、ゼミ内容にたいする教員の指導・援助の要求が強く出

されていますが、これらについては、基本的にはサブ・ゼミや自主ゼミで行なわれようとする学生の学習目的の設定やすすめ方が、正課の授業のなかで指導され構成されていくという視点でとらえることが重要であり、したがって、教員の指導・授助は、それぞれの正課授業の内容・方法のなかの問題としてとりくまれる必要があります。

⑤ 小集団教育における教員の密度の高い授業の内容と、キメのこまかい指導が行なわれるためには、なによりも担当教員によるクラス学生の把握が重要です。担当教員は、そこでクラス学生の個々がどのような問題意識や学習意欲をもっているのか、サブ・ゼミや自主ゼミで何を学ぼうとしているのか、また、その実態はどのようなになっているのかの把握が大切です。

そのためには、教員がそのことをなす条件が与えられねばならず、大学がその基本政策で提起している学生数減→クラス学生数減→クラス数減はこのような教員の教育活動を改善し共同化をすすめる条件となるでしょう。

二、専門教育について

各学部の専門教育改善については、第一に系統的履修とそのものにおける学生の発達段階に照応した基礎学力の養成に主眼を置いて内容の改善やカリキュラムの集約化を検討し、一定の整備をすすめてきています。

しかし、一方で学生の実態は、各講義の出席率にもしめされるように、必ずしもそれぞれの学科目にたいする履修への自覚が明確でなく、また、小集団教育や他の教科目の学習との関連性を十分につかめないままに受講しているというような実態があります。したがって、このような実態をふまえながら、本学の教育のめざす民主的・社会的常識と専門的能力に裏づけされ実社会で実践的な力を発揮しうる学生を養成していくためには、学生の学びたい要求と学びがいのある大学教育への要求に依拠してさらに次の点での改善・充実をはかっていかねばなりません。

① 学生の実態、要求をふまえ、小集団教育の充実・発展と併行して、知識の体系化と、学生が学ぶことの意義と問題が把握できるような基礎学力の養成に重点をおいたカリキュラムの系統化、集約化を引きつづいて検討し、改善するとともに学生の学ぶゆとりときびしさをともなった要卒単位数の検討を行ない

ます。

② 学生の授業への参加の向上は、基本的には①の改善とあいまって学生の積極的な自覚によらねばなりません。そのためにもこのような自覚をうながす履修指導の強化や、授業方法の工夫、受講者数の適正化、教室条件の改善等を行なう必要があります。

③ 上級回生時における語学力の維持向上ともあいまって専門の「外国書講読」の受講実態をふまえて、その改善策を早急に検討します。

三、一般教育、外国語教育、保健体育教育、教職課程教育について

これらの教科は、各学部教学のなかですすめられてきましたが、同時に本学としての統一した理念、教育目的にそつて、全学的にこれを推進するためにそれぞれの機関が努力を行なってきました。とりわけ、大学教育をとりまく情勢は、「放送大学構想」にもみられるように、既存大学におけるこれら一般教育、外国語教育等に大きな影響を与えようとしているとき、本学のこれらの教科の今日の到達点をあらためて確認し、これをふみ固めていくことが大切となっています。そのためにも、現在の学生実態——とりわけ後期中等教育の現状のもとで進学してきている学生の関心や意識、要求をふまえた改善への努力が重要です。

① 一般教育

本学における一般教育は、七五全学協定の新しい大学づくりの観点にそつて、平和と民主的の社会建設に役立つ力量のある人材養成の基礎条件として、自然・社会・人文の全般にわたる総合的かつ均整のとれた知識体系と、人権の思想を基本に体系的知識を十二分に駆使しうる力を涵養することを目標としてとられてきました。それは大きく次の二つの柱です。

① 大学教育としてある従来の一般教育の教科内容の改善と充実。

② そのなかで、現代の科学・技術の急速な発展と、社会情勢の一定の変化に対応し、学生のもつ現代的な問題関心にもこたえうる「特殊講義」の開講。

第一の柱である教科内容の改善、授業方法の工夫・改善では、

(a) それぞれの教科目ごとに、何を教えるのか、また、受講者はそこで何を学ぶのかという目標をあきらかにするため講義概要等の充実とともに、それぞれ

にサブ・テーマをつけて学習のポイントをしめしてきたこと。

(b) また、このなかで「法学」等を中心にして憲法にさししめす平和と民主主義の理念、基本的人権の思想を教科の内容にすえてきたこと。

(c) 諸条件のゆるす限りにおいて、専任率の向上と、いわゆる「巨大講義」改善のための一定のとりくみを行なってきたこと。

であり、第二の柱では、

(d) 法学部、産業社会学部、二部における一般教育特殊講義の学則化とともに、この開講、さらには明八〇年度から、全学的にこれを開講するとりくみを行なってきたことです。

しかし、このなかでは、それぞれの学科目の内容改善とサブ・テーマをつけたことなどで、学生が一般教育を学ぶ視点が明確になり、深められたという前進面も出ていますが、同時にまた、必ずしもこのような学問的関心にむすびつかず、単に「時間割の都合」とか「単位がとりやすい」とか、また「理論的なのは避ける」等々の弱点もみることがあります。

したがって、今後の課題としては、まず第一にいわゆる「巨大講義」の解消に努力し、学生の学びやすい条件をつくることを追求すること。第二は、各科目の内容をさらに学生の問題関心にこたえるものとして改善することを検討し、すすめるとともにその授業方法についても教材や視聴覚機器を利用することなどをふくめて改善をはかること。第三には、このような従来の学科目の充実とともに、「特講」を全学開講し、その実態と教訓を生かしつつさらに発展させていくことです。

② 外国語教育

本学における外国語教育の目的は、①外国語使用能力の総合的発展、②言語学習をつうじての人間の思考、文化についての認識、③学問への論理的思考力の養成、④平和と民主主義の社会的進歩についての世界との連帯意識と人類の文化遺産の継承、におかれ、そのためには外国語学習にあたっての四技能（読む、書く、聴く、話す）の習得とあわせて「思考力」養成に重点がおかれ、この間種々のとりくみが行なわれてきました。

その主たる内容は、①到達目標の明確化、②外国語教員の増員と教科研究会

を中心とする教員集団体制の強化、③テキスト授業方法などの改善、④視聴覚施設の具体的な推進、⑤上級英語の強化、⑥理工学部（一・二部）における第二外国語の科目増、⑦学生の学習実態の把握、などです。

しかし、これらのとりくみのなかで、さらに学生の学習実態をふまえつつ、以下の点を重点課題とします。

- (a) 大学教育における語学教育、とくに英語教育は後期中等教育に直接つながっているものとして学生の入学時の学力を考慮しつつ、到達目標を具体的実践的課題としていっそう明確にする必要があります。それは、本学のかかげる一般教育・言語教育としての外国語教育の基本理念のうえに、
- (i) 社会に出て市民としての積極的な責務を果たす際、外国語が必要に応じて一定程度の役割を果たしうるものとして備えられる基礎的な学力の養成。
- (ii) 専門教育を受けるに必要とされる、あるいは、それを補う外国語の基礎的な学力の養成。

としておき、それに照応した授業内容および方法、テキスト教材の選定等の工夫とあわせて、カリキュラム体系の再編を検討し、学生の学ぶ意欲を積極的に引き出し、学習への努力をせまらうる指導を強化する。

(b) 第二外国語についても、(a)でのべている基準にそって、さらにその到達目標を明確にし、実力をつけていく。

(c) これらの到達目標の具体化は、必修四コマあるいは三コマの組みたてを随意科目、外国語講読、学習環境の整備とあわせて再検討することをとおして、行なわなければなりません。したがって、

- (d) 随意外国語科目履修の体系化。
- (e) 一・二回生授業の充実・強化のうえに、上級回生時における外国語学習の条件整備、外国語講読との連携。
- (f) 以上カリキュラムにおける改善・強化とあわせて、学生が常に外国語に親しむことができるような語学教育環境の整備。

このためには、正課授業を行なう各教室の音響設備の改善をはじめとして、視聴覚教育を行なう中央視聴覚教育設備、図書館、学生共研等における外国語・文献等の増設等をすすめることが必要であると考えます。

とくに、これらの課題がすすめられるためには、その基礎的な条件としてのクラス学生定員や担当総学生数の削減は重要な要件であり、また専任率向上のための教員体制の強化、教員の研究・研修条件の強化・改善が重要です。

③ 保健体育教育

一九七五年度に行なわれた保健体育の教学総括では、④運動技術の獲得、⑤スポーツの組織性・集団性の獲得、⑥スポーツの歴史性・社会性認識の獲得という三つの目標をあきらかにし、その実現を体育実技と保健体育講義を有機的に結びつきけるなかで内容、方法の改善を追究してきました。それは、種目の単元化と資料配布等による単元目標の明確化、視覚教育手段の採用、評価方法の改善・実質化として具体化されてきています。さらに内容・方法の改善を補完するものとして、七五全学協確認にそって、「三群方式による三種目ローテーション履修制」の実施と「時間積みあげ方式・選択コース制」の廃止、さらに「女子体育クラスの男女共学横断クラス制への移行」を実施してきました。

こうしたなかで、学生の出席状況の向上、技能習熟の度合の深化、課外活動の活発化と水準の向上など学生の特徴的状況が生み出されてきています。また「保健体育概論」の抜本的改善の一環として、共通教材「現代スポーツ・健康」の作成などをすすめて、施設の改善も行なってきました。

これらの体育実技を中心とする教学改善に照応して、学生の主体的意欲的学習態度や集団的学習態度が定着化し、技能習熟への要求がいっそう高まっています。

このような学生実態のなかで、

- (i) 体育・スポーツにかんする学生用図書の実態を検討する。
- (ii) 学生にたいする用具や施設の確保を検討する。
- (iii) 視覚を中心とした教育機器・施設のいっそうの整備・充実（教材作成機器も含む）をはかる。
- (iv) シーズンスポーツのあり方を検討する。
- (v) 教育効果のいっそうの向上をめざした授業内容、履修制度を検討する。
- (vi) 専任率を高めるための諸手だてを講ずる。
- (vii) 第二体育館の建設とあわせて、その他の体育・スポーツ諸施設の整備を行

ない、課外における学生のスポーツ活動の条件も改善すること。ことを当面の課題としています。

④ 教職課程教育

本学における教職課程教育は、七五全学協でうたわれた「教員養成は大学で行う」という理念と民主的な教員を育成するという教職課程教育の目的」にそって種々の課題を追究してきました。

とりわけ、本学の歴史的な伝統と、憲法と教育基本法の精神にもとづく教学の前進のなかで、本学学生の教職への志望者が増大し、毎年度一、二〇〇名におよぶ教職課程修了者を出していることは、他大学に比をみない特徴となっています。

しかし、一方では、文教政策を中心とする一般大学における教員養成課程への圧迫（教養審答申）は、教育実習段階における行政指導の強化や学生の実態を考えない要件の拡大等によって実習の機会をせばめようとしています。

このような状況のもとで、本学における教職課程は、その目的のもとにますます課程教育の意義を深め、次の課題と当面の改善策を前進させます。

(イ) 教職課程の課題

- ① 新規科目の設置を含めたカリキュラム充実の検討。
 - ② 教職課程担当教員の増員、全学部にあたる教科担当の協力体制および交流の強化、学生との協議体制の促進。
 - ③ オリエンテーションの充実、実習校の確保、実習参加学生の学術的指導を含めた教育実習の充実。
- (ロ) 教職課程教育の当面の改善策
- ① 授業の内容検討と改善、学生の学術実態の把握と教職課程担当教員（非常勤講師を含む）の間の交流の強化。
 - ② 大講義科目の分割開講による受講者の適正化と五時限配置科目の改善。
 - ③ 教職課程センターの充実（教職に関する面接・相談の充実、実習、調査、視聴覚機器などの整備）
 - ④ 学生の指導援助の強化（オリエンテーション、特別講義、ガイダンスなどの充実、教員採用試験にかんする情報の提供、学術実態の恒常的把握）。

(二) 基礎学力の養成

後期中等教育の現状を通して入学してくる学生の実態は、今日学生がおかれている政治的・経済的・社会的状況のもとで、鋭敏な問題感覚と多様な知識をもち、積極的な目的意識をもっています。それは「学びたい」要求、「学びがいのある大学教育」への要求で表現されていますが、それでは「どのように学んでいけばよいのか」また、そこで「何を学ぼうとするのか」という学問としての体系を構成し、そしてこれを発展させるという力量において不十分な側面をもっています。したがって、今日の大学教育における基礎学力の養成は、このような観点からいっそう重要な課題としてすえられる必要があります。そのためには、

- ① 低回生小集団教育における基礎学力養成の視点からの見直し。
- ② 基礎学力の養成に視点を置いた学部カリキュラムのなおいっそうの追究と、基礎的な専門科目にたいする学生の積極的なとりくみを促す方策の検討。
- ③ 留年者の実態のなかでとくに低回生教育段階における学習力の不足―基礎学力の不足がその因をなしていることを重視し、この視野からも一・二回生小集団教育を見直していくこと等が必要であると考えます。

(三) 総合大学としてのメリットを生かす課題

本学の衣笠を中心とする一拠点計画は、一九八一年度に予定される法学部の移転によって完成します。

いまでもなく、本学の一拠点化は、ただ単に施設・設備を集中するということにとどまらず、全学の学術機構を一拠点化することによって、教学の「現代化・総合化・共同化」をその総合力のもとでさらに発展・充実させようとする研究・教育の課題であり、また、同時に学生、教職員の集団化をすすめる、大学の自治を固め、民主化を前進させようとする意義をもつものです。したがって、一拠点の完成によつてますますこのことをすすめるなければなりません。学生教育・学習活動の面では、①学部をこえた学習活動の保障―他学部受講制度の拡大等、②各学部の授業担当の相互乗り入れ、③全学共通、または学部間共通カリキュラムの拡大―一般教育特講、教職科目など、④中央図書館、外

国語教育施設、電子計算機室、その他体育・スポーツ施設などの全学的利用の拡大、㊤人文科学・理工学研究等研究機関の利用拡大、など総合大学としてのメリットを有効に生かす課題は多く、これらの具体化をさらにすすめるべきではありません。

(四) 二部教学の改善

二部教学の中心な環は、今日における大学教育をめぐる全般的な状況、文教政策の動向、さらには社会的・経済的情勢のもとでの勤労者をめぐる実態のなかで、本学が一九六三年に定立した「勤労者を対象とした大学教育」の理念を基礎に、これを今日的にさらにどのように発展・充実させるかという点にあります。

そのためには、本学二部教学の大きな改革としてとりくまれてきた現行二講時制下における教学の全面的総括を一九七七年一〇月文書にしめした二部教学の三重点課題(①基礎学力の充実、②自主的・集团的学習のいっそうの前進、③研究・教育内容の現代化・総合化)を基軸に行ない、それぞれの到達点を整理して、さらに今日における新しい二部教学の前進をきりひらいていく必要があります。それに向けての二部教学の課題は、

一、「勤労者を対象とする大学教育」の実をあげるため、一九八〇年度から推薦入学制度を実施することに引きつづき、入試制度の全般的な検討をすすめ、二部独自の入試制度を実現すること。

二、一拠点・二講時制の実施と新研究館建設にともなう二部教学基本施設の整備によって、二部教学は一定の充実がなれてきていますが、二講時制が意図したものをさらに充実するために、④大教室講義を中心とした改善—とくに学生の出席率の向上、密度の濃い学習の保障と、⑤学生の自主的・集团的学習を援助し、サブ・ゼミアワーやその他の余裕時間をフルに利用できるようにすること。

三、外国語教育の改善のために、英語四コマの組み立てと、それぞれの到達目標を明確にし、外国語能力の向上をはかること。

四、小集団教育のいっそうの充実と指導の強化のために、新一回生からクラ

ス学生定員の削減を行なうこと。

また、教学条件改善と勤労者確保の施策を積極的に行ないつつ、全体の学生数についても適正規模の実現をはかること。

五、学生課二部分室と二部事務室の連携をさらに強め、学生生活と課外活動への援助を強め、また、在校生の定職斡旋、卒業者の就職斡旋を強化すること。なお、以上の課題をすすめてつづき、長計委員会を中心に二部問題についての抜本的改革への検討を全学的に行ないます。

(五) 大学院教学の改善

本学大学院は「学部教学を基礎とした国民的立場に立った民主的研究者養成の機関」として、八〇年代に向けてその教学を改善するには七五全学協確認の実践と各研究科の教学総括ならびに「大学院改善要綱」が提起している以下の諸課題が主要な検討事項となります。

一、文部省の「大学院設置基準要綱」、大学院問題懇談会の「中間答申」にたいして、本学大学院の教学理念を堅持し、実践的とりくみのなかで発展させる必要があります。

二、指導体制については、各研究科の教育研究実践や教学総括のうえに立つて以下のとおり強化します。

① 複数指導体制のあり方について各研究科の実情にみあつて具体化します。また、七五全学協確認にそつて文学研究科、理工学研究科でとりくまれてきた指導体制の改善については、院生の教学実態と要求にこたえて今後とも強化します。

② 共同指導体制について

a、各学部教員共同研究会への院生の積極的参加(討論への参加、修士論文作成時の報告と共同指導、博士課程院生の報告など)。

b、院生論文の学会誌への掲載。

c、共同指導体制の拡大。

今日の学際的な学問、研究状況にみあつた各研究科にまたがる独自の開講方式、カリキュラム編成、指導体制の検討を行ないます。

d、人文科学研究所、理工学研究所の共同研究会への院生の参加を推進します。

③ 院生の自主的努力に対する援助について

研究能力の養成や研究における獨創性は、指導とともに院生の自主的努力の結果、修得されることはいまでもありません。その意味で、教員の研究指導を強化することを前提として次の点で院生の自主的努力も期待されます。

- a、論文執筆。
- b、院生による研究科、専攻間での共同研究の推進。
- c、学外研究グループへの参加。

④ 在学年限について

- a、修士課程もしくは博士課程前期課程二年、博士課程後期課程三年で修了、単位修得するよう指導を強化します。
- b、在学年限は、前期三年、後期四年を堅持し、このための指導体制を強化します。

三、院生の研究・生活条件について

① 大学院の施設

学部基本施設、教員研究施設と関連させて位置づけ、当面、法学部移転時における修学館内の大学院施設について、長計委員会答申を基礎に早急に整備します。

② 大学院図書のある方と図書費

大学院図書費は学部共同研究室図書費に統一し、その図書費の中で、一定の割合（現行の院図書費を基準）を保障し、図書選定委員会に院生を参加させる方法を講じます。その具体化のための措置について早急に検討する必要があるとします。

四、奨学金制度

- ① 日本育英会奨学金の増額、枠拡大の要求と運動を強めます。
 - ② 学内奨学金制度―返還免除規定の廃止による増額改善、物価上昇等の関連による検討を行ないます。
- 五、入試制度について

① 厳選主義を堅持します。

② 入試制度について望ましいあり方を検討します。

- a、外国語二科目試験（経済・経営での実施、他の研究科では検討課題）
- b、面接試験の厳格化。
- c、博士課程後期課程への進学について。

六、院生の就職問題について

① 各研究科、大学院委員会における院生就職問題のとりくみ体制を強化します。

② O・D問題

- a、就職開拓に努力。
- b、非常勤講師の斡旋に努力。
- c、研究指導の継続。
- d、在学年限と研究生への転換。
- e、院生研究室の保障、机、椅子の保障問題。
- f、O・D問題の抜本的解決の方向と努力目標。

V 新しい教学を支える教職員

(一) 研究政策上の課題

七五年度全学協定は、研究政策の重要性について次のように強調しています。「私学危機が大学教員の研究諸条件に及ぼしつつある危機的状況の早急な克服によって、本学の研究・教育水準を高めることが、教育・研究機関である大学の社会的使命からきわめて重要である」。この基本的な確認にもとづいて、それ以後、今日にいたるまで研究諸条件について計画的な一定の改善を行なってきました。

たとえば、教員の年次計画にもとづく増員（五年計画、三〇名）、学外研究員制度の改善（一学部国内留学六名、国外留学一名、理工・文における六年に一名の追加）、持時間の一定の改善、図書費、個人研究費等の増額、人文科学研究所・理工学研究所における専任研究員制の実施、個別研究助成の実施など

があげられます。

以上のような一連の改善にもかかわらず、八〇年代における新しい大学づくりをめざして、より密度の濃い教育とあわせて本学の研究水準を全体としてより高い水準に引き上げるために、研究条件および研究体制をどのように改善するかが、なお、切実な課題として提起されています。

しかしながら、この問題は今日の文教政策と私学がかかえている諸矛盾のなかで、研究と教育をどのように統一的に推進するかという、きわめてむづかしい問題と不可分の関係にあります。この問題の根本的解決は、文教政策の民主的転換をぬきにしてはおそらく不可能なことでしょう。とはいえ、本学としては、研究と教育の水準を一段と引き上げることがめざして、個々の教員の主体的な努力を期待することは当然のこととして、とくに研究・教育の「共同化」を追究しながら、教員の研究時間保障をはじめとする研究諸条件の改善や研究体制の整備を緊急の課題として全学の合意のもとに可能なかぎり追究せねばならないと考えています。

具体的には、八〇年代の研究政策として以下の具体的な施策をすすめます。

一、教員の研究時間保障について

小集団教育の負担、大学の役割、諸会議の負担とかわつて、教員の研究時間保障の問題がとくに切実な課題となっています。

しかし、今日の社会・経済的条件と本学の力量からすれば、十分な研究時間の保障は困難ですが、次の措置により一定の研究時間の保障をすすめます。

① 役職の整理、諸会議の「合理化」、効率的運営をはかるとともに、それを保障するための教学諸機関における事務体制の強化を検討します。

② 過密カリキュラムの改善をもとめる学生要求を基礎にカリキュラムの集約化を検討します。

③ サブ・ゼミ保障、体育施設利用要求と関連し、たとえば教授会のない火曜日四時限の共同研究会時間保障の可能性を検討します。

④ 専門科目における前・後期集中講義開講の可能性を検討します。

⑤ 小集団教育のクラス学生数減およびクラス数減を計画的にすすめるとともに、教員の増員についても検討します。

二、学外研究員制度について

七五年度全学協確認以降における学内資金による学外研究員の枠拡大、その合理的・効率的運用についての全学的合意を基礎に学外資金および私費による国外留学・外国出張規程の整備・拡充を検討します。

三、共同研究体制の整備について

研究政策の重点を共同研究体制の整備におきます。

a、人文科学研究所および理工学研究所における専任研究員制度の最終的な確定。

b、学部共同研究室、電子計算機センターなど共同利用研究施設の充実。

c、外連協、一般教育、教職課程、保健体育などの教員の研究条件・体制の整備。

d、修学館改修による人文科学研究施設および共同研究会施設の拡充、学部共同書庫の設置、基礎文献資料室の拡充など、長期計画委員会の答申を基礎に早急に着手すること。

四、個別研究助成（文部省科学研究費不採択分に対する助成）の促進

五、各学部等（外連協、一般教育センター、保健体育教室、教職課程教室を含む）における研究基本図書、研究実験機器の年次整備計画の策定

六、国際学術交流の整備・拡充

以上のほかに、将来計画として第二修学館（研究室棟）の建設、理工学部研究施設の整備を長計委員会でも検討するよう諮問します。

(二) 教学機関、とりわけ事務体制の民主化と強化について

八〇年代の大学づくりの課題にこたえる責任機関としての教授会や教学諸機関の役割はますます重要になっています。とりわけ全学にまたがる教育諸機関の責任体制を再確立して、諸課題に積極的にとりくむことが必要です。それぞれの機関はその固有の責任と機能を果たすとともに、当面する課題を鮮明にし、それらを全学にたいして大胆に提起していくことが必要です。

そのためには、学園の重点課題についての事務組織の力量を強化し、事務組織段階における集中点をあきらかにし、一拠点実現を機に、その体制の整備強

化をはかります。

一、職員役割、任務について

① 大学の職員は主要には研究・教育を支えるための条件整備の任にあたるが、今日では多くの職員がまた直接に教育にかかわる業務をも分担しています。したがって職員は大学の業務遂行について教員と協力してその提案と執行の責任をもつ必要があります。

② 職員はまた大学構成員として学問の自由を守るための大学自治を担う一翼でもあります。

二、本学職員の業務活動におけるとりくみについて

大学の構成員が今日の研究・教育の発展と体制の民主化を築き上げるなかで、職員もまた業務活動において次のような諸点について主体的なとりくみに努力してきました。

① 研究・教育と管理の統一（教学と財政の統一）という原則に立つて事務組織の運営をしてきたこと。

② 事務体制の民主化を行なってきたこと。

(イ) 職場会議が確立されていること、これにより全学課題の理解のなかで、職場政策づくりの業務活動が行なわれていること。

(ロ) 部課長会議が定着しており、課長制度が確立していること。

全学課題と部課課題の結合および全学的調整の機能を果たしていること。

(ハ) 部門内の部課長会議および部門をまたがる関連部課長会議がすすんでいること。

③ 業務についてそれぞれの職員のとりくみが、とくに集团的、民主的な力量によりいっそう発揮されることを中心にしてきたこと。

④ 学生の実態、要求の把握、また基本的人権を守る観点からの業務活動を行なってきたこと。

⑤ 研究・教育の充実のための教員との協力体制がすすんでいること。

⑥ 職員数は他大学に比して、少数であるという実態にありながらも、民主的体制と集团的なとりくみの努力を支えられた業務活動を行なっていること。

⑦ 大学自治構成員の一員としての自覚にもとづくとりくみを行なってきたこと。

と。

等です。

三、事務体制強化の経過について

今日の事務体制の到達点を一九六三年の二部改革、長計の発足から、その改善・強化にあたってきた主要な点を述べてみますと、

① 職員定数増

職員 五一名増（事務実質四三名、技術四名、看護婦四名）。このうち、事務職員増の主な部課、人員は図書館九名、学生・厚生課一〇名、就職課六名、教学部四名であり、これらはすべて二部関連部課の強化となっています。

② 機構改革、整備

二部事務室と関連部課の設置（引きつづく強化）、長計事務局新設、厚生課独立、施設管理体制強化（管理課、施設課設置）、保健センター改組、図書館日曜開館、公費助成担当課、教学部改組、事務機械化と定員再配置、広小路事務体制、学生課二部分室など。

③ 制度改革

二部体制発足→勤務年限改正、職場会議制度化、課長制度改革（一・二次）、課長補佐制度新設、学舎管理職員勤務体制改革、正職員化職種変更など。

④ その他

職員研修の強化（全体、部課、新人）、事務の機械化、超勤減少のとりくみ、勤務条件の諸改善等です。

四、事務体制整備の課題について

① さきに述べた二の業務活動におけるとりくみの諸点は、十分に果たされたというのではなく、職員が今日まで主体的に努力してきた諸点であり、今後よりいっそう内容を充実させていくための課題でもあります。

② 一拠点完成時における事務体制の再編成を行なうこと。総合学園のメリツトを生かすための一拠点計画は、とくに事務体制の整備強化にとつてきわめて重要な意義をもっています。二部、文学部移転にもなつて一定の整備を行なっていますが、さらに関連部課の再整備を中心にして、全体の部課の整備強

化のための再編成を検討していきます。

③ 今後、事務機構について検討を加えるべき点としては、研究事務（図書館体制を含めて）、実態把握のための資料集中・政策化の体制、施設管理体制、就職業務体制その他の整備があげられますが、この点については本部移転にもなう事務の集中化の実態をふまえて一拠点完成後の部課再編成として検討すべきであると考えます。

④ 職員定数について検討を行なうこと。

さきに述べた部課再編成や職員定数の再検討は、学生数減のメリット、従来からの職員増員の経過をふまえたうえで、本学を除く関西三大学平均との比較等を参考にしながら検討を加えます。

⑤ 職員研修は、従来からの集団研修の充実を基本にしながら、個人研修についてもその改善の検討を行なっていきます。

VI 一拠点の達成とキャンパスの整備

(一) 衣笠一拠点への歴史的経過と意義

本学の衣笠キャンパスを中心とする一拠点実現の目的と意義は、本学における研究・教育の民主的発展の到達点をふまえて、研究・教育の内容・体制・条件にわたるいつその改善をはかり、本学を学部・学科を基礎とし、一・二部と大学院を含む総合大学として確立することにあります。

周知のように、いままでいくつかの大学での学舎移転や中教審答申の具体化としての筑波大学が問題になりました。それらは大学移転を契機として、大学における教育と研究を面的に機能分化させ、学部・学科の解体や大学の管理運営にたいする政府や外部からの統制が強められようとしています。

これにたいして、本学における衣笠キャンパスへの一拠点計画は、キャンパスが広小路と衣笠に分かれていることからくる矛盾を解決し、これまで以上に、研究・教育の統一、さらに管理・運営との統一をはかり、一・二部と大学院を含む総合大学としてのメリットを生かすことをめざしています。ですから、いくつかの大学でみられる学舎移転計画とは、その目的・意義が根本的に違って

います。

いくつかの他の大学における学舎移転計画と本学におけるそれとのあいだには、いまひとつ見落としてはならない根本的な違いがあります。それは、いくつかの他の大学における移転計画が大学当局によって一方的に決定されてきたのに対して、本学の場合は、一九六三年の「学園振興基本要綱」においてうちだされて以来、年次計画的に、しかも学生、院生、教職員の要求にもとづき、全学の民主的討議を通して実現されてきた点です。

(二) キャンパス整備と今後の課題

以上のように一拠点達成は、施設面で見ると、単に広小路から衣笠への移転にとどまらず、全学の構成員の要求にもとづいて、つねに施設の新しい整備・充実をともなってきました。しかしながらこれらの発展のなかで新しい問題が生起していることも、学生、教職員の教学実態や要求を通してあきらかになっています。その主な点は、第一に、本学の研究・教育の発展にもなう教職員、院生、学生の力量の向上にふさわしい教学諸条件の充足の問題であり、それは教育と研究の統一の観点から教職員の集団化のために、さらに学生の自主的・集団的学習のいつその前進のために解決がせまられています。主要な点の第二は、学生、院生、教職員の教学改善要求にもとづいた教学施設を整備し、さらに本学教学の到達点をふまえ、八〇年代の本学の学園規模について新たな展開をはかるために必要な校地を確保することです。

以下にその具体的ないくつかの課題を列挙しますが、全学の構成員の総意を結集してその正しい解決をはかりたいと考えます。

一、新法学部棟の建設について

- ① 建設場所 中央グラウンド西側。
- ② 基本構造 地上四階・地下一階、総建設面積九、七九二・三㎡。
- ③ 収容施設 学部基本施設（ただし、大教室、小教室などは他学部とも共用）および地階生協施設（食堂および購買部ほか）。
- ④ 工事期間 本年十一月より着工し、一九八一年三月完工予定。

二、第二体育館の建設について

- ① 建設場所 学園憩いの広場西側。
- ② 基本構造 鉄骨二階建、総建設面積二、〇三二㎡。
- ③ 収容施設 バスケットコート二面、卓球台二四台。
- ④ 建設にともなう体育施設の改修・整備。体育・スポーツ施設の総合的な活用のある方を検討する。

三、修学館研究施設の整備・改善について

- ① 改修後収容する施設は下記のとおりとします。

社会科学系四学部の学部共同研究室および外連協・一般教育センター共同研究室、教員個人研究室、教員共同研究会室、学部共同書庫、人文科学研究施設、基礎文献資料室、大学院教学施設、その他施設（受付、教職員組合関係施設など）。

- ② 共同研究事務のあり方を検討します。

四、中央図書館の拡充・整備について

教育（学習図書館）と研究（各学部共同研究室、研究所）との有機的連関を追求するなかで以下の改善を行ないます。

- ① 閲覧座席数（約一、五〇〇席）の確保。
- ② 収蔵関係施設（書庫）を地階部分から増改築。
- ③ 学習図書館の施設（全階）の改修と整備、とりわけ利用者、図書資料の形式、分野別、配架方式別等を考慮した種類別配置や参考図書室、身障者室、グループ閲覧室などの新設。

五、末川会館の建設について

現在のわが国の社会的情勢と本学教学の到達点をふまえて、故末川博元総長の遺徳を偲ぶだけでなく積極的に先生の研究・教育活動の業績を継承し発展させ、先生の民主的諸運動を分散せず集約し引きつぎ展開させることは極めて重要であり、かつ学界と社会が強く要請するものであると考えます。本学は「末川記念会館」建設のための募金活動を学内外に向けて広くよびかけると同時に、新法学部棟建設による一拠点達成後、速かに着工することを計画しています。施設は、単に記念館的な性格をもつだけでなく、研究会・会議、あるいは会合

などのための施設としての性格をもたせ、本学教学の発展のために寄与するところが大きいと考えます。

六、学部学生共同研究室など学生の自主的・集団的学習の整備について

- ① 学生の自主的・集団的学習の保障—学生の自主的・集団的学習要求にこたえるものとして一九七六年に開設し、学生の自主的・集団的学習の単位である学部基本施設として今後とも整備するよう努力します。

- ② 規模および管理—学生の利用実態とそれにもとづく拡大要求について十分理解できるが、現有校地の立地条件から全学的に均衡をとる必要があり、当面、学生共同研究室は一・二部あわせて一学部二八〇㎡とする。また、自習室については、試験時期などの過密を考慮して小教室利用の保障を検討する。また談話室の管理は学部事務室が学生部と協力して行なうこととし、将来的には学生共同研究室を含めてクラスを基礎とした学生の教学実態把握の視点から管理・運営のあり方を検討します。

七、大ホールの設置について

- ① 設置場所と規模—衣笠学舎の中心部に設置することが望まれますが、現有地にはこれを新築する立地条件がなく、また、新法学部棟内にも収容できなかつた経過からして、以学館二号教室を二階座席を設ける方向で改修し、諸パールの「一、〇〇〇人規模の集会や催し物ができる大ホール」の設置要求には直ちにとどかないまでも、以学館一号の冷房化、新・研心館や新法学部棟における大教室などを総合的にみて、一拠点達成時の大集会場について一応の条件が確保されると判断します。

- ② 以学館二号ホール化のための前提条件—経済・経営両学部の教学諸施設への影響を考慮し、二号教室は大教室にも共用し、同時に以学館の改修を検討します。

八、既存施設の改修・整備について

学而館と以学館の改修および理工学部の学部基本施設の整備を検討します。

九、共同利用の諸施設の設備について

- ① 中央視聴覚施設の設置—本学における外国語教育のあり方と施設条件にかんする全学討議を集約して、各学部棟における小教室の視聴覚設備化（テレビコ

内蔵式教卓および音響スピーカーの設備」と併行して、以下の施設の設置を計画します。

- (イ) 設置場所と規模—当面、中央図書館三階の「視聴覚室」スペース部分に「中央視聴覚室」を設置する。なお将来はその総括をふまえてその展開を検討する。スペースの制約から、当面、外国語教育を中心とする多目的利用の視聴覚設備およびそのための資料室、準備室を設ける。
- (ロ) 管理・運営は職員配置を含めて望ましいかつ現実的な方法を検討します。
- ② 電子計算機室の整備
- ③ 厚生施設、とりわけ食堂施設の整備—新法学部棟建設までの過渡的措置としていまままでにさまざまな拡充・整備を行なってきましたが、法学部棟建設によって、食堂座席総数が大幅に改善されるものと判断します。

一〇、校地確保と新設の検討を必要とする諸施設

- ① 校地政策の基本と一拠点達成後の計画(第三次長期計画)
学生、院生、教職員の教学改善要求にもついで教学施設を整備し、八〇年代の新しい展開をはかるための校地を年次計画的に確保するよう努力し、またそのための「第三次長期計画」を策定することとします。
- ② そのなかで、「第二修学館」、理工学部諸施設のあり方を検討します。

Ⅶ 教学改善の基本的課題の実現と財政

(一) 財政の現状

本学は一九七六(昭和五二)年度に、学費改定をして以来四年間、全学の努力によって学費改定を行なうことなく学園財政を維持してきました。

この間、經常勘定においては、学費改定による納付金収入の増加のほか、補助金、検定料収入の増加など、収入の増加があり、一方で一定の物価上昇率の鎮静によって、教学改善の諸計画を実現しながらも、支出の大幅膨張を避けることができたため、三年間一定の実質繰越金を生み、一九七八年度の決算において累計一三・九億円の繰越金を生みだしています。この繰越は經常費の拡大、ひいては学費へのはねかえりを避ける全学的努力によって生みだされたもので

す。

一九七九年度予算と八〇年度以降のみとおしを単年度の収支でしめすと表のとおりとなり収支は急速に悪化していくことは明らかです。

すなわち、七九年度予算では支出超過の傾向を示し、八〇年度以降は学費収入、検定料収入の増加は見込み得ず、増加するのは補助金収入だけとなり、しかも、その増加率は減少の傾向にあります。

それにたいし、支出では自然増・条件改善分の増加が必至であり、収支は八〇年度四・五億円、八一年度九・九億円、八二年度一三・三億円、八三年度一六・八億円が単年度において支出超過になると試算され、急速に悪化するみとおしです。

これにたいして、建設勘定は、七九年度の事業完遂、すなわち一拠点の完成によって、借入金残高は約八五億円となります。一拠点建設事業は一九七五年度以降順調に進行し、七六年度から七九年度までの事業支出は合計九四・八億円です。これを遂行するために、借入金は一八九億円増加するのたいし、返済額は二五・八億円であり、差引借入金残高は六三・二億円の増加となり、一九六三―七五年度の借入金残高二一・七億円とあわせ約八五億円という巨額になります。

この額は維持拡充費収入・寄付金など自主財源では返済できない額ですから、一拠点財政計画では広小路資産の売却収入をあてることを予定していました。すなわち、資産売却収入の一部を借入金残高のうちの一一定額を償還することにあて、長期計画的返済を可能とするものです。

このような建設財政の現状は一拠点完成後、売却する資産がない以上新たな財源を用意することなしには教学改善に必要な校地・施設・設備の建設をなしえない実態をしめしています。

以上の經常・建設の財政現状から、一拠点完成後、八〇年代の教学改善の課題実現のためには、經常・建設のいずれも新たな自主財源確保のための努力が必要であり、その重要な一環として学費の改定を行なわざるを得ません。

(二) 課題実現に要する経費

さきに提示した八〇年代の新たな教学改革の課題は、いうまでもなく全学の統一した力で実現しなければなりません。学生定員の削減は、教学改革を推進する上で極めて重要な環であり、また、総合学園としての施設・設備の充実と、その基礎である校地の確保は、学生生活を守り、学園の発展を展望するために欠かせないものです。財政はこれを保障する改善策をとらねばなりません。

以上の課題実現に必要な額は物価上昇率を五%とみた場合以下のとおりです。

- ① 自然増・条件改善分 四年間（一九八〇～八三）累計約六三・二億円、八年間（八〇～八七）累計約二五二億円
- ② 学生定員削減による減収額補填分 四年間（一九八〇～八三）累計約一三・五億円、八年間（八〇～八七）累計約四七・四億円
- ③ 補助金増加分を毎年一〇%とした場合の収入増分 四年間（一九八〇～八三）累計約一九・九億円、八年間（八〇～八七）累計約八二・五億円

したがって、課題実現に必要な額は、「①プラス②マイナス③」となり、四年間累計約五六・八億円、八年間累計約二二六・九億円となります。これを經常勘定と建設勘定に区分すると經常勘定は四年間累計約五五・六億円、八年間累計約二二二・一億円であり、建設勘定の学生定員削減による減収分は、四年間累計約一・二億円、八年間累計約四・八億円となります。建設勘定ではこれを補填するとともに、さらに建設課題（後述）を考えなければなりません。

(三) 自主的財源の確保—学費の改定—

一、学費改定にあたっての原則

本学では、これまで一貫して全学の民主的討議にもとづき、教学の改善をすすめ、かつ相対的低学費の原則を守り築いてきました。この原則は今後も厳守していかねばなりません。しかし従来の学費改定は新入生からの改定であったので、新入生と在校生の学費に大きな格差を生むという問題があり、すでに一九七四年度、七六年度の学費改定るときから指摘されていた問題でしたが、実際にそれを解決するには至りませんでした。そこで、この問題の解決を含め学費改定にあたっての原則を次のとおり確認しておく必要があると考えます。

- ① 相対的低学費の堅持 現在本学の初年度納付金額は私立大学連盟一〇大

学平均の約六〇%にあたります。

- ② 計画的教学改革の保障 とくに、学生定員の削減は全学一致の計画的方策なしには実現しえません。

- ③ 教職員の研究教育・労働条件の改善 教職員の研究教育・労働条件改善が教学発展と展望をつくりだす力です。

- ④ 公費助成のいっそうの獲得 詳細は後述。

- ⑤ 全学の民主的討議にもとづきすすめる。

- ⑥ 加えて、全回生の負担による負担の公平をはかること。

二、学費改定的方式

- ① 学費改定の原則にもとづき、消費者物価指数を考慮し、毎年改定的方式をとります。

方式

（前年度学費）×（1+物価上昇率+改善率）—α

- (4) 前年度学費 一九七九年度については、過去四年間改定しなかったため、今後四年間に生ずる一定の収支不足額をまず補填する必要があり、その額は次の改定案にします。

一九八一年度以降は上記方式により算定します。「前年度学費」とは授業料・実験実習料および維持拡充費とします。

- (ロ) 物価上昇率 前年一〇月時点における過去一年間の総理府消費者物価指数全国平均値をとります。

- (ハ) 改善率 五%とし、物価上昇率の変動に対応させず四年間固定します。

さきに、自然増・条件改善分・学生定員削減分を教学改善に必要な額として設定しましたが、その割合は、自然増・条件改善分約八〇%、学生定員削減分約二〇%に相当します。その場合、自然増は単純な自然増ではなく、条件改善を含む重点的充実をはかるものでなくてはなりません。また、学生定員削減分はすべて改善分にあたり、かつ従来の改善計画に比し最大のものです。同時に、補助金の増加分については今日の補助金到達点からみて学生へ

の還元をはかる考え方を導入しました。これらの内容をもつものとして、物価上昇率に年五%を加えます。

(二) 「 α 」 経常費補助金が現実に学費の上昇を抑制している実態に鑑みて補助金の増加額に応じて授業料の額を検討します。

(三) 入学金・入学検定料については、現行どおりとします。

② 学費改定の方式は一九八〇年度の新生から適用します。したがって、八一年度は新生と二回生、八二年度は新生と二・三回生、八三年度は全回生に適用します。これにより全回生負担が完成します。

③ この方式による学費決定時期・発表および財政説明について

④ 改定方式による学費決定は毎年一二月理事会において決定します。

⑤ 決定した学費額については、在校生にたいして文書によって説明します。志願者には、初年度の学費ならびに在学中の学費額を推定した概算額を示し、四カ年（在学中）の納付額のほばのみとおしを理解できるように配慮します。

⑥ 財政説明会は、従来財政民主化の一環として行なってきましたが、さらに、ていねいな説明を全学に行なうとともに、四年目には総括再検討をします。

⑦ 相対的低学費の原則を守る観点から私立一〇大学の学費平均額を下回るよう配慮します。

④ 二部の学費

二部の学費は、それぞれの大学の二部政策によって大きく異なり、比較参考しにくい面があります。本学ではこれまで堅持してきた勤労者を対象とする大学教育を守り発展させる基本方針の上にたち、勤労学生の確保、二部教育学の改善および勤労学生援助の観点から、原則として一部の二分の一を学費とします。

⑤ 文学部心理学・地理学専攻については、清心館建設により施設・設備充実の条件を整備したこと、あわせて、教学上の実験実習充実の要求が高まっていることをうけとめ、一九八〇年度から実験実習費年額五、〇〇〇円を新設することにします。

⑥ 大学院学費

学部とほぼ同率の改定率とし、その額は別表改定案にしめす額とし、毎年改定の方式は学部と同じ適用とします。

三、新方式による収入増加額と補填必要額試算

新方式による収入増加額と補填必要額の収支は表2のとおりです。

四年間累計で収入五七・一億円にたいし、補填所要額は五五・六億円であり、一九八〇・八一年度ではマイナスであるが、八二・八三年度にはプラスとなり、累計において補填できるみとおしをたてることができます。しかし、なお八五年度以降再びマイナスを生ずる傾向にありますから、四年目においてはこの方式の再検討が必要となります。

四、新方式による学費推定額と他大学との比較

毎年の学費は物価上昇率および補助金の増加額により変動する数値ですから、確定した額を現時点で算定することはできません。しかし、変動していく学費が果たして相対的低学費の原則を維持しうるかどうかは、ある程度推定して見る必要があります。そのため、たとえば物価上昇率を五%とし、補助金増加率を一〇%とした場合の学費推定額を試算して、これと他大学の学費とを比較し、一定の傾向をみてみると表3のとおりになります。

このうち一部文科系の学費推定額をみてみます。

現行の比較では一〇大学平均の六〇%であり、新方式による本学の一部文科系学部の初年度推定額と現行私立一〇大学平均学費の比較で八〇年度では七八・九%になり、以後八三・八%、八九・一%、九四・七%と順次上昇していきます。四年間現行での私立一〇大学平均額を超えないということは他大学での一定の学費上昇を考えると、相対的低学費は維持しうると推定できます。

これは四年間学費についても同様のことがいえます。

八〇年度以降の他大学平均見込額は、スライド制を採用している三大学と既に決定している一大学以外は現行のままとして試算しました。試算の結果は表4のとおりで、毎年三%の引き上げとなり、実績よりは極度におさえたい見込額といえます。したがって、初年度学費と同様相対的低学費は守り得ると推定しています。

(四) 建設勘定について

一、一九七九年度の予算計上事業の執行によって一拠点計画は完成します。その際の借入金残高予定は八五億円ですが、この借入額にたいする八一年度以降の返済額は、維持拡充費・寄付金の合計額を超える額であり、償還計画が成り立ちません。したがって、資産売却収入をその償還にあて、借入金残高を減少させることによって、償還計画が現行の自主財源によって成り立つようになります。

二、一拠点完成後の研究施設（末川記念会館を含む）、各学部学舎の整備充実とその基礎である校地の確保は新たな建設財源を必要とします。維持拡充費収入の増加分を基礎として、今後の長期計画を策定します。

三、全学の施設・設備の拡大・充実による恒常的な維持管理も軽視できません。

以上の点を視点に入れて具体的な次期長期計画の策定をはかり、八〇年代の教学改善のため全学の英知を結集しながら建設をすすめていきます。

(五) 繰越金について

一、繰越金の性格

財政の民主化をすすめるために財政公開の原則を堅持し、全学の民主的討議の上になつて財政運営を行ない、重点的、計画的に予算の執行をしてきました。その具体化の一つとして、徹底した不要不急の経費節減のとりくみをすすめて、財政の効率的運用をはかる努力の積み重ねがあります。その努力は、学園の全構成員が財政の実態をより理解することからはじまり、相対的低学費の維持が可能としてきた大きな力の支えがあつて結果しています。先に述べた繰越金も教学課題をあきらかにしながら重点施策をとり経常勘定の安易な膨張をさげながら、全学一致の政策を実行してきた結果生じたものであり、それが相対的低学費を堅持する支えとなつてきたといえます。

二、繰越金を生んだ経過

財政の実態について『学園通信』であきらかにしてきましたが、単年度収支だけではなく、資金収支全体で年度別にその経過を追うと次のとおりです。一

九七五年度末の繰越金三・三億円、以後七六年度三・二億円、七七年度四・五億円、七八年度二・九億円の繰越を生み、累計一三・九億円を一九七八年度から七九年度に繰り越すことができました。

三、主要要因をあげると次のとおり整理できます。

- ① 公費助成運動の推進による補助金の増加。
- ② 教学改善と相対的低学費による志願者数の確保―検定料収入の増加。
- ③ 確認事項を中心とする教学内容・条件の民主的討議にもとづく実践。
- ④ 予算編成・執行過程の重点化の前進。
- ⑤ 物価上昇率のある程度の鎮静低下。

四、繰越金の今後の処理について

先にあげた要因はすべて全学一致の努力によるものであり、この繰越金を生みだした力をどう今後に向けて伸ばしていくかという課題があります。繰越金もこの課題にそつて処理を考える必要があります。本学の財政原則の一つに、経常勘定・建設勘定の両勘定は厳密に区分することがあります。この結果、年々の経済・社会情勢の変動と建設事業の進行によって両勘定間に経常勘定における繰越金、建設勘定の借入金増というアンバランスが生じてきました。

重要なことは、これをどのように調整するかという点にあります。いうまでもなく、経常・建設の勘定区分は今後も厳守していくべきですが、調整を必要とする場合、その方針を全学にしめし、その合意によって処理していくことを提起します。

今回の調整は、相対的低学費を守ることと関連して、経常勘定において今後に生じると試算される不足額を補うものとして繰り越すとともに、建設勘定の主要な課題である土地確保のための財源として一定額を建設勘定へ繰り入れることを提起します。

VIII 公費助成運動について

(一) 発展の経過

一九七〇年、七三年、七五年と学費改定を提起してきました。学費値上げ開

題は私学（立命館）の財政危機であると同時に、研究・教育の危機を象徴するものであり、それゆえに全学構成員による私学危機克服の方向が厳しい相互批判をうけて明確にされてきています。

その基本的方向は「①私学危機を根本的に解決するためには、民主的で大幅な公費助成によらねばならないと考えます。②そのためには全学をあげて公費助成運動を進める必要があること。③現在の状況のもとでは相対的低学費は極めて重要であり、これを堅持すること。」でありました。

戦後一貫してすすめられ、特に六九年以後の学園民主化運動の教訓を基本にすえつつ、公費助成運動は、七〇年、七三年、七五年と強化・充実してきました。

この運動の強化・充実のあゆみは次の三期（全学的組織創立期（七〇年～七三年））、（全学組織の整備と活動強化期（七四年～七五年））、（全学組織活動の定着期（七五年～七九年））に一応区分することができます。

一、全学的組織創立期

七〇年全学協確認にもとづき、全学連絡協議会（学友会、院協、組合、大学協議会、理事会）が設置され、同時に自治会、教授会、事務室を構成体とする各学部段階での連絡組織が発足しました。この組織の形成により、従来、公費助成運動がそれぞれの組織がそれぞれの立場で要求を出しすすめていた段階を運動の内容、広がりにおいても一段と高めることになりました。

全学の構成員にたいして、また、父母にたいしても「民主的で大幅な公費助成を実現しよう」というスローガンをうちだし、パンフレットで呼びかけが行なわれたのも、公費助成推進のための立命館大学全学連絡協議会（以下、公費助成全学連絡協議会という）によってでありました。このパンフレットは以後、毎年新入生および父母に渡され、公費助成運動にたいする理解を深める重要な役割を果たしてきています。

私学危機の深化とその克服のための連帯の力は、国庫負担委員会（立命館）、関西教授会連合、全関西国庫補助促進同盟、全国私立大学教職員懇談会（阿蘇三原則の確立）などへと拡がり、公費助成要求闘争がいつそう強力に展開されてきています。

二、全学組織の整備と活動強化期

七三年学費問題討議において、安易な学費値上げは、本学の堅持してきた相対的低学費について過小評価を生み、また公費助成運動における大学のとりくみの不十分さが指摘されました。この欠点を克服するために「大学機関が日常的に業務を通じて公費助成運動に取り組む必要がある、その為に公費助成運動に責任をもつ部課を明確にする」ことが確認されました。この確認にもとづき公費助成全学連絡協議会は、従来の弱点を克服し運動の発展のために、以下の諸点について強化しました。

- ① 公費助成全学連絡協議会代表および代表補佐の決定。
- ② 公費助成全学連絡協議会事務局の設置（事務局長、事務局員の決定）。
- ③ 事務局の役割と任務の明確化。
- ④ 生活協同組合のオブザーバー参加の決定。

以上の組織的整備により、連絡会議の定例化、情報の周知徹底（「公費助成推進」事務局ニュースの発行）、一〇万名校友にたいし「校友会ニュース」を通じての支持署名とその活用、私学デー（七五・一二）への参加、署名活動、上京請願運動を意欲的に展開しました。また、国にたいする運動のみでなく、自治体および公営企業体にたいしても、この期に、学生の通学条件等保障の闘いとして、市電撤去反対の運動、市バスの増発・増車運動、学生の住居対策、公共料金等についての運動を展開しはじめました。

三、全学組織活動の定着期

七五年全学協は、私学危機の根源をあらためて明確にすると同時に、その根本的解決は、①国民の教育を受ける権利を保障する大幅で民主的な公費助成の獲得と、②国民のための私学づくりの運動以外にあり得ないことを確認し、七〇年代後半の教学創造の課題達成の重要性を指摘しています。

公費助成全学連絡協議会の活動は飛躍的に活発になり、この期においては、署名数は毎年約一四、〇〇〇～二一、〇〇〇名に達し、中央請願行動を毎年五～七回行なっています。会議も定着し、毎年三二回～三七回開催してきています。

(二) 成果と教訓

本学における公費助成運動をみると、その運動の推進力は組織された学生、院生、教職員にあることはあきらかであり、この力は学園構成員および父母、校友の相互連帯によって、私学危機克服の社会的役割を一定果たしてきたといえます。

全国的にみても「国民のための私学づくり」の運動の中で最もめざましい発展を遂げたのが公費助成運動といえます。

一、助成額の獲得

七一年の国会にたいする署名運動以来、一九〇万から八八〇万署名へとすすみ、この国民的支持を得た運動の力は大学にたいする経常費補助をこの一〇年間に一三二億円から二、三五五億円へと一八倍に増加させたものです。

本学をとってみても七〇年の八、六〇〇万円が七八年一四億九、四〇〇万円と約一七倍も増加し、経常勘定に占める比率は二一・九%であり、研究・教育の保障に重要な位置を占めています。

二、多面的とりくみと成果

公費助成運動は「業務を通じて日常的に追求する」課題を明確にしたことにより、学生部厚生課を中心に日本育英奨学金の拡充に努力し、本学奨学生は各私大の中で最も高い率をしめています。

また、公費助成全学連絡協議会としての対自治体運動（署名約九、〇〇〇名）により、四カ年間（七五―七八年）で市バス増発約二三三本を約束させるという成果をあげ、衣笠一拠点による通学問題を基本的に解決しました。その他下宿対策、電気幹線工事費の電力会社負担等種々の運動を展開して一定の成果を生んできています。

三、運動の教訓

① 全体的教訓

a、私学構成員が所属する個別私学の意識段階から私学全体および国公立大学を含む全大学の問題を考える力量をつくりつつあります。これは教職員組合の横断的組織の拡大強化（私教連―日教組私学部）、学生自治会の連帯とそ

授会連合、私学教学責任者および経営責任者の私学問題についての共通認識の拡がり）と助成運動のとりくみ（京滋地区私立大学学長懇談会、私大連盟―全私学連合、全関西国庫補助促進同盟）などがしめしていること。

b、私学構成員の権利と自治の意識を高め、私学の国民にたいする研究・教育の責任（国民のための私学づくり）を強めつつあること。

c、日本の研究・教育に占める私学の役割、その重要性を国民的次元にまで高めつつあること。

d、私学の公教育的性格を明確にする運動と助成獲得運動により、私学経営の私的性格から起こりがちである財政の非民主的傾向を是正する方向をつくりつつあること。

e、国民の大学教育要求を私学に転嫁してきた文教政策を一定修正せしめつつあること。

② 本学の教訓

a、全構成員のとりくみとしてきたことによる構成員相互の連帯の強化。

b、戦後つづけてきた学園民主化闘争の教訓を基礎に、常に学園民主化の運動と結合してすすめてきたこと。

c、相対的低学費の意義を明確にし、財政の民主化を行ない、事実、相対的低学費を堅持してきたこと。

d、対自治体要求運動など多面的運動をすすめてきたこと。

(三) 課題

八〇年代を目前にして、今後の私学助成運動のあるべき方向については、各分野から種々の議論がなされていますが、運動の課題は全学的、全国的とりくみの成果と教訓を基礎に設定すべきであると考えます。

① 私学経常費にたいして早期に実質二分の一の補助を獲得する。

② 研究・教育設備・施設の充実をはかるための助成を獲得する。

③ 勤労者を対象とする夜間大学設置校に対する助成等、特別助成を獲得する。

④ 父母、学生の学費負担を軽減するため授業料への直接助成を獲得する（学生負担の軽減）。

⑤ 現行助成法改定の運動を進める。
 ⑥ 八〇年代に向けての国民のための私学像を明確にする課題。
 以上の重要かつ困難な課題がありますが、これまでの教訓に学び、より強固な連帯の運動を全構成員、私学関係者、国民の英知を結集し、組織的に展開するならば、展望は開けるでしょう。そのために、大学は組織された学園構成員に依拠しつつ変わらぬ努力を行なう決意です。

むすび

— 本学の一層の発展のために —

「八〇年代の学園政策確立のために—立命館大学の現状と課題」提案の最後にあたり、次の三点をかさねて強調しておきたいと思ひます。

一、第一は、私学危機を根本的に解決するには、大幅で民主的な公費助成運動と、国民のための私学づくり運動を全国的な規模で発展させ、文教政策の民主的転換をはからねばならない、ということです。本学の全構成員は、このために一致協力して奮闘しつつ、八〇年代の学園課題に地道にとりくんでいくべきでしょう。

二、第二は、教学に直接の責任を追う教授会をはじめとする大学諸機関は学生・院生の教学改善要求と国民の教育要求に積極的に対応する立場から、それぞれの任務と責任を明確にして、八〇年代の学園課題を日常的に遂行していかねばならないということです。

三、第三は、本学の全構成パートナー（学内理事會、教授會、一・二部学生会、院生協議會、教職員組合、生活協同組合）が、八〇年代の学園政策として提起された諸課題の実現に向けて、全国に誇りうる本学の民主的体制（五者會談、学園振興懇談會、全学協議會）を一段と強化し、効率的に運用しつつ、協力共闘していく必要があるということです。

私たちは、本学の教学理念と現在まですすめてきた教学改善の努力に確信をもち、私学をめぐるきびしい情勢のもとで、本学における八〇年代の新しい大

学づくりの課題に、全学の英知と力を結集してとりくもうではありませんか。

1980(昭和55)年度 学費改定案

大 学				大 学 院			
学部	項 目	現 行	改 定 案	学部	項 目	現 行	改 定 案
一部文科系学部	入 学 金	100,000円	100,000円	一部文科系学部	入 学 金	50,000円	50,000円
	授 業 料	170,000	250,000		授 業 料	85,000	125,000
	維持拡充費	27,000	40,000		維持拡充費	8,000	20,000
	合 計	297,000円	390,000円		合 計	143,000円	195,000円
	比 率	100.0%	131.3%		比 率	100.0%	136.3%
	謝 恩 基 金	400円	400円		謝 恩 基 金	400円	400円
一部理工学部	入 学 金	100,000円	100,000円	一部理工学部	入 学 金	50,000円	50,000円
	授 業 料	236,000	375,000		授 業 料	90,000	140,000
	実験実習料	25,000	40,000		実験実習料	13,000	20,000
	維持拡充費	37,000	60,000		維持拡充費	12,000	25,000
	合 計	398,000	575,000円		合 計	165,000円	235,000円
比 率	100.0%	144.4%	比 率	100.0%	142.4%		
	謝 恩 基 金	400円	400円		謝 恩 基 金	400円	400円

一部文学部心理学専攻および地理学専攻において実験実習料5,000円を新設する。

項 目	現 行(文科系)	改定案(文科系)	現 行(理工系)	改定案(理工系)
入 学 金	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
授 業 料	120,000	176,000	148,000	235,000
実験実習料	-	-	27,000	43,000
維持拡充費	27,000	40,000	37,000	60,000
合 計	247,000円	316,000円	312,000円	438,000円
比 率	100.0%	127.9%	100.0%	140.3%
謝 恩 基 金	400円	400円	400円	400円

社会学研究科の調査実習料は改定しない。

註 1. 1980(昭和55)年度新入生から適用する。
 2. 1981・82・83年度の学費は次の方式による。
 (前年度学費) × (1 + 物価上昇率 + 改善率 5%) - α = 学費

表1 経常勘定単年度収支概況

(単位：100万円)

年度 項目	76決算	77決算	78決算	79予算	80試算	81試算	82試算	83試算
収入	5,856	6,754	7,530	7,637	7,817	8,015	8,233	8,473
支出	5,516	6,375	7,302	7,721	8,268	9,011	9,565	10,158
差引	340	379	228	△ 84	△ 451	△ 996	△ 1,332	△ 1,685

表2 収入増加額・補填必要額(経常勘定)

(単位：億円)

年度 項目	80	81	82	83	84	85	86	87
収入増加額	3.8	9.5	17.3	26.5	30.0	33.6	37.2	42.3
補填必要額	5.6	11.9	16.1	22.1	28.7	36.5	40.9	50.4
差引	△ 1.8	△ 2.4	1.2	4.4	1.3	△ 2.9	△ 3.7	△ 8.1

表3 学費改定による初年度推定学費

<一部文科系>

(単位：万円)

年度 項目	79	80	81	82	83	84	85	86	87
本学初年度学費	29.7	39.0	41.4	44.0	46.8	49.8	53.1	56.6	60.4
※ 10大学平均に 対比	60.0%	78.9%	83.8%	89.1%	94.7%	—	—	—	—

※ ただし、私立10大学平均は1979年度の約49.4万円に固定して比率を算出。

<一部理工学部>

(単位：万円)

年度 項目	79	80	81	82	83	84	85	86	87
本学初年度学費	39.8	57.5	61.5	65.9	70.6	75.6	81.2	87.1	93.6
※ 9大学平均に 対比	54.7%	79.1%	84.6%	90.6%	97.1%	—	—	—	—

※ ただし、私立9大学平均は1979年度の約72.7万円に固定して比率を算出。

表4 4カ年間学費(推定)

<一部文科系>

(単位：万円)

年度	79	80	81	82	83
本学4カ年学費(A)	88.9	141.3	152.1	163.3	176.4
10大学平均見込(B)	154.7	162	166	170	175
(A) / (B) %	57.4	87.2	91.6	96.3	100.8

<一部理工学部>

(単位：万円)

年度	79	80	81	82	83
本学4カ年学費(A)	129.3	225.6	243.7	263.4	284.6
9大学平均見込(B)	247.8	259	264	270	276
(A) / (B) %	52.2	87.1	92.3	97.5	103.1

七〇三 ふたたび学園政策と課題について

〔一九七九（昭五四）・一一・二二〕立命館（学内）理事会

本学は一九七九年一〇月一日の本年度第三回学園振興懇談会において「八〇年代に向けての学園政策と学費改定」を提起し、（『学園通信第一八号』）「八〇年代の学園政策確立のために」、以来四回の学振懇や学部五者会談、また全学でのクラスにおいて真剣な討議を行なってきました。この間、大学の提起に対して一・二部学友会をはじめとし、諸パートから見解が出され、またクラスの学生諸君からもさまざまな意見や疑問が提出されました。

大学は、これら学生諸君の見解や疑問に対し、その討議を踏まえて、大学が提起してきた学園政策と課題および学費改定と財政問題についての見解を、ふたたび明らかにしておきたいと考えます。

Ⅰ 学費改定にあたって

今回の学費改定にあたって、一・二部学友会、院生協議会、教職員組合から、今日の私学をめぐる情勢と、そのもとの学費改定の持つ重大性が十分に認識されていない提起となっている、との指摘がありました。

大学はこの指摘に対して、改めて次のとおり見解を明らかにしておきます。

(一) 私学危機の今日の情勢

まず、学費改定の問題にさきだち、本学を含め私学における危機が、今日どのような情勢のもとで深化してきているのかの認識を十分にしておく必要があります。

一九七〇年代初頭における国際通貨危機と石油危機を契機として世界とわが国の経済危機はますます深化してきています。わが国の政治・経済の諸政策の基本方向は、この矛盾の脱却のために、経済的には増税と福祉の抑制、減量経

済と防衛生産の拡大、太平洋経済圏構想による海外進出政策などに見られる大企業本位の脱却策と国民経済への負担増大となって表われ、国民生活へのシワ寄せを進めています。また政治的には、有事立法の試みや、元号法制化などに見られる国民の民主的権利の抑圧の方向が強められています。教育の分野でも中教審路線を中心とする「後期高等教育計画」に見られる産学共同と教育・研究への反動化が進められようとしています。

このような情勢は、本学において戦後一貫して追求してきた平和と民主主義の教学を脅かし、またその教学を支えてきた相対的低学費政策に基づく民主的な財政の基盤を危くしてきています。同時に、そのことは学生の生活と勉学の条件を阻害し、教職員の研究・教育・労働の条件を悪化させようとするものです。

以上のように、今日における情勢とそのもとの私学危機は、単に私学における財政の危機のみにとどまらず、国民にとつては、学ぶ権利を保障する教育の機会均等の原則を破壊します。学生にとつては、内容豊かで水準の高い教育を受ける学ぶ権利の侵害であり、教職員にとつては真の研究・教育とそのため労働・生活の条件を阻害していくという意味で、主に教学の危機としてとらえる必要があります。

したがって、このような危機を克服していくためには、まずなによりも全学のすべての構成員がこのような危機に対する正しい認識を持ち、全学の英知を集めて、七三、七五全学協議会において確認されてきた危機克服の基本方向を、今日の情勢と課題のもとで改めてとらえなおし、八〇年代に向けての新しい大学づくりにも全学をあげて取り組んでいくことが大切であると考えます。

(二) 相対的低学費の意義と堅持

本学が一貫して堅持してきた相対的低学費は、すでに七三、七五全学協議会においても確認されてきたように、基本的には、今日の私学をとりまく情勢のもとにおいて、教育の機会均等の原則を個別大学の限界内において最大限に保障しようとしてきたものです。また、同時に相対的に低所得労働者子弟の本学への入学を保障することによって教学・財政の民主化を促進していくという客

観的な基礎をなしてきたものです。

このような意義のもとでの全学の努力の結果、本学では過去四年間、学費の据え置きを実現し、その学費をいわゆる私立一〇大学学費平均の六〇%にとどめることができました。そして、そのことよって、私学における安易な学費値上げの動向に対する一定の抑制効果と、私学への国庫助成など公費助成運動の前進に大きな役割を果たしてきました。

また、同時にこの相対的低学費は本学においては相対的に低所得者層の子弟の入学を一定保障し、その財政運用においても、平和と民主主義の教学の推進、自主的・集団的学習や課外活動を保障するための施設・設備などを優先してきました。学生・教職員の要求に基づいて実現するという積極的な還元施策として実施してきたわけです。

大学は、今回の学費改定にあたって、このような相対的低学費政策の持つ基本的な意義を踏まえ、これをさらに堅持していくことをふたたび明確にしておきたいと思えます。

なお、今回の学費改定を、この意義のもとで具体的にどのよう策定したかについてはⅢで改めて説明します。

(三) 学費改定の持つ事態の重大性について

さて、今回の学費改定がいかに相対的低学費の原則を堅持し、またそれを具体的に策定してきたとしても、先に述べた今日のわが国の経済情勢のもとでは、学費改定の持つ社会的な影響とそのことによってもたらされる学生生活や学生の学習活動へ及ぼす影響は重大であると考えています。

現在の本学の学生生活実態や学習実態から見て、学費改定による経済的な圧迫が、アルバイトの増加、授業出席率、集団的学習活動や課外活動への参加の状況に影響することは否定できません。

また、一部の学生諸君にとっては、その五〇%が自活しつつ勤労し、就学しているという状況のもとで、この経済的な条件はきびしい意味を持つものであると言わねばなりません。とりわけ、このなかでの「長期アルバイト」という条件の不安定な学生にとってはことさらにであると考えます。

さらに、重大なことは、今回の学費改定によって相対的に低所得層の子弟の本学への進学が一定困難となってくるであろうという問題です。

大学は、今回の学費改定によって以上のような影響が避けたいという事態の重大性について深く認識するとともに、このような事態のもとらす今日の私学危機の矛盾に対して全学をあげて対決し、基本的には憲法と教育基本法に基づく教育の機会均等の保障を要求する公費助成運動を大きく発展させます。また、これらの影響に対しては大学として可能なかぎりの学生への援護・厚生、課外活動援助の諸施策の拡充を具体的に提起していきたいと考えます。

(四) 大学の基本的姿勢

学費改定の「重大性」にかんがみ、大学の基本的姿勢としてとくに重要なのは、公費助成運動や援護・厚生施策と合わせて、相対的低学費のもとで学生諸君へどのように充実した教学内容をかえすか、ということですが。

大学教育に対する目的意識の変化、価値観の多様化など、いわゆる学生の意識状態の変化は、今日の政治的・経済的・社会的・文化的状況の影響を基本として、受験競争の過程で生み出されたものと考えます。

このような学生の意識状態をしっかりと把握し、教学の改善・充実を進めることこそ、学費改定にあたって、大学としてとるべき最も重要な基本的姿勢であると考えます。

この点で大学は、「八〇年代の学園政策」、教学改善の課題を学生諸君のまえに提起しています。

Ⅱ 教学課題と政策

—とくに学生数減の基本的な考え方—

(一) 教学改善の三つの基本的視点

このたび大学が提起した「現状と課題」は、学生の教学実態と教学要求を踏まえ、昨年度より学園振興懇談会の諸パートと協議のうえ設定してきた教学総括の基本的視点に立脚して作成したものです。すでにクラス討議のために配布

した「学園通信第一八号」において、大学は八〇年代に向けての民主的社會を形成していく主体を養成するために、次の三つの視点を指摘しました。それらは、①民主的・社会的常識や社會に通用する専門的学力・技術を養うこと、②そのために必要な基礎学力を養成すること、③総合大学のメリットを生かした研究・教育の現代化・総合化・共同化の推進と学生の「学びたい」要求や「学びがいのある大学教育」への要求を実現することです。

「現状と課題」は、本学教学の今日の到達点を七五年度全学協議会確認事項をどのように実現してきたかを点検するなかで、到達してきた積極面はこれらいつそう伸ばし、消極面はこれを克服する立場から、基本的政策とその課題としてまとめたものです。大学は研究と教育の具体的改善の方針と施策を、各学部教授会、二部協議会および各教学機関での教学総括を基にして整えてきており、今後の学振懇の協議を通してさらに深めていきたいと考えていますが、教員の具体的な改善施策の環とも言うべき「学生数減」施策の基本的な考え方を説明しておきます。

(二) 学生数減の意義

来春の入学から学生予算定数の減を実施することを提起したのは、(一)で述べたように本学教学の到達点を踏まえた主体的な取り組みであるとともに、本学がようやくしてこのことをなす諸条件を持つことができ、学園として発展・充実してきたことによるものです。

七三年度以降、わが学園が民主化の前進のなかで、国民的要請に応える新しい私学づくりを全学の力で進めてきましたが、その教学の充実の条件として、学生数の適正規模の問題をつねに重要課題の一つとして検討してきました。

また、今日のわが国の私立大学問題のなかで、学生定員の超過問題は、教学上の最大矛盾の一つであり、本学も六三年度以降の長期計画の検討のなかでこの解決に向けて取り組んできました。

そして、このような取り組みと全学構成員の民主的・集团的な努力によって、今日わが学園は社会的にも高い評価を受けるに至ってきました。

しかしなお、八〇年代に向けて本学を教養を発展・充実していくためには、

その基本的な条件となる学生数の適正な改善が次のような根拠によって必要であると考えます。

(三) 定数減が教学改善に役立つとした第一の根拠

それはまず本学教学の積極面を維持し発展させるためです。全学部的に見て、また学生と教職員の側から見て、本学の小组教育が他大学に例を見ない、①学生の自主的、集团的学習に向けての学生と教職員の多大な努力、②外国語と保健体育教育との横断クラス制の実施、③その全回生にわたる必修制を通して、高い到達点を示しています。この積極面を維持し発展させるためには、学生の学ぶ意欲を引き出し、自ら学び成長しうる基礎学力の養成に向けて、これら授業内容の密度を濃くすることが必要です。そのためには、教員の教科研究会（授業経験の交流や授業内容・方法の実践的研究）を基礎とした指導と合わせてクラス定数減と教員の授業条件の改善が必要です。

クラス定数減は、単に授業条件の改善にとどまらず、小组教育や外国語教育の内容をも規定していくものとして重視します。なぜなら、クラス学生の日常的な学習実態把握を通して、また学生と教員との日常的な接触を通して、学生の持つ問題意識と学習の到達度（基礎学力の定着）を知ることにより、つねに授業の到達目標や授業方法を点検できるからです。

(四) その第二の根拠

ついで小组教育を軸とする学部教学の前進のなかに残されている消極面を克服し、小组教育と専門教科との均衡のとれた学部教学の発展のために、学生定数減が必要なことです。専門教育、一般教育などの大教室講義では、小组教育や外国語教育授業に比べて出席率が低く、また低回生における単位不足が将来留年につながることを重視し、①学部教学の系統的履修とその単位取得、②これら講義への出席時間がキャンパスでの勉強時間のかなりを占める実状から見て、大教室講義への出席率を高めることは極めて重要です。このことは二部教学における二講時制の成否を決めるものとしても重要です。このためには、(三)で述べた教員の指導と合わせて学部学生数減による受講者数の適

正化が必要です。

(五) その第三の根拠

以上に述べた学生数減は、また学生の自主的で集团的学習活動の今日の実態と到達点から見て、次のような教学条件の改善を生むと判断します。それらは、①クラスを基礎とした学生の自主的で集团的な学習活動の場の改善、とりわけ小教室の使用固定化へ向けての改善、②図書館や体育・スポーツ施設、実験設備・施設の利用条件の改善、③食堂など厚生施設の利用条件の改善などを通して、キャンパス生活全体にゆとりと活力を生み出すこととなります。授業内容・方法の改善とそれを支える体制の整備および「一拠点」の実現下における諸施設の利用条件を積極的に生かすなかで、全構成員が創意を持ち寄ることによって学生数減の本学における意義と効果が最大限に生かされると考えます。

III 財政問題について

(一) 財政についての基本的態度

一、教学改善を前提とする財政計画

本学の財政が、教学の改善充実を保障するためのものであることは言うまでもありません。その具体化の一つは、なによりも自然増・条件改善のために必要な経費を保障することです。この経費は少なくとも今日まで積み上げてきた教学条件を維持し、かつ、重点施策を進めるために必要なものです。

その第二は、前述の学生定員の減少政策を実現する経費を保障するものです。学生数の減少政策は、今後の教学改善を進める上で欠かせない基礎であると考えます。

二、相対的低学費と教学改善との統一

教学の維持・充実を支える財政を考える場合、根本的には公費助成の拡大に努力しなければなりません。同時に、相対的低学費を堅持しながら、自主財源を確保することが重要です。この観点にたつて学費の改定を検討しました。

(二) 改定方式が持つ五つの意味

今回の学費改定を提起するにあたり、従来の新入生から改定する方式とは異なる方式を採用しました。その積極的意味は次の五点です。

(1) 相対的低学費を守るために

学費改定の方式は①新入生のみ(従来方式)、②二年連続の改定、③新入生スライド方式、④提案の方式、など考えられますが、相対的低学費を守るためには支出の重点化・計画化を図ることと、提案の方式をとる以外にないと考えています。

(2) 負担の公平を実現する

従来の新入生のみでの改定では在校生との格差が極端に大きくなります。過去の実績の初年度納付金で見ると四三・七%から五八・七%アップしており、今回も同じ方式にすれば四四%のアップとなり、このような大きな格差を順次是正していく必要があります。

(3) 公費助成の獲得の意義を含めている

私学危機―財政危機の克服は公費助成の増大によらねばなりません。この意味を今回の方式の中にも含めることにより、公費助成のいつそうの発展を期待するものです。

(4) 最高限度を設けたこと

この方式は毎年学費が上がるものである以上、初年度納付金・四カ年納付金が、どの年度と比較しても一〇私立大学平均額を下回るように最高限度を設けました(表1参照)。

表1 一〇大学平均学費との比較

〈初年度納付金〉

単位：%

年度 一〇大学アップ率	年度			
	八〇年	八一年	八二年	八三年
一一%の場合	七一・一	六八・〇	六五・二	六二・五
九%の場合	七二・四	七〇・六	六八・九	六七・三

〈四カ年納付金〉

一〇％の場合	八二・二	七九・八	七七・四	七五・一
九％の場合	八三・八	八二・七	八一・八	八〇・八

単位：％

(本学学費÷一〇(大学平均学費)×一〇〇)

(5) 四年目の再検討を重視する

教学点検を基礎とした毎年の財政説明、ならびに四年目の総括・再検討を提起します。

(三) 相対的低学費は維持できる

学費改定は学生生活に重大な影響をもたらすものである以上、相対的低学費が堅持できるかどうか極めて重要です。

その場合、初年度納付額・四年間納付額のそれぞれについて他大学の学費と比較検討していますが、提起している原案は相対的低学費を維持できるものと考えています。

一部文系を例示すると表1のとおりです。一部理工系についてもほぼ同率です。

なお、過去の実績についても参考として例示すると表2のとおりです。

表2 初年度納付金 — 過去の実績 —

年度	単位：万円						
	七年	七年	七年	七年	七年	七年	七年
A〇私大平均	一四六	一八〇	二〇三	二〇二	三二五	三五六	三六六
B本学	一三四	一三四	一三四	一六〇	一八〇	二〇六	二四三
B/A×100	八六％	七七％	六六％	七九％	八六％	九二％	六六％

(四) 一拠点計画について

一、実現した内容と財政

① 一九八一年二月、法学部棟などの完成、法学部の移転により一拠点計画は完成します。

② 校地面積・建物面積は別表のとおりいずれも、一拠点計画の内で大幅に拡大しましたが、これは、広小路において一部五学部、二部四学部があった条件と比較すると、衣笠一拠点によって、大きく改善されたことは歴然としています。

③ 財政上では、事業総額は約一六二億円、これに対し自己資金は一〇六億円(納付金六一億円、寄付金一五億円、資産売却収入三〇億円)ですから、借入金による資金調達が必要です。借入額は一六一億円ですが、そのうちすでに支払った額は八二億円、六三年当初の借入金残高は六億円ですから、完成時の借入金残高は八五億円となります。(その間の借入利息の支払は二六億円です。)ただし、この場合、広小路の資産売却収入は、まだ実現していませんが、これは、一拠点財政計画の中には組み込まれていないものであり、売却が成立した時、借入金の一部返済にあてます。このことにより、年次計画的な返済が可能となり、財政上も一拠点計画は当初計画のとおり学生に新たな負担を課することなく完成します。

この中での特徴点は、第一に維持拡充費一七千円を二二年間据え置き、完成にこぎつけたこと、第二は、一五億円にのぼる寄付金が、学生父母、校友、教職員から寄せられたこと、第三には、毎年学債に応募してもらったことにより自己資金の幅を拡大したこと、および資産売却がこれまで順調に進んできたことがあげられます。

また、建設事業は、なおいろいろな問題を残しながらも、長計委員会、学振懇、建設委員会、建設小委員会などの計画策定、建設内容において学園構成員による討議を経て、要求をもとに学園の力量に応じて進めるように定着してきたことは重要です。

二、完成後の課題

① 一拠点の完成とともに、今後総合大学としての力量をさらに大きく充実発

展させる課題が全学的に明らかになりつつあります。

「ゆとりある学園」、「スポーツ施設」、「研究・教育条件の改善」など、要求に応じて整備を進めるため校地の確保が必要です。

② また、衣笠学舎の既存の諸施設についても、教学改善の進行とともに不十分な点について各種の重点要求が出てきています。これらに応じて施設の建設・整備を進める必要があります。

校地面積

六三年当初	一三九、二四〇㎡ (貴船演習林は除く)
期間中増加	一八八、〇五四㎡ (所要額三二億円)
期間中減少	四六、〇九二㎡ (うち広小路一九、〇二四㎡)
差引増加	一四一、九六二㎡
完成時	二八一、二〇二㎡(二・二〇二倍)
学生一人当たり面積	六三年当初 八、四七㎡ から一二、九四㎡へと一・五三倍に拡充

六三年当初	六〇、七五四㎡
期間中増加	一三一、五五三㎡ (所要額一一億円)
期間中減少	五六、四六一㎡ (うち広小路約三〇、〇〇〇㎡)
差引増加	七六、〇九二㎡
完成時	一三六、八四六㎡(二・二五倍)
学生一人当たり面積	六三年当初 三、六九㎡ から六、二九㎡へと一・七倍に拡充

(五) 繰越金・基本金について

一、繰越金についての疑問

予算は要求を基礎として決めることを原則としています。要求が出てくる実態をとらえ、これをどう改善するか、さらに財政の見通しの中で経常経費の膨張を避けて学費の大幅な引き上げを招くことにならないよう検討した上で予算を決定しています。

このような中で繰越金を生じていますが、これを他の会計処理(内部留保)をせず繰越金として残してきたのは消極的態度からでなく、財政の重点的かつ有効な執行により教学改善を図りながら同時に相対的低学費を維持するためであり、これによって今回の学費改定率も低くすることが可能となっています。

繰越金を次年度以降の赤字補填として、学費改定を一年延期した場合は、第一・二年度に生ずる不足額を埋めるため繰越金約一四億円が全額必要です。しかも、第三年度目も生ずる不足額を補うことができないためさらに大幅な引き上げが避けられません。

したがって、相対的低学費を維持することが困難になると判断し、八〇年度改定を提起するものです。

なお、七九年度当初予算の前年度繰越支払資金をもって繰越金は二四・八億円あるという意見は次の点を理解していない結果生じています。すなわち、繰越支払資金には次年度の収入となる新入生等の学費前受金とか、大学が校友会・校友会等の資金を預かっている預り金等が含まれているので、これらを差し引いたものが実質繰越金となります。このような意味で、七八年度決算において繰越金は一三・九億円です。

経常勘定の繰越金の一部を建設勘定に繰り入れずに一拠点完成後の建設事業を進める場合それだけ建設勘定の借入金が増え、ひいては学費の一部である維持拡充費の引き上げ幅にも影響を与えることとなります。したがって、繰越金の一部の建設勘定への繰り入れは、校地確保をはじめとする建設事業を円滑に進めるための資金の有効利用、すなわち経常・建設両勘定のアンバランスを是正する財政計画なのです。

二、基本金の増加

―施設・設備の充実を表わす―

基本金の増加は校地・校舎等の拡充や、年々購入している図書および機器備品の充実など研究・教育を維持発展させるための資産増加を示しています。したがって、施設・設備など教学諸条件がどのように整備充実されてきたかをあらわし、経常経費の充当などに運用しうる資産ではありません。基本金は、このように取り崩すことができないものです。問題はこの増加が、財政上適正であるかどうかという点にあります。さて、本学の基本金の増加は借入金返済で計画的に履行したことによるものが主な要因となっています。すなわち、全学の要求に基づいて推進してきた一拠点事業は、そのほとんどを借入金を財源として長期的返済を行なっています。その返済額が基本金の増加として表われているのであり、計画的で適正な財政運用をしてきたことを示しています。

一拠点計画の財政集約

(収入)		百万円
納付金		六、〇九五
寄付金		一、四七三
資産売却		三、〇四一
借入金		一六、一三七
(支出)		百万円
借入金返済		八、二一六
借入利子支出		二、五九三
事業支出		一六、一九五
(土地)		(三、一〇四)
(建物)		(一一、一三五)
(その他)		(一、九五六)

借入金残高

一九六二年度末残高	六	億円
期間中の借入金計	一六一	
期間中の返済額計	八二	
完成時借入金残高	八五	

IV 公費助成運動について

(一) 運動の成果

「学園通信第一八号」で、本学の「公費助成推進のための立命館大学全学連絡協議会」(「公助連」)運動を中心とした公費助成運動の発展の経過、教訓と課題を概括的に提示しました。

本学が公費助成運動において全国的(教授会連合、私教連、全学連など)に主導的ともいえる役割を果たしてきたことは明らかですが、そのことは組織された学園構成体による学園民主化の運動に依拠して進められたことによるものです。運動の成果として本学においては次の諸点をあげることができます。

一、私立一〇大学学費平均の六〇%という本学の現行相対的低学費は、強力な公費助成運動の支えにもよるものです。また、相対的低学費が公費助成運動を推し進める要因として働く関係にあると言えます。今日、国から授業料に対する直接補助を獲得するまでには至っていませんが、個別立命館においては相対的低学費がこの意味を持っています。

二、一九七〇年より、本学の教学充実の基本として教員増員計画を立て、それを実行してきました。このことは、公費助成運動の広がりに伴い助成額も一九七〇年頃より約一七・四倍に増額されたことによって可能になったものです。すなわち、公費助成運動は本学の教学改善のための重要な計画の実施を保障してきたものと言えます。

三、一九六三年、いわゆる「三八年長計」により、戦後私学の最大矛盾である

学生数問題につき、現行学生数を設定し、これを上限・歯止めとすることによって、教学と財政の関係を大きく崩すことなく進めてきましたが、なお学生の定員超過問題の解決は、最重要課題とされてきました。今回、教学政策の最重要点として学生数減を提起しえた客観的条件は、これまで獲得してきた公費助成の成果であり、また今後展開される公費助成の運動です。

したがって理事会（学内）は、学生の参加する「学部連絡協議会」をはじめ「公助連」の活動の前進につとめると同時に、公費助成獲得の重点を以下の点に置き努力します。

(二) 運動の課題

一、経常費の実質二分の一助成の獲得は、理事会として私立大学連盟、全私学連合を通じて達成すべき直接的課題です。本学において、今日、補助金は経常収入における構成比で二二％となり検定料収入を上回り、学生納付金（学費）比率を下げています。さらにこれをいかにして五〇％に近づけるかというのが当面の重要課題です。そのためには、すべての大学に共通する具体的要求を確立することが必要です。それは、現在助成対象となっている項目の算定基準の見直しであり、また新たな補助対象項目（例―維持運営費、施設設備費、対象外職員、退職金、等々）を設定させることであると考えます。

二、公費助成運動の課題として、経常費実質二分の一助成以外につきのような諸課題があります。

- ① 直接助成―学生・父母の学費負担を軽減し、教育の機会均等を守る立場から重要な課題です。この要求の取り組みは今日では文部省に対し一定の影響を与えつつあります。
- ② 施設・設備充実のための助成―教育・研究条件向上にとつてきわめて重要ですが、国公立との格差が最も大きいのはこの点です。
- ③ 特別助成の拡大―夜間大学に対する助成は極めて僅少なものです。今日夜間大学のあり方に相違もありますが、他大学と協同して取り組みを強化する必要があります。また、身体障害者に対する特別助成を要求していくことが必要です。

④ 奨学金の拡大―人員・貸与額の増大、国公立大学との格差是正の問題があります。

⑤ 私学振興助成法の改正―経常費二分の一助成の限界性、施設・設備補助、国立大学との格差是正の諸点からも、現行助成法の改正検討が必要です。これに関連して、私学論、大学論の展開が要請されます。

三、本学の公費助成運動は、私学に対する政府の直接介入を排し、「国民のための私学づくり」の立場から絶えず文教政策の批判を通じて発展してきたと言えます。一般に私学経営者が行なう公費助成獲得運動は一面、具体的な補助金の獲得という点では文教政策に同調するという危険を持っています。したがって、公費助成運動は、学内における民主化運動と組織された学友会・組合を中心とする全国的運動に依拠しつつ推進されなければならないと考えます。

(三) 当面の取り組み

現在、「公助連」は次の活動を設定しています。

- ① 十一月六日「中央私学デー」へ向けての取り組み。
- ② 一月下旬 全学的学習会。
- ③ 二月一日 「大学関係七団体中央集会」へ向けての取り組み。
- ④ 二月一日 「国民のための私学づくりをめざす京都府民集会」へ向けての取り組み。
- ⑤ 一月下旬―二月上旬 「全京都大学人集会（仮称）」へ向けての取り組み。

理事会（学内）としても、「公助連」の中で、理事会としての立場から公費助成運動の推進にいつそう努力したいと考えています。

〔「学園通信」学費問題特別号（一九七九年一月二日）〕

七〇四 学費問題をめぐる全学討議の到達点と今後の課題

— 一八〇年代学園政策の確立のために

(二九八〇(昭五五)・一・一六) 立命館(学内)理事会

はじめに

一九七九年一〇月一日の学園振興懇談会において、学内理事会は学費改定の提案を行ないましたが、同時に「八〇年代の学園政策確立のために—立命館大学の現状と課題」(「学園通信第一八号」一九七九年一〇月二二日)を発表し、全学的討議を訴えてきました。

その後三カ月にわたり、学内理事会、一・二部学友会、大学院生協議会、教職員組合、生活協同組合(オブザーバー参加)の間で、現在までのところの学園振興懇談会と各学部での五者会談、二部懇談会、学部懇談会、大学院懇談会、部課交渉が行なわれ、教授会、部課での討議、学生大会、自治委員会、クラス・ゼミでの討議がなされ、真剣で激しい討論が展開されてきました。

この間、学内理事会は、その中間報告をかねて「ふたたび学園政策と課題について」(「学園通信学費問題特別号」一九七九年一月二二日)を全学の学生・教職員に配布してきました。しかし、その後、学費問題と学園政策をめぐる全学討議はさらに進み、いまや討議はいよいよ重大な局面を迎えようとしています。

学内理事会は、この重大な局面にあたり一・二部学友会等の提起を受けて、自らの責任において「全学討議の到達点と今後の課題」を明らかにする必要がある、と判断しました。この文書では、次の諸点を明らかにしたいと思います。

第一、今次の学費問題と学園政策をめぐる全学討議の意義はどこにあるか。
第二、学費問題をめぐる全学的討議の到達点、基本的な共通認識がどのように拡大されてきたか。

第三、一・二部学友会の要求を基礎とした教学の具体的課題をめぐる討議の到達点と今後の課題。

第四、一・二部学友会の諸要求に対して、学内理事会はどのように応えようとしているか。

I 全学討議の意義

現在の到達点や今後の課題を明らかにしていくに先立ち、なによりも今次の全学討議について、その歴史的意義、学振懇各パート、とりわけ一・二部学友会の問題提起や要求の持つ積極的意義、学内理事会の基本的立場に関して、改めてここで再確認しておく必要があるかと思えます。

(一) 今次全学討議の持つ意義の重大性

先に触れたように本学では、すでに三カ月以上にわたり、学費問題をめぐる真剣で激しい全学の討論が展開されてきています。この全学討議は、立命館大学の新しい展望にとつても、また全国の私立大学の将来・展望にとつても、重要な意義を持つものと考えます。

周知のように今次の全学討議は、単に学費問題だけをめぐって進められているわけではありません。今日の私学危機に抗して、「現代社会における矛盾の深化と反動的な文教政策の進捗と、政治的・経済的・文化的危機のなかで、民主的働き手としての確信と実践的能力に裏づけられた社会人」を養成するために、八〇年代における学園の基本政策、教学改善の施策を全学の討議でつくりあげること、その中心が据えられています。

立命館大学は今年創立八〇周年という記念すべき年を迎えました。こういう歴史の年輪を踏まえて、平和と民主主義を基軸とした国民的課題を志向する教育・研究の展開方向を、衣笠一揆の完成を基礎に、八〇年代、さらには二一世紀を見通しつつ、全学の討議によって策定することは、本学にとって極めて重要な歴史的意義を持つものと言わなければなりません。

また、本学は全国の私立大学のなかで、学費問題や学園の基本政策、教学改善の施策について、学生・院生の自治組織や教職員組合を含めて民主的な全学討議を組織しえている数少ない大学の一つです。

このように「全学の英知と力」の結集によって八〇年代の新しい大学づくりを進める本学の民主的討議は、二一世紀に向けての私立大学像を創造するものとして、その社会的意義もまた大きいといつてよいでしょう。

(二) 一・二部学友会の問題提起と諸要求の持つ意義

今次の学費問題をめぐる全学討議のなかで、学内理事会が提起した「八〇年代の学園政策確立のために」に対して、一・二部学友会は、学費値上げ断固反対の立場から批判的意見を積極的に展開するとともに、学生として「学ぶ権利」に立脚した多面的な要求を提出してきています。学内理事会は、この学友会の厳しい批判と要求こそ、八〇年代の学びがある大学・学園づくりを進める重要な推進力であることを再確認し、真剣に大学機関としての討議を進めてきました。

学友会の厳しい批判と要求が、なぜ新しい大学づくりの推進力であるのか、学内理事会は、この点について次のように考えています。

第一に、学内理事会をはじめとする大学機関は、研究と教育に責任を持つ立場から、「八〇年代の学園政策確立のために」立命館大学の現状と課題」をまとめてきましたが、学生の「学ぶ」側の立場から見た「現状と課題」、つまり、教学に対する厳しい批判と要求との民主的討議によるつき合わせのなかでこそ、学びがある大学・学園づくりの政策も確立されるものと、学内理事会は考えています。

第二に、教育は、教育する者と学ぶ者との共同の事業であつてこそ効果が上がりうるものですが、その際、エデュケイトというその言語の意味に照らしても、学ぼうとするものの意欲と能力をどう引き出し発展させるかが決め手であると言つてもよいでしょう。学内理事会は、この点からしても、学友会に結集した学生諸君の「学びがある教学づくり、学ぶ気風あふれる学園づくり」をめぐらした批判と要求こそ、立命館の教学を支える推進力であると考えています。

(三) 学内理事会の基本的立場

学内理事会は、すでに述べたように学生諸君の「学ぶ権利」に立脚した、教

学改善に向けての批判と諸要求を真剣に検討し、その必要性和重大性に照らして可能なものについてはその実現を図るといふ立場を堅持しています。

同時に、各学部教授会を基礎とした学内理事会は、学生の「学ぶ権利」とともに教職員の教育・研究生活、「働く権利」をも保障しなければなりません。また、大学の教学だけでなく、管理・運営はもちろん、財政についても責任を持っていきます。本学において戦後一貫して「教学と財政の統一」ということが主張されてきたのも、以上に見るような学内理事会の基本的立場を表現したものです。したがって、学生諸君の諸要求について、これを真剣に検討するにしても、今日の政治・経済情勢、文教政策のもとでの本学の力量と条件を慎重に考慮し、計画的にその実現を図っていかざるをえません。そして、それこそが、学内理事会としての責任ある態度であると確信しています。

学内理事会は、以上の三点のうえに立つて、以下、学振懇を中心とする全学討議の基本的な到達点、教学改善の課題をめぐる討議の到達点と今後の課題、学友会の諸要求に対する大学の回答について、現時点での見解を述べることにします。

II 全学討議の到達点

一・二部学友会の指摘を受けて

(一) 私学危機の深化と学生実態把握の意義

一、今日の私学危機は単に私学だけの危機ではなく、わが国の全高等教育と教育全般の危機の私学における現われであり、今日のわが国における政治的・経済的・文化的危機の深化の一環であることを、この間の全学的討議を通して共通の認識としてきました。

私学危機はこのような国民的危機の一環であり、それは私学の教育・研究の内容や体制・条件にまで及ぼうとしています。それはまた、(イ)国民にとって学ぶ権利を保障する教育の機会均等の原則の破壊に、(ロ)学生にとっては(イ)に加えて学びがある教育を受ける権利の破壊に、(ハ)教職員にとっては教育・研究・労働の権利の破壊につながるものです。

二、この間、大学が精力的に取り組んできた学生実態把握について言えば、かかる私学危機の認識の点で不十分さのあったことを反省し、全学的討議を通して次の点について認識を深めてきました。

① 一九七三、七五年度の全学協議会で確認されてきた学生・教職員の実態を系統的・全学的に把握する体制を確立することについては、それ以降の取り組みを強化してきましたが、何のための実態把握か（課題あるいは問題意識の明確化）、さらにどのように集約し、それをどのようにに教学に役立たせるか（全学的な集中・分析体制と総合化・政策化）、とりわけ私学危機と学費改定の持つ事態の重大性に対する認識が重要である。

② 七三、七五年度の全学協議会で確認されている民主化と集中化が正しく生かされる体制の確立についてはその前提として各学部教授会とそれぞれの担当部課がそのための必要な体制をつくるのが重要であること。なお、体制については、本部移転と合わせて一段階進めるようにし、具体的には三部長制を中心とする関連部課会議や教学部と各学部事務室との連携を強化すること。

三、私学危機は、とりわけ二部教学に厳しく現われています。それは、第一に「放送大学」構想や「高等教育計画」等を通して、現在の大学から勤労学生を締め出し、勤労者教育は大学教育ではなくてもっぱら専門学校や専修学校を中心とした実務教育に切り換えようとしてきている点です。第二は、現在の後期中等教育における選別教育のなかで、大学で学ぶのに必要な基礎学力が十分でないという問題です。第三は、今日の「減量経営」が勤労者にいっそうの合理化を強い、臨時職化（長期アルバイト化）が進み、勤労学生の実態がこの面からも激変してきていることです。このようななかで、本学は教育の機会均等を保障し、勤労学生の要求に応じて、今後とも「勤労者を対象とする大学教育」の方針を堅持し、その内容・条件の保障として二講時制の内実化に努力します。

四、私学危機はまた大学院教学についても顕在化してきています。第一は、七四年の「大学院設置基準」の省令化などを通して大学院の多様化や国公立、私立の大学院間の差別的編成が進められてきていることです。第二は、大学院教学をなす教員の研究指導とその時間と努力が不可避免的に圧縮され、教育と研究の統一を支える諸条件が劣悪化していることです。第三は、大学院生につ

いても研究・生活上の諸困難が累積してきていることです。とりわけオーバードクター（OD）問題（博士課程を終えて、なお将来研究が継続できる職につきくことを志望しつつ、大学院に滞留している「研究者」の存在の問題）が大学院教学にとつて重大な社会的問題となつています。それは単に個々の院生にとつて将来にわたる研究生生活上の大問題であるという大学院内部の問題にとどまらず学部教学にも影響を与え、ひいてはわが国の学術研究体制の将来にもかかわる重大な社会問題となつてきています。とりわけOD問題についてはその緊急性と重要性に鑑み、大学は「OD問題特別小委員会」を設置することを提起しました。

大学院教学を全学の問題にする意義は、総合大学の重要な一構成部分として全学の理解と相互協力をつくり出す点にあります。

五、以上の諸側面に見られる危機を抜本的に解決していくためには、今日の科学・技術政策と高等教育政策の民主的転換が不可避的な条件であることは言うまでもありませんが、個別大学としても、学生・院生の実態を正しく把握し、国民のための私学づくりと国民の教育を受ける権利を保障する大幅で民主的な公費助成の獲得のための持続的で強力な取り組みが必要であることを確認してきました。

（二）相対的低学費政策の堅持と学費改定

一、本学が一貫して堅持してきた相対的低学費は、（一）で述べた私学危機が深化するなかで、教育の機会均等の原則を個別大学の限界内において最大限に保障するためのものです。それはまた、相対的に低所得勤労者子弟の本学への入学を保障することによって、教学と財政の民主化を促進していくという意味を持つものです。教学の維持・発展を支える財政は、根本的には公費助成の拡大に努力すると同時に、相対的低学費を堅持しながら自主財源を確保することが重要です。大学は今回の学費改定方式と改定額を提起するにあたって、改定学費を如何なる事情のもとでも一〇私立大学の平均学費以下に押さえることにより、相対的低学費が堅持できることを明らかにしました（「学園通信学費問題特別号」）。

二、これに対して学友会等は、①国民生活への影響、それがもたらす教育の機会均等への影響、学生生活への影響の三点から具体的にどのような把握を行なっているのか、②相対的低所得者層への影響、③相対的低学費の堅持から見て事態の重大性をどのように把握しているのかについて厳しく大学側を追及しました。

これを受けて各教授会や各部課における討議が深められ、次の事柄を全学的に認識してきました。

- ① 学費改定による経済的圧迫がアルバイトの増加、授業出席率、集团的学習活動や課外活動への参加状況に影響することは否定できないこと。
 - ② 二部学生にとっては、その五〇％が自活しつつ勤労し、就学している状況のもとで、とりわけ長期アルバイトを行なう学生にとってはその経済的条件は厳しい意味を持つこと。
 - ③ 今回の学費改定によって相対的に低所得者層の子弟の本学への進学が一定困難となること。
 - ④ 以上の事態を深く認識するとともに、このような事態をもたらす今日の私学危機の矛盾に対して全学あげて対決し、基本的には憲法と教育基本法に基づき教育の機会均等を保障する公費助成運動を大きく発展させる取り組みを行なうこと。
 - ⑤ これらの影響に対して大学として可能なかぎり学生への援助・厚生、課外活動援助の諸施策の拡充を、学生要求を踏まえて提起すること。
- 三、(一)で述べた私学をめぐる今日の情勢のなかで、相対的低学費の社会的意義はますます重要になっていきます。それは次のような意義を持っています。
- ① 教育の機会均等の原則を、たえず追求し、大学で学ぶ学生とその父母の経済的負担を軽減すること。
 - ② 私学の単純な経営主義的観点からの非民主的な学費値上げを抑制する役割を持つこと。
 - ③ 全国的に私学の民主化が重要となってきた現状で、本学が相対的低学費を堅持しつつ、進んだ教育・研究を実現するみちすじを示すという積極的役割。

④ 公費助成運動の新しい段階を迎えて、相対的低学費を維持しながら、進んだ教学を進めうるための大幅で民主的な公費助成の達成を目指すこと。

四、今日、政府の私学助成政策が後退するなかで、私学関係者をはじめ広範な国民の公費助成運動により八〇年度大蔵省当初予算二、四五二億円に一五三億を追加させ、二、六〇五億円にさせることができましたが、今後ともいっそう強力な取り組みが必要です。全学的討議を通して次の事柄が共通に認識されました。

- ① 公費助成運動の今までの取り組みの教訓を生かすこと、とりわけ教学を支える公費助成運動としての位置づけを明確にすること。
 - ② 公費助成運動は大学を構成するそれぞれのパートが対等・平等の関係を保ちながら、相互に連携して推進すべきであること(全学公助連・学部公助連の強化)。
 - ③ しかし、そのなかでもとりわけ大学機関の責任を明確にし、今日の厳しさを打ち破る取り組みを強めること。とりわけ、「学部公助連」を推進するための大学側からの教育的援助が重要であり、また大学機関は全クラスで公費助成の緊急性と重要性を訴え、全教職員が業務活動をも通じてその運動に積極的に参加すること。
 - ④ 一二月一日の国庫助成獲得をめざす緊急「立命館大学全学総決起集会・全京都私学人集会」には教職員・学生・院生・生協職員の約一、五〇〇名が参加し、また中央請願や署名活動などが展開されて運動を大きく前進させたこと。
- (三) 教学総括における「二つの角度」と「六つの指標」
- 一、大学は第六回学振懇において、(一)で述べた危機が本学の学生にどのような現われているかについて、①入学して来る学生の実態、②在学生の学習活動・生活等の実態、③就職活動実態について詳細に指摘しました。先に大学と各学部教授会をはじめとする教学機関が提起した「現状と課題」は、学生のような実態と教育要求を踏まえたものであり、そこでは、八〇年代の民主的社會を形成していく主体を養成するために次の三つの目標を設定してきました。

①民主的・社会的常識や社会（国際化された）に通用する専門的学力・技術を養うこと。②そのために必要な基礎学力を養うこと。③総合大学のメリットを生かした教育・研究の現代化・総合化・共同化の推進と、学生にとって「学びがいのある大学教育」への要求に正しく応えること。

二、各学部五者会談等を含む全学討議を通して、学友会から教学総括に対する厳しい批判が次の四点についてなされました。

① 中教審路線をはじめとする私学をめぐる状況、とりわけ政府・財界の「量」から「質」への転換をめざす「人づくり政策」の真のねらいに対する認識が不十分であること。

② 大学の社会的使命である教育機関としての役割、とりわけ平和と民主主義の教学理念を堅持する本学の果たす役割に対する自覚や決意が不十分であること。

③ 八〇年代に本学がどのような学生を社会へ送り出すのか、そのうえで何がいま本学にとって必要なのか、七五年度の全学協確認事項の実践がなぜ遅れているのか、積年の課題がなぜ残されているのか、「基礎学力」がなぜ相対的に立ち遅れているのか、さらに進んだ学内外の教育実践が教訓となり、拡がらないのはなぜか等について深い分析が不十分であること。

④ 教学総括を、次に述べる「二つの角度」と「六つの指標」に照らして見直すこと。

三、学友会の提起した「二つの角度」の第一は、総括するにあたって前進してきた面、遅れている面をおさえ、なぜ進んだのか、なぜ遅れたのか教訓となるものを明らかにし、前進した面を全学に拡げ、遅れている面を引き上げる視点です。その第二は、現在の学生実態を正しく把握するために、学ぶ活動、クラス活動、サークル活動、就職活動の「四つのファクター」で学生の積極面を捉え、それを次の「六つの指標」に沿って伸ばす教学努力が必要であるということ。同時に、遅れているあるいは消極的な面を学生自身の自覚の問題にのみ矮小化しないで、社会的状況とのかかわりで捉える視点です。

また、「六つの指標」とは、学生の①知的な訓練や理論的な力、②自主的・集团的な学習活動を行なううえでの持続性や忍耐力、③正課や課外活動を通じての自主性や自発性・自治能力、さらに、④集団性や組織性、⑤人権意識や民

主的社会的常識、⑥国際性・国際感覚です。

四、理事会と各教授会は、学友会の提起した「二つの角度」に沿って教学総括の内実化に努め、第九回学振懇において、大学が基本的に認識した点として、① 学部教学について真に責任を持つ立場からの実態把握を含む教学点検を日常的に行なうことにおいて弱点のあったこと、および

② 七五年度以降の実践のなかで、学生の自主的・集团的諸活動における前進面での教訓を全面的に生かすできなかったこと、を指摘しました。

そしてその原因として、教育と研究を統一する視点からの教職員の集団化をいっそう進めていく点と、学生と教職員のコミュニケーションを深める点で問題のあったことを明らかにしました。また、大学が提起した「学生数減」は学生と教職員とのコミュニケーションを深め、密度の濃い教育を行なううえで、さらに教職員の集団化のうえで不可欠の条件改善であることを強調しました。これらのことは次の点でいっそうその認識を深めることができたと考えます。

（四）教育実践の重要性和「学生数減」の意義の深化

一、第九回学振懇における大学の発言をめぐって、学友会より次の批判と問題指摘が行なわれました。

① 教育実践や教授法の研究が立ち遅れているのは、大学教員の教育者としての自覚の不十分さによるものであり、それはまた反動側の教育に対する取り組みの真のねらいが見抜けていないことによるものであること。したがって歴史的・社会的要請に因應するため、また大学をめぐる厳しい情勢を正確に捉え、教育を重視し、教職員の集団化を進めうる有効な施策を確立する必要があること。

② 「二つの角度」から正しく捉えられていない教学総括、教育重視が具体的に展開しえていない教学総括の弱点を踏まえて、今回の「学生数減」と国の文教政策のそれとの違いを明確にする。

③ 現在の学生総数を、社会に送りだしている社会的役割を重視し、将来的に検討する必要があること。

二、これらの指摘に対して学内理事会を次の諸点について問題提起を行ない、共通認識を深めました。

① 学生実態と同様、教員の場合も歴史的・社会的な制約があること。わが国の大学では伝統的に研究が中心に据えられてきたこともあり、教科研究や教授法の研究が立ち遅れていることを率直に認めその克服に努力する。

② 本学では、他大学より進んだ教育実践の積み重ねがあるが、それに安住することなく、個別的経験にとどまることなく、さらに、条件がよくなればよくなるだろうという条件待機的な考えを排して、集団化の水準を引き上げるには、教育・研究・行政各方面から教育のあり方を捉える必要がある、そのような作業のなかで新しい「教師像」をつくりあげることが重要であること。したがって、集団化・共同化は、今日の大学の現状のなかでは歴史的・社会的運動として進めていかねばならず、教育の研究はその環となるものであること。また、このような教育実践の交流のための条件を整備する必要のあること。さらに、遅れている面は、相互批判と自己批判、さらに他大学や後期中等教育における優れた教育実践の教訓を生かすことによって運動として進めていかねばならず、着実に積み重ねが重要であること。

③ 教育者としての自覚は、学生の後期中等教育の悪しき影響を克服し、学生の学問・研究への努力と意欲を引き出すことのできる大学教育として捉えられべきであること。そして、社会の進歩をになうことのできる大学教育機関としての大学の責任を果たしうる教学を進めることを教育の目標として設定すること。また、水増し入学を是正し、クラスを基礎とする日常的な学生実態に立脚した、密度の濃い小集団教育を軸とする学部教育を前進させるうえで、クラス定員減を内容とする「学生数減」は教学改善のための有効な条件であること。それは、いわゆる「量」から「質」への転換を強調する、国が提起している「学生数減」とは、基本的にその内容を異にするものであること。

④ 教育実践の相互交流や相互批判を行なう条件・体制の保障が重要であり、合わせて教職員の必要かつ適正な増員を図る必要があること。

⑤ 学内理事会はさらに次のこと regarding について見解を明らかにしました。
① クラス数をもう一つの内容とする「学生数減」を、教職員増と合わせて、具体的条件として設定する必要のあること。なお、理工学部におけるクラス数減（現行の三クラスを二クラスにする）は実験学部の性格上、小集団教育の横

断クラス制を実験・製図等を含む専門科目クラス（現行二クラス）と揃えることによる教員と学生とのコミュニケーションの深まり、過密時間を解消するうえで大きなメリットがあること。

⑥ 多様な学生実態を考慮に入れつつ、学生に基礎概念の定着から具体的構想力へ展開しうる理論的思考力を十分に身につけさせるための集団的な教科研究会を、小集団教育における教訓を生かした新しい段階での、教育と研究の統一の視点から実践する必要のあること。同時に、教員の総合的な研究政策を確立することは極めて重要であること。

（五）総合大学のメリットを生かすために

一、一・二部学部教学および大学院教学の全面にわたって、一拠点化のなかでこれまでも総合大学のメリットを生かす努力を続けてきました。大学の全構成員は、①教育と研究の「現代化・総合化・共同化」を発展・充実させる力量において、その潜在力の存在に確信を持っています。事実、学部を越えた学生の自主的・集团的活動の前進、人文科学・理工学両研究所を中心とする総合研究や課題別研究の前進、学園暴力を一掃する取り組み、公費助成運動の全学的取り組みなど数多くの教訓を生み出しています。しかし、学生諸君に学部を越えた学習活動を保障する他学部受講の拡大や各学部の授業担当者の相互乗り入れ等については、一定の検討を行なってきたものの、その実施は八〇年代の学園づくりと学部教学の課題として残されています。その実現のために、①他学部受講の総括、②教員の教育・研究条件の整備、③学部を越えた教員の共同化などを軸として今後とも検討していきます。

二、総合大学の重要な構成部分である本学の大学院は「学部教学を基礎」とした、国民的立場にたつた民主的研究者の養成」という基本的理念を掲げています。その基本的な理念のうち、「民主的研究者の養成」については、教育と研究の統一という観点からこれを内容的にさらに豊かにしていくことを八〇年代の課題として提起しました（「七九年大学院の現状と課題」）。「学部教学を基礎とした」という理念に関しても、先に大学が提起した「八〇年代の学園政策

確立のために」と「七九年大学院の現状と課題」のなかでその具体化を図り、八〇年代大学院政策の柱に据えています。

Ⅲ 教学課題を前進させるために

大学は、今回の学費改訂の提起にあたって「八〇年代における学園の基本政策と基本課題」を提起（『学園通信第一八号』）し、このなかで教学の具体的な改善施策を示してきました。

ここに示してきた改善施策は、基本的には七三全学協、七五全学協において確認され、各学部、二部、および各教学機関において実践してきた教学課題を総括し、このうえに立つて本学の教学を今後なおいつそう発展・充実させようとするためにまとめたものです。

しかし、今回の学費問題をめぐる全学討議のなかで、これらの教学総括と諸課題を捉える視点（第Ⅱ章に述べている）が不十分であり、このような視点からの全面的な捉え直しと、この間実践されてきた優れた点の教訓を学び、またおこなっている問題についてはその要因の究明を正しく行なって、この改善方向をも示しつつ総括しなければならないことが指摘されました。

また、同時に、このような教学総括と課題のなかに、積年の課題とされてきた大講義における学生の出席状況問題、留年者問題、休講問題、就職問題を視野に入れた教育実践と教育的援助の問題、また、これらの教学を支える事務体制等の諸問題に対する解明と克服の方向が明らかにされねばならないとする指摘が行なわれました。

大学は、これらの各パートの提起や指摘に対し、これを積極的に受け止めて次のようにその見解と改善の方向を明らかにします。

（一）各学部・各教学機関などにおける教学改善の積極的な捉え

直しと具体化について

各学部、二部および各教学機関の教学改善の捉え直しについては、第Ⅱ章で触れた観点を踏まえつつ、以下それぞれの具体的課題について改めて次の諸点

を明らかにしておきたいと考えます。

一、各学部および二部における小集団教育を軸とする教学の発展・充実について

この点については、すでに『学園通信第一八号』および各学部の「現状と課題」において充実への施策を明らかにしてきましたが、さらに、これらの施策を内実化するためにも、その基礎的な条件となる学生の基礎学力の養成、また「六つの指標」や「四つのファクター」から見た学生実態、学生の到達度、問題意識・関心を把握した教育方法の改善においっそうの努力を払う必要があること、そのためには教員の集団化と共同化をより強化しなければならないことが認識され、この認識に立った努力を進めます。

また、小集団教育を軸とした学部教学の充実のためには、これらの小集団教育と専門教育や一般教育、さらには語学教育、保健体育教育との連携を強めることが重要であり、そのためには、それぞれの教科内容のいっそうの工夫・改善や、条件上の整備も積極的に進めていく必要があります。そのためには、それぞれの教育現場で実践される優れた教訓や経験、また他大学の進んだ点なども積極的に学び、これを全体のものに拡げていく組織的取り組みが大切であり、またそのために必要な体制（教代会議・各学部調査委員会の強化、担当者会議・教科研究会などの体制化、非常勤講師との懇談会の強化など）をさらに充実したいと考えます。

なお、小集団教育を軸にした教学の充実には、このような教員を中心とした教育実践の前進が基本的であることはもちろんですが、そのためにも、このような教育実践を支える教員の研究条件が十分に保障されることもまた同時に重要です。

さらに、小集団教育を軸とする学部教学の充実のためには、なによりも学生の自主的・集团的学習活動の発展が大切な条件となります。そのために、小集団教育、外国語教育の使用教室の固定化の実現、サブ・ゼミ・アワー（一・二回生）を学部・回生を単位として設置します（理工学部を除く）。これに関する体制と施設上の条件についても実現する方向で検討します。

二、外国語教育の充実に向けて

本学における外国語教育の充実に係る課題については、すでに「外国語教育の現状と課題」（一九七九年二月、外国語科連絡協議会文書）で全学のクラス討論に提起してきましたが、さらに学振懇において一・二部学友会から、今日の学生のおかれている社会的状況や現代的な課題のなかで「語学力が身につく、外国語や外国文化に親しめる外国語教育の抜本的改善」という視点からの次の諸点についての検討が提起されました。

それは、①テキストの改善―手づくりのテキストや教材の作成、学生の到達度や関心に見合った授業の改善、②学部教学との関係を明確にした外国語教育の目的を整理し、学部学生の問題意識や関心に合ったものへの改善、③各クラスにおいて教員と学生が定期的に授業の内容や方法について懇談し、教員と学生、学生相互間のコミュニケーションを図り、学生の学ぶ意欲を引き出させるような授業方法の改善、④教員の集団化をよりいっそう強化し、年度毎の重点課題につき学部毎の総括や教育実践の成果を全学的に発表する（たとえば「外国文学研究」等）、⑤教員の大増員―専任率の向上、⑥L教室の早期実現―各学部棟毎に、⑦外国語教育を通じてつくり上げようとする学生像の明確化（外国語教育の四目標を通じて具体化）、ですが、大学はこれらの諸点を含めて今後さらに外国語科連絡協議会を中心に検討し、改めて外国語教育の現状と今後の課題を全学的に明らかにしていきたいと考えていますが、現段階で学内理事会として明らかにしておきたい点は次の二点です。

① 教員の増員、専任率の向上について

教員の増員については、外国語教育の分野のみにとどまらず、各学部の小集団教育や専門教育の強化、一般教育、保健体育教育、教職課程教育の諸分野における強化の課題として今後の学園政策のなかに位置づけて具体化を検討していきます。

また、外国人教員の専任化の問題は、本学における語学教育体制や環境充実の強化のために必要であることが提起されていますが、これらについては、教授会との関係などを考えて慎重な検討をしつつ、当面、客員教員や外人非常勤講師の体制についての強化を図り、その要望に応えていきます。

② L教室の早期実現―各学部棟毎に設置せよについて

外国語教育を充実していく環境の整備のなかで視聴覚教育施設・設備の整備は重点的な課題として考え、当面次のように実現を図っていきます。

④ 各学部棟にある小教室にテレコ内蔵式教卓および音響設備を年次計画的に実施し、音響効果の改善を行ないます。

⑤ L教室については、大学としては全学的に中央視聴覚教室を構想しており、当面、これにつなぐものとして現在の中央図書館に、一九八〇年度実現をめざして視聴覚室（L1）、テーブル・ライブラリー、映写室等）および資料室・準備室を設置します。

三、保健体育教育について

本学における保健体育教育は、大学教育としての保健体育の三つの獲得目標を明らかにし、小集団教育の一環として位置づけ、三群方式による三種目ローテーション履修制や、男女共学横断クラス制の実施など一定の先進的な取り組みを行ない、その成果を見てきていますが、なお、学振懇を通じて、①小集団教育のメリットが、どのように生かされてきているかについての総括、②男女共学制の総括、③学部教学と体育との関係を明らかにし、各学部の教学総括のなかにも明らかにすること、④課外スポーツの生きた教訓、利点をどのように積極的に生かすかという点の総括、等が求められています。大学として各学部および保健体育教室、さらに学生部を中心にこれらの諸点を含んでその総括と今後の課題を改めて明らかにしたいと考えます。

四、教職課程について

教職課程の諸問題については、第八回学振懇で、その「現状と課題」が、七五全学協確認以降の取り組みの成果と教訓、またその弱点の総括が不十分であり、今日の学生実態を十分に踏まえたものとなっていない。また、各学部教授会の責任が十分に総括されていないという批判が出され、とくにこのなかで④戦後の文教政策の変化が一般大学において教員養成課程を持つことの積極的意義を空洞化しつつある状況、⑤多くの大学でもこの反映として教職課程教育の理念と目的が十分に実体化されていない弱点を持っている状況、⑥それが今日では「教育実習」問題として矛盾の焦点となっていること、⑦こうした状況の

もとで、本学が教員養成についてになってきた歴史的・社会的な役割を明らかにし、本学の教育理念と八〇年代を展望する「学生像」―「教師像」を視点に捉え、今日の教育現場が抱えているさまざまな困難をはねかえし、民主主義と人権感覚を支えられて、豊かな教育活動を行ないうる積極的な教員を本学から送り出すことの意義、を十分にふまえた「現状と課題」でなければならぬとする指摘がなされました。また、本学における教職課程教育の改善・充実をさらに深めるものとして、本学がこれまでの全学の努力と民主的な力量のもとに推進してきた教訓のうえにたつて、次の五点についての検討が提起されました。これは、①教職教員の学部への分属と、学部毎の「センター」設置、②教育行政に関する科目の毎年度開講をはじめその他の新設科目の検討、③教員の集団化、④教育実習への援助強化、オリエンテーションの充実、⑤小学校教員養成課程設置の再検討、です。

大学は、本学のこれまで果たしてきた歴史的・社会的役割と、今日におけるわが国の教育の要請に応え、積極的な教員を社会に送り出すことの意義を改めて認識し、当面、次の諸点について改善していきます。

① 教職課程教員の各学部分属、学部毎のセンターの設置について
教職課程教員の学部分属については、今後の教職課程教員の増員と体制強化を踏まえ、各学部教学との全体的な関連をさらに実体化するなかで実現します。教職センターについては、現在全学的に設置されているセンターの機能と体制を強化し、教育実習の指導や教育相談などを十分に行ないうる条件を拡大していき、さらに各学部とも連携強化を図って、それぞれの学部や二部の学生の個々の指導、相談、情報提供の強化を図ります。

② 新設科目の検討

「教育行政学」「教育社会学」「教育心理学」については一拠点実現を機に毎年度開講を実施します。また、その他「青年心理学」「教育指導」「生活指導」「比較教育学」などの講義もしくはゼミなどの開講を検討します。

③ 教育実習の指導強化について

教育実習については、オリエンテーション、ガイダンス、特別講義などの取り組みを行なっていますが、今後さらにセンターを活用して各教科教育法

や教育実習についての実際を視聴覚機器を利用して事前教育を実施することやその他の情報の提供の具体化を強化します。

④ 小学校教員養成課程設置の再検討について

小学校教員養成課程設置検討の問題については七五全学協で提起され、翌七六年度の学振懇でその検討の結果として、本学の現時点での状況では課程設置はできないことを明らかにしましたが、現在でもこの点については基本的に変更される条件はありません。

しかし、現実的には、本学学生のなかに、その相当数のものが小学校教員への志望を持っていることも明らかであり、また先に述べた教員養成の意義を踏まえ、大学としては可能なかぎりこれらの学生に対するガイダンスや情報の提供、相談など積極的に対応していきます。

五、二部教学の改善について

今期学振懇の討議を通じて、二部問題は現在の私学の危機とその矛盾の集中的現われであることが改めて認識されました。この危機を打開し、真に学びがいのある二部教学をつくりあげていくためにはその抜本的な改革の必要が指摘され、また同時に現行二講時制下における実態と諸矛盾を解決する当面の改善施策の実施が提起されました。

大学は、二部教学の現状を深く認識するとともに、その抜本的な改善施策を全学的に設定し、八〇年七月中にその検討の結果を全学に明らかにしていきます。

なお、二部学友会から提起のあった当面の改善施策については、次のように実施します。

① 前・後期集中開講について

社会学部部の固有専門科目について実施可能なものから積極的に開講していきます。

② 再試験制度の拡大について

従来行なってきた再試験制度については次の二点の改革を行ないます。

① 四回生時について

従来の制度を「三科目二単位（教職科目を含む）」に拡大します。

② 二回生時において新たに再試験制度を設け、一般教育科目、共通専門科目、固有専門科目について一定の基準により二科目八単位の枠内で実施します。

③ 新入生に対するオリエンテーションの強化と合宿の実施について

新入生に対するオリエンテーションについては、改めてその充実・改善を検討し、強化します。また、この一環としての合宿についてもその実現を図ります。

④ 小集団教育の増単位について

小集団教育の増単位問題は、二部各学部教学のカリキュラム体系、要卒単位等全体の関連と合わせて検討しなければならない問題であり、今後さらに慎重な検討を要する課題です。したがって当面は、この提起の持つ積極的な意義を受け止め、小集団教育の改善、指導の強化、サブ・ゼミにおける教員の援助や合宿等と合わせてその実質化を図ります。

⑤ 休講問題について

休講は、学生の学ぶ権利を保障する見地から、これを行わないことが原則です。しかし、病気や公務、学会参加などのために止むを得ず休講が生じた場合には、補講するよう努力します。

⑥ 以上のような改善施策の実施とともに、二部教学を支える全学的な体制と、二部協議会・二部事務室体制を強化します。

六、教育実践の総括について

現段階における教学改善の具体化について、学振懇であずけられた課題を中心に、その施策を提起しましたが、同時に、これらの教学課題は、常にその実践の経過のなかで検証され、このなかでの教訓や経験が総括されて蓄積されていくという取り組みが重要です。この意味で、学友会が提起したこれらの教育実践の重点課題に関する「毎年度の成果のまとめ（「年報」的なもの）」を作成し、全学的な交流と討議を図ります。

(二) 今までに克服されなかった課題について

今回の学振懇の討議を通じて以上のような各学部、二部、各教学機関の教学

改善の課題のなかで、七三、七五全学協においても討議されてきた、大講義の出席状況の問題や、留年者問題、休講問題、就職問題、また事務の問題等、早急に改善し克服することが必要とされていたこれらの問題が、今日においてもなお十分に克服されずにあることの実態と、その原因が何であったのかの究明が行なわれ、理事会をはじめ各機関の責任が追及されてきました。

学内理事会はこれらの批判を真摯に受け止め、今までにこれらの課題について十分に克服しきれなかったことの反省のうえに立って、これらの課題の達成に向けていっそうの努力を行なう決意です。

しかし、これらのいわゆる積年の問題は、それぞれに持つ根の深さや、多様な要因が重層的にからみあって現出している問題でもあり、このことの抜本的な改善のためには、さらに各分野、各機関での検討が重ねられねばならないと考えます。

しかし、この際重要なことは、学友会の指摘にも示されているように、今日の学生をとりまく状況のもとで、これを生きた教学の課題として実践的に取り組む姿勢の弱さがあったこと、教職員の教育者としての責任の自覚が十分でない点が残され、正しい意味での「教育と研究の実践的統一」が十分に図られていなかったこと、また、これらの諸問題に対する他大学の取り組みの実態や、進んだ経験に積極的に学ぶという姿勢に欠けていたこと、したがって各教育現場での経験交流や、教育方法の研究がおくれ、これらの諸問題に取り組む集団化・共同化の体制や条件についての整備が不十分であったことの認識を十分に踏まえる必要があると考えます。この認識のうえに立って、

① 大講義の改善について

第一に、各学部の小集団教育のいっそうの充実と、これと関連した他教科科目についての、学ぶことの意義、関連を明確にし、学生の学ぶ意欲を引き出す努力をよりいっそう強めること。第二には、これら大講義科目についても独自に、学生の実態を踏まえ、現代的関心や意識に見合った授業内容やわかりやすい講義になるよう工夫するとともに、学生が学ぶ必要を感じるよう授業方法の改善（例えば、レジュメや講義概要の工夫、中間的なテストや節々のまとめ、学生の意識調査、その他出席のための積極的施策を授業のなかにとり入れること

など)。また、第三には受講者数規模の適正化などに取り組みます。

② 留年者問題について

留年者の問題は、本学のみにとどまらず、最近の各大学にも見られる問題の一つとなっております。このような留年者の最近の増加傾向は、先にも述べた後期中等教育段階におけるひずみの影響や、今日の学生をとりまくさまざまな状況のもとで、これらに正しく立ち向かうことのできないままおくらせてきている学生や、社会に出ていくことの不安からたずんでいる学生のなかに見られる問題であろうと考えられます。

大学は、これらの問題を、「六つの指標」や「四つのファクター」のなかでさらに正しい実態の把握に努めるとともに、なにもましてそのつまづきの端緒となる低回生時における学生の把握、小集団教育での基礎学力の養成と指導強化、教育的援助、教授会や各教学機関での積極的な問題把握と有効な指導の体制を確立していく必要があると考えます。

③ 休講問題について

休講問題については、先にも述べたように、授業は教職員の権利であるとともに、学生の学ぶ権利の保障という見地から、基本的には休講を行わないという全学の努力が必要です。

したがって、教授会を中心とする教員の集団化の努力のなかでこのことの実現をめざして取り組みをいっそう強化するとともに、非常勤講師に対しても協力を要請していきます。

しかし、病気や公務、学会参加などにより、やむをえず休講が生じた場合には、いち早くこの状況を把握し、補講の実施など必要な措置を講じていきます。

④ 就職問題について

学生にとって切実な問題である就職問題に対して、大学はこれまで全学の努力で求人開拓や就職指導などを行ない、その取り組みは年々充実してきました。

しかし、経済危機の下での就職問題の厳しさを突破するために、また本学の教学理念を身につけた学生を社会に送り出し、大学の社会的使命を果たすためにも、学生の就職に対する不安や要求に大学として応えるにとどまらず、就職

の場に現われている学生の学力や労働観などの実態を全学の教学機関に反映させ、教学改善と就職問題についての全学的な取り組みを進めることが必要です。このことは、就職問題を教育上の重要な問題として捉えらるることに他なりません。

こうしたことが就職問題に直接の責任を持つ学生部・就職課・就職委員会でも十分認識されず、したがって全学の認識に拡げることができませんでした。そして、このことが就職問題への全学的な取り組みの立ち遅れをもたらしてきました。大学は、こうした事態を真摯に受け止め、次の諸点で体制の強化を図り、就職問題に対する取り組みをいっそう強化する決意をいたします。

① 全学的に就職問題を教学との関連で捉える視点を確立する。
② 就職実態の全面的把握、学友会などを通じる就職に関する要求の受け止めを強化する。

③ 就職委員会の役割に対する全学の認識を確立し、その機能を強化する。
④ 学生部・就職課では、教育労働者であることを自覚した業務の遂行、職場会議での民主的集団化への積極的姿勢を強めるとともに、担当部課長の指導性の強化、学生課・厚生課との相互批判・相互援助の関係の確立に努めます。

⑤ 職員業務の民主化と強化について

『学園通信第一八号』では、本学の職員が学生の実態把握、職場の民主化・集団化・事務組織運営の強化などを諸課題として業務活動に取り組んできたことを述べています。また、七五全学協確認で、教職員は学生の将来像になりうる自覚・規律・力量が要求されています。

しかし、この間の学振懇討議において、右のような取り組みが十分生かされていないという指摘と批判があり、改めて、八〇年代に向けて大学の社会的役割を果たすこと、学生の学ぶ権利を保障すること、大学の自治を守ること、に視点を据えた業務の取り組みが必要であることが明らかにされました。

そして教学的観点に立って、学生実態を総合的に把握し、民主化・集団化のみならず、他大学の経験をも検討し、慎重に取り入れることによる業務を推進し、いっそうの内容充実を図る必要があります。

なお、実態把握にあたっては、教育と学生の生活・自主的諸活動を相互に結合させることを意識的に行なうことが必要です。このための体制として、教部を接点とした三部・学生部の部課間、学部との連携を強化します。

以上の課題を遂行するにあたっては、すべての職員と部課での主体的な業務の取り組みを前提にしつつも、教職員、諸機関相互の協力と批判を、民主的諸運動と結合させて、その内容を充実させることが重要です。

IV 教学・厚生の全面にわたる学生要求の実現について

八〇年代を展望し、本学のいっそうの充実・発展を目指す学生諸君の諸々の要求が、学生大会でまとめられ、五者会談・学振懇において、一・二部学友会から大学に対して提起されてきました。

学生の諸々の要求は、①学ぶ意欲に根ざしているものであり、学問的風風を創造する意欲に応える条件の設定であること、②民主的社会的常識や社会に通用する専門的学力、技術を身につけた人格形成を目指すものであり、それは多面的諸活動を通じて形成されるものである—その意味において、多面的な自主的、自治諸活動の保障が極めて重要であること、③安定した学生生活（経済生活）を望むものであり、学費改定のもたらす影響の重大性、不安に応える援助対策は、学生の学ぶ意欲に応える意味において重要であること、④学生の諸要求を一拠点総合大学の長所を生かす観点に立つて応えるべきである—という学友会の指摘を、理事会としては正しく受け止めたいと考えます。

理事会としては、この基本的視点を堅持しつつ、学園構成員によって民主的に進められてきた一拠点化運動の教訓—本学の歴史的・社会的力量に相応した条件づくり—を踏まえ八〇年代の立命館学園の創造を展望しつつ、その一歩として、一・二部学友会の要求について、次のとおり具体的な努力をはじめます。

(一) 小集団教育を中心とする教学諸条件の充実のために

一、小教室の机・椅子を一部可動化します

クラスを基礎とした自主的・集团的学習活動の発展が今後の教学全体の発展

にとって大変重要であることは言うまでもありません。そのための重要な条件の一つとして、すべての小教室の机を可動式にし、小教室でクラスの班学習や班討議が行なえるようにせよという要求が出されています。しかし小教室は、語学授業や講読（外国書・作品・史料）、雨天時の体育授業など多目的に利用しなければなりませんので、ゼミ形式の授業や、クラスの班学習のみに使用する条件にはありません。同じ教室で、ある時間はサブ・ゼミ・アワーに、ある時間は語学授業に使用することは避けられません。このような多様な目的に合うように机を可動化し、用途に応じて机を並べ変えることが考えられますが、教室を使用する都度、その利用目的に合わせて速やかに机を並べかえることは、教室管理上現実的ではありません。

また教室の現状のスペースから、一クラスの全班が同時に、同一教室で集団学習することは無理です。したがって当面は小教室の前の部分の机を一部可動式にして、一定人数の自主的集団学習ができるようにし、教室が使用できない時は、学生共同研究室や学生会館会議室などを利用することによって条件を確保したいと考えます。さらに今後の自主的・集团的学習活動の発展に備えて、これらの教室の利用形態が拡充できる方法を、上述の総括を踏まえて実施に移していきたいと思えます。

なお、①プロゼミ（一回生小集団教育）を充実する観点に立った教学総括を行ない、②一部可動式機とした後、その総括を行ないながら、次の改善を図るよう考えていきます。

また、これらの小集団教育の充実・発展のための条件として、小集団教育（一回生プロゼミ、講読、外国語）の授業のための使用教室およびサブ・ゼミのための使用教室の固定化、またサブ・ゼミ・アワーの設置については、基本的にこれを保障します（ただし、理工学部においては、学部基本施設条件および時間割編成上から当面は困難です）。また、大教室の教室条件の改善を行ないます。

二、セミナーハウスの早期実現に努力する

小集団教育を充実し、自主的集团的学習活動の発展を保障するうえで、セミナーハウスの果たす役割は大きく、その拡充は緊急の課題であると考えます。

このセミナーハウスの要求に応え、衣笠キャンパスに比較的近い場所に用地を買取し、遅くとも八二年夏までに完成するよう最大の努力を払います。

三、クラス援助金

現行一クラス二万円を、これを超えて使用するクラスは三万円を限度として使用できるようにします。また二万円を使いきれないクラスの活動に対しての援助を強めます。なおインゼミ派遣費は上記のクラス援助金三万円の範囲内で認めます。さらに援助金の執行標準の改善については学友会と協議することとします。

四、学生会議室の増設について

新法学部棟建設時に実現します。

(二) キャンパスの整備のために

一 拠点計画の完成を目前にした現時点で、キャンパス整備のための検討をはじめます。

その一環としての事業および当面の諸整備を次のとおり行ないます。

一、キャンパスの拡張・整備を図ります

学生の自主的集团的な学ぶ条件を充実するため、また研究の発展を図る施設を整え、さらには学生・教職員の厚生条件を充実していくためにも、キャンパスの拡張整備は緊急に必要です。したがって、学園財政の力量に見合つて、可能な限りキャンパスに隣接する用地の確保に努めます。

二、当面のキャンパス整備を進めます

当面のキャンパス整備としては、正門および必要な門の設置と、キャンパスの緑化を計画的に実現していきます。緑化計画は、法学部棟周辺、中央グラウンド周囲、正門からスクールバス停までの通路、以学館前、および第二体育館周辺などです。

三、自転車置場の整備を進めます

法学部の移転を来年に控え、それまでに自転車置場の整備を進めます。ただバイクについては、利用実態調査に基づき、一定の制限を実施しなければならぬと考えますので、今後具体案を全学に提案します。

(三) 全学生のスポーツ活動のための政策と援助

一、スポーツ総合政策

全学生のスポーツ要求は、正課・課外・自主的スポーツを問わず切実です。この要求に応えるため、学園の総合政策の一環として、学生の体力向上の見地からの総合的なスポーツ政策を八〇年三月末までに全学に提起します。

二、グラウンドの確保に努力します

右に掲げた見地から、衣笠キャンパスに比較的近い場所で、財政力量に見合ったグラウンドの確保の努力をします。

三、第二体育館を建設します

第二体育館の建設は、一拠点計画のなかに含まれるものですが、同時にこれは右のスポーツ要求を踏まえたものとして、キャンパスの西端に設置します。

四、その他

氷室グラウンドの整備など、既存の施設の整備や、課外体育顧問・監督への援助、一般学生のスポーツ活動（貸出用具など）に対する援助などを強化します。

(四) 自主的活動の発展のために

一、大集会場の設置について

法学部の移転による総合大学としてのメリットをいっそう生かすため、また広小路の研心館三階、四階の大教室にかわる役割を果たす場の確保のため、さらに本学が社会的に果たしてきた役割の継承発展のため、大集会場の設置は緊急の課題であると考えます。この課題を実現するため、当面、八〇年度中に以学館二号を改修するとともに、これだけでは不十分さがありますので、可能な限り早急に以学館一号を改修して大集会場とすることとします。

二、自主ゼミ・ゼミナル大会について

自治会に登録された自主ゼミおよびゼミナル大会に援助金を出します。ただしその援助の方法は今後協議していきます。

三、学生共同研究室の充実の一環として

図書増加、パーティーションによる仕切りの設置などを行ないます。

(五) 学生・院生・教職員の総合的厚生政策の確立のために

一、連絡会議等で総合化を図ります

現在、学生部・保健センターをはじめとして各担当部課において、それぞれ厚生諸施策が進められています。また生活協同組合は厚生のない手としての重要な役割を果たしています。これらを総合し、その観点からの各部課の活動強化が求められています。これに応えて、各部課の共同化を図る連絡会議等によって、総合厚生政策の樹立に努めます。

二、奨学金等の充実を図ります

学費改定のもたらす事態の重大性に鑑み、学生生活安定化のため育英会奨学金の充実はいっそう重要になっています。そのためのいっそうの努力を払うとともに、学貸貸与についても、従来適用しなかった新入生時の適用を実施し、かつ、回生が進む時点での援助にいっそうの配慮に努めます。また、このための宣伝・啓蒙を行います。

三、大食堂の確保をします

生活援助金も一人一万円の限度額を二万円に引き上げます。

厳しくなる学生生活に対する援助のなかで、食生活に対する援助は重要です。そのため一拠点計画のなかに含まれ、現在すでに建設が進行している法学部棟のなかに大食堂を設置します。同時に既設の食堂についても、より利用しやすくするための方策について、生活協同組合との協議を続けます。

四、アルバイト幹旋の充実を図る

学生の実態に見合せて、学ぶ生活を援助するための適切なアルバイト幹旋を充実するとともに、アルバイト中の労働災害についても相談援助を強化します。

五、保健センターの活動の改善を図る

保健センターは全学の健康管理を受け持つ機関として、診療所を改組してきました。したがって、その任務としての健康診断（特に受診率の向上）と事後処理、健康についての助言指導、精神衛生相談の業務を重点として取り組んできましたが、なおいっそうの充実に努めます。全学機関として保健センター委員会、関連部課会議の体制をとっていますが、これを強化していきます。

む す び

学費問題をめぐる全学討議は、いよいよ重大な局面を迎えました。

教学に直接に責任を負う大学諸機関は、学生・院生の教学改善要求と国民の教育要求に積極的に応える立場から、それぞれの任務と責任を明確にして、提起された教学改善の諸課題をいっそう具体化するための討議に、集中的に取り組む必要があります。

また、私学危機の克服と国民のための私学づくりに向けて、本学の全構成員、学生・院生・教職員が、学費問題と八〇年代学園政策をめぐる全学的合意を早急に確立するために「英知と力」を結集して取り組まれることを期待します。

学内理事会は、この八〇年代の新しい大学づくりの運動の先頭に立つつもりです。

〔「学園通信」学費問題特別号Ⅱ（一九八〇年一月一六日）〕

〔注・資料七〇二、七〇三、七〇四に関連して、一九七九年一〇月から一九八〇年三月の間に発表された各学部および各教学機関の教学総括の主なものは次の通りである。〕

- ・法学部教学の現状と課題、法学部カリキュラム改革について―八〇年代を展望する新たな教学改善の試み。
- ・経済学部教学の現状と課題(一)、経済学部教学の現状と課題。
- ・経営学部教学の現状と課題、経営学部教学の充実と発展のために。
- ・産業社会学部における教学改善の重点課題、産業社会学部教学の現状と八〇年代の課題。
- ・文学部教学の現状と課題、ふたたび文学部教学の現状と課題。

・理工学部教学総括と今後の方向、再び教学の課題と改善の方向について、理工学部の現状と課題。

・二部教学の現状と課題（各学部）。

・二部教学をめぐる全学討議の到達点と当面の改善策（二部協議会）。

・一般教育の現状と課題。

・外国語教育の現状と課題。

・就職課程教育の現状と課題。

・保健体育教学の現状と課題。

（大学院関係）

法学研究科における教学のまとめ。

理工学研究科の現状と課題。

七九年大学院の現状と課題（大学院委員会）。

〔注・なお、右以降も同様の教学総括がある。―省略〕

七〇五 一九七九年度全学協議会確認

（一九八〇（昭五五）・一・二一 全学協議会）

はじめに

一、立命館大学は戦後一貫して平和と民主主義の教学理念を堅持し、国民的要請に応える教学の実現をめざして全学の構成員が一体となって努力してきた。

今日、わが国の政治的・経済的矛盾がますます深化するなかで、大学の教育と研究も重大な危機に直面している。この危機は私学に鋭く現われ、広範な国民の大学教育への要求を阻害している。

本学は、大学をめぐる情勢のなかで、真に国民に開かれた私学づくりと、国民の教育を受ける権利を保障する立場から、私学危機の根源に迫り、これを克服する基本方向として私学に対する公費助成の大幅獲得の運動を進め、また相対的低学費を堅持しつつ、一九七三・一九七五年度全学協議会における確認事項の実践に努力してきた。

しかし、全学の努力にもかかわらず、ますます深刻化する国民経済の悪化と貧困な文教政策のもとで、私学危機はいつそう進行し、本学の教育・研究とこれを支えてきた財政も重大な危機を招くに至っている。

本学理事会は、このような状況のもとにおいて本学の平和と民主主義に基づく教学を支え発展させていくための財政に責任を持つ立場から、一〇月一日および一〇月一九日の学園振興懇談会で一九八〇年度からの学費改定を提起した。

二、これに対し、学園振興懇談会の構成パートナーである一・二部学友会、院生協議会、教職員組合および生活協同組合は、今日の私学危機の根源は、わが国の政治的・反動的な大学教育への圧迫によるものであり、今学費闘争はこれに対決する全学的な闘いであると位置づけた。

第一に、学費問題は私学に事実上の独立採算制を押しつけ、大学を国家政策

に利用しようとする危険な動向と、国民生活破壊の経済政策によるものであること。第二に、私学危機の集中的現われであり、学生・父母の生活と権利に重大な影響を与え、教育・研究に重大な荒廃をもたらすものであること。また、第三に、今日の私学危機とその矛盾は、学費値上げによって解決されるものではなく、また個別大学内での闘いのみでは根本的な解決はできないこと。さらに第四に、今日、私立大学の学費および学費値上げについて国民の批判が高まっているなかで、相対的低学費を堅持し、財政の民主化と公費助成運動に努力してきた本学において学費値上げを行なうことの社会的な影響は重大であること。以上の観点から、今回の理事会の学費改定提起に対しては断固として反対する立場を表明した。

同時に、この学費闘争の基本的性格を、学生や父母の生活への負担増大に反対するという経済的な闘いであるとともに、国民の教育を受ける権利、教育の機会均等の原則をはじめ、憲法と教育基本法に保障された民主的な教育の諸原則とその制度を広範な国民と団結して守るという民主主義擁護の闘いであること。また、財政の民主化を含めて、すべての大学構成員の要求を反映させる大学運営のいっそうの民主化をもちとる闘いであること。さらに、今回の学費闘争を単に一時的、対処的な闘争として捉えず、わが国の政治的反動からの教育と研究に対するあらゆる攻撃に真正面から対決し、今日の私学危機を打ち破り、国民のための私学、真に社会の進歩に貢献し、学びがいのある学園を全学の団結でつくり上げる闘い、文字どおり全大学人、全国民との統一的、全面的な闘いであると位置づけ、闘争を展開した。

三、一・二部学友会は、一九七九年九月の学友会代議員会、一月の各学部学生大会を開催し、以上のような基本方針を確立して、すべての学生の広範な要求を結集しつつ学ぶ権利と学びがいのある学園の民主的發展に向けての全面的な運動に取り組んだ。

また、今回理事会が提起した学費改定案と「八〇年代の学園政策確立のために——立命館大学の現状と課題」に対しては、①本学の相対的低学費原則の重大な後退につながる危険性があること、およびこのような学費改定を持つ事態の重大性に対する不十分な認識のまま提起されていること。②七五年度全学協議

会確認事項が十分に実践されておらず、またそのことの真剣な総括や、改善の方針がなく、したがって今後の八〇年代とそれ以降における展望をも示していないこと。また、学園政策の重要な環であるとされている学部学生数減政策についても、今日の学生実態を正しく踏まえたものではなく安易に行なわれる危険性があり、またこのことが今回の学費改定の一つの理由となっている点は重大であること。③財政政策のなかで提起されている経常勘定繰越金の一部建設勘定繰り入れは、本学が堅持してきた両勘定を区分するという原則にかかわる問題であり、全学生に大きな不安や疑問を引き起こしていること。④今回の学費改定は、「四カ年連続ダブル・スライド方式」であり、相対的低学費原則の後退と財政優先に通ずる危険性があること。⑤今日の政府の助成減額策を打ち破り、公費助成運動を大きく前進させる展望に乏しく、当面の学園財政の危機を安易に学生や父母の負担に転嫁するような学費改定提起となっていると主張した。

一・二部学友会はこれらの主張に基づいて学内理事会を中心に各学部教授会、教学諸機関、各部課を厳しく批判するとともに、院生協議会、教職員組合、生活協同組合など全大学人とともに運動を展開した。

四、理事会の学費改定の提起以来三ヵ月以上にわたり、一二回の学園振興懇談会、数度の各学部五者会談、専攻懇談会、二部懇談会、大学院懇談会、部課交渉などが開催され、厳しい討議が行なわれた。また、学生・院生においては、それぞれにクラス討議や学生大会、院生総会の討議、教職員組合では各学部教授会、各教学機関、職場会議での討議、さらには教職員組合での討議がそれぞれ熱心に行なわれた。このような全学的な取り組みの過程を経て、全学の民主的討議の集約は、次の諸点にわたって極めて重要な到達点を持つに至った。

Ⅰ 私学をめぐる情勢と学費問題の取り組みの到達点

一、私学危機と今日の情勢

私学をめぐる今日の情勢は、第一に、わが国の経済政策の基本方向が、国際的な経済危機のもとで、大企業擁護の経済政策を優先させ、一方で国民に対す

る増税、大型公共料金の値上げ、福祉の切り捨てなど、国民生活へのいっそうの負担増を強いてきていること。そして第二に、政治の面では、日米安保体制の強化を基本として、有事立法の推進、元号法制化などの軍国主義化が強められ、また小選挙区制導入の意図など国民の自由と民主主義を圧迫してきていること。第三に、教育・文化・イデオロギーの面では、中教審路線を中心とする「後期中等教育計画」や「放送大学」構想、また「関西学術研究都市構想」などに見られる産・軍・学共同の危険な計画や、教育の軍国主義的傾向と国家統制がますます強められている。同時に、大学自治の否定、大学の教育・研究に対する介入、大学の管理・統制の強化などに見ることができらる。

このように、今日の私学危機は、わが国の政治・経済・文化・イデオロギーなどの全面的、総合的な危機として現われ、教育・研究、学生生活に深刻な影響が現われてきている。また、さまざまな形での反民主主義的、軍国主義的イデオロギーや、退廃的な風潮が青年の健全な心身の発達を阻害している。

以上のように、今日の私学をめぐる情勢と私学危機に対してわれわれは、これを克服する力を強め、八〇年代とそれ以降における国民のための私学づくりの大事業に一致して努力しなければならない。

二、現段階における本学の位置

本学は、戦後一貫して平和と民主主義的教育・研究を進め、社会の進歩に貢献し、国民に開かれた大学の創造をめざして全学的努力を重ねてきた。本学が、一部六学部、二部五学部および大学院を有する総合大学としての今日の社会的位置を築いてきた要因は、①平和と民主主義の教学理念を堅持し、その教育と研究の発展を進めてきたこと、②全学の構成員および学園関係者の英知を結集して学園振興の計画を民主的に進めてきたこと、によるものである。

今、われわれは、衣笠一拠点完成を目前にするという本学の戦後史における重要な時点に立っている。しかし、なお、本学の現状には、私学危機の全般的な状況のもとで教育・研究におけるさまざまな困難な問題が存在し、学生にとっては、その学びたい要求が十分に満たされない実態が進行している。

われわれは、このような学園の現状を克服し、八〇年代以降のわが学園の歩

むべき方向を鮮明にして、今日大学に強く求められている国民の要請に真に込める学園を創造していくという歴史的段階を迎えているのである。

全学構成員は、このような認識の上に立って、今日の厳しい情勢を明確に把握し、国民の期待に応えるために、学生の学ぶ意欲を基本にした全面的とも言える要求と、教職員教え、研究し、働く要求に基づく討議を行なった。

三、学費問題をめぐる取り組みの到達点

学費問題を中心とした全面的な全学討議による到達点は、第一に、八〇年代およびそれ以降の学園像を確立したことである。とりわけて今日の情勢のもとで、八〇年代およびそれ以降に向けて、本学が平和と民主主義の教学理念を堅持し、真に国民の要求に応える教育・研究機関として、また国民に開かれ、地域に根ざした大学として発展・創造していく方向と、学生像を明確にしたことは重要な意義を持つものである。

第二には、このような学園像と学生像に向けて、本学の当面する学園政策と長期的な課題を設定したことである。

この学園政策は、真に国民の要求する大学教育と研究を發展させる方向を提起し、大学の社会的責任を果たそうとするものであり、深刻な私学危機を全学との英知と努力により打開していく内容と方向を示すものである。また、このことによつて本学の八〇年代およびそれ以降の社会の発展にふさわしい新たな学園創造に向けて大きな一歩を踏み出したという歴史的意義を持つものである。

第三は、今後における大学教育と研究の発展・充実の方向を、教学実態に根ざした教育と研究の実践的統一によつて内実化していくことを全学的に確認したことである。また、同時にこのような教育・研究を進める教職員像をさらに深め、その課題を明らかにしたことである。

第四に、本学における教育・研究充実のために、①その現状を総括するにあたっては、常に前進してきた面と残されてきた面の両面を正しく踏まえ、それぞれの原因を科学的に把握し、そこでの教訓を明らかにしつつ、積極面を全学のものとし、消極面については全学が協力してこれを引き上げていくこと、②現代の学生を取りまく社会的諸側面を踏まえて学生の諸要求や学生の学習活動、

クラス活動、サークルやクラブ活動など多面的な生活の全般を通じてその積極面を正しく捉えることの二つの視点が重要である。そのためには、①学生の知的な訓練や理論的な力、②自主的・集団的学習活動を行なう上での持続性や忍耐、③正課や課外活動を通じての自主性・自発性・自治能力、④集団性や組織性、⑤人権意識や民主的な社会常識、⑥国際性や国際的感覚、という六つの指標に照らした教育努力が必要である。

このような二つの基本視点に基づいて教育と研究を実践的に統一して進めていく上で、教職員のおおむねの集団化が必要であり、学生とのコミュニケーションを強め、学生実態の把握を含む教学点検を日常的に行なっていくことが重要である。

第五には、今学費問題をめぐる取り組みのなかで、公費助成運動は、各パター・構成団体の運動に新しい広がりや到達点をもたらさし、大きく前進した。

第六には、本学がこれまでに堅持してきた相対的低学費政策をさらに確固たるものにしたことである。一九七三・七五年度全学協議会の確認に基づいて、本学の相対的低学費政策の意義を、今日の私学情勢のもとで改めて確認するとともに、今後これを堅持し、また一定の期間であれ、その基準を明らかにしたことは重要な意義を有するものである。

第七には、本学における各構成員の民主的力量を、さらに大きく発展させたことである。これは、何よりも組織された学生・院生・教職員が要求に根ざした民主的な運動を蓄積し、この運動の力により築き上げ、発展させてきた本学の持つ民主的の制度（全学協議会、学園振興懇談会、各学部五者会談、二部懇談会、大学院懇談会、業務協議会など）を尊重し、さらに全構成員の相互信頼に基づく率直な相互批判の展開によりなすとげられたものである。

第八に、この到達点は、全学の各構成員が戦後一貫して努力してきた基本的人権・民主主義・大学自治擁護の闘いによって築き上げられたものである。今後このような基本的人権・民主主義・大学自治に対する侵害、民主的な諸運動や制度に対する攻撃を断固として許さず、さらに全学の団結を強めて闘っていく必要がある。

Ⅱ 八〇年代およびそれ以降の学園創造に向けて

(一) 学びがいと働きがいのある学園像

八〇年代およびそれ以降における学びがいと働きがいのある学園像は、

(1) 憲法と教育基本法に基づく平和と民主主義の教育理念を堅持して、真に国民的要請に応えうる教育・研究機関としての大学、国民に開かれ、地域に根ざした大学

(2) ①確かな基礎学力と民主的・社会的常識と社会に通用する専門的学力・技術、国際性を持った学生、②学問の探究と講義への意欲を持ち、自主的・集団的学習活動へ積極的に参加する学生、③働くことの大切さと権利意識を身につけ、自己の希望と能力に応じてあらゆる分野に進出する学生をめざす大学

(3) 全学構成員の学問・文化・スポーツの各分野における自主的活動と自治活動のいっそうの発展と、民主主義・基本的人権を擁護し、暴力反対を堅持した全学構成員による大学自治の発展をめざす大学

(4) 八〇年代の新しい学園像にふさわしい教育と研究の実践的統一によって、高い水準の教育・研究を創造していく大学

(5) 教学優先の原則を堅持した財政の運営を行ない、また民主的な大学の管理・運営が実施されていく大学

(6) 学生・教職員の健康と生活を守る厚生援助の行きとどいた学園

(7) 憩いの場と緑、学問的風風に溢れた学園

(8) 総合大学としてのメリットを十分に生かした学園である。

(二) 教学改善の当面する課題と具体的施策

以上のような学園像の実現に向けて当面する教学改善の諸課題を實踐する。この際、とくに重要な点は、今学園振興懇談会などで討議された教学改善の持つ意義を十分に理解し、「二つの基本視点」と「六つの指標」に照らしつつ、これを進めていくことである。また、これを進める各機関の主體的な責任を明

確にし、学生・院生・教職員の実態とその要求を正しく踏まえて実践していくことが大切である。

一、教学内容の改善

1 小集団教育の改善について

後期中等教育の実態を踏まえ、学問・研究への努力と意欲を高め、自ら学び成長しうる基礎学力を養成する。基礎的概念を理解し、それを具体的構想力へ発展・展開できる理論的思考力を十分身につけることを重視して、とくに低回生小集団教育を中心に次の施策をとる。

(1) クラスにおける学生の実態把握と授業内容・方法の改善

クラス学生の実態をその一人ひとりについて総合的に、リアルに把握する。学生を持つ問題意識と学習の到達度を正課における学習実態と日常的な教員・学生の結びつきを通して把握し、常に授業の到達目標や授業方法を点検し、改善する。また、正課の場だけでなく、班報告に対する事前指導や班の運営委員会に教員も参加して援助するなどのいままでの取り組みの教訓を生かし、学生生活を含めた学生の自主的・集团的活動に対する教育的指導・援助を多様な形態を通して強化する。

(2) 活発な討論の展開と教科研究会の強化・整備

学生の持つ多面的な関心や知識を理論化し、学問的に体系化することを通じて活発な討論が展開できるようにする。そのために教科研究会を前進させ、教員の教育実践の相互交流を深める。また教育と研究の実践的統一の視点からの教育実践を行ないうる条件を整備する。

(3) テキストの改善

学生実態を踏まえ、自主編成テキストを基本においたテキストの改善を検討し、またこのことを通じて(2)の取り組みとも合わせ教員の集団化を図る。

(4) サブゼミの指導・援助について

サブゼミに対する指導・援助は正課の場を通して行なうことを基本にしつつ、条件の許す範囲で正課授業時間外においても行なう。とくに二部学生に対しては、その勉強条件を考慮し、これを重視していく。

また、サブゼミを中心とした自主的集团的学習の条件を改善するため、①一・二回生小集団教育の「サブゼミ・アワー」を時間割に組み込み、その時間的保障を行なう(ただし、当面、理工学部を除く)。②一・二回生小集団教育の横断クラス使用教室を「サブゼミ・アワー」を含めて基本的に同一教室とし、クラス単位での活動をしやすくする。③学習活動における多様な討議の場を確保するための施策の一つとして、小教室の机の一部を可動化することを八〇年度より年次計画によって実施する。

(5) 「小集団教育の手引き」の作成と活用

授業の到達目標や討論の進め方などをわかりやすく解説した「手引き」を全学的に作成し、教員の側からそれを日常的に活用できるよう正課授業で指導・援助する。

(6) 「学生論文」の発行と学生への配布について

いままでの優れた教訓を生かし、今後引き続き進める。

(7) その他の条件改善として、①中央図書館に人文・社会・自然の分野別「プロゼミ・コーナー」を八〇年度より設置する。また、新入生に対する図書館見学をクラス、または学部単位で八〇年度より実施する。②小集団教育補助費については教育的援助を強めつつ、現行一クラス二万円について、これを超えて使用するクラスは三万円を限度として使用できるようにする。③自主ゼミに対する援助制度を新たに設ける。④セミナーハウスの早期建設に取り組む。

2 専門教育について

今日の経済的、社会的、文化的状況のもとに置かれている学生に対して基本的人権を尊重し、正しい科学的認識を身につけ、民主的な市民としての世界観・労働観・権利意識を持った力量ある社会人としての専門的学力、技術を養うことを基本視点として次の改善策をとる。

(1) 総合大学のメリットを生かした専門教育の改善、他学部受講制度の改善を八〇年度から検討し、八一年度を実現する。

(2) 授業や講義概要のなかで、それぞれの専門教育の学習に必要な参考文献や基本文献の読書指導を、中央図書館の活用を含めて行なう。また、随時、感

想文やレポートなどによる指導を行ない、学生の学習への厳しさと励ましの援助を行なう。

- (3) 専門教育のなかで、とくに低回生配当の科目についての改善が重要であり、この点の改善策を八〇年三月までに明らかにする。

この場合、①それぞれの科目の学部教学のなかでの位置づけとその到達目標を明確にする、②各科目間の総合的な連関と小集団教育・専門教育との適合性、③系統履修を促進するための科目の集約化と現代化を図る、ことを前提とし、学生の多様な学ぶ要求に応えるとともに、系統学習を行ないうるカリキュラムの集約化、回生配当の再検討を行なう。

- (4) 小集団教育担当者で大講義科目担当者の相互交流、系列・群ごとの担当者会議を持ち、専門教育の充実に生かすとともに、非常勤講師を含めた教員の交流を深めいっそうの集団化に取り組む。

- (5) 学生の欠席、中途退席等学生の学習態度に対する厳しさを求めるとともに励ましを与え、指導を強める。学生も自主的にこれに添えていく。

- (6) 中間テスト等によって学習の到達度や理解度を把握することに努力する。

- (7) 集中して学ぶ利点を生かした半年集中講義の採用を積極的に検討する。

3 一般教育について

今日の文教政策のもとでの大学教育における一般教育軽視、専門教育中心の能力主義的教育偏重の傾向のなかで、学生の到達点を踏まえて一般教育を学習することの意義を正しく理解させ、学生の関心にも沿うように内容の現代化を図っていく。そのために、①教科研究のいっそうの努力、②学生の側からの問題提起とその受け止め、③現代的研究課題に応えうる教員の研究活動の充実、を前提として以下の改善を図る。

(1) 一般教育特殊講義の開設

学生の学問的関心の多様化と現代的課題に対する関心に応えるため、「総合コース」などのいままでの取り組みの教訓を生かし、一般教育特殊講義を八〇年度より全学的に開設する。

(2) 既設科目の講義内容の改善

サブ・テーマをつけて学習のポイントを明らかにする取り組みなどとともに

に、科目に応じた課題追求を行ない、講義内容を改善する。

- (3) 参考文献や基本文献の読書指導

講義概要の作成とその活用をなかで留意するとともに、レポートや感想文の提出なども含めて学生実態を把握することも取り入れながら教室において適宜指示、指導を行なう。

- (4) 過大講義の解消

学習意欲、学習態度を正しく育てるために、過大講義の解消を図る。

- (5) 教育機器等の導入の検討

学習効果をあげるため、科目の性格によっては視覚教育などを導入することを検討する。

- (6) 専任担当率の向上。

4 外国語教育について

外国語教育については、①一般教育・言語教育としての位置づけ、②外国語の基礎的な学力の養成、③専門教育との関連、④実際に活用しうる語学力の養成という四つの目的の実現をめざしてそれぞれの「コマ」の性格と到達目標を明らかにしたうえで次の改善を行なう。

- (1) テキストの改善

学生の到達度や関心に見合ったテキストの採用や自主編成テキスト作成等を行ない、これを通じて従来の取り組みの教訓を生かしながら教員の共同化・集団化を強化する。

テキスト選定にあたっては、①到達目標にかなった言語素材の追求、②現代的課題に応える、③学部専門教育との関係を探る、④学生の多様な関心に応える、⑤教員の教科研究・経験交流を基盤とする。

- (2) 授業方法の改善

学部教学と外国語教育との関連や目的を整理し、学生の問題意識や関心・目的意識に合った授業の工夫を行なう。そのために、①感想文の提出や討論などを行なう、②日常学習・課外学習の必要性を認識させる、③小テストを行ない理解度や到達度を点検し、日常学習を強化する、④学習環境の改善と活用の指導を行なう、⑤講義概要を充実させる、などの取り組みを行なう。

(3) 教科研究の推進

教材・実践例についての共同研究などを含め、外国語科連絡協議会全体としての教科研究をいっそう強化する。同時に、非常勤講師との交流を深め、理念や教学上の諸問題についてのより深い理解を得る努力をする。

(4) カリキュラム上の問題の検討

学生の実態を踏まえたカリキュラム上の問題の検討を次の点に関して行う。

①多様な技能と内容を学習するための英語の「講座選択制」の検討、②低回生時における学習の多様化、上級回生時における持続的、発展的学習という観点からの随意外国語のあり方の検討。

(5) 教育条件・学習環境の整備

教育条件の整備のために、①外国人客員教員の採用、②クラス学生数減を行なうとともに、学習環境を整備し、③専任率の向上を図り、以下の施策を行なう。

①視聴覚機器の充実。②図書館三階における視聴覚室の八〇年度発足。③年次計画による各学部棟小教室のテレコ内蔵式教卓およびスピーカーの設置。④前記②の総括を踏まえて、L1を持つ中央視聴覚施設の検討を行なう。⑤学生共同研究室および図書館における学習資料の充実。⑥国際交流制度について、外国語習得および学問交流を積極的に推し進める見地から、八〇年度にその具体的検討を始める。

(6) 二部外国語教育の改善

二部外国語教育については、二部学生の実態を踏まえて、①到達目標、②カリキュラム、③テキストなどをはじめ、その条件に見合った改善に取り組み。

5 教職課程教育について

教職課程教育については、教職課程委員会が提起した改善施策を進めるが、この際、とくに、①教育の現場で積極的な教育活動を行ない、父母・国民の期待と信頼を担い、②教育の現場で積極的な教育活動を行ない、父母・国民の期待と信頼を担い、③学生の到達度や理解度を考慮に入れた教育を充実し、④学部教学の立場

から教授会が主体的な責任を持つ体制の強化を図る。

具体的な改善点としては、

(1) 教職課程教員の増員を進め、各学部教学との関連を強化し、教職課程教員の学部分属を八一年度を実現する。

(2) 「教育行政学」「教育社会学」「教育社会学」は全学的に毎年度開講を実施し、「青年心理学」「生活指導」「教育実習ゼミ」等の新設科目については八〇年度に検討し、八一年度から実現可能な科目から開設する。

(3) 教育実習の指導について以下の改善・充実を行なう。

①オリエンテーションやガイダンスをいっそう充実するために、実習前教育の一環として視聴覚教材を使った「目で見る」「わかりやすい」指導を行なう。

②視聴覚施設・設備の充実のなかで、視聴覚機器を使った教科教育法の授業内容の改善を行なう。

③教職課程センターに中・高校の教科書や学習指導書を設置し、また各種の情報（教員採用試験など）をファイル化し、学生の利用の便を図る。

④教務課と学部事務室との連携をいっそう密にしてより行きとどいた指導とくに教育委員会、実習校との手続きについて）を図る。

(4) 教職課程センターを全学的なセンターとして以下のように強化し、その指導を充実する。

①教育相談の体制については、いままでの経験を踏まえ、八〇年度より学生の集中する時期（四―六月、一〇月など）に相談日の回数を増やすなどの指導の強化を各学部と十分な連携をとりながら整備する。

②教育実習の指導を可能な条件のなかで、八〇年度実習より、教職課程センターの施設を利用して始める。

③教職課程センターの備品・機器の整備を具体的に検討し、事務体制の検討も含めて一拠点完成時（法学部移転）のセンターのあり方を八〇年度中に明らかにする。

④八〇年度の各学部の「学修要項」（一部）および「学生要覧」（二部）に教職課程センターの紹介を行なう。

- (5) 小学校教員志望者のための指導を、いままでの取り組みを踏まえて就職指導および教職課程の授業を通して強化する。
- 6 保健体育教育について

国民一人ひとりがスポーツの主人公たるべきことをめざして、スポーツの権利主体の形成を理念として、①運動技術の獲得、②スポーツの組織性・集団性の獲得、③スポーツの歴史性・社会性の認識の獲得、を基本的な目標として次の改善策をとる。

- (1) 横断クラス制に基づく小集団教育としてのメリットを生かし、次の改善を行なう。
 - ①授業における三つの獲得目標に向けた重点的な取り組み。
 - ②運動技能の獲得を目標とする学習の集団化。
 - ③小集団学習としての成果を生かす。
- (2) 男女共学体育実技の成果と教訓をもとに、体育実技充実のために以下の取り組みを行なう。
 - ①男子学生へのアドバイスをより重視した指導や男子学生の男女共学への理解の重要性を踏まえたガイダンスを強化する。
 - ②女子学生への集中的指導や個別指導など、とくにB群を中心とした教員の指導方法の改善を図る。
 - ③専任教員と非常勤講師との指導経験の交流を強化し、教訓の共通化を図る。
 - ④視覚教材の導入などにより実技を充実させる。
- (3) 保健体育講義に対するいままでの取り組みの到達点を踏まえ、引き続き教科研究会や定期的な「小テスト」やレポート等による理解度把握の教訓の交流に取り組み。
- (4) 二部学生の体育実技については、施設の照明条件の改善を含む課外での自主的学習の条件改善を進める。
- (5) 課外体育活動との関連での改善
 - ①課外体育、とりわけクラブ活動への援助を総合的に強化する。
 - ②学生の課外体育活動を通して培われている自治能力や人間関係などの積極的側面を正課体育教育のなかに反映する。

- ③クラス・ゼミなどを基盤とした学生の自主的な活動の実態に即した、スポーツ活動の諸条件の整備と体制の強化・改善を図る。
- 7 克服が困難とされていた教学上の諸問題の解決に向けて

いままで克服が困難とされていた教学上の諸問題について、教育と研究の実践的統一、学ぶ権利・教える権利を守る観点から次の克服策をとる。

- (1) 大講義の出席向上について以下の取り組みを行ない、改善を図る。
 - ①各科目ごとに到達目標を設定し、授業方法を工夫しながら、学生の到達度評価についての教員の集団化を図る。
 - ②各授業のなかで講義概要の積極的な活用を図り、年間講義のなかでの位置や、現時点の講義内容の課題を明らかにする。
 - ③小集団教育において、大講義科目との関連や受講の必要性について指導する。
- (2) 留年者に対する取り組みについて

今日の社会情勢や学生の意識状況を反映して、年々留年者が増大している傾向にあるが、このうち、とくに学習上のつまずきや、生活上の問題から留年となるものに対する組織的な指導を以下の点で強める必要がある。

 - ①横断クラスにおける系統的な低回生学生の実態把握を、出席状況、サブゼミ・自主ゼミに関する実態把握と合わせて強化する。
 - ②低回生教育の改善、とりわけ学問・研究を進めるうえでの課題性の明確化や集団化の必要性を強調する。
- (3) 留年者に対する取り組みについて
 - ④授業を通して学ぶことの厳しさと自覚を促し、中間テストやレポートなども課しながら授業への活力を生み出す工夫を行なう。また、定期試験の出題についても十分に検討する。
 - ⑤受講登録者数の過大や不均衡を是正し、また五〇〇名を超える大講義については分割講義を実施していく。
 - ⑥科目や授業方法によって視聴覚教育を取り入れ、そのために必要な条件の整備を行なう。
 - ⑦教育実践に対して職員が協力する。たとえば学部事務室や学部共同研究室におけるレジュメ、教材、スライドの作成など。

③②との関係でレポート等を課すなど援助と励ましを行ない、個別指導を強化する。

④クラス学生による相互援助について、サブゼミ等においてきめの細かい結集を図る。

(3) 休講問題の改善について

授業は、本来、教員にとっては教える権利、学生にとっては学ぶ権利の問題であり、基本的には休講を行なわない。この立場から、

①教授会を中心とするいつその集団化を強化するとともに、非常勤講師との連携を強め、その協力を要請する。

②病氣、公務、学会参加等により、やむをえず休講が生じた場合には、その状況を敏速に把握し、補講の実施等の必要な措置を講じる。

8 教育実践の総括への取り組みについて

八〇年代およびそれ以降の国民の期待を担いいうる本学の教学を充実・発展させていくためには、それぞれの教学の毎年度の重点課題に基づいた教育実践の総括とこれに基づいた改善への取り組みを積み上げていくことが重要である。この点では、八〇年度から小集団教育、専門教育、一般教育、外国語教育、保健体育教育、教職課程教育すべてについての重点課題を設定し、これに基づいたそれぞれの教育実践のまとめを各学部ごとに行ない、全学に提示する取り組みを行なう。

9 入試制度改善の検討

今日の大学における入学試験制度やその実態から、後期中等教育段階にさまざまな影響をもたらし、またそのことが大学教育における学生像に種々に反映してきているという現実を直視するならば、大学における入試制度の全般的な改革が必要である。

このような観点から、本学において、一大学の努力ではあっても、これらに現実に対応した入試制度の実質的改善の取り組みを行なう。

二、二部教学の抜本的改善の検討と当面の改善施策について

一、今日、中教審路線を中心とする文教政策のもとでの私学における危機の深

化と、二部に学ぶ勤労学生を取りまく社会的・経済的諸条件の圧迫のもとで、全国的に大学における二部教育の軽視、もしくは切り捨てが進行している。このような実態は、私学における教育・研究の重大な危機の集中的現われと見ることができる。

本学の二部教学は、本学が歴史的に勤労市民を中心とする庶民のための教育機関として開校したという伝統のもとで、今日まで数多くの勤労学生を育て、社会の各分野に積極的な働き手を送り出し、大きな社会的役割を果たしてきた。

しかし、とくに一九五〇年以降の大学進学者の急激な増大に伴う大学教育の変化と、「高度成長」による勤労青年を取りまく社会・経済情勢の変化に伴って、本来勤労者を対象とするべき二部教育は多くの矛盾をかかえるに至った。

本学は、こうした矛盾を克服すべく一九六三年に改めて「勤労者を対象とする二部教学」としての改革を実施し、また一九七八年には二部の一拠点化を機に二講時制を中心とする教学改革を行ない、常に勤労者の学ぶ権利を保障する立場からの二部教学の維持とその教学改革への努力を重ねてきた。

本学の二部教学に対する全学的努力は、優れて国民の教育を受ける権利の保障、すなわち教育の機会均等を大学において保障すること、また教育・研究の現代化・総合化・共同化の課題を勤労者の持つ学問への要求のなから汲み上げて、全学の教学のなかに生かしていくことの重要性の全学的認識の上に立つてなされてきたものである。

二、しかし、二部学友会は、二講時制下における二部教学の実態は、二部学生の条件に対応して一定の改善を見ながらも、なお大講義の出席状況や入学後の学生の定着状況、また卒業状況等にみられるように重大な問題をかかえていること、本学が二講時制の実施の後も小集団教育を軸とする二部教学を充実・発展させるという教学実践がまだ十分に果たされていないことを指摘した。

また、二講時制実施以降の二部を取りまく新たな情勢、すなわち中教審路線に基づく「高等教育計画」や「放送大学」構想などの具体的な進行為、大学における二部教学をさらに圧迫し、また不況、インフレのもとでの「合理化」によって勤労者の諸条件の悪化、勤労学生の減少などが新たな危機の進行によってもたらされたものであることを指摘した。このようななかで二部学友会は、

- 勤労学生が真に学びがいのある二部教学を守り発展させるためには、現在の二部教学の全面的な総括の上に立つ抜本的な改革が必要となっていることを主張しつつ、当面、現行二講時制下における教学改善の補助的施策として、次の六点にわたる提起を行ない、全学討議を経て次のとおり実施することを確認する。
- (1) 小集団教育の増単位要求とサブゼミの指導強化について
小集団教育を軸とした二部学生の学習体制を強化するという要求の持っている積極的意義を受け止め、二部各学部教学カリキュラム体系および卒業単位等全体のなかで今後さらに慎重に検討する。当面、小集団教育の内容・方法の改善、指導の強化をサブゼミ、合宿等における教員の援助と合わせてその実質化を図る。
 - (2) 前・後期集中開講について
二部学生の学ぶ条件を考慮し、学生が集中的に学習しようという利点を考え、当面、社会科学系学部の固有専門科目について、実施可能なものから積極的に開講する。
 - (3) 新入生に対するオリエンテーションの強化と合宿の実施について
今日の情勢のもとで、勤労学生が真に二部に学ぶことの意義を深め、小集団教育を軸とした学習・研究活動を発展させるために新入生に対するオリエンテーションの充実を図るとともに、新入生合宿を実施する。
 - (4) 休講問題について
学生の学ぶ権利の保障と、とくに二部学生の学習条件から見て日常の授業は大切であるとする観点から、休講を行なわないことを原則とし、やむをえず休講が生じた場合には、その状況を敏速に把握し補講等の必要な措置を講じる。
 - (5) 再試験制度の改善について
四回生以上の卒業時における再試験制度については、「三科目十二単位（教職科目を含む）以内」に拡大する。なお、過渡的に二回生時における再試験を実施し、一般教育科目、共通専門科目、固有専門科目について、一定の基準のもとに「二科目八単位以内」の再試験を行なう。
 - (6) 二部教学、学生生活全般に責任を持ちうる体制の強化について

二部協議会が中心となって、各学部教授会との連携を強め、合わせて二部事務室をはじめ二部関連事務体制を強化する。

三、なお、以上のような当面の改善策を実施し、さらに二部教学を全面的に総括しつつ、現行二講時制下における次の基本施策を追求する。

- (1) 二講時制が意図した積極的な点を充実させるため、①大講義への出席率を高め、授業内容を充実する。②学生の自主的・集団的学習活動を援助し、サブゼミの積極的活用を図る。
 - (2) 外国語教育の改善のために、英語四コマの組み立てと、それぞれの到達目標を明確にし、外国語能力の向上を図る。
 - (3) 小集団教育のいっそうの充実と指導を強化するために、クラス学生定員の削減を図る。
 - (4) 学生部と二部事務室の連携をさらに強化し、二部学生の学生生活・課外活動・定職斡旋・就職活動などの援助を強める。
 - (5) 「勤労者を対象とする二部教学」の実をあげるため、引き続いて入試制度改善の検討を行ない、二部独自の入試制度改善の実現を図る。
- 基本施策については、二部協議会を中心として全学的検討を進め、八〇年度中にその経過を全学に明らかにする。

三、大学院教学の改善に向けて

今日の大学院教学をめぐる情勢は、中教審路線に基づく全般的な動向のなかで大学再編成と大学院の差別的な目的別再編成が全国的に進行し、またオーバードクター（OD）問題の深刻化などさまざまな危機的状況が進んでいる。

この状況のもとで、本学大学院は、「学部教学を基礎とした国民的立場に立つた民主的研究者養成の機関」としての教学理念を堅持し、この発展と充実に向けて、さらに全学的な改善の努力を必要とする。この基本点は、第一に大学院の全学的位置づけを明確にし、充実すること。第二には、教員の研究活動の充実とその向上に伴う大学院教学の充実、指導体制の強化、第三にOD問題の改善、第四に以上を支える体制の強化である。

- (1) 大学院の全学的位置づけの明確化と充実

④ 学内における奨励研究員制度を八〇年度から実施する。

⑤ 非常勤講師の学内採用規程の改善・斡旋。

⑥ 就職開拓と斡旋への努力。

⑦ O Dの研究能力にふさわしい研究指導と研究条件の保障。

⑧ 一定の経済的援助。

(4) 大学院体制の強化

① 研究科体制の強化

担当者会議の設置と定例化を実現し、研究指導方法の交流や、教員相互の研究活動の交流、また共同研究の前進を図り、教員と院生との共同研究の推進に資する。

② 大学院事務体制の強化

大学院各研究科と学部教学の有機的な連携・強化の視点に基づいて、当面各学部事務室における大学院事務体制を強化するとともに、大学院教学の全学的位置づけからの改善・充実に向けて施策を推進する体制を強化する。また、今後の一拠点時における全学的な事務体制再検討のなかで、大学院事務体制のあり方についても検討する。

以上のように、本学における大学院の充実は、全学の積極的な参加と努力によって進められねばならないが、同時に院生が相互の援助と励まし、院生間の「民主的研究者」としての厳しい相互批判により共同研究の発展に主体的に取り組んでいくことを確認する。

四、教学改善と「学生数減」

学内理事会は、「八〇年代における学園政策の確立のために」において、本学の八〇年代に向かう教学改善のために、① 民主的・社会的常識と社会に通用する専門的学力・技術を養うこと、② そのために必要な基礎学力を養成すること、③ 総合大学のメリットを生かした教育・研究の現代化・総合化・共同化の推進と、学生の学びがいのある大学教育の要求を実現することを三つの基本的視点として、学部学生数減の施策を提起した。

今日のが国の私立大学問題のなかで、学生入学定員の超過問題は教学上の

最大矛盾の一つとなっており、本学もこのことを改善課題として積極的に取り組んできた。

本学の「一拠点化を中心とする長期計画の進行と公費助成の前進という全学の努力のなかで、わが学園もようやくこれを実現する現実的な条件をつくりだした。

本学における学部学生数減の施策は、第一に、七三年度以降のわが学園の民主的な前進のなかで、国民的要請に應える新しい大学づくりと教学充実の条件であり、第二に、八〇年とそれ以降の学びがいと働きのいのあるわが学園像・学生像の実現に向けての諸課題を前進させるため、学生・院生の学問研究活動の充実、学園生活の充実、教職員の研究・教育・労働条件の改善に資するものである。

以上の位置づけを明確にし、理事会の責任において次のとおり実施する。

(1) 学生の学問・研究への情熱と意欲を引き出していく大学教育を実現することを目的とし、入学定員超過を是正しながら学生実態の正しい把握、小集団教育を基礎とした密度の濃い教育と研究をつくり上げるために、当面第一段階としてクラス学生定員減を内容とする学生数減を八〇年度から実施する。

(2) 学生数減の具体的実施の第二段階における実施案は、一・二部におけるクラス数減による学生数減であるが、これに対しては、一・二部学友会は反対を表明している。しかし理事会は、教員による教育実践の相互交流や相互批判、およびその研究活動を保障する条件を整備するために、クラス数減を内容とする学生数減を理事会の責任において八三年度から実施する。

(3) さらに二部については、従来からの勤労学生確保を重点に置き、この間実施されてきた推薦入学制度、また二講時制における改善施策の実施、小集団教育の充実を十分に踏まえて実施する。

とくに第二段階における実施については、二部教学の基本的な検討を行ないつつ、学生との十分な討議を踏まえてその具体化を検討する。

五、キャンパス整備、施設・設備の改善・整備

一拠点達成に伴うキャンパスおよび施設・設備の改善・整備については、当

面次の点を実施しつつ、さらに学園の長期的課題のなかに盛り込んでいく。

(1) 施設・設備の改善・整備

①小集団教育および自主的集团的学習活動を保障する条件として、これに必要な諸施設の整備（小教室の一部分可動機化、学生共同研究室の改善、自習室、会議室の整備・増設等）を行なうとともに、セミナーハウスを現在の施設に加え新たに衣笠周辺に建設する。

②学部教学基本施設および学生施設の整備

学部教学の充実に向けての学生・教職員の教育・研究活動の条件として相対的に遅れている理工学部の教学基本施設の整備ならびに、経済、経営、理工学部における学生共同研究室、自習室、などの整備を八二年度実現をめざして実施する。

③大集会場の設置

学部規模ないし全学規模の集会、クラブ・サークルの発表会、催し物、さらには学内諸パートとの協力を基礎とした地域的、全国的な集会、その他の行事など多様な諸活動を保障しうる大集会場として当面、以学館二号室を改修し、引き続き以学館一号室の大集会場化を八二年度実現に向けて行なう。

④教職員および院生の研究活動充実のために修学館の改修、末川記念会館の建設を行なう。また、その他の研究諸施設（第二修学館の建設、理工学部の研究施設の整備、電算機室の拡充など）についても具体化の検討を進める。

(2) 校地確保とキャンパスの整備

一拠点計画の完成を目前にして「憩いと緑、ゆとりと学問的気風に溢れたキャンパスの創造」に向けて当面、正門の設置、キャンパスの緑化などキャンパス整備を行ない、また学生の自主的・集团的学習条件の充実、教職員の教育・研究活動の条件および学生・教職員の厚生生活上の条件を整備・確保するに必要なキャンパス用地の拡充を本学の財政力量に見合せて進める。

六、就職・厚生・スポーツ活動の改善・充実

(1) 就職に対する取り組み

大学での就職問題は、第一に、学生にとって人生を左右する切実な問題で

あり、第二に、本学教学の到達度が社会的に点検される一つの重要な場であり、第三には、これを通じて教学にさまざまな社会的影響が反映してくる、という三つの重要な性格を持っている。このように、就職問題は教学問題と深くつながる性格を持っているので、大学各機関が教学的な視点から取り組みを強める必要がある。そのために、以下の体制を確立する必要がある。それは、まず第一に、就職委員会の機能を強化すること。第二には、事務局である就職課が大学における就職問題の性格を全面的に把握し、職場の集団体制のもとに、学生の要求に真に応える立場から業務を自覚的に推進すること。またこれと合わせて、教学的視点から就職実態を総括し、就職問題に対する方針を提起する機関としての機能を強化すること。さらには就職課を中心に、教授会・関連部課が連携して取り組み体制を確立することなどである。こうした体制の確立を重点としながら、その他の具体的な課題としては、

①学友会・自治会などとの懇談も含めて学生実態を把握し、それを就職委員会を通じて全学の教学機関へ反映させる。

②各学部教員、とりわけ四回生ゼミ担当者や就職課との連携を懇談会などを通じて強化する。

③ガイダンスの工夫や窓口相談、資料室の充実などにより、学生の就職活動の各段階に対応した適切な援助活動を強める。

④公務員・教員志望者に対する援助を、これまでの取り組みの前進の上に立つてよりいっそう充実させる。

⑤女子学生・二部学生に対する援助を、これまでの取り組みの前進の上に立

てよりいっそう充実させる。

⑥学生が自己の希望と能力に応じてあらゆる就職分野に進出しようとする人開拓を進める。とくに、地元就職希望者に対する地方求人開拓を系統的に進める。また、校友会地方支部との連携をいっそう強化する。

(2) 厚生施策の取り組みの強化

①当面する施策を、各担当部門による活動の共同化・総合化により充実を図る。大学はこれまでも学生部をはじめ保健センターなど各担当部課の活動強化により、厚生面での充実を図ってきた。また、学内で重要な厚生活動を展開している生活協同組合についても、援助を強化してきた。

ますます厳しさを増す状況のもとでは、各担当部課の活動のいっそうの強化が必要となっているが、同時に生活協同組合を含め、これら各担当部課の活動の共同化・総合化を図ることが施策の充実・強化のために極めて重要となっている。大学はこうした観点に立って、厚生施策のいっそうの充実を図る。

④ 厚生施策の共同化・総合化を図るため、生協を含む必要な連絡会議などを設置する。

⑤ 学費改定のもたらす影響の重大性を考慮し、従来からある経済的援助策を充実する。

(i) 日本育英会の奨学金制度の改善および適用拡大に努力する。

(ii) 学資貸与制度について、新入学生からの適用を新設するとともに、在校生についても、回生が進む時点での適用上の配慮により充実を図る。

(iii) 生活援助金の金額を現行一万円から二万円に増額し、合わせて貸与手続きの簡素化を図る。

⑥ 学生生活を援助するための適切なアルバイト斡旋を充実し、アルバイト中の労働災害などについても相談援助を強化する。

⑦ 肉体的・精神的に健康な学生生活を送るために保健センター活動を充実し、関連部課との連携の強化を図る。

② 生活協同組合について

本学における生協の位置づけと役割については、既に七五全学協確認において明確にしているところである。生活を守る自主的運動体としての活動は、いっそう重要性を増している。大学は、引き続きこれへの援助を強化する。

④ 大学と生協の関係について、七五全学協確認に則りつつ、実態に即した現実的な対応により、具体的に整理する。

⑤ 当面する施策として左記を実施し、活動の充実を図る。

(i) 新法学部棟に新しい機能をもった大食堂を設置する。

(ii) 新法学部棟に本学の教学水準にふさわしい規模の書籍部店舗を設置する。

(iii) 現書籍部店舗移転後のスペースを活用し学生生活に対応する購買部店

舗の拡充を図る。

(iv) その他、一換点時のキャンパス状況にふさわしい施設の拡充については、生協との間で十分協議し現実的解決を図る。

(3) 全学生のスポーツ活動に対する政策の確立

青年の発達にとつて、スポーツに対する要求は切実であり、またスポーツ活動が体力向上、人間形成、集団づくりなどに果たす役割が大きいことを踏まえ、

① 学園の総合政策の一環として、当面の総合的スポーツ政策を八〇年三月末までに作成し、提起する。

② 第二体育館の建設を進め、さらには衣笠キャンパスに比較的近い場所でのグラウンドの確保に努めることによつて、全学生のスポーツ要求に応える。

③ 体育会に組織された課外スポーツ活動に対する援助を系統的に強める。

七、地域に根ざした学園

大学の発展は、また同時に地域の発展に支えられて進められねばならない。われわれは、とくにこのことを重視し、「国民に開かれ、地域に根ざした大学」としての発展をめざして、全国的であるとともに、地域に支えられた大学の創造に努力する。

そのためには、八〇年代を通じて、わが学園に対する全国的な声価をさらに高めるとともに、地域の要求や要望にも十分にこたへうる教育・研究を進め、また市民に開かれた「土曜講座」などの長い伝統を生かして、市民が親しめる種々の講演会や催し物などが開催できる具体的な施策を八〇年度に策定する。

(二) 学園創造を進める教職員像および体制・条件

今学費問題の取り組みは、八〇年代およびそれ以降の学びがいと働きがいのある学園像とそれに基づく当面の政策と長期的課題を確立し、同時に、これらの諸課題を進める教職員のあり方とその体制・条件について、大要次のような到達点を明らかにした。

一、教職員像について

七五全学協確認は、「新しい教学を支える教職員像」として、学生の身近にいる労働者として、その日々の教育・研究・労働の実践を通じて、①民主的・社会的常識を身につけ、専門的・技術的能力をみがきあげること、②学生の学ぶ権利を守り、発展させ、人権と民主主義を尊重・擁護すること、③働く者としての生活と権利を守り、激動する社会での民主的働き手として生きていく自信と確信を示すこと、を提起した。

本年度全学協確認会は、この全学協確認をいっそう具体化すると同時に、次の点を明らかにする。

第一に、今次学費問題をめぐる全学的討議は、本学の教育・研究の努力と七五全学協確認を踏まえつつ、今日の私学をめぐる厳しい情勢と、そのもとで果たさねばならない本学の社会的役割と位置、およびそれを基礎に据えた学園像と学生像を確認する。教職員はこの学園像と学生像を具体的に実現するために、教育と研究の両面にわたりより厳しい社会的責任を負う。

第二に、今日、国民の大学に対する期待はますます大きくなっている。大学の「大衆化」と変化しつつある学生実態は高等教育機関としての大学に教育機能のよりいっそうの重視を求めていることを確認する。わが国の大学教育における歴史的・社会的制約や大学の伝統的影響を考えると、大学の教育機能を重視し、教育内容、教授法の研究の遅れを克服する課題は極めて重大である。この課題の取り組みは、本学の教育・研究の具体的充実を意味すると同時に、八〇年代以降真に国民的要請に答えていく大学を創造するという国民的課題からみても大きな意義を持つものである。

全学的討議を通して明確化された学生像を基底に据えつつ、教員・学生が共に教育・研究の到達目標を確認し、その目標への実践が展開されねばならない。教育の充実には次の点が重要である。

①今日の学生の実態を正確に把握し、学生の学問要求に応えること。②今日、とくに求められている課題は教員の集団化のいっそうの強化であり、教員の集団的教育実践であること。③教員と学生の教育実践過程を通じて教育と研究の実践的統一を追求すること。④真に生きた教育は教育運動として展開されるこ

とにより結実すること。

第三に、教員は研究者であるとともに教育者であることが強く求められている。研究は、教育的契機を介し教育からの要請・課題に裏づけられることによつてその質とあり方も国民的要請・課題に応じていくものになる。また、研究内容が国民的要請・課題に応じていけばいくほどその学生への結実がいっそう要請されてくる。したがって「教育と研究の実践的統一」は現在の課題に応えるために教育と研究の統一をよりいっそう高い段階に引き上げることが内容としていっている。また、「教育と研究の実践的統一」は教育・研究における「現代化・総合化・共同化」をより発展させるものである。これは教職員の集団的な相互の援助と批判によつて、また、学生・院生の積極的な参加とあいまつて教育・研究運動として展開されなければならない。

第四に、大学の社会的使命を果たすためにわれわれは当面の施策および長期課題を設定した。この諸課題を遂行するにあたって、教職員は、教育・研究と財政および管理・運営の統一を具体的に追求し集団的に取り組まなければならない。

以上の視点の確立は、学生実態の把握、教育と研究の実践的統一の努力、財政の民主化、民主的管理・運営の推進に向け、教員と職員とのより高い水準での協力・共同体制をつくり出す大きな可能性を与えるであろう。

二、体制の強化と条件整備

以上のような八〇年代に求められる本学の教職員像に基づいて教育と研究が実践的に統一され、充実・発展させられるためには、とりわけ、大学の各機関の体制強化が重要である。このためには、次の諸点が必要である。

- ①理事会の政策・指導力量の強化。
- ②各学部教授会を中心とする各教学機関の強化、また教授会における各種委員会や担当者会議などの強化、研究体制の強化。
- ③「部」（総務・財務・教学および学生部など）における積極的な「部」会議の開催と運営。

④職員における部課長会議・関連部課会議の強化とともに、各職場における

職場会議の充実。

(1) 教育・研究体制の強化と条件整備

①教育・研究の実践的統一を進めるためには、教員の教育・研究条件の改善が重要である。学生数減による教学条件の改善とともに、教員の教育・研究活動を保障するために、学内役職・諸会議の合理化・効率化と教学諸機関における事務体制の強化、各学部カリキュラムの集約化などによる持時間の合理化、教員の計画的増員などの諸施策を積極的に具体化する。さらに、教員の共同研究体制・条件の強化が重要である。

②このために、

①人文科学研究所、理工学研究所における専任研究員制度の充実・確立。

②各学部共同研究室、「電算機室」など共同利用研究施設の充実。

③外国語科連絡協議会、一般教育センター、教職課程教室、保健体育教室などに参加する教員の研究条件と、体制の整備。

④修学館の改修・整備、末川記念会館の建設および第二修学館建設、理工学部研究施設の整備の検討。

などを進める。また、個別研究助成の促進、学外研究員制度の改善、研究基本設備・図書整備、国際学術交流の整備・拡充などを進める。

(2) 事務体制の民主的強化と条件整備

①職員がその業務を遂行するにあたっては、学生の学ぶ権利を保障すること、大学の社会的役割を守ること、大学の自治を守ることが基本視点として、自らの業務の教学上、学生生活上の位置づけを明確にする必要がある。とりわけ、今後、業務を集团的に取り組むにあたっては、次の点が重要である。

④業務の持つ課題性、重要性の認識を深め、経験主義を克服する。

⑤学ぶという態度を強めて、他の部署や他大学の経験を教訓的に業務のなかに生かす。

⑥事務の簡素化、標準化を図り、集団化、共同化を推進する。

⑦課の年間の重点課題を設定し、これの総括を行ない、次年度の課題を明らかにしていく。

⑧事務の進め方、点検体制の改善を図り、実務力量を強化する。

⑨業務の組織化、職場の民主的・集团的運営に關しての職制のリーダーシップを強める。

以上を踏まえつつ、学園課題を遂行するにあたっては、部課の民主化と集団化体制のいっそうの充実と政策力量を高めることが求められる。そして、職員個々と部課全体の主体的な業務の取り組みを前提にしつつも、教職員、諸機関相互の協力と批判によって、その内容を充実させることが重要である。

②事務体制の整備強化については次の点を中心に行なう。

①総合的な学生の実態把握のための資料集中、政策化の体制の中心を教一部とし、総務部・財務部・学生部および学部との連携を強化する。

②教育と研究の実践を統一的に進めるため、教学部体制の整備・強化を行ない、学部事務室との関連強化を図る。

③就職課については、前述「就職に対する取り組み」を内容とする体制強化を行なう。

④長期計画委員会の強化と関連して、その事務局を強化する。

⑤研究事務体制（図書館体制の検討を含めて）の強化を図る。

⑥施設・管理を含む財務部体制の検討を行なう。

⑦一拠点完成時における事務体制として、関連部課の再整理を中心にして、全体の部課の整備・強化を行なう。

⑧職員定数増については、部課再編成、学生定数減、従来の職員増の経過、他大学の職員配置などの点を踏まえて検討を行なう。

⑨研修制度の充実を図る。

③教職員の労働・生活条件

教職員の労働・生活は教学推進の基礎をなしており、理事会は、教職員実態の正しい把握と、確認された諸課題の実践などから新しく要求されてくる教職員の労働・生活諸条件の改善について教職員組合の要求を積極的に受け止めつつ、改善していく責任を負う。

(四) 八〇年代およびそれ以降の長期的課題

今次学費改定をめぐる全学討議を通じて、後述するような総合大学のメリットを生かした学園の長期的・総合的課題を確立することに合意する。この八〇年代、さらには九〇年代につながる長期的・総合的課題の確立には、以下のような歴史的意義と性格・特徴を持つものである。

一、戦後立命館大学の歴史は、段階を追った長期的課題の追究をめざしつつ展開されてきたと言えることができる。敗戦直後から六〇年初頭にかけては、いわゆる学園復興が長期的課題の基本指標であった。この時期には戦後復興に向けての全国的な盛り上がりの中で、大学としての最低の設備条件が整備され、民主立命の制度的な骨格がつくり上げられた。それに続く六三年の「学園振興基本要綱」の提示以来、七〇年代に至る時期は、学園外からの暴力を含む攻撃および学園内部からの大学破壊を排し、学園民主化闘争が激しく展開され、衣笠一拠点計画の推進に向けて全学の英知と力が結集されてきた。

このような歴史的過程に照らせば、今次全学協議会における八〇年代およびそれ以降における長期的・総合的課題の確立は、明らかに第三の時期を画するものである。それは衣笠一拠点計画の完成、すなわち総合大学としての基礎的諸条件の整備を土台に、学園の新たな展開・創造をめざすものであり、歴史的には「学園復興」「学園振興」の時代を経た「学園創造」がその基本指標でなければならぬ。

二、学園の新たな創造・展開を方向づける長期的・総合的課題は、当然それらにふさわしい性格・特徴をもって裏うちされるべきであろう。

第一に、八〇年代の長期的・総合的課題は、これまでの一拠点化計画とは異なり、まずなによりも八〇年代とそれ以降の社会の発展にふさわしい学生をつくり上げることを目的とした総合大学としての教育と研究、民主的体制などをより創造的に効果的に発展・展開させるものでなければならぬ。

第二に、今次長期的・総合的課題では、教学改善の基礎的条件をなす学部学生数の計画的削減と合わせて、立命館大学の果たしてきた社会的役割に照らし、将来にわたる中規模都市型大学としての学園規模の問題をも策定しなければならぬ。

らない。

第三に、このような学園の新たな創造・展開に向けての基本的課題の策定・具体化には、これまでに比べ、さらに質的に高度な全学の英知と力の結集が求められることになる。なぜなら衣笠一拠点計画の段階では、段階的に進む各学部移転を軸に長期的計画を具体化し実践していくというのが基本的な筋道であったが、八〇年代の新しい段階では総合大学としての基礎が確立されたうえで、その潜在的な力量をどのように真に総合された学園の力量として創造的・効果的に発揮させるか、教育と研究の水準を質的にどう飛躍させるかが問われているからである。

三、右の視点を前提としつつ、以下の長期的・総合的課題に関してその具体案を策定することを確認する。

- (1) 平和と民主主義に基づく教育・研究の充実とその政策について
 - ①教育の内容・方法の研究。
 - ②大学院教学の充実。(学部教学の充実と教員の研究政策に立脚した教育と研究の実践的統一の重要な環の一つとしての大学院の充実。)
 - ③教員の研究体制の強化。
 - ④学生も含めた国際交流制度等の拡充。
- (2) 一拠点化における総合大学のメリットを生かし、教育・研究活動を推進する図書館のあり方とその政策について
 - ①総合と配置(学部教学の充実に対応する「学部図書館」構想をも含めた図書配置のあり方と総合的機能)。
 - ②学術情報(全国的・学内の学術情報の提供)。
 - ③以上を踏まえた新しい図書館のあり方とその体制を含め八〇年代の政策を確立していく。
- (3) 二部教学の抜本的改革について
 - ①「勤労者のための大学教育」の堅持と保障。
 - ②二部教学(内容・体制・条件)の歴史的・社会的総括とその上に立った抜本的改革の策定。(この抜本的改革については長期計画委員会を中心にして全学的検討を進め、八〇年度中にその経過を全学に明らかにする。)

- (4) 学びがいと働きのいのある学園の全構成員に対する厚生生活動・スポーツ活動充実の政策について
 - ①当面の課題の実践を基礎とした総合的厚生政策・スポーツ政策の樹立。
 - ②既存の各機関の有機的結合。
 - ③とくに厚生政策とかわつては、運動体としての生活協同組合の位置と役割の検討。
 - (5) 八〇年代およびそれ以降の大学教育・研究の発展にふさわしい学園規模の検討
 - ①本学が今日までに果たしてきた教育の社会的意義と、さらに今日および将来の社会に果たすべき役割と国民の要求に応える学生数を含む大学規模の再検討。
 - ②それを加えた学園像を確立していく。
 - ③教職員規模についても適切な規模を図っていく。
 - (6) 八〇年代およびそれ以降の学園の発展にふさわしい学園の民主的体制・組織について―学生の民主的参加のいっそうの充実を図る問題を含めて―検討していく。
 - (7) 学びがいと働きのいのある学園づくりを支える財政の確立
 - ①公費助成運動のいっそうの前進。
 - ②長期的財政計画の確立。
 - ③財政のいっそうの民主化を図る。
- 四、以上のような本学の長期的課題を今後具体的に策定していくためには、学園のあらゆる分野からの英知を結集し、まさに八〇年代およびそれ以降のわが学園像にふさわしい内容を築き上げていかなければならない。そのために新しい機能と役割を持つ長期計画委員会の再組織が必要であり、その体制を次のように編成する。
- ①委員の任期を二年とする。
 - ②人員を強化する。
 - ③機関事務局を明らかにし、一定の増員を行なう。
- また、これらの長期課題については、長計委員会が必要により各構成パート

の意見を求めつつ検討を行ない、その結果を一九八一年度中に明らかにするよう最大の努力を行なう。

Ⅲ 財政民主化の推進について

今次学費改定をめぐる全学討議のなかで、学費改定の真の原因は何であるのか、私学危機の解決を全大学人、全国民と統一し、団結して進める基本的な観点を明らかにしつつ、とりわけ財政民主化をいっそう進めるための次の諸点について確認した。

第一は、学費値上げが及ぼす影響についての認識を深め、公費助成運動や奨学金の取り組みを基本としながらそれに対する援助の厚生諸施策を充実していくこと。

第二は、教学優先の原則に基づく財政のあり方を具体的に明らかにしたこと。第三は、相対的低学費を堅持する指標を大学として明らかにした。同時に長期的課題において財政の民主化をいっそう進めることを明らかにし、また大学の構成パートによる「監査制度」を設けることについて検討することとした。

第四は、公費助成の前進のために、これまでの取り組みの教訓を生かし、とりわけ教学を支える公費助成運動としての位置を明確にし、公費助成運動は大学を構成する各パートが対等平等にかつ連携を強めること、さらに大学の機関として学生に対して責任を持つて教育的援助をすることを重視した。

一、学費改定の及ぼす重大性と厚生援助施策について

学費の改定は、国民生活、学生の教育を受ける権利、学生の学習生活に深刻な影響を与え、そのことが大学の教学上の困難を増大させるなど重大でさまざまな影響を及ぼすことが全学的に深く理解された。この認識の上になつて、学生に対する厚生援助の諸施策を充実することを確認する。

具体的には、公費助成運動や奨学金制度充実の取り組みを強化することを基本としながら学貸貸与制度を新入生時に拡大して適用すること、また回生が進むにつれて援助をきめ細かくする配慮を行なうこと、さらに生活援助金の貸付

額を現行の一万円から二万円に増額すること、その他総合的な厚生政策を確立するなどの点である。

二、教学優先の財政について

大学は、学生の学問の習得を中心にして人格形成を行なう場であり、教職員が教育活動を行ない、また研究や研修を行なう場である。大学が教職員の体制を整え、施設、設備の充実を図ろうとするのも以上のような大学本来の目的を達成するためにほかならない。したがって財政運営の基本は、こうした教学目的に奉仕するところにある。また、本学では憲法と教育基本法に基づく平和と民主主義の教学理念に奉仕することが財政運営の根本原則である。本学は、教育を受ける権利・教育の機会均等を保障するため、相対的低学費を維持する努力を払ってきたし、財政の運営について今後とも学園を構成する各パートと厳しい議論を交わしながら、民主的な方法によって行なう。

以上のように、教学を優先する立場での財政運営の原則を今次全学協において再確認する。

教学優先の内容としては、すでにこれまでに述べているとおり、第一に、八〇年代およびそれ以降の学園像の確立、第二に、八〇年代における学園政策と長期的課題の設定、第三に、教育と研究の発展・充実の方向と教学実態に根ざした実践的統一による内実化、第四に、教育と研究の充実のための基本的視点などのなかで明らかにされている点である。このような教学充実の内容・方向について全学の一致を見るなかで、教学優先とその下に立つ財政の運営という視点が基本的に明らかになったことは重要である。

三、相対的低学費の堅持と財政民主化のいつその前進

相対的低学費の堅持は、本学がこれまで一貫して守り築いてきた原則である。それは、さきにも述べたとおり私学危機が深化するなかで、教育の機会均等の原則を保障するため公費助成の拡大を基本としながらも、個別大学において最大限に追求していくことが重要な原則である。

この相対的低学費原則の意義について、七三全学協確認を踏まえながら今日

の時点でさらに再確認することは重要である。

- ①教育の機会均等をたえず追求し、学生・父母の経済的負担を軽減する。
- ②経営主義的な、財政優先の観点からの非民主的学費値上げを抑制する。
- ③全国的に私学の民主化が重要となってきた現状で、本学が相対的低学費を堅持しつつ、進んだ教育・研究を実現する道筋を示すことの社会的意義。
- ④相対的低学費を維持する力が、大幅で民主的な公費助成の達成を旨とする運動に結びつく。

以上の原則を確認し、今次全学協議会のなかで相対的低学費を堅持する指標を大学として明らかにした。すなわち、一九八〇年から八三年までの本学入学生が、初年度納付金および四カ年納付金において、一〇私立大学学費の平均額の八〇%を最高限度額とするというものである。

また、以上のような八〇年代の長期的課題において「学びがい、働きのいのある学園づくりを支える財政の確立」を確認するとともに、財政民主化を一步進めるものとして大学を構成する諸パートによる「監査制度」の設置を検討し、実現する。

四、公費助成運動の前進

七五全学協確認は、公費助成運動の前進を評価しつつも、われわれの要求と文部省・政府の施策との間の隔たりが大きいばかりか、政府は依然として「受益者負担原則」を押しつけてきていると指摘している。また、これに対してわれわれは、さらに運動を強化し、全国民的運動を展開しなければならぬことも同時に強調していた。七五年以降公費助成運動は全国的にも、また本学の公助連を中心にした取り組みにおいても著しい前進を示してきた。

この運動の力が大学に対する経常費補助をこの一〇年間に一三二億円から二六〇五億円へと約一九倍に増加させた。本学をとってみても経常助成に占める比率は二一・九%であり、教育・研究の保障にいまや欠かせない重要な位置を占めている。

今次学費問題の取り組みを通じて、学友会、院生協議会、教職員組合、生活協同組合、生活協同組合労働組合は連帯しつつそれぞれの立場で運動を進める

とともに、学園諸機関に働きかけ私学危機克服の闘いの中心である大幅で民主的な公費助成獲得の統一行動を呼びかけ、二月一日には一、五〇〇名の参加で構成員の共通の闘いを展開し、同時に府学連、私教連と連帯し京都私学関係者の統一行動を行なった。今次の学費問題をめぐる取り組みを通じてわれわれは国民的次元、全私学段階の闘いに積極的に参加することの重要性と、そこから学びつつわれわれ独自の闘いをより強化することの必要性を確認した。

また、学園各構成団体がそれぞれの立場でより広い、より高い組織的運動を展開するためにも、われわれ自身がさらに結集を高め、精力的に運動を強化することが必要であることも確認した。そのためには、①各学園構成団体およびその構成員は、公費助成運動が大学創造の運動であることを深く認識すること、②公費助成運動は国民のための私学づくりの教育運動であること、③学園の各機関、各部課が学生に対する教育的観点を強め、公費助成獲得のための具体的方針を持ち公費助成推進全学連絡協議会に結集することをさらに強めること、④私学をめぐる情勢を敏感にかつ正確に把握し、各構成団体は広くかつ高い次元での共通の闘いを多面的に展開すること、などが確認された。

当面の課題としては、

- ① 経常費の実質二分の一助成の闘いを進めること、
- ② 学生・父母の学費負担を軽減し、教育の機会均等を守る立場から直接助成の運動を強化すること、
- ③ 国立大学との格差がもつとも大きく、教育・研究の向上のために極めて重要である施設・設備充実のための助成を強めること、
- ④ 夜間大学、身体障害者などに対する特別助成の取り組みを進めること、
- ⑤ 奨学金の拡大に努めること、
- ⑥ 二分の一助成の限界性の打破、施設・設備の補助、助成分分の民主化など現行私学振興助成法の改正の運動を展開すること、
- ⑦ 以上の闘いを進めつつ国民のための真の私学づくりをめざし、私学のあり方・大学のあり方についてより深い丁寧な議論を展開し、国民の信頼を得る努力をすること、

が確認された。

む す び

— 立命館大学のいっそうの発展のために —

今回の学費問題をめぐる全学的討議を通じて、八〇年代およびそれ以降に向けて本学が平和と民主主義の教学理念を堅持しつつ、真に国民の要求に応える大学として発展していく学園像とそこでめざすべき学生像が明確にされ、その創造に取り組む当面の学園政策と長期的な課題が設定された。

大学諸機関とその構成員は、教育と研究の充実と発展のために、教学実態に基づく教育と研究の実践的統一をめざし、教職員集団化を図り、それぞれの課題と任務を明らかにして新しい教学創造の運動を發展させなければならないことを確認する。

今日の情勢のもとで私学危機を根本的に打開するため私学に対する公費助成の獲得運動を、国民の要求に応える私学づくりの観点と結合した全大学人の課題として前進させつつ、学びがいがあり、働きのいのある学園の創造に向けて本学の全構成員が、この確認事項の具体化と実践を不断に追求することが必要である。

われわれは、本学の教学理念とこれまでの教学努力に基づく到達点に確信を持ち、ここに確認した八〇年代の新しい学園創造の政策と課題に基づき、全学の英知と努力を結集して前進することを決意するものである。

一九八〇年 一月二十一日

立 命 館 総 長

立命館大学学生会中央常任委員長

立命館大学大学院生協議会執行委員長

立命館教職員組合執行委員長

立命館大学生生活協同組合理事長

(オブザーバー参加)

七〇六 修学館の研究施設の整備・改善および学部共通書庫の在り方について ☆

一九八〇(昭五五)・三・五 (学内) 理事会

はじめに

学内理事会は、さきに、一九七九年九月七日付文書「修学館の研究施設の整備・改善について」の各学部教授会における討議を要請しましたが、次の二点を除きこの文書の基本的趣旨は承認されたものと判断しております。

(1) 修学館における研究施設等の配置については、未だ検討の余地がありはしないか、という点。

(2) 地下に設置する社会科学系学部共同書庫に学部共同研究室から搬出する図書・文献資料をどのように確定するか、という点。

よって、上記二点につき、学内理事会として、次のように措置することを提案します。

一、修学館における研究施設等の措置について

(1) 上記の七九年九月「文書」に対して提出された二点にわたる意見につき、学内理事会としては次のように判断します。

① 修学館東側の社会科学系学部共同研究室を西側に移転し、その地下に学部共同書庫を配置するのが、エレベーターの関係もあり合理的ではないか、という意見について、(法学部)

この意見については、文学部個人研究室の現状配置の問題、西側の騒音等からして現実的でない判断します。

② 教職員組合書記局の配置について、明り窓のある場所へ変更されたいという意見について、(教職員組合)

この意見については、修学館地下西側の配置を是正することで解決すべきだと判断します。

③ 大学院書庫の図書を学部共同研究室への収容をはかり、教員を中心とした談話室を置く。

(2) 上記①・②の判断にもとずき、学内理事会としては修学館の研究施設配置を別紙「修学館配置図」のとおり決定する。

二、学部共同書庫等に関する特別委員会の設置

(1) 特別委員会を設置する目的

① 学部共同書庫へ社会科学系学部共同研究室から、共通基準で搬出すべき図書、文献資料について、学部間申し合せ事項の策定。なお、前記九月文書では、「たとえば全学的な利用に供しうる視点から、和洋学術雑誌のバック・ナムバー等を中心としたもの等が考えられます」となっております。

② 人文科学研究所付設の基礎文献資料室(その将来的な所管は、第二修学館棟問題が具体化する段階で再検討する)へ社会科学系学部共同研究室から搬出しうる図書・文献資料についての検討。(九月「文書」では、「政府刊行物、統計書、年鑑・年報等を収容し、各研究者の利用に供する」としていますが、このうち、例えば国際統計・各国統計について一定程度であれ「基準文献資料室」に集中できないか?)

(2) 特別委員会の構成 (事務局 教務課)

① 法・経・営・産社各学部より代表各一名。

② 人文科学研究所専任研究員一名および主事。

③ 図書館整理課長。教務課長。

④ 教学担当常務理事。

(3) 特別委員会による審議・決定

① 特別委員会は可能ならば七九年度三月中に発足させる。

② 審議すべき事項(1)の①については、八〇年五月末をめぐりして結論を出す。

③ 審議すべき事項(1)の②については、八〇年七月末をめぐりして結論を出す。

(4) その他

①法・経・営の各学部では、大学院図書と学部共同研究室への収容について、大学院クラス会との間で協議をお願いします。

②特別委員会における学部代表委員が、学部の意向との調整をはかりうよう、学部としても、各学部共同研究室と学部共同書庫との関連につき、特別委員会設置の趣旨を生かしながら、早急に討議を始められるようお願いいたします。

以上

〔別紙「修学館配置図」省略〕

七〇七

『公費助成推進のための白書』——私学危機を解決し
国民のための教育・研究を発展させるために〔抜粋〕☆

一九八〇（昭五五）・七

公費助成推進のための立命館大学
全学連絡協議会

はしがき

この白書は一九七八年度の「公費助成推進のための立命館大学全学連絡協議会」（略称全学公助連）によって企画され、一応の成稿を見た。その後七九年の公助連によってさらに検討をくわえられ、数次におよび改稿をへて完成されたものである。公助連は連絡協議会であつて、特定の見解で構成諸パートを拘束する立場にない。したがつて叙述は客観的な事実を中心とし、それぞれのパートがその性格に応じて運動・学習をすすめる上で活用できるように配慮した。

参考として収録した山口正之教授の「八〇年代私立大学の展望」は、この白書の一章として書かれたものであるが、全体の構成との関係から白書のなかには収めることができなかつたが、その論旨は、今後の公費助成運動にとつてきわめて示唆に富む提言であると思われるので、あえて参考に供した。山口教授の御諒解をこう次第である。

一九八〇年代をむかえて、公費助成の「まがり角」論がとなえられつつある。この白書が、「まがり角」を突破する武器として活用されることを切に期待したい。

目次

はしがき

序章 立命館学園と公費助成

——民主主義の理念と学園の伝統——

第一章 大学の実態・諸条件

第二章 (1)勉学と生活における学生の現状

(2) 二部教育の実態

第三章 教職員の教育・研究・労働実態

第四章 公費助成運動の現状

△参考▽

八〇年代私立大学の展望

山 口 正 之 産業社会学部教授

序 章

立命館学園と公費助成
— 民主主義の理念と学園の伝統 —

第二次大戦直後の立命館は、文字どおりに存亡の危機にさらされた。戦争中の顕著な超国家主義的教育を理由とする占領軍の廃学方針、理事長のA級戦争犯罪人容疑による拘禁が、学園にあたえた衝撃は、想像に難くない。つづいてあの破局的なインフレーションの進行、新円切りかえ等の事態がやってきたのである。この危機をのりきる方策の第一が「民主化」にあった。末川博氏を学長にむかえ、「平和と民主主義」を理念とする立命館学園の再建のあゆみはここにはじまる。「民主化」は瀕死の重症にあった立命館学園にほどこされたカンプル注射であったというだろう。立命館学園はかろうじて蘇生した。こうして戦後立命館学園の歴史は、さらなる「民主化」の推進による学園基盤の確立、強化、発展の歴史となったのである。

人類がながい苦闘の歴史をつうじて確立してきた「民主主義」は、もちろんただの理念にとどまっただけではない。すでにその確立へのあゆみで、またその発展の過程で、政治、社会、文化等、人間生活のあらゆる分野に現実化されてきた。立命館学園における「平和と民主主義」が、教育と研究における理想であるにとどまらず、その内実化、すなわち教学をささえる機構・制度・財政の

すべてにわたる徹底へと発展したのも、当然であった。

戦後立命館学園の再生が「民主主義」を軸としたことによって、戦前の立命館学園といちぢるしい対照をなすとしても、今日の立命館学園が八〇年の歴史を基盤にしてはじめて存在しえたことを忘れてはならない。戦後の再出発にあたって、一定の教学施設の存在がその手がかりであっただけでなく、わが学園の伝統もまた貴重な遺産となったのである。立命館学園は勤労者に対する高等教育をめざす京都法政学校として一九〇〇年に創立され、以来、各界に有為の人材を送り出してきた。「庶民の大学」は、戦後にできた定評ではなく、戦前からの立命館学園を特徴づける伝統であった。この伝統は、戦後日本の民主的改革、日本国憲法の制定、教育基本法の成立、民主的大衆運動の発展、国民の権利意識の向上等を背景としてあらたに開花していった。こんにち立命館学園で声高くさげばれている諸原則、国民教育としての私大教育、教育の機会均等、相対的低学費等々は、日本国憲法の第二六条、教育基本法の第三条がうたう教育の機会均等の精神が、わが学園の「庶民の大学」の伝統と結びついたところで成立していることを確認する必要がある。いいかえるならば、それらの諸原則はわが学園の伝統に根ざしているからこそ強力であり、有効なのである。

2. 学園民主化のあゆみ

戦後立命館学園の出発にあたって特筆すべきことは、全国の私学に先がけて、入学試験における情実や寄附金等の不正・不透明を排し、完全な実力主義の選抜を確立したことである。また、求められればだれにでも帳簿を提示するという財政公開の方針もとられることになった。このような方針は今日では一部の私立大学にもおよんでいるが、当時としてはきわめて先進的などりくみであった。財政公開は今日でもなおほとんどの私立大学において実施されていないのが実状である。とにかくこれらの措置によって、学園民主化の基本ともいえるべき、清潔で明朗な学園運営が確立されていったのである。

末川総長の就任と一連の措置は、いわば上からの改革という性格をおびていたことも否定できない。だが一九四九年に全学協議会（はじめは理事会、教授会、教職員組合、校友会の四者で出発）が設置されてからは、しだいに、学園を構成する各パートの運動体が、民主化の推進的役割りを演ずるようになってい

ていった。とくに一九五一年の学費改訂をめぐる全学協議会の論議をへて、大学の復興発展、経済的危機克服を目的にやはり四者から成る学園復興委員会(のちの学園振興懇談会)が設置されてから、教学、学生生活、財政をめぐる広範な問題が、全学各パートの全力をつくした論議に発展するようになった。一九五五年、教学計画を欠いた学園移転計画をめぐってまきおこった「緑の学園計画」をめぐる論争が、教学と財政のあり方と関係についての深い問題を提起したのも、このような機構が確立し、各パートがそれぞれの独自な検討をすすめて、運動体がそれをなす力量を蓄積していたからにほかならなかった。全学協でとりあげる議題も学費問題や厚生政策、また自主活動の予算・援助という範囲にとどまらず、校舎新築、学部学科専攻の増設、カリキュラム、授業の改善、さらには政府や文教政策といった問題にひろがるようになっていった。いずれも立命館学園の教学・財政・学生生活に切実にかかわる問題として、回避できなかったのである。

当時の立命館学園は、ごく少数の教職員ときわめて貧困な教学施設に依拠して運営されていた。民主主義的な教学理念は、それを実現するための具体的な手段として、ふさわしい教職員スタッフと相当の教学施設を必要とすることは自明である。にもかかわらずそれらを実現するための計画が存在しなかった。財政でも、当面必要な経費を確保するためにその年度の入学者を加減するというありさまであり、増加する学生数に見合った教学条件をととのえるために、さらに収入増をはかるといふ悪循環がおこり、結果的には教学条件を一そう悪化させる始末であった。このような情勢のもとで学園規模、学生数の適正化が課題となっていた。教学・財政・学園規模の計画化は、一九五八年の臨時調査委員会答申をはじめとして、やがて企画委員会の発足となり、学園振興懇談会における長期計画の討議に発展した。大学はこのような議論にもとづいて機構改革(教学・総務・財務の三部長制)をおこない、二部改革、経営学部新設、産業社会学部新設、一部経済・経営学部の衣笠移転をかきりとする一拠点志向等の長期計画を策定し、実施にうつした。この計画のなかで一回生プロゼミを手はじめに、全回生におよぶ小集団教育が実現されていたのである。

いま、立命館大学は、衣笠学舎への学舎統合・一拠点集中計画の最終ラウン

ドにたっている。現在着中の法学部棟等の完成によって、いわゆる長期計画は、一まず達成されたことになる。この間における立命館学園の教学および教学施設の改善が、まことにめざましいものがあることは、以下の各章の諸指数が物語るところである。またわれわれはこのような計画と改善が、全学協議会をはじめとする民主的な制度のもとで、全学諸パートの論議の積みかさねと力量の集中にもとづいておこなわれてきたことに、これからの学園のあり方についての貴重な教訓を見出すものである。

3. 公費助成と立命館学園の課題

以上のような立命館学園の民主化と教学改善のあゆみは、けっして平坦な大道をいくものではなかったし、今後もさまざまな困難な課題に直面することが予想される。わが学園が直面してきた教学・財政・学生生活の危機は、実は私学危機の立命館におけるあらわれであり、その根源は文教政策にあった。中央教育審議会の答申とその施策化に見られる一貫した方針は、その時期の産業界の要求にこたえるための人づくり政策であり、高等教育の再編成であり、国家統制の強化であった。大学教育の改善と発達のための大学の民主的・自主的なとりくみを援助するというやり方でなく、産業界の要求にこたえる教育のための改革を大学に押しつけるという反動的傾向を特徴としていた。しかもこのような目的を実現するにさいしても、安あがりの教育をめざして、私学にはほとんど財政的助成をしないという貧困な政策であった。多くの私学が、またわが立命館学園もそのような文教政策の影響をまったくまぬかれることができなかつたのは当然であり、民主的力量的不充分と相まってそこにさまざまな矛盾や困難が解決されないままのこされていた。だからこそ民主化の一その前進によって、その自主的な解決をはかろうとする努力がなされていたのである。

一九六九年を中心としたいわゆる「学園紛争」はわが学園にも波及し、大学解体をさげお一部勢力は暴力で学園を制圧しようとした。彼らは大学の自主的民主的な改革の努力を全面的に否定し、大学と反動的な文教政策を一体のものとしてとらえた。彼等の暴力と破壊によって大学は荒廃し、理性の府としての社会的評価はいちじるしく低下し、教育と研究はしばしば中断させられた。この事態を解決していく過程で、立命館大学が戦後きき上げてきた民主的的力量と諸制

度がはたした役割はきわめて大きかった。なかんずく全員加盟制の学生自治組織が学生の多数を組織してこの解決にはたした役割は決定的でさえあった。暴力的学生集団はみじめな少数派にてん落し、孤立化した。無秩序で暴力的な大衆団交が否定され、クラスを底辺とし全学協議会にいたる各レベルでの徹底した民主的討論の積み重ねによって、さまざまな問題の解決がはかれるようになった。紛争直前に一年以上も開けなかった全学協と学振懇は、ふたたび活気ある討論の場となり、学部五者会談でも以前にまして徹底的な議論がおこなわれるようになった。

このような民主主義の前進によっても、なお解決しえない重大な矛盾に、財政と学費の問題があつた。そもそも私学の存在は、その財政を国費に依存しないところに発していたのである。私学の学費が高額なことを、世間も永らく怪しまず、国家も当然としてきた。だが戦後の大学は大衆化して、同世代年齢層の三―四割が大学に進学するようになっており、その大学生の八割が私大に学んでいるのが現実である。しかも戦後三四年にわたり、インフレーションの進行はとどまるところを知らず、物価はやすみなく高騰しつづけてきた。学費以外に財政基盤をもたない私立大学は、この情勢のもてやむなく学費値上げに追いこまれていく。大衆化した大学生の父母や学費負担者は、生活そのものをインフレーションにおびやかされながら、さらに学費の値上がりによって圧迫されるのである。だが、安上がりの教育をめざす政府は何の手もたなかつた。

このような事態にのぞんで、私立大学に対する公費助成の問題がはじめて議論されたのは、一九六一年、私立大学の教職員組合による第七回全国私学教職員懇談会（豊橋）であり、翌年には立命館の各学部教授会が国庫助成要求の声明を出すようになった。また立命館がおもなよびかけ者となり、一九六四年には全国にさきかけて「国庫助成に関する私立大学教授会関西連絡協議会」が二大大学四学部を結集して組織されるようになった。この間歴代の、末川、武藤、細野総長らは教授会や教職員組合の取りくみを背景として私大関係者に対する働きかけをおこない、私学助成についていつも推進的役割を果たされたことを指摘しておこう。いわゆる「学園紛争」前後の緊迫した空気のなかで、政府はようやく私学助成の要求にこたえなければならなくなり、一九六八年にはじ

めて私立大学に対する少額の教育研究費補助金が新設され、ついで人件費補助もなされるようになった。そのような僅少な助成が、飛躍的に増大する機縁となったのは、いわゆる石油ショックの時期にあたる一九七三年、国民運動にまなされた私学助成運動の高揚であつた。その後一九七五年に「私学振興助成法」が成立して今日にいたつた。いまや立命館学園の経営経費にしめる公費助成額は、二〇%をこえるようになった。

このような公費助成の一定の前進にもかかわらず、インフレーションによる学園財政の不安定は、依然、解消していない。いわんや、おなじく公教育の責任をおいながら、国公立大学の教学条件と私立大学のその間には、大きな格差が存在したまま放置されている。また立命館学園が、教学条件をすくなくとも同規模大学のレベルにそろえるだけでも多額の経費を必要とし、さらに学生・教職員の要求にもとずき時代の進展に相応した教学改善を実施するためには一その財源を確保する必要がある。しかしながら「庶民の大学」の伝統の下で、教育の機会均等と相対的低学費の原則をつらぬこうとすれば、その財源を安易に学費にもとめることはできないのである。

このような諸問題は、とくに学費改訂問題を機とする全学的討議の中で、真剣に論議され、深められ、一九七一年、七三年の全学協確認文書等として一定の解決の方針が出されてきた。現在の到達点をいえばつぎの通りである。公費助成運動についていえば、理事会、教授会、教職員組合、一・二部学友会、院生協議会、生活協同組合から成る「公費助成推進のための立命館大学全学連絡協議会」（略称 全学公助連）と各学部教授会、事務室、院生協議会、自治会から成る学部連絡協議会が学内における運動の推進の中心となり、他方に各教授会から選出された国庫負担に関する委員会が、他大学の教授会と連絡をとりつつ運動の広がりをおすすすめ、おのおの大学の担当部課を事務局として運動を展開している。運動は、政府の予算編成期だけでなく、年間を通じて展開されている。このような全学をあげた公費助成運動の体制は、立命館学園の特色であり、とくに請願等のさいにきわめて有利な役割をはたした。

助成の前提は、財政の公開と民主化である。かつては帳簿の公開が財政公開の中味とされたが、現在は年四回全学生に配布される学園通信の二回を財政公開

題にあて、予算編成方針、予算執行中間報告、決算等の大要が説明され、必要に応じてクラスの討論も実施し、その意見を理事会に結集している。このような報告と討議は、各学部教授会はもちろん、部課長会議、さらに各職場会議(定例化されている)でもおこなわれている。予算の編成は、各部課の要求をきくだけでなく、全学協・学振懇・学部五者会談における学生の要求をベースとして編成される。その執行上の重要な問題、たとえば校舎新築にさいしては、理事会と関係学部教員や自治会との間に何べんも細かい点までの話し合いをかさねた上で設計を確定するというやり方をとっている。これらが財政公開と民主化の主要な内容である。

もちろん、民主主義の完全な内実化は、困難できびしい課題である。立命館学園の民主化も、まだまだ徹底しなければならない課題が山積していることも事実である。だが、民主化をここまで進めて、なお財政に問題がのこり、教学上の課題が山づみされているというわが学園の事態は、だからこそ公費助成がただ一つの打開すべき血路であることを教えている。公費助成こそは、「平和と民主主義」の教学理念をかかげるわが学園の生死と浮沈をかけた課題であるといわなければならない。しかしながら、おなじ条件と課題に直面する全国の私学関係者が国民とともに手をつないで運動を押し進めるならば、公費助成にもとづく八〇年代の私学の将来には、明るい展望が見出されることもたしかである。立命館学園は、早くからそのような運動の先駆者であったし、今後もその役割りを果たすであらう。

[第一章―第四章省略]

白書委員会(一九七八〜七九年度)

大 学	窪田隼人(*一九七八年度代表)、林堅太郎(*一九七八年度代表補佐)、岩井忠熊(*一九七九年度代表)、鈴木祥史(*一九七九年度代表補佐)、
事 務 局	大南正瑛(*一九七八〜九年度事務局長・教学部長)、金井直彦(*事務局次長・総務部長)、川本八郎(*事務局次長・総務課長)、阿曾沼一成(総務課)、伊藤昭(財務課)、小谷昌徳(厚生課)、小林弘夫(学務課)、小林義夫(二部事務室)高橋英幸(二部事務室)、森川彰(学生課)、
教 授 会	草深直臣(法)、松田利定(経済)、金井淳二(経営)、山口正之(産業社会)、伴利昭(文)、宮田慶一郎(理工)、玉村博己(二部)、
教職員組合	西上治(文学部事務室)、水野保(産業社会学部事務室)、美留町利郎(社会学研究科)、佐藤卓利(経済学研究科)、
学 友 会	足立昌治(一九七九年度学園振興委員長、I・文)、
学部自治会	寓 明(I・理工)、大石正信(II・経済)、沖田卓男(II・法)、田崎貞雄(II・経済)、
生活協同組合	飛田野浩(法)、三浦明雄(経済)、岩瀬康久(経営)、中村純一(文)、岡誠司(理工)、※二部は学友会で一括。
	北かおる、

*印の付してあるのは公助連での役職名

七〇八 職員定数の検討について ☆

〔一九八〇（昭五五）・一〇・二二（学内）理事会〕

I 職員定数検討委員会について

1. 委員会の設置

(1) 七九年度部課長会議での定員問題討議の過程で、八〇年代の学園づくりに向けて一拠点時の定数再配置を基礎に一定年度に亘る職員定数を検討する特別委員会を部課長会議のなかに設置することを理事会の議を経て五月より発足させることにした。

(2) 委員会の構成

総務部長（委員長）、財務部長、教学部次長、財務部次長、職員課長
 総務部（保健センターを含む）―総務課長、財務部―管理課長、教
 学部―学務課長、学生部―学生課長、図書館・人文―運営課長、学部事
 務室（高中含む）―法・産社事務長

2. 検討内容

① 一拠点完成時の職員定数配置案について

② 一定年度に亘る職員定数計画案について

③ 以上と係った事務体制の整備案その他について

II 職員定数検討について

1. 本学の職員定数については、過去から厳密な方針で臨んできている。すなわち年度毎の増員については関係機関で非常に厳しい討議を経て、必要欠くべからざる部署への重点を絞りながら少数の決定をしてきた。

その結果、二部関連部課を中心として直接学生に接する部課の強化が大半を占める配置となっている。このように増員の重点配置に加えて、事務の機械化による再配置等も取り入れながら、なによりも集団化・共同化による事務体制強化に取組んできたことにより、教学を支える事務の役割を

相当な水準で果してきた。

(注) 長計出発の一九六三年度から七九年度までについて

① 教職員一人当り学生数との関係について

教職員一人当り学生数

六三年度三四・七名↓七九年度三五・〇名

② 職員の増員経過

職員純増加数(事務) 三四名(学部増設、助手定員振替分除く)、

一ヶ年平均増員数二名

職員一人当り学生数(全職員)

六三年度七〇・七名↓七九年度七六・六名

③ 教員定数との関係について

教員一人当り学生数

六三年度六八・一名↓七九年度六四・三名

職員数(全) / 教員数比

六三年度 九六%↓七九年度 八四%

④ 他大学との職員(全)一人当り学生数について

七九年度の同志社、関大との比較

本学七六・六名、二大学平均五四・九名

(公助連白書による八大学平均 本学七八・〇名、八大学平均五二・二名)

2. 最近における研究教育の内容の発展からこれを支える事務体制の一つとしての職員定数については、部課課題の遂行を図ろうとするのはもちろんであるが、他大学との比較からする学生数、部門配置の関係、本学の教員計画増の関係等から深い関心が寄せられているのは事実である。

今日の社会進歩にともなう研究・教育の発展状況のなかで、今後の職員定数については、七九年確認事項の実践、八〇年代の学園づくりに向けて先づ本年度(八〇年度)における積極的増員七名に始まり、一拠点完成時の定数再配置を基礎にして、一定短年度における定数計画を事務的質的発展をめざして立てる必要がある。

しかし、本学は相対的低学費を堅持しながら研究・教育の豊かな内容を創りあげようとするものであるから、定数検討にあたっては、学生定数減の政策を積極的に評価し、今後における困難な状況に対処しつつ決定していく必要がある。従って、①部課の重点課題を全学課題に結びつけ、②業務整理に積極的に取り組みながらの事務体制強化へ向けて、財政計画、労働条件改善と関連させながら厳しい討議によって設定されるものである。

3. 職員定数検討の視点について

- ① 学生定数減に対応させること。
- ② 七九年確認、八〇年代学園づくりの課題に向けての体制強化を図ること。この場合とくに重要なことは次の視点を明確にしておく必要がある。

(イ) 課題の重点化をはかること。

(ロ) 事務の整理・簡素化、系統化、効率化を行うこと。

(ハ) 共同化、集団化による事務体制を作りあげること。

- ③ 他大学の水準、状況を参考にすること。

総合的な指標（学生数、配置、教員数との割合など）としながら、本学の歴史的発展をふまえて批判的に長所を撰取する。

- ④ 従来の職員定数の経過をふまえること、また教員定数との関連を考慮すること。

Ⅲ 一拠点完成時の職員定数配置案について

1. 検討にあたって

- (1) 先づ過去から取組んできた二拠点時の事務体制の整備を図ること—このため
 - ① 「一拠点実現」の意義を改めて明確にすること。
 - ② いわゆる関連部課（広小路分室をもつ課）での定数の原則を定めておくこと。
- (2) この上に立って、全体部課の強化のための再配置を行うこと。

→「一拠点」実現の意義

① 教育研究における現代化・総合化・共同化を推進し、総合大学としての機能の強化を図る。

② 学生、院生、教職員の集団としての意志のまとまり、交流を強め大学としての力量を強める。

③ 大学の管理・運営面での二拠点による分散、困難性、不合理、財政上の負担増を解決する。

④ 施設、設備の改善により、教育、研究、労働条件の改善を図る。

2. 広小路に分室をもつ関連部課の一拠点時における定員数について

新定員（事務・技術職員・看護婦）は、一拠点完成の意味に照して、現行の広小路および衣笠の合計定員数の九〇%を限度とする。（注）すでに二部事務室、交換手についてはこの調整を行った。

すなわち調整する人員数は、

事務職員七名（運営課二名、学生、厚生、就職、会計、管理課は各一名）

技術職員一名 看護婦一名

ただし、施設条件に直結する学舎管理職員については、広小路が無くなるということで別に設定する。

学舎管理職員七名（管理課）

3. 再配置案について

上記調整人員を全体部課の強化のために再配置するものであるが、下記「事務体制の強化すべき課題」とも関連させて行う。

- (1) 事務職員八名（技術職員の定数振替を含む）

① すでに課題が明らかとなっている分（課）へ三名（文献資料室

・共同書庫、視聴覚室、電算機室）

② 広小路関連部課〇—一名

③ その他の部課へ五—四名

- (2) 技術職員一名

(3) 看護婦一名 定数減とする（定年退職者分を補充しない）

(4) 学舎管理職員七名

① うち女子一名分は、定員減とする。（定年退職者分を補充しない）

Ⅳ 一定年度にわたる職員定数計画案について

1. 一定年度について

② 六名分は一拠点時の業務の整備（新しい施設を含めて）と関連させて配置する。
 ・男子二名三班交代体制への改善へ 一名
 ・その他へ向けて 五名

学生定数減の計画年度に関連させて、一九八〇年度から八六年度の七ヶ年を一応視野に入れるが、今後の学園政策の確立、状況の変化を考え前期に相当する一九八〇年度から八三年度の四ヶ年について検討する。

2. 事務体制の強化すべき課題（前期・後期）について

(1) 補強すべき部門

本学の職員配置は歴史的に学生と直接に接する部門の強化を重点に経過して来たが、今日の時点では研究事務や本部事務などの部門の強化が求められている。そして他大学との比較を見てもこの部門の比率が低くなっている。

すなわち総務、調査・企画・広報、教務（学部事務室との関連）、研究事務（理工含む）

(2) 体制強化として挙げる部門

就職部門、施設管理部門、図書部門、その他

(3) その他

上記を重点としつつ、年度毎の部課要求との関連（注）高校校含む

（付記）

① 上記の課題解決と同時に部課内および部課間の業務整理や機械化等による体制化が積極的に進められるべきである。

② 上記の強化すべき課題の一部は八三年度以降にも引継げるものである。

3. 学生定数減との関係について

学生定数減は学生の学習、自治活動、教員の研究・教育条件での改善は

もとより、職員にとつてもこの点を評価すること。

四年目（八三年度） 約二、六〇〇名減（〇・九学部相当分）

七年目（八六年度） 約四、四〇〇名減（一・五学部相当分）

4. 定数計画案について

(1) 必要職員数（事務系）について

前述の強化すべき課題を中心に、学生定数減の要素を入れ、また他大学水準を参考にして八〇～八三年度の四ヶ年の必要増員数を設定すると、

（現行職員数七九年度） 事務系のみ 二四三名

（四ヶ年必要増員数） 事務系のみ 一四名

（新職員数） 事務系のみ 二五七名

（注）職員一人当り学生数 七九年度―九二・三名、八三年度―七七・

二名

(2) 増員の年度計画について

四ヶ年（前期）の増員計画を示すと

年度	八〇	八一	八二	八三
人員	七名	〇名	四名	三名

（七名）

執行済 別に調整八名

(3) 前期末における定数計画の再検討について

八三年度において職員定数の再点検を行ない、その後における定数計画案を検討する。

（参考）他大学水準でみると

① 他大学水準としては、大学の規模、内容から、同志社大学（大学十法人×〇・六五）と関西大学の平均値をとる。（七九年度基準）

② 七九年度の二大平均の職員一人当り学生数を基準におき、本学の学生定数減を計算に入れて、八六年度（七ヶ年間）での増員数を算出すると。

（七九年度二大平均）

(職員数) (職員一人当り学生数)

事務系のみ三〇八名 六七・六名

(八六年度本学)

(増員数計算値)

事務系のみ 一三名

5. 学舎管理職員の定数計画案について

学舎管理職員の定数計画は、一拠点の完成、その上に立った八〇年代を展望する学園管理政策のあり方とその体制に重要に関わっている。政策は現在策定中であるが、その具体化は一定長期間必要とするので、ここでは以下の基本諸点についてのみ述べる。

- (1) 学舎管理職員の定数検討にあたっては、単に専任だけでなく業者委託職員の数をも合わせて、施設管理業務を総体として把らえて決められるべきである。
- (2) 今後における施設管理業務の範囲と要員数(専任および業者委託職員)は、一拠点完成時の計画をふまえて業務整理を機械化、合理化等をふくめて積極的にすすめるなかで決めていく。
- (3) 学舎管理職員(専任)の定数については、その業務を逐次明確にして行き、業者委託の関係をも検討しつつ方向を示す。

一九八〇・一〇・一六 職員定数検討委員会

七〇九 今日の情勢とわが学園の課題

〔一九八〇(昭五五)・一一・二七〕立命館(学内)理事会

はじめに—本年度学振懇の課題

さきに「学園通信第二号」(十一月一日発行)において、「大学をとりまく情勢とわが学園」と題する文書を発表し、I 今日における情勢の特徴、II 一拠点計画完成の意義、III 七九全学協確認の実践とその到達点(中間総括)、IV 教学を支える財政の民主化について、われわれの考えを明らかにしました。

日本の情勢は、本年度学園振興懇談会においてそれぞれのパート代表者が述べたように、右傾化を軸として急テンポに動きつつあり、防衛費優先のもとで福祉と文教予算が緊縮の重点に置かれ、また高物価のもとで国民生活の破壊がさらに進行していくことは確実となっております。

憲法と教育基本法に基づく教育と研究が後退させられていく風潮は、歪んだ受験体制や退廃した文化や社会風俗、暴力容認などの傾向とともに、青少年をむしばみつつあります。

しかし、このような情勢の進行のもとで、平和と民主主義、憲法と教育基本法の理念を守るための国民諸階層の運動も、次第にその強さと広さを増しつつあります。政治と教育の反動化を阻止し、国民教育と学生生活を守る運動の高まりは、一一・一八大学関係七団体中央集会ならびに同日の私学デー中央集会への大結集となつて発展しつつありますが、まさに、今日、私学危機を突破し、国民のための大学を創造していく運動力量を、学内外において、飛躍的に発展させることが、痛切に求められています。

大学は、権力の意向や時代の潮流に追随せず、国民的要請と課題に応える自主的・創造的な教育と研究の場であり、(学内)理事会は大学構成員の平和と民主主義の運動を保障するとともに、(学内)理事会の固有の責任に応じて、七九全学協確認に示された学園像・学生像・教職員像の充実に努力するとともに

に、さらに他大学との連携を強め、その責任を果たしていきたいと考えています。

情勢の厳しさのなかで、七九確認実践の中間総括を踏まえ、立命館が果たすべき役割と課題を明確にすること―これが本年度の「学園振興懇談会」の基本課題です。

すなわち、全学を構成する諸パート、すなわち一・二部学友会、院生協議会、生活協同組合理事会、教職員組合、(学内) 理事会・教授会・教学諸機関が、それぞれの立場から、情勢と課題について率直に討議を行ない、基本認識を一致させ、全学が共通して取り組むべき基本方向を明らかにすること―ここに本年度の学振懇の課題があります。

これまで、学振懇は、一〇月七日、十一月二日と二回開催され、各学部においては、五者会談や二部懇談会、さらに回生別協議会や専攻懇、あるいはティーチ・インなど、多様な形態での討議が積み重ねられてきました。

以下、学振懇や、各学部五者会談などにおける学内諸パートの問題提起を受けて、(学内) 理事会の到達した見解を明らかにしたいと思います。

各学部の教学実践・中間総括とともに、全学の討議の素材にしてほしいと思います。

学振懇で何が論議されているか

今日の情勢と教学

今日の厳しい情勢のもとで、平和と民主主義の教学理念を堅持し、教育実践と学習運動との結合によってこれをさらに前進させていく全学の運動力量の向上がなによりも強く求められています。

このためには、今日の情勢の進行が、わが学園に具体的にどのような形で表われつつあるかについて、大学の全構成員が真剣に検討することが必要です。社会情勢の展開は一般に知られているように、矛盾、対立する二側面を持っています。私学危機を真に克服する方向を明らかにするためには、この二側面が、学生生活や教学のうえにどのように表われているかを、教職員・学生の一人ひと

りが自覚し、科学的に、また集团的に検討し、どのようにして、プラス面・積極面を強め、マイナス面・消極面を克服していくかを明らかにしていくことが重要です。

「日米安全保障条約」体制のもとで、軍事力強化が優先し、私立大学公費助成政策の後退、奨学金の実質切り下げ、国立大学授業料の値上げなど文教予算や福祉の切り捨ての動きが強まり、また公共料金の値上げによる国民生活の破壊は、本学学生の生活や、本学の教育諸条件のうえに、困難を加重しつつあります。

学生生活費の高騰が、アルバイトの恒常化、遠距離通学者の増加をもたらし、これが学生の自主的・集团的活動の発展の制約や勉学条件の悪化となつて、教学の発展を阻害している側面に注意し、教学上の適切な指導と対策を考えていかなばなりません。

二部勤労学生の場合には、いっそう厳しい状況を生んでいます。学費・学生生活費の高騰に賃金の上昇が追いつかず、中小企業や長期アルバイトの場合には、低賃金に加えて、劣悪な労働条件や無権利状態が、勉学上の困難を著しいものにしていきます。

しかし、概して言えば、勤労に従事している学生の方が、勉学態度も真剣であり、単位取得率も高く、また私学危機の把握において鋭さを示しています。

「学びにくい状況」「学べない実態」が、国民の学習権の主張となり、社会的危機の深化が、危機の科学的解明を強く求める国民の要求となつて、国民的要請と課題に応える自主的・創造的な教育と研究を、かつてなく強く大学に求めているのです。われわれは、この課題に応えるべく、教育・研究の内容を創造的に発展させる社会的責任を強く負っていると言わねばなりません。

今日、大学へ入ってくる若者は、戦後社会での全般的な民主主義の発展、生活の変化、社会的諸矛盾の表面化という状況のなかで育ってきました。その結果、今日の学生は、民主主義の感覚をいわば体質化していて、既成の権威を認めない進歩性を持ち、また現代の社会問題に対しても深く、広い関心を持っています。今日の学生が書物や講義より以上に、現実の生活のなかから、感覚的に問題を感じとる素質を持っていることは、積極的な側面として受けとめねば

ならないと考えます。

けれどもまた、今日の学生の多くは、日本経済の高度成長期であった一九六〇年代以降に生まれ、育ってきたために、潜在的にすぐれた資質と能力を持ちながらも、さまざまな社会的歪みによってその影響を大きく受けていることも否定できません。

とりわけ都市集中、農村生活の破壊、核家族化の進行、テレビの発達とその内容の劣悪化が、少年期の発達と教育環境を悪化させ、さらに受験競争とテスト教育によって、豊かな人格の発達と社会性の獲得、論理的思考力の訓練が阻害されてきていることを軽視することはできません。

これら社会環境・教育条件とその内容の悪化などが、青年の潜在的能力の発達を妨げてきた結果、一方で、鋭い感受性や問題意識が養われているにもかかわらず、他方で直接体験が稀薄で、現実在即して現実を批判的に見る力が弱いままで大学に入る学生が少なくありません。

近年、本学に入学者の学力水準は上昇し、本学の学生はまじめであり、勉学態度も概してよく、平和と民主主義の教學理念も一定程度定着してきていると思えますが、国民の期待と、大学に課せられた今日的課題に照らしてみると、なお多くの不十分を残しています。

本学におけるサークル・同好会などの活動は活発であり、サークル・同好会活動への参加は年々上昇し、新一年生の参加希望は本年度は八割に達しています。新入生歓迎夜祭に、一回生全クラスが参加し、秋の学園祭・衣笠夜祭にも本年は昨年の二倍のクラスが参加し、祭典を盛り上げました。

自主ゼミ活動についても、本学の取り組みは、大きく前進しつつあり、誇りうるものです。

しかしながら、全体として学生を見るとき、学問への情熱、学問への沈潜よりは、どちらかと言えば、のびのびと学園生活を楽しむ傾向が強いように思われます。

さきに述べたように、今日の学生は、現実生活のなかから、感覚的に問題を感ずる素質をもっていますが、論理的思考力や粘り強さ・持続性に欠けるどころがあり、ゼミ選択において理論を中心とするゼミを敬遠する傾向が年々強

まっています。

現代社会は、国際的な広がりをもって諸側面の連関・相互依存性を強めながら、いっそう複雑になってきています。複雑な現代社会に諸様相を理論的に整理して認識する力、また生きた現実から理論を形成する力は、社会的にいっそう強く求められています。

それゆえ、学術運動を飛躍的に発展させる課題に向かって、全学の構成員が、自覚的に取り組む必要があると考えます。

今日の憂慮すべき情勢を考えると、「知は力なり」を合言葉に、これまでの到達点を踏まえながら、全学の力を一段と高めるべく、さらに討議を深めていく必要があると思います。

教育実践において何が前進したか

七九全学協確認の実践について、本紙「第二一号」において、その中間総括を明らかにしましたが、学振懇討議において深められたりつつあるのは、そこからさらにもどのような教訓を明らかにし、今後の前進に役立てるかということですが、低回生小集団教育と低回生講義を中心に、「二つの視点」「六つの指標」に照らしながら、再度、取り組みの総括を行ない、今後の課題を明らかにしたいと思います。

「二つの視点」とは、いうまでもなく、「①常に前進してきた面と残されてきた面の両面を正しく踏まえ、それぞれの原因を科学的に把握し、そこでの教訓を明らかにしつつ、積極面を全学のものとし、消極面については全学が協力してこれを引き上げていくこと、②現代の学生を取りまく社会的諸側面を踏まえて学生の諸要求や学生の学習活動、クラス活動、サークルやクラブ活動など多面的な生活の全般を通じてその積極面を正しく捉えること」であり、「六つの指標」は、「①学生の知的な訓練や理論的力、②自主的・集团的学習活動を行なう上での持続性や忍耐力、③正課や課外活動を通しての自主性・自発性・自治能力、④集団性や組織性、⑤人権意識や民主的な社会常識、⑥国際性や国際的感覚」ということです。

低回生小集団教育の前進

低回生小集団教育と低回生講義が、つねに最重視されてきたのは、一・二回生において、学問・研究への努力と意欲を高め、自ら学び成長しうる基礎学力を養成することが、大学四年間の学生生活において、決定的な重要性を持つからです。

今日の学生は、前節で述べたような積極面と消極面を持って大学に入学してきます。学問・研究への意欲は、学問の面白さが、教員・学生の相互交流、人間的な触れ合い・コミュニケーションを通して、確実に身につくことによつて、形成されるものです。

一回生入学時において、教職員・学生の共同の取り組みとして行なわれるクラス懇談会が、大学生活の第一歩として重視され、クラスづくり、仲間づくりのための諸活動が、多様な形態でもたれるのはこのためです。

本年度、勤労学生という一部学生とは異なった特殊の条件に置かれている二部学生のために、はじめて、「新入生合宿」が試みられました。教職員と学生が一体となつて大きなエネルギーを注いで取り組まれたものですが、大学生活と学習への早期導入、仲間づくりという点で大きな成果を挙げています。この二部の取り組みは、全学部教授会に報告され、一部の低回生小集団クラスの運営の改善について、貴重な示唆を与えています。一部においても適切な時期に、多くのクラスで、ゼミ合宿を行なっています。

本年度、宇多野セミナーハウスにコピー設備を設置し、また衣笠周辺に、セミナーハウスを建設するという課題は、宇多野谷校地を確保しえたことによつて、実現のメドをうることができました。

仲間づくり、クラスづくりを、学問・研究への旺盛な意欲を持った学習集団の形成へと繋いでいく上でまず重要なことは、学生の関心や実態に見合った授業内容と方法を創意工夫していくことです。

法学部、産業社会学部では、学生の要求や実態、発達段階を考えながら学部理念に見合った低回生小集団（一・二回生基礎演習）のテキストないし教材作成が、教員の共同研究によつて前進しました。産業社会学部においては、一回生基礎演習共通教材「現代の社会」が、学生に理解しやすく、議論しやすいよ

うにという立場から、内容を精選し、統計・資料を盛り込み、問題提起的に記述するように改訂され、基本文献・参考文献の解題もつけられています。また二回生用の共通教材の共同作成が行なわれました。

法学部においては、八一年度新入生からの使用を目標に、低回生小集団教育のテキスト「戦後日本の国家と法」の作成に取り組んでいます。

他の学部においても、担当者会議を中心に、学生の要求と実態、ならびに学部・学科の理念に見合ったテキスト・教材の選定や、補助教材の作成が進められています。たとえば、経済学部では一回生を対象とした入門講座が二度にわたつて実施され、経営学部においては、経営学への関心と意欲を高めるため、一回生対象に映画「モダンタイムス」が試写され、入学後早期に「経営学」についての啓発の必要性が課題となつてきています。

外国語、保健体育においても、科目の狙いや学部の課題を踏まえた、テキスト・教材の共同作成や選定の集団的討議を行なっています。

すべての小集団教育、とりわけ、基礎演習、講義にとつての主要な問題は、どうしたら授業が全員のものになるかという点です。

経営学部の取り組みの報告（後掲）において、まとめて書いているように、本年からサブ・ゼミ・アワーを設けるなど条件面の改善を行ない、班学習も定着してきましたが、なお多くは事前学習が報告班ないし担当班にとどまつている状況があります。

これを改善するためには、報告班に対する指導だけではなく、班長会議や運営委員会に対する教員の指導・助言の強化、目標・テーマの明確化、大講義との関連などがさらに追求されるべきであることが、各学部ともほぼ共通の認識となり、担当者会議を中心に、経験交流を重ねています。

「学生は活発な授業を望んでおり、そのためには事前学習が必要で、それは自分たちがやらなければならないと思つているが、自主的・自発的に取り組むことができず、「待ち」のかたちになつていふ」という報告は、どうしたら授業を全員のものにしようかという点の核心を示唆していると思ひます。

クラス全体の学習が盛り上がりつつあるところでは、教員の指示によつて、各班がテーマを持ち、自分たちで関連文献を調べ、考え、討議し、まとめ、クラ

スに報告をするレベルに到達しており、全員が活発に学習しています。

教員の指導のポイントとして、教訓になっている点は、正課・サブゼミを問わず、適切な時期に適切なテーマを与え、自主的学習を促すということなどで、クラスや学生の実態・水準・発展段階に照応した適切な指導を行なううえで重要なことは、運営委員会や班長会議と教員との意見交換であり、学生と教員との相互理解・相互協力です。

教育実践の評価は、その性格上、短期間には定めがたい側面がありますが、教員側の努力に見合った学生の集团的取り組みが進んでいるクラス、教員と学生が自覚的に、粘り強く取り組んでいるクラスの前進は明らかとなっています。

基礎から一步一步学習を積み上げていくことが決定的に重要な理工学部においては、後掲のように、各クラスに三〜五名の小グループをつくらせ、グループ別に座席を指定し、演習問題を割り当てて検討させ、グループの報告を全員で行なわせる。各人にノートを作成させて、これを点検する。レポートを毎時間ごとに提出させるなどの取り組みが前進し、その結果、出席率が向上（九〇％）し、遅刻者も減少し、質問が増加し理解度が向上し、自主ゼミ活動もきわめて活発となつてきています。

文学部は、理工学部とともに、従来から専門講義への出席率が高い学部であり、四年間の学習の総決算ともいふべき卒業論文の作成を頂点に、専攻ごとに小集団教育の系統化に力点を置いて検討が進められ、経験交流も一段と前進しています。

低回生講義の改善

一般教育・専門・保健体育・教職などの講義は、小集団教育と並んで大学教育のもうひとつの重要な柱です。

「小集団教育」の力点が、報告・討論を通して、学問への意欲と自主的・集团的学習の定着に置かれているのに対して、「講義」は、教員の系統的な理論の展開を、学生が聴講することを通して、科学的認識と科学的思考力を養成しようとするものです。

本年度の教員側の取り組みにおいて特記すべきことは、一般教育・専門教育

を問わず、教育実践の新しい試みが数多く見られ、その効果についての集团的討議が各学部教授会や各教学機関において組織的に大きく前進したことです。

急速に変化する社会的現実と自然・人文・社会科学の進歩に対応して、学生の問題関心が多様化していますが、各科目において学習目標の明確化、講義内容の精選と改善、ならびに授業方法の工夫が進められ、担当者会議、教科研学会、非常勤講師との懇談会など、さまざまな場において、経験交流が行なわれました。

講義内容の改善にかかわって、討議の中心のひとつをなしたのは学生の現代的関心を踏まえつつ、いかにしてその関心を感性的認識から理性的・科学的認識に高めていくかという、古くて新しい問題であり、もうひとつは平和と民主主義の教学理念が、講義と小集団など各科目においてどの程度、学生の生きた知識と思想となつて血肉化しているかということでした。

講義の内容と方法を改善し、魅力あるものとするために、レジュメ・資料の配布、スライド・模型の使用などの工夫が進み、小テスト・レポート・感想文などによる学習状況の把握や質問時間の設定、質問用紙の用意、あるいは授業中のインタビュや討論など、まことに多様な試みが行なわれました。

しかし、これらの教育実践の新しい試みは、学生の関心の度合いや、到達度の違いによって、さまざまな受けとめ方が現われています。出席率が大幅に向上している積極面と、逆にレジュメ配布によって、学生がノートをとらなくなったり、講義への出席が減少する傾向も一部に見られるという状況があります。

これらの教育実践の経験交流によって、教訓とすべき点が明らかになりつつあります。もつとも重要なことは、教員側の努力に見合った学生側の積極的な学習姿勢がない場合には、折角の努力が生きないばかりか、逆のものに転化するおそれがあることです。

講義に精神を集中させ、適切にノートをとるということは、論理的思考力と集中力や持続性養成のための基礎的訓練であり、学生にとつての本格的学習法のひとつです。

授業は、教員と学生によって日々新たに創りだされるものです。講義内容や方法についての学生諸君の積極的な意見の提出とともに学生諸君の一部にある

安易な学習姿勢の是正を強く求めたいと思います。

今後進めるべき課題

わが学園を守り、発展させる基本的視点

以上のような情勢と、七九全学協確認実践の到達点を踏まえ、本学が今後進めるべき課題は、さきに述べたような教学・学生実態を踏まえ、そこに現われている前進面をさらに発展させ、おかれている面や消極的な面を改善し、克服していき、総体として七九全学協確認事項を全面的に実践していくことです。しかし、今日の情勢から、この課題の実践はどのひとつをとってみても決して容易なものではありません。したがって、この実践は、今後も全学の協力が必須です。またこの場合、とくに重要なことは、まずその基本的視点を全体のものにしていくことです。それは、

第一に、今日の情勢のもとで、平和と民主主義の教学理念を堅持し、これを内実化し、前進させる全学的な運動力量を向上させること。

第二は、ますます厳しさを加えようとする外からの圧迫に抗して、七九全学協確認事項を実践していく学内の諸体制を確立・強化していくこととともに、「教育と研究の実践的統一」の教育運動を前進させること。

第三には、八〇年代とそれ以降のわが学園の発展をめざす長期政策を全教職員・学生の総意を結集してつくりあげていくこと。

であり、これを全学的に踏まえていくことがもつとも大切であると考えます。

当面の課題と重点

以上のような基本的視点に基づいて、当面する課題の重点を次に提起します。

1. 七九全学協確認の全面的実践、教育と研究の実践的統一を創造的に推進し、発展させる

今後に進める課題の中心は、さきに本紙「第二号」で報告した七九全学協確認事項の実践の中間総括のなかで、前進してきた諸事項をさらに充実さ

せ、おわれてきている部分を鋭意進めることです。

とりわけこのなかの教学課題については、各学部および各教学機関が今年度の課題として設定してきた諸事項に従って進めていくことが基本ですが、とくにこの場合の重点として、各学部における小集団教育の充実と、それを基礎にした学生の自主的・集团的学習活動の発展を図ることであろうと考えます。

そのためには、とくに、今日の情勢のもとでの学生に現われている実態を総合的に捉え、このなかから「二つの視点」「六つの指標」に照らした把握を行ないつつ、学生が自ら学ぶ主体としての意欲的な活動が前進するよう、教育内容の充実と指導の強化が重要です。そのためには、教職員の集団化とそれに基づく教育実践運動が自覚的に取り組まれる必要があると考えます。

以上のような課題を今後において進め、一九八〇年度としての総括を裏切るものとし、一九八一年度に向けての教学改善の重点課題、職場課題を設定して全学に明らかにしていきます。

2. 教育・研究体制の強化と諸条件の改善

「中間総括」にも明らかにしてきているように、これらの教育実践を進めていくうえで、また八〇年代およびそれ以降のわが学園の社会的役割を果たすうえでも、本学における教育・研究体制の強化は重要です。

その点では、各学部を中心として各教学機関、事務組織における「教育と研究の実践的統一」の創造を視点とし、それがなしうる諸体制を強化しなければなりません。

そのためには、それぞれの機関および組織における教職員の集団化をより強めると同時に、そのことを十分に發揮しうる諸条件の改善が必要です。

教育条件の改善については、七九全学協の確認に基づいて、その基盤となるクラス学生定員の削減を実施し、クラスを中心とした教育活動が充実するよう図ってきました。これは次年度においても引き続き実施していきます。

また、教員の増員についても、今年度において各学部専門教育、外国語教育、一般教育、教職課程教育の各分野への増員を行ない、改善を図ってきており、今後においても本学の長期政策を明らかにしつつ計画を立てていきます。

研究条件の改善については、今年度において図書・資料費、研究旅費、留學制度等について一定の改善を行なってきました。今後においても引き続き研究条件の改善・充実をさらに総合的に検討を進めていきます。

3. 一拠点計画の完成と学内諸体制の整備

本学の一拠点計画は、本紙「第二号」にも述べていますように、単に施設・設備条件の整備・統合というにとどまらず、すぐれて本学の学術発展の歴史的経過のうえに立った学術充実の課題として進めてきたものです。

明春三月の法学部の移転によって、このような課題に基づく本学の一拠点化は実現し、わが学園が真に一拠点による総合大学として発展しようとする体制と基本的条件をつくりあげたことになりました。

今後は、さらにこの内容の充実に向け、第一に本学が一拠点による総合大学としてのメリットを十分に生かし、活用しようとするような各学部毎の、また学部相互間のカリキュラムの改善検討を推進すること、第二には二拠点から一拠点に集中した有利な条件を生かした事務体制の再編・整備、第三には施設・設備面で残された諸問題の改善・充実を進めていきたいと考えています。

4. 財政のいっそうの民主化と、公費助成運動の発展

本学の財政は、教学を支える基本条件として、常に全学の教職員・学生の実態を踏まえ、その要求に根ざした財政計画、運用を行なってきました。

今後、こうした基本的姿勢と相対的低学費を堅持し、財政のいっそうの民主化を前進させていくことが基本的課題のなかでの重要な環であることは言うに及びません。

このような基本点に立って財政民主化の今後の具体的課題は、年度毎の予算編成期における重点課題を明確にし、またその編成過程における民主化を図ることであると考えます。

このような課題のなかで、七九全学協で確認された「全学監査」制度を具体化します。

さらに、大幅な公費助成を獲得していく運動は、今日の私学をめぐる全国的

な情勢のもとでますます重大な課題となってきました。

とりわけ、本学においては、相対的低学費を堅持し、個別大学のワク内にあって国民の教育を受ける権利とその機会を保障していくという立場に立って、民主的で大幅な公費助成を獲得していく運動をさらに大きくすることは、まさに全学的な課題です。また同時にこの課題は、ひとり本学の課題であるのみならず、全国の私学の民主的な発展にとって重大な意義があるでしょう。

5. 八〇年代とそれ以降のわが学園の発展に向けての長期的政策の策定

七九全学協確認は、当面する本学の諸課題への改善・充実の諸施策を明らかにし、それらを確認するとともに、八〇年代とそれ以降のわが学園像を明らかにし、それに向けての長期的課題を示しました。

今年度は、この確認に基づいて、長期計画委員会に対し、①八〇年代およびそれ以降（衣笠一拠点完成後）における本学の長期的かつ総合的発展、とくに本学が果たすべき社会的役割を視野に入れた学園規模（学部・学生数・教職員数など）について、②二部教学の抜本的改革について、③研究体制・条件、施設・設備、研究事務機構等研究活動の保障について、の三課題について諮問が行なわれ、現在、長計委員会で作業を続けています。今後はさらに検討を継続し、答申として策定し、全学の討議に付していくことが大きな課題です。

以上は、本学が今後において進めていくべき諸課題のなかで、とくに重点的なものを挙げましたが、（学内）理事会は、これらの課題のひとつひとつについて具体化し、着実に実施していく決意です。しかし、これらの諸課題の遂行は、また同時に、全学の諸機関、諸組織の協力がなければ成し遂げられるものではありません。全学を構成する諸パートがあげてこれらの諸課題の前進のために引き続き強力な取り組みをされるようここに改めて要請するものです。

〔註・各学部、二部教学の課題―省略〕

〔「学園通信」第三号（一九八〇年一月二七日）〕

七二〇 学園〔学舎〕管理政策の確立のために ☆

〔一九八〇（昭五五）・一一・三三（学内）理事会〕

「学園管理政策の確立のために」を提示するにあたって

一 拠点完成を二年後にひかえた昨年（七九）春開において、完成後の学舎管理体制の検討が一つの課題として、強く要求された。理事会は、同年秋には、これを学舎管理政策としてまとめ、その基本について提示することを約した。しかし、学費改定をめぐる全学的討議が秋に集中したこともあって、この提示が遅れ、今日にいたった。

この間組合は、各職場での政策づくり運動をすすめ、管理課職場とりわけ、学舎管理職員職場での政策づくりは意欲的にとりくまれてきた。こうしたなかで迎えた八〇春開で組合は、七九全学協確認に示された学園創造にむけて、今後具体的に化されるキャンパス等の整備計画と合せ、一拠点後の学園の維持、管理政策の確立が極めて重要となることを強調し、学舎管理政策は、こうした総合的な維持、管理の政策のなかでとらえられなければならないことを指摘した。一拠点後の新しい条件のもとで、学園の維持、管理政策の重要性については理事会も見解を同じくするものであり、全学の協力を得て確立すべきものと考えてきた。

今般提示する「学園管理政策（案）」は、このような議論を最大限うけとめ、整理したものである。ここでいう「学園管理」とは、主として、管理課に所属し日常的に学舎、キャンパスならびにその周辺の維持、管理業務を担当している職場に関わるものであり、より正確には、「学舎管理政策」とすべきものである。しかし、あえて「学園管理」と題しているのは、上記の議論をうけて、学舎管理に関わってもこの観点からの一定の見解を展開していること、ひきつづいて検討されねばならない総合的な維持、管理政策に一定の示唆を与える内容となっていること、さらに、学舎管理政策のあるべき位置づけをより明確に

したいと考えたためである。

政策の内容については、一定の検討の深めにもかわらずまだ多くの問題点をもっているものとする。上記の観点にたつて、当該部課はもとより、全教職員の積極的討議を期待したい。

「学園管理政策の確立のために（案）」

一、学園管理政策の必要性と重要性

1. 総合的な管理政策の必要性

(1) 立命館大学はいま、衣笠一拠点完成を目前にひかえて、本学の戦後史における重要な時点に立っている。それは、本学が総合大学としての基礎的諸条件の完成を土台に、学園の新たな展開、創造をめざすものであり、歴史的には「学園復興」「学園振興」の時代を経て、いままさに八〇年代の学園づくり、「学園創造」という歴史の出発点に立っていることを意味している。

(2) 一拠点の完成は、八〇年代の学園づくりの諸課題、すなわち、教育、労働諸活動の新しい到達段階での質的発展の物質的条件を保障するものであり、同時に、新しいファクターに見合う民主的で総合的な学園管理政策の必要性と、学園管理業務の相対的高まり、重要性を示している。

(3) 七九確認の学園創造の基本指標は、「八〇年代およびそれ以降における学びがいと、働きがいのある学園創造」であり、真に国民的要請に応える研究、教育機関としての大学、国民に開かれ、地域に根ざした大学、緑と憩いにみちた学問的気風に溢れた学園創造にある。

(4) 研究、教育と、大学の民主的管理運営の統一の実践を推進するにあたり、教職員のより高い水準での大学の自治論の展開と協力、共同体制の確立、とりわけ学園管理業務にたずさわる施設管理を含む財務部体制の民主的強化と条件整備の課題は、従来からの懸案課題であり、その整備と展開が急がれている。

(5) 従つて、学園管理政策を確立するにあたり、上記の諸条件を考慮しながら

ら、学園体制と学園管理業務の到達点に見合う現実的観点と同時に長期的学園管理政策を展望する観点からの展開が要求されている。

2. 管理政策の重要性と位置づけ

① 大学の使命と管理政策の重要性

(1) 八〇年代以降の学園創造をめざして、本学は憲法と教育基本法に基づく、平和と民主主義の教學理念を堅持して、真に国民的要請に応えうる研究、教育機関としての大学づくりをすすめる、社会的要請に耐え得る力量を備えた学生を送り出す社会的責務を担っている。研究と教育の実践的統一と、それを支える施設、設備条件にわたる民主的管理体制の確立は、新しい教學創造と大学の自治の発展をめざす上で、不可欠の要素となつてゐる。

(2) 大学は学問研究と教育の場であり大学がその体制、施設、条件の充実に図るのは、大学本来の目的を達成するためにほかならない。今日の私学危機の一層の進行のなかで、教學を優先する立場での財政運営の原則の堅持と、教學を支える観点での資産管理はますます重要な意義を持つてきている。

② 重要性に基づく管理業務の位置づけの明確化

(1) 教育環境の保持
研究、教育の場である大学で、それを支える施設、設備、条件の整理、維持、管理

(2) 大学の自治擁護と民主的管理の徹底

全大学構成員の研究、教育、その他の諸活動を保障し、大学の自治擁護と発展を支える民主的管理の徹底

(3) 地域社会との協力関係の確立

国民のために開かれた大学として地域社会の支持と理解を得て、地域と共に発展をめざす協力関係の確立をすすめる窓口

二、管理政策確立の方向性

1. 管理業務の在り方

(1) はじめに——とりくみの歴史

① 本学における学園管理業務の歴史の変遷は、昭和四十六年四月の「現業職員の勤務体制改正」による現業職種の一本化、すなわち、守衛、作業員、建物管理人、寮職員の職種の統合、勤務条件の統一、勤務内容の明確化、責任体制の確立をめざす制度改革、および昭和四十七年四月の清掃婦の職員化を経て、昭和五〇年七月機構改革による管理課への業務移管を行ない、その後、今日に至つてゐる。

② これらの業務改革の推移の背景にあつたものは、本学が戦後急速に発展、拡大するなかで、現業職種内、職種間に勤務条件の違いと、業務の交錯による諸矛盾が生じ、大学の発展段階に応じて、時々に対応する形できめられてきた勤務条件の違いなどからくる少なからぬ混乱であつた。

昭和四十六年の現業職種の本体化は、現業のそれぞれの職場でもつてゐる矛盾の解決を、一揆点実現を目指す過程のなかにあつても、一歩でも改善するためのとりくみとして、またこれによって、教職員の連帯強化を意図したものであつた。

③ 本学は学園の民主的改革を通して学園体制の整備を進めてきたが、わけても、大学の自治における職員の位置づけの明確化は大きな歴史的意義をもつてゐる。すなわち、職員は主要には、研究、教育の条件設定者として、直接それを担当する教員とは職務上の違いはあつても、大学の構成員として、教學の一翼を担う者としての役割の明確化であつた。

この観点から、研究、教育条件の整備と環境整備を担う現業職員の位置づけも、分担する業務区分は異なつてはいるが、事務職員と共に教學を支える重要な構成員であることを明確にしたのであつた。

④ これらのとりくみは、七〇年代の中教審、私財法路線による私学への締めつけ強化と、大学への国家統制のくわだての強化に抗し、真に研究、教育の自由を守り、大学の自治を発展させるために、学園民主化を一層推進し、教員、職員、学生がそれぞれの役割をになうなかで、

大学の在り方を決意的に方向づけるものであった。

現業一本化は、職員職場における職場会議の制度化・充実、部課長制度改革など一連の民主的改革のとりくみのなかで、大きな前進をみたものであった。

(2) 今日までの到達点

① 集団化、共同化の推進

昭和四六年の「現業職員の勤務体制改正」（いわゆる一本化）は、現業職員が研究、教育の場における施設、設備の保全と環境整備およびこれに伴う諸業務を主たる役割として担うという位置づけをした上で、以下の四つの柱にもとづく改革であった。

すなわち、第一に、近接職種の統合による少数職場の集団化、共同化をはかること、第二に、労働条件の統一により、業務の集中化、総合化を進めること、第三に、職務内容の明確化により、業務の共通化、現代化を促すこと、第四に、責任体制の確立により、自主性と民主性を伸ばす態勢をととのえることであった。

業務改革後九年を経た今日、これらの指標に照らしてみると、現業一本化が職場の集団化、共同化、管理業務の整理とレベルアップを推進し、同時に、事務、現業各職務の整理と両者間の有機的連関性を前進させる大きな推進力であったといえる。

② 学園の発展とともに、規模の巨大化、機構の複雑化がもたらされ、ここから、職務領域の拡大と、職務内容の高度化が進行した。そして、これに対応する管理課の独立課題が必然化し、昭和五〇年、管理課独立体制を確立した。

これにより、第一に、従来から追求してきた職場の集団化、共同化がなお一層前進したこと、第二に、管理業務の一定の体系的整備が進められたこと、第三に、業務の整備を通じて、専任職員職務の明確化により、一定業務の業者移管が可能となったこと、などが推進された。

③ 職員資質の質的向上

こうした歴史的とりくみと、集団化、共同化の前進の上に立って、

専任職員が職務内容の高度化に耐え得るよう、自覚的に資質向上にとりくみ、管理業務の意義の理解を深めるなかで、業務課題に積極的にとりくみ、これを前進させてきた。

今日、学舎管理職員は、自学自習、集団研修、教職組による政策づくりなどを通して、変化する大学に対応した新しい管理業務の確立と管理職員像の創造に向けて、大きく前進してきている。

(3) 到達点の上に発展させられるべき今後の方向性

① 専任職員による管理業務の一層の充実

大学が社会的使命を果すうえで、その機能を施設、条件面で支える管理業務が学園固有の業務として不可欠かつ重要なものであることは論をまたない。とりわけ、民主的な管理、運営に真正面からとりくんでいる本学の場合、それは民主的な力量にうらうちされた専任職員集団によってこそ支えられるものである。

本学の場合も、慎重な検討のうえに、一定の業務分野の業者移管、外注化を行なってきたが、これはあくまでも上記の専任職員集団の存在を前提としてなりたつものである。この点を改めて再確認し、上述した到達点のうえにさらに集団化、共同化、自己啓発などにつため、管理業務の一層の充実をはからねばならない。

② 上記①の上にたつた「近代化、合理化、機械化」の現実的追求

営利を追求しない大学の場合、業務のいわゆる「近代化、合理化、機械化」は相対的に遅れをきたしている。これに含まれる否定的側面を抑えつつ、本学の到達度にふさわしい追求を行なうことは、現在、一つの課題にすえるべきであろう。学舎管理業務の場合、守備範囲が広範であること、業務が個々に切りはなされ、系統性の面で困難な条件にあること、待機業務的要素をもっていること、業務そのものとしては、一般企業などと多くの共通点をもつこと、その他などから、この課題はとりわけ重要である。

業務の重点設定と大胆な整理を、マニアルやタイム・スケジュールといった近代的管理手法の一定の駆使によって「近代化」をはかるこ

と。専任でなければならない、あるいは専任でありたい業務を民主的管理、運営にふさわしい視点で整理し、業者移管や外注化などを含む「合理化」をはかること。

単純なものから、一定複雑なものをふくめ、管理機器の有効な活用などにより、「機械化」をはかること。これらは、いずれも、上記①にのべた、専任職員集団業務の一層の充実のために、早急に追求されねばならない課題である。

③ 系統的職員研修などによる力量の向上

単に規模の巨大化、機構の複雑化にとどまらず、大学の研究、教育の発展、大学をとりまく社会状況の変化などから、これを支える専任職員集団の力量、資質の向上が強く要請される。系統的職員研修の強化、自学自習、業務の集団化・共同化を通じて日常的な民主的経験の積み上げなどにより、総合的力量的向上をはからねばならない。

2. “在り方”の上に立った具体的業務の整理と政策化の方向

(1) 高い水準の職員集団の確立

一 提点の完成という物的条件の完成のもとに、八〇年代の教学創造を進めるにあたり、これらを支える管理業務においても、新しい到達点に見合った高い次元での職員集団の確立が要請される。すなわち、発展する大学の管理業務の意義の高度な理解と、それを担う専任職員としての自覚に基づく積極的姿勢の確立が要請される。それは、日常的管理業務において、デスク・ワークから、現業的職務に及ぶ業務をトータルに消化し得る力量を備えた職員集団の確立をめざすことである。

集団化・共同化を基軸にした業務遂行体制の整備、確立と、事務、現業各職務の協力関係、および両者の有機的連関性を軸とする委託業者の指導、点検、管理など、管理業務の新たな段階における役割を担う自覚的職員集団の確立が不可欠の前提となっている。

一 提点完成に伴う定員再配置問題を考えるとき、これらを前提とした管理業務における新しい定員体制の検討を進めねばならない。

(2) 具体的業務の整理（体系化）

① 現在ある業務の系統性ある整理

(イ) 窓口渉外業務（日直業務を含む）

- (i) 大学案内、外来者案内、交通整理
- (ii) 近隣対応

(ロ) 内部管理業務

- (i) 大学機関、構成各バート室の鍵の貸出点検および管理
- (ii) 施設貸与とこれに伴う庶務的、渉外的業務
- (iii) 防災機器管理と緊急時対応

(ハ) 学舎、キャンパス保守、管理業務

- (i) 学舎点検、備品点検（予防、使用管理、資産管理）
- (ii) 清掃、植栽、除草

- (iii) 自転車、バイク、車両の整理

(ニ) 保安（含宿直）業務

(ホ) 運搬、設置、営繕業務

(ヘ) 上記に伴う事務

② 上記(1)の上にたった専任職員業務の整理と「合理化、機械化」の計画的実践

(イ) 上記①(イ)～(ヘ)の相互関連をふまえ、管理業務における専任職員業務の系統性ある整理、統合、業務の標準化とシステム化をはかると同時に、専任職員として担うべき業務の明確化をはかる。例えば、相対的独立性を持つものとしての窓口渉外業務、宿直・夜間保守業務の整理、夜間変則勤務体制の合理的再編など。

上記の他、他部課との関連を重視しながらすすめる必要がある。

(ロ) 機械化の追求

科学的管理体制を追求し、合理性と採算の接点をふまえ検討する。

(ハ) 業者移管の追求

既に業者移管した業務もあるが、これらも含めて、上記した今後の方向性で示した基本に添って整理を行なう。とりわけ合理性と採算の接点を重視して追求をすすめる。現在考えられる移管対象業務

は、清掃、植栽（含除草）、交通整理、夜間保守、その他であり、技術的には専門職に属するもの、ならびに専任職員の補助的業務となろう。

③ 新部構想を含む新たな体制との関連

財務部体制（現財務課、会計課、施設課、管理課、長計事務局の四課、一事務局）再編の検討は、一拠点の完成とその上にたった八〇年代の学園づくりにとつて、一つの急がねばならない課題としてある。

これらの検討に伴い、現在、施設、管理課が担当している建設、調達、保安、管理等の業務分野は、財務課など他部課業務との関連も含め、整理、再編されることも考えられる。管理業務の具体的整理（体系化）は、こうした条件も視野に入れて、行なわれねばならない。

(3) 年次計画による現実的条件に即した政策化

① 上記してきた課題（2-1）、(2)は、具体的に政策化されなければならない。その際、ふまえられなければならない視点は下記の点である。

(i) 現業一本化から管理課独立体制など、これまで志向してきた管理業務の諸課題（集団化、共同化、民主化、整備と高度化など）を一層発展させる歴史的な整合性をもつものでなければならないこと。

(ii) 現在の職員数や年令構成、職務内容や他部課職務との関連性、さらには、社会的条件、その他といった現実の条件をふまえたものでなければならないこと。

(iii) 一拠点完成と今後の学園創造という新たな到達点に見合うものでなければならないこと。

② 従つて、今後更に議論すべき多くの問題を残しているというべきであり、これの実践は、一定長期のインテグラルを持った年次をふまえた計画的なとりくみとしなければならない。

三、管理政策の当面する問題とその対応

五六年四月からの体制確立に向けて

1. はじめに 対応の基本的視点

① 上記一では学園管理政策の必要性と重要性について確認した。この位置づけに基づき、二においては、これまでのとりくみの総括の上に、管理政策のあるべき方向性を追求してきた。

ここでは、その基本に齟齬矛盾しない方向で、当面する問題への対応とその他の体制の確立を追求することとしたい。

② 当面する問題とその対応、そのための当面五六年四月（来年度）からの具体的体制確立にあたって、基本的にふまえるべき視点は、下記の点である。

(1) 一拠点実現のメリットを最大限に生かす視点からの追求

一拠点のメリットは、総合学園としての機能の充実をえることと共に、二拠点分断による物理的な無駄の排除である。こうした観点から、管理課業務および他部課所属の管理業務について検討することが必要である。

(i) 管理課業務の質的量的強化

(ii) 他部課所属の管理業務の強化

(2) 一定長期となる方向性に見合う現実的な視点からの追求

上記二の基本方向に添った具体的政策化とその実践が、一定長期のインテグラルをもたざるを得ないことは、上述のとおりである。従つて、当面する対応と体制は、短期的なものとして、相対的に独自のものとして、検討されなければならない。しかし、同時に当面する問題点の認識と、それへの対応が、長期となる方向性へのベースになることは論をまたない。従つて基本の方向と、短期的な課題を結ぶ現実的な視点からの検討が必要となる。

(i) 業務の時間的な見直し—管理業務上、最も重視しなければならない時間的な守備範囲は、何よりも学園が生き活きと動いている時間帯にあることを改めて再確認すること、この上にたつて、

※昼間業務の見直し—ここでいう昼間業務とは、上記した学園が動いている時間に属する業務を意味し、二部をもつ本字の場合、朝、昼はも

ちろんであるが、二部が活動を停止する午後九時三〇分程度までは、これに入るものとしなければならない。

・昼間業務の系統性、計画性ある遂行。

・とりわけ、受付業務の重要性の再認識。

・受付業務と日、宿直業務との相互関連上の整理。

※夜間業務の見直し―昼間業務に対し、午後九時三〇分程度以降に属する夜間業務についても再整理し、重視しなければならない。

・宿直業務と夜間保守業務の各内容がもつ機能を整理し、これによく見合う合理的な体制を検討する。

・宿直業務と日直もしくは、受付業務との相互関連上の整理。

(ロ) 業務の施設領域への見直し―キャンパスとその周辺はもろんであるが、セミナーハウスや平野会館といった関係施設についても視野に入れること。

(ハ) 業務の質的な見直し―「近代化、合理化、機械化」を具体化するための専任職員職務の見直しを行なうこと。

(3) 労働条件の改善をはかる視点からの追求

2. 当面する問題と対応

(1) 昼間業務の計画的遂行について

学舎、キャンパスの保守・管理の昼間業務において、従来、系統的、計画的に取り組み得なかつた弱点を克服すべく、学舎、備品点検その他の昼間業務相互の関連において、業務内容の整理とマニュアル化をはかると同時に、日・宿直業務の関連における相対的独立性の追求のなかで、受付業務の整理強化、宿直業務と夜間保守業務の整理、夜間勤務体制の合理的再編などを行ない、一定の昼間業務専念体制をとるにより、学園が活動する時間帯を通じての業務体制の強化をはかる。

(2) 受付業務のレベルアップについて

窓口涉外業務（大学、外来者案内、近隣対応、その他）と内部管理業務（大学機関、構成各パト室の鍵の貸出点検および管理、その他）を柱にして、業務内容の整理とマニュアル化を行ない、正門受付業務との

関連も整備する。防犯、防災機器、非常時における連絡など、全学の情報集中システムが確立することにより、業務のレベルアップをはかる。

そのための責任が持てる常駐体制の確立と施設上の改善をはかる。

正門の受付業務は主として交通整理であり、業者委託可能な業務であるが、正門・表玄関というイメージもあり、当面それに見合う体制の確立が必要である。

(3) 修学館関連業務の整理について

受付業務内容を基礎文献資料室職員との協力下において明確化すると同時に、西入口に受付を設置し、受付、保安体制の強化をはかる。

(4) 宿直体制の改善について

(イ) 防犯、防災機器の採用、門、フェンスの新設など、施設、設備面の改善、非常時における連絡体制の確立などにより、夜間緊急体制の再検討を行ない、宿直業務と夜間保守業務の整理を行なう。

(ロ) 継続性重視に基づくA・B勤の改善を行なう。

(ハ) 休日時、深夜手当の改善を行なう。

(5) 関連する部課との共同化の推進について

(6) 委託業者に対する指導、管理体制の強化について

3. 上記に見合う具体的体制と改善点

(1) 現員を基礎とした新体制

(イ) 全般にわたる考え方

a 一名の他部課配転―体育課学舎管理体制の強化のため配転（四月配転 男子一名）

b 修学館受付業務の再編

再編の意義

修学館受付業務は、研究諸施設の管理運営の一業務として位置づけ、研究事務体制のなかで行なうとの考え方もあり、歴史的経過から現在の管理課業務との接点にある問題もある。

八一年度において修学館研究体制が整備されるなかで整理しなればならない。当面管理課業務として下記内容業務をおこなう。

業務内容

外来者及び学生に対する受付（東西入口）

修学館地下共同研究室利用受付、準備室（湯沸室）の管理

午後四時三〇分以降、基礎文献資料室利用者に対する鍵の授受

c 施設課印刷体制

一名、固定化職場への対応として、複数の学舎管理職員が印刷業務を習得しておき、施設課学舎管理職員が長期病欠、年休時の補充、配転等が可能な体制を用意する。

(ロ) 上記(イ)を含めた男女別体制

a 男子の体制

一 二名 三班 四ヶ月ローテーション体制

昼間業務専念一班 四名

宿日直業務 二班 八名

三名 昼間業務専念—正門受付男子

二名 時差体制、施設課印刷体制強化の要員を含む

b 女子の体制

三名 中川会館受付

二名 修学館受付

四名 昼間業務専念（個人研究室清掃、教職員会議室等の諸施設

の清掃、電話料金回収、その他）

(2) 新体制に基づく具体化

(イ) 昼間業務の計画的遂行—学舎、キャンパス保守、管理業務、運搬、

設営、営繕業務等

① 昼間業務可動人員数

男子一〇名 女子四名

② 昼間業務体制の核は系統性追求のために三班体制の一班をあてる

③ 正門受付は、昼間業務専念者七名（六名）でローテーションを組む

(ロ) 受付業務

① 中川会館受付

午前八：三〇—午後八：〇〇 専任二名 女子三名時差体制

午後八：〇〇—一二：〇〇 専任男子夜勤者一名

午前〇：〇〇—午前二：〇〇 業者一名

② 正門受付

午前八：三〇—午後八：〇〇 専任男子一名と業者一名

午後八：〇〇—午後一〇：〇〇 業者一名

③ 修学館受付

開講期間中

月—金 午前八：三〇—午後八：〇〇

土 午前八：三〇—午後三：三〇

開講期間以外

月—金 午前八：三〇—午後四：三〇

土 午前八：三〇—正午

開講期間中、時差体制をとり、専

任女子二名、昼間業務専念者、基

礎文献資料室職員でローテーショ

ンを組む、アルバイト一名

(ハ) 宿直体制

① 基本的に八名体制を維持する。

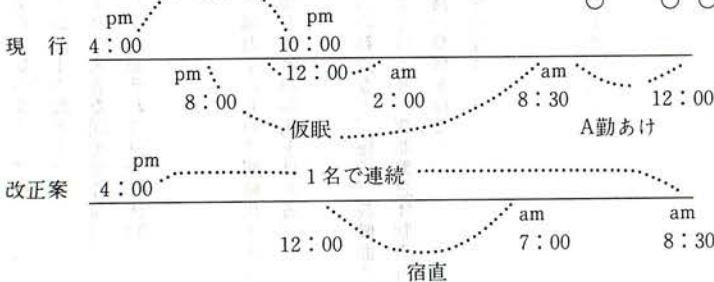
昼間業務専念者四名を加えて三班

年間ローテーションを組む。

② 宿直業務改善のためにA・B勤

を連続勤務とし、夜勤翌日の午前

中勤務を廃止する。



③ 深夜手当の改定

現行 平日午後一〇時より仮眠時間午前二時まで四時間支給

休日午後一〇時より一〇時三〇分まで〇・五時間支給

改定案 平日、休日とも午後一〇時より、一二時まで二時間支給

平日は一二時より宿直になるよう条件改善を行なうと同時に、休日については利用実態に合せた。

(二) 関連する部課との共同化の推進について

総務、学生、教学、学務、施設各課と日常的な連絡を強化する。

(ホ) 委託業者に対する指導、管理体制の強化について

管理業務の近代化、合理化、機械化を推進しながら、同時に専任職員の研修の強化による力量向上をはかり、各業務の整理再編を行なうなかで、業者に対する指導強化をはかる。

以上

〔注・資料四四三「現業職員の勤務体制改正について」参照〕

七二 OD問題と大学院教学 ☆

〔一九八一（昭五六）・六・六 大学協議会〕

はじめに

一九七九年全学協確認は、大学院教学の改善の一環として、OD（オーバー・ドクター）問題解決へむけて大学院委員会のなかに「OD問題特別小委員会」の設置を提起している。この文書は、全学協確認に基づいて組織された一九八〇年度「OD問題特別小委員会」が、文部省、日本学術会議、諸大学、院生協議会、全国院生協議会等および立命館大学教学部の膨大な資料を調査してまとめ上げたものである。大学院関係の資料は入手参照が困難であり、特に私立大学のそれは資料じたいが存在するか否かさえ十分に確認できなかった。時間と力に制約されて、分析もかならずしもいきとどいたものにはなっていない。にもかかわらず、OD問題について系統的に調査した文書が多いとはいえない今日、この小冊子も存在の価値をもつものと信じている。

OD問題は、その発生の原因も、また抜本的解決策も、基本的には国の文教・科学技術政策に根ざしている。立命館学園だけの努力が解決に寄与しうる程度はきわめて限定されたものとならざるをえないだろう。だが、立命館学園のとりくみによって、全大学人によびかけ、国民運動の形成のために一定の役割をはたすことは可能である。そのためにまずなすべきことは、OD問題の理解を学内にひろめ、強力な関心をよびおこすことであろう。この文書はそのための参考資料として作成された。活用を希望する。

I OD問題の現状と対策

一、OD問題の発生と現状

大学院博士課程後期課程に三年以上在学した後、就職の意志をもちながら定

職を得られないまま、研究を続けている人たちが大量に発生しているというのが、いわゆるOD（オーバー・ドクター）問題である。したがってODには、博士課程の修了者とともに在籍者もふくまれることを注意しておこう。学校教育法によれば、大学院は「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」ものであり、また大学院設置基準によれば、博士課程は「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」ことになっている。自立した研究能力を発揮する機会を得られず、文化の進展に寄与する可能性をはばまれたODの大量発生は、ODとなった若い研究者じしんの不幸であるにとどまらず、大学院の存在意義にかかわり、また日本の高等教育と学術体制の将来にとつて重大な問題をはらむものといわざるをえない。大学院修了者のおもな進路は、大学・短大等の高等教育機関及び研究施設、国立試験研究機関、民間企業及びその研究所、そして前後期中等教育機関等であり、とくに博士課程修了者のほとんどはある時期までは大学教員となるのが普通であった。この傾向は戦後学制改革による新制大学の出現、及び高度経済成長と進学率の向上、ベビー・ブーム世代の進学等を背景とした大学の新增設・拡充によつて可能となったのである。

しかし一九七三年「石油危機」以後の低成長政策、大学進学率の頭打ち傾向、大学新增設・拡充の抑制政策により、大学教員の需要はいちじるしく減退した。またここ当分は、戦争の影響による研究者の空白のため、大学教員の停年退職者が少数となるので、この面からもODの進路がせまくならざるをえない。他方、ODの母体である大学院はこの期間とくに高度成長期に拡充されてきたので、累積されたODの就職は一層困難におちいりつつある。ODの全国的な数は、文部省の調査によれば、一九七四年の国立一、八五八人、公立二七二人、私立一、一七〇人、計三、三〇〇人（同年一月現在「我が国の学術」より）が、一九七九年には国立二、三三一人、公立二五一人、私立一、四一三人、計三、九九五人（同年二月現在「一九八〇年四月一六日付、文部省国会提出資料」より）と増加し、さらに増勢をたどりつつあることは明らかであり、就職への就職について、国公立大学よりも不利であるとされてきた私立大学にお

けるこの傾向が一層深刻であることは確実である。

ODになると、日本育英会の奨学金は切れてしまい、貸与終了月の翌月から数えて六か月を経たときから一年以内の二月または六月に第一回の返還が始まる（研修・研究生は、毎年ごとに返還猶予を願出ることによって通算五年を限度として返還猶予される場合がある）。日本学術振興会の奨励研究員その他のPDFとなつて奨学金の支給をうける者はきわめて少数であり、大部分のODは生活費も研究費も自前でまかなわなければならない状態となっている。ODのいわゆるアルバイトが研究とかかわりのある非常勤講師等の場合はまだよいが、その多くは家庭教師や塾講師及び雑多な労働となっている。不利また不安定なアルバイトで生活をささえていく結果として、研究時間が縮小されていく。ここに経済生活と研究の両面にまたがる困難がたちふさがるのである。博士課程の修了時、現在の学制では最低二七歳になつており、日本の社会では、経済的自立が当然とされる時期であつて、家庭からの援助は、通常、期待されない。またこの年齢層は結婚適齢期でもあるので、以上の条件にさらに結婚に伴う生活問題によつて研究生生活の困難が加重されていく実例が多い。

このような状況のもとでODの中には、研究継続をあきらめて方向転換をはかる者が出現している。この場合、人生のもっとも充実した時期における努力が有効に生かされない結果になりがちである。辛うじて研究を継続した場合でも、就職に有利な条件を整えるため、困難なテーマに取りくんで高い研究成果をあげるよりも、早くまとめることのできるテーマを選んで論文の数をとのえるという安易で迎合的な研究が多くなる傾向も見られる。このような状況がひろがっていくならば、将来の日本の学術研究がおそるべき荒廃におち込んでいくことを予想せねばならない。

OD問題の具体的なあらわれ方は、学問の性質と研究・教育組織の部門によつて、それぞれの特色をもっている。が、いはいえ、わが国の科学技術政策の貧困とその背景をなす経済の高度成長政策の影響及び大学増・新設の内容に規定されて、理学部等の基礎科学部門でODの滞留がもっとも著しく、農学部系も同様な傾向を示す。つづいて工学、社会科学、人文科学系、教育学系となり、薬学・医学系がつづく。しかも学問の分野によつてはOD層が研究の体制

と業績の上でもっとも大きな比重をしめている部門があり、とくに自然科学・工学分野ではその傾向が顕著である。

二、OD問題と大学

既に述べたような学校教育法や大学院設置基準の大学院に対する規定は、結局、大学院を研究者養成のための機関としていい。大学院修了者は研究者となることを期待されて当然なのである。さきにふれたように事実としてある時期までは大学院修了者の相当部分が大学を中心とする研究・教育機関に就職し、そこで研究を継続しえたのであった。戦後直後のいわゆるベビー・ブームの時期に出生した年齢層が大学進学期に成長したころは、経済の高度成長を背景とする大学進学率向上の時期とかさなつたため、国公私立の大学の拡張・増設・新設が急激に進行していき、したがって大学教員の需要も相応にあつたので、OD問題は顕著にならなかつた。だが高度成長政策が破綻し、「石油危機」が到来し、大学進学年齢層がピークをこえたころから、医科系を除く大学の増設傾向はとまり、政府は一九七五年には、「昭和五十六年三月三十一日までの間は、大学設置審議会及び私立大学審議会の意見を聴いて特に必要があると認める場合を除き、私立大学の設置、私立大学の学部又は学科の設置及び私立大学の収容定員の増加に係る学則の変更についての認可は、しないものとする。」（私立学校法 附則第一三項）に基づいて大学の増設をむしろ抑制する政策を打ち出していった。大学新設の中で大学院も新増設され、院生の総数も増加したところで、このような情勢となつたから、大学教員の需要の減退とODの急速な増加がもたらされることとなつたのである。

大学院が研究者養成の機関であるということは、大学院の母体である大学にとつて、大学教員の後継者養成の役割が期待されるということにはかならない。大学の存在が、進歩・流動してやまない学術研究の成果に基づく高等教育に意義をもつものである限り、たえず教員スタッフの新陳代謝が必要とされる。これまでの大学では、主として停年教員の補充という形で行なわれてきた。しかし戦争の影響によつて一九二〇年前後出生の大学教員数が特に少ないという事情のため、当分、停年に伴う補充は少数にとどまり、若手・OD層の採用

の機会もいたつて限定されざるをえない。この点の打開には大学教員の定員増が必要であるが、国立大学（医科系を除く）教員および国立研究機関の研究員の定員は、総定員法の枠できびしくおさえられ、特に基礎科学部門はまったく据置かれたままである。一見、新設大学にみえる筑波大学等の例でも、実際は東京教育大学の廃学によるスクラップアンドビルド方式である。私立大学では、私学助成の進展とともに一度度教員が増員されてきたが、後で述べるように、私立大学の教学条件は依然として劣悪であり、またその財政事情からしても教員の増員がOD問題の解決策に影響するところまでには至っていない。

この情勢を打開するための積極的な措置がとられないまま推移していくならば、停年に達しつつある一九二〇年前後出生の教員数に見合う少数の補充がなされないことになり、その欠員をうめる新しい世代の教員も少数にとどまることになる。将来の大学教員の構成において、一定の年齢層がきわめて薄くなるか、あるいは大学教員の年齢構成が順送りに高齢化していくことが必至である。このことが日本の将来の大学における教育・研究並びに学術体制におよぼす影響は甚大なものとなるといわざるをえない。

三、OD問題と文教・科学技術政策

いまでもなく、以上のようなOD問題解決のための方策は、問題発生の根源を究明するところから出発しなければならぬ。

今日、日本の大学は短期大学を除外しても、総数四四六校（文部省学校基本調査・一九八〇年五月一日現在）、学生数一、八三五、三〇四人（文部省学校基本調査・一九八〇年五月一日現在）となつた。大学進学者は既に同年年齢層の約三割に達している。このような大学の大衆化現象は、大学教育を受けることがすでに広はん国民の要求になつていゝことをしめすが、その背景としていゝわゆる経済の高度成長による社会構造の変化があつたことを指摘しなければならぬ。また、このような高等教育の大衆化それ自身が急速な経済発展を可能とした要因でもあつたことは、しばしば指摘されるところである。政府機関や中教審等もこのような経済成長政策や経済発展の予測と関連させて、文教政策・大学政策を推進してきたのであつた。しかしその内容は、基礎科学を軽視し

て当面の経済成長と直接に結びつく専門分野に偏重するという強い傾向をもち、しかも安上りの経費で数おおくの大学を急造するというものであった。科学技術政策もまた特定の産業と関係の深い分野だけを厚く助成する方針をとり、全学問分野の均衡ある発展を志向しなかった。文教政策と科学技術政策は、貧困かつ無計画性の特徴とするものであったといわざるをえない。

現在の大学院は大学を基礎として成立しているから、大学の数がふえるにしたがつて大学院の数もふえ、院生も増加してきた。だが既に述べたように国立大学の教員定員は極力抑制され、特に最近の財政事情のもとでの行政改革志向によって、将来の教員増もまったく見込めない状態にある。他方私立大学では公費助成の進展によって財政の若干の改善を見るに至ったといえながら、最近にいたって増勢が停滞し、助成の前途は容易でなくなりつつある。私立大学における教員対学生の比率は一九八〇年でなお一対二八にとどまり、国立大学における教員対学生の比率（一対八・五）との間に大きな隔差をのこしたままである。この私立大学の劣悪な教学条件の改善、教職員の大増員を可能とする積極的な計画は、文教政策にも私大助成の方針でもまったくかえりみられなかった。

以上から結論できることは、国の文教政策が、国民の大学教育、大学進学への要求にこたえるための計画性を欠き、科学と教育の各部門の均衡ある発展と後継者養成の方針をもち合わせていないことであり、科学技術政策がその時々産業界の動向に即応するだけで、基礎科学部門の充実を含む長期的展望をしめしていない事実である。

OD問題の抜本的解決は、問題の生じた根源の是正、すなわち文教政策と科学技術政策の転換に求めるほかはない。特に私立大学における教員数と学生数の比率を改善するために、私立大学に対する公費助成の飛躍的な前進が必要である。

四、OD問題の解決と諸運動

OD問題の抜本的解決が、文教・科学技術政策の転換によるほかないとすれば、その実現のためには、強力でねばり強い、長期にわたる運動によらな

ければならないことは明らかである。しかし、OD問題にとつてただ抜本的解決だけが必要なのではなく、当面または応急的に改善をせまられている深刻な問題も多い。ODは日本育英会等の奨学金支給の対象とならないだけでなく、逆に奨学金返還がはじまり、ただでさえ苦しいODの経済生活が一層脅かされることになる。日本育英会に要求してOD期間の奨学金返還の猶予を実現することは差しあたつての急務である。さらにODの研究生活の継続を保障するために日本学術振興会の奨励研究員をはじめとするPDF制度を拡充し、援助の必要なODのすべてに及ぶようにつとめなければならない。その他ODに対する就職斡旋、共同研究・研究プロゼクトへの参加保障をはじめ、さまざまな施策が必要とされる。

このような当面の改善策もみな文教政策とかわり、文部省をはじめとする政府機関への要求となる性質をおびている。財政ひきしめ、補助金見直し、行政改革の声の高い今日、このような当面の要求を実現することも大変に困難を伴ふことは明らかであり、いわんやOD問題の抜本的解決をめざすならば、それをささえる壁をのりこえるためにさらに巨大なエネルギーを必要とすることが明白である。

このような取り組みはこれまで主として国公私立各大学の院生自治組織及びその連合体である全国大学院生協議会（全院協）の問題提起と運動によって推進されてきた。院生を主要な構成要素とする若手研究者団体連絡会もまた主要な役割をはたしてきた。このような動向をうけて若干の大学（京大、立命館大等）でOD問題の組織的検討と改善方策の研究がなされてきた。文部省側では大学局から出された大学院問題懇談会の「大学院改善・充実について」（一九七八年）がその問題にふれた唯一の公式文書である。日本学術会議はこのような動向をうけて、学術体制委員会が検討に取り組み、「わが国の研究者養成過程における問題点」（一九七九年）と「研究者養成に関する要望」（一九八〇年）の二文書を公表してOD問題の解決促進をはかった。ほかに若干の科学者団体に関心をしめしてきた。このような動向が存在するにもかかわらず、問題を国民各層にうつたえ、その理解を基礎として政府機関に働きかけて解決策を講ずるといふ国民運動の展開にはほど遠い実情にある。

このような情勢の下で一步の前進をちうるためには、まず大学を構成する大学人各層（教職員、学生、院生）がそれぞれの立場において問題を把握し、教職員組合、学生運動、院生運動のおの独自の立場での運動を展開すると同時に、それらの運動を強力に統一しつつ横へひろげ、国民的な運動に発展させていく必要がある。その際、大学教職員組合、学生自治組織、院生自治組織が私学分野でなお十分に組織されていない現状に注意をはらわざるをえない。また大学相互、特に私立大学の機関やその連合体がこの問題を取り上げる機運を促進することも重要な課題となる。

II 立命館大学とOD問題

一、立命館大学におけるOD問題の経過と現状

立命館大学においてODの存在が顕著となったのは一九七五年ごろからといえる。それまで五人前後でしかなかった全研究科のODは、同年で八人、以後うなぎ昇りに増加して一九七九年で二十九人、八〇年で二十八人となった。八〇年度の教務課調査によると、その七〇％が二九―三二歳の年齢であり、ほとんど三〇歳代前半に達している。うち四五％は配偶者を有し、三五％は子供を有している。さらにODの八〇％はアルバイトで生計をたてており、一週間一〇時間以上就労する者が七〇％をこえる。OD自身が主たる家計の支持者である者が五五％に達している。彼らの全員が大学教員への就職を希望しているが、就職の見通しをもちえていない者が四五％にのぼっている。一九八一年四月現在のODは法―三人、経済―六人、経営―五人、社会―八人、文―三人、理工―四人、合計二十九人になり、このままの情勢が続けば、ODが累加し、問題がさらに深刻化することが予想される。ちなみに一九八〇年度のODの中で、大学教員その他の定職に就いた者は五人であった。

二、立命館大学の教学政策とOD問題

立命館大学大学院委員会は、一九七六年五月の「立命館大学大学院の現状と課題」においてはじめにOD問題を取り上げ、特に当面の就職問題の重要性を

指摘し、続いて一九七九年六月の「立命館大学大学院改善要綱」はODに関し、就職開拓・非常勤講師幹旋・研究指導の持続・研究生・研究条件の保障の各項について対策と措置を明らかにした。さらに一九七九年二月の「大学院の現状と課題―七九年大学院改善要綱を豊かにするために―」においては以上の観点に立ってさらに生活・厚生援助が約束された。このような経過をへて一九七九年度全学協議会確認（一九八〇年一月二―三日）において、OD問題の抜本的解決へ向けて全学的な運動形成をめざし大学院委員会のなかに「OD問題特別小委員会」を設置すること、また学内における過渡的対策として、奨励研究員（学内PDF）制度、非常勤講師の学内採用規程の改善・幹旋、就職開拓、研究指導と研究条件の保障、一定の経済的援助が実施されることになったものがある。

八〇年度からはじまった奨励研究員（学内PDF）制度は、ODに対し二年間、月額三万円の奨励金を給付するものであり、八一年三月現在六名のODが奨励研究員となっている。またODに対しては研究生としての身分を賦与して、教員の研究指導が継続されている。OD一年目の者に対しては研究室の椅子・机等の使用が保障され、二年目からもゼロックス使用等の研究条件がみとめられ、研究会参加等も保障されている。学内非常勤講師への採用は、八一年四月現在で八名にのぼる。以上は大学がOD対策として取り組み、実現してきたところの概要である。

他方、以上の文書にも明らかなくとおり、大学院教学の改善、特に研究指導の強化と改善につとめてきた。院生の研究活動を援助するために、大学院施設の改善、大学院生図書費の増額、本学大学院奨学金、共同研究会補助制度を実施するとともに、研究発表の機会についても一定の保障（学会参加交通費等補助金、学会誌・紀要への論文掲載）を行なった。研究指導に際しては、博士課程修了時に論文・翻訳を一定数発表し得るように、具体的な目標を設定し、院生の努力を奨励した。すべてこのような大学院教学の改善は、院生の資質の向上と研究の進歩を促進することに向けられ、本学OD問題解決の一助となることを期待して推進されたのである。

OD問題が、大学教員の需給と密接に関係することは、前に述べたところである。立命館大学大学院が目指す「民主的研究者の養成」とは、「後継者ともなりうる能力を有する研究者」であることを内容としているが、その意味は「本学の教育研究の後継者という狭い意味でなく、広くわが国の学問・研究のレベルの後継者という意味」（「立命館大学大学院の現状と課題」一九七六年）であった。したがって立命館大学教員の定員数の推移は、立命館におけるOD問題解決策と直接に対応するものでないことは明らかであるが、広くOD問題と立命館大学とのかわりを考える上ではやはり無視できない。

立命館大学では一九七二年以降、計画的に教員増員計画を実施して今日に至った。その結果、七一年に二七六名の教員（助教以上）定員が、八一年には三四一名となり、二三・六%の増となった。現員でいうと七一年に二六三名の教員が、八一年に三三五名（助教以上）となり二七・三%の増となっている。この間の新任者（定員増によるものと停年等退職者補充によるものを含む）計一九一名のうち教授三二名、助教一六〇名となる。このように新任者における助教の比率がきわめて高いことは、立命館大学の教員構成が、全体としては高齢化する方向にはなく、むしろしだいに若年層の比重が高まりつつあることをしめすものである。このような教員定員増と若年者採用の方針が全国各大学にまでおよぶならば、全体としてOD問題解決の方向に作用することは疑いなくであろう。なお、一九八〇年における立命館大学教員の年齢構成をしめせば、六〇歳以上七%、五九〜五〇歳三〇%、四九〜四〇歳三三%、三九〜三〇歳三〇%となる。

三、OD問題の解決へむけて

既に述べたようにOD問題の抜本的解決のためには、文教政策と科学技術政策の転換が必要であり、それを実現するためには強力な国民運動の展開が必要である。われわれは国民のための教育と研究を創造する教学方針とかわって何べんかの国民運動の経験をもっており、特に最近の私学助成運動の取り組みは、ゆたかで貴重な内容をもっている。OD問題解決のための国民運動は、このような経験に依拠しておこなわれなければならない。

私学助成運動が広はん国民的支持をかちえた要因の最大のものは、私立大学に学ぶ学生の数がしめる国民のなかでの比重の高さである。戦後における大学の大衆化、大学進学率の向上がすすむ中で、全大学生数（一九八〇年で二〇万名（短大生含む、文部省学校基本調査・一九八〇年五月一日現在））の八〇%ちかくが私立大学に学ぶ学生なのである。他方大学院を併設している大学は、国公私立を含めても限られており、院生の総数は五三、二四四名（一九七九年・学校教育統計総覧）、OD総数は約五、〇〇〇名と推測される。博士課程を有する大学院ともなると全国四四四校の大学のうち一六三校（五六・一%）（一九七九年・大学設置審議会大学設置計画分科会「高等教育の計画的整備について」より）の大学にすぎない。このような事情は、OD問題の解決を国民運動にうったえる際の条件が私学助成運動の場合といささかこととなり、全大学の結果をめざすためだけでも相当の努力を要することを示している。まして国民各層に、日本の将来の学術研究のありかたとつらなる研究・教育機関の後継問題を理解してもらうためには、周到な説明とねばり強い努力が積み重ねられなければならないであろう。そこで決定的な意義をもつのは、大学院の存在が、国民にとって真に国民の要求と期待にこたえる内容の研究と教育を創造する場として認められ、評価されるか否かにかかっているといつてよい。

いうまでもなくOD問題は、単なる大学院修了者の就職問題ではない。ただそれだけとしてもそれはひとつの社会問題となりうるだろうが、すくなくともその解決のためにただちに国民運動が必要とされることにはならないだろう。それはあくまでこれからの日本の学術研究体制の問題、特にその中心であるべき大学における後継者の問題なのである。だからこそまず大学院を有しているか否かにかかわらず全大学にとつての問題であり、したがって大学が大衆化した現実における国民的問題となるのである。OD問題は国民の教育要求にこたえる大学をつくり上げる運動の一環として、はじめて国民的な関心事たりうるといつてよい。そのためには院生、ODの日常の研究内容と研究成果あるいは研究のための努力が単なる（自立的研究者）の域をこえて国民的要求にこたえるにふさわしい到達点にあるものとして社会に理解される必要がある。と同時に大学院を有する大学自体が、まずその責任で大学院教学の充実とOD問題の

解決のためにできる限りの努力をはらっているという事実についての社会的理解も必要である。

大学の問題が国民的運動に発展するためには、以上の観点に立って、院生、大学機関とともに大学を構成する大学人の諸階層が、それぞれに運動を展開してそれを社会にひろげ、目的意識的に運動を推進していかなければならない。その点でわれわれは公費助成運動の貴重な経験をかえりみる必要がある。公費助成運動の発展にとって大きな力となったのは、立命館においては一・二部学友会、院生協議会、教職員組合、生活協同組合がそれぞれ独自に強力な運動を展開し、それを背景として理事会、教授会もそれぞれに全国的な組織を動かすことができたからであった。OD問題についても、学友会、教職員組合、生活協同組合がそれぞれ連携を保ちながら独自の運動を組織し、それぞれの分野の全国的組織の運動にするようつとめる必要がある。図示すれば、次のような運動のあり方が考えられるだろう。

- 理事会↓私大連盟↓日本学術振興会、日本育英会、文部省
- 国庫助成に関する全国私立大学教授会連合
- 教授会
 - （国庫助成に関する私立大学教授会関西連絡協議会）↓文部省
 - 日本学術会議
- 教職員組合↓私教連↓日教組↓文部省
- 一・二部学友会↓全学連↓文部省
- 院生協議会↓全院協↓文部省
- 生活協同組合↓全国大学生生活協同組合連合会↓文部省
 - （日本生活協同組合連合会）

このような運動の展開を前提として、これらの連絡機関もはじめて意義をもつことになろう。

こうした運動を展開するにあたって、それぞれの分野の特質にしたがって、要求内容や要求項目にある程度のちがいや重点のおきどころがちがってくることはさげがたい。しかし、すくなくとも当面、共通して要求すべき具体的な項目がなんであるかは、予め整理され、なんらかの一致をみる必要がある。そこに到達するためには、まずもって、大学を構成する各層がそれぞれにOD問題を

を研究し、それが国民的教育要求にこたえる大学づくりにかかわる意義を十分に理解することが出発点となるべきである。このパンフは、そのための資料として活用されることを願って作成された。

以上

〔「オーバードクターの推移に関する資料」—省略〕

七二 事務体制の整備について ☆

一九八二(昭五七)・一・八 (学内) 理事会

はじめに

今回の事務体制整備の検討は、本学が総合大学としての発展のため長い年月をかけて果してきた一拠点実現を機に、当面する課題解決をめざした事務体制の整備強化をはかろうとするものである。

このため学内理事会は部門の長で構成する事務体制整備検討委員会(A委員会と呼ぶ)を設置し、整備案をまとめることとした。この委員会の作業過程で検討のための視点を定め、検討項目、方向を整理した上で、部課長会議内の同名委員会(B委員会と呼ぶ)で具体化のための作業を行なうこととした。

I 検討にあたって

1. 検討にあたっての視点について

検討にあたっては本学園運営の基本的立場を中心にした次の視点をふまえて一拠点以降の事務体制の確立を図るものとする。

(1) 学園の民主化、大学自治の確立の到達点をふまえたものであること。

本学園は戦後一貫して平和と民主主義の教学理念を堅持し、国民の要請に応える教育・研究の発展をめざしてきた。このため全構成員によって学園の民主化を歴史的に前進させてきた。それは、①学生、教職員の自主的、民主的諸活動の尊重、保障、②総長、学部長選挙への学生参加、全学協、学振懇等の民主的諸制度の確立により全構成員の総意による学園運営、③相対的低学費の堅持と財政の民主化、④学問の自由、全構成員による大学自治と一貫した学園からの暴力一掃その他である。

職員的面について見れば、他大学に殆んど例を見ない職場会議を確立していることや人事異動での民主性等がある。

(2) 教育、研究、管理運営の統一の立場を堅持すること。

本学園は古くから学部長理事制をとり、教学と財政の統一による学園運営を行なってきたなかで、最近における中教審路線からする筑波大学方式、放送大が学構想に反対し、教育、研究と管理運営の統一の立場を明確にしている。とくに今日、私学と国民の分断を図ろうとする臨調路線のもとでは、国民のための私学づくりに取組んでいる本学園にとって一層重要である。

教育および研究の場である大学、とくに本学では教員を中心として、職員の専門性も生かし委員会システムによる政策提起(企画立案)がされる運営を取り入れているのが特色である。他で言われる職員管理大学の傾向はない。これらの委員会事務局を構成する部課の政策提起の力量を高めるための強化が必要である。それとともに管理運営の一層の民主化が求められる。

以上(1)、(2)で述べた点は本学園運営の基本的立場であって、すべての部課、職員がふまえるべき点であり、全構成員とともにその発展に努めるべきである。

(3) 現代社会の要請に応えるものであること。

現代社会の複雑化、多様化と科学技術の高度化に対応し、また学生実態の変化と多様化に対応して、教育と研究との実践的統一をめざした課題を遂行していくためには、それに応える新しい事務体制の整備が必要となる。

例えば、研究事務、計算機センターの充実、実態把握と政策化機能の強化、事務の電算化による効率化などである。

(4) 職員業務の提案、執行における自主性を高めること。

部課が学園業務の執行と提案について固有の責任を持つことは当然である。とくに八〇年代の学園創造にとって政策提起の力量が要請される。このため職員および集団化による部課の自主性、創造性をもとにして、職場会議の機能を充実し、そして事務の改善が求められる。例えば、超勤減少への取組みから業務改善、体制整備を部門別に設定し、部課別研修会の課題としたのはこのためである。なお、具体的課題による研究会等も検討する必要がある。

(5) 職員と教員との協働化を推進すること。

すでに述べた通り本学園の基本的立場を明確にし、実践した歴史から、教育、研究とこれを支える業務は教員と職員との相当な協働化によって進められてき

たと言える。しかし今日社会の要請に応え高い水準での教育と研究を創造し、また厳しい情勢に対応していくためにはより一層教員と職員との協働化を推進することを意識的に追及する必要がある。なおこの場合に教員と職員は夫々の役割・任務を明確にしながら、相互の協力、協働化が進められなければならない。

研究事務部門、教務事務部門、教員を中心とする委員会事務局部門について、この点が強く求められるのは当然であるが、他の部門もまたこの点の理解が必要である。

(6) 他大学等の経験を教訓的に摂取すること。

総合大学としてのメリットを生かす一拠点を実現した今日の時点では、現代社会の進歩変化に対応し、今後の学園づくりのためには他大学等の経験を積極的にまた批判的に取入れていく必要がある。

事務の面では、直ぐに他大学比較からする職員数の低さが問題となり、また機構についても本学でもこうあるべきだという意見が出されるが、この点ですでに「職員定数の検討について」で、職員定数、機構整備での一定の指標、課題も設定をしている。本学の歴史的到達点、今後の学園のあり方・課題と合せた検討が必要である。

なお、事務の電算化については、他大学の経験を学ぶ必要がある。

2. 検討課題について

- (1) 検討すべき課題の前に、七九全学協確認以降今日まで事務体制整備強化を定員問題を中心に進めてきた二、三点について挙げると、
 - ① 八〇年度定員において緊急なものとして七名の大中増を行った（次長、実態把握、長計推進、視聴覚等）。
 - ② 長年の課題であった一拠点による定数再配置を八〇年度後半の厳しい討議を経て八一年度で実施した（八名の再配置）。
 - ③ 八一年度における超勤減少へ向けての新たな取組み、就職課の八、九月の体制強化（アルバイト多数雇用）など。
- (2) 検討課題について

事務体制整備についての問題点は多岐にわたって出されているが、これらについては（学内）理事会は次の点を挙げてている。

(イ) 事務体制の強化すべき課題と職員定数について

一九八〇・一〇・二二 学内理事会「職員定数の検討について」

① 体制の整備強化すべき部門としては、歴史的に、また他大学に比して整備が遅れてきた部門として、広く研究事務体制、本部事務体制があり、なお相当以前から出されている就職、施設管理、図書部門、その他の整備がある。

② 職員定数については、学部学生定数減の施策を前提にしながらも、従来の増員を最小限に留める政策を改善し、八〇〇八三年度の定数増計画を策定した。

(ロ) 超勤減少問題からする事務体制の強化について

一九八一・六・二四 学内理事会「超勤問題の減少に向けて」

- ① 超勤減少へ向けての具体策を設定すること。
- ② 減少へ向けて業務、体制改善の検討を部門別に行なうこと、そして減少へ向けて他の労働条件、体制（アルバイト雇用、機械化導入、事務の整理と体制整備、定員）の改善を行なうこと。

(付) 七月以降部課別研修会では、以上をふまえた課題について一定の検討も行なわれた。

3. 検討の方向について

- (1) 中期的展望をふまえて当面する課題を解決し、一拠点完成の到達点に立つて今後の学園課題に応える事務体制の整備強化を図ることである。
 - (2) すでに述べてきた通り、学内理事会は「職員定数の検討について」で従来の職員定数についての考え方を改めて八〇〇八三年度の職員定数増計画一四名（外に八名の再配置）を提案した。（すでに七名の増、八名の再配置は実施）それと共に強化、補充すべき部門の課題を設定しているので、これを実施する必要がある。
- 今一つ職員の労働条件改善、体制改善の環として確認してきた超勤減少へ

の積極的取組みと、これに係った条件の改善を検討する必要がある。

これに対して八一年春闘では組合から職員定数の「改訂増補版」が要求されている。

従って学内理事会は以上の二点を中心にした事務体制の整備を当面の緊急なものとして検討する。

- (3) 強化すべき部門のうち、研究事務体制をはじめ、機構、組織に係る問題は個別には数年前から提起されてはいるが、従来の定員の枠組みのなかと、一拠点実現の途上では、全体の事務体制のなかに位置づけて検討することが困難であり、延ばされてきた問題である。しかし、今回は新たな学園づくりへ向けてこの点を積極的に取上げることを行なうと同時に夏以降部課毎（部門別）に超勤問題と係りながら一定検討されてきた業務見直し、機械化、アルバイト、定員等の問題を関連させた事務体制整備の検討を進めることとした。
- この検討のなかで、どの部課も共通した課題として業務の見直しを機械化とくに電算化によって行なうとしていることである。従って早急に事務の電算化を進める体制をとる必要がある。

- (4) 以上の検討作業を部門別に行ない、これを全体として調整する。そして早急に実施すべきもの、今後の課題として引続き検討すべきものの設定をする。
- (5) 当面の機構整備と係って若干の職制の新設がある。

課長は課を集团的、民主的に組織し、全学課題と部課課題を結合させた業務の執行と提案の責任をもつ。この点で本学が歴史的に築きあげてきている課長の任務の一層の徹底を図っていかねばならない。

課長補佐については課長を補佐し、課を民主的、集团的に運営することを前進させてきたものとして、未設置課についても設置を検討する。

次長は次長制度一般のなかでなく緊急必要部門にのみ設置を検討する。この場合に次長は部長を補佐するとともに職制としての位置づけを一層明確にする。

なお本学が一拠点完成の到達点に立ち、臨調路線に抗しながら、今後の学園創造のなかでその社会的使命を果たしていくためには職員の任務はきわめて重要である。職員各自が自覚的、自主的に業務に取組むなかで、職制を中心

にして集团的に業務を進める必要がある。

- (6) この検討結果から八二年度においては相当数の事務職員の増およびアルバイトの増が必要となる。

八三年度以降における定員については、次に述べる点について夫々の部課が業務整理、機械化、機構整備、アルバイト、定員増等による体制整備の取り組み、また設定した課題の検討を進めるなかで来年度以降に具体的に検討することが、実際の適切である。

この場合に八〇年代それ以降の長計課題の学園規模問題その他を財政計画と関連させながら設定する必要がある。

II 部門別検討について

1. 研究事務部門

- (1) 修学館における研究事務

(イ) 修学館における各研究機関の事務の整備は、共同化といわれる少数職場の弊害を考慮して総合的にとらえることとする。

従って充分整理されないまま本年度発足した基礎文献資料室の整備を当面は中心にして、将来は修学館研究事務の総合化を図りたい。

(ロ) 「総合化を図る」場合の研究事務の範囲を別記1の通り整理する。

(ハ) 基礎文献資料室、共同書庫の事務体制整備について

a. 社会科学系学部の研究事務体制の一本化を想定しつつ、緊急なものとし、共同書庫、文献資料室が発足されたものであり、これは「総合事務室」の性格をもつ。

b. 業務は別記2の通りとして、利用を促進するための整備を図る。

c. 体制の整備

- ① 職員の所属は当面人文科学研究所（事務室）とし、人文研主事が所轄する（現行通り）。

② 資料室に事務職員三名をおき、当面受付にアルバイトを配置する。なお受付業務の管理に伴う時差出勤体制は人文研職員全体が日常

業務を執りつつこれに当る。

③ 人文科学研究所に主事補佐一名をおく。

(注) 関係機関—修学館基礎文献資料室・学部共同書庫管理運営委員会

(二) 社会科学系四学部の共同研究事務は将来上記(ロ)の研究事務の範囲を基礎として一本化の方向をとる。当面は現行の職員体制とし、具体的業務にそくして措置を検討する。

(ホ) 外連協共同研究室には、二名の職員を配置し、補強を図る。ただし、この事務は将来的には総合事務室に包括するものとして考える。

(ヘ) 人文科学研究所は相対的に独自の研究機関として、研究事務を再整理する。

ただし各研究事務との協同、協力をする。

(注) 関係機関—修学館研究事務連絡会(教育学部、人文研、基礎文献、学部共研、外連協、図書館)

△別記1▽研究事務の範囲

- ① 研究・教育にかかわる図書・資料等の収集、整理、管理
 - ② 研究者もしくは研究グループに対するレファレンス、情報サービス
 - ③ 研究者の研究活動の組織化に関する援助
 - ④ 研究者に対する研究助成の事務(個研助成、科研費助成、その他)
 - ⑤ 諸研究施設・設備の維持、管理、利用条件の保障(個研をふくめて)
 - ⑥ 研究者に対する学外的、学内的受付、連絡
 - ⑦ その他、研究機関誌等の編集・発行
- △別記2▽基礎文献資料室・学部共同書庫の業務の範囲
- ① 社会科学系四学部および人文科学研究所等にある年鑑、年報、白書、統計類等を統一的に収容、管理し、全学の利用に供する業務
 - ② 学部共同書庫に収容されている製本雑誌類の管理と利用者に対するサービス業務(鍵の貸出し、ゼロックスサービス等)
 - ③ 上記①、②に収容されている図書・資料類の目録作成、欠号の補充、新規購入、製本、複写サービス、及びレファレンスサービス等の業務

④ 修学館地下施設(研究会室、閲覧、コピー室、準備室)の管理
⑤ 修学館受付

(2) 理工学部における研究事務

(イ) 理工学部における研究事務は現在、①理工学研究所の研究事務、②学部共同書庫の事務、③各学科の研究、教室事務、④電算機室の事務がある。これらの整備の観点は前述(1)の(イ)の修学館と同じく総合的にとらえらる必要がある。なお電算機室は全学的機関としての位置づけから体制整備が図られているが、少くとも当面は理工学部を中心とした運営が行なわれるものである。

(ロ) 体制の整備について

a. 上記の事務は電算機室(計算機センターに改称される)を含めて理工学部事務室の所轄とする。

b. 理工学研究所、共同書庫には職員二名(現行)およびアルバイトを配置する。

c. 各学科における研究、教室事務については、そのあり方および事務室・庶務業務との関係を整理する必要があるが、当面アルバイト(公費)を増加する方向をとる。

(ハ) 計算機センターの業務体制について

a. 計算機センターは全学の教育、研究および部課業務処理に利用するものと位置づけられている。したがってセンターの管理、運営は全学的に組織された委員会によって行なわれる。

b. 計算機センターの体制の整備について

(i) センター長一名、研究員若干名をおく。

(ii) 職員二名を増員し三名の配置とし、体制の強化を図る。なおアルバイト(業務嘱託員を含む)を配置する。

(iii) 職員は主として次の業務を担当する。

① 利用者に対する諸手続上の処理、利用案内

② 施設、設備の管理

(注) 関係機関—計算機センター運営委員会

2. 教務事務部門

(1) 各学部事務室、教育学部に共通して強化すべき課題は、①教学実態把握、情報機能、政策化機能の強化、②教育と研究の実践的統一を充実させる諸条件、体制の整備、③これらを進めるために学部事務室と教育学部の有機的結合の強化と夫々の体制の整備、強化である。

(2) 各学部、二部事務室

(イ) 教務、学籍、成績と呼ばれる従来の業務に加えて、今日では、①教育、研究活動のプラン策定と推進、②学生の実態把握と指導および教育効果の把握と管理、③教育、研究諸条件の管理と整備という課題が要請されてきている。

(ロ) これらの要請に応えるには現在の定数では限界があるという点が出されている。しかし学部事務室における業務には相当のアンバランスが見られるので、教務事務電算化の有効的活用をはかりつつ、学部事務のあり方、業務の範囲を全学的に明確にしていく必要がある。また教育学部との有機的結合をはかることである。

(ハ) 上記の改善をすすめつつ、新しい定員の検討をする必要がある。なお二部事務室については二講時制以降における業務の変化を中心にして本年度一名の増員を行った。

(ニ) 法、経、営、産業社会学部事務室（および高中事務室）にも課長補佐をおいていく。

(3) 教育学部

(イ) 七九確認による教育学部体制の強化として八〇年度に次長をおき、教務課に教学実態把握の資料集中、政策化を中心として二名の増員を行った。また次長設置の際に教務課は業務分野が広範であり、人員も相当多数となるので、教育学部全体の業務体制の整備が必要であるという問題が出されていた。

(ロ) この経過から今回教育学部の現行三課制を四課制に改組し、業務区分を整理する。

すなわち、現行教務課は他の二課に比して、各種委員会事務局、学事

全般と業務分野が広がり過ぎていて、相当の人員を有しているが、課としての機能を十分に発揮しきれない状況にある。それに(1)に述べた課題を果していくために二課とする。なお入試業務が年間業務となった今日の時点で学務課を入試課とする。

(ハ) 新しい四課の業務の概要は次の通りである。

① 学事課 教学関係の調査、統計、広報、学事庶務、国際交流、研究庶務等の業務

② 教務課 各種委員会の業務

③ 入試課 入試業務（現行学務課の広報業務を学事課に移行）

④ 体育課 現行

(注) ①、②の業務内容は別記3

△別記3▽新しい課の業務内容

(1) 学事課

① 大学関係・教育関係基本資料、諸統計・教学実態調査、等の系統的、総合的整理、管理と情報の提供

② 教対会議を中心とした教学諸施策の検討と全学的推進

③ 対外的学事庶務（文部省、私大連、他大学その他）

④ 国際交流

⑤ 研究庶務

⑥ 広報

⑦ その他総務・財務部、図書館、研究所等と関連する業務を分掌する。

(2) 教務課

① 大学協議会、大学院委員会に関する業務

② 教務会議を中心とする各学部共通教務事項の調整、援助

③ 教務事務の電算処理のセンター的業務

④ 一般教育センター、外連協の運営および教学的諸事項

⑤ 教職課程委員会・教職課程教室・教職センターの運営、管理に関する業務（研究事務をふくめて）

⑥ 外連協共研の管理、運営、研究活動への援助、教材管理、作成の業務

⑦ その他、電算機センター、視聴覚室等と関連する業務

3. 図書館部門

(1) 現在図書館の体制整備として次の二つの課題がある。①情報図書館としての発展が求められ、そのための事務のあり方を改善すること、②七九年以来提起されている三課制の問題がある。

(2) 情報図書館化の実現にむけての機械化による事務の改善について

現在「図書機械化計画委員会」が設置され、図書館業務の電算処理計画(案)の策定が進められている。

すなわち図書館における基本的業務を電算処理により、トータルに進めるための検討を行っている。

それは、①今日の学術研究の進歩にともなう情報要求のスピードと正確さに対応するため、学内における図書業務をより組織的、整合性のあるものに改善する。②情報図書館システムをめざして、中央図書館と学部共研等の研究、教育センター機能の結合を図る。③将来「学術情報センター構想」との単一館としての結合を想定するためである。

(3) 図書館三課制について

(イ) 三課制の中心は現行運営課業務に含まれている閲覧部門を独立させようというものである。閲覧部門には次の問題がある。

① 図書館業務における最大目的の文献情報サービス部門の位置づけ

② 業務内容の質量的変化(主題別閲覧制、施設拡大、視聴覚室、複写、日曜開館など)

③ 現在運営課長一名のもとに二三名の職員があり、一七名が閲覧部門でしかも建物階層別に配置されている。

これを改善し、図書館としての閲覧部門の機能を充実するため、閲覧課を設ける。

(ロ) 三課の業務内容

① 運営課

(庶務) 中央図書館としての管理業務(庶務、企画、調査、渉外、会

議等)、全学図書資料費の予算執行と管理、支払事務、施設、備品管理

(イ) 収書 中央及び学習図書館の図書資料の収集(情報収集、調査、受入、支払準備)、選定(選定委員会)全学図書資料の受入、登録、支払手続、除籍、蔵書統計

(ロ) 逐次刊行物 中央及び学習図書館の逐次刊物の収書、受入、登録、整理、製本、支払手続、全学逐次刊物(製本単位)の受入、登録、整理、統計、総合目録作成、情報提供

② 整理課

全学図書資料(逐次刊物を除く)の整理(分類、目録、編成)、全学所蔵図書の総合目録作成

③ 閲覧課

中央及び学習図書館としての閲覧、貸出、レファレンス、利用統計、文献情報、国内外文献相互利用、視聴覚、身体障害者等のサービス業務、書庫管理(蔵書)

(イ) 今一つ、三課体制への編成は、前述(2)の図書館業務の機械化を推進するためにも必要であり、今後の情報図書館システム化の実現へ向けての展望をもつものである。

(ロ) なお、三課制が達成された段階で、次長制についての検討も行なう。

4. 学生部門

(1) 学生部(三課)の体制整備強化については、先づ業務の見直しを機械化等を組込むなかで検討する。そして学生相談業務を軸とした三課の連携を強化する。これを基礎として定員等諸条件の検討をする。

(2) 学生部体制強化へ向けた業務見直しの視点について

(イ) 学生の実態に即した業務改善

情勢における学生実態把握のなかで、普遍的、創造的業務の追及業務における自己啓発、業務内容の改善

(ロ) ①事務の機械化による量的対応と情報の集中、整理、②質的变化に対応

する力量の向上

イ) 学生部三課の連携と分掌

①総合的で共通な学生相談業務の必要性、②三課の独自性と連携

体制強化の方向

①指導体制の強化、②分掌と協業、集団化

(注) この視点は他部課にも共通するものである。

(3) 就職体制の強化について

イ) 就職課業務については、本年度の掲示板新設、アルバイト大量雇用等により学生援助の強化、職員労働条件の改善を行ってきた。しかしなお就職課については学生部全体の体制強化の視点にそって当面一定の体制強化を行なう必要がある。

ロ) こうしたなかで最近出されている「就職部」構想についてみると次のような点がある。本学の就職分野は公務員、教員に比し大企業への進出が今一步のところにあるので、これらの方面の開拓を中心とする前進を図っていききたいこと、また他の二課業務と就職業務との関連は薄いとの見方から他の同規模大学で多く見られる「就職部」構想が生まれている。しかし本学では、学生部での学生相談業務を中心にすえた現行三課体制を強化するものとして、就職部独立は現時点では考えない。

ハ) 就職業務は他の学生・厚生業務のように学生と密接な関連をもちつつ、日常的に進められる業務とは独自な面をもつので、教員の部長、次長では就職課体制の強化についての一定の限界をもっている。

ニ) そこで就職課担当の職員の学生部次長を置くこととする。なお、この次長は当然に学生部長を補佐するものである。

ホ) なお現行教員の学生部次長二人制は、学生部全体の体制強化のために当面は存続する。

5. 財務部門

(1) 財務部での事務体制の整備強化は次の課題を中心に進める。

(イ) 一拠点完成による学園の到達点に見合った財務部体制の再編を追求す

ること。とくに今後の学園課題に應える財務部各課の機能発揮と他課との関連を重視する。

ロ) 機械化を推進すること。

ハ) 過重な労働実態を正常化すること。とくに財務課の慢性的過大超動を解決すること。

(2) 上記の課題解決について、次の方向で取組む。

イ) 予算の執行管理単位(体制)の再編を検討する。

ロ) 各課の業務、とりわけ予、決算関連業務の機械化を積極的に進めることにより、その再編を検討する。

ハ) 稟議制、諸伝票の流れなどの改善を検討する。

以上については、主に八二年度の検討課題とし、八三年度からの実現をめざす。

(3) さらに財務部全体の部課再編成に係わる次の問題がある。

イ) 「施設管理部」構想は七三年以来提起されていたもので、また次長設置の際にも課題として挙げられたものであるが、これは施設管理の重要性と財務部五課の関係からではある。この問題は一拠点完成による施設維持管理業務の進展状況と上記(2)のロ)に関つて検討を始める。

なお「学舎管理政策」にもとづき具体的な整備を進める。

ロ) 長計事務局については、その機能が資金調達であるので、財務関係に位置づけた再編成の検討を始める。

以上については、上記(2)のロ)を前提して検討を始めるもので、再編成はそれ以降の課題となる。

6. 総務部門

(1) 総務課体制について

イ) 本学の総務課は他大学や企業の本部組織に見るように総務部から機構が分化したのではなく、逆に他課の庶務業務(教学、財務)を引継ぐことよって後になって設けられた。そして最近になって相当な業務と一定の人員をもつ総務課としてやっと機能してきたという歴史的経過を

もっている。

(ロ) 現在の業務は法人、文書、渉外、秘書、電話、一般庶務、他課に属しない業務（公助連、長計、その他）であって、夫々の業務が独自性と量を持ちながら、本部事務機構としての充実が図られてきた。しかし、反面で分野の広がりが一課長の担当する限界にもある。

(ハ) 本部事務（三部）によせられる事務の集中、政策提起機能強化の声は高い。とくに総務課によせられるものは本学園が法人と大学業務の一本化を原則としていることの庶務的性格である。

今後とも一本化の長所を生かしながらも、新しく発展してくる業務について各部課との機能の調整を図っていく必要がある。

総務課はその歴史性から当面は業務の系統性を整理しつつ、今後の在り方について検討を進めるものとする。

(二) しかしなお上記の状況をふまえ、今後総務二課の検討や総務部体制強化のための次長制の検討も必要となる。

(2) その他について

(イ) 総務部体制の強化として本年度職員課および校友課について定員一名の増員を行った（何れも本年度未補充）。従って両課はこの上に立った業務の改善と編成が行なわれねばならない。

(ロ) 機械化、電算化については総務課（文書事務）、職員課（計算事務）、校友課（すでに一部電算化を行っているが、本学電算室との関係）夫々の検討を行う必要がある。

7. その他の部門

(1) 保健センター

(イ) 事務職員の人員は少数であるが、看護婦は一拠点のメリットも生かされ一定人員は確保されている。そしてまた看護婦の業務は単に診療、保健業務のみならずセンターの事務も担当するものと位置づけて、事務の共同化が果されている。

(ロ) 人員は現行のままとしても、健康管理に係わる臨時業務の手だての必

要度が増しつつある。

(2) 高中事務室

(イ) 高中事務室の業務は総務、財務、教務（狭義）と広い分野のものを担当する総合事務室であることと、教諭との協働化によって成り立っていることが特色である。

(ロ) 高中職員定員は、中学校の「現状と課題」解決に照らした教員定員との係りをもつが、他校に比して劣るものではない。ただし図書室のアルバイトなどの検討は必要である。

8. 事務の電算化体制について

(1) 本学も時代の要請に応じて大型電算機が導入され教育研究の新たな発展を期そうとしている。このため八二年度からは前述の「計算機センター」として体制整備を進めている。そしてまた大型電算機による部課業務の利用を予定している。

現在部課では電算機処理により業務の見直し整理を行ない今後の学園課題に応えようとして、その具体的検討に入っているところもあり、また何らかの導入を図りたいと考えているところが多い。従って早急に事務の電算化を進める体制をつくる必要がある。

(2) 事務の電算化を進めるため、次のような検討委員会および研修会を設けたい。

(イ) 電算機処理実施のための委員会

すでに部課では外注による入試、教務、会計業務があり、また図書館、財務、就職業務等について具体的検討が進められつつある。従ってこれらを全体として実施項目、順序、時期等の調整を行ない推進するための委員会を設ける。

(ロ) 導入のための調査、研究を進める研修会

現在電算機処理を理解する職員は極めて少ない。大型電算機の導入が他大学より遅れているが、逆にそれらの長所を吸取出るものである。

そこで電算機処理の理解を与え、調査研究をするために一定期間中堅

職員で構成する研修会を設ける。

七三 本学における図書業務機械化計画委員会の答申について ☆

一九八二(昭五七)・一・八 (学内) 理事会

今日、国際的に流通する学術情報は急速に増大し、その範囲、内容、形態、利用のしかたも多様化しつつあります。

学内理事会は、大量かつ多種多様な学術情報を、研究者が迅速かつ的確に把握し、すぐれた独創的、先駆的な学術研究の展開を図っていけるようになるためには、機械化(コンピュータによる業務処理)を中心に、大学図書館業務の合理化を推進しなければならないと考えます。この立場から、一九八一年六月六日、大学協議会の承認をえて、「図書業務機械化計画委員会」を設置し、本学の図書業務機械化の基本計画・基本方針と、そのスケジュール等の策定を諮問してきました。

同委員会の大きな努力によって、ここにその答申をうることができましたので、全学の検討を要請するものです。

学内理事会としては、答申についての全学の基本的承認がえられたならば、答申において提案されている、年次計画(試案)の線に沿って、単行本、逐次刊行物についての機械化を推進したいと考えています。

機械化推進の体制については、答申の線に沿って、図書館委員会のもとに、計算機センター等からの専門委員を加えた、専門委員会(図書業務機械化委員会)を設置し、計算機センターその他関係機関の協力をえて、すすめるのが適切であろうと判断しています。また事務局は、図書館内にワーキング・グループとして組織していきます。

以上二点をふくめ、全学の討議を要請します。

一九八一年二月一日

総長 天野和夫殿

図書業務機械化計画委員会

委員長 杉田嘉一郎

図書業務機械化計画委員会

答 申

I ま え が き

近年、多種多様な学術情報の急速な増大に伴い、その迅速な流通をはかることが、国際的にも、国内的にも、また学内においても、大きな課題となつてきている。諸外国における、そのための様々なシステムや、国内諸大学における多様な試行をみると、全体の動向としては、機械化（コンピュータによる業務処理）を中心とした*図書業務の合理化が大きく推進されなければならぬ時代を迎えていることは明らかである。このような動向をふまえ、一九八一年六月六日の第六七回大学協議会の承認をへて、本委員会が設置され、次のような内容の諮問が理事会よりなされた。すなわち、「全国学術情報システムとの連携、他大学との相互協力・相互利用の動向について一定の見通しをたてながら、本学図書業務機械化の基本計画・基本方針をたて、そのためのスケジュールと、第一着手を何から始めるかを策定し」、あわせて、「修学館・学部共同書庫などの和洋雑誌の目録電算化、情報検索についても検討する」というものである。

諮問を受け、本委員会がとった基本的視点は次の通りである。すなわち、図書そのものの「保存」と「管理・運営」にその重点がおかれていた従来の中央図書館業務を、図書内容（情報）の「流通」を中心とした「保存」、「管理・運営」の方向へ発展させること、あわせて、各学部共同研究室、人文科学研究所、理工学研究所、基礎文献資料室等（以下、「学部共研等」と略す）

所蔵の図書等についてもこの方向を一層発展させること―換言すれば、学術情報の「利用者」の立場を重視したあり方でなければならないということである。また、図書等の流通には、業務に携わる職員、利用する教員・院生・学生等の「人間」が深く関与するから、図書業務の機械化を考えるとときには、いわゆるマンマシン・システムとしての総合性が要求される。従つて、有能な機械システムと適正な体制の導入と共に、人の側の、機械に対する意識についても一定の変革を求めつ、人と機械の接点を探る方向が追求されねばならない。

なお、計画を策定するにあたり、長期計画委員会第三小委員会には、本委員会の討議過程でその要点を伝え、相互の意思疎通をはかった。また、図書館委員会にも、同様に要点を伝え、意見を徴した。いうまでもなく、図書業務の機械化問題は、大学全体の事務体制とその機械化のあり方にも関連する。学内諸機関での全学的討議を期待したい。

* 以下、本答申では「中央図書館、各学部共同研究室、人文科学研究所、理工学研究所、基礎文献資料室等の全学的な学術情報に関する業務」を総称するものとして「図書業務」を用いる。

II 図書業務機械化の現状と見通し

本学図書業務機械化の基本計画・基本方針をたてるにあたって、国内外の機械化の現状を把握し、見通しをつけ、あわせて、本学における歴史的経過をふまえる必要がある。

1. 国外の機械化の現状と見通し

図書業務機械化は、米国、英国、西独等で早い時期から進んでいるが、そのなかでも代表的で、よく知られた例として、OCLC (Ohio College Library Center, Inc.) のネットワークシステムがある。現在、国内四九州にまたがる二、五〇〇以上の機関がオンラインで結ばれた図書館ネットワークであり、各参加館はセンターを通してお互いに目録情報を利用しあ

うこととなり、整理業務の省力化に大きく貢献している。同時に所在情報
がセンターのMARC (Machine Readable Catalogue: 機械可読目録)
に入力されるため、図書館相互協力の発展に大きく寄与している。

このようなOCLCのようなネットワークシステムの基礎となっている
のがLC/MARC (米国議会図書館が、納本制により入手した図書館資
料および世界各国から網羅的に収集したものを整理し、その目録情報を磁
気テープに収録したもの)で、一九六九年より入力を開始し、一九八五年
には三二五万件を超えるると予測されている。

現在、本学図書館でも、このLC/MARCから直接打出したカードを
購入して、分類・目録作業の参考にしており、一定の効果をあげている。

2. 国内の機械化の現状と見通し

米国と比較すれば約一〇年間遅れて、本年四月より、国立国会図書館は
JAPAN/MARCの頒布を始めた。このJAPAN/MARCはLC
/MARCの日本版ともいべきものであるが、LC/MARCと異なり、
現在は国内出版物のうち単行書のみを収録対象としている。現在、年間約
五万件ずつ累積されており、一九八五年には三六万件を超えるると予測され
ている。

一九八〇年一月に出された学術審議会答申「今後における学術情報シス
テムの在り方について」、あるいは、文部省が調査を開始した「学術情報
センターシステム」構想も、JAPAN/MARCを初めとする各国MARC、および諸種のデータベースを用いた一大情報検索システムとしての
全国的な図書館ネットワークとして、一九八四年度後半の事業開始をめざ
している。

各大学でも、機械化について様々な試みが開始されている。例えば、
島大学附属図書館では、POPS、HUNDREDと略称される二つのシ
ステムを稼働させている。POPS (Periodicals Online Processing
System) は、逐次刊行物について、契約・発注、欠号処理、支払い、予算
管理、製本、所蔵・所在検索等の業務全般をオンライン処理するシステム

であり、速報性を生命とする逐次刊行物を利用に供するうえで大きな役割
をもちあわしている。HUNDRED (Hiroshima University New Document
Retrieval and Dissemination-System) は、市販のデータベース、BIO
SIS Previews (生命科学一般)、INSPEC (物理学、電
気・電子工学、コンピュータ、制御工学) を用いて、定期的なSDI (Se-
lective Dissemination of Information: 選択情報提供) サービスを現在
一〇〇名を超える利用者に提供している情報検索システムであり、研究者
が自己の研究を進めるにあたって、内外の研究動向を把握するうえで大き
な威力を発揮している。

また、関西大学図書館において一九七八年以降稼働しているKULPI
S (Kansai University Library Periodicals Information Systems) も
広島大学のPOPS同様、逐次刊行物の一般的な機械処理システムである。
その他、付属資料でわかるように、国公立で五三、私立で五五にのぼる大
学で機械化システムが稼働しており、同志社大学においても、この一二月
から入力開始される予定である。

3. 歴史的経過

本学においても、既に一九七五年五月一〇日付長期計画委員会答申「衣
笠一拠点にかんする第三次中間答申」の「研究体制の整備と図書館につい
て」において、学術情報センター機能の確立をあげ、具体的には次のこと
を指摘していた。

- (i) 分散・管理されている文献資料の一元的な整理。
- (ii) 検索方法のシス
テム化。
- (iii) 情報収集、資料収集の基準の確立。
- (iv) 文献目録の作成。
- (v) 調査関係資料の収集・整理。
- (vi) 他大学・研究機関の資料の情報と利用。
- (vii) 多様な研究テーマについての情報整備。
- (viii) 情報利用のための諸施設
の整備、その他。

これを受けるかたちで、一九七七―七八年にかけての衣笠一拠点化の過
程で、法学部の一、二部分離(衣・広)による図書館サービス低下の防止
策として蔵書目録作成が検討された。

また、一九七九年度全学協議会確認は、「一拠点化における総合大学のメリットを生かし、教育・研究活動を推進する図書館のあり方とその政策」のなかで、「学術情報(全国的・学内の学術情報の提供)」システムの整備を強調している。

これらの経過と指摘は、本学における図書業務機械化の必要性とその視点を明らかにしたものであり、本委員会での検討の土台となったものである。

Ⅲ 図書業務機械化計画委員会の検討結果

本委員会は、以上の経過と視点に基づき、全国的な動向と本学図書業務全般の機械化を展望しつつ、その出発点であり、基礎となる「LDB(Library Date Base)形成の必要性」と「標準化」について先ず検討し、単行書と逐次刊行物について機械化の基本方向を策定した。

1. LDB形成の必要性

LDBは本学所蔵の図書等に関する情報を磁気テープ等に収録したものである。従ってLDBの形成なしに機械化は成立しない。LDBの形成は主要には次のような位置づけをもっている。学内には、学内に散在する各種の学術情報の総合的、かつ効率的な運用をはかり、一次情報の収集・提供機能の充実・改善をはかる。学外との関係では、全国的学術情報センタリーに対して、所蔵・所在情報の入力が可能となり、同時にネットワークに参加することによって、総合的なデータベースの利用が可能となる。このLDB形成にあたっては、国際的、国内的標準化をふまえ、互換性をもった書誌情報を磁気テープに入力するよう留意することが重要である。

2. 標準化について

標準化の欠かせない対象は、(1)書誌情報、(2)MARCフォーマット、(3)文字コード等であり、その概要は以下のようなものである。

(1) 書誌情報について

IFLA(International Federation of Association・国際図書館連盟)が中心となって一九七四年「書誌記述に関するISBD(International Standard Bibliographic Description: 国際標準書誌記述)を制定し、各国は、その後、ISBDに準拠する形で目録規則の改訂を行った。すなわち、AACR2(Anglo-American Cataloguing Rules, 2nd ed. : 英米目録規則第二版。一九七八)・NCR新版・予備版(Nippon Cataloging Rules, Preliminary new ed. : 日本目録規則新版・予備版。一九七七)等であり、LC/MARC、JAPAN/MARCの書誌情報の内容となっており、本学図書館における洋書・和書の標準化の基となるものである。

(2) MARCフォーマットについて

書誌情報の容器、すなわち、磁気テープ上の型式や配列、位置を決めたものがMARCフォーマットである。米国議会図書館のMARCⅡフォーマットを初め、各国の現行MARCフォーマットは、それぞれの国の全国的標準フォーマットとして機能している。加えて、一九七七年、国際的書誌情報交換用フォーマットとして、UNIMARC(Universal MARC format)が完成された。国外に対しては、そのMARCの作成機関によってUNIMARCに変換されて送り出される。本年四月より頒布されたJAPAN/MARCはUNIMARCに準拠している。

(3) 文字コードについて

図書館の情報処理システムは、英数字の処理から漢字を含む日本語情報処理へと発展してきている。英数字コードとして、欧米のMARCに普及しているのは通常ASCII(American Standard Code for Information Interchange)であるが、日本ではEBDIC(Extended Binary Coded Decimal Information Code)が国家規格として採用され、JAPAN/MARCも後者を採用している。両者の変換は比較的容易である。同じくJAPAN/MARCが採用している漢字コードについてはJISC-16226により、制御文字符号についてはJISC

一六二五により標準化されている。

以上、LC/MARC、JAPAN/MARC等でわかるように、単行書については標準化がととのっている。しかし、逐次刊行物については、国際的には標準化が一応ととのっているが、JAPAN/MARCの収録対象が、現在、逐次刊行物を含んでいないことから、国内的には標準化を指向しつ、個別機関による独自開発が進められている。従って、本学においても、全国的動向をにらみつ、独自開発する必要がある。

3. 単行書について

(1) 図書整理の迅速化に対する学内の要望は厳しく、その対応として、和

書についてNDLカード(国立国会図書館印刷カード)、洋書についてLC/MARCカード(米国議会図書館印刷カード)の導入を行った。これらのカードの利用は、図書業務の機械化によって、さらに効率化がはかられる。後に述べるように、図書業務の機械化は整理業務全般に及ぶ改善を含み、利用者に対するサービス向上をめざすものとなる。例えば、整理の迅速化にあたっては、テープ ツー テープ(LC/MARCやJAPAN/MARCからLDBに必要な情報を直接移すこと)を はかり、利用者にとっては、検索キーの増加や諸リストの出力が可能となる。単行書の場合、一件あたりの入力書誌情報は多量であり、かつ、件数も多量である。LDBの形成には時間がかかり、しかも、LDBの蓄積によって初めて利用の効果がはかられるものである。LDBの蓄積にあたっては、遡及入力に困難であるから、段階的な方法をとつ、LDBの蓄積をはかることが重要である。

(2) 年次計画(試案)

ハードウェアの構成、ソフトウェアの開発、体制整備等をはかりながら、段階的な機械処理方法をめざす。

(a) 和書・洋書について一九八二年度後期よりLDB形成のための入力を業者委託によるオフライン、バッチ処理によって行い、機械可読目

録の蓄積と同時に種々の利用をはかる。

(b) 第二段階として、学内電算機利用によるオンライン処理システムの稼働をはかり、単行書について情報流通機能の質的強化をはかる。

(c) 学術情報流通システム完成時には、それへの参加を行い、資源の共有・共用をめざす。

以下、この年次計画が利用者サービス、業務改善に具体的にどのようにつながるかを明らかにしておく。

(3) 利用者サービス

(a) 業者委託段階においても、従来の全学目録カード(中央図書館備え付けの著者名順の全学カード)に比較して、利用者の要望に応じて迅速、的確に情報を提供することができる。例えば、主題(分類)別、著者別、学部共研等別の月報ないし年報の提供。蔵書目録の提供。検索キーの増加を行うことにより、被伝者、各巻書名・叢書名双方からの検索も可能となる。

(b) 学内電算機によるオンライン処理の段階では、業者委託段階における情報提供は勿論、全学の所蔵・所在情報が、学部共研等に設置された端末機により検索可能となる。また、JAPAN/MARC、LC/MARC等各国MARCの利用が可能になれば、それらを利用した選書システムへの移行も可能となる。

(c) 全国的学術情報流通システムへの参加段階では、学内にとどまらず、地域的、全国的所在情報の検索が可能となる。また、公共的なデータベースの利用も大巾に増加する。

(4) 業務の改善

(a) 年次計画の各段階により内容も異なるが、業者委託段階で機械打出しによる図書原簿作成が可能となる。カードコピー、基礎編成・ローマナイズ(カード組入のための事前準備)が不要となり、欠本調査用リスト、貸出のためのポケットカードの打出しが可能となる。諸統計の作成も必要に応じて可能である。

- (b) 学内オンライン段階になれば、各国MARCの利用による目録業務の大巾な省力化が可能となる。特に複本整理は受入と同時に終了する。将来的には中央図書館、学部共研等のカード目録の凍結も考えられ、その場合は編成業務は必要なくなる。選書段階において全学の重複チェックが容易となる。更に、端末機の利用により参考業務が大巾に改善される。
- (c) 学術情報流通システムへの参加段階では、地域的、全国的規模での参考業務、相互利用が迅速・容易になる。
- (5) 整理の迅速化
- 図書整理期間の短縮に向けて、定員増を初めとし、アルバイト雇傭、超勤、臨時的な全館協力体制等の対策をとってきたが、大きな前進とはなり得なかった。そこで基本的な解決策として、外部の目録情報の利用に踏み切り、一九七九年度より、和書についてNDLカードを導入し、引続き一九八一年度より、洋書についてLC/MARCカードを導入した。和書についてのNDLカードカバー率は現在約四五%であるが、目録の作業時間は大巾に短縮されている。しかし、目録規則の変更、一拠点化に伴う移転業務が加わり、業務全体の迅速化をみるには至っていない。いまでもなく、今後の整理の迅速化にあたっては、前記改善策の一層の推進と機械化に伴う業務内容・システムの大巾な改善をはかることが基本となる。
- (a) 業者委託段階では、分類・目録業務の大巾な省力化は困難であるが、整理課全体として、図書原簿の作成、カードコピー、基礎編成・ローマナイズが不要となる。これを目録業務と結合させ、NDLカード、LC/MARCカードの利用とあわせて、図書整理の迅速化をはかる。
- (b) 学内オンライン処理の段階では、機械化が取書、受入、分類・目録編成の整理業務全般に及ぶことになる。特に、整理業務の大半を占める分類・目録業務については、特別な図書は別としても、各国MARCの直接利用が可能となれば、従来のNDLカードの発注、編成、組入、LC/MARCカードの発注等の業務が不要となる。また整理業

務全体の大巾な省力化をはかることができる。なお、複本整理は受入と同時に整理が終了することになる。

4. 逐次刊行物について

- (1) 単行書と異なり、逐次刊行物の生命はその速報性にあり、利用者は、常に、最新の情報を入手することを望んでいる。逐次刊行物のカレントの受入れ窓口が学部共研等にあることも、上の事情を反映している。
- 利用者の立場からして、逐次刊行物の配置は、学部共研等への一定の分散化は避けることができない。現在、中央図書館では、製本された段階で初めて管理可能な状態となり、新着や欠本状況を常時把握しているわけではない。また、学部共研等の間、学部共研等と中央図書館の相互連絡はなく、逐次刊行物の所蔵・所在情報を全学的に、かつ常時、把握することは不可能である。学部共研等への一定の分散化を承認した上で、所蔵・所在情報を、リアルタイムで、全学のものとするためには、逐次刊行物の機械化過程は、単行書とは異なるものとなる。すなわち、いわゆる「業者委託」、バッチ処理によるデータベースの作成は、メリットが少く、当初より、学内電算機利用を考慮した、オンライン、リアルタイムでの「カレント受入」、「所蔵・所在検索」の可能なシステムをめざすべきである。
- (2) 年次計画(試案)
- (a) 逐次刊行物については、データベース形成のための入力、学内電算機によって、一九八三年度後期に開始する。そのために直ちにシステムの開発、その他の準備に着手する。
- (b) 次の段階として、会計処理業務等に関連させたシステムの稼働を目標とする。
- (c) 全国的ネットワーク完成時には、それへの参加を行う。
- (3) 利用者へのサービス
- (a) 現在の目録(「逐次刊行物総合目録第一部(雑誌等)」「一九六七」)、「同第二部(年報、年鑑等)」「一九七六」)、「継続受入逐次刊行物

- 目録（一九七八）を基礎に、入力のためのデータ整理を行い、入力後、打出しにより、逐次刊行物総合目録の改訂版を発行する。
- (b) 逐次刊行物の入力が終わる、学内電算機による処理が可能となれば、所蔵・所在情報、端末機より、オンライン、リアルタイムで、学内的には常時得られることとなる。情報内容としては、誌名、巻、年、号等と、学内所蔵機関に関するものとなる。コンテンツサービスについては、望ましいが、入力とメモリーに膨大な時間・労力と記憶容量を必要とするので、個別大学として独自にとりくむか否かは、公共的なデータベースの利用可能性の検討を含めて、今後の課題となろう。
- (c) 全国的ネットワーク稼働時には、全国的所在情報のみならず、個々の論文内容にかゝる検索も、公共的データベースの共同利用によって可能となる（理工系の情報検索については、C.A.S.(Chemical Abstracts Service)、I.N.S.P.E.C.(Physics etc.)等、現在でも可能)。
- (4) 業務の改善
データベース形成後は、
- (a) 従来のカード体目録を凍結・廃止することができる。
- (b) 機械編集・打出しが可能となり、冊子体目録の適時の改訂が容易となる。
- (c) 各種統計が容易となる。
- (d) 新規購入に際しての重複チェックが迅速かつ容易となる。
- (e) 欠号状況が迅速に把握でき、その適切な処理が可能となる。
- (f) さらに、会計業務をリンクさせれば、大学全体としての業務改善の効果は大きいものとなる。
- (5) 業務の処理
- (a) 逐次刊行物については、その利用の迅速化をはかることから、受入、配置を学部共研等が担当せざるを得ない。従って、カレントの入力も、入力方法の学内的標準化を行った上で、中央図書館をはじめとする学部共研等に適正に配置された端末機から常時行うものとする。
- (b) 機械化に伴い、選書、取書、参考業務等について、体制、分担等を、

IV 当面の機械化推進体制について

中央図書館、学部共研等を含めて整理する必要がある。なお、単行書についても同様の検討が必要である。

1. 機械化推進体制の必要性とその視点

以上の検討の結果（特に、「Ⅲ 図書業務機械化計画委員会の検討結果」）を実施するにあたって、それを具体化し推進していく体制が必要である。図書業務の機械化は、全学の図書業務に関連する諸機関・事務組織の業務そのものであるが、本答申の内容とその重要性・緊急性からして、相対的に独自の課題としての位置づけと体制・とりくみが必要とする。この体制の詳細は今後具体化されるべきものであるが、こゝでは、本答申の具体化にとって最小限必要な範囲でその基本点を明らかにしておく。

なお、機械化推進体制の編成・具体化にあたっては、

- (1) 本答申によって方向性が明らかにされた単行書・逐次刊行物に係った機械化計画を具体化し実施に移行させる実践的体制を確立すること。
 - (2) 関連機関・事務組織を含む全学的調整・合意形成を獲得するにふさわしい体制をとること。
 - (3) 本答申では具体化を留保した「その他の図書業務」の機械化問題（例えば、貸出・返却業務、会計処理・予算管理業務）、ひいては、全学的な事務体制の整備・改善とその一環としての「事務機械化問題」の前進に連結させること。
- に留意する必要がある。

2. 当面の年次計画（試案）

Ⅲで明らかにした基本計画に基づき、当面一九八二―八三年度に実施しなければならぬ課題は次の通りである。

- (1) 単行書について、業者委託により、一九八二年度後期より入力を開始すること。逐次刊行物について、学内オンライン処理により、一九八三

年度後期より入力を開始すること。

(2) 必要な事務体制の整備・改善と研修を行うこと。

(3) 後に述べる図書業務機械化委員会、図書業務機械化に関する関連事務会議、およびワーキング・グループを直ちに発足させ、(1)、(2)の課題を推進すること。

3. 当面の機械化推進体制（試案）

上記当面の課題を遂行するために、次の機関の設置を含めた体制の整備を行う必要がある。

(1) 図書業務機械化委員会（仮称）

本答申に基づく図書業務の機械化は、中央図書館、学部共研等の全学の学術情報に関するものであり、また、その実施にあたって全学的合意と協力を要する事項が少なからず生ずる。従って、図書業務機械化は、図書館委員会が、その性格と構成からみて、責任をもって遂行しなければならぬ。具体的には、図書館委員会に電子計算機室等からの専門委員を加えた専門委員会（図書業務機械化委員会）を設置し、推進するのが適切であろう。

(2) 図書業務機械化に関する関連事務会議（仮称）

機械化を実施する上で、標準化・業務処理方法の具体化・確定、体制整備、研修等について関連事務レベルでの調査・調整・合意が不可欠である。しかし、現在のところ、中央図書館、学部共研等、学内の図書業務に関連する事務組織を包括する機関ないし会議体は存在しない。従って、図書館委員会ないし図書業務機械化委員会のもとに、これらの関連事務組織間で機械化に係つての調整・合意を行う会議体を独自に組織する必要がある。組織するにあたっては、例えば社会系四学部共研の事務機構面での相互調整をはかり得る体制をつくることが前提となる。

(3) ワーキング・グループ（仮称）

単行書・逐次刊行物を中心とする機械化にあたって、その基本計画策定、プログラムの開発、標準化（目録記入要項の確定その他）をはじめ

とする固有の業務が生じてくるのであり、電子計算機室の協力を得つ、原案作成・準備を行うワーキング・グループを図書館内に設置する必要がある。このワーキング・グループは、同時に前記図書業務機械化委員会、図書業務機械化に関する関連事務会議の事務局を担当するものでもあり、専念できる体制をつくる必要がある。また、ワーキング・グループの編成にあたっては、1. で述べた三点に留意する必要がある。

〔注・付属資料「図書館のコンピュータ利用状況」省略〕

七二四 推薦入学試験制度について ☆

一九八二(昭五七)・一・二七 理事会(学内)

ま え が き

諸大学の入試制度から生ずる弊害はすでに社会問題となっており、また立命館大学が直面している教学上の諸問題にも、現行の入試制度とかわかつて生起する点が少なくない。これらの点にかんがみて、わが学園は一九七四年(昭和四九)以来、数次の委員会等を組織して入試制度についての検討をかさね、そのたびに答申をまとめてきた。しかしこの間にわたる学内の論議は多岐にわたり、結論に到達することができなかった。立命館大学は、これまで、教学改善のための積極的努力をかたむけ、その成果をあげてきているが、入試問題に関する限り、二部入試制度を除けば、大きく前進していない。しかも、入試をめぐる事態はこの間にも進行し、さらに深刻となりつつある。他方、国公私立の諸大学では、入試制度改革の方策がさまざまに実施されてきた。それらの内容の評価については、なお議論の余地を残しているとしても、その経験から積極的に学び可能な限り施策化していくことが必要であろう。

昨年(一九八一年)三月三十一日に入試制度検討委員会から出された「入試制度改革に関する答申」をめぐる教授会等の議論のうち、すくなくからぬ点については、すでに同答申の中に解決策が示されており、また実施案によって解決しうる問題であったと考えられる。今次の入試制度改革に関する特別委員会は可能な限り、前年度委員会の答申との重複をさげながら、これまでに学内諸機関から出された問題点にこたえ、さらに実施案をもふくむ答申を作成した。ここに提起された推薦入試制度はもちろん万能薬ではないし、その効果がおよぶ範囲も限定されたものであることは明白である。しかもなおその大綱においては、われわれが現実にとりうる入試制度改革策として、他の方策を求めることは、おそらく困難であろう。全学の実りある討議をねがってやまない。

I 大学入試制度をめぐる状況

1. 大学入試をめぐる一般的状況

(1) 国公私立大学の共通一次テストは、大学間較差の解消と受験生の負担軽減を主要なねらいとして始められた。しかし当初の趣旨に反して、却って受験競争を激化させ、「偏差値」による、国公私立大学の新たなランクづけをもたらしている。

(2) 私立大学の入試では、三科目テスト方式が一般化しているが、とくに一部の私大の入試は難化する傾向にある。そのため、これらの私大の入試においては、特定の入試科目を中心とする、私大むけの受験勉強を必要とする一般的傾向をすら生んでいる。

(3) テスト主義のマイナス面は、すでに多くの人びとによって指摘されている。とくに後期中等教育でのいわゆる「ゆとりある教育」の方向がゆがめられ、特定の受験科目に集中する受験勉強によって、受験科目以外の教科をおろそかにする傾向が強まり、一般的な教養が弱まり、総合的な基礎学力の低下をまねき、全面発達を目指す人間形成がゆがめられる結果、後期中等教育の現場において、種々の教育問題、社会問題を生む一つの原因に挙げられている。

2. 本学での入試の現状

(1) 本学での入試について見ると、最近数年、以下のような傾向が顕著に現われている。

① 本学が毎年実施している新入生へのアンケート調査によると、「立命大に入りたくて」入学したのではなく、「他大学に入れなくて」入学した者の比率が、一九八一年度では三九・五%に達し、逆に積極的に自主的に本学を選んだ者はわずか一五%にすぎない。これは入試の結果として、本学で意欲的に勉強しようとする積極的な学生の入学の機会を奪うことになっていることを示している。(資料一)

② 最近数年において、入試合格者の手続率(歩留り)の低下が著しく、

一九八一年度についてみると、全学平均の手続率は、二六・七%（理工は一六・九%）、浪人学生においては二五・三%（理工は一六・九%）である。また関西四私立大学を比較してみても、本学の手続率は最も低い。（資料二）

③ 高校成績と入試合格者の関係については、現役学生と浪人学生別に見ると、一九八一年度は、現役学生においては全合格者中、高校評定平均値A（四・三以上）およびB（四・二―三・五）のもの占有率は八九・二%であり、浪人学生の場合はAおよびBのものは六三・四%である。またAランクの現役受験生の合格率は四〇・〇四%であり、浪人学生の場合は四七・四%である。このことは、本学の入試の難化傾向を示していると同時に、現役学生確保の有効性を物語っているといえよう。（資料三）

④ 入試合格者中での現役学生と浪人学生の占有率についてみると、過去三年間において、全合格者中での浪人学生の占有率は、一九七九年の五四・九%から、一九八一年度には五八・三%に達し、現役学生の占有率は逆に低下している。（資料二）

(2) 入学後の勉学についてみると、講義への出席率、単位不足者、留年者あるいは課外活動などについて憂うべき現象が指摘されており、これに対する対策を講ずる必要性が痛感されている。

3. 推薦入学制度の実施状況とその評価

(1) 推薦入試制度の全国的な実施状況は別表のとおりである（資料四）。私大（四年制）においては、一九七八年度では三三三大学中、一九七大学（六二・九%）が実施しているが、一九八二年度においては、三三四大学中、二二二大学（七一・三%）が実施することになっている。推薦入試制度の導入は今後更に増加するものと思われる。

(2) 推薦入試の募集には、①たんなる学生集めのもの、②各私学がその教学方針にふさわしい現役学生を確保するために行なうもの、との二つの傾向がある。その募集方式は、一般に前者は自由応募制をとり、後者は指定校

制によっている。

(3) 推薦入試についての評価は、実施大学での推薦入学者に関する追跡調査報告によれば、次の通りである。（資料五）

① 選抜入試成績・高校成績と大学成績との相関関係について、(イ)選抜入試成績と大学成績との有意な相関関係は明確でない（上智大）、あるいはほとんど認められない（早大）、(ロ)高校成績と大学成績とのあいだには相関性がある（同志社大）、(ハ)推薦入学者は試験入学者より優れた学業成績を示すものが多い（筑波大）、としている。

② 入学後の推薦入学者の勉学状況については、次のような指摘がある。

(イ) 一般に推薦入学者は、良い成績をおさめ、クラス平均値をこえている（上智大）。

(ロ) 単位不足者、留年者の比率は、他よりずっと低く（早大）。

(ハ) 専門科目や卒業論文で良い成績をおさめ、卒業式の総代にも毎年候補者にあげられている（早大）。

(ニ) 積極的に授業に出席し、よく勉強するという態度が特徴的である（筑波大）。

(ホ) 高校での基礎学力を主台にして、学業に優れた成績をおさめ、試験入学者よりはるかに良い（同志社大）。

(ヘ) 明確な志望と勉学意欲をもって、学部を目指すという趣旨が生かされ、成功である（早大）。

以上のように、今後いくつかの改善を要する点を指摘しながらも、各大学とも推薦入試制度について積極的な評価を与え、更にこれを拡大する方向で考えようとしている。

(4) 推薦入試制に関する高校側での評価のまとまった報告はないが、

① 推薦入試制は、高校教育の現場の教育を正常化し、各大学の教学理念を理解して、それにふさわしい意欲的な現役学生を進学させるのに好結果をもたらさうし、またもたらしているとする積極的な評価が強い。

② しかし一部には、推薦あるいは調査書における不明朗な事態の発生は皆無とはいえない面もあり、また推薦制は高校教育の現場の混乱をひき

おこすという意見もある。これらのありうべきマイナス面は、それを防
止する相応の措置を講じておかななくてはならない。

また、現在、国公立大学と併せて、一九八一年度には四四六大学中、
すでに二八六大学（六四・一％）が推薦制を実施しているが、それによ
つて、高校教育の現場に、上述のようなマイナス面が一般化し、拡大し
ているという報告はみられない。

(5) 指定校制による推薦入試実施の具体的状況は九大学についてみると、ほ
ぼ次の通りである。（資料六）

① 試験期日—一般的には推薦制実施全大学中のほぼ七〇％近くが一月
下旬から二月中旬に実施しており、そのうち二月中旬実施が最も多
い。しかし、主要大学についてみれば、一月中旬に可否を決定するもの
が大部分である。

② 推薦基準—九大学についてみると、高校成績の評定平均値四・〇以上
とするものが大部分である。文・英米や理・数学などで四・二―四・三
以上とするものが一、二ある。

③ 選考方法—九大学についてみると、面接・調査書によるものが主流で
（八大学一〇学部）、面接・調査書に小論文を課すものが四大学五学部
である。面接のみ、あるいは調査書のみによるものが三大学四学部で、
その場合、九〇〇―一、〇〇〇字程度の志願理由を書かせるものがある
（法政大）。面接・調査書・小論文・外国語学科試験を課すのは上智大
の全学部である。

④ 推薦入学志願者数と入学許可者数

(イ) 九大学中、七大学（早大、慶大、明大、立教大・文、法政大、中央
大、同大）が志願者全員の入学を許可している。

立教大・法、関学大・理および上智大は、選抜の意味をある程度加
味して、全員合格とはなっていない。

(ロ) 学部学生定員と推薦入学者数との関係について主流的な傾向は見出
せないが、九大学についてみると、定員の一〇％以下が五二・三％、
一―三〇％が三四・三％、三二％以上が一四・二％となっている。

(イ) 推薦制において指定校制を採用している大学は、大学と高校間の信
頼関係を基礎としており、高校の推薦を信頼して、被推薦者のほとん
ど全員を入学させる傾向が強い。同時に前述(4)―②のような不明朗な
事実があつた場合には、一定の制裁措置を用意している。

II 本学における推薦入試制度実施に向けての基本的な考え方

1. 本学における入試制度も大きくみれば、本学の大学としての発展とともに
改革されている。

(1) 戦時下、本学は専門学校を主体として、大学としては一学部のみで、こ
じんまりとその伝統を維持してきたのが実情である。その伝統、研究・教
育には誇りうるものがあつたとしても、大学としての社会的評価はその範
囲のものであつた。

(2) 戦後、新制大学の発足を期に末川博先生を中心に、法・経済・文・理工
の四学部を擁する総合大学として、「学問の府」にふさわしい大学づくり
を目指す努力が始められたとはいえ、一部七、八九四名、二部五、二〇六
名（一九五三・昭和二八年）という在学生数が端的に物語るように、向学
心に燃える有職者の二部入学が多く、一部に対する社会的評価の向上は遅
々たるものであつた。

(3) 大学に対する評価は、研究の業績が積みあげられることと共に、入学し
た学生を立派に教育して、多くの有用な人材を社会に送り出すことにあつ
た。当時の主要な課題のひとつは、教育すべき学生の確保にあつた。

当時の入試制度は、

(イ) あらゆる高校からの推薦者（数は問わない）の受入れ（二月―一月）

(ロ) 第一次入学試験（二月） (ハ) 第二次入学試験（三月）

と、現在、学生数確保に努めている大学・短大とよく似た形態がとられて
いた。

(4) このようにして確保した学生に対する教師側の努力は大変なものであつ
たが、その努力は着実に成果をあげ、社会的状況の変化による二部学生の

減少にもかかわらず、一部志望の学生数が増大していった。この時期に大学として一層の飛躍をするためには、一定の学力水準をもつものに対する手厚い教育を留意する必要があるようになり、また、その条件が大学に対する社会的評価の向上とともに整ってきた。

(5) と同時に、当時の入学試験は学部毎に自主的におこなわれる体制にあったため、学部による推薦入学の可否基準の設定にバラツキが生じ、また社会的には入試の厳正さに疑問をもたれがちな余地も残していた。

(6) そこで、一九五六年（昭和三十一年）から推薦入学制度を廃止するとともに、大学教育を受けるにふさわしい学力をもつ学生を厳正に選抜するため、全学共通の入試体制を組むこととし、他私学に率先して、情実の入りこみややすい制度上の余地を完全に断ち切って現在に至った。

(7) この時期の本学の英断は、また、本学の評価を高めた。そして入学者に対する教育努力とともに、逐年その評価は向上し、「立命館に裏口入学なし」という評価、清潔・公正のイメージも社会的に定着していった。

2. わが国の高学歴化社会の現状と、それに対応できない大学制度は、すでに述べた「受験地獄」ともいわれる矛盾をつくりだし、本学もその中にまき込まれざるをえなくなっている。かたて加えて、本学が私学として、否応なく競合関係にたたされる他私学との関係もあって、「厳正なる入試」を誇りつつも、いろいろな矛盾をもたざるをえなくなっている。

例えば、④三科目入試でよいのか、⑤数万の答案を短期間に採点しなければならぬことからくる出題傾向で真の学力がはかれるのか、⑥入試が難しくなるにつれて現・浪の比率が後者に傾く傾向をよしとしていいのか、⑦歩留り率の低下や、希望していなかったが仕方なく来たとする入学者状況をこのままは認していいか、⑧本学入学後、他大学受験で、大切な一回生の教学が混乱するのを座視していいか、など問題をあげればいくらでもある現状である。

(1) そこで本学では六〇年代後半から、このような疑問のおこることを憂い、入試改革の検討を重ねてきた。その努力は一九七四年（昭和四九年）「谷

岡」委員会答申としてまとめられた。

(2) ここでは、入試改革の大学内部で可能ならゆる提案が検討された。しかし、一私学の力量では「理想的入試」実行は不可能であるとして、その改革は部分的手直しにとどめ、他は課題としてあとに送らざるをえなかった。

(3) ここに提案する改革案も、その意味では、やはり部分的手直しという段階にとどまるものである。とはいえ入試制度が作り出している最近の矛盾をいささかでも緩和する方向にすすみつつ、高校教育全般の発展に寄与できるものとして、次のように考えた。

(イ) 厳正なる入試の基本線はあくまでつらぬく。

(ロ) 現行の入試制度の継続を依然として主体にし、その可能な改善には今後ともつとめる。

(ハ) それに加えて、

a. 不本意な入学者の減少をはかり、本学（学部・学科・専攻）での積極的な学習意欲をもつ者の増加をはかり、

b. 入学者の現役・浪人比率で現役確保に努め、

c. 前述の調査でいわれている「入学後ののびは入試成績より、高校時代の成績との相関が高い」ことを考慮し、

d. 現行の入試科目のもつ基礎学力的性格を承認しつつも、高校教育の全般的学力の高さ、それを基礎とする視野の広さと学校生活全体のかなでの積極性を、大学教育のなかに生かし発展させる。

(4) ここに新たに提案する推薦入学は、その趣旨からいって、かつて本学がおこなっていた学生数確保のそれとも、また、現在、他大学の一部や短大等にみられる学生数確保のためのそれとは本質的に異なるものである。

(5) この趣旨をいやすためには、次に述べる制度内容の検討が重要であろう。

Ⅲ 考えられる推薦入学制度

1. 入学許可数
各学部（学科・専攻）入学人員の一〇％以内を目途とする。
2. 被推薦者の資格条件
当該年度高等学校卒業見込の者（現役）で、高等学校第三学年第一学期までの、全科目の評定平均値の平均が四・〇以上あるもののうち、
イ、本学の学部（学科・専攻）での勉学を熟望し、かつ、
ロ、ホームルームや課外の諸活動で積極的な役割を果たした者。
3. 指定校
各学部（学科・専攻）ごとに指定校を定める。指定された高等学校は指定された学部（学科・専攻）に一名の推薦ができる。しかし、一高等学校に対しては二学部（学科・専攻）までしか指定しない。このため指定の段階で調整する。
4. 指定校の指定方法
指定校は年度ごとに決定する。当面は、本学への志願者数、入学実績等を勘案して決定するが、順次、推薦入学の実績、推薦入学者の大学入学後の成績等をも加えて選定する。
また、推薦にあたって不正等があった場合は、指定校取消等の措置をとる。
5. 実施期日
一〇月下旬から一月上旬に推薦をうけ、一月中旬に合格者を決定する。
6. 選考方法
高等学校長の推薦を尊重するが、面接をおこなったうえで合格者を決定する。
7. 入学手続期日
一月中旬には入学手続を完了させる。

IV 推薦入学制度実施に向けて検討を要するいくつかの問題

1. 指定高等学校の具体的選定基準・方法
2. 推薦に必要な書類・項目

3. 実施体制（統一実施か学部ごとか、面接体制）
4. 指定高校に対する説明会の開催と方法
等の諸問題があり、これらは今後実施にあたって「実施委員会」（仮称）を設置し、具体的に検討したい。

参考資料（省略）

- 資料一 新生へのアンケート（特に立命館大学に入学した理由など）
- 資料二―一 現役・浪人別志願者・合格者・手続者状況（最近三年）
- 資料二―二 関西四大学志願者・合格者・入学者等調（八一年度）
- 資料三 評定平均値別受験者・合格者・手続者状況（八〇、八一年度一部）
- 資料四 推薦入学実施状況
- 資料五―一 推薦入学制度をめぐって―上智大学―
- 資料五―二 推薦入学者の追跡調査について―早稲田大学―
- 資料五―三 高校成績のよい者ほど伸びる―同志社大学―
- 資料五―四 筑波大学推薦入学者の追跡調査
- 資料六 主要私大の推薦入学制度実施状況

七五 〔学園規模(学部、学生数、教職員数)について〕

— 第三次長期計画に関する答申(一) ☆

一九八二(昭五七)・三・三一 八〇・八一年度長期計画委員会

一九八二年三月三十一日

総長 天野和夫殿

長期計画委員会

委員長 二場 邦彦

第三次長期計画に関する答申について

当長期計画委員会は、学園の八〇年代およびそれ以降の長期計画策定に
関して、総長より三つの基本課題と八つの追加課題の諮問をうけ、鋭意検
討を重ねてきました。今般、ここにその成案を得ましたので答申致します。

はじめに

今次の長期計画委員会は一九七九年度全学協議会確認をふまえて発足したも
ので、私学危機の深化という厳しい情勢の下で、平和と民主主義の理念に立つ
立命館大学の創造的発展の方向を明確にするという課題を負っています。

本学の歴史をふり返る時、八〇年代及びそれ以降を見通した長期的課題につ
いて答申することは極めて意義深いものがあります。それは、本学が第一次長
期計画(一九六三〜七二年度)と第二次長期計画(一九七三〜八〇年度)とい
う一八年間にわたる取組みをへて、一九八一年に衣笠への一拠点化を完成させ、
今まさに、一拠点化という基盤の上に、この間に発展させた教育・研究の内容
・条件・体制、学内諸組織の力量と学園内の民主的協議体制、財政的力量など
の力によって、総合大学としての一層の飛躍を追求する、いわば学園の本格的

な創造的発展の時期ともいうべき新たな局面を迎えているからです。

しかし、新たな創造的発展への取組みをとりまく情勢には厳しいものがあり
ます。何よりもまず、大学の存立の基本にかかわる平和と思想の自由をおびや
かす状況が強まっています。さらに、教育・研究にかかわっては、教育面では、
今日の学生実態に即して、また教育への今日の社会的要請をふまえて、そのあ
り方についてさらに深い検討を加え、教育の方法や条件を大幅に改善する必要
が生じています。また研究面でも、最新の成果をふまえて国民的要請に応えう
るよう、研究の方法・体制・条件を抜本的に改善する必要があります。このよ
うに、教育・研究について抜本的な改善が必要であるにもかかわらず、私学に
対する公費助成は不十分であり、かつ行政改革の中でその抑制が提唱されてお
り、他方では学費の高騰が学生生活を困難ならしめ、教育の機会均等を破壊す
る状況も生じており、総じて私学財政をめぐる条件は極めて困難なものになっ
てきています。

こうした状況に対し、文教政策は産業界の要請をふまえて、職業人養成から
大学院大学までの後期高等教育機関の多様化を進め、またこの中で、研究面で
も、ビッグ・プロジェクトへの予算集中、研究員の流動化などによって、研究
機能を強く持った大学とあまり持たない大学を作り出すなど、大学間の格差構
造を形成しようとしています。こうした多様化という名の格差構造の形成は、
研究と教育を分断し、また民主的研究体制作りを妨げるものですが、同時に、
それが個別大学にとっては、大学への社会的評価と結びつき、また受験者や入
学者の数や質に影響し、さらには文教予算の配分に関係するなど、教学上・財
政上、影響するところは大きいものがあります。

全ての私学にとつて、以上のような厳しい情勢の中で、いかにして国民の期
待にこたえて教育・研究を充実させるか、またいかにしてそれを財政的安定に結
びつけるか、そのために個別大学としてはいかなる努力をし、文教政策には何
を要請するかを明らかにすることが緊急の課題になっています。

本学においても、以上のような状況はすでに具体的に現われてきています。
特に、最近、きわめて明確になってきた公費助成額の頭打ちと受験者数の減少
は、本学財政に重大な影響を与えるものとして注目する必要があります。こう

した厳しい情勢であるだけに、学園の創造的發展の長期的路線を明確にするこ
とが大切であり、この答申はそのための全学的討議の素材となるものでありま
す。

さて、本答申は、一九八〇年度に諮問をうけ、二カ年にわたって検討を続け
た三つの基本課題と、一九八一年度に諮問された八つの追加課題に対するもの
です。

このうち、三つの基本課題は、大学の中心をなす教育・研究に対する社会的
要請や学生実態の変化とかかわって、本学の大学としての役割を前進させるう
えで抜本的な改革が必要であると認識されてきた課題であり、今日の、全学的
努力によって実現してきた到達点の上に立って、まず緊急に取り組むべき基本
性格のものであると考えます。即ち、二部教学の抜本的改革は、二部をとりま
く社会的情勢の変化が教学の現場に及ぼしている厳しい状況と、他方での社会
人からの多様な教育要求の存在をみると、早急な対応を必要としており、ま
た研究活動の保障についても、教育活動・研究活動・大学自治活動がそれぞれ
に発展する中で、教職員一人当り学生数の過大という条件に規定されて、相对
的に矛盾が集中している研究活動を前進させ、研究をとりまく厳しい客観情勢
の中で国民的要請に応える方向を明らかにする重要な課題であり、さらに学園
規模の検討は、一部教学を含めて、こうした教育・研究を進展させるための現
実の基盤を作るといふ意味を持っています。

こうした意義をふまえて、長期計画委員会は基本課題に対応する三つの小委
員会を設け、専門委員の協力も得ながら、精力的に審議を進めました。小委員
会の編成は次の通りです。

○第一小委員会（末川 清小委員長）

基本課題：八〇年代およびそれ以降（衣笠一揆点計画完成後）における

本学の長期的かつ総合的發展、特に本学が果たすべき社会的役割を視

野に入れた学園規模（学部、学生数、教職員数等）について

追加課題* 高中教育の改善・充実について（移転問題を含む）

* 学園財政の確立について

○第二小委員会（乾 昭三小委員長）

基本課題：二部教学の抜本的改革について

追加課題* 厚生政策（生協の位置づけと役割を含む）について

* スポーツ政策について

○第三小委員会（遠藤 晃小委員長）

基本課題：研究体制・条件、施設・設備、研究事務機構等、研究活動の

保障について

追加課題* 学部教学の改善・充実について（教育の内容・方法の研究、

学生の国際交流を含む）* 学生の国際交流の制度化について

は、別立ての答申とした。

* 大学院教学の改善・充実について

* 図書館のあり方について

各委員会の審議回数を見ると、第一小委員会二四回、第二小委員会二七回、
第三小委員会三四回、小委員長会議一五回（合宿を含む）、委員会総会一六回
で、延回数は一六回にも及んでいます。

しかし、こうした精力的な審議にもかかわらず、課題の性格から、基本課題
の検討が十分でないものもあり、課題による検討の深浅を免れることは出来
ませんでした。特に、「学園財政の確立」という課題については、他の諸課題
との関連でも審議しましたが、他課題の結論が出たあとの時間的制約から、独
自の答申としてはまとめるに至りませんでした。

そうした検討度合の深浅があるとはいえ、基本課題については具体的な対応
方向にまでふれており、また追加課題についても全学的な検討を必要とする課
題とその検討の方向を新たに提起しえたものが多く、今後の全学討議の素材と
して十分役割を果しうると確信しています。

最後に、一九七九年度全学協議会確認は、「学園の新たな創造・展開に向け
ての基本的課題の策定・具体化には、これまでに比べ、さらに質的に高度な全
学の英知と力の結集が求められる」と述べていますが、学園構成員が率直に思

うところを出しあい、真摯で集中的な全学の討論が組織されることを期待します。

八〇年代およびそれ以降（衣笠一揆点計画完成後）における本学の長期的かつ総合的發展、特に本学が果たすべき社会的役割を視野に入れた学園規模（学部、学生数、教職員数等）について

はじめに

① 長期計画委員会第五回総会（八〇年六月開催）において設置された第一小委員会（末川 清委員長）は、長計委員（松岡正美、竹上信次、前田孝生、岩井忠熊、金井直彦）による五回の委員会、専門委員（伊藤堅二、奥地 正、慈道裕治、川口清史、高橋喜久夫、杉田嘉一郎）を加えた一三回の委員会、合計一八回、一年三ヵ月にわたる小委員会の論議を経て、ここに「学園規模」問題にかかわる答申をまとめるにいたった。

② 本学は八〇年代の幕開きとともに「学部学生数減」の政策に具体的に着手した。「学生数問題は教育・研究の充実のためには常に基底の問題として存在していた」（七九年度長期計画委員会・学生数問題に関する中間答申二頁）のであり、これへの着手は本学の歴史の上でまさに画期的なものである。しかし、七九年学費改定をめぐる全学討議でも明らかにされているように、この実践が決して容易なものではないことは論をまたないし、同時にこのことから「将来にわたる中規模都市型大学としての学園規模の問題をも策定しなければならぬ」（七九全学協確認文書一三頁）という新たな課題を全学に課していたのである。

③ 折しも政府は、第二臨調第一次答申をうけて、いわゆる「財政再建」「行政改革」を推進しようとしており、わが国の高等教育、とりわけ私立大学をとりまく情勢がいよいよ厳しくなるであろうということは明白である。相対的低学費を堅持しつつ、学部学生数減の実現、教育研究の一層の充実発展を

期する本学が、他私学に比してより多くの困難に直面することは否めない。④ それだけに全学が、一揆点完成という到達点に安堵することなく、八〇年代およびそれ以降、ひいては二一世紀にもつながらる学園のあり方について、基本的な点での意志統一を固めることが重要となっている。ここに提起する答申は、全学の意志統一のための叩き台の役割をもつものであり、これを契機とする活発な全学的論議の展開を期待したい。

⑤ なお、本答申は、「学園規模問題」にかんするものとして、「八〇年代およびそれ以降の学園創造に向けて」（七九全学協確認第二章）の新たな長期計画の策定という全面的な課題の一部をなすものとして、その基本的な「わく組み」の見当をつけようとするものであることにも留意されたい。その「わく組み」に盛り込まれるべき豊かな「内容」については、(1)第一次長計以来の「国民的立場に立つ、現代化・総合化・共同化」の基本視点の堅持の上に、(2)小集団教育や二部改革その他この間の豊富な教育・研究上の実践の総括の上に、(3)「国際性」「地域性」等の新たな現代的諸観点を加えて、現代社会が提起する諸問題に即応した教育・研究のあり方として、全学の創意を結集して別途に具体的に追求されねばならないであろう。そのためにも「わく組み」についての大きな目途がはっきりさせられることは、必要かつ有益なことと思われる。

I 学園規模問題の歴史的経過（資料I—1、I—2参照）

1 「学園規模」問題の意味

① 学生数問題を含む「学園規模」問題は、戦後の私立大学に共通の重大な課題でありつづけてきた。大戦終結後急速に高まった国民の高等教育要求にまともに対応することのなかった政府の高等教育政策、とりわけ無責任な私立大学政策の下で、大部分を私的負担に頼らざるをえない私大財政は、必然的に高学費（単価のつり上げ）とともに学生数の増加（個数の追求）に追い込まれていった。かなりの私学で、悪質な経営者の営利主義的私物化が加重されることにより、しばしば深刻な腐敗現象すら生みだしてきた

ことも周知のとおりである。

ともあれ、特殊に日本的な社会問題のひとつとなつて私大問題において、「水増し」による過大な学生数とその結果としてのマスプロ教育（非教育）の異常な拡大が、日本の私立大学をおおむね諸矛盾の最大の焦点をなしてきた。そして一〇数年来の公費助成運動の巨大な成果も、そのあり方をなお基本的に変えるには至っていないといつてよい。

② 戦後早々に誇るべき民主的な出発点を築きえたとされる本学のばあいにおいて、もちろんその法則性を免れることはできなかった。のみならず旧制大学とはいいながら単科大学に近い戦前の歴史からして、引継ぐべき遺産が極めて少ないというハンデをもつた条件の下で、有力他私大に伍して急速に総合大学としての地歩を築いてきた本学は、「学園規模」問題とのより厳しい対決に直面せざるをえなかった。

こうして、「教学と財政の接点」として学生数をどのように設定するかは、本学の戦後における壮大な発展の全過程を通じて最大の問題点のひとつであった。

2 第一次長期計画の確立

① 「都市型中規模—二万人大学」構想の確立とその急速な実現

敗戦直後の廃校の危機を末川博総長を迎えることよつてのりきつた本学は、全学の民主化運動に支えられて学園の復興にとりくんだ。多くの私学が、本来とりくむべき大学改革に目を向けず、専ら物的条件の整備に終始するなかで、本学の民主化運動（全学協議会・総長公選制など）は注目に値するものであつたが、しかし当時の運動の力量や到達点から、本学もまた当初のいわゆる「私学拡張競争」の波にまきこまれざるをえなかった。

一九五〇年に四学部六、九〇〇名（内二部三、一〇〇〇名）であつた学園（学生数）規模は、わずか五年後の五五年に学生数一五、九〇〇名と実に二・三倍にまで拡大する。狭いキャンパスに学生が溢れ、マスプロによる非教育状況が拡大し、学生・教職員の不満が鬱積した。こうして全学の批判の中でのいわゆる「緑の学園構想」の挫折が、大きな転換点を象徴する

出来事として現れることとなつた（一九五五年）。これを機に学園は、容易な拡張政策への自省期に入り、内部充実と科学的な長期計画づくりへの模索が開始される。戦後の「復興」期から六〇年代の「振興」の時期へと進む学園の一道程でもあつた（二六一年学園振興懇談会創設）。

② 深刻な反省とその後の全学の真剣な論議の上に、一九六三年「学園振興基本要綱」が確立された。通称「（昭和）三八年長計」とよばれる一〇カ年の第一次長期計画である。本学の歴史上、初めての本格的な長期計画の登場であつた。

この計画は、当面は二拠点とする学部移転を年次計画的に実現しながらも、基本的には「衣笠一拠点を志向する長期総合計画」と名付け、そのなかで学園規模目標を「都市型中規模—二万人大学」とした。また、このための財政計画を「経常・建設両勘定の区分」「人件費（六五・七〇％）・物件費（三五・三〇％）のバランス指標」「予算定員六六〇名」などにより具体的に確立した。また「現代社会の国民的要請、総合大学の機能強化、経営基盤確立に役立つ新学部の設立」、マスプロに対抗する「小集団教育」「プロゼミの実施」「国民的要請にこたへる教学の充実」などを明確にかけ、まさに長期総合計画の名に値する画期的なものとなつた。

③ 長期計画に基づく新しい学園づくりは着実に進展した。六二年経営学部設置、六五年の産業社会学部設置と経済・経営両学部の衣笠移転がつづき、産社全学部が充足された六八年には、一部六学部、二部五学部、学生数二二、八〇〇名の総合大学として発展した。計画発足前六一年の四学部一四、〇〇〇名と対比してみると、この八年間の計画的でしかも急速な発展の成果を見ることができるといふことができる。

また六六年から六八年をピークとする高等教育進学人口の激増期に対応して、本学が長期計画の展開でもつて、その社会的役割を果たしてきた点についても注目しておくべきであろう。

3 第二次長期計画の確立と教学改善の努力

① 前述したように、戦後大きなハンデをもつて出発した本学は、全学の力

量を結集して創りあげまた実践した第一次長期計画により、六〇年代において全国私学の中でも一定の地歩を築くことができた。しかし、本学が今日見るような社会的評価を得るまでには、さらに七〇年代の厳しいとりくみが必要であった。そしてその方向性は、第一に本学が全国に先がけて実践してきた小集団教育の当然の帰結である「学部学生規模の適正化の検討」であり、第二に名実ともに総合大学のメリットを追求する立場からの「衣笠一拠点化の早期実現」であり、加えて第三には、全国に大きく先がけての二部改革の追求であった。

② 学園紛争を全学の力で克服した七〇年、当時の長期計画委員会は「学部学生規模の検討」を重点課題の一つとしてとりあげ（七〇年九月答申）、翌年三月の大学協議会決議は「適正な学部規模」という目標を明確にかかげた。しかしこの目標は、本学の力量の到達点に拘束されて、衣笠一拠点の実現まで約一〇年間にわたり棚上げされざるをえなかった（もちろん、この間に教員六七、職員三五、計一〇二名にもぼる増員など、他面での努力は尽くされた。資料1-3-4参照）。七三年・七五年の全学協確認に明記されている「衣笠一拠点完成時を目標とする学生定員減の検討」は、全学合意の質量両面での大きな前進の中で得られたものであるとともに、本学の力量の限界を示すものでもあった。

③ 一方、七〇年全学協では、「一拠点問題の民主的解決・二拠点状況の早期克服」が確認され、これをうけて七三年「一拠点実現の長期計画」が確立された。通称第二次長計である。第一次長計において「衣笠一拠点志向」を打ち出して以来一〇年、一拠点化は具体的な「実現」課題として全学の前にすえられた。五〇億円の財政計画（結果は一五二億円となった）をもつこの長期計画は、七三年、七五年の全学協をはじめ、年々の学園振興懇談会等での論議・検証をへて、本年三月、最後まで広小路に踏み留まっていた一部法学部の移転をもって完了した。

4 七九全学協確認における学部学生数減への「ふみきり」と「学園

規模」問題の必然的登場―第三次長期計画の課題

① 学費改定をめぐる激烈な全学論議のなかで創りあげられた七九全学協確認は、教育・研究の充実改善の重要な条件として「学部学生数減」の施策にふみきった。七〇年代初頭から目標としながらふみきりえなかったこの施策も、「本学の一拠点化を中心とする長期計画の進行と公費助成の前進」という全学の努力のなかで、わが学園もようやくこれを実現する現実的條件をつくりだした」（七九確認文書九頁）のである。

② 衣笠一拠点化という大事業遂行のためやむをえなかったとはいえ、七〇年代での「学部学生規模の適正化」課題へのとりくみの立ち遅れは、本学の教学基本条件に重大な落ちこみをもたらした（七九長計中間答申四頁以下参照）。学部学生数減の施策は、この落ちこみを相当程度にまで回復は正することを当面の最重要課題として位置づけたことにより、全学がこれに「ふみきった」ものである。後退はできないし、させてはならない。

③ しかし、これが容易な課題でないことは、これまでの本学の歴史が示しているところである。後退をくい止め、前進的に遂行していくためには、学部学生数減の施策をそれ自体の量的問題としての枠内にとどめることなく、学園の到達点をふまえた長期にわたる学園全体のマスタープランのなかに位置づけることがなければならない。情勢の要求するところを充分に見極めつつ、社会的要請や国民的期待に応えうる総合大学としての長期的な大学づくりの計画を確立し、これに基づく全学の合意を固めてこそ、学部学生数減の施策と本学の発展の道が結合するのである。ここに「学園規模」問題の新たなそして必然的な登場がある。

④ 七九全学協確認は、八〇年代およびそれ以降における「学びがいと働きがいのある」学園像を明確にさし示した。その実現のためには、まさに「本学の長期的かつ総合的發展、特に本学が果たすべき社会的役割を視野に入れた学園規模（学部、学生数、教職員数等）」（八〇年長期計画委員会への総長の諮問事項）の確立がどうしても必要なのであり、これを支える財政計画などを含む第三次長期計画が、全学の力で早期に確立されなければならない。

II 学部学生定員減、教職員一人当たり学生数減の積極的意義

1 「積年の課題」実現の重要な歴史的意義

① Iの経過のなかで詳述したように、学部学生数減は本学にとつて一〇年来的課題であった。六三年第一次長期計画において設定された予算定員は、それ以前の歯どめのない学生数増をチェックするとともに、「教学と財政の接点」として全学の英知の結集により生みだされたものであり、今日の本学を築きあげるための財政的基礎条件づくりにもかかわって重要な歴史的役割を果たしたものである。しかし、それ自体定員にたいする一・六五倍の「水増し」を示しており（当時の定員は四〇〇名、七六年以降五〇〇名）、教育・研究・労働の諸条件上の悪化要因を内包していた。特に、七〇年代に入つて、私学にたいする経常費補助のメリット配分との関係で、各私学が一斉に水増し是正にとりくんだこともあって、本学のこの面での落ちこみは際立ったものとなった。資料III-7等に見るように、本学は一〇私立大学中最下位であり、まさに本学の教学の高い到達点にふさわしくないアキレス腱となるにいたつた。

② 本学の教学改善の努力、とりわけ小集団教育へのとりくみは、必然的に「学部学生数減」問題を課題化させる。七〇年代初頭に小集団教育の体系的確立を果たした本学が、他私学に先がけて「学生数問題」を課題としたのは当然であった。しかし、本学の力量はこれへの具体的なとりくみを、一〇年間にわたって延期させざるをえなかった。苦渋の一〇年間というべきである。

いま、その積年の課題にとりくむ条件が全学の力でようやくつくりだされてきていることを、冷静かつ客観的に評価するとともに、この貴重な到達点をぜひとも発展させていかなければならない。

2 教学の基礎的諸条件の改善と教学改革の展望

——課題実現への全学的結集の必要

① 学部「学生数減」——「教職員一人当たり学生数減」が、教職員の教育・

研究・労働条件の改善に直結することは論をまたない。加えて、他私学に類を見ない小集団教育を軸にした本学の教学の到達点は、これによりさらにその水準を高めることになる。少くとも一〇私立大学の平均の水準にまで、何カ年かの計画により近づけることが、当面の目標となろう。

このばあい、とくに本学の職員数の際だった落ちこみについても正確にとりあげるべきであろう。職員での悪条件は、本学の教育・研究の水準に直接にかかわる問題として扱えなければならない。本学における「教学を支える職員の位置と役割」を正しく判断し、本学が独自に築いてきた教員・職員の共同化の到達点の上に立つて、本学にふさわしい教職員構成比に基づいた、この面での落ちこみ是正にとりくむことも重要な課題となる。

② 学部学生数減は、教職員の教育・研究・労働諸条件の改善にのみとどまるものではない。人的基礎条件の抜本的改善を大きく手がかりとして生かしつつ「学部教学の一層の改革」、教育・研究・自治の単位としての「学部適正規模の追求」、学園規模との関連を含む「学部の再編」、そして「学部・学科の新設」等々、社会的要請と国民的期待にこたへる本学の教学改革にしっかりと結合させていかなければならない。

III 学園規模問題の前提と問題点

1 「学生数(減)問題」と「学園規模問題」

さきに引用した七九年度長期計画委員会の「学生数問題にかんする中間答申」は、「水増し是正」としての学生数減の問題と学園規模問題との相違と連関をつぎのように整理していた（同答申八頁上段）。

「学生数(減)問題」と将来のあるべき「学園規模」の問題や、その中で適切な「学部規模」の問題は一応別個の問題として取扱われるべきである。

「水増し」を是正し、土地問題等の物的条件も含めた教育研究条件のたえまない前進の過程で、社会的諸条件の変化と本学の果たすべき社会的役割り、社会的責任のあり方を正確に見極めつつ、新学部問題等をも考慮しながら、「学園規模」「学部規模」の具体的なあり方がむしろ積極的に追求されてよい（学

園規模はより大きく、学部規模はより小さく」との含意（筆者注）。

2 七九全学協方針による学部学生数減（水増し是正）の実施に伴う

総学生数の急減と学園規模問題のとりくみの立ち遅れ

七九全学協確認による第一段階（八〇～八三）のクラス学生定員減を内容とする学生数減（一部「六六〇→六〇〇」）は全学で毎年四三五人ずつの減少をもたらしながら今年でもう二年目に入っている。クラス数減を内容とする第二段階（八三～八六）の計画（「六〇〇→五五〇」）は、一・二部学友会の反対表明のなかで（七九全学協確認九頁下段参照）、理事会責任により実施されることになっているが、その完成によって一九八六年の六学部一・二部合計の総学生数は一七、三九六人と、一〇年前一九七六年のピーク時の学生数二三、一二二人に比べ約五、七〇〇人の減少とすることが見込まれている。

水増し是正の方針をさらに貫徹して、ひきつづき八七～九〇年のつぎの四年間で認可定員までの学生数減（「五五〇→五〇〇」…理工四〇〇、二部二〇〇→一〇〇）の第三段階の計画が設定されたと仮定すると、一九九〇年における六学部の総学生数一五、九〇〇人と、ピークからは実に七、二〇〇人も減少することになる（表1、資料I—4、I—5参照）。

すでにふれたように、七九全学協確認において「学部学生数の計画的削減とあわせて、立命館大学の果たしてきた社会的役割に照らし、将来にわたる中規模都市型大学としての学園規模の問題をも策定しなければならぬ」とされた課題へのとりくみが、明らかに立ち遅れている間に、事態は年々進んでいるのだということをまずは客観的に確認しておくべきであろう。

〔表1〕 総学生数の推移見込み

'76	ピーク時	23,112人	ピーク時から
'81	現在	20,903	2,200人減
'83	第一段階完成時	19,200	3,900人減
'86	第二段階完成時	17,400	5,700人減
'90	第三段階（仮定）完成時	15,900	7,200人減

3 学園規模の縮小にたいする学内外の批判と諸論点

「学園規模」とは、校地・校舎等の物的側面と教職員・学生等の人的側面から総合的に形成されるものということができるが、何よりも学生数とその第一次的な指標とされることはいうまでもない。その意味での学園規模の縮小については、従来学内外からさまざまな批判や問題点が提起されてきている。以下その主要な論点と思われるものをあげてみよう。

① 「都市型中規模二万人大学」というのは、一九六四年に全学合意のもとに策定された学園規模にかんする明確な大学の方針であって、それがなしくずしに崩されることは許されないと意見がある。たしかに七九年全学協においても学生諸組織は明確に反対の意向を表明しているし、全学協確認でも、一定の学部学生数減は承認されているが、学園規模の縮小そのものは了解されておらず、前述したように、逆に「将来にわたる中規模都市型大学としての学園規模」の策定という課題を再確認している。

② 学生数規模は、従来「教学と財政の接点」といわれてもきており、従って学生数の縮減は財政基盤の弱体化につながり、また相対的低学費政策の崩壊をも導きかねないとの意見があるが、これも無視できない強さをもっている。

本小委員会が消費者物価上昇率毎年五％、公費助成増毎年四％など一定の指標をいた上で作成した試算によると、本学の経常財政は、学部学生数削減第二段階の完成年度たる八六年までのところは単年度収支・全体収支ともほぼ均衡を見込むことができるが、八七年以降は急速に悪化して、九〇年には累積赤字二七億円（学部学生数「五五〇」のままのばあい）ないし五〇億円（認可定員「五〇〇」まで減らしたばあい）に達することが予想される（資料II—1、II—2、II—3参照）。

③ 規模の大きさが唯一とはもちろんいえないまでもひとつの重要な社会的評価の基準である以上（資料III—10参照）、学生数の減少は私立大学間での位置の低下につながるの見方も、一定の説得力をもっている。つぎの表に明らかかなように、本学の九〇年の学生数を一五、九〇〇人（一部二二、一七三人）と仮定し、他の諸大学がその間学生数をそのまま維持したとしたばあい、九〇年の本学は、学生規模においては関西学院・立教と並んでいわゆる「一

○「私大」中の最小規模のグループに位置することになる。

〔表2〕「10私大」の総学生数 (1980年)

大規模	早稲田	40,721人
	中央政治	31,216
	明法	31,171
中規模	慶応	28,229
	立命館	23,561
	関西	21,218
小規模	同志社	21,117
	(90年立命館)	19,108
	関学	15,900
小規模	立教	13,483
	立教	11,895

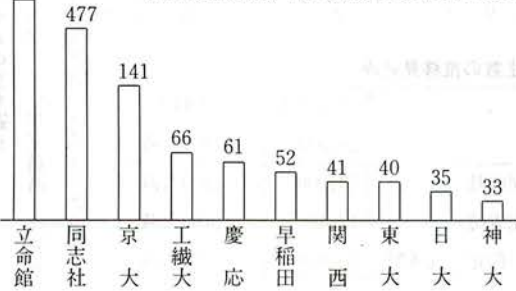
〔表3〕「10私大」の昼間部学生数 (1980年)

大規模	早稲田	34,450人
	明治	25,231
	中央政治	23,561
中規模	明法	23,468
	関西	21,719
	同志社	18,813
小規模	立命館	18,406
	(90年立命館)	16,427
	関学	13,483
小規模	立教	12,173
	立教	11,895

④ 学生数規模が大きく、卒業生も大量に送りだすこと自体のもつ社会的意義を重視すべきであるとの見解も傾聴に値する。たとえば、戦前・戦後を通じて本学が有為の人材を大量に地域社会に送りだしてきたことのもつ社会的意義の大きさの一端を、つぎの図表は明確に示している。府下における弁護士や司法書士あるいは教員や地方自治団体関係等で比重の大きさもほぼ同様の傾向を示している。

われわれが立命館教学に自信と誇りをもつ以上、できるだけ多数のすぐれた社会人を養成して送りだすことは当然の願いとすべきであろう。もちろん教育・研究諸条件の維持確保を当然の前提として。

〔表4〕 京都市下大卒「社長」2,035人の出身大学 帝国興信所調、毎日新聞 '79.2.28による



⑤ 学生数減は、高等教育要求の社会的増大の傾向に逆行するのみならず立命館教学にたいしてふくらみつつある国民的な期待を裏切るものであるという、とくに学外の心ある人々から寄せられている強い批判はわれわれに迫るもの

をもっている。あとにもふれるように、九二年をピークとする進学人口の激増の時期が学園規模問題にとりくむわれわれの目前にあり、また、非行問題の拡大その他社会的な「非教育」状況の拡大と文教政策の無責任さのなかで、立命館教学に注がれる熱いまなざしはいよいよ衰えることがない。

⑥ 拡大方針のばあい比べて、縮小路線がより多くもたざるをえない運動上の困難性ということも、ある程度承認せざるをえない。たしかに、学生関係には明確な学園規模縮小反対の意見があり、校友のところにも当然反対の意向は強い。教育研究条件の大きな落ちこみまの回復という当面の熾烈な課題とのかかわりにおいて、またおそらくはそのかぎりにおいて学部学生数減の方針には大きく賛同している教職員においても、学園規模そのものの縮小については保留ないし反対の向きも少なくない。

結局、以上のような諸論点にも適確に答えながら、学園規模問題についての適切な学園の方針を樹立することは、すでに焦眉の課題になりつつあるといわねばならない。同時に、そのことなしには、前章でのべた「学部学生定員減・教職員一人当り学生数減」という「S.E.P.」な課題へのとりくみそのものが中途で挫折することにもなりかねないとの危惧を、強く表明しておくことも必要であろう。

IV 学園規模問題への基本的視点

1 国民的要求、社会的要請に依拠する「国民のための私学づくり」

大学づくり」の観点を貫くこと

これについては、当面つぎの二点を強調しておくべきである。

① 高等教育にたいする国民的要求の増大

わが国の高等教育機関への志願率や進学率が、文教政策における大学抑制政策や専修学校等への誘導政策に強く影響されて、一九七六年をピークに微減・微増の一進一退で渋滞をづけながら、なお根強い漸増傾向をベースにおいていることは周知のとおりである(資料IV-1参照)。

それとは別に当面のはるかに重大な問題として、戦後の第二次ベビーブー

② 立命館教学にたいする国民的な期待の増大
 わが田に水を引くことになりがちなかの種の問題については、学外の比較的客観的なひとつの資料をして語らしめることも有益であろう。つぎの表は、リクルートセンターが全国の高校三年生を対象に、諸大学の「知名度（よく知っている）」や「志向度（入学したい）」などの八項目について行ったアンケート調査を基礎に、一定の計数的処理を加えて導きだしたひとつの結果である。全国の私立大学のなかで、戦前と戦後に及び歴然たるハンデを背負っての発表をしながら、しかも教職員と学生が一体となつての比類を絶する独特の民主的なとりくみの中で、えいえいとして築かれてきた立命館教学にたいする社会的評価の定着を、この表のなかに読みとることはそうむづかしいことではあるまい(資料Ⅲ—10参照)。

〔表5〕「10私大」の「大学イメージ」順位

80年リクルート調査より作成(120点満点)

1	早稲田	112	5	同志社	77	9	関西	24
2	慶応(上)	107	6	立命館(学)	60		(東海)	22
	(青山学院)	102		立教	37		(東京理科)	17
		93	7	立法	35	10	関学	9
3	明治	87	8	法政(日)	30			
4	中央	80			28			

2 文教政策・高等教育政策・私学政策の動向を見極め、これに正確に対応していくこと

① 無責任な「後期計画(八一―八六年)」の策定と私大抑制政策の延長
 ここでも最近の重要な動きとして少なくとも三点を指摘することができます。無責任な「後期計画(八一―八六年)」の策定と私大抑制政策の延長

戦後の第一次ベビーブーム期を反映する大学進学者の激増を安易な私学依存によって乗り切つた文教政策は、私学の矛盾の増大に触発されて大きく前進しはじめた公費助成運動などにたいしては、七〇年にはじまる経費助成等によって対応しながら、七五年ないし八〇年を底辺とする一八才人口の減少期に便乗しながら、私学の増設および「水増し」入学の抑制を中軸とする「高等教育の計画的整備について」の「前期計画(七五―八〇年)」を策定し、専修学校制度や、経費助成のメリット配分などを活用して一定の「成果」を収めてきた(私学の「水増し」は七五年の一・七九倍から七九年の一・四三倍にまで改善)。

② 第二臨調的「行政改革」路線による追討ちとその破綻の必然性
 今年に入つてにわかに脚光を浴びた「行政改革」の第二臨調第一次答申は高等教育政策ととりわけ私大政策にたいして、きわめて戦闘的な節減方針を付け加えることになつた。すなわち、国立大学についても、五年間で教職員五%の削減とか、学部・学科・研究所等の整理統廃合の方針を提起する一方私立大学については、私大助成を実に「前年度以下に抑制」することととも、「大学・学部などの新增設の抑制」を打ち出した。もちろん、新增設抑制のための立法措置が、先の通常国会で流産するなどの動きには注目すべきである。国民的な高等教育要求の高まりのなかで、そのような非現実的な政策の破綻は当然のことといえよう。

③ 一部私学の新たな腐敗現象とそれに便乗した私大攻撃の強化

数年来世論をわかせてきた医科歯科系私大を中心とする一部私大の反国民的な諸現象に加えて「早慶」にまでもえ広がつた不正入学等のニュースは、当然に全社会的な批判を呼びおこしているが、同時に、これらに便乗した形で陰然と広がりつつある「私学高賃論」などの動きと文教当局等によるこ

これらの逆用にも、鋭く注目しておくべきであろう。われわれは、相当の広がりをもっている私学の腐敗現象の根源を社会的に解明してその克服に努力するとともに、これらに藉口した不当な攻撃にたいしては、国民とともに正しく反撃していかなばならない。

3 国民的大学としての本学の到達点の客観的確認と今後の課題の明確化

今(1)と(2)にあげたことは、本学をとりまく社会的諸条件のふたつの側面にはかならない。学園規模問題にかぎらず、本学の将来にかかわるすべての課題設定において、わが立命館そのものの歴史的到達点を過不足なくかつ全面的におさえておくことが、最重要の視点となるべきはいうまでもない。これについても、いくつか留意点を指摘することができる。

① 到達点の確認は、教育と研究、教学と財政、内容と体制その他すべての側面にわたって全面的でなければならない。

② 前進面・成果の側面と同時に、遅れた面・欠陥の側面をも大胆に客観的に明らかにしなければならない。

③ 各学部・各部署の毎年の総括作業の中で、われわれの到達点は具体的に明らかにされているはずである。とりわけ七九年全学協確認は、本学の到達点と課題の大筋を全面的に明らかにした最近の文書として基礎的なものである。そこで骨格的になされているものを豊富化し実体化することが当面の目標となる。

V 学園規模の基本的わく組みにかんする具体的な提案

1 長期的には学生数規模二万人の維持を目標におきつつ、当面の一〇年間に於いては一万八千人以下の低落をくい止めること

長期目標の二万人は、従来の都市型中規模としての基本わく組みの継承といつてよい。

当面の目標としてなぜ一万八千人かということについては、いくつかの判断

の手がかりを指摘することができよう。

① 八〇年代における新たな「教学と財政の接点」として、学生数一万八千人ということが、試算上の整合性をもつことを概ね確認できる(上述Ⅲの3の②参照)。

② 京都ないし関西地域での社会的役割として、たとえば同志社大学の学生数規模との対比は一定の客観性をもっている。七九年以来の現行の認可定員の比較は(表6)に示すとおりであり、本学の定員は同志社大学にたいして一部で二、四八〇人、全体で一、五二〇人劣位にある。因に七五年当時の総定員は、同志社一万二千二〇人にたいし、本学一万二千九百人と逆位にあったものである。仮に一部の認可定員において同志社なみの一万四千人を想定したばあい総定員は約一万七千五百人となり、水増しゼロとして留年者の見込数を加えれば学生数は約一万八千五百人と算出されよう。

2 教職員一人当たり学生数をできるだけ早く「九私大」平均水準に近づけるような教職員数規模を実現すること

① 現在の六学部についていえば九〇年の総学生数を認可定員プラス留年見込数の合計一五、九〇〇人と仮定した上で、なお今後八年間に教職員を六三人増やすことによつて(教員増を半数の三〇人位とおけば平均して一学部当たり二年に一人強の定員増となる)、ようやく八〇年当時の九私大水準に一〇年おくれで到達することになる。九〇年段階で予想されるさらに改善された九私大水準に追いつくには、さらに同数位の教職員増が必要とならう(つまり各学部毎年一名以上の教員増)。

② 規模の維持のために増設を必要とされる新学部や新学科等について、以上の増員とは別に教職員の相応する新定員の設定が要求されることはいうまでもない。

〔表6〕立命館と同志社の認可定員比較

	一部	二部	合計
立命館	11,600人	3,400人	15,000人
同志社	14,080	2,440	16,520
差	- 2,480	+ 960	- 1,520

3 学部規模については、昼間部学生数一学年五〇〇 合計二、〇〇

〇人、教員数四〇人ないし五〇人の基準を原則として守ること
 お、二部の学生数については、近く予定されている第二小委員会
 担当の画期的な答申にゆずる)

① このことは、教育と研究にわたる自主的な基礎単位としての学部の適正規模の追求という、他面での重要な要素を表現している。

② 理工・文学部など教員数規模においてこれを超過せざるをえない学部については、学科単位の制度と運営を充実するなどの別段の手だてを講ずるべきであろう（新学部問題や大学院問題とからんで、両学部の学部・学科にわたる再編成問題に展開する可能性を展望することもありうる）。

4 キャンパスについては、当分の間「衣笠一拠点」を前提とするこ

と
 数年来過密の印象を免れなかつた衣笠キャンパスも、その総合的な整備と総学生数の漸減によって、漸次状況は好転してきている。また関西「四私大」や同志社・立命館の対比においても、一部学生数一人当りで見ると、衣笠のキャンパス条件は決して他に劣るものでないことも客観的事実である（表7、資料I—3—(2)参照）。

〔表7〕 関西4私大の学生1人
 当たり校舎面積比較(昼間部)

立命館	7.14㎡
同志社	6.83
関西学院	6.33
関西	5.99

なおかつ、つぎの諸点をキャンパス整備にかかわる当分の具体的な課題としてあげることができよう。

① 原谷グラウンドの整備と「中心校地」認定の実現による大学基準の大幅な超過充足。
 ② 衣笠キャンパスの隣接・周辺にある現有の遊休校地約二、〇〇〇坪の有効活用。

③ 近隣の土地取得の可及的促進。

④ 三号館・四号館・五号館問題の前進的解決と西グラウンド・西部キャンパス等の有効利用。

なお、当分の間（たとえば一〇一五年間）は衣笠一拠点を維持することとしても、二〇年、三〇年先の二一世紀的展望にかかわる校地問題の予測と対策は、終野問題や北大路問題を含めて、さらには京都府南部学園都市構想への現実的な対応なども考慮しながら別途の施策をまつことにならう。

〈付〉学部・学科等の新設・再編について

1 新学部・新学科課題の必然的登場

① 学部学生数減の施策を実施しつつ学生数二万人の規模を維持するには、「新学部」にかかわる問題の検討を必然化せざるをえない。もちろん量的問題に限定するのであれば、既存諸学部の定員（文部省認可）の増員をはかるのが最も容易な道である。しかし、すでに七九年全学協確認で学部学生数減の施策を確立しており、また長い経験の上からも、学部学生定員五〇〇人は教育・研究・自治の基本単位として、一定の適正性が認められているところでもある。さらに、それにもまして重要なことは、八〇年代およびそれ以降の学園づくりにむけて、より積極的な総合大学としての発展の道を歩むべきことが、全学の課題としてええられていることである。このためには、学部学生定員減の既定方針を具体化する一方、新学部の設置、既存学部の拡充・再編等を視野に入れた全学の検討が急がなければならない。

② もちろん大学における学部・学科は、本来、学問研究の状況と社会的要請に基礎をおき、大学の力量・条件に応じて編成されるべきものである。かつて立命館大学の学部・学科は、ほぼ旧制帝国大学の学部・学科体制にならって編成されていたが、一九六〇年代に、戦後世界と日本の学問の動向および社会的要請に対応して、経営学部と産業社会学部を増設してきた。しかし、それから二〇年近い経過の中で、さらに新たな学問分野やいわゆる境界領域の研究にいちぢるしい進展が見られ、国内の諸大学においても、人間科学部・総合科学部・国際関係学部等のまったく新しい学部設置が相ついでいる。これらの傾向は、国際化および社会・文化の高度に複雑な現象の進行を背景とし、それぞれの分野にたちむかう有為の人材にたいする社会の要求に即応

するものといえる。立命館大学においても、進展してやまない学問研究の動向に深く根をおろし、はげしく変化しつつある社会的要請に添えていこうとするかぎり、以上の情勢を念頭におく必要がある。

③ 要するに学部・学科の新設・再編の問題は、立命館大学の歴史と現実と即しながら、同時に学問の動向と社会の要請に対応するという観点で考えられねばならない。

2 国民的な総合大学として解決されるべき諸課題

新学部の設置や既存学部の拡充・再編を検討する際の出発点は、現在の本学がかかえている、総合大学として解決すべきあるいは強化すべき諸課題の検討である。

① こうした意味から、第一に検討しなければならないのは、学部構成のバランスであろう。社会科学系・人文科学系・自然科学の各学問分野のバランスが一義的に決定しえないことはいうまでもないが、本学が戦後、法・経・文・理工の四学部から出発し、経営・産業社会の社会科学系二学部を増設してきたという歴史的経過、および他の主要な総合私立大学との比較からいって、私立大学として相対的に社会科学系の比率が高く、人文科学系が低いということがいえる。〔表8〕にみる本学の社会科学系学部の構成比六九・六％は一〇私大中最高であり、人文科学系は明治・中央に次いで低い（資料Ⅲ―2参照）。また文学部の規模は一〇私大中最も小さく、最大級の早稲田、同志社に比し、約半分である（資料Ⅲ―4参照）。このような人文科学系の相対的低さは、研究面においても（たとえば人文科学研究所などの総合研究プロジェクトなど）、この分野の相対的な手薄さとして現わ

〔表8〕

9私大平均
I・II部計
立命館
I・II部計

社会科学系	人文科学系	理系
60.2%	23.8	16.0
69.6%	15.9	14.5

れてきている。

② 第二に問題となるのは、総学生中の女子学生の比率の低さである。戦後、とくに高度成長後の日本の社会では、労働力人口に占める婦人の比重が高まり、いまや四割に達するとされている。また婦人の自覚、国際婦人年等を背景として、婦人の社会的役割に対する期待もしだいに高まりつつある。このような情勢の下で女子の四年制・共学・総合大学への進学要求は年々上昇しており、この傾向は今後も継続するであろう。こうした中で、本学の女子学生は、その絶対数において一〇私大中最少であり、全学生の中に占める構成比においても関西四私大間で最低、一〇私大中で七位にある。京都という有利な地域条件にありながら、この状況は問題があるろう。これは、比較的女子の多い人文科学系の比重の軽さ、さらに文学部の規模の小ささとその中で女子比率の低さ等が関連しあつたものである（資料Ⅲ―4・5・6参照）

③ 第三に、大学院生の絶対的・相対的少なさである。戦後、技術革新等を経て科学技術のめざましい進展があり、科学技術分野の教育も、しだいに複雑・高度な内容を要求されるようになってきた。従って学問分野によっては、大学院教育にたいする新たな拡充の傾向が広まっている。理工系を中心に大

〔表9〕10私立大・女子学生の構成（'80年）

	学生数 (順)	構成比 (順)		学生数 (順)	構成比 (順)		
早稲田	5,420人	1 13.31%	5	関西	2,750人	8 13.02	6
同志社	3,697	2 19.48	3	明治	2,698	9 9.30	10
法政	3,261	3 11.50	8	立命館	2,456	10 11.58	7
慶応	3,174	4 13.92	4	平均	3,378	— 13.84	—
立教	3,168	5 26.63	1	青学	4,986	— 39.35	—
中央	3,007	6 9.63	9	上智	3,836	— 39.43	—
関学	3,002	7 22.27	2				

学院を拡充することが世界的傾向にあるにもかかわらず、本学ではこれまで積極的拡充政策をとらず、むしろ縮小してきている。このことはやがて理工系での研究水準への影響も懸念され、早急に解決が望まれる(資料Ⅲ—1・3参照)。

④ 第四に学生の就職分野のかたよりである。毎年指摘されてきているように本学学生の就職分野は公務員・教員が際立っている。平和と民主主義の理念に基づく教学の成果は、公務員・教員の分野だけでなく、進んで民間企業の分野においても十分に発揮されるべきであろう。だが本学学生の就職動向は、他私大に比し、民間企業とりわけ大企業への進出に弱い。これを教学の問題としてとらえていくことが、今後のひとつの課題となっている。

⑤ 第五に、一般教育(教養、体育、外国語)ならびに教職課程の組織・体制の問題である。とくに、一般教育は国立大学および一部の私立大学においてはいわゆる教養部で行なわれ、教員も教養部所属とされてきたが、研究・教育の組織としてさまざまな難点と問題が指摘されてきた。本学では一般教育および教職課程の教員を各学部所属とするいわゆるタテ割で、今日まで一定の成果をあげてきている。しかしそれらの教員がそれぞれの研究分野において有する力量を、かならずしも十全に発揮しうる組織・体制とはなっていない現状にある。とりわけ外国語の場合、担当教員数が既に一学部の規模を上廻るまでに増大し、さらに今後国際化社会に対応しての充実が望まれている現時点で、この問題での再検討が必要になっている。

〔表11〕 就職分野の比較 ('78年)(%)

	上場企業	公務員・教員
関西	67.2	32.8
関学	88.4	11.6
同志社	78.5	21.5
立命館	40.4	59.6

(就職課発行「就職をめぐる現状と課題」P17)

〔表10〕 理工系院生数10年間の変化

	70年	80年	伸率
9私大平均	235人	→278人	118.3
立命館	52	→40	76.9

3 学部・学科等の新設・再編における基本視角

学部・学科の新設・再編の検討は、つぎのような基本的視角からなされるべきである。

① 第一の視角は、いうまでもなく学園の発展の視角である。これは教育研究における現代化・総合化・共同化に資することが主要な問題であるが、同時に学園の民主的運営、自治能力の向上、財政基盤の強化にもつながることが大切である。

② 第二の視角は、大学をとりまくあるいは今後予測される情勢とのかかわりである。高等教育機関および研究機関としての大学にたいする社会的要請、国民的期待によく応えうる学園づくりを進めなければならない。

③ 第三に、学部の新設がそれだけ切りはなされて進むのではなく、既存学部の拡充や学内構成員の要求の実現と結合して、全学あげてのとりくみとして進められねばならない。全学の課題と結合した全学のエネルギーの結集がなければならぬ。

④ 第四に、全学の課題の中でも、とりわけ現在進められている二部の抜本的改革とつながっていくことがぞましい。

4 若干の制約条件—キャンパス問題と財政問題

以上のような基本視角からの検討と同時に、学部新設にたいする若干の制約条件についても、見すえておかなければならない。それは主に、キャンパス問題と財政問題に集約される。

① キャンパス条件を客観的につかむために、まず大学設置基準との関連で見ておく。資料Ⅰ—3—(5)で示しているように、八〇年度に取得した原谷校地によって、本学の校地条件は大幅に改善された。現在開発・整備中であるが、この校地がいわゆる「中心校地」として認定されるならば、新学部を設置してもなお余裕がある。同地の条件からして、認定の可能性は強い。もちろん、これが認定されるされないにかかわらず、一層の校地拡大の努力が必要である。今後学生数減の年次計画の進行に伴って相対的に改善されてはいくが、学部・学科の増設・再編の課題に見合っ、とりわけ現キャンパスの隣

・近接地での拡大を、一定大胆にかつ計画的に進めなければならない。さらに、キャンパス内の建物配置については、新(第二)修学館問題、理工学部整備問題ともあわせて総合的に検討することができるであろう。

② 財政基盤の強化は、教学改善の土台としてひきつづき重視しなければならない。新学部の設置に関しては、建設勘定での一時的困難は避けえないが、衣笠キャンパス内での対応であるかぎり(土地の手当てが伴わない)決定的な悪化にはつながらないし、理工系学部以外の新設であれば、経常勘定での収支バランスは可能であり、むしろ長期的に見れば、全体としての財政基盤強化にプラスの要因となるものである。

5 検討課題としての新学部・学科および学部規模

以上の検討をへて、学園規模問題の具体的施策にかんし、とくに下記の諸点を提起することができる。

① 学部・学科の現状と課題、学問の動向、社会的要請、大学の力量・条件を考慮に入れたばあい、検討すべき新学部ないし新学科として、たとえばつぎのような分野があげられよう。

a 国際化時代に対応して、外国文化、外国語ないし国際関係論等を内容とする学部あるいは学科。

b 現代社会・文化の高度・複雑化した構造との関連で地域や人間のあり方を問いかえすものとして、国民的関心の的となりつつある教育、ないしは広く発達の問題を取りあつかう学部あるいは学科。

② 理工学部の規模

理工学部においては、学部学生数減の計画の進行とあわせて、現代科学、技術の高度化および社会的要請に即した大学院学生数の増加をはかるべきである。

以上の課題、とくに①の解決にあたっては、文学部の規模と学科・専攻体制、外国語教員の組織体制等についての抜本的な検討がされたいであろう。

学園規模問題に関する答申の資料集

目次

I 本学における教学改善

1. 本学における戦後の教学改善（運動）略年表
2. 本学の学生数・志願者数推移グラフ
3. 本学の物的・人的条件
 - (1) 現有校地面積一覽
 - (2) 関西四私大の施設比較表
 - (3) 一拠点計画開始時（六三）→完成時（八一）間の校地の増減
 - (4) 教職員数の推移
 - (5) 文部省大学設置基準の充足度
 - (6) 衣笠キャンパス略図〔省略〕
4. 七九全学協確認・学生数減の年次計画表
5. 減計画に基づく年次推定学生数と教学条件改善の推移
6. 教職員組合「八一春開教研基本要求（案）」抜粋〔省略〕

〔注・第六集に収録〕

IV

1. 高等教育に関わる基礎資料
2. 高等教育の規模等の推移
3. 男女学生構成比表（女子学生の多い順列）
4. 女子学生構成の高い二学部と全体の関係（昼間）
5. 一〇私立大学の教育条件比較（七〇、七五、八〇年）
6. 七〇→七五→八〇年の教育条件の改善
7. 各分野別の教育条件比較（八〇年）
8. 私立大学イメージ調査（リクルート）
9. 私立大学入試難易度調査（旺文社）〔省略〕
10. 一九八〇年三月卒業者の分野別就職決定状況調査〔省略〕
11. 主要民間企業への就職状況〔省略〕

II 本学の財政見通し

1. 九〇年までの経常勘定収支試算
2. 試算による単年度収支グラフ
3. 試算による累積収支グラフ

〔注・第六集に収録〕

III 他私立大学との対比資料

1. 一〇私立大学の学生・院生数調査（七〇、七五、八〇年）
2. 社会科学・人文科学・自然科学分野の学生数と構成比
3. 大学院生数と学部学生に対する院生の比率
4. 文学部の学生数規模（付・女子学生数）

1-1 本学における戦後の教学改善(運動)略年表

年次	内容	学費増減(円)	学費増減(円)	備考
1948	新制大学として定員(法・経・文3学部)学園民主化運動の高揚	改定初年度学費(一部)	1967	「同和教育」問題をめぐる論議
1949	地産公産制確立、理工学部設置、全学協議会設置	文 16,900 理 18,900	1968	学費増上げ反対闘争(財政運営、一拠点問題、2年制々々の完全実施など7項目を議題)
1950	大学院法・経・文3研究科設置	文 22,400 理 25,400	1970	「立命館大学教学の現状と課題」発表(大学協議会)
1951	50周年事業5カ年計画	文 20,400 理 35,400	1971	「学費増上げ反対闘争(相対的低学費、教学改善、学部学生数減の検討などを議題)
1952	学費償還委員会設置、大学院工学研究科設置	文 38,400 理 42,400	1972	「学費増上げ反対闘争(50周年事業5カ年計画)」発表(学内理事會)
1953	授業料増上げ反対闘争(便利行使=会計課窓口閉鎖)	文 22,400 理 35,400	1973	「学費増上げ反対闘争(相対的低学費、教学改善、学部学生数減の検討などを議題)
1954	理工学部始学条件改善闘争(ハンスト)	文 43,400 理 47,400	1974	「学費増上げ反対闘争(70年代後半の教学改善、学部学生定員の増正化の検討などを議題)
1955	推薦入学制度廃止	文 49,400 理 53,400	1975	「学費増上げ反対闘争(80年代以降の学園政策を議題)
1956	授業料増上げ反対闘争(いわゆる「暴の学園闘争」をめぐり、前年に引き続き学費増上げに対する批判が強く、新学部、文学部新設科設置をめぐり、学生数増に対する批判)	文 29,900 理 32,900	1976	「学費増上げ反対闘争(80年代以降の学園政策を議題)
1957	学部協議会機関五者会発足	文 29,900 理 32,900	1977	「学費増上げ反対闘争(80年代以降の学園政策を議題)
1958	臨時調査委員会・中間報告(9月)	文 41,400 理 45,400	1978	「学費増上げ反対闘争(80年代以降の学園政策を議題)
1959	臨時調査委員会・報告、教祖理事・教務部長制設置	文 60,400 理 71,400	1979	「学費増上げ反対闘争(80年代以降の学園政策を議題)
1960	教務部長制設置	文 60,400 理 71,400	1980	「学費増上げ反対闘争(80年代以降の学園政策を議題)
1961	企画委員会発足、学園振興協議会設置	文 46,900 理 54,400	1981	「学費増上げ反対闘争(80年代以降の学園政策を議題)
1962	経営学部設置(一部のみ)	文 89,400 理 114,400	1982	「学費増上げ反対闘争(80年代以降の学園政策を議題)
1963	専修機構改定(三部制)、二部改組発足	文 53,400 理 61,900	1983	「学費増上げ反対闘争(80年代以降の学園政策を議題)
1964	大学院工学研究科を理工学研究科に改組	文 53,400 理 61,900	1984	「学費増上げ反対闘争(80年代以降の学園政策を議題)
1965	二部経営学部、基礎工学科設置、プロセシィス系、常務理事制発足	文 53,400 理 61,900	1985	「学費増上げ反対闘争(80年代以降の学園政策を議題)
1966	産業社会学部設置、一部経済・経営2学部改定	文 53,400 理 61,900	1986	「学費増上げ反対闘争(80年代以降の学園政策を議題)
1967	大学院経営学研究科設置、2回生編成実施	文 53,400 理 61,900	1987	「学費増上げ反対闘争(80年代以降の学園政策を議題)

I-3-(4) 教職員数(学生数)の推移

	'63	'65	'70	'75	'80
	長計発足	経営増完了	産社増完了	最高学生数	長計完了
教 員	244 (100)	258 (105.7)	282 (115.6)	315 (129.1)	349 (143.0)
職 員	235 (100)	257 (109.4)	264 (112.3)	289 (123.0)	299 (127.2)
計 (A)	479 (100)	515 (107.5)	546 (114.0)	604 (126.1)	648 (135.3)
学 生 数 (B)	16,700 (100)	19,700 (118.0)	21,900 (131.1)	23,100 (138.3)	21,200 (126.9)
教職員1人当り 学生数 ^{B/A}	34.9 (100)	38.3 (109.7)	40.1 (114.9)	38.2 (109.5)	32.7 (93.7)

(注) 教職員数は各年度末の現数であるので、後掲Ⅲ-8の数と違っている。

Ⅲ-8の数値は、各年5月1日現在である。

I-3-(5) 文部省設置基準の充足度

教 員

	'81教員予算定数 (助手を除く)	大学設置基準による教員数	
		現6学部の場合	文・教育系学部 1学部増設の場合
一般教育	21	63	72
外国語	58	34	39
保健体育	10	7	8
専門教育	245	192	220
教 職	7	5	5
合 計	341	301	344

校 地(1981.5.1現在)

	現 有	現6学部の場合		文・教育系学部1学部増設の場合	
		必 要	過不足	必 要	過不足
校 地	331,106	266,899	64,207	313,507	17,599
中心校地	原谷を含む 194,618	133,450	61,168	156,754	37,864
	原谷を除く 116,591		△16,859		△40,163

1-4 '79 全学協定確認・学生数減の年次計画表

	学則定員(文部省届)		'79 予算定員		減計画による各年次の予算定員数						87計画完成時の予算定員		既に学則定員にした場合の各年次の予算定員					
	1学年	全年年	1学年	全年年	第1次	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86	1学年	全年年	'87	'88	'89	'90
法	500	2,000	660	2,640	80	2,580	2,520	2,460	2,350	2,300	2,250	2,200	550	2,200	2,150	2,100	2,050	2,000
経	500	2,000	660	2,640		2,580	2,520	2,460	2,350	2,300	2,250	2,200	550	2,200	2,150	2,100	2,050	2,000
1 営	500	2,000	660	2,640		2,580	2,520	2,460	2,350	2,300	2,250	2,200	550	2,200	2,150	2,100	2,050	2,000
産	500	2,000	660	2,640		2,580	2,520	2,460	2,350	2,300	2,250	2,200	550	2,200	2,150	2,100	2,050	2,000
部 文	500	2,000	600	2,400		2,400	2,400	2,400	2,350	2,300	2,250	2,200	550	2,200	2,150	2,100	2,050	2,000
理	400	1,600	750	3,000		2,940	2,880	2,820	2,570	2,380	2,190	2,000	500	2,000	1,900	1,800	1,700	1,600
計	2,900	11,600	3,990	15,960		15,660	15,360	15,060	14,320	13,880	13,440	13,000	3,250	13,000	12,650	12,300	11,950	11,600
2 経	200	800	285	1,140		1,105	1,070	1,035	950	900	850	800	200	800	800	800	800	800
営	200	800	285	1,140		1,105	1,070	1,035	950	900	850	800	200	800	800	800	800	800
部 文	150	600	180	720		690	660	630	600	600	600	600	150	600	600	600	600	600
理	100	400	100	400		400	400	400	400	400	400	400	100	400	400	400	400	400
計	850	3,400	1,135	4,540		4,405	4,270	4,135	3,850	3,700	3,550	3,400	850	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
合計	3,750	15,000	5,125	20,500		20,065	19,630	19,195	18,170	17,580	16,990	16,400	4,100	16,400	16,050	15,700	15,350	15,000

1-5 減計画に基づく年次推定学生数と教学条件改善の推移

	I 部 学生数		II 部 学生数		合計	水増率 定員15000	教員1人当 350	職員1人当 297	教職員1人当 647				
	1~4回	5回~	1~4回	5回~									
'80	15,482	945	16,472	4,220	571	4,791	21,263	1.42	60.75	71.59	32.86		
'81	15,218	967	16,185	4,134	584	4,718	20,903	1.39	59.72	70.38	32.30		
'82	14,909	895	15,804	4,011	521	4,532	20,336	1.36	58.72	69.20	31.43		
'83	14,177	851	15,028	3,734	485	4,219	19,247	1.28	54.99	64.80	29.75		
'84	13,741	824	14,565	3,589	466	4,055	18,620	1.24	53.20	62.69	28.78		
'85	13,306	798	14,104	3,444	448	3,892	17,996	1.20	51.42	60.59	27.81		
'86	12,870	772	13,642	3,298	429	3,727	17,369	1.16	49.63	58.48	26.85		
'90	11,484	689	12,173	3,298	429	3,727	15,900	1.06	45.43	53.54	24.57		
※80年9私立大学平均										1.29	46.95	43.68	22.63

(注)

- ① '80,'81年学生数は5月1日現在調査の実数。
- ② '82年以降の1~4回生は、予算定員による在籍率(Ⅰ部=99%,Ⅱ部=97%)による。5回~(留年者)は、1~4回数に対する構成率(Ⅰ部=6%,Ⅱ部=13%)による。
- ③ '90年は、文部省認可定員まで減計画を進行させ、上記②の私によりえたもの。
- ④ 教職員数は、'80年5月1日現在数で、今後増員無しとして試算している。

Ⅲ-1 10私立大学・学生・院生数調査（'70 '75 '80年）

注) ①私大連盟調査(毎年5月1日現在) ②カッコ内理科系数(内数) ③慶応は医学部数を除外

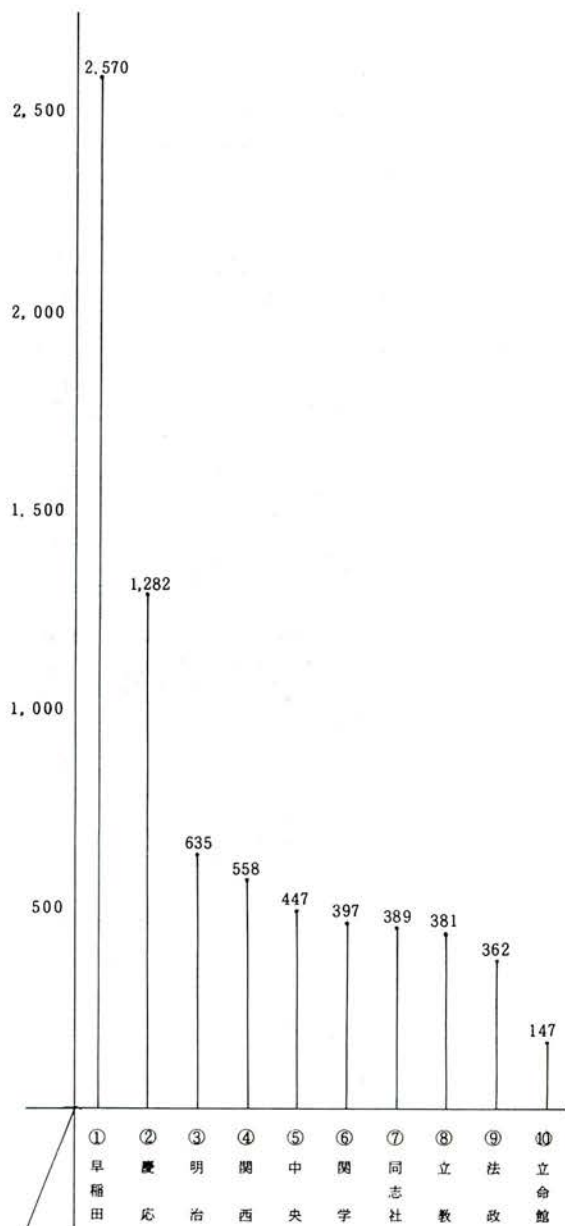
		'80 (55)			'75 (50)			'70 (45)			
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	
早稲田	学部学生	I部	29,877 (6,744)	4,573 (133)	34,450 (6,877)	31,415 (7,185)	4,452 (98)	35,867 (7,283)	31,853 (7,038)	3,154 (53)	35,007 (7,091)
		II部	5,424	847	6,271	4,867	824	5,691	4,550	608	5,158
		計	35,301 (6,744)	5,420 (133)	40,721 (6,877)	36,282 (7,185)	5,276 (98)	41,558 (7,283)	36,403 (7,038)	3,762 (53)	40,165 (7,091)
	院生	前期	1,577 (889)	188 (14)	1,765 (903)	1,943 (1,049)	166 (9)	2,109 (1,058)	1,775 (787)	144 (4)	1,919 (791)
		後期	740 (239)	71 (5)	811 (244)	656 (274)	42 (7)	698 (281)	602 (201)	51 (1)	653 (202)
		計	2,317 (1,128)	259 (19)	2,576 (1,147)	2,599 (1,323)	208 (16)	2,807 (1,339)	2,377 (988)	195 (5)	2,572 (993)
慶応	学部学生	19,634 (3,633)	3,174 (141)	22,808 (3,774)	19,690 (3,642)	3,088 (43)	22,778 (3,685)	20,868 (3,214)	2,828 (82)	23,696 (3,296)	
	院生	864 (475)	78 (20)	942 (495)	787 (430)	69 (11)	856 (441)	817 (392)	84 (2)	901 (394)	
	計	1,162 (587)	120 (23)	1,282 (610)	1,069 (518)	102 (11)	1,171 (529)	1,047 (446)	106 (4)	1,153 (450)	
明治	学部学生	I部	22,916 (5,547)	2,315 (290)	25,231 (5,837)	24,286 (5,613)	2,340 (201)	26,626 (5,814)	23,131 (5,679)	1,531 (98)	24,662 (5,777)
		II部	5,357	583	5,940	5,145	825	5,970	6,412 (3)	630 (0)	7,042 (3)
		計	28,273 (5,547)	2,898 (290)	31,171 (5,837)	29,431 (5,613)	3,165 (201)	32,596 (5,814)	29,543 (5,682)	2,161 (98)	31,704 (5,780)
	院生	前期	373 (132)	51 (2)	424 (134)	189 (61)	16 (0)	205 (61)	522 (118)	38 (7)	560 (125)
		後期	187 (17)	24 (2)	211 (19)	130 (17)	6 (0)	136 (17)	242 (33)	14 (0)	256 (33)
		計	560 (149)	75 (4)	635 (153)	319 (77)	22 (0)	341 (77)	764 (151)	52 (7)	816 (158)
法政	学部学生	I部	19,116 (3,593)	2,603 (58)	21,719 (3,651)	20,517 (3,631)	2,456 (35)	22,973 (3,666)	20,856 (4,193)	1,571 (43)	22,427 (4,236)
		II部	5,852	658	6,510	5,601	929	6,530	5,751	822	6,573
		計	24,968 (3,593)	3,261 (58)	28,229 (3,651)	26,118	3,385	29,503	26,607 (4,193)	2,393 (43)	29,000 (4,236)
	院生	前期	237 (42)	32 (1)	269 (43)	272 (58)	28 (0)	300 (58)	236 (40)	29 (0)	265 (40)
		後期	85 (5)	8 (0)	93 (5)	81 (8)	7 (0)	88 (8)	90 (2)	14 (0)	104 (2)
		計	322 (47)	40 (1)	362 (48)	353 (66)	35 (0)	388 (66)	326 (42)	43 (0)	369 (42)
中央	学部学生	I部	8,727 (423)	3,168 (53)	11,895 (476)	9,342 (480)	3,253 (51)	12,595 (531)	8,569 (348)	2,577 (40)	11,146 (388)
		II部	168 (27)	61 (1)	229 (28)	226 (35)	57 (0)	283 (35)	170 (25)	50 (1)	220 (26)
		計	8,895 (450)	3,229 (54)	12,124 (504)	9,568 (515)	3,307 (51)	12,878 (566)	8,739 (373)	2,627 (41)	11,366 (414)
	院生	前期	255 (50)	37 (0)	292 (50)	312 (77)	30 (2)	342 (79)	360 (81)	20 (0)	380 (81)
		後期	142 (5)	13 (0)	155 (5)	109 (6)	9 (0)	118 (6)	101 (4)	13 (0)	114 (4)
		計	397 (55)	50 (0)	447 (55)	421 (83)	39 (2)	460 (85)	461 (85)	33 (0)	494 (85)
関西	学部学生	I部	16,270 (4,782)	2,543 (47)	18,813 (4,829)	18,328 (5,670)	2,721 (34)	21,049 (5,704)	18,210 (4,895)	1,250 (9)	19,460 (4,904)
		II部	2,097	207	2,304	3,032	377	3,409	4,141	384	4,525
		計	18,367 (4,782)	2,750 (47)	21,117 (4,829)	21,360 (5,670)	3,098 (34)	24,458 (5,704)	22,351 (4,895)	1,634 (9)	23,985 (4,904)
	院生	前期	417 (256)	36 (1)	453 (257)	395 (199)	37 (0)	432 (199)	362 (96)	31 (0)	393 (96)
		後期	97 (9)	8 (0)	105 (9)	79 (12)	7 (0)	86 (12)	52 (13)	2 (0)	54 (13)
		計	514 (265)	44 (1)	558 (266)	474 (211)	44 (0)	518 (211)	414 (109)	33 (0)	447 (109)

(左頁へつづく)

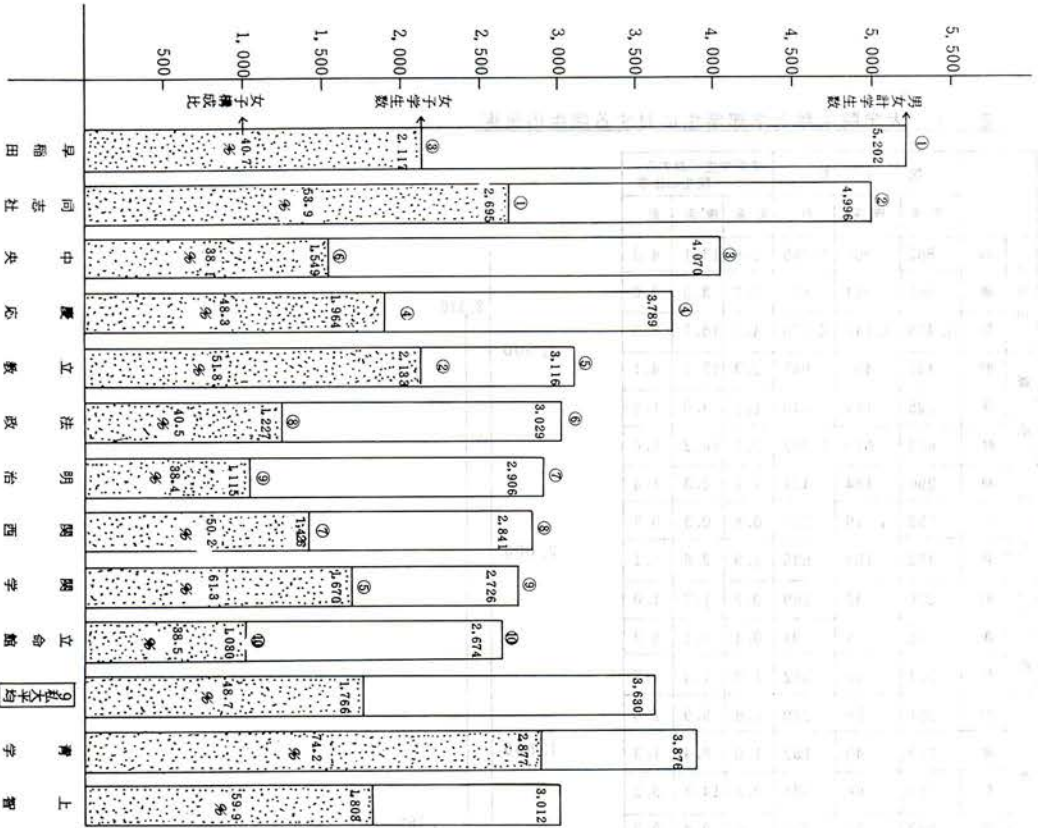
関 学 生	学部学生	10,481 (440)	3,002 (64)	3,483 (504)	10,448 (411)	3,668 (71)	14,116 (482)	9,931 (442)	2,319 (35)	12,250 (477)	
	院 生	前期	119 (24)	55 (1)	174 (25)	173 (39)	66 (0)	239 (39)	247 (31)	40 (1)	287 (32)
		後期	182 (10)	41 (1)	223 (11)	188 (8)	31 (0)	219 (8)	170 (19)	20 (0)	190 (19)
		計	301 (34)	96 (2)	397 (36)	361 (47)	97 (0)	458 (47)	417 (50)	60 (1)	477 (51)
同 志 社	学部学生	14,709 (3,195)	3,697 (61)	18,406 (3,256)	16,191 (3,389)	3,442 (40)	19,633 (3,429)	15,703 (3,524)	2,715 (39)	18,418 (3,563)	
	院 生	I部	676	26	702	571	39	610	1,236	57	1,293
		II部									
		計	15,385 (3,195)	3,723 (61)	19,108 (3,256)	16,762 (3,389)	3,481 (40)	20,243 (3,429)	16,939 (3,524)	2,772 (39)	19,711 (3,563)
院 生	前期	235 (89)	47 (1)	282 (90)	295 (115)	42 (0)	337 (115)	376 (156)	51 (0)	427 (156)	
	後期	94 (23)	13 (0)	107 (23)	81 (30)	5 (0)	86 (30)	83 (26)	4 (0)	87 (26)	
	計	329 (112)	60 (1)	389 (113)	376 (145)	47 (0)	423 (145)	459 (182)	55 (0)	514 (182)	
立 命 館	学部学生	14,329 (2,629)	2,098 (59)	16,427 (2,688)	15,626 (2,925)	2,084 (46)	17,710 (2,971)	14,843 (2,819)	1,345 (22)	16,188 (2,841)	
	院 生	I部	4,433	358	4,791	4,840	602	5,442	4,562	410	4,972
		II部	760	(6)	(376)	(518)	(4)	(522)	(671)	(4)	(675)
		計	18,772 (2,999)	2,456 (65)	21,218 (3,064)	20,466 (3,443)	2,686 (50)	23,152 (3,493)	19,405 (3,490)	1,755 (26)	21,160 (3,516)
院 生	前期	85 (34)	12 (0)	97 (34)	117 (36)	7 (0)	124 (36)	153 (44)	11 (0)	164 (44)	
	後期	47 (6)	3 (0)	50 (6)	39 (6)	0 (0)	39 (6)	23 (8)	0 (0)	23 (8)	
	計	132 (40)	15 (0)	147 (40)	156 (42)	7 (0)	162 (42)	176 (52)	11 (0)	187 (52)	
9 私 大 平 均	学部学生	18,065 (3,625)	3,076 (113)	21,141 (3,738)	19,162 (3,799)	3,123 (75)	22,285 (3,874)	18,788 (3,668)	2,192 (52)	20,980 (3,720)	
	院 生	I部	2,973	302	3,275	3,171	422	3,593	3,760	323	4,083
		II部	(163)	(2)	(165)	(169)	(1)	(170)	(203)	(2)	(205)
		計	21,038 (3,788)	3,378 (115)	24,416 (3,903)	22,333 (3,968)	3,545 (76)	25,878 (4,044)	22,548 (3,871)	2,515 (54)	25,064 (3,925)
院 生	前期	472 (220)	65 (5)	537 (225)	510 (229)	57 (2)	567 (231)	541 (192)	54 (1.5)	595 (193.5)	
	後期	216 (51)	28 (2)	244 (53)	217 (52)	18 (1)	235 (53)	183 (41)	16 (0.7)	199 (41.7)	
	計	688 (271)	93 (7)	781 (278)	727 (282)	75 (3)	802 (284)	724 (233)	70 (2)	794 (235)	

Ⅲ-3 大学院生数と学部学生に対する院生の比率

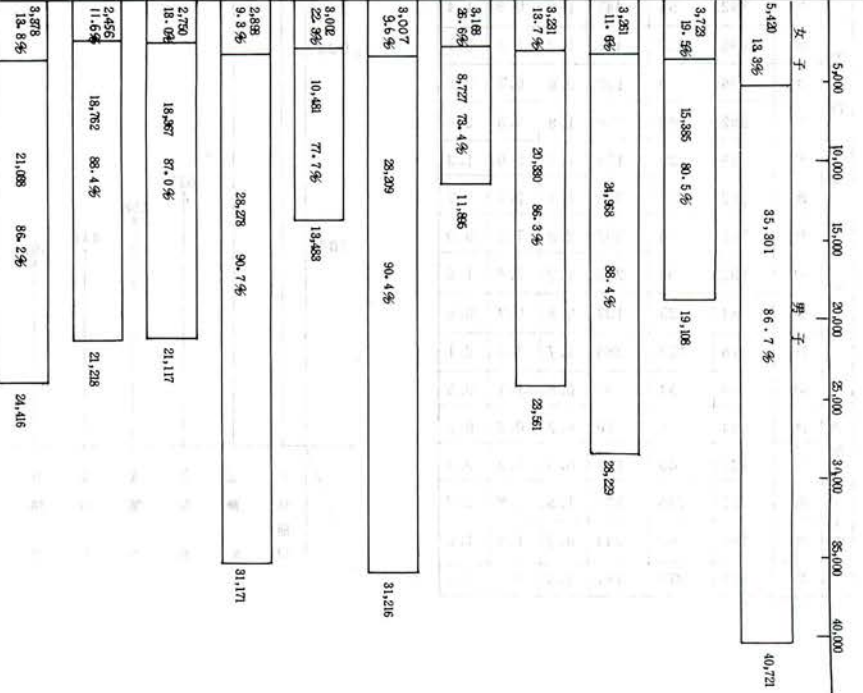
		院 生 数			学部学生に対する 院生の比率		
		文系	理系	計	文系	理系	計
早稲田	前	862	903	1,765	2.6	13.1	4.3
	後	567	244	811	1.7	3.5	2.0
	計	1,429	1,147	2,576	4.2	16.7	6.3
慶応	前	447	495	942	2.3	13.1	4.1
	後	225	115	340	1.2	3.0	1.5
	計	672	610	1,282	3.5	16.2	5.6
明治	前	290	134	424	1.1	2.3	1.4
	後	192	19	211	0.8	0.3	0.7
	計	482	153	635	1.9	2.6	2.1
法政	前	226	43	269	0.9	1.2	1.0
	後	88	5	93	0.4	0.1	0.3
	計	314	48	362	1.3	1.3	1.3
立教	前	201	28	229	1.8	5.9	1.9
	後	112	40	152	1.0	8.4	1.3
	計	313	68	381	2.8	14.3	3.2
中央	前	242	50	292	1.0	0.8	0.9
	後	150	5	155	0.6	0.08	0.5
	計	392	55	447	1.6	0.9	1.4
関西	前	196	257	453	1.2	5.3	2.1
	後	96	9	105	0.6	0.2	0.5
	計	292	266	558	1.8	5.5	2.6
関学	前	149	25	174	1.2	5.0	1.3
	後	212	11	223	1.6	2.2	1.7
	計	361	36	397	2.8	7.2	3.0
同志社	前	192	90	282	1.2	2.8	1.5
	後	84	23	107	0.5	0.7	0.6
	計	276	113	389	1.7	3.5	2.1
立命館	前	63	34	97	0.3	1.1	0.5
	後	44	6	50	0.2	0.2	0.2
	計	107	40	147	0.5	1.3	0.7
9大学平均	前	312	225	537	1.5	5.8	2.2
	後	191	53	244	0.9	1.3	1.0
	計	503	278	781	2.4	7.1	3.2



Ⅲ-4 文学部の学生数規模(付女子学生数)



Ⅲ-5 男女学生構成比率(女子学生の多い順)



Ⅲ-6 女子学生構成比の高い2学部と全体の関係(屋間)

	①学生数				②女子学生数				③女子比率				④女子学生学部構成			
	学生数	女子学生数	女子比率	女子学生学部構成	学生数	女子学生数	女子比率	女子学生学部構成	学生数	女子学生数	女子比率	女子学生学部構成	学生数	女子学生数	女子比率	女子学生学部構成
早稲田	文学部	5,202	2,117	40.7	46.3	文学部	3,012	1,803	59.9	47.0	外国語学部	2,659	1,555	58.5	40.5	
	教育学部	5,494	1,324	24.1	29.0	その他	4,058	478	11.8	12.5	合計	9,729	3,836	39.4	100.0	
	その他	23,754	1,132	4.8	24.7	合計	9,729	3,836	39.4	100.0	文学部	3,876	2,877	74.2	71.7	
	合計	34,450	4,573	13.3	100.0	経営学部	2,415	383	15.9	9.6	その他	6,552	751	11.5	18.7	
慶応	文学部	3,789	1,964	51.8	60.8	合計	12,843	4,011	31.2	100.0	文学部	2,841	1,426	50.2	56.1	
	法学部	5,687	700	12.3	21.7	その他	13,180	463	3.5	18.2	合計	2,792	654	23.4	25.7	
	その他	14,085	567	4.0	17.5	合計	18,813	2,543	13.5	100.0	文学部	2,720	1,670	61.4	55.6	
	合計	23,561	3,231	13.7	100.0	社会学部	2,230	757	33.9	25.2	その他	8,533	575	6.7	19.2	
明治	文学部	2,906	1,115	38.4	48.2	合計	13,483	3,002	22.3	100.0	文学部	4,996	2,695	53.9	72.9	
	農学部	1,803	233	12.9	10.1	その他	10,049	668	6.6	18.1	合計	18,406	3,697	20.1	100.0	
	その他	20,522	967	4.7	41.7	合計	18,427	2,098	12.8	100.0	文学部	2,674	1,030	38.5	49.1	
	合計	25,231	2,315	9.2	100.0	社会学部	2,704	527	19.5	25.1	その他	11,049	541	4.9	25.8	
法政	文学部	3,029	1,276	42.1	49.0	合計	16,427	2,098	12.8	100.0	合計	16,427	2,098	12.8	100.0	
	社会学部	2,939	507	17.3	19.5	合計	16,427	2,098	12.8	100.0	合計	16,427	2,098	12.8	100.0	
	その他	15,751	820	5.2	31.5	合計	16,427	2,098	12.8	100.0	合計	16,427	2,098	12.8	100.0	
	合計	21,719	2,603	12.0	100.0	合計	16,427	2,098	12.8	100.0	合計	16,427	2,098	12.8	100.0	
立教	文学部	3,116	2,133	68.5	67.3	合計	13,483	3,002	22.3	100.0	合計	13,483	3,002	22.3	100.0	
	社会学部	2,076	538	25.9	17.0	合計	13,483	3,002	22.3	100.0	合計	13,483	3,002	22.3	100.0	
	その他	6,703	497	7.4	15.7	合計	13,483	3,002	22.3	100.0	合計	13,483	3,002	22.3	100.0	
	合計	11,895	3,168	26.6	100.0	合計	13,483	3,002	22.3	100.0	合計	13,483	3,002	22.3	100.0	
中央	文学部	4,070	1,549	38.1	59.3	合計	11,895	3,168	26.6	100.0	合計	11,895	3,168	26.6	100.0	
	商学部	4,848	342	7.1	13.1	合計	11,895	3,168	26.6	100.0	合計	11,895	3,168	26.6	100.0	
	その他	14,550	722	5.0	27.6	合計	14,550	722	5.0	27.6	合計	14,550	722	5.0	27.6	
	合計	23,468	2,613	11.1	100.0	合計	23,468	2,613	11.1	100.0	合計	23,468	2,613	11.1	100.0	

Ⅲ-7 10私立大学の教育条件比較('70'75'80)

注1.私立大連理学院・各年5月1日現在数 2.慶応大学医学部は除外した。 3.学生定員・現員の下限は二部数 上段は二部を含む総数

年(昭和)	校名	③学生数		④教員数		⑤教員1人当り		⑥現員1人当り		⑦教員1人当り		⑧定員1人当り	
		学生数	現員数	教員数	職員数	学生数	職員数	学生数	職員数	学生数	職員数	学生数	職員数
55年	早稲田	34,240	40,721	884	1,137	1.19	46.04	35.81	20.15	16.94	3	3	
	慶応	4,440	6,271	691	733	1.17	33.01	30.29	15.80	13.41	1	1	
	明治	22,200	31,171	578	636	1.40	53.93	49.01	25.68	18.29	6	6	
	法政	6,240	5,940	476	478	1.54	59.30	59.06	29.59	19.25	7	7	
	立教	3,760	3,760	321	308	1.24	37.06	38.62	18.91	15.23	2	2	
	中央	20,920	31,216	588	597	1.49	56.96	52.29	27.26	18.27	5	5	
	関西	5,760	7,748	507	386	1.19	41.65	54.71	23.65	19.80	8	8	
	立命館	17,680	21,117	507	386	1.19	41.65	54.71	23.65	19.80	8	8	
	同志社	2,000	2,304	277	327	1.23	48.68	41.23	22.32	18.11	4	4	
	9私大平均	10,940	13,483	277	327	1.23	48.68	41.23	22.32	18.11	4	4	
50年	早稲田	16,520	19,108	398	405	1.16	48.01	47.18	23.80	20.57	9	9	
	慶応	2,440	2,702	348	292	1.41	60.97	72.66	33.15	23.44	10	10	
	明治	15,000	21,218	8	559	1.29	46.95	43.68	22.63	17.49	5	5	
	法政	3,400	4,791	520	559	1.31	43.79	37.34	20.35	15.57	5	5	
	立教	18,867	24,416	1	1,113	1.31	43.79	37.34	20.35	15.57	5	5	
	中央	31,800	41,558	929	1,113	1.31	43.79	37.34	20.35	15.57	5	5	
	関西	2,738	3,275	1	1,113	1.31	43.79	37.34	20.35	15.57	5	5	
	立命館	3,800	4,591	1	1,113	1.31	43.79	37.34	20.35	15.57	5	5	
	同志社	15,600	22,778	735	633	1.46	30.99	35.98	16.65	11.42	1	1	
	9私大平均	15,600	22,778	735	633	1.46	30.99	35.98	16.65	11.42	1	1	
75年	早稲田	21,120	32,596	536	687	1.56	61.49	47.97	26.95	17.27	9	9	
	慶応	6,240	5,970	425	473	1.93	69.42	62.37	32.85	17.06	8	8	
	明治	15,320	29,503	6	473	1.41	36.83	50.99	21.38	15.18	4	4	
	法政	3,760	6,530	342	247	1.89	52.15	53.68	30.06	15.88	6	6	
	立教	8,940	12,595	8	653	1.89	52.15	53.68	30.06	15.88	6	6	
	中央	18,520	35,055	513	653	1.68	68.33	53.68	30.06	15.88	6	6	
	関西	5,560	11,648	499	400	1.76	53.47	51.33	26.19	14.88	2	2	
	立命館	14,540	24,458	5	400	1.68	53.47	51.33	26.19	14.88	2	2	
	同志社	4,400	3,409	284	275	1.76	53.47	51.33	26.19	14.88	2	2	
	9私大平均	8,020	14,116	284	275	1.76	53.47	51.33	26.19	14.88	2	2	
70年	早稲田	12,020	20,243	380	424	1.68	53.27	47.74	25.18	14.95	3	3	
	慶応	2,440	2,610	7	299	1.79	72.81	77.43	37.52	20.91	10	10	
	明治	12,900	23,152	318	612	1.53	60.74	51.81	27.96	18.27	8	8	
	法政	3,400	5,442	9	549	1.89	84.30	52.82	32.47	17.16	6	6	
	立教	16,209	25,878	510	545	1.60	50.74	47.48	24.53	15.36	4	4	
	中央	25,440	40,165	1	629	1.58	48.86	63.86	27.68	17.53	7	7	
	関西	3,800	5,158	822	700	1.52	40.37	33.85	18.41	12.12	1	1	
	立命館	15,600	23,696	587	700	1.52	40.37	33.85	18.41	12.12	1	1	
	同志社	20,720	31,704	522	612	1.53	60.74	51.81	27.96	18.27	8	8	
	9私大平均	6,240	7,042	3	612	1.53	60.74	51.81	27.96	18.27	8	8	
45年	早稲田	18,520	33,915	494	953	1.83	68.65	35.59	23.44	12.80	2	2	
	慶応	5,560	12,162	459	388	1.68	52.25	61.82	28.32	16.81	5	5	
	明治	14,240	23,985	5	847	1.68	52.25	61.82	28.32	16.81	5	5	
	法政	4,400	2,525	8	192	1.09	39.26	63.80	24.31	22.38	9	9	
	立教	11,280	12,250	312	504	1.09	39.26	63.80	24.31	22.38	9	9	
	中央	12,020	19,711	394	378	1.64	50.03	52.15	25.53	15.57	3	3	
	関西	2,440	1,293	6	273	1.98	73.22	77.51	37.65	19.04	10	10	
	立命館	10,700	21,160	289	562	1.98	73.22	77.51	37.65	19.04	10	10	
	同志社	3,400	4,972	10	516	1.59	53.21	48.57	25.39	15.99	10	10	
	9私大平均	15,787	25,064	471	516	1.59	53.21	48.57	25.39	15.99	10	10	

III-8 '70→'75→'80年の教育条件の改善

水増率	教員1人当り学生数 (改善の状況)										教員1人当り学生数 (改善の状況)																			
	① '70(年)	② '75(年)	③ '80(年)	④ 10年間	⑤ 5年間	⑥ '70(年)	⑦ '75(年)	⑧ '80(年)	⑨ 10年間	⑩ 5年間	⑪ '70(年)	⑫ '75(年)	⑬ '80(年)	⑭ 10年間	⑮ 5年間	⑯ '70(年)	⑰ '75(年)	⑱ '80(年)	⑲ 10年間	⑳ 5年間										
1.58	1.31	1.19	0.39	0.12	48.86	4	43.79	3	46.06	4	2.80	△2.27	63.86	9	37.34	2	35.81	2	28.05	1.53	27.68	6	20.35	2	20.15	3	7.53	0.20		
1.52	1.46	1.17	0.35	0.29	40.37	3	30.99	1	33.01	1	7.30	△2.02	33.85	1	35.98	1	30.29	1	3.56	5.69	18.41	1	16.05	1	15.80	1	2.61	0.25		
1.53	1.56	1.40	0.13	0.16	60.74	7	61.49	7	53.93	7	6.81	7.56	51.81	4	47.97	4	49.01	6	2.80	1.04	27.96	7	26.95	6	25.68	7	2.28	1.27		
1.89	1.93	1.54	0.35	0.39	84.30	10	69.42	9	59.30	9	25.00	10.06	52.82	6	62.37	9	59.06	9	△6.24	3.31	32.47	9	32.85	9	29.59	9	2.52	3.26		
1.25	1.41	1.24	0.01	0.17	36.79	1	36.83	2	37.06	2	△0.27	△0.23	46.06	3	50.99	5	38.62	3	12.37	7.44	20.45	2	21.38	3	18.91	2	1.54	2.47		
1.83	1.89	1.49	0.34	0.40	68.65	8	68.33	8	56.96	8	11.69	11.37	35.59	2	53.68	7	52.29	7	△6.70	1.39	23.44	3	30.06	8	27.26	8	△3.82	2.80		
1.68	1.68	1.19	0.49	0.49	52.25	6	52.15	4	41.65	3	10.60	10.50	61.82	7	61.15	8	54.71	8	7.11	6.44	28.32	8	28.14	7	23.65	5	4.67	4.49		
1.09	1.76	1.23	0.14	0.53	39.26	2	53.47	6	48.68	6	△9.42	4.79	63.80	8	51.33	6	41.23	4	22.57	10.10	24.31	4	26.19	5	22.32	4	3.87	1.99		
1.64	1.68	1.16	0.48	0.52	50.03	5	53.27	5	46.01	5	2.02	5.26	52.15	5	47.74	3	47.18	5	5.01	0.56	25.53	5	25.18	4	23.80	6	1.73	1.38		
1.98	1.79	1.41	0.57	0.38	73.22	9	72.81	10	60.97	10	12.25	11.84	77.51	10	77.43	10	72.66	10	4.85	4.77	37.65	10	37.52	10	33.15	10	4.50	4.37		
9私大平均	1.59	1.60	0.30	0.31	53.21	50.74	46.95	6.26	3.79	48.57	47.48	46.04	4.89	3.80	25.39	24.53	22.63	2.76	1.90											
青学							52.12																							
上智							19.08																							

- 注 1. 私大連盟「加盟大学生・教職員数調査」'70年、'75年、'80年版に上り集計。
 2. 慶応大学は医学部(学生数・教職員数)を除いた。
 3. 教員は助手を含む専任教員。

III-9 各分野別の教育条件比較('80年)

※ 社会=法、経、営、商、政経、社会、産社 人文=神、文、教、外 理工=理工、理、工、農(慶応の医を除く)
 ※ 一・二部合計数

社会	社会科学系			人文科学系			理工学系			合計						
	学生数	教員数	1人当り	学生数	教員数	1人当り	学生数	教員数	1人当り	学生数	教員数	1人当り				
早稲田	20,835	319	65.31	5	13,009	317	41.04	6	6,877	248	27.73	7	40,721	884	46.06	4
慶応	15,245	346	44.06	1	3,789	134	28.28	2	3,774	211	17.89	3	22,808	691	33.01	1
明治	20,935	279	75.04	8	4,399	87	50.56	8	5,837	212	27.53	6	31,171	578	53.93	7
法政	20,026	252	79.47	10	4,552	74	61.51	10	3,651	150	24.34	4	28,229	476	59.30	9
中央	8,303	158	52.55	2	3,116	86	36.23	4	476	77	6.18	1	11,895	321	37.06	2
立教	20,654	308	67.06	6	4,540	99	46.87	7	5,922	141	42.00	10	31,216	548	56.96	8
関西	13,011	176	73.93	7	3,277	149	21.99	1	4,829	182	26.53	5	21,117	507	41.55	3
同志社	10,190	162	62.90	4	2,789	79	35.30	3	504	36	14.00	2	13,483	277	48.68	6
立命館	10,638	176	60.44	3	5,214	129	40.42	5	3,256	93	35.01	9	19,108	398	48.01	5
9私大平均	14,772	187	78.99	9	3,382	62	54.55	9	3,064	99	30.95	8	21,218	348	60.97	10
(参)青学	9,233	116	79.59	13	5,610	103	54.47	9	2,147	107	20.07	4	16,990	326	52.12	6
上智	2,409	62	38.85	1	5,762	288	20.01	1	1,558	160	9.74	2	9,729	510	19.08	1

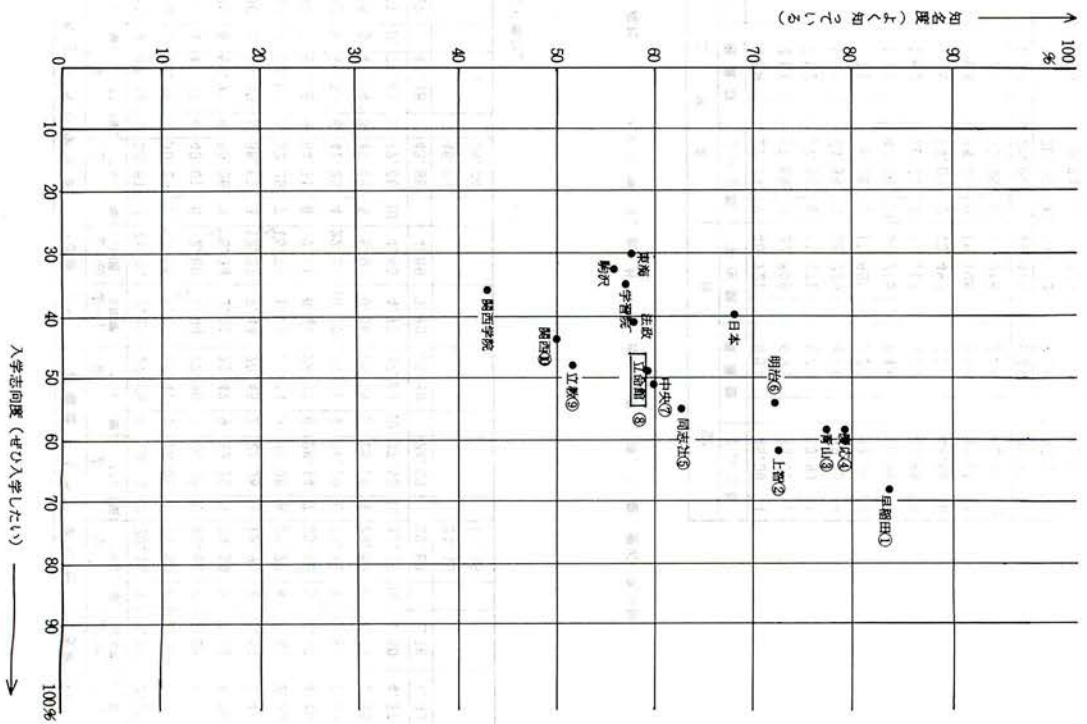
Ⅱ-10-私立大学イメージ調査(ランキンング15位)《リクルート》

調査期間1980.7/11~9/30・大学志望の高校3年生・有効回答4366から988サンプルを等間隔抽出

順位	知名度	イメージ	研究施設・設備	教授陣	卒業生	就職状況	環境	志向度	秘合
1	早稲田 82.5	上智 78.8	慶応 66.8	慶応 69.9	慶応 80.6	慶応 78.1	札幌 45.9	早稲田 68.0	早稲田 112
2	慶応 77.2	早稲田 77.8	早稲田 66.8	早稲田 67.7	早稲田 76.0	早稲田 76.3	青山学院 42.7	上智 61.6	慶応 107
3	青山学院 75.3	青山学院 76.4	上智 57.7	上智 62.1	上智 67.7	上智 65.2	中央 39.3	青山学院 58.8	上智 102
4	明治 72.1	慶応 72.6	明治 56.5	明治 57.8	明治 64.2	明治 61.3	早稲田 38.7	慶応 58.6	青山学院 93
5	上智 71.1	同志社 69.8	中央 53.3	中央 51.4	同志社 59.5	青山学院 57.1	同志社 38.6	同志社 56.8	明治 87
6	日本 68.4	明治 68.7	日本 53.2	青山学院 51.0	青山学院 57.0	中央 55.9	上智 37.0	明治 56.6	中央 80
7	同志社 62.9	中央 63.2	青山学院 53.0	立命館 49.1	中央 55.7	同志社 53.3	慶応 36.8	中央 51.6	同志社 77
8	中央 59.5	立命館 61.2	東海 49.8	同志社 48.8	立命館 54.3	立命館 50.4	東海 35.2	立命館 49.3	立命館 60
9	立命館 59.1	立教 60.1	同志社 47.0	立教 48.3	立教 51.9	法政 47.6	明治 32.6	立教 48.4	立教 37
10	法政 57.0	法政 57.9	立命館 45.3	津田塾 43.8	津田塾 51.4	立教 46.3	立命館 31.7	関西 44.7	立教 35
11	東海 56.2	関西 54.5	立教 44.1	立教 40.4	東海 46.9	東海 44.4	立教 31.1	法政 42.1	法政 30
12	立教 55.6	日本 51.2	立教 40.4	東海 39.5	立教 46.6	立教 43.3	北摂工業 29.5	日本 40.9	日本 28
13	駒大 55.5	学習院 50.8	東海 40.2	関西 38.0	法政 46.5	関西 42.7	社団法人 27.2	関西 36.7	関西 24
14	立教 52.7	関西 47.4	関西 39.2	法政 36.8	関西 42.1	津田塾 41.1	関西 26.8	学習院 34.4	東海 22
15	関西 49.8	東海 44.5	法政 37.5	関西 32.7	関西 37.8	関西 36.5	関西 24.9	駒大 32.5	立教 17
	18関西		18関西					18関西	9

(備考) 阪、碩、美、音大等を除く

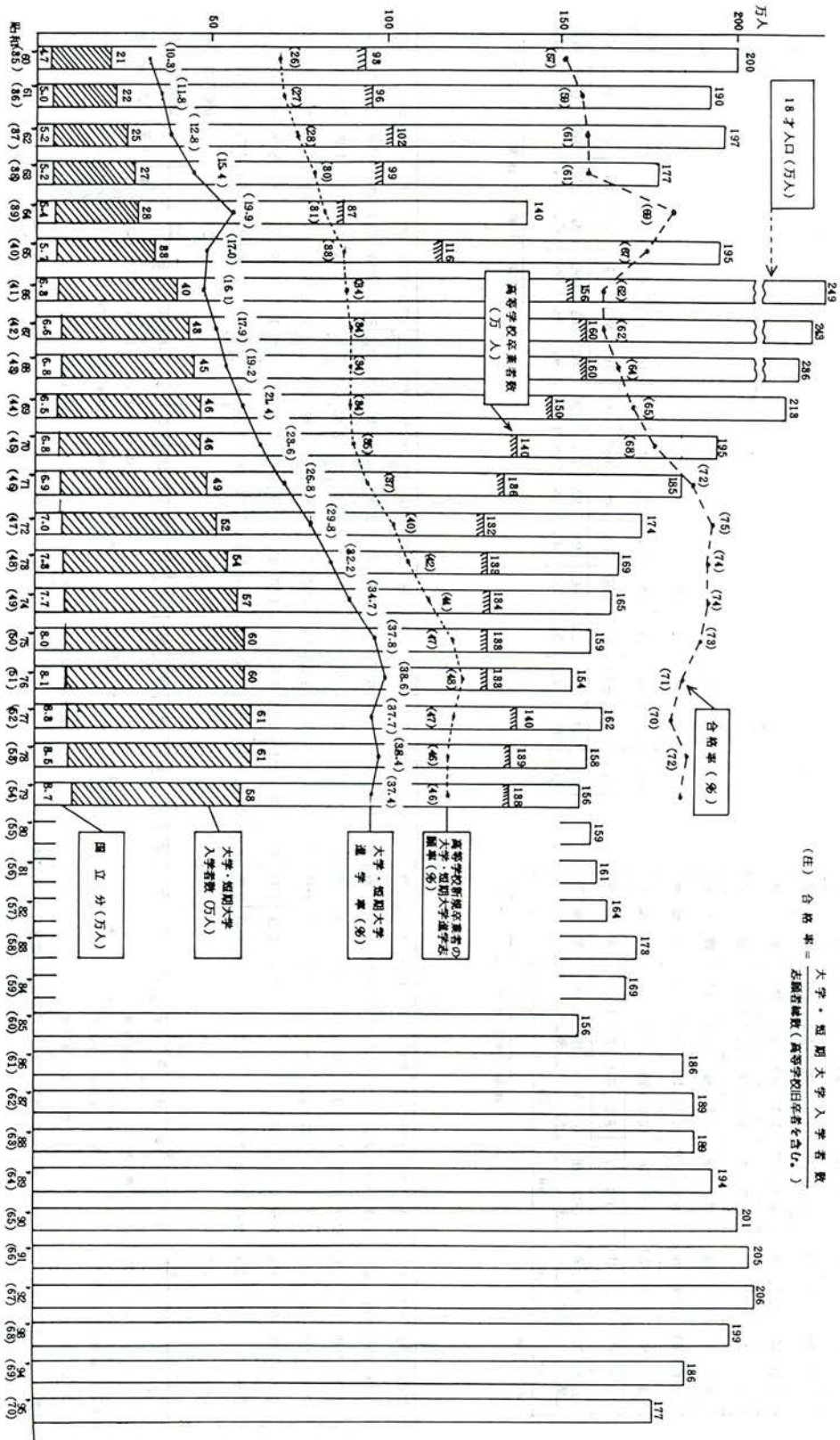
知名度と入学志向度の相関



N-1 高等教育の規模等の推移

(参考)

※「高等教育の計画的整備について」より



七六 二部教学の抜本的改革について

―第三次長期計画に関する答申(二)― ☆

一九八二(昭五七)・三・三一 八〇・八一年度長期計画委員会

はじめに

立命館大学は、一九六三年以降、全学一致のもとに推進してきた衣笠一拠点計画も一九八一年一部法学部移転をもって完成し、総合大学として八〇年代にふさわしい新たな教育・研究の創造・発展をめざす時期を迎えた。

しかし、本学が私学として置かれていた条件はきびしく、含まれている矛盾も大きい。とくにその矛盾は二部に集中的に現われ、二部教学の危機がさげばれてからすでに久しい。一九六三年の「二部対策要綱」以来、本学はさまざまの二部教学の改善をはかってきたが、二部をとりまく情勢は、ひとり個別大学の枠内における努力の問題をこえて、わが国の文教政策全般の動向や、社会的諸条件に大きく左右されてますます悪化し、二部における有職者の減少、二部の学習実態に端的に示されてきている。したがって、本学における二部教学の改善は、現行二講時制下における改善・充実をなおいっそうすすめつつも、二部問題の根元にたつた抜本的な改革を必要としてきていることは、今やだれの目にも明らかであろう。

一九七九年度長計第四小委員会は、今日の二部教学のかかえる深刻な危機と二部をめぐる全国的動向を分析し、二部教育に対する国民の要求とその対象とすべき層の所在を確認した上、二部改革の課題が、二部教育の対象となる層を積極的に掘り起こし、その層が入学する上での障碍を排除し、その教育要求にこたえうるように、入学制度、教育課程、カリキュラム、二部責任体制等を根本的に検討することにある、とした。

七九年全学協議会確認も、二講時制下の学生実態から見られる問題の重大性、二講時制実施以降の新たな危機が客観的に進行している情勢のもので、

- ① 小集団教育とくにサブゼミの指導強化、
- ② 前・後期集中開講、
- ③

新入生合宿の実施、④ 休講問題、⑤ 再試験の改善、⑥ 責任体制の強化、の六項目の当面の改善策と、

- ① 二講時制の充実、
- ② 英語教育の改善、
- ③ クラス学生定員減、
- ④ 学生部・二部の連携強化、
- ⑤ 二部入試の改善、の

五項目の基本施策を追求すべきことを確認するとともに、八〇年代およびそれ以降の長期的課題のひとつとして、二部教学の抜本的改革をあげた。このうち六項目の当面の改善策はすでに実施に移されており、五項目の基本施策も二部協議会が中心となってその実現をはかりつつある。

また、今年度は、二講時制改革実施以降の経過にたつて、現行二講時制下における二部教学の現状を全面的に総括し、当面改善・充実すべき諸方針を提起している。したがって長期的課題がここでは問題となる。

一九八〇年度長期計画委員会に対し、総長より、二部教学の抜本的改革について諮問があり、そのさい留意事項として、本学における二部教学の歴史的・社会的総括をふまえ、二部の学生実態をふくむ現状把握に基づき、「勤労者のための大学教育」の堅持と保障の立場に立ち、生涯教育の社会的要請をも考慮しつつ、進めるべきことが示された。

本第二小委員会は、総長の諮問以前に、専門委員を加えて発足し、二部教学の抜本的改革についての検討に着手した。そのさい一九七九年度長計第四小委員会が提示した改革の基本線を継承し、七九年度全学協議会で指摘された課題点をふまえ、他大学の二部対策の傾向を調査し、各部課の協力を得て、学生実態の把握に努めた。そして総長の諮問および留意事項を受けて、本格的な作業を進め、討議を重ねてきた。

しかしながら二部教学の抜本的改革の課題は、一方では二部教学の歴史的・社会的展開を総括し、他方では八〇年代以降を展望する視点に立ちながら、現在の二部学生が置かれている社会状況、二部学生の勉学・勤労・生活の実態に基づいて、勤労青年層の掘り起こし、入学資格、入試制度の改革など、いわば入口の問題から、二部の教育課程、教育内容、教育方法など、いわば中味の問題、二部卒業生の就職、留年など、いわば出口の問題、厚生補導や二部責任体

制の問題など、論議すべき領域はきわめて多方面にわたっている。

したがって、これらの問題について具体的な方向を発見することは容易ならぬ作業である。二部教学の危機がたえず指摘されてきており、さまざまな改善がはかられてきたが、もはや小手先の対策では対応しきれないことが全学の共通の認識になりつつある。従来の改善の努力を尊重するとともに、それを越える構想が必要である。衣笠一揆点も漸く完成し、物理的にも全学が統一し、八〇年代以降の総合大学を展望しなければならぬ現在、二部教学の抜本的改革を検討する好機であり、この時機をおいてはならない。

本委員会は、一九八〇年四月以来、鋭意検討を重ね、一九八一年三月、その内容を中間的にまとめて「中間報告」として発表し、学内諸機関および諸パートの討議を要請し、多数の積極的な意見を徴することができた。本委員会は、これからの意見をふまえて、引きつづいて検討を続行し、ここに本委員会としての最終のまとめを行ない、答申するものである。

全学が、本学における新しい二部教学の創造に向けて積極的な検討をすすめられることを期待してやまない。

I 二部教学をめぐる全般的情勢

わが国の高等教育機関がすぐれて、国の必要によって発展してきたという側面をもつのに対し、大学における二部教育はつねに国民の要求、とくに昼間勤務に従事しつつ高等教育をうけようとするものにこたえる大学教育として存続・発展してきたという長い歴史性と社会性をもってきた。

しかし、一九五〇年以降、わが国の高度経済成長政策は、インフレ・高物価・公害、環境破壊等さまざまな問題を生み出してきたが、二部教育についても強い影響を与えた。大学進学率が著しく上昇した結果、従来二部学生の中心となっていた勤労学生の母体層が減少し、二部志願者中、有職者の占める割合も低下してきた。また教育における差別選別政策は、進学競争をとどまるところを知らないほど激化させ、有名大学を頂点とする大学間格差を実質以上に拡大し、一・二部間の学力格差も顕著になった。そして一部に入学できなかつたから、

やむをえず二部へ進学したという、無職の「二部まわり」が増加し、勤労学生を大学から駆逐しようとしている。加えて職場の合理化・労働強化が進行するなかで、勤労青年が容易に進学できず、進学しても毎日通学できないような状況がひろがってきている。従来の公務員に代表される定職の学生に代わって長期または短期のアルバイトに従事する学生が進出してきた。

勤労青年に対して大学教育の機会を保障する責務は本来、国にある。国は現在、中教審路線と高等教育整備計画の名のもとに、大都市圏内における大学の新增設をひき続き抑制しようとし、また高等教育の多様化と称して「放送大学」の設立準備や専修学校に対する援助を進めているが、一般大学の二部教育に対してはほとんど無視ないし切り捨ての姿勢をとっている。私学経常費助成においても二部教育に対する特別助成はまだ少なく、学生数対教職員数におけるデメリットを補正するにも足りない現状である。

このような経済政策・文教政策のもとで、二部教育は全国的にみても危機的状況にある。どの大学の二部においても、勤労学生の減少と、「二部まわり」の増加、基礎学力の低下と大学教育水準維持の困難という課題に苦しんでいる。このような問題状況に対して他の諸大学ではどのように対応しているのだろうか。大別して三種の方向に分けられる。第一は、二部志願者数の漸減に応じて二部を縮小し、遂には二部の廃止もやむをえないとする消極的対応である。入試学力点を一部とあまり差が開かないようにすれば、おのずから縮小する結果となる。第二は、積極的に「二部まわり」の学生を受け入れ、転部の機会を保障するなど二部を一部の補欠学部として位置づけることにより、二部の存続を図ろうとする対応である。これは有力私学が近時かなり採用している方向であつて、有力私学であれば二部でもよいとする受験生も少なくないから、入試学力点をかなり高水準に保持することができる。したがって入試に不利な勤労学生の比率はごく僅かなものとなり、夜間開講しているというだけで、もはや勤労者を対象とする大学教育とはいえない。第三は、あくまで勤労者を対象とし、勤労者にとつて魅力のある教育をつくり出し、広く勤労者に訴えることによつて、二部を維持しようと努める方向である。この方向を選ぶ大学は多いとはいえないが、本学はこの方向を今後とも追求していきたい。

II 本学における二部改革の経過と二部教学の実態

1 一九六三年の第一次二部改革とその後の経過

一九〇〇年、本学が夜間の京都法政学校として創立されて以来八〇年間、本学の二部は多くの人材を育て、大きな社会的役割を果たしてきた。戦後においても二部の役割は大きく、一九五一年までは二部学生の方が多かったが、「高度成長」のはじまる一九五〇年代の後半以降、二部志願者数の減少と無職学生の増加など二部をめぐる情勢はきわめてきびしいものになっていった。

こうした事態に対処して実施された、一九六三年の「二部対策要綱」にもとづく第一次二部改革は、

- ① 「二部まわし」を廃止し、働きつつ学ぶ青年に大学の門を開く措置をとり、
 - ② 二部教学独自の課題にこたえる二部独自のカリキュラムを編成し、
 - ③ 二部教学に責任をもつ二部協議会と二部事務室を設置する、
- などの改革を行なった。そして、それは「勤労者を対象とする大学教育」の創造への画期的な第一歩をふみだすものであった。
- それ以来十数年間に亘りなされた二部教学の改善、とくに一回生から四回生までの小集団教育体系の拡充とそれを軸とする教学の改善、サブゼミナールと「固定教室」の保障、学生談話室と学生共同研究室の設置、自習室の確保と図書館の時間延長、などの教学と教育勉学条件の改革は、

- ① 基礎学力の充実
 - ② 自主的・集団的学習の前進
 - ③ 教育内容の国民的立場に立った現代化・総合化
- という教学改善の三重点課題で重要な到達点をうみだした。またこの間、転部制度の廃止（一九六八年）、有職者優遇措置の実施（一九六九年）によって勤労者の確保をはかってきた。

2 二講時制（一九七八年）による第二次二部改革のもとでの教学改善

一九七八年度から実施された一拠点・二講時制は、勤労学生をとりまく社会

的・経済的条件の悪化に対処し、働きつつ学ぶ勤労学生のすぐれた特質、

- ① 現代的諸問題への関心と問題意識のつよき
 - ② 多面的学習意欲と専門知識への要求のつよき
 - ③ 規律性と責任感のつよき
- を積極的に生かす見地から、「勤労者を対象とする大学教育」の新たな発展をめざすものとしてとりくまれたものである。すなわち、衣笠キャンパスに二部全学部を結集して総合大学としての力量を生かし、従来の三講時から二講時への移行によって、

- ① 可能なかぎり二講時全体の受講と系統的履修および自主的学習時間を保障し、講義時間の延長（八〇分から九〇分へ）で教学内容を充実する物質的条件をととのえるとともに、
- ② このような教学改善を基礎として自主的・集団的学習の新しい展開をはからうとするものであった。

二講時制の実施以来三年の経過のなかで、以下に述べるようなさまざまな教学改善の努力がなされてきた。

- (1) 勤労学生確保の施策と入試制度の改革
 - ① 勤労学生確保の施策として、在学生に対する定職斡旋は、多くの困難をかかえつつも学生部を中心に一定のとりくみがなされた。京都府の定時高校の進路指導教員と定期的に懇談するとともに京都府教育委員会との連携を強めている。また自治体等にたいする広報・募集活動を強化してきた。
 - ② 入試制度の改革では、
 - a 有職者優遇措置を改善・強化したが、
 - b 一九八〇年度から推薦入学制度を実施し、（一三〇名の志願者で七八名合格）。八一年度からは勤労者特別入学試験と名称を改めた（一九三名の志願者で一三一名合格）。
 - c また一九八一年度から二部独自の入学試験を実施している。
 - ③ 以上のような改革によって、勤労者確保の面で一定の効果がみられるが、なお定職者が過半数を越えるにいたっていない。入試制度の抜本的改

革が必要になつてゐる。

(2) 大講義の改善

① 勤労学生がもつてゐる現実的問題意識にこたえる趣旨で設置された特講制度は、特講のテーマと内容のもつ新鮮さや学生の問題関心への近き、短期集中の緊張力などのために一定の効果をあげ、受講者の拡大にも寄与している。個々の科目の内容や方法の改善としては、各教員の創意工夫と教師集団の経験交流のなかで、勤労者としての経験を考慮した素材の導入、具体的事例の導入、資料の配布、小テスト・レポート・感想文を課する等、さまざまな試みがなされてゐる。

② 二講時制が効果をあげるためには、従来以上に講義への出席率を高め、系統的かつ確実に単位を取得していくことが必要である。しかるに現実にはそうなつてゐない。そこで出席率と単位取得率向上の措置として、開講時に各専任教員から講義への出席の意義を説き、毎月一回出席調査を行なつてきた。

また教員の側でも、休講をしないように最大限努力してきた。さらに社会科学系学部では、固有専門科目の八一〇科目を前・後期集中開講とした。また過渡的措置として再試験制度の拡大を行なつた。

③ 以上のような大講義の改善へのとりくみにもかかわらず、所期の目的は必ずしも達成されてゐない。そのみでなく、現在の二部危機の進行状況から考えると、勤労学生の要求を根本的に検討したうえで、学部・学科の再編成をも含んだカリキュラムの全面的な再検討が必要とされてゐる。

(3) 小集団教育の改善

① 小集団教育の改善のために、一九八〇年度の新生から、一クラスの定員を五〇名とし、新生オリエンテーションの強化と合宿を実施し、一回生前期については一時間程度教員がサブゼミの指導を行なつてきた。

また二回生以上のサブゼミの指導も強化されてきた。

② 以上の点からサブゼミ活動の前進や自主ゼミの結成などクラスを基礎とした活動において一定の前進がみられるが、その過程でクラス間のア

ンバランス、学生間、教員間のアンバランスが生じてゐる。

今後とも小集団教育を軸として教学全般の改善がはからなければならないが、その場合、小集団の指導は「学生の自主性を育てる」一点に最も重点をおかなければならない。

以上のような二講時制のもとでの教学改善のとりくみにもかかわらず、二部教学の危機の進行はきわめて急激であり、新しい二部教学の創造は従来の改革の単純な延長だけでは不可能である。七九年全学協確認が、従来の教学改革の基礎のうえに、二部教学の抜本的改革(第三次二部改革)の課題を提起したのはこのためである。

3 有職者の減少とアルバイト・無職者の増大

① 本学二部に学ぶ勤労学生就業形態・就業状態は、いつくかの段階をたどつて大きく変化してきてきた。第一次二部改革の一九六三年から六七年ころまでは、一回生新入学生のうち、無職者が二〇%、三〇%を占め、有職者(家業従事者を含む)は七〇%、八〇%を占めていた。この有職者のなかには、ほぼ一〇%くらいのアルバイト者も含まれていたとみられる(一九六三年の調査のみアルバイトを区別している)。転部制度の廃止(一九六八年)、定時制卒業生優遇措置(一九六九年)、有職者優遇措置(一九七〇年)の実施から一九七〇年代前半にかけては、おなじく一回生新入学生のうち、無職者が三%前後に激減し、かわつて長期・短期アルバイト者が三五%、四〇%を占めるようになった。これは、アルバイトの実際の増大傾向とともに、無職からアルバイトへのたんなる「形態転換」をあらわすものとみられよう。この時期には、定職者が六〇%前後へと若干の減少をみせてゐる。ところが、一九七〇年代の後半以降再び無職者の形態が著増しはじめ、一回生新入学生のうち約四分の一から三分の一をしめるようになる。そして、定職者は四〇%前後へと急速に減少していくのである。残りの三割前後が長期・短期アルバイト者であるが、秋の調査になると入学時無職者の半数以上は長期・短期アルバイト者になつていく。二部全回生をとつてみても、一九七〇年代前半に六〇%をこえていた定

職者の比重は、一九七〇年代の後半以降五〇%へ、さらに現在の四〇%へと著しく低落している。

一九八〇年度を受講登録時の調査では、二部全回生の就業形態は、定職者三六・八%、家業従事者一・七%、長期アルバイト者二四・〇%、短期アルバイト者七・八%、無職者一七・四%、未登録六・九%、不明四・四%となっている。また、一九八〇年度の新入生の定職者は、「特別入試」による七八名の入学もあつて、七九年度に比べて二・六%上昇し、四五・三%にまでいたつた。しかし、無職者二七・九%、長期アルバイト者一八・一%、短期アルバイト者六・五%、不明二・二%となつており、まだ定職者が過半数を越えるまでもなっていない。

② 本学二部では、入試に際して、有職者への優遇措置を強化し、一九八〇年度より実施した「勤労者特別入試」、自治体・企業・定時制高校への働きかけなどの諸施策を講じることによつて、有職者の低下傾向をなんとかおしとどめようと努力を重ねてきた。しかし、この背景には、「高度成長」期以降の大学進学率の急増と高卒就職者の減少、働きつつ学ぶ二部学生の母体層の急激な減少という大きな社会経済情勢の変化があることも十分考慮に入れておかなければならないであろう。全国の高校卒業者は、第一次二部改革の一九六三年の九八七、四二六人から急増期の一九六七年の一、六〇三、一二二人でピークに達したあと、一九六九年には一、四九六、九七二人にもどり、その後はそう大きな変化なく一九七七年の一、四〇三、三四三人、一九七九年の一、三八三、五三九人、一九八〇年の一、三九九、二九二人と推移していく。ところが、高卒就職者は、一九六三年の六二六、〇六五人（高卒就職者率六三・四%）から一九六七年の九四一、三六六人に増えたあと（率としては五八・七%に低下）、一九六九年には八八二、三四九人（五八・九%）、一九七七年五九六、九四三人（四二・五%）、一九七九年五九一、一八三人（四二・七%）、一九八〇年五九九、六九三人（四二・九%）と急速に減少していくのである。京都府の高校卒業者をとつてみても、一九六三年の二二、八一四人から一九六七年の三七、九七九人のピークに達したあと、一九六九年の三一、〇九六人、一九七七年の

二七、五二二人、一九七九年の二六、六二一人、一九八〇年の二六、九一七人となつていく。ところが、高卒就職者は一九六三年の一三、四三九人（五八・九%）から一九六七年の二〇、二五五人（五三・三%）に増えたあと、一九六九年には、一六、五六六人（五三・二%）、一九七七年九、一九五人（三三・四%）、一九七九年八、九一八人（三三・五%）、一九八〇年九、五一八人（三五・四%）と急速に減少している。

このように、高卒就職者が、比率にして約二〇%、絶対数にしてピーク時の半分に減少したにもかかわらず、本学二部の入学志願者を見てみると、一九六三年の一、九二四人から一九六七年の三、九〇九人に倍増したあと、一九六九年三、七八六六、一九七五年四、〇五〇人、一九七七年三、三二一人、一九七八年三、九五〇人、一九七九年三、六〇〇人、一九八〇年三、〇〇〇人と多少の増減はあるものの、そう大きな変化はみられないのである。つまり、高卒就職者という母体層の変化と本学二部入学志願者の推移とのあいだには、かなりのギャップがうみだされてきたといえよう。ちなみに、本学二部を受験した動機をたずねた一九七八年度の調査で「他大学や一部に入れなかつたので」と答えたものは二・四%（うち、定職者については二・〇%、家業従事者二・六%、長期アルバイト者一八・〇%、短期アルバイト者二六・七%、無職者三三・六%）を占めていた。さらに、一九七〇年代の後半以降、近畿の少なからぬ公・私立大学で二部（夜間）が縮小・廃止されてきたことの影響をも考慮に入れておかなければならないであろう。本学二部の入学志願者のうち、京都府の高校卒業者が占める比率は、一九六七年の四五・七%から一九八〇年の三五・九%（約一〇%系統的に低下し、その絶対数も減少しているのに、逆に大阪府のそれは一九六七年の一四・七%から一九八〇年の二五・九%へ約一〇%増大し、また兵庫県も六・四%から八・六%へ増大している。

③ 産業別・職種別就業状態についてみると、まず定職者では、公務員・準公務員の比率がこの一〇数年四〇%前後を維持している。（ただし、一九七六年二八・六%、一九七七年二三・一%と例外的に低下したときがある）。そのなかでは、採用システムの変化もあつて地方公務員の比重が少なくな

り、かわって国税庁、警察、自衛隊などの関係者が相対的に多くなっている。一九八〇年度の全回生についても、公務員・準公務員が定職者のうち四四・八%を占めて、やはり高い比率を示している。しかし、民間企業勤務者も三〇・一%となっており、そのなかでは中小零細企業に勤務しているものが増えていると思われる。また、個人経営に勤務するものが一八・二%あり、その勤務状態には小規模なものがかなりみられ、通学・勉学に支障をきたしている面がある。

職種別では、「事務職」が減少し、一回生新入学生のなかに占めるその比率をみても、一九七一年の四七・三%から一九七九年の二一・八%へと半分以下に落ちている。かわって「セールス」、「サービス」、「店員」、「生産労働者」の比重が増大しており、全体として第三次産業化、グレーカラー化、ブルーカラー化という社会的傾向が本学においてもみとれる。つぎに、長期・短期アルバイト者については、その多くが「サービス」「生産労働者」、「セールス」に集中している（一九七八年の全回生についての調査では、三一・三%が「サービス」、一七・三%が「生産労働者」、一二・二%が「セールス」）。長期アルバイトは、「時間的拘束を受けない」、「地元で卒業後就職したい」、「新人として就職に有利である」などの判断から従事している面もあり、必ずしも経済面のみからはみられないが、その就職先のほとんどは中小零細企業であり、社会保険や労働条件の面で無権利の状態にあるものとみられる。

④ 京都商工会議所の調査によると、一九八〇年度の初任給（事務系）は、公務員で七八、九〇〇円（全国）一八六、五〇〇円（京都市）、民間企業で最低八〇、〇〇〇円（最高一六二、九五〇円、全産業平均男子九五、七〇〇円、女子九三、六六九円となっている。しかし、本学二部学生のところでは、一九八〇年度一回生の定職者中央値で見ると、自宅九二、〇〇〇円、自宅外九四、〇〇〇円（税込月収）、長期アルバイトでは、自宅七五、〇〇〇円、自宅外八〇、〇〇〇円となっており、上記の平均を下まわっている。とくに、自宅外通学者のところでは、九〇、〇〇〇円未満の収入者が四八・七%（一回生受講登録より）となっており、勉学・生活を維持し

ていくにはぎりぎりの状況になっている。

アルバイト者の賃金は、本学学生課二部分室一九八〇年九月斡旋平均額によると、日給三、五二〇円（事務系）一四、四〇〇円（一般労働）であり軽労働の日給三、七六〇円で二日間（一日八〜九時間拘束）働いた場合、月収は八二、七〇〇円となり、定職者の収入と一見大差はみられないが、年間臨給や昇給が期待できず、上回生に進むにつれて収入の格差が拡大してくる。

学生生活を維持するうえで家計からの仕送りなしの学生は年々増加し、一九七九年には五〇%に達した。一九七八年の調査で、家計よりの援助を必要としないと答えたものは、全体で五五・一%、定職では七六・九%、長期アルバイトでは五三・六%であった。しかし、学費の負担については、家族負担の割合が年々高まっており、一九七二年の調査で本人の負担六一・四%、本人と家族の負担二一・九%、家族の負担一五・九%であったのが、一九七八年の調査では本人の負担四三・五%、本人と家族の負担一五・五%、家族の負担四〇・六%となってきた。なお、家計支持者の年間収入で見ると、立命の二部は中間値で二九一・四万円であり、立命の一部と二二〇万円、全国平均と一六〇万円の格差がみられる（一九七八年）。

⑤ 二講時制実施（一九七八年）によって、第一時限開始時の登校率は、三講時制のときと比べて二〇%上昇し、六五・九%に達した。しかし、午後六時までは登校できないとするものの比率は、全回生で、一九六三年には九・三%、一九七五年には一七・四%、一九七八年には三三・九%と年々増大をつづけている。この傾向は、職場所在地が府下および大阪方面へ遠心化していること（京都市・周辺部が占める比率が、一九六三年七二・七%、一九七三年七二・七%、一九八〇年六六・九%と低下しているの）にたいして、その他の京都府下は、それぞれ四・五%、四・五%、七・六%、大阪府下は一三・九%、一四・〇%、一七・四%と増大している。また、兵庫県下については、それぞれ一・二%、一・七%、一・六%、滋賀県下、五・四%、五・一%、五・〇%、その他の県下、二・四%、三・〇%、一・五%であったり、職場の勤務条件が厳しくなっていること、などが考え

られる。また、いうまでもなく、広小路学舎と違い衣笠学舎へは、各交通機関のターミナルからのより長い時間が必要とされる。

4 学習を中心とした二部学生の実態

国の文教政策における「勤労者を対象とする大学教育」としての二部教育の軽視、高物価とインフレの経済政策による生活の困難、「合理化」の進行によるきびしい労働条件、さらには「高度成長」期の大学進学率の急増と高卒就職率の低下が二部学生の母体層を急減させていること、および入試や高校教育のゆがみが勤労学生の基礎学力を低下させていること、これらの要因から勤労学生の実態にさまざまな困難がもたらされている。

(1) 入学時における問題点

本学二部受験の動機について、私大連盟第四回全国学生実態調査でみると、第一位が「私学の特徴・学風にひかれて」の二二・四％であり、全国平均を二・五％上まわっている。また第二位が「学費のことを考えて」の二一・五％で、全国平均の八・〇％を大幅に上まわっている。ここでは本学二部の基本政策（勤労者を対象とする大学教育、相対的低学費）が入学の動機に反映しており、これは積極的要素である。問題点としては、第三位の「他が不合格となったときのため」が一七・八％で、全国平均よりも二・五％上まわっていることからわかるように「二部まわり」とおもわれる学生が相当数みられる。

入学時におけるもっとも重要な問題点は、二部学生の母体層の減少と基礎学力の低下のなかで、入試の最低点が低下してきており、そのなかで他の大学に入学できない非勤労学生や二部学生としての学習意欲に欠ける学生が増加してきていることである。

参考までに一九八〇年度入試（三〇〇点満点）の最低点は次表のとおりである。

文系ではとくに経済と経営の最低点が低く、また理工学部材料コースは最低点を五〇点にしても定員五〇名中三〇名しか確保しえていない。

表1 一九八〇年度入試最低点

(三〇〇点満点)

		2部		1部	
		有職	無職		
法		五	二五	一七	
経		六	六	一八	
営		六	七	二四	
文	史	六	二五	地理二六、 日本史二六、東洋史二六	
	文	二五	二〇	西洋史二〇、心二六、中文二六、 哲二四、日文二四、英米二六、	
	思	二〇	二〇		
	風	六	六		
理	情	五	五	機一五	土二五
	材	五	五	電一七、化一四、 数物一七、	

(2) 大講義や小集団教育における学習実態

① 大講義における最大の問題点は、出席率が二〇〜三〇％と低く、それが二講時制のもとでの単位取得率を低下させ、ひいては卒業率の低下をもひきおこしていることである。

欠席の理由は、アンケート調査によると、「講義が理解しにくく興味がないから」、「勤務の都合による」、「怠慢による」、「出欠をとらないから」などがあげられている。講義への出席時間が二部学生にとつての学習時間の大半を占め、また二講時制によって受講率が少なくなっているのだから、着実に出席し、受験をして、確実に単位を取得することが不可欠である。出席と成績とのつながりについて、一九八〇年度の法学部の前期集中講義の一つからは、D評価の者のうち七五％が二回（四コマ）しか出席がなく、一回（二コマ）しか出席のない者の八〇％がD評価であるという結果が得られている。

一九七九年度入学者の一回生時の単位取得数を中央値でみると、法学部二七〜二八単位、経済学部二二〜二三単位、経営学部二六〜二七単位、文学部歴史コース二九〜三〇単位、文学コース三三〜三四単位、哲学・思想コース二六〜二七単位、風土コース二七〜二八単位、理工学部情報

コース二五・二六単位、材料コース二〇・二一単位となっており、三講時制時よりも低下している。二講時制においては系統履修によって三・四回生時に相対的に多く履修することになっており、文系学部標準取得単位数は一回生三〇、二回生三〇、三回生三二、四回生三三単位であるが、それにしても二講時制の成果をあげるためには単位取得率を一段と上げる必要がある。

講義の内容について、二部学生の特性である現実的問題関心に応えるように変えていくことが必要であるが、他方では学生の理論離れの傾向は大きな問題である。カリキュラムの内容を整理して基礎的部分に重点をおくとともに、理論科目の回生配当を再検討して、理論と現実との新しい形での統一をはかることが必要であろう。

大学生活の目的について、さきの調査でみると、第一位は「豊かな教養を身につけ人格を陶冶する」の二九・六％であり、第二位は「専門的な知識や高度な技術を修得する」の一五・七％となっているが、まったく同じ割合で「資格をとつたり、将来の有利な就職・職業を考えて」が続き、さらに「学問研究を通じて真理を探究する」の一三・九％となっている。ここにはとくに二部学生に強い実務志向と教養志向が示されており、この点なども考慮して学部・学科の再編成をも含むカリキュラムの抜本的検討が要請されている。

- ② 小集団教育では、出席率は七五・八〇％とよく、一定の成果があがっているが、プロゼミ・講読・ゼミの運営の面では、準備の不十分さ、討論の不活発、サブゼミ・自主ゼミ等自主的活動での不十分さがみられる。また、どのクラスにも一定数の授業にのつてこない学生がある。二回生になると、回生の変るときに必ず要求される知的飛躍についていけない者が加わり、また二年目のクラスの雰囲気や積極的学生の固定化の傾向もみられる。三・四回生ゼミでも、遅刻の多さと、ただ出席しているだけということによる授業運営の乱れも存在する。

しかしながら、本年度から開始した新入生合宿を契機にして、援助担当の上級回生と教員の指導援助も得てサブゼミや自主ゼミを組織しはじ

めており、また、三・四回生ゼミでも楽しい雰囲気の中で活発に発言する傾向もみられる。本年度後期より登録を開始した自主ゼミは、公式に認定したものの三二ゼミ二一五名、学友会へ申し出たもの四〇余ゼミ、約三〇〇名が積極的に活動を開始している。そのなかで勤労者特別入試による学生の一定の部分がリーダー的役割を果たしており、そのなかで一定年令層以上の者の発言がよい影響を与えている点も注目されてよい。

- ③ 外国語では、入試にみられる基礎学力の不足と学生の学習時間の不足が大きな問題である。外国語学習にはとくに多くの時間と反復訓練が不可欠であるにもかかわらず、予習してきている学生はきわめて少ない。一回の授業に対する予習・復習時間三〇分以下のものの割合は七割をこしている。

(3) 卒業、退学、除籍、休学の状況

四回生時の卒業率は、四回生卒業該当者比率（カッコ内は入学時比率）で、一九六八年の八五・三％（六七・五％）から七九年の七一・八％（五九・一％）に低下している。社会的経済的環境の変化にともなう就学条件の困難化がその大きな原因であるが、その他の要素もからみ合せて実態は複雑である。

一九七九年の学生数五、一一一名（前年は五、三四六名）にたいして、退学者は九五名（前年は八一名）、除籍者二九四名（前年は三五一名）、休学者五六名（前年は四五名）となっている。休学は理由が明らかで復学の見込みのあるものが大部分であるが、退学は仕事と勉学の両立ができなくなり、仕事の方を選んで退学せざるをえなくなったというものがもつとも多く、他大学受験・合格がこれに次いでいる。

除籍者に関して、一九七九年度前半の除籍者の約半数についてその理由を明らかにすることができた。勤務の都合によるが五八・五％、再受験および進路変更が三三・八％、家庭の都合（結婚・育児など）が六・二％、経済的事情が一・五％となっており、退学の場合と類似した傾向を示している。このように退学と除籍は仕事と勉学の両立しえなくなった結果というものが三分の二近くを占め、また定職者が圧倒的に多いので深刻な問題

をはらんでいる。ことに、五回生以上の除籍者が一二七名（前年は一四二名）と多く、しかも四人に一人は一〇〇単位以上を取得している点は重大な問題である。

(4) 課外活動の状況

働きつつ学ぶ二部学生の諸条件は、課外活動をきわめて困難なものになっているが、二講時制にともなう活動時間の一定の保障、衣笠移転にともなう施設条件の改善によって、サークル数においても、活動頻度においても、参加している学生数においても、着実に前進してきている。サークル活動に参加している学生の卒業率は全体の卒業率より約八%高く、仲間とともに活動し、自己発展を上げていくサークル活動が、二部教学を全般的に引きあがる点で大きな役割を果している。しかしながら、活動は主として水・土曜を中心として行なわれているが、時間不足が目立ち、日曜・祝日の活動でそれを補っている例が多い。

(5) 交通問題にあらわれた問題点

一九八〇年度新入生の有職者の居住地と勤務先の関係を見ると、通学に六〇―九〇分を要する市内周辺部、大阪、滋賀等の近府県のもの約五〇%あり（一九七八年度には五一・四%いた自宅外通学者が八〇年度入学生では三九・六%に減少してきている）、これが二講時制になっても学内滞留時間を短縮して、講義や課外活動などの自主的・集团的活動への参加に一定の時間的制約を加えている。また、バイクによる通学者も増加しつつづけており、致死事故（加害と被害の双方）を含む事故件数が年々ふえてきている。

本学では禁止している自動車による通学者が急増し、大学周辺に不法・迷惑駐車をして近隣住民に多大の迷惑をかけてきており、大学として、周辺パトロール、指導面接等をおこなってきたが、そのなかで極めて態度のよくない学生が間々みられ、学生実態のもっとも消極的な側面をあらわしている。

(6) 就職にあらわれた問題点

一九七八年度アンケートによれば、回答者の四九・九%が卒業時就職（転

職一六・七%、卒業時に定職につく三三・二%）を希望している。しかし、実際に就職登録するものは二二・二%にすぎない。それは、留年が決定的になったもの、転職を思いとどまったもの、縁故によるものなどと想定される。

就職活動については、アンケート調査によると、一部学生にくらべて、就職活動への関心をもつ時期のおそさ、ガイダンスへの出席の少なさ、その結果としての企業研究、受験準備、面接についての心構えの不十分さなど、就職への取り組みが遅れていることが目立つ。それゆえ、就職に対する関心を早期にもち、就職活動にとりくむ準備と実力をつけることが必要である。

二部学生の就職問題は、社会的にさまざまな困難をかかえている。以前のような指定校制や二部学生不可企業は、社会的批判の高まりや大学の働きかけのなかで減少してきており、本人の意欲と情熱が重視されてきているが、会社訪問方式のなかで二部学生の不利はなくなっていない。就職条件改善の運動をさらに社会的にすすめるとともに、大学においていかに実力をつけていくかが基本的に重要な課題である。

一九七八年度の就職決定者が、後輩へのアドバイスとして「若者らしさ」と「二部学生としての誇り」をもって就職活動にのぞめ、としていることは重要な指摘である。

以上においては、二部教学の現在までの到達点とそこにおける学生の実態について述べてきた。そして、それぞれについて一定の積極面と消極面とがみられる。この積極面をいかにのばし、消極面をいかにして克服していくかに二部改革の基本視点が置かれるべきであろう。二部改革は一面では教学実践の中から生み出されるとともに他面では学生の実態に即応したものでなければならぬ。そして、現在の時点は従来からの教学改善の単なる延長線上ではなくて、それをふまえたつも根本的な教学改革案が打ち出さるべき時期になっているといえよう。

Ⅲ 二部改革の基本方向

1 二部改革の視点

① 以上のような二部をめぐる政府の政策、社会の動向、勤労青年の実態を考えると、二部教育の危機は真に深刻であり、けつして安易な対策を許さない。しかし勤労者のなかに、青年に限らず、壮年老年にも、また主婦の間にも、大学において自主的に学習したいという要求が根強く存在していることも事実である。生涯教育に対する要望は今後ますます高まるであろう。本学は勤労者のための大学教育から出発し、今日までその責任を果たしてきたのであるが、今後の二部教育の振興をはかるためには、このさい基本的に全学の英知を結集して新しい方向への合意を形成しないかぎり、本学の社会的責任を果たすことはできないであろう。

② 本学の二部改革に対する基本的視点は、いうまでもなく七九年全学協で確認されたように、「勤労者のための大学教育」という立場を堅持し、これを具体的に保障する制度と施策を確立してゆくことである。

③ 「勤労者のための大学教育」は、まずもっぱら勤労者を対象とする教育である。勤労者教育は本学の建学の精神であり、誇るべき伝統であった。社会的に恵まれない勤労者に教育の機会均等を保障することは、本学の重要な社会的使命のひとつである。同時に、勤労者が大学に学ぶことは、勤労者としての生活に根ざした問題意識を大学にもちこみ、大学の教育研究に社会的現実との対決をせまる契機を与えることにもなる。

もとより勤労者という概念は広く解してよく、最近の青年の就職実態に照らし長期アルバイトを含むものとし、中高年になってあらためて大学を志望するようになった社会人（主婦を含む）にも門戸を開放する。しかしながらただ単に一部に入学できないという理由から二部を受験しようとする「二部まわり」は除外しなければならない。二部教育は、一部と異なり、勤労と生活が反映する勉学の間である。

④ しかし「勤労者のための大学教育」は同時に大学教育であることを要求されている。単なる労働学校や資格取得のための専修学校にとどまっては

ならない。大学である以上、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教育するとともに、人格の全面発達をはかる人間教育の場である。大学に入学しようとする者は、一定の問題意識をもち、自主的集团的に学習しようとする勉学意欲とともに、一定のレベルの知的基礎学力が必要であることはいうまでもない。もつとも高等教育の大衆化が進行している現在、基礎学力のレベルはあまり固定的にとらえてはならないであろう。また本学の教育方針が小集団教育を軸とするスクーリング重視にあることを考えるならば、本学の学生は本学に通学できる範囲に居住し勤務する者に限定することが必要である。

⑤ 以上のように、「二部まわり」をみとめないで、勉学意欲と基礎学力をもち、かつ大学に通学して自主的・集团的に学習する勤労青年または社会人を学生として受け入れるのであれば、「勤労者のための大学教育」は、従来の経験が示すように、形骸化するであろう。もつともこのように二部学生に対する要件をきびしく設定し、これをしっかり実行すれば、一時的には二部学生数が大幅に減少するかもしれないことは、予め覚悟しておく必要がある。もし事実上「二部まわり」を黙認してゆけば、あるいは現在程度の学生数を確保することはさして困難であるまい。しかし安易に水まじされた二部をそのまま続けるならば、やがて二部教学に対する社会的信用を失墜し、これまでの教学努力も無に帰すおそれがある。学生数の減少を一時的に耐えるなかで、勤労学生の要求にこたえうる小集団教育を軸とした真に特色のある二部教育を建設しなければならない。そして「勤労者のための大学教育」を着実に実現してゆくことこそ、単に勤労学生を本学にひきつけるだけでなく、ひろく社会人教育の期待にもこたえうる道が開かれるのである。

⑥ 社会人教育は生涯教育、リカレント教育が強調されている現在、二部教育の将来を考える場合にみおとすことのできない視点である。社会人教育とは大学においては、社会人のために大学の門を開放することを意味する。従来わが国においては青少年期は学校教育の時期、その後は勤労の時期とはっきり区分されてきており、大学教育においてもほぼ同様であった。大

学は多少の例外を除いて、二〇才前後の青年の教育を担当し、これを社会に送り出す役割をになつてきた。しかし、最近のように技術革新や産業構造の変化が急速に進行すると、既存の技術は役に立たなくなり、たえず新しい技術や知識が必要とされる。したがって大学を既に卒業し社会で働いている個人の間にも、これらの新しい技術や知識をあらためて学習したいという要求が強くなるとともに、企業ないし社会においても同じ要請がある。他方、余暇社会と呼ばれているように時間的、経済的に多少のゆとりをもつ人々も増加し、生きがいや知的要求を満たすことを求める動きも強い。

わが国の社会の高年齢化が進行すれば、その傾向はいっそう強まるであろう。したがって大学としても、このような個人や社会の要求にこたえ、適切な教育の場を保障することにより社会的責任をはたすことが必要である。

社会人のための大学教育は、従来の大学教育とかなり違った特徴をもっている。まず年齢や社会的経験に大きなバラツキをもつ人々に対する教育である。知的基礎学力は入試によつて一定のレベルを確保することができても、年齢差や社会的経験の相違から生ずる個人差はかなり大きく、カリキュラム編成や授業の進め方にかなり工夫が求められるであろう。また大学で学ぶ目的が、実務志向と教養志向にはつきり二分されるかもしれないが、いずれにせよ明確である場合が多いことである。その意味では主体的な勉学意欲は強いが、反面、その目的に適合した教育を短絡的に要求しがちになる。とくに実務志向の場合にはそのおそれがある。

社会人教育はもとより二部固有の問題ではなく、一部や大学院を通じて共通に提起されている問題である。また社会人教育は勤労者教育と同一であるとはいえない。しかし社会人教育が勤労者教育と類似している点が少ないことも事実である。たとえば社会的経験をもちて学んでいる点や、学ぶ目的がある程度明確である点などである。そしてわが国の現状では、いったん職を離れて大学で学びなおすという社会的条件や経済的余裕に乏しいところから、とりあえず就職しながら二部で学ぶ者がかなり生ずると予想される。現在二部において学んでいる中高年者は、社会人教育と呼ぶことができるであろう。したがって二部教育は将来増加すると予測される

社会人教育の先駆的な試みと位置づけることができる。

⑦ 以上のように、「勤労者のための大学教育」を名実ともに実現させ、将来の社会人教育増大の期待にこたえるために、当面なすべき最も重要な課題は、①二部入学者の資格制限を含む入試制度の改革と、②学部・学科の再編成にも及ぶ、二部教学の徹底的検討、ならびに③二部教学改革を具体的に実行する、二部責任体制の検討、にある。

2 入試制度の改革

本学の二部教育が「勤労者のための大学教育」であるとすれば、その対象となる勤労青少年層はどのくらい現実存在するか。そこで京都府南部地域を中心として高卒就職者の動向を調べてみると、京都府下の高校新卒者の就職希望率は、一九六三年の五三・一％のピークからしだいに減少して、一九七九年には三三・二％となつており、男女別にみれば男子二七・九％、女子三六・一％となるが、このうち京都府北部地域を除く高卒就職者の実数は六、〇六七人であつた。ただしその就職先は府内に限つておらず他府県へ就職する者も少なくないが（一九七八年一、六七一人）、反面、他府県から府内に就職する高校新卒者も多く（一九七八年三、一六四人）、差引き約一、五〇〇人ほどの高卒就職者の流入がある。高校新卒者の京都府における就職動向を、産業別にみると、製造業三〇・六％、卸小売業三六・三％、金融・保険・不動産業一一・五％、サービス業一二・七％、公務員〇・九％等となり、第三次産業部門が増大する傾向にある。また規模別にみると、従業員三〇〇人以下の企業が五六・一％、同一、〇〇〇人以上の企業が二三・五％と両極に分解しており、しかも大企業就職が減少し、小企業への就職が増加する傾向が認められる。以上のような京都府の高校新卒者の就職動向をみるかぎり、二部進学をめぐる状況はきびしいといわなければならぬ。しかしそれでも新卒就職者が約六、〇〇〇人、他府県からの流入を合わせれば約七、五〇〇人も存在し、一九七八年の就職進学者が一七四人（その他、就職して教育訓練機関・専修学校などに進む者九六人）であるという事実は、これら勤労青少年のなかに機会と条件があれば大学教育を受けたいとする社会的要求が潜

在していることを示している。とりわけ女子の場合、大きいように思われる。ちなみに、二部進学を希望する勤労青少年は高校新卒者に限らない。むしろ高卒後一兩年を経て、職場と生活を安定させてから、一定の目的意識をもって二部に進学した者がりっぱな成果をあげていることをしばしば経験するところである。したがって新卒者に劣らず、既卒就職者も有力な二部進学の母体層ということが出来る。

以上のような調査結果から、本学二部に進学する可能性をもつ勤労青少年の母体層は、もとより樂觀を許さないが、さりとて絶望的に悲観すべき状況でもない。問題は、本学二部で学びたいという意欲と学力をもつ京都市およびその周辺の勤労青少年に対し、いかに積極的に働きかけ、いかに本学二部に迎え入れるかである。勤労青少年をひきつける二部教育は、いうまでもなく勤労者に魅力のある教育内容と教育方法をつくり出すことであるが、同時に勤労青少年が敬遠せざるをえない一部同様の学力テスト中心の入試制度を改革しなければならぬ。つまり勤労青少年に適合した入試制度を考案することである。それは一部のように大量の受験生をふるい落とす方式ではなく、比較的少数の受験生の中から本学二部において勉強する意欲と一定の基礎学力を有する者を選び上げるものである。

一九七九年以来、新しい方式の入試を二部は実施してきたが、その方向をいっそう徹底しなければならぬ。そのさい、いつも問題となるのが無職の受験生の増加であるから、最初に入試受験者の資格を勤労者にはつきり限定し、「二部まわり」を排除する必要がある。入学志願者の資格を勤労者に限定することは教育の機会均等を破るという非難を生ずるかもしれないが、この非難はあたらない。二部に進学しようとする勤労青少年の多くは経済的社会的に恵まれない層に属するが、このような層と親の保護のもとで勉強にいらしめる層とを対等に競争させることこそむしろ不公平というべきである。その他、勤労者に適合する入試制度として、職場推薦を含めて、推薦入学の枠の拡大、入試における面接・調査書の重視、入試科目の改善などの問題を検討すべきである。そしてこのような二部独自の入試制度を開発してゆくことを通して、ひろく社会人に対しても二部の門戸を開放することが出来るで

あろう。

もう少し具体的に提案すると、

- ① 二部入学者の資格の限定については、たとえば
 - (a) 高卒後、現に就職中の者、
 - (b) 高校新卒者で、就職の内定している者、
 - (c) 一定年齢（たとえば二才または二五才）以上の者、

とする案が考えられ、そのさい「就職」には長期かつ固定的なアルバイトを含むものとする反面、本学二部に進学できる地域と勤務条件にあることを求める。一定年齢以上の者について有職無職を問わないのは、この年齢になればだれでもいちおうの落ち着きと社会的責任をもつようになり、他の人も行くから自分も行くという安易な進学熱から離れて自覚的に進路を決定していると思われるからであり、また家庭の主婦等にも進学の道をひらいているのである。

- ② 二部の入学者選抜は、推薦入試と一般入試の二本立てとし、ただ推薦入試には従来の出身高校長の推薦のほかに、新しく職場からの推薦を加えることを検討する。その理由は、高卒後しばらく年数を経た勤労青年にとつて、母校との人的つながりが弱くなっており、かえって職場こそ現在の人物・能力を適正に判断できる立場にあり、かつ職場の推薦を受けることによつて二部進学が公認され、出席も容易になる等のメリットが考えられるからである。またこの制度が定着すれば、ある職場から継続的に二部入学者を迎える場合も予想されよう。ただし推薦できる職場をどの範囲にとるか等、今後つめなければならぬ問題点がある。

- ③ 二部入試では、推薦入試・一般入試を問わず、調査書と面接を重視すべきであろう。一般入試についても可能なかぎり面接を実施することが望ましい。小論文や英語については、勤労者に適合し、かつ大学で学ぶに足りる基礎学力を測定する内容であるための工夫が求められよう。なお面接などの必要から二部地方入試は行なわない。

- ④ 二部入試制度を改善した場合、そのことを二部を志望する勤労青年に周知させる方法を考案することによつて、勤労学生への掘り起こしを進めなけ

ればならない。二部の教学改善を行なった場合も同様である。

⑤ 二部入試制度の改善と関連して、編入学制度・学士入学制度を再検討すべきである。短期大学卒業者は増加しており、その中には卒業後就職していつそう高度の教養をつけたいと希望している者も少なくない。また他の四年制大学を卒業して就職したところ、職業上あらためて他の専門知識や資格を要求され、二部で学びなおしたいと考えている者もある。これらの方に対して大学教育を一からくり返させることは無益である。したがって編入学の門戸を広く開放するとともに、他大学出身者にも学士入学の機会を与えてもよいと考えられる。その場合、既修の単位認定についてはなるべく柔軟に対処することが望ましい。この制度改革が成功すれば、一回生の定員より三回生の定員を多く定めることもできるであろう。なお聴講生制度も弊害のないかぎりもつと自由にしてよい。

3 二部教学の徹底的検討

「勤労者のための大学教育」を主張する以上、二部教育の内容と方法は、勤労青年ないし社会人に適合したものでなければならぬ。つまり一部教育のくり返しではなく、二部独自の内容や方法を創り上げることが不可欠である。げんに一九六三年の「二部改革要綱」以来、二部独自の教育を推進してきた。しかし二部教育の現状をみると、まだ不十分であるといわざるをえない。

二部学生の教学実態や生活実態の示すところから、二部学生には次のような問題点があるといえよう。第一に、二部学生には勤労体験と社会経験から社会問題について現実的関心が強く、社会のもつ表裏に通じている反面、学問に必要な抽象的系統的思考に弱いところがある。第二に、一部学生と比較して、一般に基礎学力が低いといわなければならない反面、社会的常識が発達しており、具体的に妥当な結論を得ることが多い。ただこの点は同時に常識に安住し、理論的検討を怠る弱点にもつながる。第三に、勤労学生の場合にはなんといっても絶対的に勉強時間が不足しており、休日を除けば予習・復習にあてる時間がほとんどない。大学で習ったことはキャンパスの中で消化

しなければならぬのである。加えて残業、出張など大学へ出席できない障害がしばしば生ずる。さらに大学四年の間に勤務条件の変更（たとえば配転・長期研修）があることも少なくない。第四に、社会人教育が拡大すれば、二部学生は中高年者や主婦などかなり広い年齢層を含むこととなり、若年層のみから成立する一部学生とは異なった教育内容や教育方法を要求するであろう。第五に、二部学生はキャンパス滞在時間が少ないこともあって、小集団教育活動が必ずしも十分に効果をあげることができず、サークルその他の課外活動も部分的には前進がみられるが、まだ不十分な点が多く残されている。

従来、指摘されてきたところであるが、二部志望者は、実務志向と教養志向の相反する傾向に分かれる。勤労青年が勤労の現実のなから要求される一定の実務知識を身につけたいと考えるのは当然である。一定の資格を取得したいという希望も強い。しかし勤労のきびしい現実を経験しているために、かえって職業と直接にかかわらない、教養を大学に期待している者も少なくないのである。

以上の簡単な要約から明らかかなように、二部学生が現在かかえている矛盾と問題点はかなり深刻かつ多様であり、その打開は容易ではない。しかし勤労者の実態や要求をふまえ、勤労者を対象とし、勤労者に適合する大学教育を新しく創り上げることは、本学に課された社会的使命である。本学は平和と民主主義の教学理念のもとに、ひろく国民と結びつき、国民とともに前進してきた。勤労者は国民の大半をしめている。したがって国民と結びつき、国民とともに前進することは、実は勤労者と結びつき、勤労者とともに前進することにほかならない。そして二部教育こそ大学が勤労者と直接に結びつく接点である。勤労者のための大学教育をつくることができないうちは、国民のための大学という目標も空しいことになろう。もとより本学は私学であるから、財政上、勤労者のための二部教育を全面的に展開することは許されないかも知れない。しかし全分野にわたらなくても、いくつかの分野に全学の力を集中することによって、勤労者のための二部教育をつくることはできる。

勤労者のための大学教育を新しくつくり上げることは、研究・教育の現代化・総合化・共同化の上に立つて、勤労学生の現実の諸要請にこたえうる教育課程・教育内容・教育方法をつくり出すことである。その方向は、第一に、学問の内容をいっそう精選し集約することによって、基礎的・基本的部分の理解に時間とエネルギーを集中させることである。現代の学生はおびただしい情報の中に生活しているが、人間・社会・自然についての最も基本的な見かた、考えかたに関する知識に接する機会は案外少ない。大学にはこのような基本的なものが見かた、考えかたの教育が求められているのである。そして勉学時間に乏しい勤労学生にとつてはいっそう精選と集約が必要である。

第二には、現実には生じた問題を具体的にとり上げ、多面的にとらえ、相互連関的につかまえる観察力・思考力を養成することである。二部学生はしばしば勤労と生活の現実のなかから問題を発見するのであるが、ときには問題を不当に単純化し、常識的現実的に処理しがちのところがある。問題とりわけ社会問題は広い視野と総合的な考察が不可欠であることを、勤労学生の現実的関心を媒介としながら、二部教育の柱とすべきであろう。第三には、学生の学問にとりくむ自主的な姿勢と相互協力の関係をつくり出すことである。勤労学生は勤労と学問の双方を追求するのであるから、よほどきびしい自発的な努力が必要とされる。そして個人の努力をささえる二部学生間の相互協力があつて、その成果をあげることができるのであるから、大学はこのような場を設定することに努めるべきである。

以上の方向が承認されるならば、現在配置されている個々の科目の内容の点検から始めて、科目設置の適否、コース・学科・学部・学部の再編成の検討にまで及ぶことになる。したがってこれらは、一部新学部設置の動向や大学院充実の問題と関連させながら、今後全学的に具体的な検討がなされるべきものである。

そのさい、たとえば次のような諸点を検討課題に含めることを希望する。

- ① 学部・学科・コースの再編成をはかること。具体的には、たとえば、
- (a) 社会科学系各学部がそれぞれ二部に協力しながら分担するとともに社会

会(仮称)の検討、

- (b) 社会科学系各学部および文学部人文学科を統合して、独立の学部を創立し、それぞれ法学科・経済学科・経営学科・社会福祉学科・人文学科をおく案の検討。この案は、二部責任体制のあり方と密接に関連して行うことに留意すべきである。

- (c) このような統合ができない場合でも、経済・経営両学部および「社会福祉学科」において、カリキュラムの共同化をいっそう推進すること。

- (d) 文学部人文学科については勤労学生および社会人にひろく存在する要求に直接こたえたコースおよびカリキュラムの検討。

- (e) 理工学部基礎工学科については、社会の期待にこたえる一定数の人材養成がきわめて困難な状況にあるとともに、大学院の充実が社会的に要請されており、その存廃にかかわって、根本的な検討が必要である。

- ② 学部・学科・コースの特色を明らかにし、勤労学生に魅力のあるカリキュラムを示すこと。勤労学生ないし社会人の多様な要求に応えるために、たとえば実務志向に対しては、ある学科・コースがこれにあたり、教養志向に対しては、他の学科・コースがあたるというように、カリキュラムにアクセントをつける。

- ③ 二部は四年を基本としつつ、充実した学習を行うために五年にわたる履修の問題を検討すること。

- (a) 勤労学生における劣悪な勉学条件を克服し、基礎学力をつけて、社会に期待される人材を、大学が自信をもって送り出すには、現行四年制では不足であり、五年制が望ましいが、さしあたり五年制カリキュラムで努力すれば四年でも卒業可能な道をひらくこと。

- (b) 関連して、四年(五年)を前期課程と後期課程に分け、後期に進学するためには一定の単位取得を要件とすることも考えられる。

- (c) なお現行の休学・再入学期間は延長して、勤労学生の配転等による長期就学不能後にも復学できる機会を大きくすべきである。この方向を徹底すると、いつ単位をとつてもよいとする単位つみ上げ制度となり、社会人教育にふさわしいあり方となる。

- ④ 単位取得を柔軟に認めること。たとえば、
- (a) 一般教育・共通専門・専門の枠を緩和し、相互に読み替えてできるものとする。

(b) 外国語科目を英語に限定せず、ドイツ語・フランス語等にも拡大すること。

(c) 少人数化に伴ない出席や中間テスト等を評価に加味すること等が考えられる。なお前後期中制、夏季集中特講、再試験枠の緩和等の改善は大講義授業の改善策とともに今後も維持されるべきである。

- ⑤ 小集団教育についてもいつその改善が望まれる。とくに各学部に見られる自主ゼミの動きを助長し、学生が自主的に学習する場をつくり上げることが必要である。また、小集団教育における「自主性を育てる指導」を重視しなければならない。

⑥ 以上のような二部教育の抜本的改革を具体的を実現するためには、全学の英知と力を結集しなければならず、それに対応できる人的条件・物的条件を整備すべきである。

4 二部責任体制の検討

二部教育の改革を完全に実効あるものとするためには、その執行について責任を負う体制とくに二部協議会制度についてもあらためて再検討する必要がある。

一九六三年の第一次二部改革において、二部に責任をもつ二部協議会と二部事務室の設置は、二部改革の重要な柱であった。

(1) 二部協議会の体制

六三年二部改革以来、二部教学の責任の中心は二部協議会にあるとされ、その組織、権限、その他はおおむね各学部教授会に準じて規定された。しかしながら、実際には二部協議会は各学部を基盤として選出される二部協議員四名（産社は二名）によって構成されるものである以上、二部協議会の責任体制を真に強化するためには、何よりもまず各学部の二部に対する責任体制が確立されていなければならず、またそれを基礎として各学部教

授会と二部協議会との緊密な協力体制が不可欠である。そのために種々の努力を行ってきたが、現状には、一定の限界を持たざるをえない。

二部協議会は、その構成員が学部を基礎として選出されるながらも、二年の任期によって移動するため、二部教学の「一貫性と継承性」の点において、その機能を果たすに十分な体制であるとはいえない。そこから、二部協議会の責任体制強化がたえず問題になり、その方をめぐって検討が加えられてきた。一九六八年の総括では、そうした方策のひとつとして「二名三年制」が提起されたが、全学的な検討ののち一九七〇年には従来の「四名二年制」を前提としたうえで、二部協議会と教授会との連繫を強めるさまざまな方策が打ち出され、現在にまでいたっている。

(2) 二部事務室と関連部課の体制

六三年二部改革によって、それまで各学部事務室において担当していた二部の教学事務を統一に行なうものとして二部事務室が発足した。それは二部各学部の教務事務を管掌するとともに、学生の勉学・生活上の問題について援助・相談に努め、学生の要求や実態を二部協議会や全学機関に提起していく役割を担っている。

一九七八年度の衣笠一揆点化とともに理工学部二部分室をも統合して統一事務室を形成している。そのなかでたえず問題になる点は二部五学部の独自性と二部としての統一性をいかに調和させるかということである。現在は「ゆるやかな学部担当制」をとりつつ、二部としてのまとまりを重視している。二部事務室体制を強化する重要な施策として、一九八〇年度から職員の勤務年限を「三年以上四年」から「(全員)四年原則」へと変更し、一九八一年度には定員一名の増加をみた。

学生課二部分室は、二部学生の課外活動、厚生諸施策に責任をもつ事務組織として一九七八年に発足した。二部事務室と学生課との連携の強化と二部関連部課連絡会議等による、全体として二部問題にとりくむ体制を強めることができます。必要になっていく。

以上みてきたように、一九六三年の発足以降、二部協議会の体制および二部事務室ならびに二部関連部課のあり方について、種々の改善策が実施

されてきたが、まだ問題が残されている。たとえば二部協議会と教授会との関係ひとつをとってみても、議論の結着がつかない現状にある。たしかに制度上、教授会は一部教学に対すると同じく二部教学に対しても最終的に責任を負っている。しかし、このことからただちに教授会が全員あげて一部教学とまったく同様に審議決定すべきだという主張は、形式にとられた議論であり、二部協議会の存在を無視した意見である。といって、教授会が二部協議会に二部教学の責任をすべて委ねてしまうことも、もとより許されない。したがって二部教学の基本方針や重要案件は教授会において審議決定しなければならないが、通常事項は日常二部学生と接触し二部教育の執行にあたる二部協議会の決定に委ねられており、教授会はその報告を受けることにとどまる。それだけに二部協議会の執行責任は重く、できるかぎり詳細に、二部教育の実情を教授会に伝達する責任がある。従来教授会と二部協議会を結びパイプは二部教務主任を中心とする二部協議員であったが、その任務はますます大きくなってきている。しかしながら二部協議会の現状をかえりみると、その構成員数が一部各学部と比較して著しく少ないにもかかわらず、二部協議会内部および全学において分担すべき役割は多く、そのなかでも二部協議会三役や、教務主任、学生委員は繁忙をきわめている。また小集団教育の充実や学生の学業要求の高まりに応じて、日常、クラスや学年別に連絡調整すべき事項が非常に増加してきているが、その執行にあたる者もやはり教務主任である。

以上のような実情をふまえるとき、二部協議会体制についても思いきった改革を試みなければならない。その場合、たとえば次のような三つの方向が考えられる。第一の方向は、衣笠一拠点達成によって一・二部の地理的分断はなくなつたから、二部各学部を一部各学部に分属させることである。しかし二部協議会を解消し、教授会の一部各学部に対する直接の責任を明らかにするメリットはあるにしても、これまで二部勤労学生の実態に即し、一部とは異なつた独自のカリキュラムを編成し、各学部共通のカリキュラムを実施してきた現在、これを旧に復することは、これまで到達した二部教育の特徴を失わせるおそれがあり、事務的にも連絡がいたずらに繁

雑となるであろうから、とうてい支持されないであろう。第二の方向は、二部各学部の統合と密接に関連するが、二部協議会を解消して二部独自の新学部を創設し、二部専属の教員を配置することである。教授会の不明確な責任を解除し、二部独自の責任体制を確立する点では優れた案であるが、一・二部間に断絶を生ずる危険がないとはいえない。第三の方向は、現行の二部協議会体制を維持し存続するが、その構成員を増加し、任期も延長することによって、「一貫性と継承性」の強化をはかることである。

第二、第三の方向についてやや具体的な提案を試みると、たとえば、① 二部新学部創立にあたり、二部専属教員は各学部より募集するが、当面二部への移籍は他学部への移籍と同様に取扱うものとする。二部教員はもっぱら二部教育を担当するが、一部に出講することもある。二部への一部教員の出講は従来と変らない。二部教員はその勤務条件を配慮して手当、その他において優遇措置をはかる。

② 二部協議会を存続する場合には、その構成員は各学部現行四名を少なくとも六名程度に増員し、かつ任期も現行二年を四年程度に延長する。各学部六名とすることによって、学年ごとに一名の二部協議会委員を配置し、各学年の小集団教育の連絡調整を密接に行なうとともに、教務主任を補佐することができる。二部協議員は、一部教授会への出席権を失わないが、出席義務を免除し、二部の教育・行政に専念するものとする。二部教科目の担当を本務とし、一部へは出講程度にとどめる。したがって形成的なローテーションはとらない。

以上のような二部協議会体制の変革に対応して二部事務室および二部関連部課のあり方についても検討を加えることが必要である。

七二七 研究体制・条件、施設・設備、研究事務機構等

研究活動の保障について―第三次長期計画に関する

答申(三) ☆

一九八二(昭五七)・三・三一 八〇・八一年度長期計画委員会

はじめに

一九八〇・八一年度長期計画委員会は、八〇年六月、「八〇年代およびそれ以降における本学の長期的かつ総合的な発展、とくに本学が果たすべき社会的役割を視野に入れた……(3)研究体制・条件、施設・設備、研究事務機構等、研究活動の保障について」の総長諮問を受けた。

長期計画委員会は、本諮問課題の重大性を考慮して第三小委員会を中心に慎重に検討を重ね、本答申を取りまとめたものである。

研究活動が大学に負わされた基本的使命の一つであることはあらためて多言を要しない。長期計画委員会は、研究活動のもつ重大な社会的役割を前提として確認し、また研究活動の固有の性格、すなわち大学行政としてそれが遂行されるものではなく、研究者の主體的・内発的な営為として推進されるものであることを考慮して、答申作成にあたって、次の二つの作業をとくに重視した。

その第一は、諮問課題をただちに狭義の「研究条件」問題として検討するのではなく、研究姿勢や研究目的を含む研究活動のあり方全般に視野をひろげ、いわば「研究政策」として検討することである。研究体制・条件は、いうまでもなく研究活動をささえる手段であり、それがどのようなものであるべきかは、当然に研究活動それ自体の方向性に規定される。したがって、答申作成の作業においても、研究活動をめぐる八〇年代動向を検討し、本学の研究活動の到達点を総括したうえで、今後の望ましい研究活動の発展方向と、それを可能ならしめる研究体制・条件を設定する、という方法をとることとした。

その第二は、研究活動を直接になうのは個々の教職員の主體的な取りくみであることに留意し、答申作成の作業を長期計画委員会の内部討議によつての

み進めるものではなく、ひろく学内の意見を吸収しつつおこなうことである。

以上の作業方針とも関連して、本答申の性格にかかわる今後の取扱いについて、一言ふれておきたい。本答申は、上述の作業方針にしたがつて、研究姿勢や研究目的を含む研究活動のあり方に立ち入った検討を加えている。しかし、前述した研究活動の固有の性格が示すとおり、研究活動そのものは、学園機関としての総長ないし理事会が答申を受け、取捨し、実施していくという性格のものではない。それゆえ、諮問に対する厳密な意味での答申部分は、理事会が直接に責任を負うべき「研究活動の保障」に関する部分、すなわち、本答申の「IV3 研究体制・条件整備の具体的課題と改善の方向」のみに限定されるかのように、あるいは受けとられるかもしれない。しかしながら長期計画委員会はそのような考え方には立っていない。さきに作業方針の第一で述べたごとく、研究体制・条件がどのようなものであるべきかは、研究活動の方向性と密接にかかわるのであって、研究体制・条件の整備にあたって力点をおくべき課題、は当然に社会的水準等を考慮するとしても、主要には、本学が追求すべき研究活動のあり方から導きだされるべきものである。したがって、本答申のI〜IV2までの部分とIV3の部分とは一体不可分である。それをあえて切り離し、議論の対象を研究体制・条件のみにせまく限定することは、ぜつたいに避けなければならない。

本答申がどのように取扱われるべきかは、もとより理事会の権限に属することである。しかし、あえて長期計画委員会としての希望を述べれば、研究活動の性格からして、何よりも本答申の総体について、ひろい全学的な討議がおこなわれ、それを通じて、研究活動の到達点や今後の課題、追求方向等々をめぐる全学的な共通認識と合意が形成されることを求めたいということである。それこそが、諸困難を打破して研究体制・条件の着実な改善をなしとげ、本学の研究活動を飛躍的に発展させる基本的な条件であると考えらるからである。

I 設定課題の今日的意義と検討の基本視角

1 八〇年代状況の認識と課題設定の意義

七九年度全学協議会確認は、私学危機をはじめとする今日の諸情勢の分析のうえに、「学びがいと働きのある学園像」、「学園創造を進める教職員像および体制・条件」などを含む「八〇年代およびそれ以降の学園創造に向けて」の課題をあきらかにした。本答申にかかわる総長諮問も、直接には七九年度全学協議会確認の具体化という性格をもつものである。しかし、あらためて研究活動をとりまく今日の情勢を振り返り、また本学における教育実践の到達点を直視してみると、いまこの時期に「研究体制・条件、施設・設備、研究事務機構等、研究活動の保障について」の基本的長期的方向づけが諮問課題に設定された意義は、このうえなく大きいものがある。

第一に、研究活動をとりまく客観的情勢における矛盾の激化がある。今日、平和と民主主義をめぐって、きわめて憂慮すべき事態が国際的にも国内的にも進行しつつある。国民生活の危機的状況も、さらに深刻化しつつある。このことは学問研究に対する国民的な期待がひろがり、大学の社会的責任がいつそう高まってきたことを意味するものであり、その期待にこたえ、責任を果たす実践をつよく求めるものである。しかしながら他方、進行しつつある平和、民主主義、国民生活の危機は、それ自体が学問研究の自由な発展と大学の自治を抑圧するものである。加えて政府の大学統制、大学再編をめざす一連の政策展開や、臨時行政調査会の「行政改革」答申に方向づけられた文教予算縮減政策のもとで、大学とくに私学の教育研究条件はさらに悪化させられようとしている。学問研究をめぐって、このように一方では国民的要請の高まりがあり、他方では、その要請にこたえることを阻み、歪曲しようとする体制的政策的動向のつよまりがあり、その間の矛盾がきわだつて激化しつつあるというのが、研究活動をめぐる特徴的な今日の情勢である。情勢のこのような展開は、とりもなおさず、この矛盾を打開していく確固たる研究政策の樹立をつよく要請するものである。

第二は、本学における教育、研究、大学自治の諸実践が、それをつくりだしてきた数々のすぐれた到達点とともに、今日、次第に鮮明に浮かびあがらせてきた研究活動上の重要な矛盾の存在である。後に、「Ⅲ 本学における研究活動の到達点と課題」においてあらためてふれるとおり、本学の研究活動をささ

えてきた重要な実践上の指針の一つは、「教育と研究の統一」の理念であった。さらに、教育と研究の発展をとものにささえる基本的な条件として、「大学の自治」がすえられてきた。これら教育、研究、大学自治の三者は、大学づくりにおける有機的一体的な三側面をなすものであり、ともどもにささえあつて発展的な循環の過程をきざぐべき関係のものであった。

しかしながら、本学における今日までの実践過程の苦闘が示すとおり、じつさにこれらの三側面を統一的に発展させていくことは、容易な事業ではない。本学は、他大学に先がけて小集団教育体系を創設し、逐年、その改善充実をはかつてきた。外国語教育や保健体育教育においても、また大教室講義や実験実習系教科においても、いくつもの新しい試みを実施し、教育の面では、全国に誇りうる発展をきざいできた。大学自治の面でも、ひろく「立命館民主主義」として評価されてきたとおり、全学協議会、学園振興懇談会制度の創設にはじまり、「学園紛争」の主体的な解決をへて、全学構成員による大学の民主主義的運営の力量をつよめ、定着させてきた。これらの到達点は、全学の力の結集によるものではあつたが、その直接的中心にない手は、いうまでもなく教職員であつた。しかしこの間、これら教育、研究、大学自治の三側面を統一的になすべき教職員の数は、歴史的客観的諸条件にも規定されて、学園規模に比して、また果たすべき課題に対して、きわめて少数の体制のままに推移してきている。教員数についてみると、かなりの定員増がはかられたにもかかわらず、現状は、たとえば学生数との対比において、なおいわゆる一〇私大中の最低位にあり、職員数においても同様である。

教職員数に象徴されるこのような現実が、教育、研究、大学自治の三側面の有機的統一的な発展への重大な障害であることは、多言を要しない、そのなかで、さきにあげたとおりの教育面、大学自治面での到達点をきざぎ、さらに研究成果の面でも数多くのすぐれた業績を生みだしてきたのは、ひとえに教職員の意欲的献身的な努力によるものであつた。しかし今日、それは次第に限界的状态に接近しつつあるようにも思われる。とりわけ、教育面、大学自治面での発展的な成果の大きさと対比するとき、研究活動の発展が相対的に立ちおくれ気味であることは認めざるをえないであろう。もしもこのままの推移にまかせ

るなら、三側面の有機的発展的な統一はくずされ、教育面、大学自治面での前進の流れも、やがては押し止められることさえ懸念される。ここでも焦眉の課題として、このような現状を打開し、高い水準の研究を進展させうる基本的な大学づくりの政策、研究政策の確立が望まれるのである。

2 課題検討の基本視角

研究政策の樹立をめぐる以上の今日的意義の確認のうえに、長期計画委員会は、研究政策とそれにもとづく体制・条件の整備を検討していく基本的な視角と姿勢について、次の四つを設定した。

(1) 八〇年代の大局的な情勢を分析し、見通したうえで、そこでの国民的な要請にこたえる研究活動の基本的なあり方をまず検討する。しかもその場合の研究活動のあり方は、教育活動や大学自治活動と切り離してせまくとらえるのではなく、「学園創造」すなわち大学づくり、学部づくりの課題の一環として、それを位置づける。

(2) 研究政策とそれにもとづく体制・条件整備の具体的内容を導きだすにあたって、①本学における今日までの努力の経過と到達点を整理し、その中から今後を生かすべき教訓を汲みとる、②学内諸パート構成メンバーからのヒアリング、専任教員からのアンケートの結果を尊重し、それらに示された実態、意見、要望等を検討の出発点にすえる、の二つの作業を重視する。

(3) それらを通じて、本学がかねて教育研究活動の指針として掲げてきた「教育と研究の統一」、「教育研究の現代化・総合化・共同化」等の理念についても、研究活動を取りまく八〇年代状況や、本学における実践の今日的発展段階に照らして、吟味を加える。

(4) 答申に掲げる研究体制・条件整備の具体的課題と改善の方向は、それが空論に終ることがないよう、本学の現実的な財政力量等を考慮に入れる必要がある。しかし、諮問課題は基本的長期的な方向づけを求めめるものであり、したがって、体制・条件整備の目標とすべき水準については、必要に即して積極的な提起をおこなうこととする。

II 研究活動にかかわる情勢の見通しとそれが提起する基本課題

1 研究活動を取りまく八〇年代状況の特徴点

(1) 研究活動の社会的性格と発展の条件

まず、八〇年代の問題状況を検出する前提として、日本学術会議が研究活動のあり方やそれを支える条件をどのように考え、追求してきたかを簡単にみておきたい。

研究活動の項目に関しては、「日本学術会議発足に際し、科学者としての決意表明」（一九四九年、第一回総会）に次のように述べている。「これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである」。

また、これを高度成長下の現実在即してより具体化したものとして「転換期の科学・技術」報告書（第七三回総会、一九七七年）では次のように述べている。「科学・技術およびその研究は、世界の平和と国際協調、基本的人権と自由、民主主義、総じて人類の福祉に奉仕するものでなければならず、何よりもそれらの原点である人間の生命と尊厳、人間の身体的・精神的な多面的な発展に貢献するものでなければならぬ。したがって、世界の平和、国際協調および人間の生命と尊厳に反する科学・技術の濫用は、すべての科学者の論理と責任において禁止されなければならない」。

研究活動の発展をささえる条件に関しても、第七〇回総会（一九七六年）決定の政府に対する勧告「再び科学研究基本法の制定について」で次のように述べている。「科学研究の正しい発展のためには、研究者の自主性の尊重による創意の発揮、その衆知の民主的な結集、研究成果の公開が保障されなければならず、人文・社会・自然科学の調和のある発展と相互協力、並びに国際交流・協力が不可欠の条件である。また、国は、科学研究者がその固有の責任を遺憾なく遂行できるよう、その地位を保障するとともに、科学研究のための諸条件の整備、確立並びに科学研究者の創意に基づく長期的な科学研究将来計画の策定と実施に努めなければならない。更に国民に対しては、

科学研究の使命と社会的任務、本法の意義と実施状況に関して知る機会を保障しなければならぬ。

(2) 八〇年代状況の重視すべき特徴点

研究活動のあり方等に関する以上のような認識の発展を前提におきつつ、研究活動をめぐる八〇年代状況の特徴を検討していきたい。検討すべき状況は多岐にわたるが、もっとも重視すべきことは、次の四点であるように思われる。

第一に、研究活動のあり方、とくに研究者の基本的立場や研究姿勢にかかわる情勢として、まさに「八〇年代状況の認識と課題設定の意義」にもあげたとおり、平和、民主主義、国民生活の危機の深化の問題を再確認する必要がある。

こうした危機の深化は、学問研究それ自体の危機を意味すると同時に、学問研究に対する国民的な要請と期待のいつそうの高まりをもたらすものである。第二の研究活動をめぐる情勢として、わが国の高等教育政策、私学政策の動向がある。今日にいたる高等教育政策、私学政策の展開を追ってみると、一九六〇年代初頭以降、国民的要求の高まりと交錯しながらも、あくまでその時期の国家的意志貫徹することを軸として積重ねられてきた。

第一期は、一九六三年一月の中教審「大学教育の改善について」答申にはじまり、「大学紛争」に乗じた六九年「大学の運営に関する臨時措置法」制定をへて、七三年の筑波大学法制定にいたる時期である。

この時期に具体化の一步を踏みだした大学管理・統制の政策は、次の第二期に入ると、高等教育懇談会の「前期計画」答申に代表されるように、個々の大学への管理統制の域を超えて、わが国の高等教育機関全体の再編成と統制の政策へと発展させられていく。

第二期は、高等教育機関の国家統制型「多様化」が推進された時期である。加えてこの時期のなかには、経済危機の到来とともに国家財政の危機が深刻化し、高等教育費の抑制が重要な政策課題として登場してきた。かねての大学統制強化政策、高等教育「多様化」政策と高等教育費抑制政策の三者が、ここで一体化されるにいたる。

第三期は、七九年一二月の大学設置審議会高等教育計画専門委員会最終報告「高等教育の整備計画（後期計画）」（八一〜八五年度）にはじまり、今日にいたる時期である。この時期は、さきにもふれたとおり、構造的危機の深刻化と長期化のなかで、政府と産業界が危険で反動的な危機打開政策を全力をあげて追求しはじめたときである。それだけに、第二期の基本的な政策方向がいつそう強化されるとともに、教育研究の内容や方向にまで踏みこんだ政策が準備されはじめたことを重要な特徴とする。

その点で、自民党文教部会高等教育小委員会「提言」が掲げる「今後の検討課題」は、注目すべき内容を含むものである。すなわち、検討課題に掲げられたのは、「一般教育四年履修と専門科目の一年次からの履修。放送大学と一般大学との単位互換。総合大学院制の推進。大学入試改革。放送大学の全国化推進。大学の全国的適正配置。教員の質的向上。大学・短大と専修学校との連携交流の強化。社会人のための定員枠の拡大。国公私立大学の役割分担計画遂行のための行財政措置。」という広汎な諸課題である。しかも国公私立大学の役割分担の項では、「国立大は高度の学術研究や計画的な人材養成、多額費用を要する分野の重点振興を図る」「公立大は高等教育の機会地域間隔差解消にあたる」「私立大は特色ある校風を生かし、多様な教育要求にこたえる」（傍点いずれも引用者）という方向さえ明示されている。

第三の特徴的な情勢として、研究課題と研究体制を中心とした研究活動自体の新しい動向をみる必要がある。

生産諸力の急速かつ巨大な規模への発展、そのもとの社会的諸事象相互の連関の深まり、その一環でもある国際化のいちじるしい進展など、最近の特徴的な社会動向は、それ自体をめぐっても、またそれが随伴した自然界と人間界との正常な関係の破壊や人間性の歪曲等々の事象をめぐっても、学問研究の新しい展開を求めずにはおかない。それは、伝統的な学問研究の領域でのより深い探究を求めると同時に、そのような伝統的な領域区分なり、研究方法なりを超えた研究活動の大型化、総合化、学際化、国際化等々を求めるものでもある。

注目すべきは、このような「社会的要請」を反映して、六〇年代後半以降、

巨大企業を基盤として、または政府の関与する産・官・学協同の体制として、いわゆるシンクタンクが相ついで創設され、大型プロジェクト型研究を次々と組織してきたことである。

大学での研究活動のあり方に対して、上述の動向はいくつもの重要な課題を提起している。社会的要請にこたえる研究活動といえは、かつてはその大半は大学が負うべきものであったし、大学はじつさいにもその役割を果たしてきた。学問研究の新しい展開への要請に対応して、旧来の講座制的な研究課題設定や研究方法、研究体制の改善、改革する試みも、多くおこなわれてきた。研究課題の大型化等々の動向に即した大学内での総合化、協同化の推進、さらには大学間の自主的共同的組織化なども、学会や学術会議の努力も含めて、とりわけ力がそがれてきた。しかしながら大局的な推移は、それらの努力が十分に展開しきれないでいるうちに、まず自然科学領域の大型研究の多くが企業内研究機関に吸収され、ついで人文、社会科学領域、学際領域の大型調査研究や政策研究の多くがシンクタンクに吸収されていった、ということである。八〇年代の大学は、すでにみえてきた諸困難に立ち向いつつ、研究活動のあり方について大胆な総括をおこなうことを求められている。社会的現実と国民的要請を正面から受けとめた研究課題の設定と研究体制の組織という課題を、あらためて真剣に追求していかなばならないのである。

第四の研究活動にかかわる重要な情勢として、「大学の大量化」「学生像の変化」等々といわれる学生実態の問題がある。学生実態は、直接には教育活動にかかわる問題ではあるが、大学における研究活動が「教育と研究の統一」を特質とし、大学自治にささえられてすすむものである以上、学生実態の変化は、研究活動のあり方や条件に大きな影響を与えることになる。

新制大学の発足以降唱えられてきた「大学の大量化」は、一九六〇年代における進学率の上昇、学生数の急増を通じて、大学と学生についての一般的なとらえ方となった。この間の変化は、大づかみにいえば量的変化にともなう質の変化であり、その主要な側面は、国民の間への高等教育の普及として歓迎し、評価すべき変化であった。ところがその後の七〇年代には、大学進学率の上昇の鈍化、停滞という状況のもとで、いわゆる「偏差値輪切り」に

象徴される受験体制の滲透とともに、憂慮すべき側面をもつ変化が引き起こされてきた。学生像の変化とともに大学における研究活動をめぐって、今日すでに生じつつある問題状況は次のようである。その一つは、「教育と研究の統一」をめぐる困難である。積極的な学生層の一定の存在はあるとしても、その力を大きく発展させないかぎり、教育を通じての学生の側からの研究への提起や刺激は、傾向として弱まっていく可能性はつよい。二つめは、学生指導の問題である。狭義の教育活動はもとより生活指導の領域に踏み込んでまでも、従来以上の指導性の発揮が必要となり、多くの時間とエネルギーをそこに投じることが求められる。三つめは、大学自治の体制上の困難である。さきにもた意識状況は、大学自治への無関心につながり、学生の団結を困難にし、学問研究の自由を擁護する大学全体の体制を弱める結果をもたらしかねない。

学生実態をめぐる以上の検討は、大学づくりの課題の重要性をつよく提起するものである。なぜなら、学生は教育を通じて変えることができ、変えなければならぬ存在だからである。

教育活動と大学自治活動を含む大学づくり、学部づくりの事業のなかに、今後の研究活動発展の展望を位置づけなければならないのである。

2 それ提起する研究活動発展への基本課題

以上にみえてきた大局的な情勢は、研究活動の発展へのいくつかの基本的な課題を提起しているように思われる。

その第一は、学問研究の自由と大学の自治の今日的意義を再確認し、その擁護と発展のために、いつそうの努力を傾注すべきことである。

第二は、個々の研究者の直接の研究テーマが何であれ、研究の基本的な姿勢において、あるいは研究にさいしての視野において、国民的要請、人類的要請を従来にも増して重視すべきことである。

第三は、研究活動を推進し、支える研究体制・条件整備を目的意識的に追求することの重要性である。

研究体制に関しては、研究活動における集団化の追求が、研究条件の整備

に関しては、教育と研究と大学の自治的管理・運営の三側面の望ましい統一の関係を保障する体制づくりが、とりわけ重要となろう。

いままじ具体的というなら、それを可能にする教職員体制を実現することは、八〇年代の研究活動の成否を決する課題といふべきであろう。

第四は、以上の諸課題を統一的・目的意識的な「大学づくり」の課題として推進することである。上掲の諸課題は、大学自治活動の強化にしても、国民的要請を受けとめた研究活動の展開にしても、そのための研究体制・条件の整備にしても、またそれらと表裏の関係にある教育研究の充実改善にしても、すべてが大学としてのあり方に集約され、統一される。

従って、実現をはかるべき大学像・学部像としてそれを明確に設定し、目的意識的に追求していくことが重要である。そのさい重視すべきは、特色のある大学づくり、学部づくりの観点の具体化であろう。

III 本学における研究活動の到達点と課題

1 教育研究像の設定と追求過程の概括

(1) 戦後再発足期の課題と方向性

戦後の大学における研究活動は、本学においてのみならず、ひろくそれを新しい意味での「教育と研究の統一」のうちに位置づけてきたことを特質とする。古典的な研究と教育の一体性は、教育から研究への流れについての積極的な位置づけをもたないままに、教育を一方的に研究に従属させる考え方であった。それに対し、新しい「教育と研究の統一」は、教育と研究とを文字どおり統一的にとらえ、両者の間に相互に発展を刺激し、促進し、ささえあう関係をうちたてようとするものであった。研究活動の側からいえば、研究課題の設定を含む研究活動の諸契機を教育活動のなかからも積極的に汲みとり、また、その契機から発した研究を含む研究活動の諸成果を教育の場に生かし、確かめることを、それは意味した。

そのさい、教育活動は教職員個々の営為であると同時に、学部、学科等を単位とする体系的なカリキュラムにもとづく所属教職員の集団的な作業でも

ある。教育活動の充実発展のためには、教職員の集団化は不可欠の条件である。必然的にそれは「教育と研究の統一」を介することによって、研究活動においても教職員の集団化をうながさずにはおかない。

戦後、新制大学としての本学の再発足以降、一九五〇年代末までの時期は、上述の意味での新しい「教育と研究の統一」の摸索期であり、創造期であったといえよう。

すなわち、「教育と研究の統一」体としての学部・学科づくり、大学づくりの過程であり、同時にその内実をかたちづくるべき新しい研究活動の創生期でもあった。

こうした創生期の本学の研究活動に、重要な方向性をあたえたのは、一九五三年「人文科学研究所紀要」の創刊であった。人文科学研究所は、一九四八年に発足し、立命館土曜講座等の事業を引継ぐとともに、人文・社会科学の全領域にわたる研究発表会を各学部の共同参加のもとに開催するなどの活動を重ねてきた。研究所はまた、「法と経済」「立命館文学」の二研究雑誌の発行にあたっていたが、一九五二年から、「法と経済」は「立命館法学」と「立命館経済学」とに発展的に分化した。「人文科学研究所紀要」の創刊は、学問研究のこうした専門化傾向と結合されるべき他方の総合化の追求を意図したものであった。

「紀要」の創刊につづいて、翌五四年には専門課題別研究会が学部横断的に組織され、図書資料の系統的収集も開始された。さらに五五年の専任研究員制度の発足、五六年夏季実態調査の開始、五七年の第一期総合研究会の組織など、人文研を舞台とする研究活動の総合化の試みは次々と具体化された。五五年に設置された理工学研究も、五六年から「理工学研究紀要」の刊行を開始した。一九六〇年代以降、全学的な追求方向となつた「学問研究の現代化・総合化・共同化」の道は、これら人文研・理工研の活動を通じて、先駆的にきりひらかれたのであった。

(2) 六〇年代の発展と「紛争」の逆流

今日にいたる「学問研究の現代化・総合化・共同化」の理念は、一九六〇年代に入つて、六一年の「経営学部設置問題についてのまとめ」においてま

ず提起された。それはさらに、六三年「学園振興基本要綱」に結実をみた本学の長期的発展政策の策定への全学討議を通じて深められた。

この理念の教学面での具体化として、経営学部・産業社会学部が発足し、二部改革が実施された。それを契機に、既存の各学部でも教学の改善が進められ、その成果に立って、学部教学の基軸となる小集団一貫教育体系が整っていくこととなった。

一九六〇年代前半は、以上のように、本学の教育研究活動の内実にかかわる理念が確立され、それにもとづく教学改善が意欲的集中的に推進された時期であった。それは当然に、対応する研究活動の新たな進展をつくりだし、戦後における本学の一画期をなした個人研究、集団研究の進展がみられた。そのなかから、少なからぬ領域で、全国の学界に多大な刺激を与える研究水準が形成されていった。教学諸パート構成員からのヒアリング調査でも、いくつもの学部、学科等において、この時期は「かつての黄金時代であった」とする認識が語られている。当時の本学の物的な研究条件は、旧帝大等とはもとより比較すべくもなく、いわゆる一〇私大等の水準と比べても相対的に劣っていた。教職員個々の燃えるような意気込みと、それを包む暖かくしかも緊張をはらんだ研究集団の形成、これが当時の研究活動の進展をささえた決定的な条件であった。

このようにして発展期を迎えた本学の研究活動であったが、その前に立ちふさがったのは、六〇年代末、全国の大学をおおった「学園紛争」であった。教育が破壊され、研究の時間も、資料も、施設設備も、体制も、奪われ破壊された。荒廃させられた学園の中で、研究活動は一転して停滞をよぎなくされ、逆に押し戻されさえした。しかし、決起した教職員、学生の勇氣と団結によって、本学は「紛争」を主体的に解決することができた。この経過は、教職員の実践における「教育と研究と大学運営の統一」の課題を鮮明に浮びあがらせることとなった。

(3) 今日の到達点と解決すべき課題

一九七〇年代は、「教育と研究と大学運営の実践的統一」の課題を前に、その高い水準での実際的な形成をめざす懸命の努力が重ねられた時期とい

えよう。「紛争」の余燼に立ち向い、後遺症を一つひとつ取り除くことから努力は開始された。そのうえに、新たな教学改善と研究活動の再組織、発展への取りくみが重ねられ、大学自治のいっそうの実体化へのさまざまな努力が展開された。教育の側面では、その内容・方法・条件の改善が進められ、研究の側面でも体制・条件について多面的な進展があった。大学自治・大学運営の側面では、民主主義的大学の運営のいっそうの実体化へ、運営諸組織・諸機関の活性化がはかられた。

あらためて七〇年代の実践を振り返ると、それはまさしくすべての教職員が渾身の力をふりしぼって努力を重ね、苦闘をつづけてきた時代であったとの感が深い。教育と研究と大学運営の三側面の統一的发展というこの間の基本課題は、大学、学部という単位組織の課題であった。しかし実際的には、それは個々の教職員の実践の集積によってしか実現されえない。

七〇年代の本学教職員は、教育活動と大学運営諸機関への参加と、要請された、あるいはみずから設定した研究活動とを、ともどもに統一に実践することを求められた。しかも教職員体制は、拡充があったとはいえ、求められる活動の量と水準からすれば、なおほるかに少いという実態にあった。そのなかで一〇余年におよぶ苦闘がつづいてきたのであるが、「衣笠一揆点化」の内実の柱であるべき研究活動は困難をかかえ、いまだ八〇年代のたしかな発展への展望をもちえているとはいえない。

今日本学は、八〇年代の研究活動の前途をめぐる重大な岐路にあるといふべきであろう。一つの可能性は、ますます増大するであろう教育・大学自治両活動の重みに耐えかね、消耗し、研究活動が心ならずも沈滞をよぎなくさせられる道である。いま一つは、今日までの苦闘を突らせ、それがつくりあげたきて教育・大学自治両活動の前進を生かし、研究活動の大きな発展を現実のものとしていく道である。追求すべき道は、もとより後者である。その道を進むためには、教育、研究、大学運営三側面の統一的发展をめぐる教職員体制における矛盾をまず除去しなければならない。そのことを軸とする研究体制・条件の抜本的な改善は、八〇年代における本学の研究活動の飛躍的な発展を可能とする決定的な条件となるであろう。

2 研究状況、研究体制・条件の到達点と課題

(1) 研究状況の推移と到達点

A 学部、研究所の研究誌等の刊行状況

研究機関の研究状況を端的に示す資料は、研究紀要である。本学の学内研究誌は、研究所、学部学会、学科・専攻学会それぞれから刊行されている。

これらは、一部「学園紛争」期に停滞をよぎなくされたものがあり、またその後にも必ずしも定期刊行を維持できなかったものもあるが、全体としては着実な刊行がづづいていく。

七〇年代後半以降、「人文科学研究所叢書」「人文科学研究所紀要（保健体育特集）」「立命館史学」が発行され、学部学会の研究誌においても幾つかの意欲的な編集がおこなわれた。これらの新しい動向は、「学園紛争」による空白を脱した後の七〇年代の研究努力がようやく実りつつあることを示すものである。

B 文部省科学研究費補助金の申請、採択状況

文部省科学研究費の申請、採択状況も、研究活動の実態を反映する指標である。この面でも、本学の研究活動の七〇年代を通じての伸長はいちじろしい。申請件数は、「学園紛争」の影響を受けた六九〜七一年度の落ち込みの後、七二年度から増加に転じ、七〇年代後半は急増といえる状況にある。この結果、採択件数は七五年度以降着実に増加しはじめ、八一年度には一五件を数えるにいたった。関西四私大の比較では、七七〜七九年度合計で、本学の申請件数は関西大学に次いで多く、関西学院大学、同志社大学を大巾に上廻り、採択件数は最高であった。

C 大学院博士課程修了者の進路状況

大学院とくに博士課程（後期）修了者の進路実態もまた、設置大学の研究活動水準を反映する指標と考えられる。いわゆるOD問題は深刻であるが、全国的な私学大学院の進路実態からすれば、「厳選主義」をとってきたとはいえ、本学の高い研究活動水準を反映した進路実態とみることができ。〔「大学院教学の改善・充実について」の表一・二参照〕。

(2) 研究体制の推移と到達点

A 専任教員体制とその構成

専任教員数は一九六五年の二五八名が七二年度には三〇〇名に達し、さらに八一年五月現在では三六一名となり、ほぼ一〇〇名の増員をみた。このため、専任教員一人あたり学生数も、ピークであった六八年度の八三名から漸減の傾向をたどった。七〇年度には八〇名を割り、八一年度では五八名となった。しかしそれでも、いわゆる一〇私学の水準と対比すると、本学はなお最低位にある。八〇年五月時点の本学以外の九私学平均専任教員一人あたり学生数は四七名であるのに対し、本学のそれは六一名である。職員を含む教職員一人あたり学生数では差はさらに大きく、九私学平均二三名弱に対し、本学は三三名強という実態にある。

B 学部、研究所等の共同研究体制

学部・学科等の教育・研究単位組織の共同研究会、ならびに専攻領域別テーマ別等の共同研究会は、現在、理工学部の一五研究会をはじめ、全学で四五研究会が組織され、ほぼ恒常的な活動を継続している。全体として「学園紛争」後の七〇年代を通じて、研究会組織数、参加者数ともに発展をとじているものが多い。教科研究会の組織と活動もまた、この間に着実な進展をみせた。人文科学研究所、理工学研究所における共同研究活動は、七九年度からの両研究所専任教員制度の発足により、画期的な進展をみせることとなった。

C 大学院研究科の設置、拡充

大学院研究科の体制も、七〇年代を通じて、とくに博士課程（後期）の拡充が急速にすすめられた。

この結果、ごく一・二の専攻等を除いて、本学の学部、学科、専攻のほとんどが大学院研究科をもつこととなった。大学院研究科は、教育組織であると同時に、それ自体が研究組織でもある。したがって本学の研究体制は、この面からも強化されたということが出来る。

D 研究事務機構、体制

研究事務機構は、この間定員増を含む体制と機能の強化がはかられ、ま

た基礎文献資料室の設置もおこなわれた。しかし、研究事務機構の抜本的改革は、なお具体化されるに至らず、理工学研究事務職員が兼任体制のままである問題とともに、課題として持越されている。

(3) 研究条件の推移と到達点

A 授業担当時間

講義等の授業担当時間は、研究条件として一面的にとらえるべき性格のものでなく、また個別的な学生指導に要する時間量も考慮しなければならぬが、時間割上の授業担当時間数は、教職員の増員とともに、着実に改善がすすんできた。時間割上の専任教員担当時間数を在籍教員数で除した単純平均持時間数は、一九七〇年度一三・七時間、七五年度一二・一時間、八〇年度一一・三時間とかなり減少している。さらに役職者、研究所専任教員、学外研究員（留学生）、病欠者等を除いた通常勤務者のみの平均持時間数は、八〇年度の場合、全学で一般教育担当者一一・〇時間、外国語担当者一三・四時間、保健体育担当者一五・〇時間、専門科目担当者一一・九時間であった。関西四私学を比較すると、本学は関西学院大学とらんで関西大学、同志社大学よりも平均持時間がやや少ない。しかし、外国語、保健体育、低回生小集団授業等のクラス学生数は、少差ではあるが、本学は多い。こうした実態を加味すれば、本学の授業担当の研究条件としての側面は、なお改善を要する状況にあると考えられる。

B 研究用図書資料、機器等

研究条件としての図書資料の整備状況は、内容を重視してストックで評価しなければならぬ。しかし技術的に困難であるので、便宜上フローの予算額（図書資料費総額から図書館分を除く。また個人研究費分を含まず）で見ると、年々の改善が重ねられ、八一年度は一億八千万円となった。専任教員一人あたり予算額の関西四私学比較では、本学は関西学院大学とほぼ同水準にあり、関西大学よりも多いが同志社大学の水準にはまだ達していない。

C 共同研究室、個人研究室、実験実習室等

各学部、外国語科連絡協議会の共同研究室は、ようやく書庫問題、冷房

問題の解決をみた。しかし面積規模からくる集会室機能、作業室機能の十分さはなお未解決である。人文・社会系教員の個人研究室は、現在は一一・一五㎡に統一され、平均面積はやや改善された。しかし機能的な研究室利用の点では、面積に規定された図書資料の収蔵の限界や、小グループの学生指導の困難があり、電話、防音、冷房、水道、黒板等の整備の問題なども残されている。いわゆる一〇私大等と比較すると、関西では本学の一一・五倍以上の面積が一般的になりつつある。関東はキャンパス移転によって研究室棟を新築した例を除けば本学と同程度の面積が多く、二人共用のところもある。理工学部専門科目教員の個人研究室は修学館個人研究室よりも広いが多くが二名共用、院生との共用、卒業研究に利用など、実験実習室を補充する利用形態となっている。理工学部実験施設棟は一九六〇年代に四、五、六号館の竣工をみ、七〇年代に七号館が新築されたが、なおいくつもの課題を残している。人文・社会系の実験・実習室も学部基本棟整備のなかで拡充された。

D 学外研究員制度等

大学資金による学外研究員（留学）制度は、七七年度から大巾に拡充され、この年度から国外留学は私学振興財団助成分を含めて懸案の各学部一名の長期留学が実現され、国内留学も各学部前後期各三名原則の六名に増員された。さらに、八〇、八二年度にも制度の充実がはかられた。関西四私学の留学制度を比較すると、国外留学では同志社大学の人員ワケがやや多く、関西大学の留学費が他よりかなり多いという特徴がある。国内留学では内容上の相違があるのでいちがいにいえないが、本学の留学費は他と比べていちじるしく少ない。

E その他の研究助成制度

個人研究費（図書資料費等）制度では、本学は関西大学とほぼ同水準であるが、関西学院、同志社両大学は本学よりもかなり高い水準にある。研究旅費制度では、四私学中では少差ではあるが最高である。一九五六年度の夏季実態調査にはじまる共同研究への助成も、人文研、理工研活動の充実とともに七〇年代に急速な拡充をみた。関西四私大の研究活動の規模を比

較すると、事業内容の差異を考慮しなければならないが、人文・社会系研究所の場合の予算総額では本学は高位にあり、なんら遜色はない。しかし、関東の大手私大が最近相ついで研究助成基金や研究助成事務機構を設け、きわめて巨額の研究助成をおこなっていることは注目しておくべきであろう。たとえば早稲田大学は七九年度に七億円の研究助成基金を設け、八〇年度から年間予算五、〇〇〇万円の特定課題研究制度を発足させた。また、七九年度に研究助成室を設けた慶応義塾大学は、各種の基金をもち、それらによって文部省科学研究費補助を受けられなかった研究に計一億八、〇〇〇万円の助成をおこなっている。

(4) 研究実態と今後への課題、要望

A アンケート結果(1)、研究状況と研究水準の評価

研究活動に関する専任教員アンケート調査は、回収数三〇一(有効集計分二九九)に達し、八六・五%の高い回収率であった。自由記入設問にも多くの率直な意見がよせられた。

「あなたが描いておられたここ数年間の研究の構想や計画について、ここ数年間を振り返ってみたとき、あなたの感想はつぎのいずれがもつとも近いですか」との設問で、研究の進展状況をたずねた。全学では「考えていた構想や計画を超える研究を進めることができた」一%、「考えていた構想や計画をほぼ達成できた」二八%、「考えていた構想や計画の半分くらいは達成できた」二八%、「考えていた構想や計画を少しは進めることができた」四五%、「考えていた構想や計画はまったく進まなかった」九%、「考えていた構想や計画とは違った方向へ研究が移った」二%、「もともと構想や計画を明確に立てていなかったから答えようがない」二%という結果であった。「計画超過」と「ほぼ達成」を合せて一%という状況は、きわめて深刻といわねばなるまい。

年令別では二〇才代、三〇才代での達成度の困難がつよく示され、四〇才代が平均的な分布を示し、五〇才代、六〇才代で「半分くらい」「少しは」に収斂するという傾向にある。本学在職年数別では、「少しは」「まったく」を合せた比率が三年以下層四九%、四〜五年層七三%、六〜一〇

年層四七%、一一〜一五年層五二%、一六〜二〇年層五六%、二一年以上五七%という状況である。四〜五年層は、まさに本学においての研究成果があらわれはじめる層であり、そこでのいちじるしい困難の表明を重視しなくてはならない。

さらに、「あなたが所属しておられる学部または学科、専攻、教室等を単位とする総体的な状況を念頭において」の研究水準の評価を求めた。「研究水準のいまの到達点は、かりに『学園紛争』前の六〇年代なかばの水準からみると、どうでしょうか」との設問に対して、全学では「当時の状況がわからない」を除くと、「かなり」「やや」を合せて「上廻っている」が四五%、「ほぼ同水準」が七%、「やや」「かなり」を合せて「落ちこんでいる」が二八%、「簡単に答えられぬ」が二〇%であった。「上廻っている」と「落ちこんでいる」のみを対照すると、このように全学ではかなり「上廻っている」とする評価が多い。

「研究水準のいまの到達点は、全国的な水準(いちおう目やすとして、いわゆる一〇私大の水準)からみると、どうでしょうか」との問いをめぐっては、全学では「かなり」「やや」を合せて「上廻っている」との評価九%に対し、「やや」「かなり」を合せて「落ちこんでいる」との評価が四五%に達し、否定的な評価がきわめてつよく示された。「ほぼ同水準」とみる評価は二六%、「簡単には答えられない」が一八%であった。

B アンケート結果(2)、研究条件の到達水準

研究条件の総体的な到達点に関しては、六〇年代頃との対比と全国的水準(とくにいわゆる一〇私大の水準)との対比を求める質問をおこなった。「研究条件をめぐる経過といまの到達点は、六〇年代頃の状況からみるとどうでしょうか」との設問については、「六〇年代頃の状況がわからないから答えられない」という回答を除いた百分比で、「かなり改善されてきたと思う」二五%、「やや改善されてきたと思う」四三%、「あまり変わらないと思う」一三%、「やや悪くなってきたと思う」八%、「かなり悪くなってきたと思う」七%という結果であった。「改善」六八%対「悪化」一五%であり、まずは改善が大方の評価であるといえる。しかし、そのよ

うに改善がおこなわれてきたとはいえず、今日の到達点を全国水準と対比した評価では、きわめてきびしい見解が表明され、いわゆる一〇私大の水準を上回るとする回答は相対的に少なかった。また、「本学での研究環境・研究条件の総合的な評価について、かさねておたづねします。かりにあなたの親しい友人が本学に就任の機会があつて、相談を受けた場合、あなたの率直な感想や態度は、つぎのいずれにあたるでしょうか」という設問に対し、「勧めたいが、ちゅうちよする気持ちがある」、「勧めたくない」という回答もみられた。ここにも研究条件の現状をめぐるといふ重たい評価が滲み出ているといわねばなるまい。

しかしながら、このように評価される研究条件の現状であるとしても、それがただちに今後の研究活動をめぐる否定的な展望となつていくわけでは決してない。研究活動の今後に関して、「今後のあなたの研究活動の展望について、どのような見通しをお持ちですか」との質問項目を設けた。

「大きく進展するという展望を持っている」四％、「かなり進展するという展望を持っている」三七％、「少しは進展するという展望を持っている」五五％、「進展への展望はほとんど持てない」二％という回答であつた。「大きく進展する」がきわめて少数であるとはいえず、回答者の九六％はともあれ進展の展望ありとしているのである。

C アンケート結果(3)、研究条件改善の方向性

専任教員アンケートでは、「質問一七(注、研究活動の進展、阻害要因)の各側面について改善、改革をすすめる場合、どの側面をとくに重視することを望まれますか。重要度あるいは緊急度の順に、三位まであげてください」との質問をおこなつた。それへの回答は、「大学自治・大学行政への参画」がいちじるしく高く、ついで第二順位に「研究組織・体制」があり、そのあと第三・第五順位に「資料・設備条件」「個人用研究費」「建物施設条件」が少差でつづいた。第六、七位は、「心理的環境条件」「学部学生への教育活動」であつて、あとの「大学院生への教育活動」「社会的諸活動への参加」をあげた回答は少数であつた。

層別の検討も加えて以上を総合すると、専任教員アンケートの結果の

ざりではあるが、今後の研究条件改善の重要課題として、全学全階層に共通する「大学自治・大学行政への参画」のあり方と「資料・設備条件」「個人用研究費」「建物施設条件」の物的三条件が浮かび上がり、さらに実験・実習系ではとくに「設備」と「施設」条件の改善が、また若手層ではいわゆる行政「負担」と授業「負担」の改善がよく求められているということであろう。「研究組織・体制」と「心理的環境条件」の改善はきわめて重要であるが、これらは直接的には教職員の主体的な努力にかかる側面が多い。「研究組織・体制」は、それと大学としての適切な制度、施設条件の整備とが結びつくことによつて、「心理的環境条件」もまたそうした主体的な努力と他の研究諸条件全般の改善とが結びつくことによつて、ともに改善が果たされていくと考えるべきであろう。

アンケートでは、個々の研究体制・条件の改善方向についても、いくつかの質問をおこなつている。そこにみられる主要な傾向を要約すると、研究活動の発展に大学院が果たす役割は積極的に評価され、図書資料の集中化については現在進められつつある方式の支持が半ばを占め、理工学部実験系の設備・施設では大・中型機器への要望が高く、同時に研究活動に固有の役割を果たしうる施設の拡充が広く望まれている。また、個人研究室については、室面積や設備等の改善による利用度向上に積極的な意向が表明されている。さらに、図書資料費(個人研究費)と旅費との使途区分の廃止、短期の国外出張の制度化、国内留学費の大幅増額、国外留学とそれのみあう条件を保障した国内留学との選択制などについては賛成意見が圧倒的に多かった。

D アンケート結果(4)、研究活動の方向と理念

専任教員アンケートでは、最後に、本学が掲げてきた「学問研究の現代化・総合化・共同化」の理念について質問をおこなつた。

まず、大学として研究活動の方向を理念的にもつことについては、「もつべきでない」とする意見が相対的に多数を占めた。しかし、本学の「現代化・総合化・共同化」の理念そのものについては、「基本的に賛成である」四三％、「部分的に賛成である」二五％、「賛成でない」一三％であ

って、不賛成とする意見はきわめて少数であった。階層別、専門領域別等でみても、「賛成でない」がやや目立ったのは年令層三〇才代の二五％くらいであって、大きな相違はほとんどみることができなかった。

理念問題をめぐる以上のようなやや複雑な回答動向を理解するうえで、自由記入設問によせられた意見は貴重である。回答のほぼ半数は、「現代化・総合化・共同化」の理念をいかに実体化するか、そこが「今後の課題」というものであり、次に多くみられたのは、「研究活動の固有の性格に十分留意し、理念が逆に研究活動の自由な発展への制約となるようなことに注意すべき」という意見であった。そのなかでは、個人研究と「共同化」とのかかわり、とくに学内での共同研究という矮小化傾向に言及したものが少なからずみられた。若手層を中心に「理念もさることながら、条件整備こそが緊急の課題」とする意見も、少なからずみられた。また、理念の設定自体を否定する意見もいくつかよせられたが、それらはすべて研究の「自由」論にもとづく意見であるように見受けられた。

以上のアンケート各問への選択回答と自由記入意見の動向を総合すると、まず本学での「学問研究の現代化・総合化・共同化」理念の設定経過、時点とかかわる世代的断層の存在が指摘できるように思われる。研究組織における研究活動の理念、設定は、もとより研究者個々の考え方の総合として、その合意のもとにはじめてなしうることであるから、その過程への直接的な参画の有無は、理念の受けとめに大きな差異をつくりださずにはおかない。加えて、いわゆる「理念先行」のもとでの研究活動への心理的圧感の存在をうかがうことができ、また理念の一面的な理解にもとづく研究への制約感も存在していたように思われる。理念問題をいかに扱うかは次章の課題であるが、十二分な慎重さを必要とすること、なによりも全学的な真に民主的な合意が必要であることはあきらかである。

IV 研究活動の今後の追求方向と体制・条件整備の課題

1 研究活動の発展条件をめぐる全学的合意の形成

(1) 学問研究の自由と全学的努力方向の設定

研究活動は、すでに度々述べてきたとおり、なによりもまず個々の教職員の主眼的な意欲を原動力として推進される。研究活動をとりにくく外的な諸事象・諸事物がいかに重要な研究課題を提起していようと、国民的な要請がいかに強烈であろうと、あるいは教育の場での学生からの提起がいかにするどころかと、それらは研究活動の諸契機をなすにすぎない。研究活動は、それらが研究の対象として認識され、そこに主体的かつ意欲的な精神活動―研究労働がそそぎこまれてはじめて成立する。それゆえ、研究活動を発展させようとすれば、教職員のそうした意欲や情熱を阻害する条件を取り除き、教職員それぞれが個性ゆたかな研究活動を自由に伸びのびと展開していける条件を、可能なかぎり追求していかなくてはならない。

しかしながら、他方、本学はかねて「教育と研究の統一」「学問研究の現代化・総合化・共同化」を理念的な追求方向として掲げてきた。このような理念的な方向づけの確認は、研究活動の上述した自由な展開ということと矛盾し、あるいはそれを制約することになるであろうか。

「はじめに」に述べたとおり、長期計画委員会は、諮問課題の検討にあたって「研究体制・条件がどのようなものであるべきかは、当然に研究活動の方向性に規定される」と考え、したがって答申の骨格は「今後の研究活動の望ましい発展方向と、それを可能ならしめる研究体制・条件を設定」することである、との基本的態度を確認した。ここにいう「研究活動の方向性」「研究活動の望ましい発展方向」は、それを具体的に提示しようとするれば、研究活動の性格上、理念的な表現をとるほかないであろう。長期計画委員会が上述の基本的態度を確認した直接的な理由は、文言どおりの考え方に立たないかぎり、研究条件改善の課題を示せないからである。

しかし、上述の基本的態度を確認した理由は、それだけではない。より根本的な認識として、大学としての研究活動の方向性をめぐる合意を確立することと、学問研究の自由な発展とは何ら矛盾するものでなく、そればかりか、自主的自治的な研究活動理念の設定と追求は、かえって学問研究の自由を拡大し、発展を促進する条件となる、という考え方を根底にもつ

ていたからである。この認識の根柢は、つぎのように要約できる。

第一に、学問研究の自由は、まったくの無限定的自由では決してない。学問研究の自由それ自体に絶対的な価値を認めるのではなく、「人間の福祉」なり、「人間の生命と尊厳、人間の身体的精神的な多面的な発展」に貢献するためにこそ、学問研究は自由であらねばならないのである。

第二に、学問研究の自由は、何からの自由なのかという問題がある。もとよりそれが、研究者相互の批判を許さぬというような自由でないことは自明である。研究活動の理念的な方向づけは、それが自治的民主的な研究者・大学構成員の合意としておこなわれるかぎり、学問研究の自由とはいささかも矛盾するものでなく、かえってその自由な発展を保障する条件となる。

第三に、いまの点ともかかわって、学問研究の自由はだれによって擁護されるのかという問題がある。研究者自身の努力がまず必要であることはいうまでもない。しかし、権力の干渉から学問研究の自由を保障しうるより基本的な力は、すべての民主主義的権利についてそうであるように、国民のうちにある。国民的要請にこたえるという研究活動のあり方を確立し、それを誠実に推進してこそ、研究活動の自由の擁護が真に国民的な課題となりうるのである。

加えて第四に、研究者が何らかの研究組織に結集し、あるいは所属する場合、研究者それぞれが研究活動の理念をもつのと同時に、研究組織としてもそれをもつことは当然であり、必要である。研究者個々もつ研究活動理念と組織としてのそれが矛盾しないかどうかは、ひとえに理念設定にさいしての自主性と民主性の発揮と保障にかかるともより研究活動は、その固有の性格からして、専門的個性的であり、ゆたかな創造性が保障されなければ進展はない。それゆえ、組織として設定する研究活動の理念も、構成員の合意を形成しうるかぎりの基本的な研究姿勢のあり方にとどめられるべきであって、個々の研究活動の内容や方法に立入るようなことが許されるべきでないのは当然である。

(2) 研究条件改善における望ましい水準と現実的制約条件

研究体制・条件整備の具体的な内容の検討に先だって、求められる望ましい水準とその可能性ないし現実性との関係について、基本的な考え方を整理しておく必要もあろう。

研究体制・条件の改善をめぐる教職員をつよ要請と客観的な制約条件の存在という矛盾は、国の文教政策、私学政策の抜本的な改革においてしか打開されえない。一私学が個別的解決をはかることは不可能である。したがって考えなければならないことは、そうした抜本改革が実現されるまでのいわば過渡期における本学のあり方である。本答申が研究体制・条件整備の対象とする期間は、もとよりこの過渡期のうちにあると想定しておくのが妥当であろう。そのような条件のもとでの研究体制・条件の整備目標水準の設定にかかわって、長期計画委員会が全学的合意をどうしても形成しなければならぬとつよく考えるのは、つぎの諸点である。

第一は、研究活動進展のもっとも主要な要因を再確認することである。再三にわたって述べてきたとおり、研究活動は個々の教職員の主体的な意欲を原動力として推進される。学問領域によってかなりの相違はあるとしても、狭義のいわゆる研究条件は、その主体的意欲の結果をささえる条件であって、条件が独自に研究活動を進展させるわけでは決してない。この当面、少くとも八〇年代を通じて本学が設定しうる研究条件水準は、改善への集中的な努力を重ねるとしても、私学一般がおかれた客観的制約条件の域を超えうるものでない。冷厳なこの条件を見すえながら、客観的な研究条件における困難を主体的な意欲と情熱のいつそうの発揮を通じて、また個々の教職員のそうした努力を包みかささる集団的な研究体制の発展を通じて、突破していくことなしには、本学の研究活動の今後の展望を語ることはできない。

第二は、研究体制・条件整備における一私学としての本学の力量発揮のあり方についてである。今日の文教・私学政策、とりわけ公費助成をめぐる最近の政策動向を前提とすれば、本学の研究体制・条件の改善水準をどの程度まで高めうるのかは、物質的条件的側面にかぎり、本学の財政力量およびキャンパス条件をいかに高め、改善しうるかにかかるともより長期

計画委員会は、研究体制・条件整備にかかわる本学財政の量的力量の設定に関して、「学園規模」問題に関する諮問への考え方をそのまま採用することとした。しかし同時に「Ⅲ-1 教育研究像の設定と追求過程の概括」においてそれなりにふれてきたように、研究活動の「相対的な立ちおくれ」がいまや教育活動と大学自治活動におけるこの間の発展の流れさえ押し止める条件となるおそれすら生みつつある現状のもとでは、研究体制・条件整備におけるおくれの回復を重視した適切な財政運営の必要をすべく提起しておきたい。

第三は、研究体制・条件整備の設定すべき目標水準それ自体についてである。本答申が想定する期間において、全体としては一〇私大水準を早期に確保することを旨しつつ、学部・学科・専攻等での合意が確立された特定の領域については、とりわけその実現を早め、さらに一〇私大水準を超える研究体制・条件を保障していくというのが、目標水準の設定に関する長期計画委員会の提起である。

(3) 研究活動の望ましい追求方向についての提起

今後の研究活動の大きな発展を確実にしていくためには、上述の研究体制・条件の整備水準を前提としながら、基本的な研究姿勢のあり方を全学的に確立することがきわめて重要である。この課題に関する教職員の、さらには全学構成員の合意の形成をめざす討議の深まりは、いまも「(2)研究条件改善における望ましい水準と現実的制約条件」の第一にあげた「主体的な意欲と情熱のいっそうの發揮」「そうした努力を包みかさえる集団的な研究体制の発展」という今後の展望をつくりだす基本条件の形成にとつて、決定的な意味をもつことにならう。そのような討議をすすめるための素材として、長期計画委員会はつぎの三点の追求方向を提起したい。

第一は、国民的要請にこたえらるという基本的立場を堅持することである。学問研究のいわば原点にかかわる姿勢の問題であるから、この課題について多言することは不要であろう。ただ、あえて付言すれば、「国民的要請」はひろく深くとらえるべきである。国民的要請とは、すべてが焦眉の現実的諸問題なのでは決してない。再々引用してきた「人間の生命と尊厳、人

間の身体的精神的な多面的な発展」への欲求こそが、国民的要請の基本である。それぞれの専門的研究領域にしたがって、それを研究の窮極の目的として与えるということである。また、国民的要請にこたえらるるとき、それはもとより企業、産業界、公共団体、政府等から研究要請をすべて排除するというでもない。直接の研究要請がたとえいざれであろうと、そこに込められた、あるいはその背景にある国民的要請を受けとめ、それにこたえていくということである。

第二は、上述の基本的立場に立つ研究活動を推進していくにあたって、かねて掲げられてきた「学問研究の現代化・総合化・共同化」の観点を再確認し、継承し、実体化していくことである。それが提起されて以降の国内外の諸事象の推移、それらに規定された国民的な学問研究への関心と要請の高まり、研究活動自体の体制や動向の変化等々に照らして、この「学問研究の現代化・総合化・共同化」の観点を再吟味してみると、それはまことに的確な研究姿勢をめぐる提起であり、その後、学問研究に求められるにいたったいくつかの観点をも、すでにそのうちに包摂していた先駆的な提起であったということが出来る。

第三は、「教育と研究の統一」の実践的追求を通じて、研究活動における集団化を促進し、学部、学科、専攻、一般教育センター、外国語科連絡協議会、保健体育教室、教職課程教室等々を教育行政上の組織としてのみならず、研究活動の単位組織として確立していくことである。これらの組織が研究活動の単位組織として確立される条件は、「教育と研究の統一」の誠実な追求を重ねる以外にありえないであろう。そのさい、研究単位組織ごとに、自主的民主的な合意にもとづく研究活動の発展政策を策定し、それにささえられつつ特色ある研究を進展させていくことは、きわめて重要である。

2 研究体制・条件整備の基本課題とその考え方

(1) 研究体制・条件整備の基本課題とその構成

研究体制・条件の整備を全面的にすすめるためには、つぎの二つの領域

での努力をともにつよめることがまず求められよう。一つは、抜本的な改善を可能ならしめる基本的条件をつくりだしていく課題である。国の文教政策・私学政策の抜本的改革をうながし、国公私立大学の研究条件格差を解消させることであり、そのために、国民的世論と運動を大きく発展させていく努力をさらにつよめることである。いま一つは、そのような努力の成果を期待しつつ、しかしそれがどの程度の進展のもとにあろうとも、本学として、その力量のかぎりをつくって具体化していくべき研究体制・条件の現実的な改善である。

後者の改善すべき課題は多岐にわたる。しかも、努力のかぎりをつくすとしても、本学の力量には一定の限界性がある。したがってここでは、研究活動の今後の発展にとって、いわば「環」ともいえる基本課題はなにかをまず見定める必要がある。長期計画委員会は、このような考え方から、次の三つを本学における研究体制・条件改善の基本課題とすることを提起したい。第一は、時間的ゆとりの確保、研究時間の保障である。第二は、空間的ゆとりの確保、キャンパス・施設条件の改善である。第三は、第一、第二の改善課題に重ねられるべき教職員の集団化であり研究単位組織の日常的活性化である。

これらの基本課題は、すでにあきらかなように、研究体制・条件改善の基本条件をつくりだす国民的力量的結集、それをふまえてつづ具体的に進められるべき研究時間の保障と空間的条件的改善、そしてそれらの成果を研究活動自体の発展へ実らせていく研究活動の集団化という総合的立体的な構成をもつものである。

(2) 研究時間の保障をめぐる考え方

研究時間の保障は大学全体としては教育活動をいつそう充実させ、大学自治と大学運営の民主主義をいつそう発展させながら、教職員個々の研究時間を拡大するという方向で追求されなくてはなるまい。一見矛盾するかに思われるこの方向を成立させる条件の一つは、研究時間をめぐる困難を学園規模問題の視点からとらえなおすことであろう。教職員数に比して、まさに過大というほかない学生数という現実のもとで、いきとどいた教育

活動、学生指導をならぬこうとすれば、研究時間が圧迫されるのは当然である。教職員一人あたり学生数を減少させること、より具体的にいえば教職員の着実な増員をすすめることによつて、教育活動と研究時間との現実的矛盾は発展的に解決される。教職員の増員はまた、大学運営業務における個々の教職員の担当業務量を減少させる条件ともなるであろう。加えて、大学運営業務における民主主義的集中化と効率化は重要である。

(3) 空間的条件的改善をめぐる考え方

空間的ゆとりの確保、すなわちキャンパス・施設条件の改善をすすめるにあたって、もつとも重要なことは、この課題が研究活動にもつ意味を正確に整理しておくことであろう。すでにアンケート結果等に見てきたとおり、この課題をめぐってさまざまな研究教育活動上の障害が訴えられている。しかし、それらの意見の基礎にある基本問題は、大学に所属する研究者である教職員が、どこを空間的な拠点として研究活動をおこなうのか、という問題ではあるまいか。訴えられているさまざまなこと、たとえば「書を全部収容できない」「夏にはとうてい使えない」「落ちついてものを考えられる雰囲気がない」等々のことは、つまるところ、研究活動の拠点たりうる施設でないということの主張である。これは研究組織として文字通り致命的な事態であることを明確に確認しておかなければなるまい。本諮問課題をめぐって検討を重ねてきたことは、本学を構成する教職員の研究活動をいかに発展させるかということに重ねてではあるが、立命館大学としての高い研究水準をいかにしてつくりあげるかということであった。立命館大学における研究活動を課題としてきたのである。それが文字どおりそのようなものとして展開され、大学の成果としても蓄積されていくためには、研究活動が名実ともに大学を拠点とすすめられる条件をつくりださなくてはならない。

空間的条件的改善をすすめるにあたって、いま一つ重視しておくべきことは、建物施設のもつ長期的な物理的固定性であろう。したがって、一〇私大水準の目標設定にしても、それを将来の一〇私大水準におかなければならない。

(4) 研究活動における集団化をめぐる考え方

長期計画委員会は、今後の本学における研究活動の大きな発展を可能とする重要な条件として、学部、学科、専攻、一般教育センター、外国語科連絡協議会、保健体育教室、教職課程教室等を単位研究組織として確立し、機能化させることが、立命館大学としての研究活動を発展させ、高い研究水準を形成する決定的な条件であると考えている。ここにいう集団化は、いわゆる共同研究でもとよりなく、また研究活動を学内のみ閉じこめることを意図するものでもない。前項の「空間的条件の改善をめぐる考え方」において、それが本学教職員の研究活動における空間的場所的拠点づくりを意図するものであることを述べた。同様にこの課題は、本学教職員がそれぞれに所属する単位研究組織にたしかな基盤をもちつつ、それぞれの多様な個人研究を深化させ、また学内外にわたる共同研究を必要に即して組織し、あるいは参加するという姿を長期計画委員会は期待している。

およそ研究組織の評価は、たんに構成員の発表する業績の水準によってのみなされるのではなく、その組織の内部に高い研究水準の発展的波及的な拡大再生産の構造をつくりえているのか否かよって、決せられるのであるまいか。研究時間の保障のうえに、場所の面でも組織の面でも、学内に研究活動の拠点があり、それらを通じて多くの教職員が、本学にいたからこそ研究のこれほどの進展をはたしたのだとの評価をみずからおこなうという状況をつくりあげ、学外からも、たまたま立命館大学に籍をもつある研究者の成果としてだけでなく、立命館大学の研究成果であるという側面をも評価される研究活動を発展させることが、長期計画委員会の期待するところである。

3 研究体制・条件整備の具体的課題と改善の方向

(1) 研究組織・体制

A 学部、学科、専攻等

学部、学科、専攻、一般教育センター、外国語科連絡協議会、保健体育教室、教職課程教室等について、それぞれが教育活動・教育行政上の組織であるのみならず、研究活動の単位組織であるとの位置づけがまず確認される必要がある。このための全学的な、またそれぞれの学部、学科等の単位での合意の形成を期待したい。上述の単位研究組織の例示的な設定にもあきらかなように、教職員はいずれか一つの単位組織にのみ属するというのでなく、単位組織は重層的であり、社会科学系学部では、日常的な交流の可能性からしても、その内部に専門系列あるいは対象課題等によるいくつかの中間的単位組織をもつ必要もあろう。

研究単位組織の活動は、研究活動にかかわる日常的な交流がなによりも重視されるべきである。そのなかから、それぞれの研究にとつて有益な示唆、啓発がえられていくこと、そのうえに相互の研究上の援助と批判が積みかさねられ、暖かさと緊張感とともに備えた研究組織としての作風がきざかれ、あるいは多様な形態での研究会的な活動が試みられていくことを期待したい。こうした日常的な交流の基礎をつくる意味でも、単位組織ごとの構成員の研究業績等を客観化することは必要であろう。

これらの活動を通じて、構成員の意欲と研究計画の尊重のうえに、特色をつくりだしていくべき研究領域の設定やそれに見合う中長期の人事政策など、いわば研究政策がおのずから議論され、それが構成員の合意として形成されていくことが望まれる。

B 人文科学研究所、理工学研究

全学的な規模での共同研究の推進組織として、今日までの発展の成果をふまえて、その機能の強化と純化をすすめることが課題であろう。人文科学研究所については、別項による教職員定員増の進捗と合せて、専任研究員の増員をはかり、複数のプロジェクト型共同研究の組織と援助ができる体制をつくりあげること、それに見合う研究事務体制を人員数と専門的力量の両面からつよめること等がめざされるべきであろう。機能の純化に関しては、研究所としての研究活動にかかわるもの以外の研究助成事務は、すべて別項に提起する研究事務課(仮称)に移管し、研究所としての活動

に専念できる体制へ移行すべきである。理工学研究所については、まず現行制度下の専任研究員数の確実な確保、任期の保障、授業責任担当時間減の保障等が果たされ、また専任事務機構が確立される必要があろう。そのうえで、理工学部設置学科数等に見合う専任研究員の増員、そのもとの共同プロジェクト研究の発展がめざされるべきである。機能純化の必要は人文研と同様であるが、理工学部の各学科単位を超える共用施設・機器の管理運営は、理工研が担当することが妥当であるように思われる。

両研究所とも、研究所としてのプロジェクト型共同(総合)研究の組織にあたっては、研究所としてのテーマ選択と、研究所の恒常的な研究会・研究グループ活動、さらに全学の教職員それぞれの個人研究の三者の連関に留意し、全学教職員の自主的な研究意欲を汲みあげるよう努力することが望まれる。

C 大学院研究科

本学ならびに全国的な研究活動の発展にとって、今日まで以上の積極的な位置づけをあたえることが必要であるように思われる。そのような見地から、別途の大学院教学にかかわる答申に示したごとく、理工学研究科については院生採用数の拡大は重要であり、教室ごとに院生を含む共同研究体制を組むことを目標に、定数増、採用数の拡大、試験方法の改善等がすすめられるべきである。社会科学系各研究科においては、深刻な進路問題を考慮しなければならぬが、上述の特色をつくりだしていくべき研究領域等では院生を含む集団的な研究体制づくりが必要であり、院生採用数をめぐる積極的な検討がおこなわれることを望みたい。後期博士課程未設置の一部専攻については、設置への努力がさらによめられることを期待したい。

D 研究事務体制

研究活動をめぐる教員と事務職員との適切な共働関係をつよめることは、本学の研究活動の発展にとって、きわめて重要な課題である。教員の研究活動の実態が必ずしも客観化されておらず、領域や方法による研究形態の相違もあり、共働関係の具体的なあり方はなお模索をつづけなければなら

ないとしても、少くとも、事務職員層全般における研究活動への理解を高めること、研究関連事務体制を人員面で拡充すること、研究関連事務職員の専門的力量をさらに高めることの三点は急務であり、適切な対策がとられることを要請したい。しかしながら、研究活動にかかわる教員と事務職員との望ましい共働関係は、研究活動が大学としての活動であることを前提として、はじめて成立しうるものである。

本学教職員の研究活動は個人の蓄積を通じてではあるが、大学としての研究活動・研究成果という側面をもつのであって、それゆえに研究条件の整備改善を求めらるのである。残念ながらときにみられるように、教員の側がみずから研究活動を「私事」ととらえているようでは、事務職員との研究活動における共働関係は成立すべくもないであろう。この点では、教員の研究状況の客観化が重要であると思われる。法学部では有志による自主的な事業として、定期的に各教員の研究計画、発表業績、教育研究活動の総括等を取りまとめた冊子が発行されている。このように単位研究組織ごとに構成員の研究状況を集約し、公開することは、研究活動が大学の「公事」であることを明確に位置づけるものであり、同時に、研究活動における事務職員との広汎な共働関係を発展させる必須の条件であるように思われる。

研究事務機構に関しては、上述の研究活動からの要請、すなわち人員数と専門的力量的両面からの体制拡充の要請を受けとめ、かつ事務機構一般に求められる効率化をつらぬこうとすれば、現行の研究事務機構そのものの再検討が必要であると考えられる。現在の研究事務は、教務課、体育課、各学部事務室、図書館、人文科学研究科、理工学研究科等に分散されている。研究活動のいわば現場に接して研究事務機構の多くがあるという利点はあるものの、他方で各機関間で事務が錯綜しており、学部事務室等に所属する共同研究室事務は、管理系統が実際上は必ずしも明確でなく、また歴史的経過等によって事務内容に学部間の差異も残されたままである。この状況のままにかりに職員増をおこなったとしても、専門的力量的大きな発展は望めないであろうし、まして効率化をすすめることもできないで

あろう。したがって長期計画委員会は、研究関連事務職員の集団化を通じて専門的力量の発展を促進し、事務の集中化を通じて効率化を推進することを意図して、研究事務課(仮称)を教育学部内に設置することを提起したい。研究事務課(仮称)は、図書館、人文科学研究所、理工学研究所それぞれの固有の事務以外のすべての研究事務をも管掌するものとし、現在の各学部、外国語科連絡協議会の共同研究室事務をも統合するものである。したがって、その管掌事務をあげると、教職員の研究条件全般にわたる改善を計画的に推進する政策的業務のほか、日常的な研究条件整備業務、研究活動助成業務、研究活動関連サービス業務等を一元的に処理することとなる。なお、研究活動の現場に接した研究事務機構という現行のあり方の長所は重要であり、したがって現在の各学部等の共同研究室事務は、研究事務課(仮称)内部における担当制という形態をとることが適当であろうと思われる。

(2) 研究時間の保障

A 教育活動体制

教育活動とのかかわりにおける研究時間の保障は、さらに努力がかさねられる必要がある。対象はもとより全教職員についてであるが、この間の講師制度廃止にともなう若手層の新任早々からの授業担当時間体制の問題、小集団教育の発展にともなう担当授業時間外の学習指導、生活指導時間の増大の問題、理工学部専門教員、助手の責任担当時間を大幅に超える長時間数の問題等は、とくに重視されなければならないであろう。したがって、専任教員の計画的増員を重点課題として推進することを提起したい。それによって、大学全体としては教育活動をいつそう充実させながら、個々の教職員における研究時間の保障をはかることを追求すべきである。

このような考え方に立つ教職員の計画的増員は、当然、教職員一人あたりの担当学生数の減を具体的な目標としなければならない。その場合の望ましい追求目標水準は、具体的な基準を検討しやすい人文・社会系専門科目担当教員を例にとると、授業実態とそれにもとづく教職員の要請、別途の「学園規模」に関する答申の考え方、本学の現実的力量と他私大にお

る現状と動向等を総合的に勘案して、学部の小集団クラス、ゼミ担当コマ数は三コマ以内、かつクラス学生定数は一・二回生クラス四〇名、三・四回生ゼミ二〇名とし、この条件を達成しうる教職員数規模を実現していくものであることが望まれる。一般教育、外国語教育、保健体育教育、教職課程教育、理工学部専門教育それぞれの担当教員については、上述の人文・社会系専門教育における改善に相当する改善の目標水準が設定されるべきであろう。困難は大きいですが、このような追求目標水準が掲げられ、それに向けての中長期の具体的な実施計画が設定されることは、教職員の研究活動の展望をつくりだすうえで大きな意義をもつものと考えられる。なお、上述の考え方は、実施予定の第二次学部学生数減について、現在の方向づけであるクラス数減としての実施の再検討を要請するものでもある。

B 大学運営体制

研究時間の保障にとつて、大学自治、大学行政への参画の具体的な形態を再検討することは最重要におかれるべき課題であろう。大学自治の確立と大学運営における民主主義の課題をいつそう発展させつつこれを具体化していくとの基本的な態度は、先述したとおりである。こうした見地に立つて、長期計画委員会は、民主主義的集中化と効率化を軸とする大学運営業務の抜本的な改革を断行することを提起したい。

その基本は、政策、計画、制度、基準等の基本的原則的な意志決定に関しては民主主義的討議をいつそう発展させながら、それらの具体的な執行、処理に関しては、大胆な集中化、分権化をおこなうことであろう。具体的な諸問題の処理の必要のつど、関係諸機関すべてで討議しなければならず、またしばしば別途の委員会等が設置されるという現行の運営は、それ自体にかぎって評価すれば、民主主義的大学の運営のあり方をつらぬく積極面をもっているとしても、それらの総体が研究時間を圧迫する最大の要因となっていることに注目しなければならない。民主化と集中化、分権化、効率化とは、そもそも両立させうるものであり、両者の両立を媒介するのは計画化の徹底であろうと思われる。計画段階における全学的な、あるいは学部、学科等での合意形成には、必要な時間をかけた討議をかさねるが、し

かしその実施段階は特定の機関、役職者にゆだねるという運営が、今後の本学運営の基本とされる必要がある。やや具体的に述べれば、これはつぎのような内容を含むものである。

第一は、中長期の計画や基本方針、あるいは単年度の運営方針等、広義の計画は明確に策定し、問題のつどのあらためての討議の必要を可能なきりあらかじめ解消しておくことである。第二は、意志決定をおこなう機関と日常的な運営、処理機関を明確に区別することであろう。そのうえで、限定された意志決定機関に可能なかぎり意志決定業務を集中し、日常的な運営処理は可能なかぎり事務機構にゆだねるあり方をつくることが望ましいように思われる。昨今のように、新しい施設等が設置されるつど、運営方針の決定と日常処理をともになう委員会が設置されるというあり方は、再考すべきである。第三は、教育活動にかかわる個別的諸問題の処理における学生（組織）との対応は、そのつどの、その部分におけるいわば「現場解決」の原則を確立すべきことである。第四は、以上を通じて機構、役職、会議等の大巾な削減、圧縮に努力することであり、同時に対応する事務機構の整備拡充をはかることであろう。

以上の推進にともなう、意志決定機関構成員、執行機関構成員については、当然に大学運営業務が集中されることになる。したがって主要な役職者等については、従来以上の授業責任担当時間数の削減が検討されるべきであろう。また、以上と関連する研究活動体制の強化に関しては、現在金曜日四時限目に設定されている全学的な統一研究保障時間等の拡大が追求されることが望まれ、さらに研究活動における集団化ないし共同研究の組織化に重要な役割をになうべき五〇才代層における役職担当のあり方について、慎重な配慮が望まれよう。

(3) 研究施設・設備

A キャンパス問題

研究施設・設備の改善は、キャンパス問題という現実的制約条件の改善と不可分である。したがって、中心校地の拡大へのいっそうの努力を要請したい。それとともに、都市計画上の制限の緩和に向けての全学的な努力

を、周辺住民の理解を求めつつ、いっそうつよめていかななくてはならないであろう。

B 文系教員研究施設・設備

研究室棟の改善は急務であり、新研究室棟の建設を提起したい。文系教員の集中的な研究施設があることが望ましいのであるから、キャンパス条件の改善による新修学館への集中が理想的であるが、その見直しについては、なお慎重な検討が必要であると思われる。新研究室棟に関しては、立地上、学内騒音問題を可能なかぎり回避しうることが望ましいこと、少数の学生指導に活用できるものであること、集団化、共同化を保障しうよう共同研究用室の確保、談話室、食堂の設置を重視すること、個人研究室は現行の一・五倍前後の面積を目標とし、居住性と利便性を配慮すること、等を基本として具体化されることを要請したい。個人研究室をすべて同一規格とするかどうかは、三室二人利用等の利用形態の工夫を含めて、さらに検討されるべきであろう。

実験・実習系教員の施設・設備については、それぞれの必要を前提とした中期的な整備計画の策定を要請したい。

C 理工実験系施設・機器

四、五号館に代る新実験棟の建設が急務である。研究・教育両面の機能を備えた施設であることを原則とし、併せて六号館の過密問題の解決にも役立つ規模のものであることが望まれる。設備に関しては、各学科ごとに実験用中型機器を計画的に整備しうよう、当面、各学科、年一件程度の充足を保障していくことを要請したい。大型機器の整備に関しては、大学共同利用施設の拡充と活用をすすめて、国の助成制度を積極的に活用していくことを基本とすべきであろう。

(4) 研究助成制度

A 学外研究員制度

国際化の動向をふまえ、国外留学を拡大していくことを基本的な追求方向とすることを提起したい。長期的には、国内外留学の区分の撤廃、留学費の国内外同一基準化をめざし、教職員それぞれの研究課題に即した制度

活用を可能とすることが望ましいように思われる。現行制度下の学部間の留学機会の不均衡は、一定の改善措置がとられてきたとはいえ、なお重視されるべき改善課題である。この点でも長期的には、留学資格基準を現行の学部割当制から、属人的な勤務年数基準に移行させていくことが、学部間格差解消のためにも、安定的な研究計画の追求可能性のためにも、望ましいと思われる。

B 研究費助成

個人用研究費については、他私大等の水準を考慮した改善をすすめつつ、多様な研究形態にある現状に即して、現行の図書資料費、旅費の区分を撤廃し、かつ二カ年度通算制へ移行し、有効な活用を可能とすることが望まれる。研究費助成において今後重視すべきは、申請にもとづく研究費助成制度のいっそうの拡充であろう。研究費基金の設置を含む積極的な検討を要請したい。申請助成制度の運用にあたっては、文部省科研費補助金との統一的な運用が望ましく、その不採択分について本学の制度を適用するというあり方を原則とすべきように思われる。

おわりに

研究形態はきわめて多様であり、一貫して留意してきた研究活動の固有の性格とも相まって、たとえ研究体制・条件整備の面にかぎっても、それに大学行政として必要な対処と改善をおこなっていくことは、きわめて困難な課題である。加えて、専任教員アンケートの結果等に如実に示されているとおり、研究活動のあり方に関して、したがって研究体制・条件整備の位置づけや方向に関しても、教職員それぞれの考え方はまことに多様である。

このような至難ともいふべき条件のなかで、本学としての研究体制・条件整備の基本的な長期的な政策をつくりあげようとすれば、その成否は、ひとえに全学的な討議のひろがりや深まりにかかるといふほかないであろう。ここに答申する内容は、そのような全学的な討議のための一つの素材であり、検討すべき資料の提供という性格をもつものである。全学的討

議の展開を通じて、八〇年代における本学の研究活動の大きな発展を可能とする全教職員の深い合意の形成を期待するものである。

七二八 学部教学の改善・充実について―第三次長期計画に

関する答申〔追一―1〕 ☆

一九八二(昭五七)・三・三一 八〇・八一年度長期計画委員会

はじめに

学園政策の中心的な柱は、いうまでもなく教学政策であり、なかでも、大学教学にとって基本となつてゐるのは、学部教学政策である。それ故、本学は、学部教学(教育・研究)の改善・充実を一貫して重視してきたのであつて、現代化・総合化・共同化を軸としたカリキュラム改訂や、小集団教育を軸とする教学改善のとりくみは、全国の諸大学の注目を集めてきた。

本学における学部教学が大きく発展してきた力は、本学の民主的諸制度のもとで、全構成員の相互信頼に基づく率直な相互批判が展開されてきた点によるものと言えよう。学部教学政策の今日までの歴史的到達点は、七九全学協確認において明確に示されている。

しかしながら、急速に変化している社会的現実に照らしてみると、今日までの到達点に安住することは、いささかも許されない。学部教学理念の展開と内実化は、きびしい社会的・経済的諸条件の制約のもとで、なお多くの問題をかかえていることは事実であり、その困難をのりこえながら、社会的要請の高度化に対応した大学づくりのためには、さらに全学の力を大きく結集することが必要である。

学部教学の改善・充実の責任主体は、いうまでもなく学部教授会であるが、学部教学のより一層の前進のためには、各学部教授会の検討をベースにしつつ同時に、全学的な、より広い視点にたった総合的検討が、ますます必要となつてきていると言わなければならないであらう。

長期計画委員会に課せられた総長の諮問は、多岐にわたるものであり、それらの諮問事項は、相互に密接な連関をもつてゐる。ここでは可能な限り、重複をさけるとともに、課題を限定し、検討を行った。「学部教学の改善充実につ

いて」という諮問のうち、「学生の国際交流の制度化について」は別稿としてまとめられており、また教育と研究との関係については、研究活動、研究体制についての答申において、詳細に検討したので、ここではふれていない。この答申では、学部のワクをこえて、全学的に検討されるべき、共通の基本課題に限定して、検討を行ったことをあらかじめ、お断りしておきたい。

I 学部教学改善の到達点

① 八〇年代およびそれ以降の学園政策を検討するに際して、出発点をなすのは、一九七九年度全学協議会確認(以下七九全学協確認と省略)である。七九全学協確認は、学費問題を中心として、全学あげてとりくまれた教学討議の到達点を示すものである。それは、本学の教学努力の歴史的な集約であるとともに、さらに一歩進んで、八〇年代およびそれ以降の学園像、学生像を明確にし、また二つの視点、六つの指標に照らした教学改善の方向性を、具体的に細目にわたつて示している。

七九全学協確認が、それ以前の全学協確認と大きく異なる点は、当面の教学政策を具体化したにとどまらず、長期的な課題をも設定し、学生数減をはじめ、教学改善の計画的な整備・充実の方向を全学に提示し、それについての全学の基本的合意をつくりあげた点にある。

今後の学部教学の改善・充実には、この七九全学協確認の到達点にたちつつ、その基本路線を継承し、さらに発展させるべきものでなければならぬ。

② 今後にむけて継承し、さらに発展させるべき学園像、学生像、教学諸目標は、七九全学協確認において、次のように明確に示されている。その要点をここに再録しておきたい。

一九七九年度全学協議会確認(抜粋)

(一) 学びがいと働きのある学園像

八〇年代およびそれ以降における学びがいと働きのある学園像は、

- (1) 憲法と教育基本法に基づく平和と民主主義の教學理念を堅持して、真に国民的要請に応えうる教育・研究機関としての大学、国民に開かれ、地域に根ざした大学
- (2) ① 確かな基礎学力と民主的・社会的常識と社会に通用する専門的学力・技術・国際性を持った学生、② 学問の探求と講義への意欲を持ち、自主的・集団的学習活動へ積極的に参加する学生、③ 働くことの大切さと権利意識を身につけ、自己の希望と能力に応じてあらゆる分野に進出する学生をめざす大学

(3) 全学構成員の学問・文化・スポーツの各分野における自主的活動と自治活動のいっそうの発展と、民主主義・基本的人権を擁護し、暴力反対を堅持した全学構成員による大学自治の発展をめざす大学

(4) 八〇年代の新しい学園像にふさわしい教育と研究の実践的統一によって、高い水準の教育・研究を創造していく大学

(5) 教學優先の原則を堅持した財政の運営を行ない、また民主的な大学の管理・運営が実施されていく大学

(6) 学生・教職員の健康と生活を守る厚生援助の行きとどいた学園

(7) 憩いの場と緑、学問的気風に溢れた学園

(8) 総合大学としてのメリットを十分に生かした学園である。

1. 教學内容の改善

① 小集団教育の改善について

後期中等教育の実態を踏まえ、学問・研究への努力と意欲を高め、自ら学び成長しうる基礎学力を養成する。基礎的概念を理解し、それを具体的に構想力へ発展・展開できる理論的思考力を十分身につけることを重視する。

② 専門教育について

今日の経済的、社会的、文化的状況のもとに置かれている学生に対して基本的人権を尊重し、正しい科学的知識を身につけ、民主的な市民としての世界観・労働観・権利意識を持った力量ある社会人としての専門的学力、技術を養うことを基本視点とする。

③ 一般教育について

今日の文教政策のもとでの大学教育における一般教育軽視、専門教育中心の能力主義的教育偏重の傾向のなかで、学生の到達点を踏まえて一般教育を学習することの意義を正しく理解させ、学生の関心にも沿うように内容の現代化を図っていく。

④ 外国語教育について

外国語教育については、① 一般教育・言語教育としての位置づけ、② 外国語の基礎的な学力の養成、③ 専門教育との関連、④ 実際に活用しうる語学力の養成という四つの目的実現をめざす。

⑤ 教職課程教育について

教職課程教育については、教職課程委員会が提起した改善施策を進めるが、この際、とくに① 教育の現場で積極的な教育活動を行ない、父母・国民の期待と信頼を担いける教員を養成し、② 本学学生の教員志望者の増大に応える。また、③ 学生の到達度や理解度を考慮に入れた教育を充実し、④ 学部教学の立場から教授会が主体的な責任を持つ体制の強化を図る。

⑥ 保健体育教育について

国民一人ひとりがスポーツの主人公たるべきことをめざして、スポーツの権利主体の形成を理念として、① 運動技術の獲得、② スポーツの組織性・集団性の獲得、③ スポーツの歴史性・社会性の認識の獲得、を基本的な目標とする。

4. 教學改善と「学生数減」

(一部省略)

本学における学部学生数減の施策は、第一に、七三年度以降のわが学園の民主的な前進のなかで、国民的要請に応える新しい大学づくりと教学充実の条件であり、第二に、八〇年とそれ以降の学びがいと働きのいのある学園像・学生像の実現に向けての諸課題を前進させるため、学生・院生の学問研究活動の充実、学園生活の充実、教職員の研究・教育・労働条件の改善に資するものである。

以上の位置づけを明確にし、理事会の責任において次のとおり実施する。

(1) 学生の学問・研究への情熱と意欲を引き出していく大学教育を実現することを目的とし、入学定員超過を是正しながら学生実態の正しい把握、小集団教育を基礎とした密度の濃い教育と研究をつくり上げるために、当面第一段階としてクラス学生定員減を内容とする学生数減を八〇年度から実施する。

(2) 学生数減の具体的実施の第二段階における実施案は、一・二部におけるクラス数減による学生数減であるが、これに対しては、一・二部学生会は反対を表明している。しかし理事会は、教員による教育実践の相互交流や相互批判、およびその研究活動を保障する条件を整備するために、クラス数減を内容とする学生数減を理事会の責任において八三年度から実施する。

(3) さらに二部については、従来からの勤労学生確保を重点に置き、この間実施されてきた推薦入学制度、また二講時制における改善施策の実施、小集団教育の充実を十分に踏まえて実施する。

とくに第二段階における実施については、二部教学の基本的な検討を行ないつつ、学生との十分な討議を踏まえてその具体化を検討する。
 ③ 七九全学協確認以降、学部教学改善のとりくみは、年度はじめに設定された重点課題に即して、着実にすすめられている。毎年、年度末にまとめられている教学諸機関の総括文書は、その足どりを示すものである。このようなとりくみは、教学の前進を、一步一步かちとるための着実な方法として、有効なものであり、全構成員による大学自治の原則の忠実な展開とすることができるといえる。

しかしながら、八〇年代およびそれ以降の学部教学について、将来をみすえた、より深い検討を加えるためには、一定長期にわたる腰をすえた調査・研究にとりくむことが必要であり、かなりの力をそれにむけて組織しなければならぬ。国の内外における諸大学の経験や提言に学びつつ、より広い視点にたった総合的な検討を行うためには、この際、全学的な討議のすすめ方や、そのための時間的保障などについても検討してみる必要があると考える。

II 検討の視点について

① 一九七九全学協確認は、本学が目指すべき学園像、学生像を明確に規定している。それぞれの学部の教学理念もまた明確である。しかしながら、急速に変化し、発展しつつある社会的現実にもまた明確に対処しつつ、学部教学の前進をはかるためには、一般的・抽象的な理念にとどまらず、社会的現実の変化・発展に照らして、その内容と方法をたえず改革していくことが重要である。

各論に入る前に、まず社会的現実の変化と発展が、どのような諸側面から、学部教学のあり方についての再検討を求めているかについて論じ、今後の検討の視点についてふれておきたい。

② 社会的現実の変化・発展は、次の三つの側面から、学部教学のあり方についての検討を迫っていると言えよう。第一は、社会の発展に対応した学部教学の現代化ということである。

社会的現実の変化・発展が、いかなる人材の養成を、大学に求めているかの検討を深めることが必要であり、このためには、社会的現実の変化・発展とその将来予測についての科学的研究を集約し、そのことについての共通認識をさらに大きく形成していくことが大切である。このような点に關しては、社会の第一線で活躍している本学、各学部の卒業生（校友）が、今後の大学教育に対して、何を期待しているかについて、継続的に、聞きとり調査を試みるなど、より一層の工夫が必要であろう。

社会的現実の変化は、たえず新しい問題を生み出しているが、今日の学問研究が、それに十分こたえきれていないという声は、決して少なくない。たとえば経済学の危機、社会学の危機が国際的に論じられ、科学のあり方が鋭く問われている現実がある。今日の学問研究の到達水準と研究動向を、個々人としてではなく、学部として正確におさえながら、カリキュラムの現代化・総合化・系統化を推進していかなばならないのである。

いまでもなく、今日の学問研究の展開と社会的現実の変化・発展は、一方において、専門分化と社会的分業を著しく促進しているが、他方にお

いて、学問の学際化・協同化を強く求めており、社会的実務の場や市民生活においても、総合的判断力がますます強く必要とされている。さらに、八〇年代の日本は、これまでとちがって、国際社会の一員として、手本のない未知の領域を自らの力できりひらいてゆかねばならないのであって、国際的な広い視野と積極性と創造力をもった人材の養成が大きな課題となつてきていることに留意する必要がある。

個々の教員は、それぞれの専門分野に即して、学問研究の到達水準と動向ならびに社会的要請を、それぞれの講義や、小集団クラスにおいて、反映させようと努力しているが、個別的な、バラバラなとりくみだけでは、学部教学全体としての教育の成果を、大きく結実させることが、きわめて困難な時点にさしかかっていると思われる。

学問の動向と学生実態をふまえたカリキュラム全体のみなおし、とくに一般教育と専門教育の現代化・総合化・系統化の再検討が、強く要請されていると言えよう。

新しいカリキュラムの策定―科目の新設、統廃合は、今後の教員の人事政策に影響を与えること、きわめて大であつて、今後の学部づくりを左右する重要な課題である。それだけに、慎重に調査、研究を行い、徹底的に討議をつみ重ねる必要がある。

③ 第二に、社会的現実の歴史的变化が、学習活動・教育研究活動の主体である学生、教職員の実態変化、とくに意識面での変化を生み出しつつあることを重視する必要がある。いわゆる学生のさまがわりだけではなく、院生や若手教職員の実態変化も進行しつつある。

これまで、学生実態の変化については、さまざまな角度から討議が行われてきており、学生実態の実践的把握が、いまだでは中心的課題となつているが、教職員の実態変化については、公的な場で討議されることは、まれであつたと思われる。

学生、教職員の意識の変化は、学部づくりという点において、学部教学に大きな影響を及ぼしている。教員についてみるならば、戦後の困難な時期に、新しい大学づくりのために奮闘された教員は、つきつきに退職し、

それに代つて、高度成長期に育ち、大学院を出た若い教員が次第に多くなつてきている。世代間の意識のズレ、考え方のちがいは当然であり、それは進歩の一過程である。しかし自然成長性に委ねること、なりゆきまかせはよろしくないであろう。

④ 学生実態、教職員実態の変化について、とかくマイナス面の指摘が強くなる一般の傾向であるが、古い価値観にたつて判断するのではなく、新しい発展の芽を積極的に評価していくことが大切である。七九全学協確認以降、学生の側においても、教職員の側においても、学ぶ気風の確立をめざした運動がとりくまれてきている。本学の民主主義的伝統をふまえた、新しい学風の創造、新しいモラルの確立にむけて、意識的な努力をつみ重ねていくことが重要であると考える。

④ 第三に、社会的現実の変化、とくに大学をめぐる社会的・経済的情勢の変化と今後の推移が、学部教学に対してどのような影響を与えるかについて、可能な限り、正確な見直しをつけておく必要がある。

防衛力強化を基本においた最近の政府の基本政策、臨調・行革路線や文教政策が、国民生活と私立大学に及ぼしているきびしさを直視するとともに、教年ないし一〇年程度のレンジで情勢が変わること、変わりうることに ついても、大まかな見直しをつけ、機会をとらえた適切な対処が可能ないように、学部教学改善のための長期の基本方針をもつことが大切である。

この点については、学園規模問題についての長計答申が、多くの資料をもとに、その検討結果を示している。ここでは、学部教学の基本条件改善の課題とかかわつて、とくに次の点を指摘しておきたい。

それは、社会的・経済的情勢の急速な変化ということであり、それへの対応が焦眉の課題となつてきていることである。

公費助成額の実質的削減と、志望者数（入学検定料収入）の減少が、私学の財政見通しを大巾に狂わせているが、とくに本学の場合、このことが、学部学生数減の政策遂行―当初計画のごとく、八三年度より、学生数減の第二段階に入ること―の重大な障害となつてきている。

この危機を前向きにのりきるためには、一時的には迂回作戦を検討する

ことも必要となるかも知れないし、より積極的に危機をのりこえるためには、学園規模問題についての長計答申が指摘したように、新学部問題検討のテンポをはやめる以外に道はないと言わなければならない。

前記長計答申は、「Ⅲ 学園規模問題の前提と問題点」の末尾において、次のように指摘している。

「学園規模問題についての適切な学園の方針を樹立することは、すでに魚眉の課題になりつつあるといわねばならない。同時にそのことなしには、前章でのべた「学部学生定員減・教職員一人当り学生数減」というVitalな課題へのとりくみそのものが中途で挫折することにもなりかねないとの危惧を、強く表明しておくことも必要であろう。」(八一・一〇・三答申(案) p. 一一、傍点は引用者) 最近の情勢の急速な変化は、学部教学の新たなみなおしを学部・学科等の新設・再編問題をにらみながら、慎重に、かつ可能な限り早期に行うことを、強く求めていることを、重ねて強調しておきたい。

Ⅲ 教育内容と方法についての課題

小集団教育、専門教育、一般教育、外国語教育、教職課程教育、保健体育教育の改善については、それぞれの教学機関が年度はじめに重点課題を設定し、年度末には、そのとりくみの状況について総括文書をまとめている。

したがって、ここでは、より広い視野にたつて検討を深めねばならない全学共通の基本課題を例示しつつ、検討の方向について示唆しておきたい。

1 教育内容の現代化の推進

大学の社会的使命の一つは、人類の福祉、社会進歩に貢献しうる人材を育てあげることにある。このためには、たえず変化し、発展しつつある社会的現実注目し、教育内容の現代化をすすめなければならない。この点については、すでに前章でふれた。

ここでは、とくに、新たに検討を要する問題について考えてみたい。

それは、国際化時代の要請にこたえうる教学づくりということであろう。

技術革新を軸とした社会的生産諸力の急速な発展と、それにもなう生産の社会化の深化は、国際的な相互依存関係をますます強めている。軍事力強化による安全保障や、武力による国際紛争の解決ではなく、平和と協調にもとづく国際関係をつくり出すことが、ますます切実な人類的課題となっている。したがって、国際化時代に通用する見識と力量をもった学生を育てあげることが、日本の将来にかかわるばかりでなく、世界の平和と人類の福祉に大きく貢献しうる道である。

本学一般教育センター委員長が、八〇年度教学対策会議に提出した「覚え書」(八〇・六・三〇付)は、国際化時代の要請を次のように論じている。

(1) 現代の大学教育は、国際人を育成する責任になっている。外国の異なる文化、言語、価値観、宗教、制度、行動様式を理解し、多様ななかでの統一を求めようような日本人を育成しなければならぬ。広い国際的視野をもつことが必要であり、国際的コミュニケーションに積極的に参加できなければならない。異なる文化を理解することができることも日本文化を理解させる能力をもたなければならない。

(2) 発達した欧米社会や社会主義諸国はもとよりであるが、第三世界についての一般的知識は、ますます重要になってきている。朝鮮、中国、インドシナ、東南アジア、さらにはインドについて日本の学生はもっとよく知るようにしなければならない。

(3) 日本文化それ自体について、もっと深く広い知識をもつことが必要である。日本文化の歴史的継承を重視すること自体が、国際化時代の大学教育の重要な課題となろう。

(4) 国際的コミュニケーションの能力として、外国語能力の重要性はいうまでもない。しかし同時に、論理的な思考・分析・表現の能力の不足が、国際社会での日本人の行動をしばしば「不可解」なものにしていることを軽視することもできない。また、いつも「群れ」をつくる小集団志向に埋没する自立した個性の不足が、個人レベルでの交流の障害となっていることにも留意する必要がある。(「一般教育研究」第一七号、p. 四七―四八)

ここで述べられているように、国際化時代の要請は、実用主義的にとらえてはならないし、語学力の強化に矮小化してはならないのであって、この課題は、本学の平和と民主主義の教学理念の新たな展開の問題として、とらえなければならぬのである。

この要請に応えることは、優れて学部教学の課題であって、そのための具体的手段については、各学部教授会をはじめ、教学諸機関が相互に協力しつつ、全学あげて検討しなければならない。

国際化時代の要請にこたえるということは、言うまでもなく、学部教学の現代化のひとつの柱であって、そのすべてではない。しかしながら、一般教育センター委員長のこの提起は、一般教育の改革にかかわって、全学的な検討の必要性を強く要請したという意味を含んでいることを、正確に受けとめるべきであらう。

本学は、これまで社会的現実の変化・発展や、国民的課題にこたえるため、専門科目、一般教育科目の双方において、特講を積極的に開講してきた。しかしながら、カリキュラムの抜本的改革を抜きにした特講の開設による事態への対応が、早晩、矛盾にぶつかるとは明らかである。本質的に重要なことは、カリキュラムの集約化を前提とした再編成であって、科目を際限なくふやすことではなく、一般教育、専門教育を総合したカリキュラムの現代化・総合化・系統化をすすめる、講義の質を高めていくことである。

カリキュラムの抜本的改革ということは、言うは易く、行うは難い問題のひとつである。本学における学部カリキュラムの改革の歩みをふりかえってみると、部分的な手なおしは別として、大巾な、抜本的な改革の場合には、どの学部においても、通常二〜三年間の継続的な討議を要しているようである。そして学部カリキュラムの大巾な改革の場合でも、専門科目中心の改革にとどまり、一般教育を含めた総合的改革になりえていなかったように思われる。

しかし、衣笠一拠点実現によって、真に総合大学としての新たな発展をきりひろくするための基礎的諸条件を整いえた今日、学部教学の新たな発展をめざした検討を、各学部教授会はもちろん、教学諸機関の総力を結集して、とりくむべき時点にきていると言えよう。学部教学のみなおしを、学部・学科の新設・再

編問題ともかわらせて、全学的に、本格的な検討を開始する必要があると考える。

2 基礎学力の養成—豊かな感性と科学的認識力—

基礎学力の養成は、従来から教学上の重点課題として、位置づけられ、検討されてきた問題である。

七九全学協確認文書において、基礎学力の問題は、小集団教育の項目において扱われ、「学問・研究への努力と意欲を高め、自ら学び成長しうる基礎学力を養成する。基礎的概念を理解し、それを具体的構想力へ発展・展開できる理論的思考力を十分身につけることを重視して」と述べられている。ここで重視されているのは「学問への意欲をもち、自ら学び成長しうる能力」ということと、「基礎的概念を理解し、それを具体的構想力へ展開しうる理論的思考力」ということである。この点について、われわれは異議を申立てるものではないが、学生実態をふまえた最近の教育実践に照らしてみると、さらに突込んだ検討が必要のように思われる。

ここでとくに提起したいことは、基礎学力の内容を、ポテンシャルな意味での基礎的学習能力と到達すべき知的な基礎学力水準の二つにわけて、検討してみるべきではないかということである。

七九全学協確認は、「①学生の知的な訓練や理論的学力、②自主的・集団的学習活動を行なう上での持続性や忍耐力、③正課や課外活動を通じての自主性・自発性・自治能力、④集団性や組織性、⑤人権意識や民主的な社会常識、⑥国際性や国際的感覚という六つの指標に照らした教育努力が必要である」とことを明らかにしたが、われわれは、ポテンシャルな意味での基礎的学習能力の中心を、この六つの指標と関連させて吟味してみる価値があると思う。学習意欲や知的関心、持続性や忍耐力、自主性や集団性などは、いわゆる「学力の高さ」そのものではないのであって、学力向上の土台となる基本的な人間的資質の錬磨と不可分にかかわっていると見えよう。そして、この人間的資質については、豊かなヒューマンな感性と想像力をつけ加えておく必要がある。人文・

社会・自然諸科学の発展の基礎には、人間・社会・自然の諸事象についてのフレッシュな感動があり、豊かな感性と想像力が学問への情熱を支える大きな力であることを否定することは出来ないからである。豊かな感性は、人間相互のふれあい、すぐれた文化との出会い、美しい自然との直接的な接触のなかで磨かれていくものであって、教師の人間の魅力が、学問への関心と興味をよび起こす例も決して少なくないのである。

たとえ手がかりが僅かであっても、未知の領域に果敢にとびこんでいける力は、知識の量によるのではなく、まさに問題を解決しようとする意欲の問題であり、困難にたちむかいうる人間の資質の問題である。問われているのは、知識の量ではなく、知識の質の問題であり、基礎的学習能力や人間の資質の錬磨の問題である。知的訓練の重要性は、このことと結びついている。

豊かな感性と科学的認識力の錬磨、基礎的学習能力の養成は、大学における教育諸活動、学習活動のあらゆる分野において、意識的に追求され、小集団教育、一般教育、専門教育、語学、体育など、すべての領域において検討され、全体としてそれを高める方法が、一層科学的に研究されるべきであると考える。自己の考えを、正確に、わかり易く、論理的に表現し、発表する能力―話す能力、書く能力―の訓練は、大学においても、系統的に課していく必要がある。基礎的学習能力を高めるためのトレーニングの基本は、書くこと、話すことにある。このためには、小集団クラスの適正規模の実現、過大講義の解消など教育条件を整備することが重要であるし、実験、実習、社会調査、工場見学、視聴覚教材の活用など、教育内容と方法の両面についてのさまざまな工夫が積み上げられていく必要がある。

基礎学力の点で、今後とくに大きな努力を払う必要があるのは、語学力の向上であろう。語学力の向上は、外連協にまかせておけばよいという問題ではない。学部専門教育の場合（小集団クラス、ゼミ、講義など）において、少しづつでも、外国語に慣れさせる努力を、系統的に行う必要がある。外国で使われている専門用語のなかには、日本語に翻訳しても、そのニュアンスや意味内容を伝えるにいくものが少なくない。そのような基本的な外国の用語とその意味をどう教えていくかの検討は、専門領域の教員の課題であろう。

3 自主性と集団性―集団主義教育の推進

さきに述べたように、自主性、積極性、集団性は、いわゆる「学力」そのものではなく、人間の資質に関係するものである。義務教育でもなければ、準義務教育でもない大学教育の位置と立前から言えば、自主性、集団性は、大学に入学しようとする学生は、当然体得していなければならないものである。しかしながら、きびしい受験競争のもとで、少なからぬ学生は、自主性、集団性を充分身につけずに入学してくるという現実がある。また、自主性、集団性の弱さは、学習意欲の弱さと結びついている。低回生小集団教育が、思うようにはうまく進まない大きな理由は、おそらくこのような学生実態と関係しているであろう。

いうまでもなく、自主性、積極性、集団性は、課外活動、自治活動をふくむ学生生活全般に求められることであり、自主性・集団性は、そのような諸活動のなかで、学生自らが、試行錯誤をくりかえしながら体得すべきものである。したがって、このような見地からすれば、大学が主要に行うべきことは、小限の教育的援助（示唆・助言）と、自主的・集団的活動のための条件整備ということであって、手とり足とり指導するというではない。

本学は、集団主義教育の推進をかけた、小集団教育の体系化をすすめてきた。この理念は、科学的認識に到達するために、討論ということが有効であり、異なった意見を吟味しながら自己の認識をより正確なものにしていくことが可能であるということにもとづくものである。

このような理念にもとづく集団主義教育は、集団のなかで、他の個性を知り、個性がぶつかりあうなかで、ひとりひとりの人間の資質・個性を錬磨し、また友情や連帯を生み出していくことにもなる。

それゆえ、今後も、集団主義教育は、堅持し、発展させていかねばならない。すでに、三、四回生混合ゼミの試みが、はじめられているが、タテのつながりの強化という面で注目すべき試みと言えよう。

集団主義教育―小集団教育における教員の主要な任務は、講義の場合と同じく、学問上の指導であり、知的トレーニングの強化ということである。小集団クラスにおける学生の自主性、集団性の弱さは、学習意欲の問題と深く結びつ

いているのであって、学問研究の現代的意義や課題を、生きいきと学生に伝え、その意欲や関心を喚起し、高めること、そしてその課題に挑戦する学問の方法、学習のしかたを教えることに、教員の最大の指導責任があると言わなければならない。

4 教育方法の改善

講義形式の教育方法 (Lecture System) は、大学の長い歴史のなかで、その教育上の有効性が確認されてきたものである。生きた人間が語りかけるということは、コミュニケーションの最高の形態であり、学生がその要点をききわけ、自らの頭脳を通つたことを書きとり、客観化しそれを吟味することは、学習能力を錬磨するうえで、本質的な重要性をもつからである。

しかしながら、それだけでは教育の効果を十分に高めえないことも明らかである。学生が自主的に学習し、研究しうるための豊富な材料が提供されなければならぬ。いわゆるテキストなしの「ノート講義」の場合、誰もが参考文献を示しているが、望ましいことは、講義の主たる内容が、著書や論文、もしくは教材として学生に提示されることであろう。そのことよって学生は、講義の内容を、一層正確に理解し、またそれを批判的に検討することが可能になるからである。講義そのものとテキストないし講義内容のプリントは、相補的であり、講義に出席し、ノートをとり、テキスト・プリントも読み、かつ考えることよって、十全の理解と自己形成が可能になることを学生は正しく理解すべきであり、教員もまた、講義内容とかかわりの深い論文、著書を学生に提示できるように一層の努力を行うべきであろう。

また、講義科目の性格や内容に深く関係するので、すべての講義ということにはならないが、講義と視聴覚教材の利用も、相補的なものであるから、その利用のしかたを研究し、活用していく必要がある。

受講者数が多い場合は、現実的に不可能ということになるが、検討を深め、その実施条件を模索しておく必要がある問題として、実物教育の問題がある。

自然科学についての教育が—たとえ人文・社会系の学生に対してであれ—観察や実験なしで、どこまで可能かは、大いに問題があるところであるが、工場

見学や、社会調査、あるいは博物館見学などは、人文・社会系にとつても、教育上の有効性をもつことは明らかであろう。

工場見学、現地調査などは、受講者数の問題のほかに、社会的・経済的制約条件が少くないが、教育方法の改善の問題として、真剣に検討されてしかるべきであろうと考える。

5 学生実態の实践的把握と教育実践の科学的追求

学生実態のトータルな把握と、なぜそのような結果が生まれるかの分析は、専門研究者にとつても至難の課題であるが、本学におけるこれまでの学生実態調査と小集団担当者、講義担当者さらには各部課のとりくみの積みあげによつて、学生実態は、なおおぼろげではあるが、次第に明らかになりつつある。

学生実態調査は、単純集計のレベルからクロス集計のレベルに発展し、学部、学科間のちがいが、一定明らかになりつつあるが、その理由については、不明の点が少くない。

学生実態の实践的把握が中心課題として、浮かび上がってきたのは、学生への働きかけ—教育実践を媒介することよって、より正確な動的分析が行いうるからであり、また、教育実践の科学性の追求こそが、本来の目標であり、課題であるからである。

これまでに、数多くの教育実践のレポート、試行が報告され、集積されつつあるが、それらを見ると、学生の反応、受けとめは、単純ではなく、ときには全く逆の結果を示す場合もあり、にわかには判断をくだしえない状況がある。

今後、学生実態の实践的把握と教育実践の科学的追求をめざすうえで、もつとも、重要であり、基本的なことは、教員側の評価・分析と学生側の評価・分析とを突き合わせることであろう。教員、学生双方の現実認識を突き合わせ、相互に改善の方策を検討し合うことよって、科学的認識への道が、一層確実となり、教学の実りある発展が期待しうると考える。

なお、幾つかの分野についての教育実践報告と、調査報告などを、隔年ぐらゐに冊子としてまとめ、それを集積し、検討の素材としていくことを提起しておきたい。

IV 改善・充実のための具体的な課題

「教学の基本条件改善」ならびに「教育設備・機器・資料などの整備充実」は、教学内容と方法の改善・充実の方針にもとづいて策定すべきものであり、また財政条件によって規定されるという性格をもっている。

教学内容と方法の改善・充実についての基本的な考え方は、第三章においてすでに示唆しているので、ここではそれとの関係で今後検討されるべき具体的な改善・充実の課題として、重要項目を列挙するとどめたい。

1 教学の基本条件改善の課題

- (1) 教学（教育と研究）の目標と方法との関連において教学の基本条件の意を深めること
 - (2) 小集団クラスの規模（クラス・ゼミ定員）とクラス数についての検討
 - (3) 過大講義解消のための方策の検討
 - (4) 教員体制―増員問題の方針の検討
 - (5) 職員体制の検討
- 2 教育設備・機器・資料などの整備・充実の課題
- (1) 教育目標と方法との関連において、教育設備・機器・資料などの意義を深めること
 - (2) 視聴覚設備・機器の計画的整備の検討
 - (3) 教材・資料の体系的整備の検討……とくに印刷・複写機器の充実強化
 - (4) 情報処理設備・機器の計画的整備の検討
 - (5) 実験室、実習室、資料館などの整備・充実の検討

七二九 学生の国際交流の制度化について―第三次長期計画

に関する答申（追一―2） ☆

一九八二（昭五七）・三・三一 八〇・八一年度長期計画委員会

はじめに

本年度長期計画委員会に対し、総長より諮問された「学生の国際交流」について、以下のとおり答申する。ただ、本件については、諮問の主旨を尊重しつつ、長期計画委員会の判断において、諮問内容を拡大して取扱うこととしたので、その理由を含む経過の概略をまず述べておきたい。

本件にかかわる一九八一年六月の総長諮問は、「学部教学の改善（学生の国際交流を含む）について」であったが、同時に別途「大学院教学の改善について」が諮問された。これらはともに長期計画委員会第三小委員会が担当することとなり、第二〇回小委員会（一九八一・一〇・一七）以降、その検討を開始した。そのさい、第三小委員会は本件の扱いをめぐって国際交流を学部教学全般の改善の一環として位置つけた諮問の積極的な意味を汲みとるとともに、しかし、国際交流は大学院教学の改善にとっても重要であると考え、学部学生、大学院生の双方を対象として検討すべきであるとまず判断した。さらに、本件が本学においてはじめて長期計画委員会の検討課題となったという経緯を考慮し、いつきに細部にわたる制度内容を答申することは不適当であり、検討を国際交流の意義の確認と制度化の基本方向の範囲にとどめるべきであるとの判断をおこなった。これが学生の国際交流の制度化についての答申を独立させ、以下のとおりその制度化の検討対象を学部学生・大学院生の双方とし、かつ、答申の範囲と意義と基本方向にとどめた理由である。

以上の前提のもとに、以後一〇回の小委員会討議をへて、第二二回長期計画委員会総会において取りまとめをおこなったものが本答申である。

I 留学を中心とした国際交流の現状と問題点

① 経済や文化の領域をはじめとする国際化の動向は、引きつづき急激な発展をみせており、それを反映して、海外諸国に対する、あるいは国際的問題に対する学生の関心の高まりは、著しいものがある。本学におけるそのような動向は、たとえば、法学部における一九八〇年度法政特講集中講義の受講状況（ポーランド科学アカデミー法学研究所、バルバラ・サヴァツカ教授による。登録者二九〇名、受験者二〇〇名）、八一年度の英会話オープンクラスの受講状況（日英政府間協定による英語教育補助員、デリア・I・バトラー女史による。初日出席者二〇〇名）、さらに、八一年度開設の視聴覚自習室のきわめて高い利用状況（八一・四・一四〜八二・一・三一現在延五、二九三名）にその一端をうかがうことができる。

しかしながら、わが国の学生層全体をみたととき、国際交流への関心の具体的な充足形態のほとんどが、大学組織とは別のインフォーマルな方法によつて満たされているという現状がある。たとえば、夏季休暇等を利用して海外旅行や、国内での在留外国人との交際などは、その実態を数量的に把握はできないが、すでに相当な程度に達していると考えられる。旅行社等の企画による語学研修海外ツアー等への参加は、一種の流行ともいえるべき現象とさえなっている。それらの企画の実態はさまざまであり、一括した評価をくだすことはできないが、たとえば語学研修の目的からみて効果のきわめて疑わしいものもあり、ときにはいわゆる「業者ツアー問題」さえ引き起されている。また、多額の経費を要するそれらの企画に参加したいがために、無理なアルバイトに従事し、かえつて本来の学業をおろそかにするというような事例もときに見受けられる。

しかし、このような現象も、それを否定的な側面からのみとらえるのは不適切であろう。それらの現象の基礎には、今日の学生が多かれ少なかれ抱いている異文化との接触への関心や、実際のな外国語能力を身につけたという欲求があるからである。教育的見地からすれば、学生のそのような関心や欲求を組織的に吸収する方策を大学として確立することをいま求

められているともいえるのである。

② 学問研究という学生の本来にもっとも即した国際交流の形態の一つは、留学であろうが、私学だけをとってみても、これがすでに相当な規模に達していることは、注目しておかねばならない。私大連盟調査の一九八〇年度留学生数は、表1のとおりわが国からの送出し留学の場合、学部学生四八五名、大学院生六六名にのぼっており、受入れ留学では、学部学生二、九三七名、大学院生四〇九名という数に達している。

これらの留学生の学問領域別では、送出し留学生の場合は、学部学生、大学院生ともに、語学・人文科学系がもっとも多く、次いで社会科学系、自然科学系の順となっている。

受入れ留学生の場合は、学部学生では送出し留学生の場合と同様の傾向であるが、大学院生では社会科学系がもっとも多く、以下、語学・人文科学系、自然科学系の順である。

また、留学相手国の地域別の特徴をみると、送出し留学生は、学部学生では四分の三が北米地域に集中し、それに次ぐのがソ連・ヨーロッパ地域であつて、それ以外の地域はごく少数である。大学院生ではソ連・ヨーロッパ地域が半数近くを占め、次いで北米地域という順である。それに対して

受入れ留学生は、学部学生、大学院生ともに中国（香港、台湾を含む）地域からほぼ半数にのぼり、それに次ぐのが北米地域と韓国地域であるが、それ以外にも、東南アジア、ソ連、ヨーロッパ、中近東、オセアニア、ア

表1. 私立大学における留学生数

	1980年度私大連盟調査			
	送出し		受入れ	
	学部	大学院	学部	大学院
協定などによる 交換留学生	284	12	285	8
上記以外の留学生	201	54	1,268	397
別科、国際センター 等に籍をおく留学生	—	—	384	4
合計	485	66	1,937	409

フリカ、中南米など、各地域から留学生を迎えているという状況にある(参考資料一—一、一—二参照)。

③ このような留学生の増大傾向にともない、多くの私学では、学部学生、大学院生の留学の制度化という形態で、国際交流に力を注いできつつある。私大連盟等の資料を検討するとともに、いわゆる一〇私学および上智大学について制度と運営実態を照会したところ、おおむね以下のような状況をたしかめることができた(参考資料二—一、二—二参照)。

(a) 留学生交換協定の締結や、奨学金制度の創設を含む学部学生、大学院生の留学の制度化が、多くの大学においてすでにおこなわれている。照会した一〇大学についてみると照会に対する回答のなかった中央大学を除く九校のうち、留学生の送出しについては、検討中などの明治大学、同志社大学、関西大学を除く六校(早稲田、慶応、法政、立教、上智、関学)が制度化をおこなっており、受入れについては、同じく検討中の明治大学を除く八校(早稲田、慶応、法政、立教、上智、同志社、関学、関大)が制度化をおこなっている。

(b) 制度化の場合の留学生交換協定締結相手大学の地域別では、アメリカがもっとも多い。しかし、少数ながらヨーロッパ、東アジア、中近東等の地域の大学との協定も結ばれている。大学院生の場合は、研究テーマの個性性を考慮して必ずしも交換協定を結ばず、奨学金の支給のみを制度化している場合もある。

(c) 制度による毎年度の留学生数は、必ずしも多くなく、学部学生の送出し留学では、概ね一〇名程度の枠を設け、その枠内で選考するという方法をとっている大学が多い。ただし、早稲田、上智両大学はきわめて多く、一九八一年度の場合、送出し学部学生は早稲田大学三六名、上智大学五〇名、受入れは同じく早稲田大学三二名(他に日本語専修生五三名)、上智大学八一名にのぼっている。大学院生の制度的な留学は、早稲田大学を除くといずれも一ケタの数である。

しかし、協定等の制度によらない個人(私費)留学生は、一〇私学の場合送出し、受入れとも多くの大学で制度による留学生数を大幅に上廻

るという実態があり、学生の間での留学への熱意のつよさが示されている。

(d) 協定を含む制度の内容は、大学による相違があるが、学部学生の場合、概ね次のような項目で構成されている。

① 応募資格(三回生とするものが多い)

② 留学年限(すべて一年原則)

③ 選考方法(学部教授会で選考し、全学的な交流担当委員会等で確認しないし調整するものが多い)

④ 奨学金(学費免除にとどまるものから、一〇〇万円程度の渡航費、生活費等を支給するものまで幅がある。)

⑤ 単位認定(留学先での取得単位をおおむね三〇単位を限度に認定するものが多い)

⑥ 履修特別措置(学年暦の相違による修学年数の延長を避けるため同一担当者の同一科目について、留学前後の通算登録、履修を認めるものが多い)

なお、受入れ留学生の多い大学では、特別の日本語教育の制度化やチーター、アドバイザー制度を設けている例もある。

(e) 留学の制度化に伴う大学財政分の負担は、送出し留学については事務的諸経費と奨学金(あるいは学費免除ないし留学先大学の学費)であり、受入れ留学については、それに教育経費が加わるという構成である。額は規模によって様々であるが、受入れ留学について特別な日本語教育講座を開設している場合などは、それに要する人件費等がかなりの金額にのぼっている。

④ 以上のような他学の留学制度について、その評価を照会したところほぼ共通して、次のような回答が寄せられた。

(a) 学部学生にあつては、語学力が高まり、国際的感覚や視野を身につけるうえで、大学院生にあつては専門研究を深めるうえで、きわめて有益である。

(b) しかし、送出し留学では、学年暦の相違等による要卒単位数取得

表2 本学における休・退学留学の実態 (学部学生)

年度	'70	'71	'72	'73	'74	'75	'76	'77	'78	'79	'80	'81	計
法 学 部	2	1	1	1	1			1			1		8
経 済 学 部	2	1			3		2	1	1	3	2	3	18
経 営 学 部													0
産 業 社 会 学 部								1					1
文 学 部	2	2	3	5	2	3	1	1		2	2	5	28
理 工 学 部						1	1	1	1	3		1	8
二 部				1		2	2	4			1		10
計	6	4	4	7	6	6	6	9	2	8	6	9	73

注) 相手国別ではアメリカ38、イギリス12、西ドイツ4、韓国3、フランス2、中国(台湾を含む)2である。
また、正規の大学入学が明らかである者は34名である。

の困難とからむ修学年数上の問題がある。受入れ留学では、日本語の語学力と講義内容のギャップがあり、それを改善するための特別の教育をおこなう場合の経費負担が大きい。
また、法政大学国際交流センターが留学から帰国した学部学生の留学報告を冊子にまとめているが、それによると、上記(a)の成果とともに外国の大学での密度の高い学修に耐えぬくことができたという体験による自信や、専門学習にかかわる視野のひろがり等が、成果として卒直に語られている。
なお、他私学での留学制度の評価とかかわって、それが留学した学生個人の成果にとどまることなく、それを全学生の成果へと波及させてい

表3 本学における外国人留学生の受入状況

3-1 年度別受入状況

年度	'75	'76	'77	'78	'79	'80	'81	計
法								
経								
営							1	1
産	1	1						2
文								
理	1	1	2	2	1	1		8
二								
院	2	3	1	1	1	1		9
計	4	5	3	3	2	2	1	20

3-2 相手国別受入状況

	'75	'76	'77	'78	'79	'80	'81	計
中 国	1	1	1	1	1	1		6
中 華 民 国							1	1
韓 国	1	1						2
香 港	1	1						2
ベトナム	1	1	2	2	1	1		8
ノルウェー	1	1						2
計	5	5	3	3	2	2	1	21

(注) 表3-1、3-2の合計欄 数字はいずれも延人数を示す。

⑤ ために、どのような方策がとられているかに注目したが、この点はほとんどなお模索中の段階であるように思われた。
本学における学生の国際交流に関しては、外国人留学生の入試選考に就いての特例制度(立命館大学外国人留学生規程 一九五八年制定)があるほかは、何ら特別の制度を設けないままに今日に至っている。
また、留学生数も送出し、受入れともに著しく少ない、本学における留学の実態は表2、表3のとおりであつて、休・退学手続をとって外国留学をした学生は年平均七人弱にすぎず、また受入留学も毎年一〜三名程度にとどまっている。制度・実態ともに、この面についての本学の立ちおくれば否めない現実であるように思われる。

II 国際交流の意義と本学における制度化の基本方向

① 国際交流をめぐる学生の関心の増大や、それに見合った他大学における留学の制度化の動向を勘案しながら、本学の今後目ざすべき方向を検討してみると、長期計画委員会の学園規模問題をめぐる将来方向の答申にも含まれ、また、研究体制・施設・条件の改善に関する答申においても重視されており、学問研究の、したがって教学内容の国際化という方向は、当然かつ重要な一つの発展方向であるといえることができる。したがって、以下に述べるとおり、国際交流の意義を確認しつつ、また、いくつかの留意点について必要な配慮を加えながら、本学においても留学の制度化を一つの軸とする学生の国際交流の組織化と発展をめざして、その具体的な方策の検討を開始すべき時期を迎えつつあると考えられる。

② 本学における学生の国際交流の制度化の意義については、その重要な柱として、とくに下記の三点が確認できるように思われる。

その第一は、学問研究が本来的に持つ国際的性格である。学問研究は窮極的には人類の幸福の実現を旨としておこなわれるべきものであるというその目的的性格からも、また、すぐれた研究成果をいろいろ積極的に摂取することを通じて、その進展が保障されるという方法的性格からも、国際的な交流を保障し、その拡大をはかるといふ姿勢は、学問研究の発展にとつてきわめて重要な基本方向である。

第二は、国際的識見をもつ人材の育成が、今日、大学に対する一つの社会的要請となつてきていることである。本答申の冒頭にも述べたように、社会的諸事象における国際化の進展は、まことに急激であり、高い段階に達してきている。国際的感覚をもち、国際的視野に立つことなしには今日の社会的諸事象を正しく理解し、正しく対処していくことはとうてい不可能である。今日のわが国は、そのような時代を迎えているのであって、このことは当然にそれに即応した大学教育の内容が社会的に要請されているということである。

第三は、平和と民主主義という本学の学園理念の追求という点での今日の意義である。ひろく憂慮されているように、平和と民主主義という人類共通

の希いをよそに、それを根底から脅かすかのような国際間の紛争や緊張はいつに絶えることがなく、かえって深刻さの度合いを加えてきつつあるのが現状である。

このような動向を直視したとき、国際交流を通じて世界の諸国民の間の相互理解と友好を深め、連帯をつくりあげていくことは、本学の平和と民主主義の基本理念の実践の一形態として、大きな意義をもつ事業となるであろう。国際交流の制度化をめぐる基本的な意義は以上のとおりであるが、さらに付加すれば、一部学生間のさきにもあげた海外旅行熱にともなう否定的現象を回避するうえでも、この制度化が一定の効果を発揮することを期待できよう。

③ 国際交流の以上のような意義を本学において具体化していこうとするさい、それを本学における研究と教育の総体を通じて追求していくという基本姿勢に立つことは、とくに重要である。この課題を学生の留学制度のみに矮小化して具体化するようなことであれば、上記の意義目的は、きわめて不十分にしか達成できないであろう。

たとえば、国際的識見をもつ学生の育成という課題を考えたとき、そのための方策は多様に考えることができる。

学生を直接に教育するのは教員であるから、まずは教員の研究テーマなり、研究方法なりにおける国際性のいつその発展が求められるであろう。教科科目の構成、教科内容、講義素材の選択等の面でも、国際化の観点からの不断の吟味と改善が求められよう。外国語教育における科目と内容の抜本的な充実はそのなかでも重視される必要がある。さらに、いくつかの他大学で成果がみられているように、外国人教員による教育は、国際理解を深めていくうえできわめて有益である。あるいは入学試験における語学力評価の比重についても、再検討が必要であるかもしれない。

学生の国際交流の制度化とその発展は、このような総合的な研究教育の改善充実に支えられつつ具体化されるべき課題であり、成果を収めうるものである。

したがって、さきにII①で述べた「留学の制度化を一つの軸とする学生の

国際交流の組織化と発展」という方向にもとづいて、まず具体化を検討すべき留学制度は、第一に本学の教学全般の改善のなかに国際交流を位置づけ、第二に多様な国際交流の形態を波及していくなかでの一つの軸ないし突破口として留学制度を位置づけるというものでなくてはならない。

ここで、国際交流の諸形態のなかで、とくに留学制度をまず具体化すべきであると判断するのは、それが、①学生の本分に即した交流の望ましい形態であり、②先行的な他大学での経験を生かすつつ制度化することが可能であり、③本学の財政力量等を勘案して可能である等の理由からである。

④ 以上の観点と方向にもとづく学生の留学制度を検討するにあたって、とくに留意すべき事項と考えられるのは、次の諸点である。

(a) 学園ならびに各字部の教学理念の発展として留学制度を位置づけ、学園・学部教学の全般的な改善充実と結合させつつ、具体化をはかること。

(b) 留学の制度化は、学生の教育に対する大学の責任と国際交流の原則である互惠対等の立場から、交換協定による留学を原則とすることが望ましいこと。但し、大学院生の場合は、研究内容に即した柔軟な形態が望ましいこと。

(c) 交換協定の相手方は、当面は語学力の制約から、欧米諸国の大学にとどまらざるをえないにしても、長期的にはそれ以外の諸国への拡大という展望をもつべきこと。

(d) 送出し留学制度については、留学経費の負担能力によって、機会均等の原則が損われることがないよう奨学金制度を検討すべきこと。

(e) 送出し、受入れ留學生数は、財政力量等を勘案して、可能な規模から発足し、長期的には次の(f)とも関連して、漸次拡大する方向を追求すべきこと。

(f) 留学の成果を個人の成果にとどめることなく、それを全學生に波及させていくことを重視し、そのための制度内容等の方策を検討すべきこと。

〈参 考〉

制度化にあつての技術的問題点をめぐる小委員会討議の要点について

本学としてはじめての制度であるため、意義と方向づけに係わる答申の文言からだけでは、仮りに留学の制度化に踏みきった場合の具体的な姿をなかなか想定しがたい、という問題もあるように思われる。

第三小委員会は、答申を前記の範囲にとどめつつも、実際の制度化にあつて問題となるであろう諸点について、やや立入った検討を行なってきた。

そこで、答申の方向づけの理解の一助となることを期待して、その要点を紹介しておきたい。

1. 送出し留学制度

(a) 資格・選考基準

① 二回生時派遣とするか、三回生時派遣とするかは、一長一短があり、慎重な検討が必要である。留学後の学内での波及効果という面からは二回生派遣が望ましいが、学力水準や学習課題の明確性という面からして、三回生派遣が望ましいであろう。

② 選考にあつては、語学力を含む学力水準を重視するのは当然であるが、併せてとくに、語学力上でのギャップを持ちながら、大量の予習作業、頻度の高いレポート提出やテストをこなさなければならぬという点で勉強姿勢、気力、持続力などを重視する必要がある。

③ それとも関連して、たとえば、留学中の三ヶ月単位くらいの学修状況報告等の義務化は必要であろう。

(b) 留学年数等

① 派遣機会の拡大という面からも、後掲の単位認定上の困難という点からも、一年間が適当であろう。

② 留学中の学籍も問題となるが、派遣留学であれば、休学が基本となろう。

(c) 奨学金

① 学費については、本学学費を納入させたいうえで、留学生学費を本学において負担するというのが、交換協定留学の原則からも、また留学先による学費格差の存在という点からも適当であろう。

② その他の経費については、渡航費、および現地での標準的な学習・生活経費と本学で修学する場合の学習・生活経費との差額を基準とすることが適切であろう。なお、外国では、外国人の就労制限と学習負担のため、一年留学生のアルバイトは不可能である。

(b) 単位認定等

① 設置科目の相違と単位制度（たとえばアメリカでは通例一科目が一―三単位）の相違から、本学において、編入学生の場合に行われている「読みかえ」は殆んど不可能である。したがって、留学先での取得単位を認定しようとするれば、取得総単位数で認定するほかはない。これは本学での回生別、部門別等の要卒単位数条件と係わるので全学的にも、学部ごとにも慎重な検討が必要である。

② それとも関連し、学年暦の相違と係わる留学前後の本学における履修登録と単位認定の特例を検討しなければならない。修学総年数の延長を最小限にとどめるためには、他私学で行われている同一科目・同一担当者の場合に限った留学前後通算の登録・受講の特例は必要であろう。

③ 以上の①②で学生に有利な措置を講じたとしても、通算四年間の卒業はかなり困難であり、その点の事前の周知は不可欠である。

2. 受入れ留学制度

(a) 資格・選考基準

次の学修援助体制とも関連して、特別の教育なしに日本語による講義等を理解しうることを条件とすべきであろう。

(b) 学修援助体制

① 交換留学における平等の原則からも、また財政上の負担という点からも、特別の日本語教育講座等の開設は避けるべきであろうが、もし開設するとなれば、アメリカ等で通例行われている「外国人留学生のための夏季講座」

と同様に少くとも経費原価の負担を留学生に求めるべきであろう。

② 日常の学習を援助するチューター制度（他私学では例えば大学院生による）は、必要であるように思われる。

(c) 生活援助体制

① 生活相談にあたるアドバイザー制度は必要であろう。アドバイザーは、事務局局職員が適当であるように思われる。

② 留学生専用の宿舍等は、国際交流の主旨からして設置すべきでない。学生寮の一部、あるいは下宿を活用させることが適切である。

3. 留学効果を波及させる方策

① 送出し留学生については、帰学後のクラス・ゼミ等での日常生活のなかでの成果の活用をはかるのは当然として、例えば学園通信や学部学生学会誌の活用、学部（あるいは学部学会）主催の報告会の開催など、成果を学内に報告・還元する場を多面的に設けていくことが必要であろう。

② 受入れ留学生についても、上記①と同様の場を計画的に設けていくべきである。

③ 留学生交換協定の締結を機会に、相手側大学との大学ガイドブック、テキスト、教員の著書等の交換を制度化し、図書館等にコーナーを設けて、それを展示するなどひとつの方法であろう。

4. 交換協定の相手側大学の選定方策

他私学の例によると、交換協定大学の確保の手段は、大別して、(ア)教員の留学等、教員レベルの交流を利用、(イ)ミッション系大学における教員ルートの利用、(ウ)無差別の文書による要請、の三つであるが、本学の条件と学生に対する責任という点から、基本的な方針を定めたいうえで、(ア)の方法によることが望ましいと思われる。

5. 学内体制の整備

① 交換協定の締結の推進と制度の運用にあたる学内機関と担当事務局

(担当者)の確立は、具体化の不可欠の条件であろう。

② 留学の制度化は、他私学でもみられるとおり、私費留学への意欲を刺激し、私費留学が増加することが予想される。その際、上記①の担当事務局が私費留学希望者についても、適切な指導援助を行なえる体制と力量をもつことが望ましい。さしあたり、信頼できる外国の諸大学についての情報を集積することが必要であろう。

③ 他私学では、国際交流のための基金をもち、それを奨学金等の源泉としている例がある。このような制度についても検討して見る必要があるであろう。

6. 大学院生の交流制度

全体として、上記の学部学生の場合に準じて検討されるべきであるが、それに加えて国際学会での報告の際の旅費等の助成措置が検討の対象となろう。

以上

七二〇 大学院教学の改善・充実について—第三次長期計画に関する答申(追二) ☆

一九八二(昭五七)・三・三一 八〇・八一年度長期計画委員会

はじめに

本答申は、長期計画委員会に対する一九八一年度の総長諮問事項のひとつである「大学院教学の改善・充実」について、長期計画委員会第三小委員会(遠藤晃小委員長)で検討した内容をとりまとめたものである。

この課題の検討に際し、第三小委員会では、本学の中長期的な展望の中で大学院教学にとつて基本的であると思われる課題、従つていわば大学院教学の枠組みにかかわる構造的な課題を重点的に取り上げることとした。

その理由は、一つは本学の大学院教学は既に相当の蓄積を持っており、教学上の当面の具体的な諸課題についても不十分さはあるにせよ、その考え方や改善の方向が明らかにされ、実践の過程にあるものが多いからであり、二つには、長期計画委員会の性格としても、中長期的な展望にかかわる問題をこそ取り上げるべきだと考えたからである。

以上のような課題の性格からして、本答申では、中長期的にみた大学院教学の基本的課題について、全学的な合意が形成されることを主目的にしており、課題の解決方向については、共通の課題認識に基づく今後の全学的討議に委ねることとし、長期計画委員会としての考えは、検討方向を示唆する程度の表現に止めている。

以下、本学大学院教学の到達点とその意義を確認した上で、中長期的にみた基本的課題の指摘を行なうこととする。

I 本学大学院教学の到達点と大学院教学をめぐる情勢

1 本学大学院教学の到達点

本学大学院教学の到達点については、その各段階で取りまとめが行われている。

例えば次のようなものがある。

- 一九六五年一月 「大学院問題対策に関するメモ」 (大学院委員会)
 - 一九六九年 六月 「大学院研究科の改善の方向」 (大学院委員会)
 - 一九七一年一月 「研究科増設についての確認事項」 (学園振興懇談会)
 - 一九七六年 五月 「立命館大学大学院の現状と課題」 (大学院委員会)
 - 一九七九年 六月 「立命館大学大学院改善要綱」 (大学院委員会)
- 到達点の詳細については、上記の文書に譲り、ここでは基本的な諸点だけを確認しておく。

(1) 大学院の理念と位置づけ

本学大学院の理念は、一九七五年度全学協議会確認の中で次のように明確にされている。

「立命館大学における大学院の理念と位置づけは、学部教学を基礎とした国民的立場に立った民主的研究者養成の機関である」(即ち、大学院教学は、社会の諸分野で活躍する民主的研究者を養成するという独自の課題を持つとともに、学内には学部学生との交流や教員との教育研究上の接触を通じて自らの能力を練磨し、学部の教学や研究にプラスの影響を与えるという役割を持っている)。

なお、「民主的研究者」の本身とその具体的なあり方については、若干の整理が行われてきているが(「要綱」一―二頁)、さらに検討を深める必要がある。また、学部教学との係わりでは、文学研究科の若干の専攻での博士課程設置及び理工学研究科数学専攻設置などの課題が残されていることは、既に確認されている通りである。

(2) 指導方法と体制

大学院教学においても、本学教学の基本的な方向である現代化・総合化・共同化が早くから重視され、従って教学上の諸システムにおいて共同化・専攻院生間、研究科間、学生・院生・教員間等―が強調されてきた。例えば、主ゼミを明確にした上での複数教員による指導、共同研究会での教員との交

流などがそうである。

上記の方向の具体的な実践については研究科間の跛行性を伴っており、また教員の負担、指導責任の問題および専門主義化の傾向など、実施過程での摩擦的諸問題も生じており、さらには、各研究科にまたがる開講方式の検討などこれから着手されるべき新たな課題も残されている。しかし、既に全学的に上記方向での努力が系統的に積み重ねられ、他大学に比べても民主的で充実した指導体制を作り出していると言えよう。

(3) 教学条件の整備

大学院教学に係わる教学及び生活条件についても、院生研究室など大学院施設の修学館内配置(理工学研究科を除く)と各人へのデスクの保障、理工学研究科での実験設備保障のかんりの程度の充足、さらには、大学院図書費、共同研究会補助金、学会参加交通費補助、学内奨学金など、多くの対策が着実に実施され、院生の要求との対比では、不十分な点もあるとはいえ、客観的に他大学の水準を大きく上回る教育・研究条件を保障している。

(4) 進路問題

本学大学院が養成しようとする「民主的研究者」とは、大学教員だけを指すのではなく、諸研究機関・団体等で調査研究に携わる者、さらには高等学校・中学校等の教員であつて研究者としての活動を継続している者等も含むことが確認されているが、本学での大学院の理念・位置づけが明確化した一九六五年頃以降についてみると、理工学研究科及び文学研究科を別として、社会科学系研究科では、大学教員としての就職者が圧倒的に多い。

後にも述べるように、後期高等教育計画の中で、大学の新・増設が抑制され、また、私立大学の経営の困難もあり、大学教員への進路が狭められていることから、社会科学系研究科では、オーバードクターの数が増え、文学研究科でのオーバードクター問題と併せて深刻な問題となつてきている。

院生に与えるOD、OM問題の重圧が、個人研究への埋没、早く成果をあげようとする狭い専門主義化などの傾向を生み出しており、本学の大学院の理念を内部から崩壊させる危険性を持つていることが重視されなければならない。

2 大学院教学をめぐる状況

(1) 大学院教学に対する国民的要請の高まり

近年、大学院教学に対する国民的な要請は高まりつつある。それは、国民が直面している、或は直面しようとしている諸課題に対応した研究分野の充実への要請であり、また、国民の立場から研究を進める民主的精神を持つ研究者を育成することへの要請である。そのなかでとくに最近研究能力を持ち、その能力を生かして国民生活の諸分野で活躍する人材への要請が高まってきたことが注目される。

例示すれば、第一は、産業界からの要請である。これは理工系院生に対して、特に顕著に現われており、学部四年間のほか、博士課程前期コースを修学するのが必要とされる状況が広がってきている。また、社会科学系においても、企業活動の拡大、高度化に伴って、高い企画力・総合力・国際化に対応する能力を持つ者の必要性が高まり、これが大学院への要請と結びつきつつある。第二は、「サービス経済化」といわれる状況の進行に伴い、各種の専門的職業分野で研究能力を持つ人材への要請が高まっていることである。例えば民間各分野での専門的職種の事務所などのほか、官公庁・地方自治体など公務労働の分野でも専門的職種に従事する者を採用したり、或は、大学院に派遣するなどして養成する例が現われてきている。また、専門的職業分野の一つである小・中・高の教育においても、家庭や地域の教育力の低下や選別と格差づけの教育体系などの下で生じている多くの教育上の困難な課題をめぐって、創造的に対応していく高い能力が要請されている。第三は自主的に組織された各種団体の活動において、現状分析と政策立案の必要が高まり、これが研究能力を持つ人材への要請となってきたことである。

以上のケースの中には、理工系院生に対する産業界からの要請のように、はつきり定着し、院卒業生にふさわしい処遇を伴っているものもあるが、多くはまだ底流的な動きであって、大学院卒業生の必要性がまだ明確に意識されていないとは言えない面があり、またその処遇も殆んど確立されていない。

従って、これらは時代の動向を示すものではあっても、それが直ちに院生の進路を保障するわけではなく、むしろ、そこに就職した者の自覚的な努力

や大学側からの働きかけなどの積み重ねを通じて、徐々に大学院卒業者の進路として整備されてくる性格のものである。

しかし、こうした分野からの大学院卒業生への要請は、特に博士課程前期（または修士）課程卒業生を対象として、今後次第に具体化し、増大してきて、今後の大学院のあり方にも一定の影響を与えるものと思われる。

(2) 文部省の大学院政策にみられる動向

一九七一年の中教審答申以降、文部省の大学院政策は産業界の要請をベースとしつつ、①大学院を学部から切り離し、学問への新たな諸要請に応える研究科・専攻を設立し拡充すること。②一般社会人にも開放され、特定分野の高度の職業人養成を目的とする修士課程を拡充すること。③博士課程（後期）については、全国的な研究体制に対応した院生の流動化と集中化を進めること（例えば連合大学院構想）などの実現を指向して、既存の大学院体制の再編を進めようとしている。

その足どりを要約すると次の通りである。

一九七一年の中教審答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的方策について」は、①目的・機能に応じた高等教育制度の多様化。②教育と研究の分離。③管理運営組織の再編などを基本的方向として掲げ、五種八類型への高等教育制度の多様化構想を打出した。そのなかで大学院は第四種「大学院」（修士課程の職業人教育化）、第五種「研究院」（学術の研究修練を行う博士課程）に区別された。

同年一月には、大学設置審議会大学基準分科会に「大学院および学位制度に関する専門委員会」が設置され、七二年一月にその中間審議報告が作成された。その要点は、第一は、大学院が必ずしも、学部に対応しなくてもよい。第二は、博士課程（前期二年、後期三年）と修士課程（二年）の分離、第三は、独立の大学院または研究院の設置である。

この方向に沿って、七四年に大学院設置基準の改正と省令化が行われ、七六年には学校教育法の一部が改正され、現在に至っている。

その後、七八年八月には、文部大臣の私的諮問機関である「大学院問題懇談会」が「大学院の改善・充実について」という中間報告を出し、その中で、

修士課程・博士課程ともに職業人養成化の方向を強調し、特に博士課程については上記観点からの課程新設のチェックへの指向を含ませている。

3 小 括

本学の大学院は、先に述べた理念・体制・条件上の到達点に立って、確固とした教学成果をあげてきている。それに対する社会的な評価も決して低いものではない。

しかし、上にもたように、産業界を含めて、国民生活の各分野で大学院卒業生に対する期待と要請が高まりつつあり、一面的にはあるが、それに対応して、文部省の大学院政策が展開されてきている。このように、大学院をめぐる情勢が急速に変化している状況の下で、本学の大学院教学の充実を的確に進めるには、まず第一に、大学院に対する社会的な要請を、本学の教育理念の立場から正しく受け止め、同時に大学院の現状を直視し、院教学の改革を絶えず進める必要がある。第二に、改革の努力を通じて、本学大学院教学の優位性を、理念の上ではなく、教学成果として明らかにする必要がある。こうした成果を通じてこそ本学は、わが国の大学院政策の形成に一定の役割を果しうるのである。

II 本学大学院の中・長期的な検討課題

1 国民的要請の把握とそれへの対応

(イ) 大学院教学は、「国民的立場に立つ民主的研究者」の養成を通じて、わが国の研究水準の継承・発展に大きな役割を果すものであるが、このことは大学やその他の研究機関で専門的に研究に従事する者のみの養成を意味するものではない。即ち、研究水準の発展は、大学・その他の研究機関で研究・教育に専念する狭義の研究者のほか、他に職業を持ちながら、その職業分野の諸問題を観察・分析・理論化する数多くの研究者があり、それぞれが固有の役割を担い、システムとして有機的に結びつくことによってのみ可能となるものである。そうした意味で、わが国の研究水準の発展に

とって、各職業分野で活躍する研究者は不可欠の存在であり、その層が厚くなることは、狭義の研究者の充実とともに、望ましいことである。

本学が「国民的立場に立つ民主的研究者」という表現の下に、広く民主的研究能力を持つ人材を養成しようとしているのは、上の諸点をふまえたものといえよう。

(ロ) 上のような一般的な認識の下で、特定の大学が大学院に対して、いかなる教学方針を持つかは、基本的には、その大学の教学理念及び教学・財政等の力量と国民的要請のあり方によって規定されると考えられる。

(ハ) 本学は、これまで、民主的な研究能力を持つ人材の幅広い育成をも意識はしてきたが、実態をみると、研究科により多少の違いがあるとはいえず、著しく、狭義の研究者、なかならず、大学教員の育成に比重がかかっていた。例えば、大学院卒業生の進路を表1によってみると、社会科学系では前期課程で就職する者は原則としておらず、後期課程修了者では大学に職場を得ている者が最も多く、これに「その他」（その殆どはODとみられる）がつづいている。また、文系の前期課程（または修士課程）修了者では、心理学専攻を除き、大学以外の教員が最も多いが、後期課程修了者では、そのほかに大学教員になった者も多い。

これに対し、理工系では、前期（または修士）課程修了者では、物理学専攻を除いて民間企業に就職する者が最も多く、後期課程修了者では大部分が大学と民間企業の研究部門に職を得ている。

(ニ) 本学の大学院政策が狭義の研究者養成（従って五年一貫制）という性格を色濃く持ちつつ明確化された一九六五年頃に比べると、次の三つの点で大学院教学をとりまく状況の変化が認められる。

第一は、すでに述べたように、生産力のより高度な発展に対応して、広い職業分野で活躍する研究能力を持つ人材への要請が高まってきていることである。もち論、これらにはまだ処遇などの受入体制が十分に整っていない分野が多いが、国民的な要請が存在するという事実を認識して進路開拓への積極的な取組みを進めていく必要があるであろう。

第二は、一九六五年前後以降、大学院教学について相当の蓄積をつみ、

また、衣笠一提点の完成に象徴されるように大学の力量も高まってきており、そうした到達点に立って、総合大学としての発展の一環として新たに現在の力量にふさわしい大学院のあり方を検討しうる条件ができたことである。

第三は、次項に述べるように、現実に大学院の規模問題が院教学充実の桎梏となってきたことである。

以上の変化を総合すれば、今日、本学の大学院教学は、事実上、狭義の研究者、なかんずく大学教員の育成を重点とするか、それとも民主的研究能力を持つ人材の幅広い育成をめざすかについて、さらに掘下げた検討をなすべき時に来ているといえよう。なお、国民的要請にかかわっては、要請に応えうる教学内容を作り出すという問題もあるが、これは各研究科の固有の課題であるので、ここでは指摘をすることに止める。

(ホ) 現在の大学院に対する国民的要請の成熟状況からすれば、当面は、博士課程前期（または修士）課程卒業者に対する要請が具体化してくる段階であるといえる。従って、仮に民主的研究能力を持つ人材の幅広い育成を行うとしても、それは前期（または修士）課程の規模拡大に結びつくものであつて、後期課程にまでただちに影響を及ぼすものではない。現在の社会的な諸条件の下では、大学教員の増員を抑制している文教・科学技術政策の転換が後期課程拡大の前提とならざるをえない。

従って、具体的な検討課題は次のようである。

- (a) 理工学研究科では、大学院の教育課程は五年間を通して一貫した内容を持つべきであるが、修士課程を終えて、あとは社会的実践の中で学ぶことを決意したものに「修士」の称号を与えるという方向で制度の運用が行われてきており、一つの行き方として修士課程修了後の就職が定着してきている。しかし、表2にもみられるように、前期課程の定員枠が小さいので、大学院規模の問題とかかわって、その妥当性が検討されなければならない。
- (b) 文学研究科においても、これまでの制度運用は理工学研究科の場合とほぼ同様である。従って社会的要請の大きさに対応して進路を視野に入れた定員枠の慎重な検討が必要である。

(c) 社会科学系研究科においては、これまで、前期課程だけで卒業する者は例外的にしか存在していない。従ってまず大学院教学における前期課程修了者の意義・位置づけが検討されなければならないが、それと同時に進路の安定性と大学院教学内容に与える影響など、問題の実際のな面にまで視野が及ぶものでなければならない。

(d) 学部卒業後、定職につきながら、研究能力を身につけるためより高度の教育を受けたいと望む者が増えてきているが、こうした意欲に応える方策の検討（例えば人文・社会科学系の大学院〈前期課程〉の夜間開講など）も必要である。

2 大学院の規模問題

大学院の望ましい規模は、次の三つの基準から考えることが出来る。

第一は、学園の構成する有機的な一環として、学部学生及び教員の中で独自の役割を果しうるだけの規模である。この点での現状は、学部学生に対しては院生数が少く、特に社会科学系では、このことも関連して、学部学生が院生との接触を殆ど持ちえていない状況がある。このことが、一方では学部教学への接点の連けが必要であるにもかかわらず、三・四回生に上級回生（院生）による指導を受ける機会を失わせており、また、他方では学部学生が大学院の存在を身近かに意識しえないことが、大学院進学希望に一定の影響を与えてきている。

また、教員との関係では、教育負担の面と同時に研究活動に与えるプラスの効果も指摘されており、それは特に理工学研究科の実験系列で明らかである。

理工学研究科においては、学問の性格上、その研究は、教員、院生、学部学生（四回生以上の卒業研究生）のチームワークに依存するところが大きく、その中で果たす院生の役割りは極めて大きい。研究促進において院生の占める位置は、一つには教員の指導のもとに卒業研究生をまじえた研究チームのリーダー的役割を果し、研究の各段階に実践していくことであり、これによって研究成果が生みだされると同時に、院生の研究能力と指導能力も練磨される。いま

一つは、教員との個別的、集团的研究討論を通じて教員と院生との相互批判とそれぞれの自己啓発が行われる点である。それ故、院生のいない研究室ではチームの重要な環の一つが欠落したことになり、研究を促進する上で重要な困難を伴うことが多い。

理工学研究科以外の研究科においても、学問の性格による多少の違いがあるとはいえ、学部の特徴を示す研究領域で院生を含めた研究集団を形成することは、研究の発展を通じて学部の特徴を作り出す上でも重要な課題である。しかし、特に社会科学系では院生と接触する機会すら極めて少い教員が多いのが現実である。

第二は、相互に討論し、刺激し、切磋琢磨しあう中で学びあう学習研究集団としての望ましい規模である。こうした集団は、研究科間或は専門的テーマでの広域的交流を前提として、日常の学習研究活動単位として、研究科内、特に接近する学年を単位として作られるものであるが、この点でも過少規模になっている専攻が多い(表2参照)。特に社会科学系研究科ではこうした日常的・集团的学習研究活動の維持すら困難な状況があり、それが院生の研究視野の狭さ、専門主義的傾向を促進させている。

第三は、社会的要請に応じて送り出すべき民主的研究能力を持つ人材の数からみた規模である。この場合、社会的要請にどこまで応えるかは、大学の力量によって制約されるのであるが、研究能力を持つ人材に対する社会的要請が高いことはすでにみた通りである。

以上のように、どの点からみても大学院規模の一層の拡大が必要となつている。そうであるにもかかわらず、毎年の入学者数は定員枠を大幅に下廻る状況が続いているのである。

しかし、大学院の規模問題は先にあげた「国民的要請の把握とそれへの対応」という課題と密接に結びついており、また、現実の問題として、教学上の体制、進路整備の状況、規模拡大に伴う院生への条件保障水準の変化、などを見きわめながら結論を出さなければならぬ。そうした意味で、大学院の規模問題は「国民的要請に対応した大学院のあり方」の課題と一連のものとして検討されるべき性格のものである。

その際、特に理工学研究科では、前期課程修了者の位置づけが、教学上でも、また社会的にも、比較的明瞭になっていたので、そうした実態に立って学部学生と院生との量的構成のあり方及び両者をあわせた適正規模について抜本的検討を進める必要がある。同時に、現在の諸条件のもとでも、各専攻毎年度一〇名前後の入学者を教育することは可能とみられるので、とりあえず先行して、その程度の規模拡大に着手することが望まれる。

3 大学院志願者数の動向

大学院の規模拡大が問題とされているにもかかわらず、社会科学系では近年志願者数がかかり減少している。(表3)にみられるように、ほぼ一九七七年頃を境に減少傾向が顕著になっており、また志願者総数だけではなく、その中の学内出身者の数も減少していることが注目される。

今後の大学院政策を考える上で重要な問題なので、その実態を正確に捉え、分析する必要がある。その検討の要点は次の通りである。

- (イ) 全国的な状況と本学に現われている状況とを比較分析すること。
- (ロ) 本学学生の他大学院進学実態を把握し、大学院進学志望それ自体が衰えているのか、それとも本学への志願が減少しているのかを見きわめること。
- (ハ) 大学院志望と一九七七年以降の学部卒業生の就職事情好転との関係を調査すること。
- (ニ) 本学学部卒業生の大学院志望理由と、本学大学院の五年一貫制との関連を分析すること。

4 OD問題と文教・科学技術政策

OD問題は、OD本人にとって深刻な問題であるのみならず、国民の高等教育要求に対する体制の充実を妨げ、また学術の後継者の確保を困難ならしめるという意味で、わが国の高等教育と学術体制の将来にとって重大な問題をはらんでいる。

本学では、一九七五年頃からODの存在が顕著となり、各研究科での就職開

拓の努力にもかかわらず、一九八二年一月現在でその数は法学研究科三名、経済学六名、経営学五名、社会学八名、文学四名、理工学四名、計三〇名にも及んでいる。

ODが生まれる主要な原因は、国民の高等教育に対する要求の高まりに十分応ええない大学教学の実態が原因にもかかわらず、また基礎科学部門をはじめとして、研究体制の強化が要望されているにもかかわらず、国立大学（除医科系）教員及び国立研究機関の研究員の定数をきびしく抑え、私立大学に対しては劣悪な教学条件の抜本的な改善を可能にするだけの私大助成計画を持たず、さらには全学問分野の均衡ある発展を展望しない文教・科学技術政策の貧困さ、無計画さにあることはいまでもない。

従って、OD問題に対しては、これまでと同じく学内で可能な範囲での就職開拓努力や研究条件、生活、厚生条件への配慮を行うとともに、より抜本的な取り組みとして他大学と協力して文教・科学技術政策に対する働きかけをねばり強く続けていく必要がある。

OD問題以外にも文教・科学技術政策が大学院の諸問題に影響するところは大きい。

従って、今後も、文教・科学技術政策の動向を的確に捉え、そこから生じる諸問題に対しては、本学の教學理念を基礎として個別大学に可能な範囲での対策を講じるとともに、教学実績の蓄積を通じて、また諸大学の統一した見解と行動を作り出すことによって、文教・科学技術政策の形成に影響を与えるよう努力する必要がある。

表1-2 博士後期課程修了又は退学者の進路状況 (70~80年度)

研究科	専攻	課程修了者	進路						備考
			大学教員	その他教員	官公庁	民間企業研究所を含む	その他(研究生不明を含む)		
法学	公法	10	6			1		3	'55年度設置
	民事法	6	4	2					'53年度*
	小計	16	10	2		1		3	
経済学	経済学	17	8					9	'64年度*
経営学	企業経営	16	11					5	'66年度*
社会学	応用社会学	16	6	2				8	'74年度*
文学	西洋哲学	3	2					1	'72年度*
	日本文学	11	2	7		1		1	'72年度*
	東洋文学思想	1		1					'58年度*
	史学								'79年度*
	地理学	11	7	1			1	2	'56年度*
	小計	26	11	9		1	1	4	
理工学	物理学	5	3		1			1	'66年度*
	応用化学	8	2			3		3	*
	電気工学	2	1			1			'72年度*
	機械工学	10	5			4		1	'66年度*
	土木工学								'79年度*
小計	25	11		1	8		5		
合計		116	57	13	1	10	1	34	

★ 上表進路欄の数字は'82・1現在の調査によるものである。
★ 上表は教務課出典の資料にもとづき作成。

表1-1 博士前期 (又は修士) 課程修了者の進路状況 (76~80年度)

研究科	専攻	課程修了者	進路						備考
			大学教員	その他教員	官公庁	民間企業	研究所	その他	
法学	公法	5	5						'52年度設置
	民事法	3	3						'50年度*
	小計	8	8						
経済学	経済学	11	11						'64年度*
経営学	企業経営	7	6				1		'66年度*
社会学	応用社会学	12	12						'72年度*
文学	哲学	11	1				1	9	'53年度*
	心理学(修)	8		1	1	1	3	2	'63年度*
	日本文学	13	3		3			7	'52年度*
	東洋思想	20	3		15		1	1	'50年度*
	英米文学(修)	10	1	4	3			2	'58年度*
	日本史学(修)	16						16	生物学専攻設置に伴い学生募集停止
	西洋史学(修)	8	3		4			1	
	史学	5	2		1			2	'79年度*
	地理学	16	2	2	4			8	'54年度*
	小計	107	15	7	31	1	6	48	
理工学	物理学	12	2		4			6	'63年度*
	応用化学	21	2		2	3	5	1	'52年度*
	電気工学	22	2				19	1	*
	機械工学	25	1				21	3	'63年度*
	土木工学	15	2		1	10		2	*
	小計	95	9		6	4	55	1	20
合計		240	61	7	37	5	61	1	68

★ 上表は教務課出典の資料にもとづき作成したものであり、進路欄の数字は、修了時点におけるものである。

表2-2 博士後期課程・回生別の在籍者数（'81・5末現在）

研究科	専攻	入学定員	回						計	研究科定員
			1	2	3	4	5	6		
法学	公法	6	1	2					3	18
	民法	9			1				1	27
	小計	15	1	2	1				4	45
経済学	経済学	10	3(1)	1	3				7(1)	30
経営学	企業経営	5		2	2				4	15
社会学	応用社会学	5	2(1)	2	2				6(1)	15
文学	西洋哲学	5	1						1	15
	日本文学	5	2	1	2(1)	1			6(1)	15
	東洋文学思想	5	1	1	1				3	15
	史学	5	2	2	3				7	15
	地理学	5	1	1	2				4	15
	小計	25	7	5	8(1)	1			21(1)	75
	理工学	物理学	2			2				2
	応用化学	2		1					1	6
	電気工学	2		2					2	6
	機械工学	2	1		1				2	6
	土木工学	2	1						1	6
小計	10	2	3	3					8	30
合計		70	15(2)	15	19(1)	1			50(3)	210

★（ ）内数字は女子で内数。（出所）教務課「学生数調査」より

表2-1 博士前期（又は修士）課程・回生別の在籍者数（'81・5末現在）

研究科	専攻	入学定員	回					計	研究科定員
			1	2	3	4			
法学	公法	20							40
	民法	30	1					1	60
	小計	50	1					1	100
経済学	経済学	60	2					2	120
経営学	企業経営	20	1	2				3	40
社会学	応用社会学	15	3(1)	1				4(1)	30
文学	哲学	15	3	2	3	2		10	30
	心理学(修)	15	1(1)					1(1)	30
	日本文学	15	4(1)	2(1)	2(2)	1		9(4)	30
	東洋思想	15	1	2	1			4	30
	英米文学(修)	15	2(1)	3(1)		1		6(2)	30
	史学	15	4(1)	8(1)	1(1)			13(3)	30
	地理学	15	2	3				5	30
	小計	105	17(4)	30(3)	7(3)	4		48(10)	210
	理工学	物理学	5	3	6	1			10
	応用化学	5	4	1				5	10
	電気工学	5	4	1				5	10
	機械工学	5	5	4				9	10
	土木工学	5	5	2				7	10
小計	25	21	14	1				36	50
合計		275	45(5)	37(3)	8(3)	4		94(11)	550

★（ ）内数字は女子で内数。（出所）教務課「学生数調査」より

表3 博士前期（又は修士）課程志願者数の推移

研究科	専攻	入学定員	年度										
			'72	'73	'74	'75	'76	'77	'78	'79	'80	'81	
法学	民法	20	19(10)	20(26)	23(18)	25(16)	27(22)	21(12)	18(12)	13(6)	17(9)	7(2)	
	民法	30	17(12)	13(5)	12(7)	21(6)	24(15)	11(5)	6(2)	8(5)	7(4)	4(4)	
	小計	50	36(22)	33(31)	35(25)	46(22)	51(37)	32(17)	24(14)	21(11)	24(13)	11(6)	
経済学	経済学	60	21(10)	34(8)	38(16)	32(11)	51(17)	23(13)	21(8)	29(14)	16(5)	16(2)	
経営学	企業経営	20	8(4)	14(4)	17(6)	11(6)	10(3)	16(8)	9(3)	12(9)	4(3)	8(2)	
社会学	応用社会学	15	11(9)	23(11)	22(22)	17(15)	48(33)	19(19)	14(7)	20(7)	12(3)	25(16)	
文学	哲学	15	16(10)	12(4)	12(4)	13(8)	16(8)	17(9)	17(11)	12(7)	12(6)	15(10)	
	心理学(修)	15	4(4)	6(4)	11(7)	7(4)	11(7)	4(2)	4(4)	2(1)	5(4)	5(5)	
	日本文学	15	9(6)	10(5)	12(5)	9(5)	12(5)	14(9)	12(7)	9(6)	9(8)	11(7)	
	東洋思想	15	11(8)	8(6)	8(6)	8(7)	12(9)	10(6)	8(7)	10(6)	6(6)	3(3)	
	英米文学(修)	15	9(5)	12(2)	17(9)	11(8)	12(7)	12(2)	11(4)	5(3)	5(1)	6(2)	
	日本史学(修)	15	13(7)	16(11)	14(9)	12(7)	13(5)	12(3)	11(7)	12(5)			
	西洋史学(修)	15	5(3)	9(6)	4(2)	5(4)	5(2)	6(3)	5(3)	5(4)			
	史学	15										23(12)	17(8)
	地理学	15	7(5)	6(4)	7(4)	8(6)	8(5)	7(5)	7(5)	7(7)	5(5)	6(5)	
小計	~'79/'80~ 130/105	74(48)	79(42)	85(46)	73(49)	89(48)	82(39)	75(48)	62(39)	65(42)	63(40)		
理工学	物理学	5	9(6)	13(11)	10(7)	10(10)	10(9)	10(7)	9(8)	6(6)	15(15)	11(11)	
	応用化学	5	13(14)	12(12)	13(12)	9(9)	25(25)	19(19)	12(12)	7(7)	12(10)	10(9)	
	電気工学	5	11(11)	13(11)	10(8)	4(2)	25(23)	13(11)	11(10)	10(8)	4(2)	9(7)	
	機械工学	5	13(14)	11(9)	12(10)	13(11)	13(12)	14(13)	9(7)	9(8)	8(7)	7(7)	
	土木工学	5	2(2)	4(4)	2(2)	7(3)	13(15)	11(11)	6(6)	12(12)	2(2)	10(10)	
小計	25	59(47)	59(47)	47(39)	45(35)	80(84)	67(61)	47(43)	49(41)	41(36)	47(44)		
合計		~'79/'80~ 290/275	200(140)	257(143)	304(154)	254(138)	359(222)	266(157)	210(133)	188(121)	162(102)	168(110)	

（ ）は学内進学者で内数である。○印数字は年2回実施した入学試験の志願者で通算したものである。
【出所】学務課「入学試験に関する資料集」より作成

七二 高中教学の改善・充実について—第三次長期計画に

関する答申〔追三〕 ☆

一九八二(昭五七)・三・三一 八〇・八一年度長期計画委員会

はじめに

高中教学の改善・充実にについては、すでに「立命館高等学校・中学校長期計画について」(一九七七・二 高中長期計画特別委員会) および同答申に対する「学内理事会の見解」(一九七八・九・二〇)の二文書が明らかにしており、今日においてもその大綱を変更する必要は認められないだろう。しかしその後の数年間に情勢は予想よりもはげしい速度で進行しつつあり、高中教学に関して新たに明白となった問題点もすくなくない。今日の時点に立って、いくつかの論点を新しい情勢と課題との関係で再確認し、さらに問題を再整理する必要がある。

周知の通り、経済の「高度成長」による社会状況の変化および「中教審路線」とよばれる文教政策の展開によって、進学率の向上と併行していわゆる「差別と選別」の教育が進行し、中学校教育をめぐる困難な問題が急速に進行した。しかも昨年来の「臨調・行革」路線の下で、文教政策への財政的しわ寄せとともに教育の軍国主義的再編が急ピッチで推進されようとしている。このような情勢の下で、とくに高中教育にすくなく現われつつある荒廃現象の克服は、緊急の課題といわねばならない。

京都では公立高校三原則(小学区・共学・総合制)や入試九科目制がおよびやかされつつあり、過熱した受験競争と偏差値入学、進学塾の普及が高中教育をゆがめ、「落ちこぼれ」と希望を失った青少年の非行・暴力が深刻な社会問題となっている。京都の私立高校の間では、これまで受験準備を特色としてきた高校のほかにも、いわゆる特進クラスを設置する高校が増加し、受験競争によるゆがみをさらに増幅させる事例もあらわれた。また自治体の財政難から進学者急増期の公立高校増設計画が手びかえられ、私立高校の中に自治体の援助を

期待して拡張をはかり、公立高校の肩がわりを演じようとする傾向が生じている。立命館高中も、このような現実に対処しながら、その本来の教学理念にもとづいて前進しなければならぬ。ここでは高中教学について網羅的にふれることをさけ、とくに今日の時点で重視しなければならない点を中心とし、一部問題点を列挙するにとどめた。

I 立命館高中校の到達点

高中校の教育は生徒の発達段階および教育制度の点で、強い独自性をもってしている。しかし立命館高中が日本国憲法と教育基本法にもとづき、平和と民主主義を理念とする立命館学園の教育方針に即して、大学と緊密な連絡を保ちつつ総合学園の一貫教育をになつてきたことも事実であり、立命館高校の卒業生の七〇%以上が学内進学制度によって立命館大学に進学してきた。このような条件のもとで、立命館高中は相対的に過熟化した受験競争の弊害をまぬがれ、全面発達をめざすユニークな教育的とりくみ—卒業レポート、特論、読書指導、課外活動等—をおこなうことも可能となり、社会的評価も向上したことが明らかである。

こうして今や立命館高中の入試は京都私学の中でも屈指の難関とされるようになり、中・小学校において上位の成績をおさめた者がさらに進学塾で学習しなければ合格しえない実状にある。したがって立命館高中に入学した時点での生徒の学力は、受験教育によってゆがめられ、正常な基礎学力の観点からみれば問題をはらんでいる場合がすくなくない。高中段階で生徒の教育・進路決定に大きな影響力を有している父母が高中教育に対してもっている期待も、しばしば受験・進学によせられがちであって、全面発達をめざす一貫した総合教育の教学方針が、必ずしも充分には理解されていない。しかしわれわれは、一貫した総合教育が高い学力をつちかいつつ自主性と集団性を身につけさせ、生徒の希望する進路を確実にするという点でも、父母・生徒の期待に最終的にこたえることができるという確信をもつべきである。大学と高中を一貫した総合学園の条件を有利に生かすならば、立命館高中の教育をさらに高い水準に発展さ

せることができるだろう。しかし他面では、総合学園であることが生徒・父母に進路について安易な期待をもたせることにもなり、きびしい努力の積み重ねを欠く傾向を生み出す要因にもなりがちである。このような弱点を克服するための適切な教学方針と施策が実践される必要がある。

II 新長期計画と立命館高校の課題

以上のような観点からいえば立命館学園の長期計画は単に立命館大学の長期計画にとどまるべきではなく、大学から相対的に独立した立命館高校の長期計画をふくまなければ、完全とはいえない。高中長期計画にあたって、いまどくに検討を急がなければならない問題点として、次の諸点があげられるべきであろう。

a. 一貫した総合教育の理念にもとづく再検討

立命館高中教学の特色と京都の私立高中中での存在意義にかかわる検討
地域性の尊重―他府県への志願者の拡大にもなつて生じている問題など

男女共学の実現―共学の大学との関係、全人教育

学内入試制度の検討―学部志望のかたより、合格者中の不入学、入学後の追跡調査

b. 高中と大学との連関

高中と大学との教育的連関を抜本的に強化する必要
さしあたり既存の諸機関のあり方の検討

高中審議会―総合学園での位置づけの明確化

総合教育研究会―教科別編成、センター的機関の可否

さらに高中と大学との教育的連関の強化をはかるためには、それらの諸機関等の抜本的再編をも考えなければならない。

c. 財政基盤の強化

公費助成

相対的自立財政

学費問題

d. 規模・施設・条件

適正規模 高中進学状況の予測

グラウンド、体育館

現状改善の限界

校舎移転

おわりに

高中教育をとりまく情勢の進展はきわめて急テンポであり、大学教学も急速度に変容しつつある。立命館高中教学を改善・充実する取りくみも、以上の状況を見定めて、進行させなければ、問題の解決はさらに困難の度を深めることが予想される。したがってそれらの具体的な解決等を見出すためには、改めて高中・大学双方から選出された相当数の委員からなる全学的組織を設置し、全面的な検討を加え、できるだけ早急に結論を得ていく必要がある。

七三 図書館のあり方について—第三次長期計画に関する

答申〔追四〕 ☆

一九八二(昭五七)・三・三一 八〇・八一年度長期計画委員会

はじめに

一九八一年度長期計画委員会第三小委員会は、図書館問題全般にかかわる理事会からの諮問をうけ、図書館委員より選出された専門委員二名を加えたなかで、調査と検討を行った。その討議のなから明らかになった問題点と今後の方向について以下の通り答申する。

なお、図書館にかかわる問題は様々な点で図書館業務の機械化問題と深く関連しているが、本年度は、並行して「図書館業務機械化計画委員会」(委員長：図書館長)が作業を行ったので、機械化に関する詳細については、その委員会の答申にゆだねることとするが、一定部分については、本答申においてもふれる。

大学における図書、雑誌、資料等(図書等)のもつ、教育面、研究面、あるいはその接点からみた重要な意義は、改めて述べるまでもない。図書等の現状をみるとき単行書に限定しても、本学は戦前、戦後を通じ、すでに全学で六〇万冊近い蓄積を有し、さらに毎年約三万冊のペースで増加し、しかもその一冊一冊が固有の内容をもち、かつ現物は、中央図書館を始めとして教員の個人研究室に至る様々なパートに分散して存在する。

このような状況のなかで知的共有財産としての図書等を、有効に保存、管理し、かつ流通させるシステムが重要である。

過去数年間にわたって、長期計画委員会等の討議では、中央図書館をはじめとする学内諸パート間の「有機的連繫をはかる」ということが繰り返し強調されてきたが、具体的な着手は不十分なままにとどまってきた。

近い将来を見通す大きな方向としては、システムとしての機械化とシステムに關与する人間の側の意識の一定の変革とを求めつつ、機械と人間の接点を探る方向で、施設、設備と体制の改善を考えるしか方法はないものと考えられる。

以下、まず図書館問題の歴史的経過を述べ、一九七九年度全学協議会確認事項をふまえた上で、改善をはかるべき主要な問題点をあげ、その解決の方向性を提起したい。

I 歴史的経過

1. 概 略

本学における図書館の機能と位置づけをめぐる歴史的経過のなかで、大きな柱となるものは、次の諸点と考えられる。

① 一九六七年一〇月、現在の中央図書館の母体となる衣笠中央図書館が、閲覧席数一、〇〇〇席、三階部分未完成、西側部分未建設(一九七〇年産社棟となる)の形で学習図書館としての位置づけと共に、一九六六年建設の修学館との「有機的関連」(研究センター構想)を提案しつつ発足した。なお、当時広小路本館の座席数は三二〇席、学部は法・産・文・Ⅱ部全学部(除く理工)であった。

② 一九七一年以降、小集団教育の発展に伴ない学部教学と図書館との関係は深まり、学習図書館としての位置づけを強化し、関連して次のような諸施策が講ぜられた。

- (イ) Jコーナー(法学部プロゼミコーナー)(一九七一年)
 - (ロ) 日曜開館(一九七三年)
 - (ハ) 小集団貸出し(一九七四年)
 - (ニ) クラス別ガイダンス(一九八〇年一部の学部、一九八一年全学部)
 - (ホ) 分野別プロゼミ・コーナー(横断的分類)(一九八〇年)
 - (ヘ) グループ閲覧室(一九八一年)
 - (ト) 開架の主題別(人文・社会・自然)編成(一九八一年)
- (なお、関連して各学部学生共同研究室〈学生共研〉は一九七四年に、視聴覚室は一九八〇年に発足。)

③ 一九七五年以降、さらに情報センターとしての機能が求められることとなる。すなわち、「情報」の「保存」と「管理・運営」に重点をおく伝統的な

図書館のあり方から「情報」の「流通」をも重要な機能とする方向への発展が期待される時代となり、この方向は、一九七九年度全学協議会確認においても確認された。

- ④ 一九八一年四月、衣笠一拠点の完成と共に、衣笠図書館は、名実共に中央図書館として閲覧席数一、五五〇席を有し、書庫の増設、入館・退館の自動化を含む諸施設の改善を行った。

以上の改善の効果は、例えば開架閲覧室入館者数（年間累計数）の大幅な増加となって現われ、その推移は一九七二年度約二〇万六千名であり、一九八一年度は一月時点において約四七万六千名と、既に前年度同期の入館者数約二万八千名の二倍に達している。

次に、以上の概略のうち、まず、一九七五年以降の長期計画委員会でなされた討議の要点を述べ、つづいて一九七九年度全学協議会確認にふれたい。

2. 一九七五年以降の長期計画委員会における討議の要点

- (1) 一九七五年長期計画委員会答申について

一九七五年五月一〇日付長期計画委員会答申「衣笠一拠点実現に関する第三次中間答申」では、図書館に関連する「研究体制」の項において「各学部および両研究所の研究体制の改善に伴う大学図書館の積極的な機能を明らかにすること」として、「研究体制の整備・充実と大学図書館の役割」という課題設定がなされた。そのなかで、主要点としてあげられているものは次の通りである。

- (a) 図書等の「集中管理か、分散管理」については、「形式的な集中化」をさけるものとし、各所蔵機関が「密接な連絡・調整を保ちつつ、共同化（結合）」されていくことが必要である」と述べ、
- (b) 研究活動との関連においては、重点的な検討課題として、「学術情報センターとしての機能の充実・整備」をあげ、
- (c) 専門スタッフについては、「学術情報の収集・整備・加工・供給のためには、正規に訓練をうけた専門スタッフが養成され、それが適正に配置されるのが不可欠のこととなっている」と趨勢を分析し、

- (d) 具体的な要請項目として

(i) 分散管理されている文献資料の一元的な整理

(ii) 検索方法のシステム化

(iii) 情報収集、資料収集の基準の確立

(iv) 文献目録の作製

(v) 調査関係資料の収集・整理

(vi) 他大学・研究機関の資料の情報と利用

(vii) 多様な研究テーマについての情報整備

(viii) 情報利用のための諸施設の整備

等をあげ、

- (e) さらに「業務の機械化の必要性」を述べて、「業務効率および業務内容の質的向上」をはかると共に、「機械化が、単なる省力化に終わってはならない」としている。

さらに、具体的な課題として提起されたものは、次の通りである。

- (a) 社会系「学部共研」について、収書や雑誌の共同化と、中央図書館との関連の検討

(b) 理工学部の雑誌の集中

(c) 文学部「専攻共研」と「文学部共同書庫（現在、文献資料室（文））」

(d) 外連協、一般教育センター、教職課程センター関係の共同書庫化と、さらに（文）共同書庫との一体化（人文研共同書庫として）

(e) 修学館凸部増築と中央図書館との架橋；修学館西部と文棟との架橋（研究センター構想）

- (2) 一九七八年長期計画委員会答申（七九・一・二七付）について

(a) 一九七六年度長期計画委員会の研究体制小委員会結論でもあった「修学館凸部に各学部共同書庫を収容し、修学館および中央図書館の両側より利用する」という計画を断念した。

(b) 各「学部共研」と修学館研究体制の集約をはかるとして、修学館共同資料室および修学館研究室が室長と事務体制を伴うものとして、また人文研とは独立の組織として提案された。

以上の(a)、(b)を一定ふまえたものとして、現在では、修学館東部の二、五階に社会科学系四学部の「学部共研」がそれぞれ配置され、地階に「四学部共同書庫（一九七五年以前の製本済雑誌収蔵、法学部図書の暫定的収蔵）」が、「将来は人文研地下書庫との一本化（八〇・六・二一付教学部文書）」をはかるものとして設置され、また一階に「基礎文献資料室」（年鑑、年報類収蔵）が開室されている。

なお、理工学部の雑誌は、理工研のそれを含むかたちで、一九七六年度に理工学部共同図書室として集中共同化された。

3. 一九七九年度全学協議会確認事項

一九七九年度における学費改定をふくむ全学的討議をすすめるなかで、衣笠一拠点完成後の八〇年代を目指す新しい総合大学に対しては、「その潜在的な力量をどのように真の総合された学園の力量として創造的・効果的に發揮させるか、教育と研究の水準を質的にどう飛躍させるかが問われている」とし、図書館にかかわる長期的・総合的課題として、次のような事項について、その具体案を策定することが確認された。すなわち、「一拠点化における総合大学のメリットを生かし、教育・研究活動を推進する図書館のあり方とその政策について」

- (a) 総合と配置（学部教学の充実に対応する「学部図書館（注）」構想をも含めた図書配置のあり方と総合的機能）。
- (b) 学術情報（全国的・学内の学術情報の提供）。
- (c) 以上をふまえた新しい図書館のあり方とその体制を含め、八〇年代の政策を確立していく。

というものである。

（注）「一・二部学友会執行委員会：『七九学費闘争の成果と教訓』（一九八〇・九・一一）」によると、次のような構想をいう。（原文のまま。）（ ）は補足した。

「図書館政策は、その最大の課題としてあらゆる意味で総合大学にふさわしい機能をどのように果たすか、に問題が存在する。およそ二万

二千名の学生を有する総合大学において、図書（館）が一つしかないというのも問題であるが、「学ぶ気風」ある大学にするためには、学部教学とも関連させた施設の保障も必要となる。そういう意味から「学部図書館構想」をも検討素材として確認している。この「学部図書館構想」とは、経・営・産・法・理工の学部共同研究室（理工は学部共同図書室）が学生に開かれていない（教員の紹介状を要す）現状があり、それを（文）学部の文献資料室のように一定部分学生に開放するというものである。具体的なイメージとして、書庫十自習十討論室の組み合わせにより、サブゼミ、自主ゼミや自習が「学部図書館」でもできる構想をいう。――

II 基本的課題の設定とその分析・評価、今後の方向

過去数年間にわたる長計での討議、全学協議確認等をふまえ、第三小委員会では討議の柱として次のような三点、すなわち、

1. 「学術情報の流通システム」について
2. 「学部図書館構想」について
3. 「各学部共同研究室等との関連」について

を設定した。これらの重点課題には、すべて図書等の配置と総合的機能の問題が関係し、したがっていわゆる「図書業務の機械化」問題とも切り離して考えるわけにはいかない。

また、以上の課題のなかには、体制問題が深く関与していることはいうまでもない。

1. 「学術情報の流通システム」について

近年、多種多様な学術情報の急速な増大に伴い、その迅速な流通をはかることが国際的にも、国内的にも、また学内においても大きな課題となってきた。

全学部における図書等のいわゆる学術情報の流通の将来を考えると、その

中心となるのは、全国的な動向からみても、図書館業務の機械化問題である。この点については、別置の「図書館業務機械化計画委員会」が検討を行い、答申をまとめたので、当面の施策を含む具体的な方向性については、その委員会の答申にゆだねるものとし、本答申においては、学術情報の流通面からみた図書館のあり方と関連して、大局的立場から学術情報の将来の様相について、若干の予測を試みることにする。はじめに、国内外における状況と将来の方向にふれ、次に学内の将来方向について述べる。

(1) 国内外の状況と将来の方向

全国的な学術情報システムについては、一九八〇年一月二十九日に学術審議会が答申がだされ、つづいて一九八一年三月に「学術情報センターシステム開発調査」結果が、文部省学術国際情報図書館課より発表された。その趣旨は、「多量化・多様化している世界の学術情報を研究者が迅速・的確に得られる方策を確立」し、この様な情報活動における「外国との格差を是正すると共に国内の研究成果を入力提供」し、情報資源の「再開発や相互利用を前提とした」情報の流通体制を作るといふものである。全国的ネットワークの中核機関として「学術情報センター」が構想され、その機能（たとえばデータベースへスナップ化された機械可読情報Vのサービス、研究と開発、計画と調整、教育訓練等）や、中心となるコンピュータシステムの概要予測などが示されている。

なお、情報システムについての試行あるいは稼働は、諸外国、特に米国が日本よりはるかに先行しており、機械化システムの大前提となる各種データベースを取り上げてみても、世界で流通しているベース約四〇〇種のうち、約七〇%が米国で生産されたものである。

将来の大きな方向について考えてみると、情報の多量化、多量化から、もはや一國、一大学、一図書館であらゆる情報を網羅的に収蔵することは不可能であり、それぞれの規模に応じた「分担収書」、「分担保存」、「共有・共同利用」という原則的方向は、今後確実に、よりいっそう強まるものと思される。このことは、一大学内でも同様であって、学内におけるデータベースの形成と全学的ネットワークの構築とが強く要請される所以である。

またこの要請は、上述の全国的な情報センターシステムの稼働開始が、一九八四年後半に予定されていることも密接に関連をもつのである。

(2) 学内の状況と将来の方向

大学における教育と研究が、構成員それぞれの立場からする相異はあるとしても、統一的に把握されるべきものであることはいままでもない。

一方、大学図書館の機能として、伝統的に確立されている「学習図書館機能」とくらべて、いわゆる「研究図書館機能」の面が相対的に立ち遅れていることは、ひとり本学だけにとどまらず、全国の大学においても、同様の状況にある。このことは、上述のような視点からすると、教員のみならず、院生・学生の側からみても明らかにマイナスであり、また、あとで検討する「学部図書館構想」も、その一面においては同様の課題を含むものといえよう。大学の図書館機能として、研究面での寄与の強化が将来にわたっていよいよ強く求められることが予測される。

次に、(1)において述べた全国的動向をふまえつつ、将来の予想される状況について、若干の項目を列挙しておく。

④ 中央図書館は、本学における学術情報の流通面でセンター的機能をもち、学外に対しては窓口となる。

⑤ 学内外を通して、ネットワーク化された学術情報を中心として、そこへコンタクトする利用者や、利用者のコンタクトを側面から支える事務職員のあり方は大きく変わるであろう。すなわち、コンタクトの方法やその支え方そのものについても、旧来の考え方を改める必要があるであろう。このときの基本は、「分担収書」、「分担保存」、「共有・共同利用」の原理である。なお、機械化の方向をすすめていくとき、もつとも留意すべき点は、機械化システムとそれにかかわる教職員、院生、学生との円滑な整合をはかることである。

次に若干の例をあげておく。

(イ) 検索方法の変化―端末機による検索。

(ロ) 検索内容の多様化―所在情報、二次情報（原情報を取得するために必要な書誌的データやアブストラクトの類）の検索。

- (ハ) 一次情報(原資料)の多様化と多量化、情報伝達媒体の多様化(マイクロフィッシュ、ビデオテープ等)。
- (ニ) 一次情報の提供方法の変化(学内的には禁帯の厳守、学外的には相互利用↓コピー)―複写方法・伝達の変革(たとえばファクシミリ)。
- (ホ) 図書整理業務の迅速化―外部の公共的データベースのテープから本学のテープへ―ISBN(個々の図書に印刷されている同一の図書について固有の番号)の普及と、データベースのカバー率の増大とよる整理の抜本的迅速化。
- (ヘ) 参考業務(Reference Work)の質と量の改善。
- (ト) 閲覧業務(貸出、返却等)の省力化と簡便化。
- (チ) 会計業務(契約、支払等)、予算管理(執行状況の把握等)の迅速化と省力―全学会計業務とのネットワーク。

2. 「学部図書館構想」について

前述の歴史的経過のなかでもふれた如く、中央図書館においては、全学的な小集団教育の発展と共に、「学習図書館」としての位置づけから様々な政策がとられている。一方、「学部図書館構想」として求められている内容は、「学部共同研究室等」の利用の自由化と付帯施設の問題であり、「教育と研究の実践的統一」という視点からすると、いわゆる研究用図書等のニーズにかかわるものを含んでいる。すなわち、そのような図書等の内容に応じた配置と、教員の利用、院生の利用、学部学生の利用のあり方とそれらの実践的な接点の問題と考えられる。そこで、はじめに利用のあり方について基本的な考え方を述べ、次に、検討に際しての基本的視点を整理し、最後に当面の措置について提案をする。

(1) 利用のあり方について

利用のあり方としては二つの側面をもっている。第一は、利用対象となる図書等の内容、性格とそれに基づく配置であり、第二は、図書等の有している情報内容そのものの利用の形態である。これら二つの側面からみると、「学習図書館」としての中央図書館では、利用対象となる図書等の性格から、

中央図書館という一つの施設内に、図書等を開架で配置すると共に、利用形態としては閲覧室等の可能な施設を付置して、直接の利用をすすめている。この様な「学習図書館」としての機能は、基本的には中央図書館において今後も維持し、発展させていくべきものであり、その様な機能の無原則な分散化は避けるべきである。

一方、「学部図書館構想」からみた上記二つの側面の第一、すなわち図書等の性格は、後で述べる学生等の利用実態からもわかるように、明らかに、いわゆる研究用の図書等である。この場合、第二の側面、すなわち利用形態に関しては、検索等に必要スペースは別として、利用しつつ実際に研究をすすめていく施設(たとえば閲覧室、討論室等)を、図書等の配置と同一の場所にあるいは隣接して付置する必要性は、将来的にみると次第に少なくなっていくものと予想される。何故なら、情報の多様化とその量の増加傾向、全国的な共同利用の方向等からみて、情報の流通形態は大きく変化しようとしているし、利用形態についても、個別の図書等(特に学術雑誌の場合)に直接ふれ得る機会は少なくなっていくものと考えられるからである。このことは、実は教員、院生、学部学生全般にかかわるものでもあり、したがって主要には、本学における情報流通システムの問題としてとらえる必要がある。この様なシステムについては、本学の現状は甚だ不十分であるといわざるをえない。

以上に述べたことから、「学部図書館構想」にかかわる今後の検討に際しては、本学における情報(センタ―的)機能の進展を考慮しつつ、現実的な利用の方法と利用のための施設とを、それぞれ別個に考えていってよいと思われる。その際、いうまでもないが、これらのことは第二修学館構想のなかでも検討されねばならない。以下には、現施設条件のなかでの当面の現実的な利用方法に限って述べることにする。

(2) 考慮すべき事項

- (a) 学生の利用実態
- (b) いわゆる研究図書等の内容と内容に応じた配置(たとえば、中央図書館

と各学部共同研究室との関連)

(c) 教育と研究の实践的接点の具体的様相(たとえば、各学部、学科専攻、回生等による相違、教員、院生、学部学生の相違がある)

(d) 関連して、各学部「学生共同研究室」の理念と実態

上記(a)項、すなわち、学生等の利用実態調査結果は表1に閲覧、複写等のルールの現状と共に示した。依頼状発行元である図書館側のデータによれば、学部学生の利用者は約八〇%までが三・四回生に集中し、一・二回生の利用は少ない。学部別では、法学部が極めて多く、文・経・営・産・理工の順となっている。

利用対象は、他大学の研究機関論文集(紀要の類)が八〇%を占め、以下、教科と関連する専門雑誌一五%、年鑑・白書・専門書五%であり、紀要等で中央図書館に欠号のあるもの(過去の分については、図書館で収書することが困難である)の利用が比較的多い。

文学部の文献資料室は、文学部の各専攻共研と結びついており、文学部独自の教学の具体的内容、たとえば研究入門に始まり、卒業論文に至る理念と歴史的経過のなかで、学部学生に対しても自由な閲覧と複写が保障され一定の効果をあげている。このことは文学部が専攻編成をとっており、社会系学部とくらべて異なる条件下にあるためである。同様の事情は理工学部にもあてはまり、別表に現われている図書館を通じた利用数の他に、收藏雑誌の性格から四回生の直接利用が相当数にのぼっている。

これらの利用実態からみても、学部、学科、専攻、回生等によって教学の具体的内容に相違のあることがわかり、このことは当面の利用方法を検討する際にも考慮されねばならない。

上記(d)項、すなわち「学部学生共研」については、学生の自主的かつ集団的学習の場として、最低限必要な基本図書を備え、それ以上については、中央図書館での図書検索と閲覧ないしは複写を前提として発足し、各学部毎の主として学生側の自主的運営と管理に(学部によっては図書の受入、記帳を含めて)ゆだねられている。要は、中央図書館を補完するものとして、自主的集団的学習の場と施設を保障するものと考えられよう。

一方、收藏されている図書等の内容と利用実態からみると、「学部共研等」の收藏図書と「学生共研」のそれとは、明らかに異質なものであることは理解できる。すなわち「学部図書館構想」は、教育と研究の实践的接点として、現「学生共研」とは異なる位置づけのものと考えられる。

(3) 当面の方向について

学部学生の利用方法については、学部・学科・専攻・回生等により異なる教学実態と利用実態があるので、当面の措置としても、全学一律の形態をとることは現実的でないと考えられる。このことをふまえた上で、当面つぎのような措置を強化或は具体化する必要がある。

第一に、学部学生が必要とし、自由な閲覧に供すべき「単行書」類は、文学部を除いて基本的には「学習図書館」としての中央図書館において、複本等の措置をよりいっそう充実しつつ、一元的に收藏し利用に供すべきものと考えられる。

第二に、教育と研究の接点に存在する学術雑誌等の「逐次刊行物」については、その内容・程度が様々であるが、学部学生の自由な閲覧を推奨できる一般的な学会誌等は、従来通り中央図書館に備え利用に供する。

第三に、「紀要」等の中央図書館等で過年度にわたって収集することの不可能なものや、必ずしも自由な検索を必要としない特殊な研究論文等については「学部共同研究室」等に配置する。これらについては、各学部毎にその教学実態と利用実態をふまえ、利用のルールを定める必要がある。

なお、流通面の強化に伴う管理体制の改善が必要であることは言うまでもない。

3. 「学部共同研究室との関連」について

学術情報の流通システムとかがわかって、図書業務の機械化を具体化しようとするとき、関係事務組織間の調整と合意が不可欠である。

全学における図書配置の現状と現体制からみると、そのような調整をはかる組織については、はなはだ不十分であるといわざるを得ない。

事務体制については、当然、第二修学館構想を含めて、総合的な議論を必

要とするが、ここでは、図書業務にかかわる点のみに注目することとし、はじめに、図書等の配置の現状を考察して、検討の基本方向を明らかにし、次に関係事務組織の現状を述べた上、当面の問題提起を行うにとどめたい。

なお、機械化を具体化するための実務レベルでの当面の体制については、「図書業務機械化計画委員会」から一定の方針が出されている。

(1) 図書等の配置について

学内における図書等の配置の現状は表12の通りである。

研究体制全般にかかわっては、「研究事務体制」と「図書等」の全般かつ総合的な把握と政策が必要であることは言うまでもなく、単に「図書館のあり方」との関連だけでみることは無理があろう。

しかしながら、「図書等」は、人文・社会系では理工系の「実験設備」にも等しく、図書が利用者によって利用されるべきものであることを考えると、有効な利用を第一として図書等の「配置」を最優先に考えてもよいのではないだろうか。

このことは、図書等の利用を支える事務体制を考える場合においても思考の順序として、まず第一には「図書等」の配置を考えるということである。

本学の歴史的発展の経過も事実、そのように進んできたと言ってもよい。「利用」を前提とした図書等の「配置」を考える場合、基本的には共同利用を考慮した上で利用度の多いところで集約し、配置してよいと考えられる。別表で見る集約の現状は上述のような歴史的経過の帰結とも考えられ、配置の現状は概ね肯定できるものとした上で、利用のために必要な「管理・運営」の組織・体制をつけるべきものと思う。

(配置面での一定の分散化は、機械化システムによるネットワークで連繫をはかるものとする。)

(2) 事務組織について

図書等の配置されている「各学部共同研究室等」の現状は図11に示す通りである。

上述したように、図書配置の現状を概ね肯定した上で、図書等の流通すなわち全学的な共有をどのようにすすめるかを考える場合、所蔵・所在情報等

については、機械化によるネットワークを志向するとしても、そのような方向を含めて、関係する機関や事務組織の合意を得ていくための組織は別図からわかるように現状では非常に不十分である(無いと言ってもよい)。

中央図書館を中心として、社会系四学部の学部共同研究室、文学部の文献資料室、理工学部の共同図書室、人文科学研究所、理工学研究所等の相互調整を、計算機センターと協議しつつ進めていく必要がある。

全学の研究事務は、例えば教育学部のなかに研究庶務課(仮称)の如きものを設置して、相互調整に当たるとしても、下部組織としては、分散している組織の一部分をまとめていくような体制、例えば社会系四学部の学部共同研究室を例とするならば、研究活動自体における各学部の独自性を尊重しつつ、事務機構面での総合化をはかる組織が必要であろう。

〔付〕図書業務を含む研究事務体制のイメージについて

図書業務を含む研究事務体制の全般的な、おおよそのイメージを明らかにするため、参考として図12に概略の試案を示しておく。

いうまでもなく、この試案は教育と研究の分離を意図するものではなく、現状では分散化している研究事務の全学的総合的把握を可能にするための一案であり、全学的な教育と研究の接点を明確にし、教育と研究の実践的統一をはからうとするものである。

広い意味での「図書館のあり方」は、全学的な研究体制のあり方にも深く関与しているので、問題提起のための一助として提示する。

なお、一応考慮された要点は次の通りである。

- (a) 教育学部のなかに全学の研究事務の相互調整をはかりうる担当課をおく。
- (b) 人文科学研究所は、学部単位の研究面を主に担当するところの学部共同研究室とは別個に考える。

(c) 理工学研究所についても上と同様に考えるべきであるが、現在、まだ固有の事務体制をもたない理工学研究所の事務組織を全学の独立機関として確立することを第一とし、学部共同図書室および各科図書室の事務所管について

(表-1) 学内研究機関への「資料閲覧依頼状」発行件数

1981/9/21 図書館調査								
	'76	'77	'78	'79	'80#	'76~'80 小計	'81 (4-8)	備 考
法 共 同 研	298	319	475	588	1,161	2,841	* 113	'81の見込みは~500
経 共 同 研	87	132	172	147	138	676	* 30	
営 共 同 研	23	38	56	84	79	280	* 28	
産 共 同 研	22	35	30	60	56	203	* 20	
文 文 献 資 料 室	1	2	33	20	8	64	16	文学部以外の学生の利用件数
理 工 共 同 図	3	2	13	12	6	36	8	
人 文 研	102	128	209	189	145	773	* 263	'81は、基礎文献資料室(学部共同書庫)のデータ
体 育					1	1		
外 連 協							1	
大 学 院			5		5	10		
そ の 他			1		2	3		
計	536	656	994	1,100	1,601	4,887	479	

'80年度2~4月は移転のため中止。

* '81年4月より、社会系4学部の1975年度までの製本雑誌は原則的に人文研所管(当面)の「学部共同書庫」へ移管されたが、法学部については、未移管。

(閲覧・複写等のルール)の現状)

(1) 社会系4学部共研と人文研

院 生 — 利用証による閲覧、キャッシュカードあるいは現金による複写費用の支払い(私費あるいは院生共研補助費)。

学 生 — 図書館発行の「依頼状」による閲覧と複写(支払は私費あるいは小集団クラス援助費)

(2) 文学部文献資料室

院 生・学 生 — 共に閲覧・複写自由(支払は私費あるいは小集団クラス援助費)

(3) 理工共同図書室

院 生 — 閲覧自由、複写は指導教員の許可を要す(実験実習費等公費支払のため)。

学 生 — 閲覧は教職員の指導のある場合、複写は指導教員の許可を要す(支払等は上と同じ)。

(e) は、当面理工学研究所とする。
(d) 外国語科連絡協議会、一般教育センター、教職課程センター、保健・体育教室は全学にまたがり、研究面とともに教育面の比重も大きい。したがって、教育面では、何らかの形で教学部との連繫を保つ必要があり、他方、研究用図書の間では、修学館総合事務室体制との連繫を保つ必要がある。
現在の基礎文献資料室は、当面人文科学研究所の所管とされているが、所

(f) 蔵図書等の内容からみて、社会科学系四学部共同研究室のグループへ所属させる方が望ましいと考える。
施設面では、第二修学館構想の内容と関連することは言うまでもない。
図書館委員会は、全学的な図書政策を確立し、併せて「情報」流通にかかわる具体的方策の策定についても基本的責任を負う中心機関として位置づけられる。

(表-2) 図書等配置の現状 (1981.11.1)

	所在	所管	収 蔵 図 書 等		図書業務 (受入等)	備 考	
			単 行 書	逐 次 刊 行 物			
人文科学研究 書庫	⑤ 1 F	人文研	共同研究会 辞典、部落問題	1976年以後の雑誌 (1975年以前の製本雑誌 は学部共同書庫へ)	人文研 事務室		
人文研地下書庫	⑤ B F		一 般				
基礎文献資料室	⑤ 1 F	人文研 (当面)	年報・年鑑・統 計等	1975年以前の製本雑誌 法については、1945 以前の洋、1975以前 の限定和雑誌		年報類の受入を検討中	
学部共同書庫 (社会系4学部)	⑤ B F		暫定的に 法学部図書 のみ				
部落問題研究室	人文研 と同室	人文研	(人 文 研 書 庫)		(人文研)		
学部共 研室	法 学 部	各学部 事務室	(辞典等のみ)	学部共同書庫収蔵外の全タイ トル	各 学 部 (共研) 事務室		
	経 済 学 部		○	1976年以後の雑誌			
	経 営 学 部		2 F				
	産 業 社 会 学 部		3 F				
文 学 部 文 献 資 料 室	⑤ 3 F		○	○	⑤(文献 資料室)		
外 国 語 協 議 会	⑤ 西 5 F		○	○	外 連 協		
一般教育センター	外連協 と同室	教務課	○		教 務 課		
教職課程センター	⑤ 1 F		○		⑤(文献 資料室)		
保健体育教室 図 書 室	⑤ B F	体育課	○	○	体 育 課		
理工学研究所	2号 2 F	学 部 事務室	○	未製本新着雑誌 (理工研分のみ)	学 部 事 務 室 (「研究庶務」 担当者)	理工研としての事務体制はな い。 理工事務室の「研究庶務」担 当者兼務	
理 工 学 部 共 同 研 書 室	2号 1 F	学 部 事務室		研究論文誌(含:理工研) (除:数学・物理(最近5年分))			
理 工 学 部	数 学 教 室	各 教 室	○	○			
	物 理 学 教 室		○	(最近5年分:理論物理関係)			
	化 学 教 室		○	未製本新着雑誌 (各教室分)			
	電 気 工 学 教 室		○				
	機 械 工 学 教 室		○				
	土 木 工 学 教 室		○				
	地 学 ・ 生 物 学 教 室		○				
基礎工学科 図 書 架	○			購 入 中 止			
資 料 室 (中川会館)	中川 3 F						

他に、各学部「学生共研」(文は「専攻共研」)あり。

(出所) 長計事務局(総務課)調べ

図-1 事務組織・体制の現状

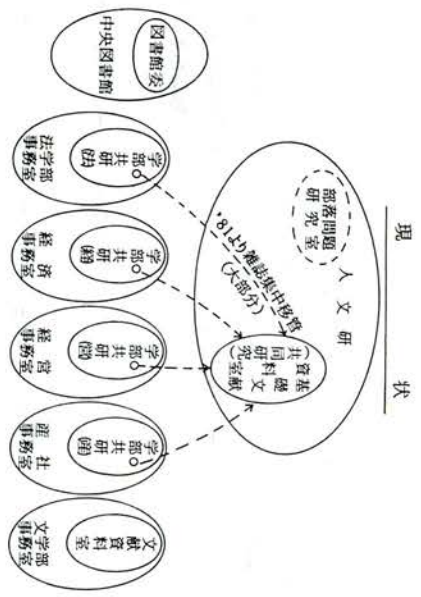
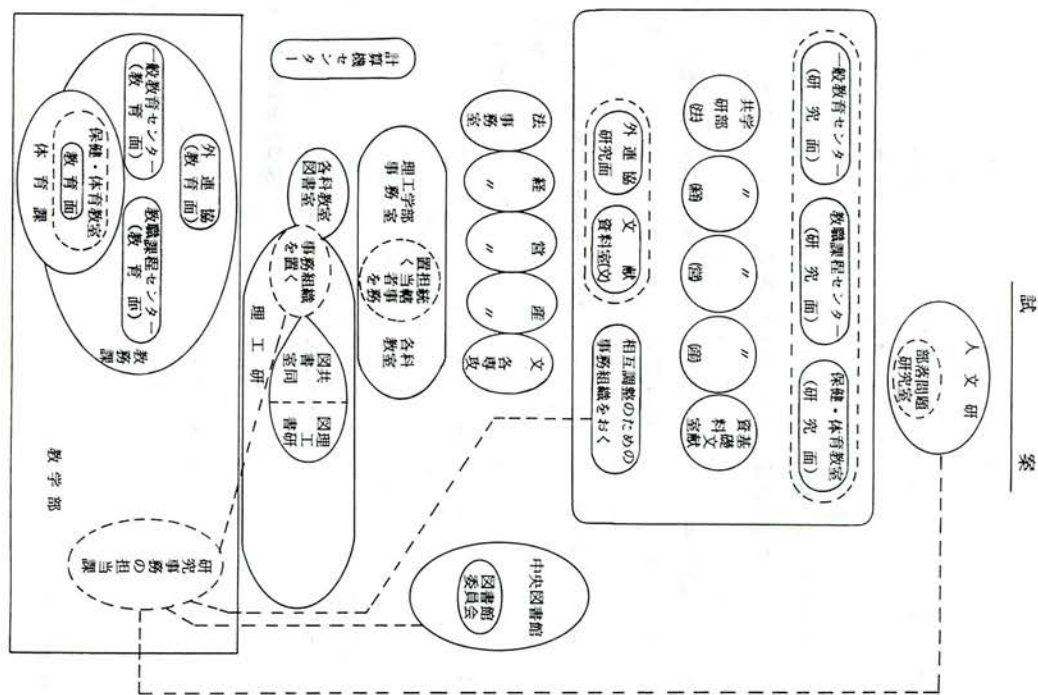


図-2 事務組織・体制の試案



(注) ○ は固有の事務体制(人員配置)をもたない機関]
 [出所] 長計事務局(総務課)調べ

七三 厚生政策（生協の位置づけと役割を含む）について

—第三次長期計画に関する答申（追五）— ☆

一九八二（昭五七）・三・三一 八〇・八一年度長期計画委員会

はじめに

本年度の長期計画委員会に対する総長の諮問事項のうち、本学における学生・教職員を対象とする厚生政策（生協の位置づけと役割を含む）について検討を行ない、そのまとめを行なったのでここに報告する。

本報告の内容は、

- I 学生を対象とする厚生政策について
- II 教職員を対象とする厚生政策について
- III 本学における生活協同組合の位置づけと役割についてである。

なお、学園における厚生政策をとらえる場合には、ひろく文化・スポーツ活動に対する施策も含み、相互に関連するものと考え、学生を中心とするスポーツ政策については別途にまとめて答申としている。

I 学生を対象とする厚生政策について

1. とりくみの経過

本学における厚生問題のとりくみは、以前には学生実態に十分にそくした総合的・系統的的政策に欠けるところが多く、学生から出されてくる要求に対しての対応というかたちで断片的な具体的施策がとられた場合がしばしばであった。しかし、ここ数年來、厚生問題の総合的・系統的な充実が全学的にも重視され、学園民主化のとりくみの中で、他大学にはみられないスピードで充実されてきた。

学生部厚生課新設（一九七三年）、保健センター新設（一九七六年）、学寮

の統廃合および充実（一九七七年）、セミナー・ハウス増設（一九七五年）、学生会館第二期工事完成（一九七八年）、スポーツ施設の一般開放、身体障害者関係施設・設備の充実、生活協同組合の食堂部を中心とした購売部・書籍部施設の充実、立命館大学大学院奨学金制度新設（一九七〇年）、立命館大学学資貸与制度改正（一九七九年）、生活援助基金制度改正（一九八〇年）、全面的な学生実態調査の開始、などの基本的な政策が次々ととられてきた。

2. 厚生政策の性格

大学における厚生政策は、学生生活に必要な健康面、生活面、経済面の諸条件にかんじて、一定水準のものを保障し、それによって正課や自主的諸活動などが正常に営めるようにするという目的をもっている。

したがって、たんに経済的困窮者だけにとどまらず、広範な学生層をも対象とするものである。それは、一般的・集团的學生を対象とするものと、個人學生を対象とするものに二大別することができ、前者を補足するものとして後者を位置づけることができよう。

これらの諸条件の基本的な保障は、もともと大学の外の社会的政策によるところが多いためであるが、十分に果されていない現実がある。

従って、国や地方自治体に対して保障を要求していきながら、当面、自らが厚生の諸条件を維持・改善しようとする個人的あるいは集团的努力に基本をおきつつも、大学が援助するという性格をもつものであるといえよう。

国や地方自治体に対して保障を要求する場合、他大学や私立大学連盟などの外部組織と連携することが必要であり、これらの組織と協力関係をさらに強めることが大切であろう。

援助の水準は本学構成員全体の理解と支持がえられるものでなければならぬ。又、社会的諸条件の変化と、援助の客体である学生実態の正確な把握と、その変化に対応した総合的・系統的なものでなければならぬであろう。

ここで述べる厚生政策の基本的な性格と位置づけについて、今後、具体的施策をおこなっていくなかで、より一層の整理とほりさがなされていかなければならないと思われる。

また、厚生政策をもっと広い学生の文化的諸要求にこたえていく政策全体とのかかわりのなかで、とらえなおしてゆくことも必要となつてくるであろう。

3. 到達点と課題

(1) 学生実態調査

一九七五年頃より、全学的な学生実態調査アンケートが実施されてきた。関連部課でも、それぞれ独自に学生実態調査をおこない、それなりに個別的な政策がとられてきた。しかし、①これらを全学的、総合的、系統的な政策にむすびつけるという点で必ずしもまだ十分でなく、とくに経済生活実態と教学実態とを結びつけて総合的に把握すべきではないか、②アンケート調査は全体の傾向を知る調査であるという限界性があり、援助を必要とする具体的・個別的な学生を把握することが困難である、などといった問題が指摘されている。

これらの問題について、全学アンケート調査委員会の設置、事務局としての教務課の体制強化などの改善がとられてきているが、今後さらに全学的課題として強化が必要である。

(2) 健康管理

定期健康診断の完全受診の必要性が全学的に確認され、早期発見、早期治療の立場から保健センターを中心にそのための施策がとられ急速に受診率が向上しつつある。

身体疾患学生は、ここ数年来、全学生の約三パーセント（約六〇〇名）を占めているが、これらの学生の追跡検診、指導および関連部課相互間の連絡を充実する必要がある。

健康管理の啓蒙、保健教育問題については、現行の保健センター委員会の機能に加えて、全学の健康問題について全学的に検討していく体制の確立が必要であるのではなからうか。

近年、修学上の相談、進路上の相談、対人関係相談、健康相談（精神衛生相談を含む）などが多くなつてきている。これらの学生の相談に応じ、指導援助する体制が必要である。例えば、学生相談室設置についての検討が必要

であろう。

(3) 安全対策

学生・教職員および地域住民の安全を守り、学内外の騒音・通行妨害などの迷惑行為を防止するための学内各構成パートによる協議機関を設置する必要がある。

又、正課中または課外活動中の事故について、大学の責任範囲とその補償についての考え方を明確にする必要がある。これらに対応する傷害保険や責任保険の制度についても検討をすすめるなければならない。

キャンパス内で事故が同時に多発した場合などの混乱を防止するため、キャンパスをいくつかのブロックに区分し、それぞれのブロックにおける救急援助体制を明らかにし、緊急時に備える必要がある。

キャンパス内外の学生・教職員にかかわるあらゆる事故について、総合的に把握すると同時に、それを分析し安全対策をたてる必要がある。

課外活動中の事故防止と救急対策のため、学生・教職員を対象にいくつかの大学で実施されているような救急法講習会を行なうことも今後の検討にしたいするものであろう。

(4) 経済援助

経済援助の基本は、一定の金額が恒常的に貸与または給付される奨学金制度の利用にあるであろう。

とりわけ、日本育英会奨学金、地方自治体奨学金、その他団体奨学金の利用が中心である。これらの奨学金制度を補うものとして、第二次的に立命館大学学費貸与、立命館大学新入学生学費貸与、立命館大学大学院奨学金、生活援助基金などの学内奨学金制度があり、さらに第三次的にアルバイト斡旋、下宿斡旋、学寮や生活協同組合の利用などがある。

① 日本育英会奨学金

本学では数年来から、積極的に奨学生の増員、奨学金の増額要求運動を展開してきた。とくに他大学ではあまり見られない補充・応急・災害採用に力をそいできた。このため奨学生数は全国私立大学のベスト三に入っている。これらの努力をさらに継続する必要がある。

同時に、第二次臨時行政調査会一次答申でみられるように、(イ)有利子化、(ロ)返還免除制度廃止、(ハ)返還期間短縮の諸点については、わが国の今後の奨学金制度の在り方に大きな影響を与えるものとして注目を払い適切な対応がなされなければならないであろう。

② 学内奨学金

教育の機会均等を尊重する本学の立場から、他大学に先がけて一九八〇年より立命館大学新入生学資貸与制度を設けた。

他大学の学内奨学金制度をみると、給付と貸与の二本立てになっているところが多く、最近の動向としては、(イ)給付の廃止、(ロ)日本育英会に採用されなかった適格者の救済、に向っているようである。

本学の学資貸与を中心とする現行の学内奨学金制度は、実質的に他大学が目指しつつある方向と一致しているといえよう。

③ アルバイト

アルバイト就労者のうち、学費・生活費不足のためにアルバイトをしている者は約二五パーセント(私立大学連盟調査では平均約二〇パーセント)を占めている。

学費・生活費を得るためのアルバイト就労とそれ以外の目的のための就労については、前者に一定の優先斡旋の制度をとることができないかを検討してゆく必要がある。

又、アルバイト就労実態と教学実態(例えば、単位取得および出席状況)の関連について各学部と協力しながら追跡していかなければならないであろう。

④ 下宿・学寮

京都市内における下宿提供は最近増加している。このため部屋代等は横ばい状態である。

学生の下宿に対する要求は、(イ)四・五帖から六帖へ、(ロ)合部屋から個室へ、(ハ)間借りからアパートへ、(ニ)自炊設備のあるところへ、(ホ)大学キャンパスの近くへ、と移行しつつある。

このような学生要求との関連で、学寮の今後の在り方について検討を加

えることが必要となってきたのではなからうか。

年々、キャンパスの周辺に下宿が集中しつつあるが、この傾向が自転車、バイク通学の増加となってあらわれている。

(5) 身体障害者問題

身体障害学生の受入条件についての大学としての基本的な考え方を早期に確立することが重要である。

本学では民主化運動のなかで基本的な施設・設備は他大学に比べて充実されてきている。近年、手話通訳とリーディング・サービスを制度として保障せよとの要求がだされている。これらは教学条件の保障の問題として検討していく必要がある。

基本的な施設・設備を公費助成として要求するため、基本的な施設・設備の特定について、大学間の共通見解づくりが急がれている。

身体障害者問題について、土曜講座・講演会・研究会をおこない地域住民にも公開してゆく必要がある。

(6) その他

学生健康保険組合については、他大学が必要を感じて設立した頃と、現在は、社会的背景がかなり異っており、設立の可否について慎重に検討すべきであろう。

山の家、海の家(設置している大学のほとんどが、学生健康保険組合が設置している)については、すでに設置している他大学の利用実態とその有効性について調査する必要がある。

二部学生については、すでに述べた諸施策をより積極的にすすめることと、勤労学生の実態に具体的に対応した施策(例えば、八一年度に行なった「働く者の手引き」など)が今後さらに必要とされる。

4. 厚生政策のいっそうの前進のために

本学における厚生政策をなおいっそう前進させるためには、大学諸機関の体制を強化するとともに、これを学内各構成パートとの横につなぐ全学の主体的な努力が必要であろう。

そのための一環として、各構成パート（一・二部学友会、院生協議会、教職員組合、生活協同組合）の代表と、関連部課（学生部、総務部、保健センターなど）による連絡組織を設置することを考える必要があるであろう。

II 教職員を対象とする厚生政策について

教職員を対象とする厚生政策については、わが国全般の厚生諸施策の状況に大きく関連する問題であるとともに、本学における場合には学園という社会的な条件、教職員の研究、教育、労働等の条件、さらには、本学のもつ経済的、物的条件等と深くかわつて検討しなければならぬ課題である。

本学ではこれまで、学園の歴史的な発展過程と照応しつつ、また、この間の社会的な種々の保障制度の変化や、教職員の要求に対応して今日では以下に述べるように一定の厚生政策が保たれてきた。

にもかかわらず、本学が戦後、平和と民主主義の理念にもとづく教学の発展・充実をすすめてきているなかで、教職員を対象とするこれらの厚生諸施策の充実が相対的におくれをとっているという指摘を受けざるをえないのは、本学のこれらの厚生諸施策が学園のきびしい諸条件の下での制約を受けつつ漸進してきたという歴史的過程と、また、このような状況のもとで、学園政策の一環として樹立してすすめることをなしえなかつたことに最大の要因がある。

本委員会は、このような基本的な問題認識のうえにたつて、諮問に求められているわが学園の八〇年代およびそれ以降の発展をすすめるにふさわしい厚生政策はいかにあるべきかの検討をすすめてきたが、はじめにも述べたごとく、とくに教職員を対象とする厚生政策は、わが国全般の社会保障・厚生諸制度とのかかわりや、また、学内的にも賃金政策、人事政策、労働条件等とも深くかわるものであり、したがって、これらをふくめて今後さらに検討するために、ここでは現状についての一定の整理と、今後の検討すべき課題をあげるにどうめ、以降の検討につなごたい。

1. 本学における教職員を対象とする厚生諸施策の概要と現状

本学の教職員を対象にとりくまれてきた厚生諸施策は、主として福利厚生を中心として、その内容は「法定福利厚生」、「法定外福利厚生」に大別され実施されてきた。

(1) 法定福利厚生の現状

一般に、法定福利厚生とは、各企業が法律によって実施を義務づけられている制度（①健康保険、②年金制度、③雇用保険、④労災保障制度、⑤児童手当、⑥身体障害者雇用等）であるが、本学では、一九七四年の私学共済加入を機にこれらの諸制度が整備されて、今日では一般に比して、また各大学に比して遜色ない水準に到達していると考えられる。

(2) 法定外福利厚生の概要と現状、問題点

法定外福利厚生とは、各企業が独自に、任意あるいは労働者との協議にもとづいて制度化している厚生事業であり、その内容も多岐にわたっている。

本学におけるものは、

- a. 教職員の厚生活動に対する施設・設備
 - b. 教職員のレクリエーション活動に対する援助
 - c. 教職員の健康管理
 - d. 住宅資金貸付制度
- がその中心となっている。

① 教職員の厚生活動に対する施設・設備について

本学では、現在、これらの施設・設備として、(イ)白雲荘、(ロ)衣笠教職員会議室、(ハ)休憩室、(ニ)校宅（主として新任教員の赴任にかかわる暫定住宅）があるが、このうち「白雲荘」は研究会、会議、娯楽、宿泊利用をふくめて、教職員、校友、院生など年間延三、〇〇〇名（うち宿泊は三五〇名）の利用があり、一定の成果をみている。しかし、施設そのものが老朽化してきているのと、今後のすう勢を考えると、さらに規模的にも、また内容的にも充実されたこの種の施設・設備が必要となっている（末川会館の建設計画とも併せて検討されるべきであろう）。

「衣笠教職員会議室」は、その立地条件やセルフ・サービス制とも関係して利用者は少ない。しかも、その利用実態は、厚生という側面からの

のより、公的な利用（職場研修会等）も多くふくまれている。

「教職員休憩室」は施設上の制約から、現在では教職員組合施設に隣接して一室が置かれているが、これも設置条件等から必ずしも全学教職員の日常的な利用に充分でない。教職員の休憩や懇談の場の設定は、その業務の日常性に密接しなければ実効あるものとはならないので、この意味では各職場や研究施設条件のなかでその設備を考えていく必要があるだろう。

その他「校宅」等の現状は、いわば遊休設備の暫定利用の域にとどまっており、今後の「教職員住宅」制度とも併せ、そのあり方論もふくめて検討する必要があるだろう。

② 教職員のレクリエーション活動に対する援助について
現在までとりくまれてきた主な内容は、主として、(イ)契約保養所の設置（全国一四ヶ所）、(ロ)「海の家」の開設、(ハ)教職員スポーツ大会の開催、を行ない、また、学内における運動施設の確保、用具類の貸出し等が実施されている。

これらの利用実態は、契約保養所については家族をふくめて年間五二〇名、「海の家」の利用者数約五六〇名、教職員スポーツ大会についても参加条件の保障によって大多数（とくに事務職員を中心として）の参加をみせてきている。

また、日常的な教職員のスポーツ活動に対する学内施設の確保については、この間全学の理解のもとで、テニスコート、卓球等一定の確保が実現されたが、今後さらに全学のスポーツ政策、健康管理政策とも関連させた施策としての検討が必要であろう。

③ 教職員の健康管理について

教職員の健康管理施策の現状は、(イ)定期検診（春秋年二回）、(ロ)随時の健康相談、(ハ)保健薬等の供給が実施されている。

このうち、定期検診については、教職員の受診率は六四％（教員五四％、職員七六％）である。

最近、教職員の発病者が多いが、これらの状況をみるならば、教職員の自主的な健康管理はもとより、施策としてもさらに拡充したものを考える

必要がある（例えば、定期検診の回数、検診内容の拡大、健康相談やアンケート調査の日常化、啓蒙宣伝活動の充実等）。

④ 住宅資金貸付について

住宅資金貸付制度は、比較的早くから（一九六五年）、本学独自の制度があったが、私共済の加入により、教職員にとっては貸付額が増加し、住宅取得の機会を拡大した。

しかし、若年層に対する援助の問題（返済条件に対する考慮）、遠隔地化に対する問題等さらに総合的にとらえた住宅政策が必要となっているであろう。

⑤ その他の施策について

一九八二年度より遺児に対する養育奨学金制度が発足することとなり、さらにこれらの福利厚生施策が前進してきたが、さらに今後、種々の課題について考えていく問題があるだろう。

(3) 私学共済について

私学共済組合は、現在全国一二、六九〇校、組合員数三二六、二九四名が加入し、その被扶養者は二八〇、七四一名、年金の受給者は四一、五四九名に及んでいる。

私学共済の事業活動の主なもの、(A)給付（長期給付〈年金〉と短期給付〈医療〉）と、(B)福祉事業（保健、医療、宿泊、貸付）であり、本学教職員の受給者、利用者も多い。

しかし、利用制度上の改善や、内容上の拡充などさらに私学共済への働きかけを強めて改善をすすめることが大切である。

2. 今後、さらに検討されるべき課題

以上のように、本学における教職員を対象とした厚生施策は、主として福利厚生施策を中心に一定の充足が行われてきているが、はじめに述べた如く、これを対象とする教職員の研究・教育活動の実態、労働・生活実態とそのなかから提起されてくる要求をふまえ、労働、賃金、定員の諸施策と、さらには保健管理、生協政策、施設・設備条件等を整理し、総合的な視点にもとづいた政

策化が必要である。

とくに、このなかで、今後の教職員厚生をみる場合、①教職員の高年令化に対する施策の改善（年金制度、退職金制度、定年制度、嘱託制度など）、②婦人教職員に対する施策の改善、③地域との関連、などを重点として考えることが必要になってきているであろう。しかし、この場合にも、大学・学園としての性格、本学のもつ力量、学生との関連を十分にふまえたものとしてとらえる必要があることは言をまたない。

また、現行諸施策のうえでも

1. 私学共済の諸事業に対する改善のとりくみについて。
 2. 本学独自の福利厚生施策の拡充について―遺児養育奨学金制度の新設に引きつづく施策の検討。
 3. 教職員の保健―とくに健康の維持・増進を中心とする施策の検討。
 4. 職場環境の改善・整備（休憩室、談話室、ラウンジ等）
 5. 教職員の文化、スポーツ、レクリエーション活動に対する施設・設備の充実と援助制度の改善。
 6. 教職員会館の検討。
 7. 非常勤講師、アルバイトに対する施策の検討。
 8. その他研修・学習制度など。
- が今後さらに検討の必要な項目としてあげられる。

Ⅲ 本学における生協の位置づけとその役割について

生活協同組合は、組合員相互のくらしを守る自主的な組織である。

本委員会が、このような大学とは相対的に独自の自主的組織である生協の問題をとりあげるのは、本学における生協が、創設以来わが学園の発展に寄与し、とりわけ全学の学生・教職員の厚生生活の日常に大きく関与している存在から、厚生政策全般の検討に深くかわる課題であるからである。

本委員会は、このような観点から、また、今日の学園をとりまく全般的な情勢の下で、わが学園の八〇年代およびそれ以降の発展を共にすすめる自主的・

民主的組織としての生協の発展を期する立場から、本委員会として一定の検討を行なったものである。

1. 本学における生協の位置づけ

本学における生協は、一九六二年、本学の学生・教職員の手によって、自らの生活を自らの手で守るため、消費生活の全てにわたって、協同した力で生活を守り、より豊かにしようとする趣旨のもとに自主的に設立された組織である。以来二〇年を経過するなかで、この趣旨のもとの諸事業の展開を通じて本学の学生・教職員の厚生生活の面に大きく寄与するとともに、この間のわが学園の民主的な発展にも重要な役割を果たしてきた。

このような経過のなかで、七五年全学協および七九年全学協は、本学における生協の位置づけを「大学を構成する事実上の一パートであり、大学自治を支えるもののひとつ」であり、また、「全学構成員の厚生・生活上の諸施策の担い手」であることを確認した。このように大学の諸機関をはじめ、全学の構成員が生協活動に対し積極的なかかわりをもっている今日の実態が、本学における生協の位置をしめすものである。

不況、インフレ、消費者物価の上昇などの経済条件のもとの今日の学生生活はまことに厳しいものがある。他大学に比して低所得者層の出身者が多く、かつ地方出身者―下宿生を多く擁している本学にとつては、とくに重大な問題である。しかも、このような学生の厚生生活上での困難性は、学生の学習・文化・スポーツ諸活動に大きく影響している実態をみるならば、本学生協は、厚生政策の担い手であるとともに、このことを通じて教学にも寄与するものとしてとらえておくことが重要であろう。

また、大学における生協は、大学中にあつては、このような位置づけをもつものであるが、同時に、全国的に組織された生協運動のなかで、国民を含む消費者運動に貢献し、地域にも通じる社会的役割をもつものであろう。

2. 本学生協の到達点

以上のような位置づけの進展のなかで、本学生協は、食堂部、書籍部、購買

部の三部門の業務を中心とした活動を行なっているが、本学における生協への到達水準は、その加入率（一九八一年度一部学生九七・一％、二部学生七五％、院生三九・二％、教員八九・六％、職員九九％）において、また、組合員一人当りの年間結集高（一九八〇年度一三三・一、八一七円）において他私大の水準を上廻り、さらに施設の占有面積（衣笠キャンパスにおいて延五、一四二㎡―一、五五八坪）・設備・備品において大規模六私大（明治、法政、早稲田、慶応、同志社、関学）の水準を超え、部分的には大規模国立大学生協さえ凌駕している。

このような本学生協の水準は、本学の全構成員の生協に対する重要性の認識と、組合員の要求にねざした結集に支えられ、全学の手でつくりあげられたものであり、また理事会をはじめとする学内諸機関の理解と積極的な援助によるものであろう。

さらに、本学生協は、このような全学の協力と信頼のうえにたつて、本学生協の位置づけにふさわしい組織活動を前進させつつある。例えば健康を意識的に守るための「全学健康デー」の開催と健康キャンペーン、学問的意欲を促す文化講演会その他の文化事業の開催や生協講座の開催による生協理論の発展と普及など、幅広い活動をも展開してきている。

3. 本学生協の有している条件と問題

以上のような本学生協の現状は、すでに述べたように優れた到達点をもちながら、極めて困難な条件と克服すべき重要な問題点を有している。

① 本学の長年に及んだ二拠点時代のもとの不利な条件から来た困難性が、未だ今日に至るも克服されない問題として残っていること。

② 二部学生の生活を守るといふ課題を日常的に遂行しなければならぬことからくる体制・条件の厳しさを有していること。

③ 大学生協としては、経営上困難とされている食堂部門の拡大・充実を食生活を守る立場から要求に応え堅持してきていること。

④ 大学の学年暦（年間講義日数約一八〇日）に制約される営業日数の限界

があること。

以上の諸条件が、本学生協の一九八〇年度までの累積赤字約六、五〇〇万円を生んだと思われる。しかし同時に問題と思われることは、先にふれたように組合員の結集水準は高いことからみても、また、他大学生協との比較においても経営効率の問題が存在していることが明白である。

①の条件は全学の努力によって基本的に解決された。しかし②③④の条件は本学生協が常に有する基本的条件である。加えて、大学の教学方針である学部学生数減政策が遂行されつつあり、また自宅通学者の増と下宿学生の減という学生実態の変化が現われている。

従来からの条件と新しい条件を踏えたいうえでの生協が有する問題克服の課題は緊急にして重大であるといえよう。

4. 本学生協の今後の課題

以上のような本学生協の問題点を克服し、今日の諸情勢の下での生協活動をさらに前進させる課題の遂行は、基本的には自主的な組織である生協本来の責任のもとにおかれるべきものである。

しかし、本委員会は冒頭に述べた本学における生協の全学的位置づけのうえにたつて、本委員会として考えられる今後の課題について提起し、全学の検討を要請したい。それは、

① 大学として、全体の学生・教職員の厚生政策の確立を急ぎつつ、その重要な環としての生協問題に対する総合的・系統的な政策をもつ必要があること。

② そのためにも、大学と生協との日常的な協議体制を確立すること。また、事務局のあり方をより明確にし、生協との窓口をもつとともに、生協関連資料の整備、検討を行う必要があること。

③ 本学における生協の施設・設備は、他大学の水準を凌駕しており、これ以上に新たな施設を必要としないと考えるが、大学の教学方針と組合員の実態に照応した利用結果を高めるための現有施設の改善は当然のことながらでてくるであろう。

- ④ 今日の学生の実態の変化や、多様な要求のなかで、今後の大学における生協の意義とその基本的な方針すなわち、学ぶ学生を対象とし、その教
学要求にねざした事業活動のあり方をさらに追求すること。
- ⑤ このような基本的計画のなかで、いわゆる累積赤字を克服する施策を明
確にしていくこと。
- ⑥ 以上のような諸課題の推進のなかで、大学としての経済的な援助の諸施
策を整理し、さらに位置づけを明確にする必要がある(光熱水費の問題
などをふくめて)。

七四 スポーツ政策について—第三次長期計画に関する

答申〔追六〕 ☆

一九八二(昭五七)・三・三一 八〇・八一年度長期計画委員会

はじめに

一九八一年度長計委員会に対し、総長から諮問された「スポーツ政策」につ
いて、第二小委員会における審議にもとづいて、以下のとおり答申する。

学生のスポーツに対する要求は、近年ますます切実になってきており、また、
スポーツ活動は体力向上、人間形成、集団づくりなどに大きな役割を果たしう
るものであることから、学生はじめ全学構成員のスポーツ活動に対する政策の
確立が要請されている。その場合、本学の保健体育教育の到達点に対する政策の
ら、学生の課外活動としてのスポーツ活動を、体育会各部の活動実践とクラス
等を中心とする自主的スポーツ活動の発展に依拠しつつ、それをうらづけてき
た施設・財政等の諸条件の現状に立脚して、総合的に検討することが必要であ
る。

学園におけるスポーツ政策は、大学の教育・研究とかわり総合的に策定さ
れるべきものとして、八〇年代およびそれ以降の学園長期計画のなかに位置づ
けられるものであるが、本答申では、学生の課外活動を中心に、現状と当面の
課題を提起することとした。

I とりくみの経過

1. 戦後の本学における体育・スポーツ活動と施設条件

本学におけるスポーツ活動の歴史は、その起源を大正年間に遡ることがで
きるが、戦前、活躍のめざましかった野球、ラグビー、テニス、陸上競技、
馬術や武道系各部など一〇指に余る各部の活動は専用の施設もなく、学生の
参加も一部に留まり、困難な条件のなかですすめられていたが、厳しい戦争

の嵐によってその殆んどが中絶させられたのである。

戦後、新制大学の発足に伴い、大学の正課として保健体育が設置されるとともに、体育会各部も順次復活され、また、新しい分野・種目の運動部も誕生したが、当時の学園は財政的・施設の基盤が他大学に比しきわめて脆弱であり、スポーツ施設の面でも、文字どおり「ゼロからの出発」であった。

戦後の学園づくりのなかで、体育・スポーツに関する施設条件は、教学の一環として充実の努力が払われたが、現実には膨大な校地を必要とすることから、正課体育さえもが御所の饗宴場跡、鴨川河川敷などを借用して実施することを余儀なくされたのである。その間において、一九四七年の衣笠球場建設をはじめ西コート（一九五六）、広小路体育館（一九五八）など逐次改善がはかられたのである。

この状況を一挙に打開したのが、一九六三年の長計策定であった。すなわち、衣笠学舎整備の前提として、衣笠球場の移転が必要とされ、「長期計画の一環として総合グラウンド及び体育施設を整備するという方向で解決する」（一九六三・六・一五学園振興基本要綱）ことが決定され、以来、長計事業として終野グラウンド、第一・第二体育館をはじめとする体育施設が順次建設され、現在では、全体として他大学に比し遜色のない施設条件を整えるに至っている。

2. 教学充実の一環としてのスポーツ活動の前進

本学では、教育・研究を充実し発展させるにあたって、全学の構成員の努力にもとづきながら、小集団教育を軸とする教学改善、教学の現代化・総合化・共同化にとりくんできたが、そのなかで、正課の授業と並んで、学生の自主的集团的な課外活動の意義を重視し、その育成と援助をはかってきている。これをスポーツの分野で見ると、学友会中央パートの一つとしての体育会の発展を期待するとともに、個別の各部の活動についても、教員部長制の制度化（一九六〇）、大学から学友会への補助金による遠征費や用具費の援助、練習場・試合場としての大学施設の整備・貸与など、全学的な理解と支持にもとづきながら、援助を行ってきたものである。

学生側のとりくみを見ると、戦後の混乱の時期に施設・設備に恵まれないなかで出発した各部は、学生自身の努力と卒業生の指導や支援をうけて、着実な活動を積み重ねてきたものが多く、戦前からの伝統をもつ部と戦後のスポーツ発展のなかで新たな近代スポーツを追求する部とが協調し、一九五一年、全学協議会の場で体育会が発足し、以後、フレッシュマンキャンプやリーダーズキャンプを開催するなど各部の結集、全学生に開かれたスポーツ活動を標榜しつつ、各部の活動、力量を発展させている。

II 現在の到達水準

1. 施設の概況

一九八一年四月の一拠点完成時における本学の体育・スポーツ施設の概況は別表(1)に示すとおりである。

衣笠学舎とその周辺には、第一・第二体育館と中央・北・西・氷室の各グラウンドが設置され、正課体育は、毎時限、バレーボール(4)、バスケットボール(2)、ハンドボール(1)、サッカー(1)、卓球(3)、テニス(1)の計一二クラス開講を可能とし、三群三種目ローテーション方式による授業を行なっている。体育会各部のうち格技系および球技系の二〇の部の練習場およびボックスが設けられている。

第一次長計で整備された終野グラウンドと上賀茂グラウンドには、陸上競技場、野球場、馬場、和・洋弓道場、自動車練習場と、合宿所、ボックス、器具庫などが設けられ、体育会各部がここで活動している。

衣笠学舎の体育施設は、また、クラス等の自主的スポーツ活動に対して別表(2)のように開放され、体育会に所属しない学生の一般活用にも広く活用されている。

さらに、大学と地域との連携、地域住民の理解と支持をえた大学づくりをめざす意味で、スポーツ施設も正課・課外に支障のない範囲で、地域の行事等に開放している。

なお、一九七九年度全学協議会での確認による衣笠周辺のグラウンドの確

保・整備につき、現在、原谷に体育施設を建設中であるが、この整備を機会に、一拠点後の体育施設の総合的活用をはかることとしている。

2. 本学におけるスポーツ活動の位置と現状

(1) 大学教育とスポーツ

大学における体育・スポーツは、身体の発達、技術的・組織的な資質・能力の向上を通して、将来どのような労働をも選択でき、豊かな生活を築くことができる人間の形成をめざすものである。その場合、現在の社会的・文化的状況にかんがみ、学校体育における高校までの教育実態の把握と社会における国民の体育・スポーツ要求の実現、スポーツの大衆化、民主化の課題を認識した大学における体育・スポーツのあり方が追求されなければならない。

現在の学校体育については、指導要領による基準性、系統性の事実上の強制、従順で協力的な態度の養成などを強調し、競技技術偏重の傾向を助長するなど、真に身体とその能力の発達をはかるものとならず、また、その施設・設備等の条件整備は著しく立ちおくれ、指導者も不足し勝ちなために、種目がマンネリズム化し、学校体育不信を招いている、などの指摘がある。社会体育の面でも、公共の体育・スポーツ施設は著しく貧困であり、指導者も乏しく、国民のスポーツ要求に応える振興策が民主的に実現されることを期待する主張が出されている。

大学における体育・スポーツは、このような国民的課題を背景にしながら、また、学問研究の場にふさわしく、学術・文化の諸活動と相互に関連して発展させられるものである。すべての大学が体育大学のような教育組織、カリキュラム、施設設備をもちうるものではなく、大学全体の力量に応じた条件・体制のもとで、正課体育を基軸にしながら、課外の体育会各部の活動、クラスを中心とする自主的スポーツ活動をすすめるなかで、身体観、スポーツ観を養成し、スポーツの歴史的社会的役割を認識し、社会に出て、国民のスポーツ権を正しく発展させる活動の一員となりうるよう育成することが期待されているのである。

(2) 本学におけるスポーツ活動の現状

課外スポーツ活動のうち、体育会各部の活動は、現在、四三パートを擁し、それぞれの分野・種目のスポーツにおいて科学的、技術的な練習、各部・加盟組織の運営などの部活動について、一定の力量をつくりあげてきている。学生は、継続した集団活動を通じて、組織性・集団性を養い、計画性・持続性を身につけ、スポーツを通して歴史性や社会性の認識を深めることにより、国民的なスポーツの課題にこたえる力を養うことを求められている。

このような体育会活動の積極面とともに、大学体育会の弊害といわれるプロフェシヨナル的傾向、閉鎖的・特権的グループ化の傾向に対して批判が加えられてきている。本学では、学生としてのスポーツはあくまでも課外であつて学業を中心におくこと、全学生に開かれた各部の活動を志向することなどの方針を体育会自身が堅持し、実践的な努力も重ねてきているが、今後この点をさらに追求する必要がある。

体育会の現状は、四三パート一、二八七名、他に二部スポーツサークル七パート一五八名、公認同好会九パート四六三名である。合計一、九〇八名は全学生の九・一%を占め、一九七三年時の九三八名四・三%という落ちこみを克服し、体育会史上最大数を維持しており、他大学と比較して実数・比率とも平均を上回っている。女子の参加はまだ少く、一〇〇名程度(ブレイヤー六〇%、マネージャー四〇%)に留まっている。

体育会の運営をめぐる数年来のとりくみは、実績を築きあげてきたフレッシュマンキャンプやリーダーズキャンプに加えて、主将会議や主務会議の確立をはかり、それぞれ個別の実態と要求を基盤に、体育会として共通の課題と要求を模索し、全学生を視野に入れたスポーツ要求の実現にとりくもうとしてきている。学園祭でのスポーツ祭典・運動会、学部単位でのスポーツ大会などの具体的なとりくみが実践されており、また、総合立戦や関・関・立四大学定期戦などの交流対抗戦も粘りつよく追求されてきている。同時に、科学的な練習とかかわり、ビデオテープが活用され、トレーニングセンターやスポーツ資料収集などの要求がまとめられてきて

いる。

課外スポーツ活動のもう一つの側面は、クラスを中心とする自主的、集団的なスポーツ活動である。それは、青年のスポーツ要求の実現から出発して、単に身体とその能力の発達に留まらず、学生生活における自主性、集団性の育成、組織性、民主性の向上、社会性の涵養のうえでも重要な意義をもつ活動である。

一九八一年度、体育課に申込み、実際にスポーツに参加した学生の総数は五一、七〇〇名にのぼり、年々増加している。とりわけ、新入生歓迎行事、学園祭時のスポーツ祭典への組織的参加の占めるウエイトが大きく、体育施設の開放条件の改善とあわせて、スポーツ活動参加の働きかけ、組織化が重視されなければならない。

二部学生のスポーツ活動には、学生実態からみた困難な条件を考慮し、独自の援助が要請される。現在、第一体育館と中央グラウンドを中心に、使用施設の集中、照明等の条件整備、日祝日の利用など一定の配慮を含めた援助の改善を通じて、二部スポーツサークルの体制の確立をはじめとした前進がみられるが、さらに多くの二部学生の参加をうながすために、引き続き努力することが必要である。

Ⅲ 長期的課題

1. スポーツ活動のあり方

― 学生スポーツの発展に向けて ―

本学では、大学における体育・スポーツは、正課体育、体育会活動、クラス等の自主的集団的なスポーツ活動の三者が相互に関連し補完し合って発展するものと考えてきた。この三分野の活動は、それぞれ独自の役割と活動の蓄積をもちつつ、一定の到達段階を築きあげてきている。それはまた、学部教学、大学教育全体の発展に規定されると同時に寄与するものとして位置づけられるものである。

学生スポーツの発展を考える場合、これら三分野のそれぞれについて検討

すべきであるが、ここでは特に、学生の自主的活動として、体育会活動にしばって述べることとしたい。

体育会各部の抱える課題には、それぞれ独自のものがあるが、学生スポーツの発展をはかる立場で、次の課題が体育会に共通するものとして追求されるべきだと考える。

(1) 各部の組織的強化

体育会各部は、スポーツ活動に自主的に参加してきた部員によって構成される集団である。スポーツを媒介にして共通の目標をもち、練習を通じて切磋琢磨し、フェアプレイの精神、集団の団結が養われ、組織運営は民主的であることが求められる。

しかし、従来、運動部というとかく特別視され、一般学生と区別される傾向があり、入試におけるスポーツ推薦入学や卒業生(OB)を含めた封建的な体質、団体のあり方などが、スポーツを国民から遊離させてきたということもできよう。

本学では、戦後早くから、入学には一切の特別考慮をしない厳しい条件の下でこそ、真の大学スポーツマンとしての自負心と誇りを育てることができるという方針が確立され、それを基盤に全学の理解と支持が形成され、体育会も発展してきた。しかし、組織強化については、現状では、まだ多くの立ち遅れがある。この優れた方針を広く理解させ、全学生に開かれた体育会として、新入部員を確保し、各部の運営をより民主的に改め、さらに、各部が所属する上部組織(学内では体育会、学外では学生連盟や各種協会等)の運営に積極的に参加し、その責任を果たすことが要請されている。各部の利害のみでなく、体育会全体の問題を考え、さらには学生全体のスポーツ要求の実現をめざすことや、学生連盟でありがちな役員やOBまかせの上部組織加盟でなく、指導者や先輩の援助に学びつつ、学生自身の組織として大学スポーツの発展の責任と自覚をもった参加とすることが必要である。

現在の体育会が、今後の組織強化について積極的にとりくむことを期待したい。

(2) 活動方法の改善

体育会活動にとつて、競技、試合に勝てる強い部を作りあげることは重要な課題である。そのためには、基礎体力と運動能力を基礎に、それぞれの特徴とルール、競技方法の全体についての正しい認識にもとづき、科学的、意識的な練習が積みあげられる必要がある。科学的、意識的な練習という場合、部員一人ひとりの技術の向上をはかるとともに、積極的な意見を自由に出し、勝つための方針の決定に参加する権利を保障しなければならぬ。このような民主的運営こそが、集団への責任を持たない分散化や部員への信頼をもたない統制強化を克服しうるものである。具体的には集団の中心的役割をもつ各部幹部が、監督・コーチの指導・助言を正しく生かしつつ、高度の科学的認識と強い精神力にうらづけられた指導性と民主的運営が要求される。自己の体力の限界に挑戦し、最高度に活動しうる喜びを感じさせるトレーニングが、集団として展開されるような活動方法の強化に向けて、研究がすすめられることを期待したい。

(3) 体育会活動を通しての歴史性、社会性の養成

スポーツ活動は、前述してきたように全人格的な活動といふことができる。また、大学スポーツにおいて、部員はなによりもまず学生である。「スポーツを除けば何も残らない」者は体育会活動を行う資格をもたないといふ過言ではない。大学でスポーツ活動をする以上、スポーツの歴史的、社会的役割を正しく理解し、国民のスポーツ権を發展させる一員として自己の使命を果たしうる自覚を育てることが要請される。

(4) その他

体育会の今後の発展に向けて検討すべき課題について、今後、大学としても、その指導、援助の実践を積み重ねつつ、明らかにし、かつ具体的に追求をはかる必要があるが、その場合、学生自身の自主的なとりくみに依拠するとともに、広く国民的要請に応える大学づくりの一環として、そのあり方を策定することとする。

2. 施設その他の条件整備

一九八一年四月、一拠点完成に伴い、第二体育館が竣工し、正課、課外を含めた広小路学舎の体育施設も衣笠に移転し、体育施設の整備も一応の落着をみた。現在、中心校地の拡充と一九七九年全学協議会で確認された衣笠キャンパスに近い場所でのグラウンド確保の課題とにこたえるものとして、新校地「原谷」でのグラウンド建設がすすめられているが、これを含めた重点課題として、以下のことが考えられる。

(1) 施設条件

(イ) 今後、新たな体育施設の拡充は本学のもつ条件・力量からも容易ではないことを考慮して、原谷グラウンドの整備に伴う、全学体育施設の総合的配置と運用の検討を早急に行う。

(ロ) 衣笠学舎体育施設の見直しと有効利用の検討。

正課体育における使用方針と合わせた各施設の実施種目の検討、それを通じて体育会各部の利用、クラス等自主的スポーツへの活用、さらに二部学生の使用条件の確保をはかる。なお、これは衣笠キャンパスの環境整備、有効利用と深くかわる課題である。

(ハ) 練習場として、大学施設を貸与していない体育会各部に対する施設の援助のあり方の検討(例えば、プールなど)。

(2) 施設条件以外の援助

(イ) 体育会各部長はじめ指導に当たる教職員への措置の改善。

(ロ) 学生の健康・安全を維持する措置と体制の充実(講習会、研究会、事故の対応と保険制度等)。

(ハ) トレーニングルーム等科学的な活動を發展させるための施設設置とそれを維持しうる体制確保の検討。

(ニ) 体育会各部への援助改善とクラス等自主的スポーツへの援助改善(用具貸出等)。

3. 学生のスポーツ活動に対応する機関、体制の確立

学生(ならびにその他の大学構成員)のスポーツ活動に対応するために、大学の関連する機関ならびに部課で構成する委員会を設け、恒常的に問題を

別表(1) 体育施設(競技場・練習場)一覽

(1982.3.31現在)

施設名	規模	正 課	課 外 (体 育 会)
第1体育館	m ²		
2階競技場	1,728	バレーボール(2)	バレーボール バトミントン
1階ピロティ	600	卓 球(1)	(一般利用)
1階道場 ①	210		剣 道 相 撲
②	175		日 本 拳 法 小林寺拳法
③	157		柔 道 合 気 道
④	175		空 手 道
⑤	104		ボクシング
⑥	147		(体育課、保健体育教室、会議室、ボックス)
(計)	(4,615)		更衣室、便所、浴室、シャワー
第2体育館			
1階競技場	1,160	バスケット(1)	バスケット 体 操
地階競技場	754	卓 球(2)	卓 球 フェンシング 自転車
(計)	(2,496)		(事務室、実習室、更衣室、シャワー、便所)
重量挙道場	50		重 量 挙
中央グラウンド			
中 央 G	7,054	サ ッ カ ー (1)	(一般利用)
バ ス ケ ッ ト	1,410	バ ス ケ ッ ト (1)	(一般利用)
バレーボール	1,380	バレーボール(1)	(一般利用)
(計)	(9,925)		
北グラウンド	3,178	ハンドボール(1)	ハンドボール (一般利用)
(計)	(7,420)		
西 コ ー ト			
北 2 面	2,410	テ ニ ス (1)	軟 式 庭 球
南 3 面	1,870		硬 式 庭 球
(計)	(4,342)		(更衣室)
氷室グラウンド	5,234	バレーボール(1)	(一般利用) ソフトボール
梶野グラウンド			
陸上競技場	20,720		陸上競技、ラグビー、アメリカンF B、
			サッカー
野 球 場	13,094		硬式野球、準硬式野球(高校硬式)
馬 場	5,508		馬 術
洋弓練習場	840		アーチェリー
自動車練習場	5,644		自 動 車
(計)	(115,423)		(合宿所、ボックス、馬房その他)
上賀茂グラウンド			
グラウンド	7,150		陸上ホッケー(高・中ホッケー、高校サッカー)
弓 道 部	750		弓 道 (和弓道場を含む)
(計)	(21,065)		(合宿所等)
ボート部艇庫	370		ボ ー ト (艇庫)
ヨット部艇庫	借地 495		ヨ ッ ト (ッ)

※ (計) は各施設の総面積を示す。

〔出所〕 学生課調べ

うけとめ、処理、解決をはかる必要がある。
 現在、立命館大学体育施設管理運営委員会が、学生代表も含めて設置されているが、この委員会には保健体育教室、保健センター等学生のスポーツ活動と密接にかかわる部門を構成メンバーに含んでいないので、これらを含め

た構成と役割を明らかにし、必要とされる活動を担当する体制を確立すべきである。
 (別表(2)「施設別の種目および利用時間帯一覽表(一九八一年度)」省略)

七五 学園の民主的な体制・組織の整備について

—第三次長期計画に関する答申〔追七〕— ☆

一九八二(昭五七)・三・三一 八〇・八一年度長期計画委員会

はじめに

標記の諮問事項は長期計画委員会第一〇回総会の確認するところにより、学園規模問題を検討してきた第一小委員会が担当することとなった。

一九七九年度全学協議会確認は、八〇年代およびそれ以降の長期的課題として、「八〇年代およびそれ以降の学園の発展にふさわしい学園の民主的体制、組織について——学生の民主的参加のいっそうの充実を図る問題を含めて——検討していく」(確認文書一三頁)ことを明記している。本諮問事項は、この確認に基づいてなされたものである。したがって、本諮問事項は理事会がその固有の責務にもとづいて取りこんでいる当面の体制・組織の整備(例えば「学部長選挙規程」「高中学校運営規程の一部改正」や「副学長制の新設」「事務体制の整備」など)とは異なり、一定長期の展望の下における学園の民主的体制のいっそうの充実をはかる観点からとらえなければならない。

また、今年度の長期計画委員会の答申にもとづき、学園は八〇年代およびそれ以降の学園の創造的発展に向けて努力を行うのであるが、本諮問事項はそれを推進し保障するにふさわしい民主的体制・組織を確立するという観点からとらえなければならない。したがって現行の体制・組織について、(イ)学園の民主化の到達点を正しくふまえ、(ロ)その位置づけを新しい段階でとらえ直し、(ハ)将来に向って発展させるものを明確にして、今後の改革をはからねばならない。

I 検討にあたっての基本視点

1. 学園の民主化、大学自治の確立の到達点をふまえたものであること。

- ① 本学は憲法、教育基本法に基づき、平和と民主主義の教学理念を堅持し、

国民的要請に応える教育・研究を追求してきた。そのために、学園民主化の課題を高くかけ、その実現のために努力してきた。教職員・院生・学生はもとより、校友(学外の理事・評議員の主たる選出母体となっている)をも含めた民主化への努力は、本学の歴史が誇るところである。

- ② こうした努力により、確立してきた今日の全構成員の総意による学園運営の姿は、他私学に類をみない水準に達している。それは、(イ)学生、教職員の自主的・民主的諸活動の尊重・保障、(ロ)全学協議会・学園振興懇談会等の民主的諸制度の確立、学生・職員参加の総長・学部長選挙、(ハ)理事会、評議員会等における学内機関の意思の尊重、(ニ)財政の民主化、(ホ)学問の自由に根ざした大学自治の確立、そのための学園からの暴力の一扫など、明確に確立された体制・制度のほか、不文律的に確立されてきた慣行、日常不断の運動等が重層的に積みかさねられて維持されてきている。

- ③ このような学園民主化・大学自治確立の歴史的到達点を正しくふまえて、これをさらに発展させることを基本視点として、八〇年代およびそれ以降の民主的体制・組織の整備をはからなければならない。

2. 教育研究、管理運営の統一の立場をふまえたものであること。

- ① 本学では(故)末川名誉総長の就任以来、学部長理事制をとってきている。これは、教育と研究に責任をもち、学部自治・大学自治の一つの基礎である教授会の代表者たる学部長が、同時に学園の理事として責任を果していくものであり、教育研究と管理運営の統一を体現しているものである。本学の民主化の歴史の中で築きあげてきた高い次元の制度であり、本学園運営のかなめをなしている。

- ② 今日、いわゆる中教審路線に基づく筑波大学方式や放送大学方式など、教育研究と管理運営の分離、ひいては大学の自治の破壊にもつながりかねないようなごきが行進している中で、本学の八〇年代およびそれ以降にあるべき体制・組織はこのかなめをしっかりとふまえ、これをさらに発展させることを基本視点としなければならない。

3. 民主化と効率化をともに推進するものであること。

① 民主化の高い到達点をふまえ、これをさらに発展させることを視点とすると同時に、その到達度にふさわしい効率的な体制・組織の確立と、運営のあり方が追求されなければならない。

② 本学では、民主的運営にかかわる諸制度・体制を歴史的蓄積として積みあげてきている。すなわち、全学協議会、学園振興懇談会、大学院懇談会、学部五者会談、業務協議会、あるいは部課長会議、職場会議、さらには教員諸会議や各種委員会などである。これらの諸制度の位置づけをあらためてあきらかにし、民主的協議と集中的管理の統一を發展させる立場から検討されねばならない。計画と決定過程における民主化の徹底と、執行過程における集中化と分権化が追求されなければならない。

③ 本来、組織の近代化とそれによる効率性の追求は、民主主義的課題の一環たるべきものであり、ともに推進させる視点をもたなければならない。今日の総合大学・総合学園としての本学の組織運営にあつて、いよいよ重要となるであろう視点である。

4. 国民の要請に応え、大学の社会的使命を果すものであること。

今日、一部私学にみられる腐敗現象は、体制・組織の前近代性や非民主性もさることながら、基本的には大学の社会的使命を忘失していることの現われであるといえる。国民のための私学づくりをめざす本学にとって、八〇年代およびそれ以降にあるべき体制・組織は、学園の民主化、大学の自治の確立とともに、大学の社会的使命に照した国民的要請を日常的にくみあげえるものでなければならない。二一世紀的展望にたつとき、この視点はますます重要性をもつものとならう。

II 検討課題となる項目

本委員会としては、検討対象たりうる課題を以下の如く全面的に列挙することとした。その理由は、課題を当初から固定化・倭小化することなく、上記視

点から抽出さるべき課題の重点化は、すぐれて新しい次期委員会の新しい問題意識によってなされるべきものと考えたからにはかならない。

(1) 学園運営の組織

① 運営機関

- (イ) 理事会
- (ロ) 学内理事会
- (ハ) 常務理事会
- (ニ) 総長、学長（副学長）
- (ホ) 評議員会
- (ヘ) 高中審議会、その他

② 教学機関

- (イ) 教授会・二部協議会（各科会議、主任会議、研究科委員会等の機能も含めて）
- (ロ) 大学協議会
- (ハ) 図書館長、人文科学研究所所長、理工学研究所所長、教学部長、学生部長など

(2) その他の教学機関（各種委員会など）

③ 事務機構・体制

- (イ) 機構・組織
 - (ロ) 職制（部長、次長、課長、課長補佐、部課長制度）
 - (ハ) 本部事務——理事會事務局機構の強化
 - (ニ) 研究事務——研究事務機構の強化
 - (イ) 全構成員参加の組織
 - (ロ) 全学協、学振懇——その下での日常機関
 - (ハ) 五者会談（二部懇）——専攻懇、二部学部懇
 - (ニ) 選挙参加（総長、学部長）
- (3) 国際性、地域性など新しい課題に対応する体制・組織

以上

立命館史編纂委員会名簿

委員長 岩井 忠熊 教授

委員 後藤 靖 教授

衣笠 安喜 教授

(以上常任委員)

畑中 和夫 教授

寺島 平 教授

小林 幸男 教授

貞広 太郎 教授

橋本二三男 教諭

伊藤 昭 総務部長

栗山 崇 入学課長

(事務局) 総務部 総務課

(編纂室) 主任 金井 直彦

崩場 弘

